

ともに創り ともに生きる

ノーマライゼーションプラン金沢2021



**OUTSIDER
ART
PROJECT**

<http://www.kanazawart.com>

第5次金沢市障害者計画

令和3年度（2021年度） ▶ 令和8年度（2026年度）

ともに創り ともに生きる

ノーマライゼーションプラン金沢 2021

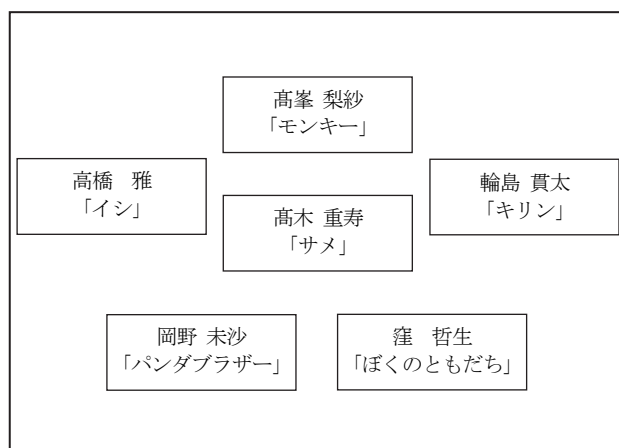
第5次金沢市障害者計画

令和3年度(2021年度) ▶ 令和8年度(2026年度)

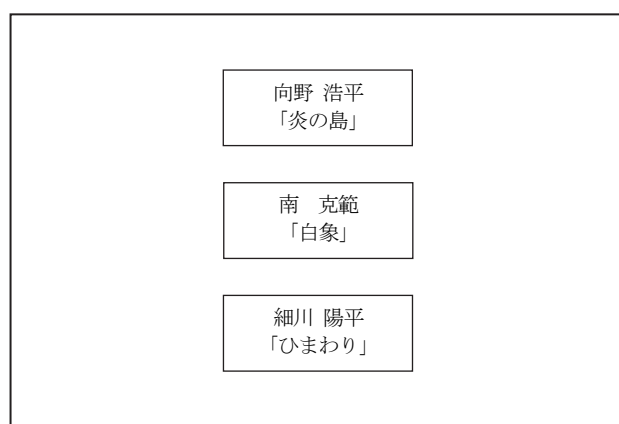
金沢市は、優れた芸術的才能を持つ障害のある人が、創作活動を通じて収入を得て、自立できる仕組みを構築するため、令和2年度より「OUTSIDER ART PROJECT」を始動しています。本プロジェクトは、これまでアーティストの創作活動を支援してきた金沢アート工房と、金沢A I ビレッジの採択第1号であり世界的著名なアニメーションスタジオ「トンコハウス・ジャパン」と連携し、著作権管理を主軸とした金沢版ビジネスモデル構築をめざすプロジェクトです。

表紙および裏表紙は「OUTSIDER ART PROJECT」の第1弾企画のアウトサイダー・アートの作品を絵柄として採用し制作したコースターの図案です。

表紙の絵



裏表紙の絵



はじめに

金沢市では、ノーマライゼーション社会の実現を基本目標に、平成10年に金沢市障害者計画「ノーマライゼーションプラン金沢」を策定し、以降、社会情勢の変化や障害のある人の多様なニーズに対応するため、平成16年に「ノーマライゼーションプラン金沢2004」、平成21年に「ノーマライゼーションプラン金沢2009」、平成27年に「ノーマライゼーションプラン金沢2015」として、数次にわたり計画を改訂し、障害のある人の施策の充実に努めてきました。この間、障害のある人の権利擁護の推進や自立・社会参加の促進に向けた施策の具現化に取り組み、障害のある人が地域で安心して暮らしていくための環境整備や社会参加・就労の促進が図られるなど、この計画の推進により一定の成果があったものと思っています。

さて、わが国においては、少子高齢・人口減少社会の急速な進展や人間関係の希薄化、社会的孤立等の課題が表面化する中、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大が障害のある人の生活にも大きな影響を及ぼすなど、これまでに増して障害のある人およびそのご家族の方は、将来への心配や不安を感じていると懸念されます。

こうした状況を踏まえ、障害のある人を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、障害のある人の切実な思いに答えていくため、第5次金沢市障害者計画「ノーマライゼーションプラン金沢2021」を策定しました。本プランでは「親なき後」や災害時等の不安を解消し、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステム「地域生活支援拠点推進事業」の充実に努めるほか、障害の社会モデルの考え方にに基づき、差別の解消と合理的配慮の促進を図ることにより、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現を目指すとともに、医療的ケアが必要な児童に対する支援など、障害のある児童への支援強化を重点施策としています。

この計画の策定にあたり、障害のある人や事業者等のアンケート調査、重症心身障害のある人やそのご家族との意見交換、市民フォーラムの開催等を通じて、多くの貴重なご意見をいただきました。また、計画策定に多大なご尽力をいただいた金沢市障害者施策推進協議会や各専門委員会の委員の皆様には、専門的・多角的な視点から示唆に富む貴重なご意見とご提言をいただきました。市民の皆様、委員の皆様には、心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進に際し、引き続きご協力とご支援をお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

金沢市長 山野之義

「ともに創り、ともに生きる」 誰もが安心して住めるまち金沢の実現をめざして

この度、第5次金沢市障害者計画「ノーマライゼーションプラン金沢2021」を無事に策定することができました。計画の策定にあたってご尽力いただいた、金沢市障害者施策推進協議会の皆さん、市民フォーラム実行委員会の皆さん、意見をいただいた市民の皆さん、関連団体の皆さん、障害福祉課をはじめとする金沢市の皆さんにお礼を申し上げます。

本計画は1998年に策定した市町村障害者計画「ノーマライゼーションプラン金沢」にみる、「障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、女性も男性も、すべての人が一人ひとり大切にされ、いきいきと自分の生き方ができる。金沢をそんなまちにしたい」とした考え方を継承し、障害のある人、家族、市民と共に創りあげる計画づくりを心がけています。

今回の改訂にあたっては、障害のある人への調査に加え、市民の皆さんや障害者差別解消支援地域協議会へ参加されている公共交通機関、商工・観光関連団体等の方を調査対象とし、いままで以上に多くの方々から、障害のある人への施策について幅広く意見の集約を行いました。その成果を踏まえ、本計画は基本的な考え方を継承しながら、時代の変化に対応して次にあげる変更等を行っています。

具体的には施策体系の見直しと新設を次のとおり行いました。

はじめに施策体系の「守られる」と「住まう」を統合改編し、共生社会の実現を目的とする「ともに生きる」を新設し、関連施策を拡充しました。

次に前回計画では重症心身障害のある人たちへの施策に取り組みましたが、今回はさらに子育て支援の充実や医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援を強化するため「豊かに育つ」を新設しました。

前回計画策定以降、障害のある人を取り巻く社会的状況は日々変化しています。この数年だけでも、ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定、ユニバーサル社会実現推進法の制定、バリアフリー法の一部改正、障害者文化芸術推進法の制定、読書バリアフリー法の制定等をあげることができ、金沢市においても金沢市手話言語条例を制定しました。

また、今後改正が検討されている障害者差別解消法の見直しへの対応も本計画において考慮しています。あわせて、ICTの利活用、IoT、AIを活用したスマートインクルージョンへの対応についても本計画に盛り込みました。

現状に決して満足することなく、引き続き「合理的配慮」の内容をより具体的に進めることにより、障害のある人の人権をいままで以上に保障するため、計画の具体化、さらには次期計画に向けて取り組んでいく必要があります。

令和3年（2021年）3月

金沢市障害者施策推進協議会会長

森 山 治

もくじ

●表紙・裏表紙の絵について ————— 2

●はじめに ————— 3

●「ともに創り、ともに生きる」誰もが安心して住めるまち金沢の実現をめざして ————— 4

第1部 行動計画

第1章 序 論

第1 策定の主旨 / 23

1 計画策定の背景 ————— 23

(1) 国際的動向 …………… 23 (2) わが国の動向…………… 23

2 金沢市の取り組み ————— 26

(1) 金沢市障害者長期行動計画 …………… 26 (6) 金沢市地域福祉計画…………… 28

(2) 福祉プラン21金沢 …………… 27 (7) 金沢市手話言語条例…………… 28

(3) ノーマライゼーションプラン金沢 …………… 27 (8) ユニバーサルデザインに配慮した「人にやさしいまちづくり」…………… 28

(4) 障害福祉計画・障害児福祉計画 …………… 27

(5) みんなで支え合う健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例 …………… 28

第2 計画の策定および推進方法 / 30

1 ニーズの把握等 ————— 30

2 計画の策定および推進体制 ————— 30

第3 目標年度の障害のある人の数 / 32

1 目標年度の人口 ————— 32

2 目標年度の身体障害者手帳所持者数 ————— 32

3 目標年度の療育手帳所持者数 ————— 34

4 目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数 ————— 35

5 難病患者等 ————— 36

6 発達障害のある人 ————— 36

7 高次脳機能障害のある人 ————— 37

8 障害支援区分認定者 ————— 37

第4 障害保健福祉圏域 / 38

第2章 総論

第1 計画の性格等 / 39

| | |
|---------|----|
| 1 計画の性格 | 39 |
| 2 計画の範囲 | 39 |
| 3 計画の期間 | 40 |

第2 基本目標 / 41

第3 基本的視点 / 42

第4 重点課題 / 42

第3章 各論《生活場面別計画》

I ともに生きる / 48

| | |
|----------------------------|----|
| 1 将来の安心と生活の場の確保 | 50 |
| (1) 地域生活支援拠点推進事業の充実 | 50 |
| (2) 包括的支援体制の整備 | 51 |
| (3) 家族や介護者への支援 | 51 |
| (4) 民間住宅、公営住宅、居住サポート | 52 |
| (5) グループホーム、福祉ホーム | 53 |
| (6) 入居施設（入所施設） | 53 |
| (7) 日常生活自立支援事業の普及 | 54 |
| 2 差別の解消と配慮の促進 | 54 |
| (1) 障害の理解促進 | 54 |
| (2) 障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供 | 55 |
| 3 心のユニバーサルデザインの推進 | 56 |
| (1) 心のユニバーサルデザイン推進事業の実施 | 57 |
| (2) 公共空間におけるモラルの向上 | 57 |
| (3) 学校等における福祉教育の推進 | 58 |
| 4 権利擁護の推進 | 58 |
| (1) 成年後見制度利用支援の充実 | 59 |
| (2) 金沢権利擁護センターの充実 | 59 |
| (3) 苦情相談の充実 | 59 |
| (4) 消費生活における障害のある人の権利の保障 | 60 |
| (5) 犯罪における障害のある人の権利の保障 | 60 |
| 5 虐待の防止 | 60 |
| (1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発 | 61 |
| (2) 障害者虐待防止センターの充実 | 61 |
| (3) 虐待防止ネットワークの構築 | 61 |
| 6 防災・安全対策の充実 | 61 |
| (1) 予防対策 | 62 |
| (2) 応急対策 | 63 |
| (3) 施設等の非常災害対策の推進 | 64 |
| (4) 感染症対策 | 65 |

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 7 | 生活支援サービスの充実 | 65 |
| (1) | 訪問系サービスの充実 | 65 |
| (2) | ショートステイ（短期入所）の充実 | 66 |
| 8 | 福祉機器の活用 | 66 |
| (1) | 金沢福祉用具情報ブラザの充実 | 67 |
| (2) | 補装具・日常生活用具の給付等 | 67 |
| 9 | 障害福祉サービス人材の確保と質の向上 | 67 |
| (1) | 人材の育成・確保 | 68 |
| (2) | ICTやロボットの利活用 | 68 |
| (3) | 事業所への指導監督体制の強化 | 69 |
| 10 | ボランティア活動の充実 | 69 |
| (1) | 各種ボランティア養成講座の充実 | 69 |
| (2) | ボランティア活動への支援 | 70 |
| (3) | 自発的活動支援事業の推進 | 70 |
| (4) | 福祉系教育機関との連携 | 70 |

Ⅱ 働 く / 71

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 1 | 一般就労の拡大と支援 | 72 |
| (1) | 金沢障害者就業・生活支援センターの充実 | 72 |
| (2) | ジョブコーチ制度の充実 | 72 |
| (3) | 就労支援ネットワークの形成 | 72 |
| (4) | 市や公的機関での雇用の促進 | 73 |
| (5) | 職業訓練の充実 | 73 |
| (6) | 専門分野の職域の維持 | 73 |
| (7) | 一般就労を支える環境整備 | 73 |
| (8) | 民間企業の理解促進 | 74 |
| (9) | 福祉施設から一般就労への移行 | 74 |
| 2 | 多様な働く場の整備と充実 | 74 |
| (1) | 福祉的就労の場の整備と活動支援 | 75 |
| (2) | 地域活動支援センターの充実 | 76 |
| 3 | 文化芸術活動等を通じた就労支援 | 76 |
| 4 | 安心して働き続けるための支援 | 77 |
| (1) | ともに働く人の理解促進 | 77 |
| (2) | 相談システムの整備 | 77 |
| (3) | 市独自の就労継続助成制度の充実 | 77 |
| (4) | 就労定着につながるサービスの充実 | 78 |
| (5) | 福祉事業所の質の向上 | 78 |
| (6) | コロナ禍における就労支援 | 78 |

Ⅲ 得 る / 80

| | | |
|-----|---------------|----|
| 1 | 所得の保障 | 81 |
| (1) | 障害年金制度の充実 | 81 |
| (2) | 手当の拡充 | 81 |
| 2 | 負担の軽減 | 81 |
| (1) | 軽減策の検討 | 81 |
| (2) | 医療費負担の軽減 | 82 |
| (3) | 生活費の助成 | 82 |
| 3 | 障害の状態に応じた配慮 | 82 |
| 4 | 生活に困っている人への支援 | 83 |
| (1) | 生活保護制度の充実 | 83 |
| (2) | 障害基礎年金制度の周知 | 83 |

Ⅳ 豊かに育つ / 84

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 1 | 障害のある児童への支援 | 85 |
| (1) | 相談・支援機関の連携 | 85 |
| (2) | 早期療育体制の充実 | 86 |
| (3) | インクルーシブ保育・幼児教育の推進 | 86 |
| (4) | 放課後や長期休暇中の児童の支援 | 87 |

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 2 | 医療的ケアを要する障害のある児童への支援 | 88 |
| (1) | 医療的ケアを要する障害のある児童への支援強化 | 88 |
| (2) | 障害児通園施設ひまわり教室の機能強化 | 89 |
| (3) | 医療的ケアを要する障害のある児童の家族や介護者への支援 | 90 |
| 3 | 重症心身障害のある児童等への支援 | 90 |
| (1) | 重症心身障害のある児童等への支援の充実 | 91 |
| (2) | 重症心身障害のある児童等の家族や介護者への支援 | 91 |

V 学 び / 92

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 1 | 学校教育の充実 | 93 |
| (1) | インクルーシブ教育システムの推進 | 93 |
| (2) | 障害のある児童生徒への支援 | 93 |
| (3) | 小・中学校への支援 | 94 |
| (4) | 高等教育・専門教育の充実 | 94 |
| (5) | 教育相談 | 95 |
| 2 | 生涯教育の充実 | 95 |
| (1) | 障害のある人を対象とする生涯学習の場の提供 | 95 |
| (2) | 学習の場のバリアフリー化 | 96 |
| (3) | 図書館サービスの充実 | 96 |

VI 遊 び / 97

| | | |
|-----|-------------------|-----|
| 1 | 文化芸術活動の推進 | 98 |
| (1) | 文化に親しむ機会の充実 | 98 |
| (2) | 文化芸術活動の発表の場 | 98 |
| (3) | 文化施設等の整備と入場料金等の割引 | 99 |
| 2 | スポーツ・レクリエーションの振興 | 99 |
| (1) | スポーツに親しむ機会の充実 | 99 |
| (2) | スポーツイベントの開催 | 100 |
| (3) | 体育施設等の整備と入場料金等の割引 | 100 |
| (4) | 指導員の養成 | 101 |
| (5) | 温泉療養事業 | 101 |

VII つきあう / 102

| | | |
|-----|--------------------------------|-----|
| 1 | 交流活動の推進 | 103 |
| 2 | コミュニケーション手段の確保 | 103 |
| (1) | 手話言語条例関連施策の推進 | 104 |
| (2) | 盲ろう者（視覚・聴覚に障害のある人）のコミュニケーション支援 | 104 |
| (3) | 視覚に障害のある人のコミュニケーション支援 | 105 |
| (4) | 重度障害者入院時意思疎通支援事業の実施 | 105 |
| 3 | 生活訓練事業の充実 | 105 |
| (1) | 聴覚に障害のある人の生活訓練事業の充実 | 105 |
| (2) | 盲ろう者（視覚・聴覚に障害のある人）の生活訓練事業の充実 | 105 |
| (3) | 視覚に障害のある人の生活訓練事業の充実 | 106 |

VIII 出かける / 107

| | | |
|-----|------------------------------|-----|
| 1 | 外出時の支援の充実 | 108 |
| (1) | 移動支援の充実 | 108 |
| (2) | メルシーキャブサービスの充実および効果的な事業運営の検討 | 109 |
| (3) | 福祉タクシーチケット | 109 |
| (4) | 自動車改造・免許取得の広報と推進 | 109 |
| (5) | 視覚に障害のある人の移動システム | 109 |

| | | | |
|--------------------------|-------|---------------------------|-----|
| (6) 精神に障害のある人の運賃割引 …………… | 109 | (8) 冬季降雪時の外出支援…………… | 110 |
| (7) 手話通訳派遣のネットワーク化 …………… | 110 | (9) ICTを活用した外出支援…………… | 110 |
| 2 移動に関するユニバーサルデザインの推進 | ————— | | 110 |
| (1) 公共交通機関のユニバーサルデザイン化 | 110 | (3) 障害者専用駐車場の普及啓発…………… | 113 |
| (2) 歩道・道路のユニバーサルデザイン化 …… | 112 | | |
| 3 建築物等のユニバーサルデザインの推進 | ————— | | 114 |
| (1) 市有施設のユニバーサルデザイン化 …… | 114 | (3) 観光施設のユニバーサルデザイン化…………… | 115 |
| (2) 民間施設のユニバーサルデザイン化 …… | 115 | | |

Ⅸ すこやかに暮らす / 117

| | | | |
|-------------------------|-------|------------------------|-----|
| 1 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進 | ————— | | 118 |
| (1) 健康づくりへの支援 …………… | 118 | (3) 障害発見時の支援…………… | 118 |
| (2) 健康診査等の推進 …………… | 118 | (4) 専門機関のネットワーク構築…………… | 119 |
| 2 健康保持・増進施策の充実 | ————— | | 119 |
| (1) 健康の保持と増進への生活コーディネート | 119 | (3) 健康相談・訪問指導…………… | 119 |
| (2) 情報の発信 …………… | 119 | (4) 重い障害のある人の健康保持…………… | 120 |
| 3 医療サービスの充実 | ————— | | 120 |
| (1) 障害のある人への診療体制の充実 …… | 120 | (3) 訪問看護・医療相談の充実…………… | 121 |
| (2) 医療費の負担軽減 …………… | 121 | (4) 各種専門職の配置等…………… | 121 |
| 4 機能回復・維持訓練などの充実 | ————— | | 121 |
| (1) 機能訓練等の充実 …………… | 122 | (2) 日中活動の場の整備充実…………… | 122 |

X 知る / 124

| | | | |
|-------------------------|-------|-----------------------------------|-----|
| 1 わかりやすい行政情報の提供 | ————— | | 125 |
| (1) ICTを活用した情報提供 …………… | 125 | (2) 災害・緊急時の情報提供の充実…………… | 125 |
| 2 情報のユニバーサルデザインの推進 | ————— | | 126 |
| (1) 行政情報のユニバーサルデザイン化 …… | 126 | (3) 読書バリアフリー法に基づく各種施策の展 開…………… | 127 |
| (2) 情報のユニバーサルデザインの普及促進 | 127 | | |

XI 参加する / 128

| | | | |
|--------------------------|-------|------------------------|-----|
| 1 政治参加の保障 | ————— | | 129 |
| 2 行政参加の推進 | ————— | | 129 |
| (1) 金沢市障害者施策推進協議会の充実 …… | 129 | (4) 要望等の受付機能…………… | 130 |
| (2) 金沢市障害者自立支援協議会の充実 …… | 130 | (5) 基本構想段階からの参加促進…………… | 130 |
| (3) 市民フォーラムの開催 …………… | 130 | | |
| 3 社会参加の推進 | ————— | | 131 |
| (1) 地域活動・経済活動への参加 …………… | 131 | (3) ボランティア活動への参加…………… | 131 |
| (2) スポーツ・レクリエーションへの参加 …… | 131 | | |

XII 使 う / 132

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1 地域で安心して生活するための相談支援体制の充実 | 133 |
| (1) 生涯にわたり一貫性のある相談支援体制の 確立 | 133 |
| (2) 相談機能の充実 | 133 |
| (3) 地域生活支援事業の充実 | 134 |
| (4) 自立支援協議会機能の充実 | 134 |
| 2 利用者の立場に立った利用手続き | 134 |
| (1) 利用手続きの改善 | 134 |
| (2) 障害者総合支援法の認定調査の充実 | 135 |
| (3) 市の窓口対応の充実 | 135 |

第2部 障害のある人たちのニーズ等

第1章 調査の概要

| | |
|--------------|-----|
| 1 調査の目的 | 139 |
| 2 調査方法等 | 139 |
| 3 回収結果 | 140 |
| 4 調査・分析にあたって | 141 |

第2章 障害のある人

第1 調査対象者の属性等 / 142

| | |
|----------------|-----|
| 1 アンケートの記入者 | 142 |
| 2 年齢・性別 | 143 |
| (1) 年齢 | 143 |
| (2) 性別 | 143 |
| 3 家族数と同居者 | 144 |
| (1) 家族数 | 144 |
| (2) 同居者 | 145 |
| 4 障害者手帳・障害支援区分 | 146 |
| (1) 身体に障害のある人 | 146 |
| (2) 知的障害のある人 | 147 |
| (3) 精神に障害のある人 | 148 |
| (4) 障害のある児童 | 149 |
| (5) 障害支援区分 | 150 |

第2 ニーズ等 / 152

I とともに生きる / 152

| | |
|-------------|-----|
| 1 住居・生活場所 | 152 |
| (1) 現在の住まい | 152 |
| (2) これからの生活 | 152 |

| | | |
|-----|----------------------|-----|
| 2 | 日常生活上の介助および介助者 | 153 |
| (1) | 介助が必要か | 153 |
| (2) | 介助を受けているか | 154 |
| (3) | 主な介助者 | 155 |
| (4) | 主な介助者に必要な支援 | 156 |
| (5) | 主な介助者が介助できなくなった場合 | 157 |
| 3 | 障害に対する理解や差別 | 158 |
| (1) | 差別やいやな思い | 158 |
| (2) | 障害者差別解消法施行後の評価 | 160 |
| (3) | 障害についての理解や心づかい | 161 |
| 4 | 成年後見制度 | 163 |
| (1) | 成年後見制度の利用状況 | 163 |
| (2) | 成年後見制度の利用意向 | 163 |
| 5 | 日常生活自立支援事業 | 164 |
| (1) | 日常生活自立支援事業の利用状況 | 164 |
| (2) | 日常生活自立支援事業の利用意向 | 164 |
| 6 | ヘルプマーク・HELPカード | 165 |
| (1) | ヘルプマークの利用 | 165 |
| (2) | HELPカードの利用 | 166 |
| 7 | 災害 | 167 |
| (1) | 災害時に困ること | 167 |
| (2) | 避難場所を知っているか | 168 |
| (3) | 一人で避難できるか | 169 |
| (4) | 一人で家にいる時に助けてくれる人がいるか | 170 |
| 8 | 障害福祉サービス等 | 171 |
| (1) | 居宅介護 | 171 |
| (2) | 重度訪問介護 | 172 |
| (3) | 短期入所 | 173 |
| (4) | 自立生活援助 | 174 |
| 9 | 地域生活支援拠点等 | 175 |
| (1) | 地域生活支援拠点モデル事業の周知度 | 175 |
| (2) | 地域生活支援拠点 | 175 |
| 10 | ボランティアの受け入れ | 176 |

Ⅱ 働 く / 177

| | | |
|-----|---------------|-----|
| 1 | 就労状況 | 177 |
| (1) | 就労の有無 | 177 |
| (2) | 勤務形態 | 178 |
| (3) | 仕事の悩みや困っていること | 179 |
| (4) | 就職するときの支援 | 181 |
| (5) | 仕事による1年間の収入 | 182 |
| 2 | 働いていない理由 | 183 |
| 3 | 就労意向 | 184 |
| (1) | 今後、働きたいか | 184 |
| (2) | 希望勤務形態 | 184 |
| 4 | 就労促進のために必要なこと | 185 |

Ⅲ 得 る / 186

| | | |
|---|-----|-----|
| 1 | 生活費 | 186 |
|---|-----|-----|

Ⅳ 豊かに育つ / 187

| | | |
|-----|-------------|-----|
| 1 | 早期療育 | 187 |
| (1) | 児童発達支援 | 187 |
| (2) | 居宅訪問型児童発達支援 | 187 |

| | | | |
|----------------|-----|--------------|-----|
| (3) 医療型児童発達支援 | 188 | (4) 保育所等訪問支援 | 188 |
| 2 放課後等の居場所 | 189 | | |
| (1) 放課後児童クラブ | 189 | (3) 日中一時支援事業 | 191 |
| (2) 放課後等デイサービス | 190 | | |

V 学 び / 192

| | | | |
|----------------------|-----|----------------|-----|
| 1 通園・通学の状況 | 192 | | |
| (1) 通園・通学の状況 | 192 | (3) 通園・通学で困ること | 194 |
| (2) 通園・通学先等 | 193 | | |
| 2 希望する学習形態 | 195 | | |
| 3 特別支援教育サポートセンター（仮称） | 196 | | |
| 4 卒業後の進路 | 197 | | |
| 5 この1年間の学習活動と今後の意向 | 198 | | |

VI 遊 び / 199

| | | | |
|-------------------------|-----|-------------------------------|-----|
| 1 文化芸術活動 | 199 | | |
| (1) 文化芸術活動と今後の意向 | 199 | (3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の周知度 | 202 |
| (2) 文化芸術創作活動と今後の意向 | 201 | | |
| 2 コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学 | 203 | | |
| 3 スポーツ教室、大会などへの参加 | 204 | | |
| 4 旅行・キャンプ・つりなど | 205 | | |

VII つきあう / 206

| | | | |
|-------------------------------|-----|--------------------------------|-----|
| 1 趣味の同好会への参加 | 206 | | |
| 2 ボランティアなどの社会活動 | 207 | | |
| 3 障害のある仲間とのふれあい | 208 | | |
| 4 町会・地域活動 | 209 | | |
| 5 聴覚または言語に障害のある人のコミュニケーション手段 | 210 | | |
| (1) 手話通訳者・要約筆記者の利用（聴覚に障害のある人） | 210 | (2) 聴覚または言語に障害のある人のコミュニケーション手段 | 210 |

VIII 出かける / 211

| | | | |
|-------------------|-----|----------|-----|
| 1 外出頻度 | 211 | | |
| 2 外出するうえで困ること | 212 | | |
| 3 外出しない理由 | 213 | | |
| 4 外出支援 | 214 | | |
| (1) 同行援護または移動支援事業 | 214 | (2) 行動援護 | 215 |

Ⅸ すこやかに暮らす / 216

| | | | | | |
|---|----------------|-----|-------------------|--|-----|
| 1 | 精神科での治療 | 216 | | | 216 |
| | (1) 精神科での治療状況 | 216 | (3) 精神科医療で困っていること | | 217 |
| | (2) 精神科への入院 | 216 | (4) 家計に占める医療費の割合 | | 218 |
| 2 | 医療のことで困っていること | | | | 219 |
| 3 | 障害福祉サービス等 | | | | 220 |
| | (1) 生活介護 | 220 | (4) 療養介護 | | 221 |
| | (2) 自立訓練（機能訓練） | 220 | (5) 地域活動支援センター | | 222 |
| | (3) 自立訓練（生活訓練） | 221 | (6) 訪問入浴サービス | | 222 |

X 知る / 223

| | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 視覚に障害のある人の文字情報を得る手段 | 223 |
|---|---------------------|-----|

XI 参加する / 224

| | | |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 選挙 | 224 |
| | (1) 選挙の投票 | 224 |
| | (2) 選挙に行かないまたは行けない理由 | 225 |
| 2 | 市民フォーラムの認知度 | 226 |

XII 使う / 227

| | | |
|---|------|-----|
| 1 | 相談相手 | 227 |
|---|------|-----|

XIII その他 / 228

| | | |
|---|-------------|-----|
| 1 | 暮らしやすくなるために | 228 |
|---|-------------|-----|

第3 意見要望 / 229

I とともに生きる / 230

| | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 住居・生活場所 | 230 |
| | (1) 住宅 | 230 |
| | (2) グループホーム | 230 |
| | (3) 入所施設 | 231 |
| | (4) その他 | 232 |
| 2 | 障害に対する理解や差別 | 233 |
| | (1) 障害への理解 | 233 |
| | (2) 差別の解消 | 236 |
| | (3) 権利擁護 | 237 |
| | (4) 虐待の防止 | 237 |
| 3 | ヘルプマーク・HELPカード | 237 |
| 4 | 防災・安全対策 | 238 |
| 5 | 補装具・日常生活用具 | 239 |
| 6 | 在宅生活支援サービス | 241 |
| | (1) 訪問系サービス | 241 |
| | (2) 通所系サービス | 241 |
| | (3) 日常生活の便宜 | 243 |

Ⅱ 働 く / 243

| | |
|----------|-----|
| 1 働く場の提供 | 243 |
| 2 職場環境 | 244 |
| 3 就労支援 | 245 |
| 4 その他 | 246 |

Ⅲ 得 る / 247

| | |
|--------------|-----|
| 1 年金・手当・生活保護 | 247 |
| 2 負担の軽減 | 249 |
| 3 その他 | 249 |

Ⅳ 豊かに育つ / 250

| | |
|------------|-----|
| 1 就学前児童の支援 | 250 |
| 2 放課後等の居場所 | 251 |

Ⅴ 学 ぶ / 252

| | |
|---------|-----|
| 1 障害の理解 | 252 |
| 2 学校教育 | 253 |

Ⅵ 遊 ぶ / 255

Ⅶ つきあう / 256

| | |
|---------------|-----|
| 1 広報・交流活動 | 256 |
| 2 コミュニケーション手段 | 256 |
| 3 その他 | 257 |

Ⅷ 出かける / 257

| | |
|----------------|-----|
| 1 ガイドヘルパー・移動支援 | 257 |
| 2 福祉タクシー・タクシー | 258 |
| 3 バス・電車 | 258 |
| 4 公共施設のバリアフリー | 259 |
| (1) バリアフリー全般 | 259 |
| (2) 駐車場 | 260 |
| (3) 道路・歩道 | 261 |
| (4) トイレ | 262 |
| 5 その他 | 263 |

Ⅸ すこやかに暮らす / 263

| | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 医療・医療機関 | 263 |
| 2 | リハビリ訓練 | 264 |
| 3 | 医療費負担・助成 | 265 |
| 4 | その他 | 266 |

X 知る / 267

| | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 自立支援サービス | 267 |
| 2 | 情報バリアの解消 | 268 |
| 3 | その他 | 268 |

XI 参加する / 270

| | | |
|---|------------|-----|
| 1 | 政治・行政参加の保障 | 270 |
| 2 | アンケート | 270 |

XII 使う / 273

| | | |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 相談 | 273 |
| 2 | 窓口の対応 | 274 |
| 3 | 障害支援区分・障害者手帳・障害等級 | 276 |
| 4 | 手続きの簡素化 | 277 |

XIII その他 / 278

第3章 市民・事業者等

| | | |
|-----|----------------------|-----|
| 1 | 障害のある人に対する意識 | 280 |
| (1) | 「共生社会」の周知度 | 280 |
| (2) | 「共生社会」の考え方 | 281 |
| (3) | 障害者週間の周知度 | 281 |
| 2 | 障害のある人とのふれあい | 282 |
| (1) | 行事や催しへの参加意向 | 282 |
| (2) | 参加したい行事や催し | 282 |
| (3) | 手助けの経験 | 283 |
| (4) | 手助けをした理由 | 283 |
| (5) | 手助けをしたことがない理由 | 284 |
| (6) | ボランティア活動への興味 | 284 |
| (7) | 差別や偏見の有無 | 285 |
| (8) | 差別や偏見の改善状況 | 285 |
| 3 | 障害者関連施策について | 286 |
| (1) | 障害者権利条約の周知度 | 286 |
| (2) | 障害者差別解消法の周知度 | 286 |
| (3) | 障害のある人への配慮や工夫と差別について | 287 |
| (4) | 企業などの負担と配慮 | 288 |
| (5) | 障害者支援マーク等の周知度 | 289 |
| (6) | 企業や民間団体への要望 | 290 |
| (7) | 障害者施策は進んだか | 291 |
| (8) | 行政への要望 | 292 |

| | | |
|-----|-----------------------------------|-----|
| 4 | 障害のある人の芸術文化・スポーツ | 293 |
| (1) | 東京パラリンピックの周知度 | 293 |
| (2) | 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の周知度 | 293 |
| (3) | アウトサイダー・アート作品展に行ったことがあるか | 294 |
| (4) | 金沢アウトサイダー美術館 i n ふらっとバスに乗ったことがあるか | 294 |
| 5 | 障害のある人とのコミュニケーション | 295 |
| (1) | コミュニケーション支援 | 295 |
| (2) | 手話言語条例の周知度 | 296 |
| (3) | 市民フォーラムへの参加 | 296 |

第3部 障害のある人たちと施策等の現状

第1章 金沢市の概要と福祉の特性

第1 金沢市の概要 / 299

第2 金沢市の福祉の特性 / 300

| | | |
|-----|------------------|-----|
| (1) | 先駆的な地域福祉の伝統 | 300 |
| (2) | 人にやさしいまちづくりとその課題 | 300 |
| (3) | 地方分権時代への対応 | 301 |

第2章 障害のある人たちの現状

第1 障害のある人の数 / 302

| | | |
|-----|--------------------|-----|
| 1 | 身体に障害のある人 | 302 |
| (1) | 身体に障害のある人の数 | 302 |
| (2) | 障害の種類別の身体に障害のある人の数 | 303 |
| (3) | 障害の重度化 | 304 |
| (4) | 身体に障害のある人の高齢化 | 305 |
| 2 | 知的障害のある人 | 307 |
| 3 | 精神に障害のある人 | 309 |
| (1) | 精神障害者通院医療費受給者数 | 309 |
| (2) | 精神障害者保健福祉手帳 | 310 |
| 4 | 難病患者等 | 311 |
| 5 | 障害支援（程度）区分認定者等 | 312 |
| (1) | 障害支援（程度）区分認定者 | 312 |
| (2) | 障害福祉サービス支給決定者 | 313 |
| (3) | 地域生活支援事業利用決定者 | 314 |
| (4) | 障害児支援支給決定者 | 315 |

第2 障害のある人たちの世帯・居住状況 / 316

| | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 世帯人数 | 316 |
| 2 | 配偶者のいる率 | 317 |
| 3 | 持ち家率 | 318 |

第3 障害のある人たちの雇用・就業の状況 / 319

| | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 民間企業の雇用状況 | 319 |
| 2 | 登録者の状況 | 321 |
| 3 | 就職状況 | 322 |
| 4 | 本市の雇用状況 | 323 |

第3章 各種サービス等の状況

I ともに生きる / 324

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 1 | 住 宅 | 324 |
| (1) | 障害のある人向け公営住宅 | 324 |
| (2) | 金沢福祉用具情報プラザ（住宅改修モデル展示） | 324 |
| (3) | 身体に障害のある人の住まいづくり助成 | 324 |
| 2 | 金沢市障害者差別解消支援地域協議会 | 325 |
| 3 | 権利擁護 | 325 |
| (1) | 成年後見制度 | 325 |
| (2) | 日常生活自立支援事業 | 326 |
| 4 | 虐待の防止 | 326 |
| 5 | 防災・安全対策 | 326 |
| (1) | 災害時要援護者援助計画 | 326 |
| (2) | 避難行動要支援者名簿の作成 | 327 |
| (3) | 福祉避難所 | 328 |
| (4) | 緊急通報装置の給付 | 328 |
| (5) | Net 119 | 328 |
| 6 | 在宅生活支援サービス | 329 |
| (1) | 居宅介護 | 329 |
| (2) | 重度訪問介護 | 329 |
| (3) | 行動援護 | 329 |
| (4) | 短期入所 | 330 |
| 7 | 入居施設 | 330 |
| (1) | グループホーム | 330 |
| (2) | 福祉ホーム事業 | 331 |
| (3) | 施設入所支援 | 331 |
| (4) | 自立生活援助 | 331 |
| 8 | 福祉機器 | 332 |
| (1) | 金沢福祉用具情報プラザ | 332 |
| (2) | 補装具（車いす、補聴器等）の交付・修理 | 333 |
| (3) | 日常生活用具給付等事業 | 334 |
| (4) | ねたきりの重度の障害のある人の紙おむつ支給 | 334 |
| 9 | ボランティア活動 | 335 |
| (1) | 金沢ボランティア大学校 | 335 |
| (2) | 研修・講座施設（金沢市松ヶ枝福祉館） | 335 |
| (3) | ボランティア団体 | 335 |
| (4) | 障害者団体 | 336 |
| (5) | 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 | 336 |
| (6) | 善隣館 | 337 |
| (7) | 公益財団法人金沢市健康福祉財団 | 337 |

II 働 く / 338

| | | |
|-----|--------------------------|-----|
| 1 | 職業紹介・訓練 | 338 |
| (1) | 公共職業安定所における障害のある人の職業紹介状況 | 338 |

| | | | |
|--------------------|-----|------------------------------|-----|
| (2) 石川障害者職業能力開発校 | 339 | (3) 石川障害者職業センター | 341 |
| 2 就労促進 | | | 342 |
| (1) 障害者新規就労援護事業 | 342 | (4) 喫茶「友愛」等の開設 | 343 |
| (2) 障害者継続雇用奨励金の交付 | 342 | (5) 心身障害者社会参加促進事業 | 343 |
| (3) 金沢市障害者雇用定着促進事業 | 343 | | |
| 3 多様な働く場 | | | 343 |
| (1) 就労支援 | 343 | (3) 地域生活支援給付費（地域活動支援センター事業費） | 344 |
| (2) 障害者施設等通所運賃助成 | 344 | | |

Ⅲ 得 る / 345

| | |
|-------------------|-----|
| 1 各種手当・年金の支給 | 345 |
| 2 心身障害者扶養共済制度加入助成 | 345 |

Ⅳ 豊かに育つ / 346

| | | | |
|---------------------------|-----|----------------------|-----|
| 1 幼児教育・療育 | | | 346 |
| (1) 幼児相談室（通所指導・育児相談） | 346 | (3) 幼稚園（特別支援教育、交流教育） | 347 |
| (2) 保育所・認定こども園（統合保育、交流保育） | 346 | | |
| 2 障害のある児童への支援 | | | 347 |
| (1) 児童発達支援 | 348 | (5) 障害児相談支援 | 349 |
| (2) 保育所等訪問支援 | 348 | (6) 放課後等デイサービス | 349 |
| (3) 障害児入所支援 | 348 | (7) 放課後児童クラブ | 349 |
| (4) 医療的ケア児移動介護支援事業 | 349 | (8) 日中一時支援事業 | 350 |

Ⅴ 学 び / 351

| | | | |
|-------------------|-----|------------------------------|-----|
| 1 学校教育等 | | | 351 |
| (1) 特別支援学校 | 351 | (5) 教職員研修（特別な支援を必要とする児童生徒理解） | 355 |
| (2) 障害のある児童生徒の学級等 | 352 | (6) 特別支援教育支援員の派遣 | 355 |
| (3) 特別支援教育就学奨励金 | 353 | | |
| (4) 教育相談 | 354 | | |
| 2 生涯教育 | | | 356 |
| (1) パソコンサロン | 356 | (2) 福祉バスの運行 | 356 |

Ⅵ 遊 び / 357

| | | | |
|-----------------------|-----|--------------------|-----|
| 1 文化芸術活動等 | | | 357 |
| (1) アウトサイダー・アートへの支援 | 357 | (4) ふれあいコンサート | 357 |
| (2) 障害のある人の作品展等の開催 | 357 | (5) 障害者グループ活動の育成 | 357 |
| (3) いきいきギャラリー | 357 | (6) 入場料等の減免 | 358 |
| 2 スポーツ・レクリエーション | | | 358 |
| (1) 水泳療育訓練 | 358 | (4) 障害者温泉療養 | 359 |
| (2) ダウン症児親子水泳教室 | 358 | (5) 親子療育のつどい | 359 |
| (3) ふれあい交流室（ホリデーサービス） | 359 | (6) 身体障害者スポーツ教室の開催 | 359 |

- (7) 障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」 360
 (8) 額谷ふれあい体育館 …………… 360
 (9) 鳴和台市民公園体育施設…………… 360

Ⅶ つきあう / 361

- 1 交流活動 …………… 361
 (1) ほほえみスポーツフェスタ金沢 …………… 361
 (2) 福祉のつどい …………… 361
 (3) 友愛ショップ…………… 361
 2 コミュニケーション・生活訓練 …………… 361
 (1) 手話奉仕員・要約筆記者（入門等）養成講座 361
 (2) 手話通訳者・要約筆記者養成講座 …………… 362
 (3) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 …………… 362
 (4) 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座…………… 362
 (5) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣…………… 362
 (6) 生活支援事業…………… 363

Ⅷ 出かける / 365

- 1 移動援助サービス …………… 365
 (1) 同行援護 …………… 365
 (2) 移動支援事業 …………… 365
 (3) メルシーキャブサービス …………… 366
 (4) 福祉タクシー利用助成…………… 366
 (5) 身体障害者自動車・介助用自動車改造助成 366
 (6) 障害者自動車運転免許取得費助成…………… 367
 2 公共交通機関等 …………… 367
 (1) 金沢市における交通バリアフリー等の推進
 体系 …………… 367
 (2) ノンステップバスの導入 …………… 368
 (3) バス停等のバリアフリー化 …………… 368
 (4) 金沢ふらっとバスの運行…………… 368
 (5) ICカードの導入…………… 369
 3 道路・建築物・公園等 …………… 369
 (1) 道路 …………… 369
 (2) 一般建築物等 …………… 370
 (3) 公園…………… 370

Ⅸ すこやかに暮らす / 371

- 1 疾病の予防と早期発見・早期治療 …………… 371
 (1) 妊産婦・乳幼児健康診査 …………… 371
 (2) 妊産婦・新生児・未熟児の家庭訪問…………… 373
 2 健康の保持・増進 …………… 373
 (1) 健康相談（聴覚・整形外科・幼児精神発達
 等） …………… 373
 (2) 多胎児教室 …………… 373
 (3) 訪問入浴サービス …………… 374
 (4) ねたきりの重度の障害のある人の寝具乾燥
 消毒…………… 374
 (5) ねたきりの重度の障害のある人の理髪・美
 容カットサービス…………… 374
 3 医療サービス …………… 375
 (1) 訪問看護ステーション …………… 375
 (2) 育成医療・更生医療 …………… 375
 (3) 精神通院医療 …………… 376
 (4) 心身障害者医療費助成…………… 376
 (5) 重度身体障害者医療補助具支給…………… 376
 (6) 医療機関…………… 377
 4 機能回復・維持訓練 …………… 379
 (1) 自立訓練（機能訓練） …………… 379
 (2) 自立訓練（生活訓練） …………… 380
 (3) 精神科デイ・ケア …………… 380
 (4) 生活介護…………… 380
 (5) 地域活動支援センター…………… 381
 5 重症心身障害のある人や難病の人への支援 …………… 381
 (1) 療養介護 …………… 381
 (2) 特定疾患・小児慢性特定疾患患者への公費負担 382

(3) 在宅難病患者療養支援事業 …………… 382

X 知 る / 383

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 1 行政情報 | 383 |
| (1) 「身体・知的・精神に障害がある方の便利帳」(サービス案内)の発行 | 383 |
| (2) テレビ広報字幕入りビデオ | 383 |
| (3) 通知書等点訳サービス | 383 |
| (4) 聴覚に障害のある人・視覚に障害のある人に配慮した情報提供 | 383 |
| 2 一般情報 | 384 |
| (1) 図書館サービス | 384 |
| (2) 障害者録音図書貸出 | 384 |

XI 参加する / 385

| | |
|-------------------|-----|
| 1 障害者施策等への市民参加 | 385 |
| (1) 金沢市障害者施策推進協議会 | 385 |
| (2) 金沢市障害者自立支援協議会 | 385 |
| (3) 市民フォーラム | 386 |
| 2 参政権等 | 387 |
| (1) 投票所の整備 | 387 |
| (2) 期日前投票所の整備 | 387 |
| (3) 投票するための情報提供 | 388 |
| (4) 国への要望 | 388 |

XII 使 う / 389

| | |
|----------------------|-----|
| 1 各種相談 | 389 |
| (1) 金沢市障害者自立支援協議会 | 389 |
| (2) 金沢市障害者基幹相談支援センター | 389 |
| (3) 巡回専門相談事業 | 389 |
| (4) 障害者相談支援事業 | 390 |
| (5) 知的障害者生活支援事業 | 390 |
| (6) 障害児等療育支援事業 | 390 |
| (7) 精神に障害のある人の相談支援事業 | 390 |
| (8) 相談支援機能強化事業 | 391 |
| 2 民間の相談員 | 391 |
| 3 窓口相談 | 391 |
| (1) 福祉と健康の総合窓口の設置 | 391 |
| (2) 聴覚障害者窓口相談業務 | 391 |
| (3) 聴覚障害者相談事業補助 | 391 |
| (4) 精神保健相談 | 391 |

第4部 資 料

| | |
|---------------------------------|-----|
| 1 金沢市障害者施策推進協議会 | 395 |
| (1) 金沢市障害者施策推進協議会条例 | 395 |
| (2) 令和2年度金沢市障害者施策推進協議会委員名簿 | 398 |
| (3) 令和2年度ワーキング編成・障害者計画策定専門委員会編成 | 399 |
| 2 ノーマライゼーションプラン金沢推進プロジェクト設置要綱 | 400 |
| 3 金沢市障害者自立支援協議会 | 401 |
| (1) 金沢市障害者自立支援協議会設置要綱 | 401 |
| (2) 令和2年度金沢市障害者自立支援協議会委員名簿 | 403 |
| 4 第5次金沢市障害者計画等策定経緯 | 404 |

第 1 部

行 動 計 画

第1章 序 論

第1 策定の主旨

1 計画策定の背景

(1) 国際的動向

国連は、1981（昭和56）年を「国際障害者年」と決議し、障害のある人の“完全参加と平等”をテーマに障害のある人が社会生活に完全参加し、障害のない人と同等の生活を享受する権利の実現を世界各国に呼びかけました。さらに、国際障害者年の趣旨をより具体的なものとするため、1982（昭和57）年に「障害者に関する世界行動計画」を採択しました。世界行動計画は、世界の関係者に障害者福祉の哲学と原則を提示した指針（ガイドライン）です。この計画を推進するため、1983（昭和58）年から1992（平成4）年の10年間を「国連・障害者の十年」と宣言し、各国での積極的な障害者施策の推進を提唱しました。

1992（平成4）年、アジア・太平洋経済社会委員会（E S C A P）は、「国連・障害者の十年」を継承し、障害者施策の推進を図るため、「アジア太平洋障害者の十年」（1993（平成5）年～2002（平成14）年）を定め、これを受けて各国においては10年間の国内行動計画を策定しました。この「アジア太平洋障害者の十年」は、2002（平成14）年5月のアジア・太平洋経済社会委員会総会において、わが国の主唱により10年延長され、2012（平成24）年5月の同総会において、さらに10年延長されました。

2006（平成18）年、国際連合は、障害のある人の人権および基本的自由の享有を確保し、障害のある人の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）を採択し、2008（平成21）年から発効しました。わが国は、2007（平成19）年の障害者権利条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014（平成26）年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなりました。

(2) わが国の動向

わが国においても国際障害者年を中心に障害者団体をはじめマスコミもあげて、“完全参加と平等”をめざした啓発活動を展開し、施策の推進を支援しました。国内外の一連の動きの中で、政府は昭和57年に「障害者対策に関する長期計画」を発表しました。政府各省

をはじめ各地方公共団体はこれに準拠し、それぞれの立場で障害者施策の新たな計画立案と実施の方向を打ち出すことになりました。

「国連・障害者の十年」におけるわが国の長期計画の実施状況については、各種施策の基盤の整備や市民意識の高揚という観点からは、かなりの成果を上げたと評価されています。しかし、保健・医療、福祉、教育、雇用・就業、生活環境等の施策の相互連携の不十分さや、障害の重度化、重複化、障害のある人の高齢化等に伴って新たな課題も生じてきています。

平成5年に「アジア太平洋障害者の十年」を踏まえて、政府は「障害者対策に関する新長期計画」（以下「新長期計画」といいます。）を策定しました。「全員参加の社会づくりをめざして」という副題のつけられたこの計画は、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもと、“完全参加と平等”を目標に、“啓発から行動へ”という方向性を提示しています。

これらの流れの中で、住民に身近な市町村の役割を重視し、在宅福祉サービスを中心とした新たな社会福祉の運営体制の構築を目的として、平成2年には、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法（知的障害者福祉法）および児童福祉法を含む福祉関係8法の改正が行われました。

平成5年、障害のある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を抜本改正して「障害者基本法」を制定しました。この法律では、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」を基本理念として加えるなど、“完全参加と平等”が各条文の底流となっています。また、法の対象として旧法では対象とされていなかった精神障害を含めています。さらに、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるため、12月9日を「障害者の日」と決めました。

障害者基本法では、国は障害のある人の福祉等に関する施策の総合的かつ計画的な推進をめざした障害者基本計画を策定しなければならないとともに、都道府県および市町村はこれに準じた計画の策定に努めなければならないとしています。なお、この法律の附則において、法律改正前に定めた新長期計画を国の定める障害者基本計画とみなすとしています。

また、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（バリアフリー法）」（平成6年）、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」（平成12年）および「身体障害者補助犬法」（平成14年）が制定され、建物、交通分野でのバリアフリー化に向けた制度が整備

されるとともに、障害のある人の社会参加を阻む「欠格条項」の見直しが行われました。なお、バリアフリー法と交通バリアフリー法は、平成18年に（新）バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に統合されました。障害者権利条約に署名した翌年の平成20年には、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を定めてバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する基本の方針を示し、平成30年には、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（以下「ユニバーサル社会実現推進法」といいます。）を制定しています。

平成14年12月、国は「障害者基本計画」（第2次）を公表しました。この計画においては、新長期計画における「リハビリテーション」および「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害のある人の社会への参加、参画に向けた一層の推進を図るため、平成15年度から平成24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めています。同時に、障害者基本計画の前期5年間に重点的に実施する施策、その達成目標および計画の推進方策を定めた「重点施策実施5か年計画」を定めました。平成16年、障害者基本法の一部を改正する法律により、努力規定であった市町村障害者計画の策定が平成19年4月1日から義務規定とされました。平成25年9月、障害者基本計画（第3次）を公表しました。この計画の基本理念および基本原則は、障害者基本法にのっとっています。

一方、障害のある人のサービス等の提供について定める法制度も、めまぐるしく変わりました。平成15年度からは、介護・福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改めるなど、障害のある人の自己決定を尊重する支援費制度が導入されました。平成16年、発達障害者支援法が公布されました。この法律において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等であり、これらの人の心理機能の適正な発達および円滑な社会生活の促進のために、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うこととしています。さらに、平成15年度に導入された支援費制度を精神に障害のある人も含めて再構築する障害者自立支援法が平成17年11月に公布されました。障害者自立支援法では、市町村に障害福祉計画の策定を義務づけています。

わが国は、障害のある人の権利および尊厳を保護および促進する観点から、障害者権利条約の意義を認め、起草段階から積極的に参加してきたところであり、2007（平成19）年の署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23年の障害者基本法の改正においては、日常生活または社会生活において障害のある人が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生ずるといいういわゆる社会モデルに基づく障害のある人の概念や、

障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として障害者政策委員会が設置されました。また、平成24年には、障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）に改正しました。さらに、平成25年、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました。この間、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）、平成24年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）、平成25年には「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」等が制定されています。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されると、その趣旨にあわせるとともに、発達障害のある人への支援の一層の充実を図るため発達障害者支援法が改正されました。また、障害のある人へのサービスの充実を図るため障害者総合支援法を改正するとともに、児童福祉法の改正により市町村に障害児福祉計画の策定を義務づけました。このほか、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「障害者文化芸術推進法」といいます。）、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）、令和2年に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が施行されるなど、障害のある人の社会参加を図る環境整備が進められています。

2 金沢市の取組み

(1) 金沢市障害者長期行動計画

昭和59年3月、「金沢市障害者長期行動計画」を策定しました。この計画は、国連・国・県の障害のある人に関する長期計画に対応して策定したもので、昭和59年度から10年間の障害者施策に関する方向性を示したものです。計画の策定に先立って、昭和55年11月国際障害者年実行委員会を設置し、障害のある人に係る総合的な福祉施策の長期的計画に関する事項を協議し、昭和57年3月、長期行動計画の柱となる8項目の施策体系を決定しました。これをもとに、障害者施策の基本的方向について障害者団体をはじめ関係諸団体等からの意見をとり入れながら、国、県における長期計画ならびにその推進方針をふまえ、本

市の実情に沿う長期計画として策定したものです。

(2) 福祉プラン21金沢

平成4年3月、ともに生きる長寿・福祉社会の実現をめざして「福祉プラン21金沢」を策定しました。この計画は、21世紀の市民一人ひとりが健康で豊かな暮らしができるよう、計画の分野を福祉に限定せず、保健、医療、教育、雇用、生活環境など市民生活全般とし、施策の対象も高齢者や障害のある人などに限定することなくすべての市民を対象としたものです。障害者施策については、昭和59年に策定した「金沢市障害者長期行動計画」を継承し、より具体的に定めています。

(3) ノーマライゼーションプラン金沢

平成10年9月、障害者基本法に定める市町村障害者計画として、「ともに創り ともに生きる ～ノーマライゼーションプラン金沢～」を策定しました。この計画は、障害のある人に行ったアンケートはもちろん、自由記載欄の要望等も可能な限り計画に採り入れたこと、障害者計画策定懇話会が障害のある人およびその家族、福祉施設および医療機関の職員、知識経験者中心で構成され、十分に障害のある人の意見等が反映されたこと、アンケート説明会、各種団体とのヒアリング、ワークショップ、5回にわたるフォーラムの開催など、障害のある人の意見等の吸い上げと計画の浸透を図ったこと、計画自体は非常にユニークな構成にもかかわらず、その完成度が高いこと、などが各界で評価されています。

平成16年3月、「ノーマライゼーションプラン金沢」を見直した「ノーマライゼーションプラン金沢2004」を、平成21年3月に「ノーマライゼーションプラン金沢2009」（第3次金沢市障害者計画）を、さらに平成27年3月には「ノーマライゼーションプラン金沢2015」（第4次金沢市障害者計画）を策定しました。

(4) 障害福祉計画・障害児福祉計画

平成19年3月、障害者自立支援法に基づく「第1期金沢市障害福祉計画」を策定しました。障害福祉計画は、障害者計画に定めた障害福祉に関わるサービスの実施計画的な性格を有しており、「第1期金沢市障害福祉計画」の名称を「ノーマライゼーションプラン金沢2004～障害福祉サービス分野編～」としました。なお、第3期の障害福祉計画から定めている障害児支援サービス分野については、平成28年の児童福祉法の改正を踏まえ、平成29年3月に「第1期金沢市障害児福祉計画」として定めています。障害福祉計画・障害児

福祉計画は3年ごとに策定することとされており、この計画と同時進行で策定を進めている障害福祉計画は第6期、障害児福祉計画は第2期となります。

(5) みんなで支え合う健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例

金沢市では、健康と福祉に関して、住みよいまちづくりのための基本理念を定めることを目的として、平成13年3月議会において、「みんなで支え合う健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例」を制定しました。

この条例は、「公私協働」「協力連携」「市民参加」の3つの基本理念と、市・事業者・市民の三者の責務を定めています。

(6) 金沢市地域福祉計画

平成15年3月、金沢コミュニティの再生と発展をめざして「金沢市地域福祉計画」を策定しました。この計画は、「福祉プラン21金沢」と同様に、計画の分野を市民生活全般とし、加えて市民参加の促進や金沢市独自の善隣思想の発展などもめざしています。

施策の対象は、すべての市民とし、市・事業者・市民の責務等についても記述しています。また、この計画は、「ノーマライゼーションプラン金沢」をはじめ、「かなざわ子育て夢プラン」「長寿安心プラン」「金沢健康プラン」と有機的に連動しています。

平成20年3月には第2期計画である「2008金沢市地域福祉計画」を、平成25年3月に第3期計画である「2013金沢市地域福祉計画」を、平成30年3月には「2018金沢市地域福祉計画」を策定しました。

(7) 金沢市手話言語条例

平成29年6月、「金沢市手話言語条例」を策定しました。この条例は、手話への理解の促進および手話の普及を図り、ろう者とろう者以外の人が相互に人格および個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、手話への理解の促進および手話の普及についての基本理念、市、市民および事業者の役割、基本的な施策等必要な事項を定めたものです。

(8) ユニバーサルデザインに配慮した「人にやさしいまちづくり」

本市では、平成7年の「金沢世界都市構想」とその具現化の道しるべとして策定した「金沢市基本計画」により、バリアフリータウンの実現をめざして、道路等居住環境のバリア

フリー化を推進し、身体的、精神的に何らかのハンディキャップを有している人や高齢者など、みんなが安心して日常生活が送れるまちづくりを進めています。

平成10年の金沢市都市計画マスタープランでは、高齢者や障害のある人たちが安心して住める「人にやさしいまちづくり」も目標に掲げています。

なお、交通バリアフリー法に基づき、公共交通機関を利用した移動の円滑化を図ることを目的とした「金沢市交通バリアフリー基本構想」を平成14年3月に策定しました。この基本構想では、高齢者や障害のある人などの移動の利便性および安全性を向上するため、旅客施設・車両および重点整備地区内における道路、駅・ターミナルなどのバリアフリー化に取り組んでいます。

平成16年には、金沢の冬の風物詩の一つである積雪時における安全で快適な歩行空間の確保と快適な歩行者ネットワークの構築に着目して、「金沢市冬期バリアフリー計画」を策定しました。

さらに、本市が率先して平成3年から整備してきた「歩けるみち筋整備事業」を一層充実するために、金沢市・市民・事業者の協働による「歩けるまちづくり」に取り組む際の基本的指針となるべく「金沢市歩けるまちづくり基本方針」を平成16年3月に策定しました。

平成20年3月、「金沢市交通まちづくり計画」を策定しました。この計画は、北陸新幹線の金沢開業を見据えて、平成19年3月に策定した「新金沢交通戦略」を推進するために策定したものです。この計画の具体的な交通政策の「歩行回遊ルート」には、「高齢者、子ども、障害のある人など、市民の誰もが安全に楽しんで歩けるまちづくりに向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した歩行環境の確保を推進する」としています。

今後は、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間および情報に関するバリアフリー化を充実することはもとより、身体的能力や年齢、性別などにかかわらず、すべての人が快適で生活しやすい環境をあらかじめ整備するユニバーサルデザインに配慮した「人にやさしいまちづくり」の一層の充実をめざすこととしています。

第2 計画の策定および推進方法

1 ニーズの把握等

計画の策定に先立って、18歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者、18歳以上の療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者および18歳未満の障害のある児童を対象にアンケート調査を実施しました。アンケート項目は、障害福祉サービス、就労、就学、社会活動、外出、医療、各種相談など、第4次金沢市障害者計画の「I 守られる」から「XI 使う」まで広範にわたっています。また、アンケート調査にあわせ、今回新たに、金沢市eモニター制度の活用や金沢市障害者差別解消支援地域協議会の協力により、市民の方や事業者等に対し、障害に関する意識調査を実施しました。これらに加え、令和2年9月に重症心身障害のある人およびその家族との意見交換を行うなど、ニーズの把握等に努めました。

さらに、障害のある人が一堂に会し意見交換するとともに、行政への生の要望を伝える場として、平成10年度より障害者プラン・市民フォーラムを開催し、平成14年度からは実行委員を公募し、市民の方が企画・運営に携わっています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信等を通じた新たな形式により開催しました。

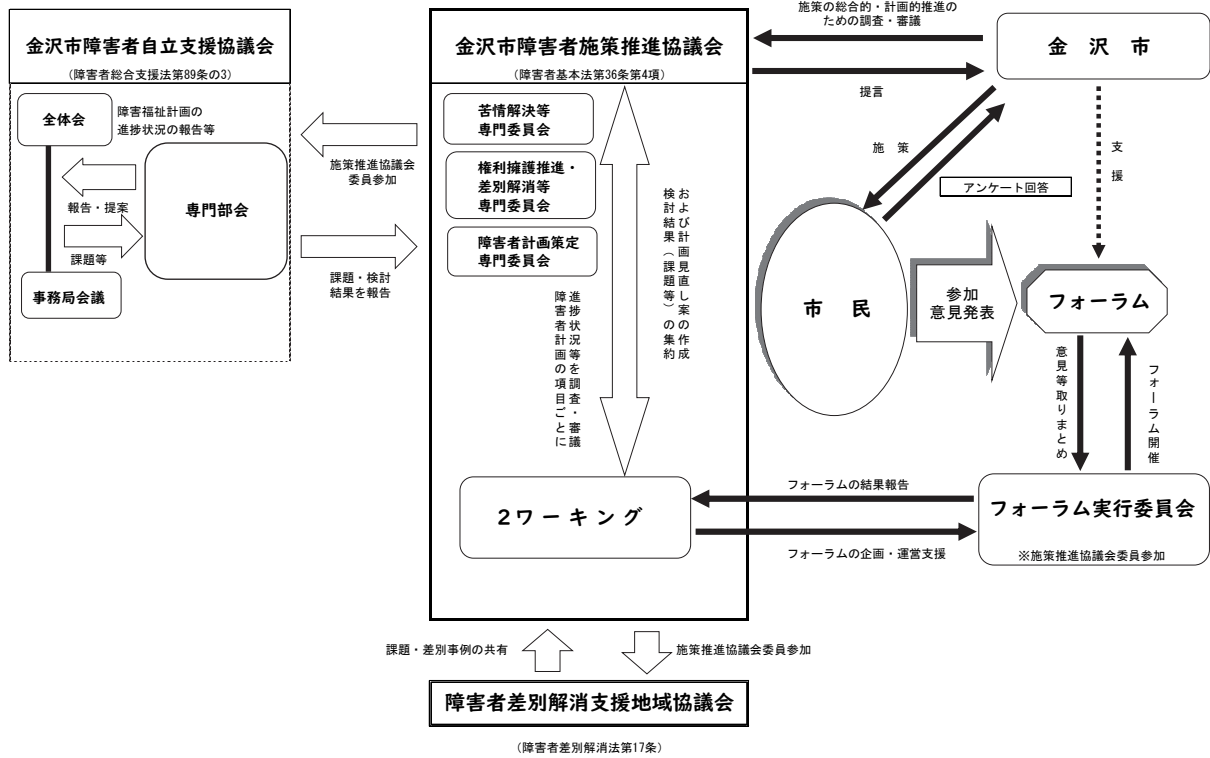
2 計画の策定および推進体制

計画の策定および推進にあたっては、審議機関として金沢市障害者施策推進協議会を、庁内政策調整機関として40課の担当職員で構成するプロジェクトチームを設置し、福祉局障害福祉課が事務局を担当しました。また、金沢市障害者自立支援協議会より報告される具体的な課題・検討結果を踏まえ、施策への反映・推進に努めています。本計画期間においては、さらにニーズや課題・個別事例等を把握し、施策の推進を図るため、自立支援協議会の各専門部会に事業所連絡会を設置し、推進体制を強化します。

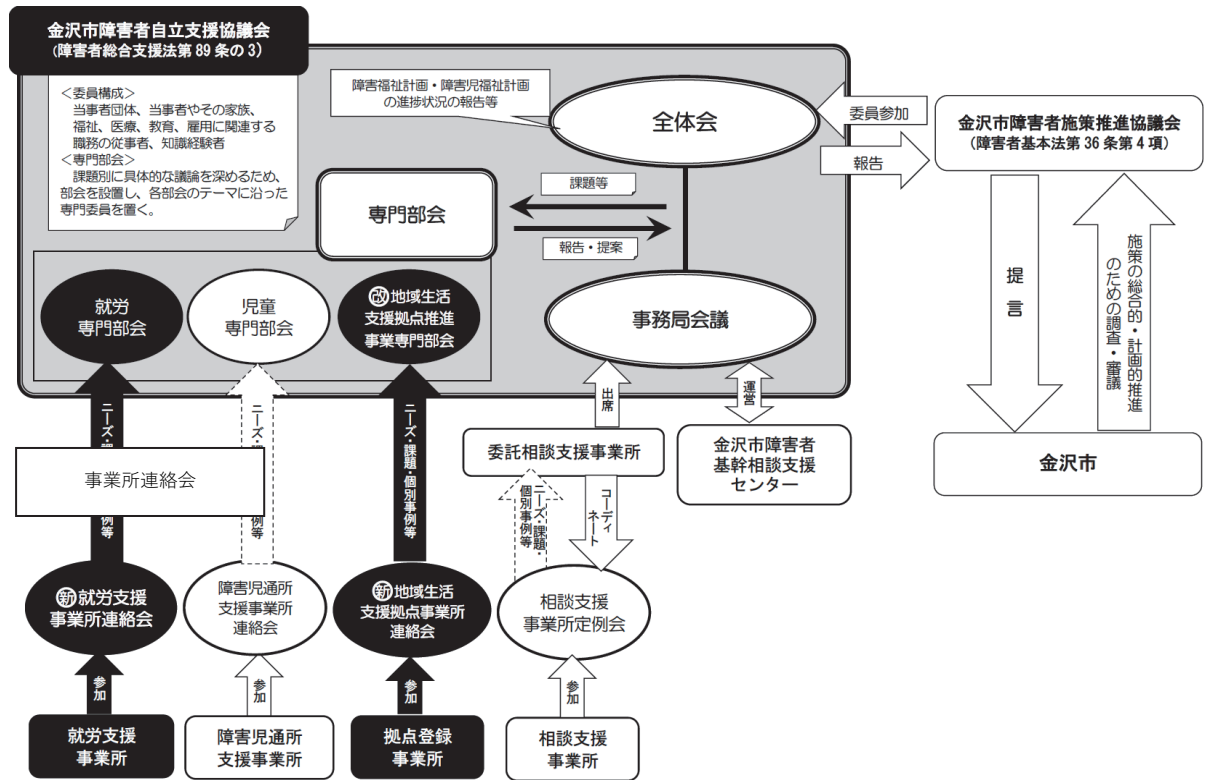
図表1-1-1 金沢市障害者施策推進協議会

| 名 称 | 構 成 員 | 役 割 |
|--------------------------|--|--|
| 金沢市障害者施策推進協議会委員 (14名) | 障害のある人およびその家族 障害のある人の自立および社会参加 に関する事業に従事する人 知識経験者 | 障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項および障害のある人に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について調査審議する。 |
| 障害者計画策定専門委員(2名) | 知識経験者 | |

図表 1-1-2 金沢市障害者計画策定・推進体制



※自立支援協議会の新体制（令和3年度～）



第3 目標年度の障害のある人の数

1 目標年度の人口

令和2年度に策定予定の「長寿安心プラン2021（金沢市老人福祉計画・介護保険事業計画）」の人口推計により、目標年度である令和8年度の年齢区分別人口を次のとおりとします。目標年度の高齢化率は、男性24.9%、女性31.6%、合わせて28.4%になると推計されます。

図表1-1-3 目標年度の人口

| 区 分 | 人 数 | 構 成 比 | 増 減 率 |
|--------|-----|----------|-------|
| 総人口 | 男性 | 212,343人 | 48.3% |
| | 女性 | 227,195 | 51.7 |
| | 合計 | 439,538 | 100.0 |
| 18歳未満 | 男性 | 32,307 | 7.3 |
| | 女性 | 30,622 | 7.0 |
| | 合計 | 62,929 | 14.3 |
| 18～39歳 | 男性 | 51,396 | 11.7 |
| | 女性 | 48,733 | 11.1 |
| | 合計 | 100,129 | 22.8 |
| 40～64歳 | 男性 | 75,738 | 17.2 |
| | 女性 | 76,119 | 17.3 |
| | 合計 | 151,857 | 34.5 |
| 65歳以上 | 男性 | 52,902 | 12.1 |
| | 女性 | 71,721 | 16.3 |
| | 合計 | 124,623 | 28.4 |

(注) 増減率は令和2年10月1日住民基本台帳人口比

資料：「長寿安心プラン2021（金沢市老人福祉計画・介護保険事業計画）」における推計人口

2 目標年度の身体障害者手帳所持者数

目標年度の身体障害者手帳所持者数は、次の算式により求めました。

$$\frac{\text{令和2年3月（性別・年齢区分別・障害の種類別）身体障害者手帳所持者数}}{\text{令和2年10月性別・年齢区分別人口}} \times \text{目標年度の性別・年齢区分別人口}$$

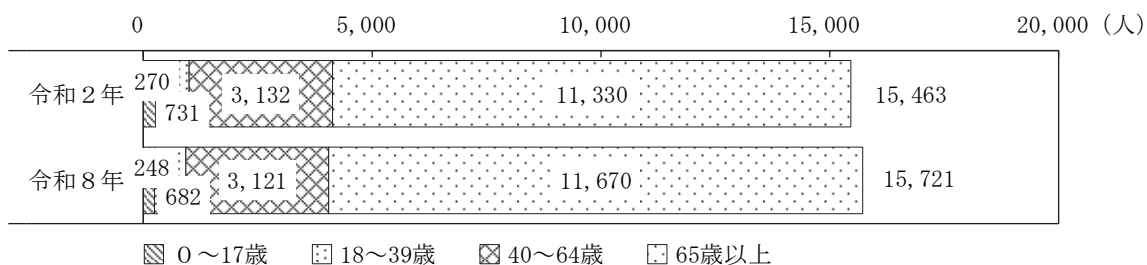
図表1-1-5により、令和2年と令和8年の年齢区分別身体障害者手帳所持者数をみると、65歳未満が減少するものの、65歳以上が増加すると推計しています。

図表 1-1-4 目標年度の身体障害者手帳所持者数

単位：人

| 区 分 | 0～17歳 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | 合計 |
|--------------|-------|-----|--------|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | |
| 視 覚 障 害 | 5 | 6 | 29 | 23 | 141 | 81 | 301 | 419 | 476 | 529 | 1,005 |
| 聴覚平衡機能障害 | 17 | 23 | 29 | 41 | 90 | 93 | 279 | 455 | 415 | 612 | 1,027 |
| 聴 覚 | 17 | 23 | 29 | 40 | 87 | 90 | 274 | 450 | 407 | 603 | 1,010 |
| 平 衡 機 能 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 3 | 5 | 5 | 8 | 9 | 17 |
| 音声言語そしゃく機能障害 | 0 | 0 | 4 | 5 | 33 | 6 | 77 | 33 | 114 | 44 | 158 |
| 肢 体 不 自 由 | 74 | 58 | 221 | 180 | 871 | 790 | 2,022 | 3,586 | 3,188 | 4,614 | 7,802 |
| 上 肢 | 33 | 31 | 102 | 85 | 386 | 309 | 954 | 979 | 1,475 | 1,404 | 2,879 |
| 下 肢 | 20 | 13 | 90 | 68 | 349 | 391 | 785 | 2,350 | 1,244 | 2,822 | 4,066 |
| 体 幹 | 21 | 14 | 29 | 27 | 136 | 90 | 283 | 257 | 469 | 388 | 857 |
| 内 部 障 害 | 32 | 33 | 93 | 57 | 705 | 311 | 2,534 | 1,964 | 3,364 | 2,365 | 5,729 |
| 心 臓 機 能 | 24 | 25 | 52 | 35 | 336 | 136 | 1,652 | 1,405 | 2,064 | 1,601 | 3,665 |
| じん臓機能 | 1 | 0 | 26 | 10 | 255 | 115 | 465 | 241 | 747 | 366 | 1,113 |
| 呼吸器機能 | 0 | 0 | 1 | 3 | 15 | 10 | 128 | 83 | 144 | 96 | 240 |
| ぼうこう・直腸機能 | 4 | 4 | 5 | 5 | 47 | 41 | 262 | 224 | 318 | 274 | 592 |
| 小腸機能 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 3 | 5 | 8 |
| 免疫機能 | 0 | 0 | 7 | 0 | 38 | 3 | 9 | 1 | 54 | 4 | 58 |
| 肝臓機能 | 1 | 3 | 2 | 3 | 13 | 3 | 18 | 10 | 34 | 19 | 53 |
| 合 計 | 128 | 120 | 376 | 306 | 1,840 | 1,281 | 5,213 | 6,457 | 7,557 | 8,164 | 15,721 |
| | 248 | | 682 | | 3,121 | | 11,670 | | | | |

図表 1-1-5 令和2年と令和8年の年齢区分別身体障害者手帳所持者数



3 目標年度の療育手帳所持者数

目標年度の療育手帳所持者数は、次の算式により求めました。

$$\frac{\text{令和2年3月（性別・年齢区分別・障害の程度別）療育手帳所持者数}}{\text{令和2年10月性別・年齢区分別人口}} \times \text{目標年度の性別・年齢区分別人口}$$

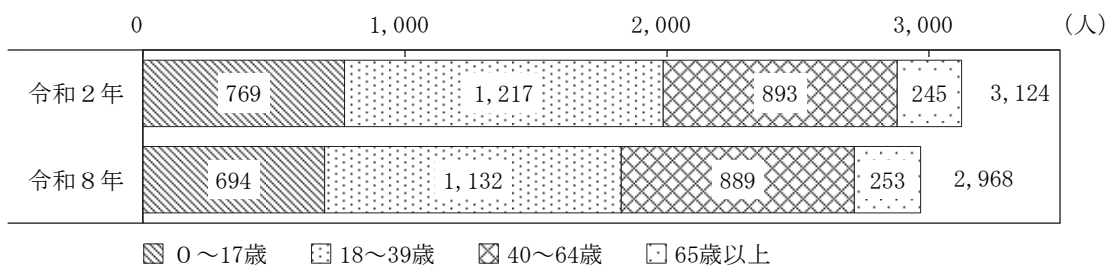
図表1-1-7の令和2年と令和8年の年齢区分別療育手帳所持者数をみると、65歳以上はやや増加するものの、65歳未満は減少し、合計で減少すると推計しています。

図表1-1-6 目標年度の療育手帳所持者数

単位：人

| 区 分 | 18歳未満 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | 合計 |
|------|-------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | |
| A | 104 | 66 | 305 | 168 | 221 | 160 | 44 | 47 | 674 | 441 | 1,115 |
| A I | 34 | 24 | 136 | 79 | 92 | 73 | 9 | 17 | 271 | 193 | 464 |
| A II | 66 | 38 | 162 | 81 | 114 | 79 | 33 | 26 | 375 | 224 | 599 |
| A身 | 4 | 4 | 7 | 8 | 15 | 8 | 2 | 4 | 28 | 24 | 52 |
| B | 371 | 153 | 438 | 221 | 333 | 175 | 83 | 79 | 1,225 | 628 | 1,853 |
| B I | 125 | 48 | 178 | 106 | 192 | 120 | 60 | 65 | 555 | 339 | 894 |
| B II | 246 | 105 | 260 | 115 | 141 | 55 | 23 | 14 | 670 | 289 | 959 |
| 合 計 | 475 | 219 | 743 | 389 | 554 | 335 | 127 | 126 | 1,899 | 1,069 | 2,968 |
| | 694 | | 1,132 | | 889 | | 253 | | | | |

図表1-1-7 令和2年と令和8年の年齢区分別療育手帳所持者数



4 目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数

目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、次の算式により求めました。ただし、精神に障害があっても精神障害者保健福祉手帳を所持しない人も多く、手帳を所持した方が有利な制度改正等が行われると、精神障害者保健福祉手帳所持者が大幅に増加する可能性があります。

$$\frac{\text{令和2年3月(性別・年齢区分別・障害の程度別)精神障害者保健福祉手帳所持者数}}{\text{令和2年10月性別・年齢区分別人口}} \times \text{目標年度の性別・年齢区分別人口}$$

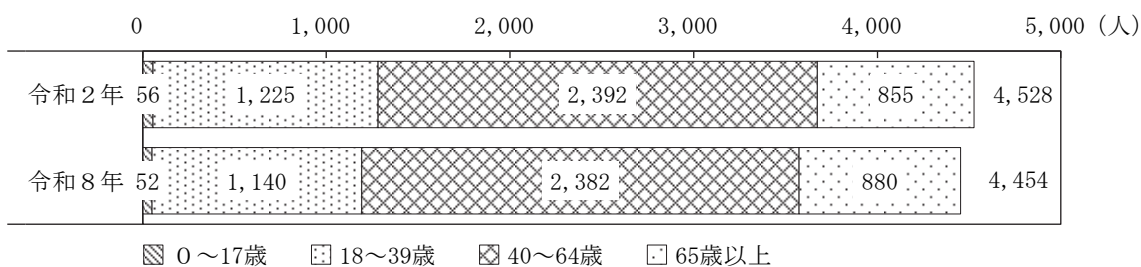
図1-1-9の令和2年と令和8年の年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計をみると、65歳以上はやや増加するものの、65歳未満は減少し、合計で減少すると推計しています。

図表1-1-8 目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

| 区 分 | 18歳未満 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | 合計 |
|-----|-------|----|--------|-----|--------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | |
| 1 級 | 3 | 2 | 16 | 13 | 51 | 40 | 75 | 107 | 145 | 162 | 307 |
| 2 級 | 32 | 12 | 475 | 514 | 1,094 | 969 | 313 | 348 | 1,914 | 1,843 | 3,757 |
| 3 級 | 2 | 1 | 66 | 56 | 121 | 107 | 17 | 20 | 206 | 184 | 390 |
| 計 | 37 | 15 | 557 | 583 | 1,266 | 1,116 | 405 | 475 | 2,265 | 2,189 | 4,454 |
| | 52 | | 1,140 | | 2,382 | | 880 | | | | |

図表1-1-9 令和2年と令和8年の年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数



5 難病患者等

難病としては、障害者総合支援法で指定された361疾病が障害福祉サービス受給対象者であり、難病の患者に対する医療等に関する法律により医療費の助成対象となる疾病が333疾病が指定され、18歳未満（20歳前日まで延長可）の医療費の助成対象となる小児慢性特定疾病については児童福祉法で約700疾病が定められています。現在、難病患者等の人数を把握することは難しく、目標年度の難病患者等の人数を推計するのは困難な状況です。難病患者等のなかには、65歳以上の人や身体障害者手帳等を受けている人が相当数いると考えられます。

6 発達障害のある人

発達障害は、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害で、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障害ではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障害と呼ばれることもあります。発達障害のある人は、知的障害を伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。そのため、発達障害のある人の数を正確に把握することは困難な状況です。

金沢市では、平成15年7月に「教育と福祉の連携施設」として教育プラザ富樫を開設して以来、発達障害のある子どもに対して、教育と福祉の連携による成長にあわせた支援を行っています。さらに、平成18年4月には、児童相談所を設置し、障害相談を行っているほか、平成23年には、教育プラザ富樫に専門家から成る発達障害支援チームを設置しました。平成25年12月には、教育プラザ此花を設置し、幼児の発達相談や発達障害のある子どもの支援など、教育プラザ富樫との2館体制で支援機能の強化を図りました。また、必要に応じて、石川県発達障害者支援センターとの連携を図っています。

7 高次脳機能障害のある人

交通事故をはじめとする外傷や病気によって脳に損傷を受けると、新しいことが覚えられない、すぐに忘れてしまう、意欲がなくなる、集中力が続かない、周囲とうまくコミュニケーションがとれないなどの後遺症が残ることがあり、これを高次脳機能障害といいます。高次脳機能障害になると、職場復帰しても、以前と同様の仕事ができず、そのため退職を余儀なくされることも少なくありません。高次脳機能障害のある人への対応等は、石川県高次脳機能障害相談支援センターと連携を図っていきます。なお、高次脳機能障害のある人は、精神に障害のある人として障害者総合支援法に基づく各種サービスが受けられます。

8 障害支援区分認定者

目標年度の障害支援区分認定者数は、平成26年10月から令和2年10月の増加率（1.241）を令和2年10月の障害支援区分認定者数にかけて算出しました。

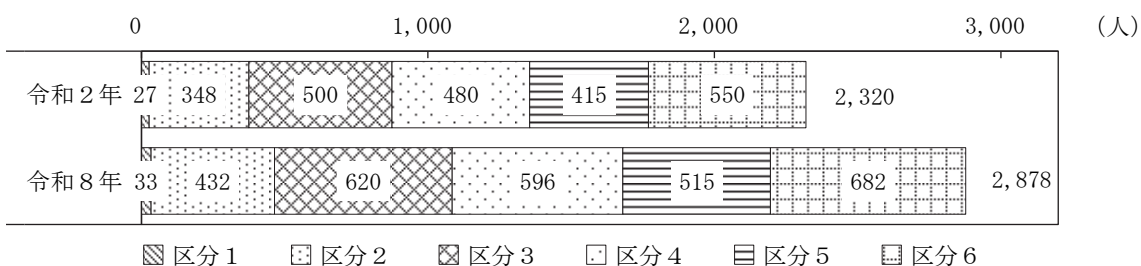
図表1-1-11の令和2年と令和8年の障害支援区分別認定者数をみると、いずれの区分も増加すると見込んでいます。

図表1-1-10 目標年度の障害支援区分認定者数

単位：人

| 区 分 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 合 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 認 定 者 数 | 33 | 432 | 620 | 596 | 515 | 682 | 2,878 |

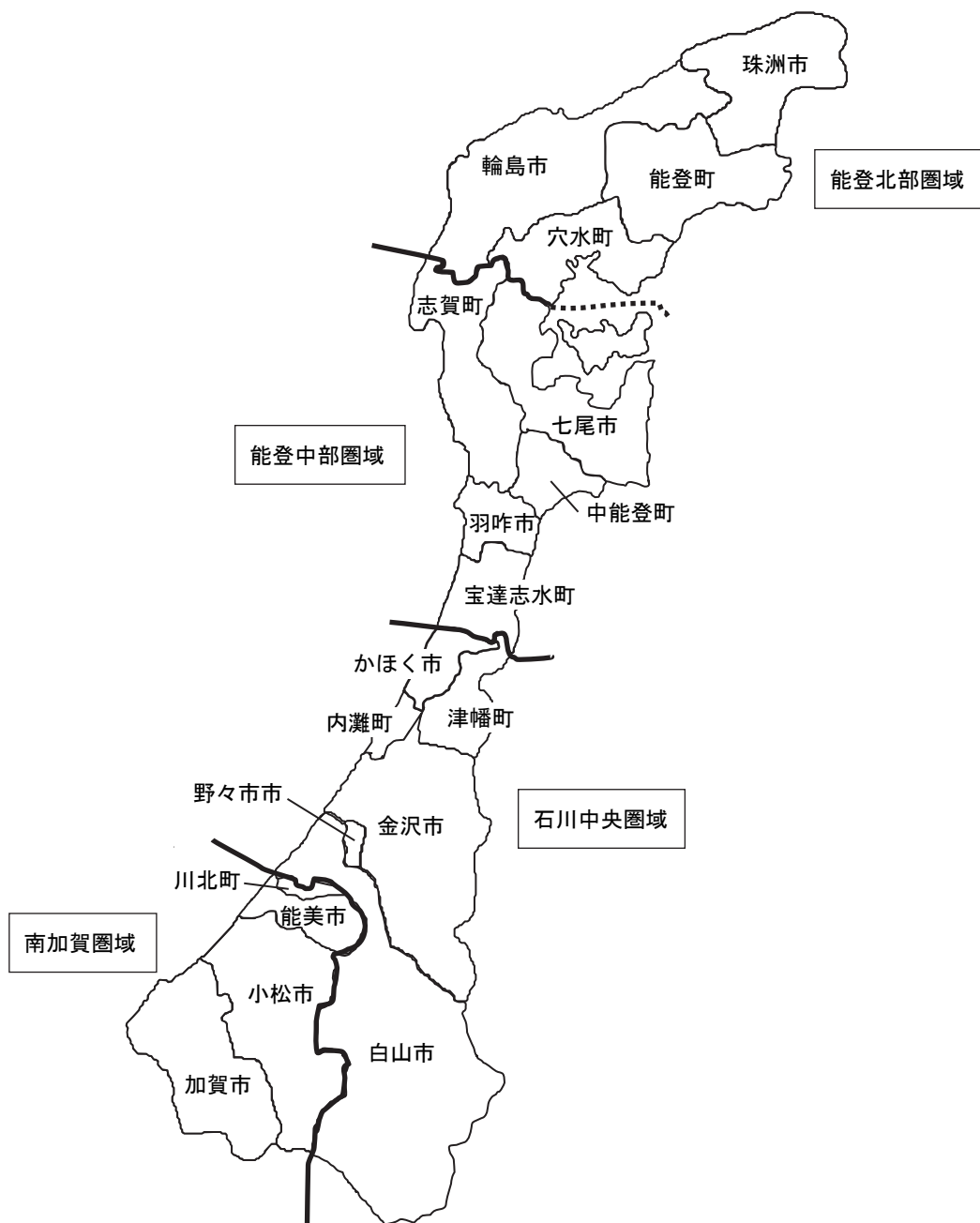
図表1-1-11 令和2年と令和8年の障害支援区分別認定者数



第4 障害保健福祉圏域

市町村障害者計画の策定に当たって、広域的な対応を必要とするものについては、障害保健福祉圏域で調整することとされています。石川県が作成した「いしかわ障害者プラン2019」（平成31年3月）において、県内の障害保健福祉圏域が設定され、本市は、白山市、かほく市、野々市市、津幡町および内灘町の4市2町で構成する石川中央圏域に属しています。

図表1-1-12 石川県障害保健福祉圏域



第2章 総論

第1 計画の性格等

1 計画の性格

この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画です。

また、この計画は、国の「障害者基本計画」（平成30年3月策定）や石川県の「いしかわ障害者プラン2019」（平成31年3月策定）などの他機関の計画と整合性を図るとともに、「2018金沢市地域福祉計画」（平成30年3月策定）、「長寿安心プラン2021」（令和3年3月策定）、「かなざわ子育て夢プラン2020」（令和2年3月策定）、「金沢健康プラン2018」（平成30年3月策定）など、本市の福祉・健康分野の計画との関連が深く、それらと整合性を図りながら策定し、推進します。

2 計画の範囲

障害者基本法では、障害者の範囲を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定めています。「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」には、難病患者などが含まれると考えられます。

この計画は、直接には、身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人（発達障害のある人および高次脳機能障害のある人を含みます。）のほか、難病患者など継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象としますが、ノーマライゼーション社会の実現のためには、すべての市民の理解と協力が必要です。したがって、この計画は全市民を対象とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とします。なお、社会情勢の変化や障害のある人のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。また、障害福祉サービスおよび障害児支援サービスにかかる事項については、障害者総合支援法および児童福祉法に定められている障害福祉計画・障害児福祉計画として、3年ごとに策定しており、第6期・第2期計画の期間は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）です。

図表1-2-1 計画の期間

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|--------|--------|-------------------------|-------|-------|-------------------------|-------|-------|-------------------------|-------|-------|
| 第4次障害者計画 | | | | | | 第5次障害者計画 | | | | | |
| 第4期障害福祉計画 | | | 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 | | | 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 | | | 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 | | |

第2 基本目標

金沢市障害者計画は、《ノーマライゼーション社会》の実現をめざします。

《ノーマライゼーション社会》とは、あたりまえ、あるがままを大事にする社会です。障害の有無にかかわらず、すべての人が平等に社会の構成員として、あるがままの姿でふつうの生活を送ることが、あたりまえの社会をめざします。

《ノーマライゼーション社会》とは、完全参加と平等が達成された社会です。障害のある人が、社会生活と社会の発展のすべてに参加し、他の人々と同等の権利が保障される社会をめざします。

《ノーマライゼーション社会》とは、ともに創り、ともに生きる社会です。障害のある人が同情やあわれみ、あるいは保護の対象とされる存在から、社会を変える力と可能性を持った主人公として、すべての人とともに生き、暮らし、そして地域や文化を創りあげていく、そんな社会をめざします。

《ノーマライゼーション社会》とは、自己決定を可能にする社会です。障害のある人も、自分の生き方、暮らし方を選択し、決定できる権利があります。障害のある人に、障害を「克服」し、社会に「適応」するための不屈の精神力や肉体的努力を求めるのではなく、障害のある人一人ひとりが自分の生き方を追求できるように、社会そのものを変えていかなければなりません。障害のある人が社会に合わせるのではなく、社会が障害のある人に合わせる社会づくりをめざします。

《ノーマライゼーション社会》とは、障害のある人もない人も、人間としての尊厳と人権が保障される社会です。ノーマライゼーションの理念は、1950年代、知的障害のある子どもの施設改善運動に共鳴したデンマークの行政官であるニルス・エリク・バンクミケルセンによって提唱され、現在は「障害があっても誰でも社会参加ができ、地域の中で当たり前の生活ができる社会こそがノーマルな社会である。」という考え方として、広く世界に浸透しています。日本国憲法も平和と人間の尊厳を基調とし、基本的人権の尊重を柱としています。また、障害者基本法は、その第3条において「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」と規定した上で、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される。(第1号)」、第4条第1項では「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」として、ノーマライゼーション社会の実現を基本的理念としています。また、第4条第2項では「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理

的な配慮がされなければならない。」としています。本計画は、この障害者基本法を根拠とするものです。

《ノーマライゼーション社会》とは、本当の豊かな社会です。国際障害者年行動計画（1980年）は「ある社会が構成員のいくらかの人々を閉め出す場合、それは貧しい社会である。」と述べました。障害者計画の基本目標にとどまらず、《ノーマライゼーション社会》の実現こそ、真に豊かな金沢への途といえるでしょう。

第3 基本的視点

ノーマライゼーション社会実現のため、次のことを基本的視点として計画を策定し推進します。

- ① 共生社会の実現
- ② 障害のある人の人権の尊重
- ③ 障害のある人の自己決定と選択の尊重
- ④ 障害のある人の自立とすべての社会、経済、文化活動への参加
- ⑤ さまざまな障害に応じたきめ細かな施策の展開
- ⑥ 障害のある人一人ひとりのライフステージに合った総合的施策の推進
- ⑦ 障害のある人やその家族の政策・施策の立案・決定・実施過程への参加
- ⑧ 国、県、他市町村、企業、市民組織等の役割分担の明確化と連携・協働の強化

第4 重点施策

1 安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現 …「ともに生きる」の新設

少子高齢・人口減少社会の急速な進展や人間関係の希薄化、社会的孤立等の課題が表面化する中、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現が強く求められることから、新たな施策の柱となる「ともに生きる」を新設し、関連施策を拡充します。

2 障害のある児童への支援強化 …「豊かに育つ」の新設

児童福祉法等の改正や金沢SDGs(※1)の推進等を受け、子育て支援の充実や医療的ケアが必要な児童等への支援を強化するため、新たな施策の柱となる「豊かに育つ」を新設し、関連施策を充実します。

※1「SDGs」とは

SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っているもの。

3 社会情勢の変化等への対応

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた国のユニバーサルデザイン2020行動計画の策定(平成29年)やユニバーサル社会実現推進法の制定(平成30年)、バリアフリー法の一部改正(令和2年)を受け、各分野におけるユニバーサルデザインを推進します。
- (2) 国の障害者文化芸術推進法の制定(平成30年)を契機に、文化芸術創造都市金沢の強みを生かし、障害のある人が文化芸術活動等を通じて能力を発揮し、更なる自立・活躍を促進する施策を展開します。
- (3) 金沢市手話言語条例(平成29年)や国の読書バリアフリー法(平成30年)の制定、情報提供に関する多様なニーズ等に対応するため、情報コミュニケーション施策を充実します。
- (4) 生産年齢人口の減少等による担い手不足や多様化・複雑化するニーズに対応するため、ICTの利活用や、IoT、AI時代のスマートインクルージョン(※2)の視点を各種施策に反映します。

※2「スマートインクルージョン」とは

IOTやAIの力で、障害がある人もない人もともに生涯安全に暮らせる社会を実現するという発想。

第3章 各論《生活場面別計画》

【用語の説明】

- ・各計画事業等の右欄は次の約束にしたがって記入しました。

1 「充実」 ……（継続）

現行の制度・事業を継続して、必要に応じて改善を行うことをいいます。

2 「実施」 ……（短期）

直ちにもしくは短期的に、新たな事業を行ったり、大きな改善・見直しを行うこと、あるいは必要なものを段階的に追加していくことをいいます。

この中には、予算や制度の有無にかかわらず、市として積極的な行動を起こしたり、他の事業主体に対する働きかけや要望を含むこととします。

3 「検討・実施」 ……（中・長期）

検討を行った上で、中・長期的に実施することをいいます。

4 「検討」 ……（未定）

計画年次の中で検討や研究を行うが、実施時期等については未定のものをいいます。

- ・重点施策の3 社会情勢の変化等への対応の（4）に基づき、ICTの利活用や、IoT、AI時代のスマートインクルージョンの視点を反映した計画事業等には **ICT施策** と記入しました。

【施策の体系】

この計画では、これまでと同様に、法律やそれに基づく制度等の分類にとらわれず、障害のある人の生活を中心に据えて施策の体系を設定しました。

前計画期間内においては、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、これを受け、都道府県を中心にいわゆる障害者差別解消推進条例が制定され、令和元年10月には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」が施行されるなど、共生社会の実現に向けた取り組みが全国的に拡大しました。

一方、令和2年に入ると、新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、わが国においても、国民の健康や経済にとどまらず、周囲の人との接し方や感染者等に対する差別などの問題が発生し、国民の生活にも大きな影響を及ぼすなど、これまでも増して、障害のある人およびそのご家族の方は、将来への心配や障害のある子どもを長年支えてきた親がその子どもを支えることができなくなった日、すなわち「親なき(※1)後」の生活に対する不安を感じていると懸念されます。

こうした状況を踏まえ、この計画では、障害の有無などにかかわらず、誰もが生涯にわたり安心して暮らしていける社会の実現に向け、施策の体系のうち、障害のある人に対する差別の解消や権利擁護の推進などを掲げた各論「Ⅰ 守る」と、将来にわたり安心して暮らせる場の確保や生活支援サービスの充実などを掲げた各論「Ⅱ 住まう」を発展的に統合改編した「Ⅰ とともに生きる」を新設し、共生社会の実現に向けた取り組みを強化しました。なお、将来の安心と生活の場の確保にあたっては、第6期金沢市障害福祉計画において充実を図る地域生活支援拠点等を反映させることにより、「ノーマライゼーションプラン金沢（金沢市障害者計画）」と「金沢市障害福祉計画」との連動性を高め、本市における障害福祉施策の総合的かつ重層的な展開を図ることとしています。また、「金沢市障害児福祉計画」との連動性については、全国的にサービスの提供体制の整備が不十分であった重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害や医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援を強化するため、新たな各論として「Ⅳ 豊かに育つ」を新設しました。

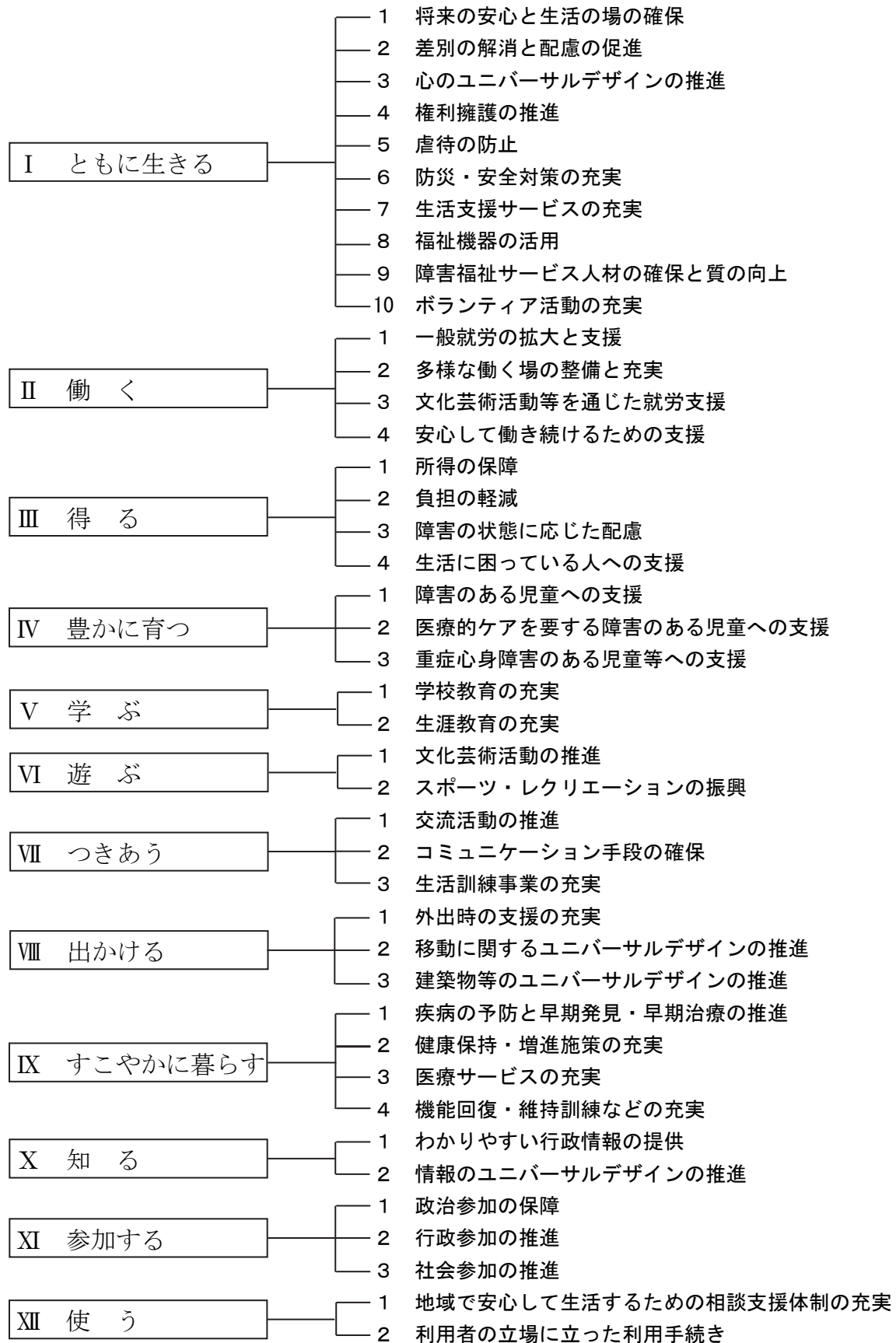
なお、この計画で各論として掲げた「Ⅰ とともに生きる」から「Ⅻ 使う」までの施策の基盤には、行政が全力で取り組む姿勢として「保障する」があると考えています。

※1 「親なき後」とは

「親なき後」とは、障害のある子どもを長年支えてきた親がその子どもを支えることができなくなった日以降の問題であると一般に解されている。親が子どもを支えることができなくなった日とは多分に親の死を指すが、加齢に伴い親が子どもを支えることができなくなった事態、つまり老障介護ができなくなった場合などもこれに含まれると考えられることから、「親なき後」は必ずしも「親亡き後」ではない。また、障害のある人を親身に、献身的に支えているのは親とは限らなく、兄弟や親族の場合もあることから、そうした特定の人による献身的支えが突然に中断することこそが、「親なき後」問題の核心である。

(出典) 平成26年7月公益財団法人荒川区自治総合研究所「親なき後の支援に関する研究プロジェクト報告書」

| | | | | | | | | | | | |
|--------|----|-----|-------|----|----|------|------|----------|----|------|-----|
| I | II | III | IV | V | VI | VII | VIII | IX | X | XI | XII |
| ともに生きる | 働く | 得る | 豊かに育つ | 学ぶ | 遊ぶ | つきあう | 出かける | すこやかに暮らす | 知る | 参加する | 使う |
| 保障する | | | | | | | | | | | |



□■□■□ I ともに生きる □■□■□

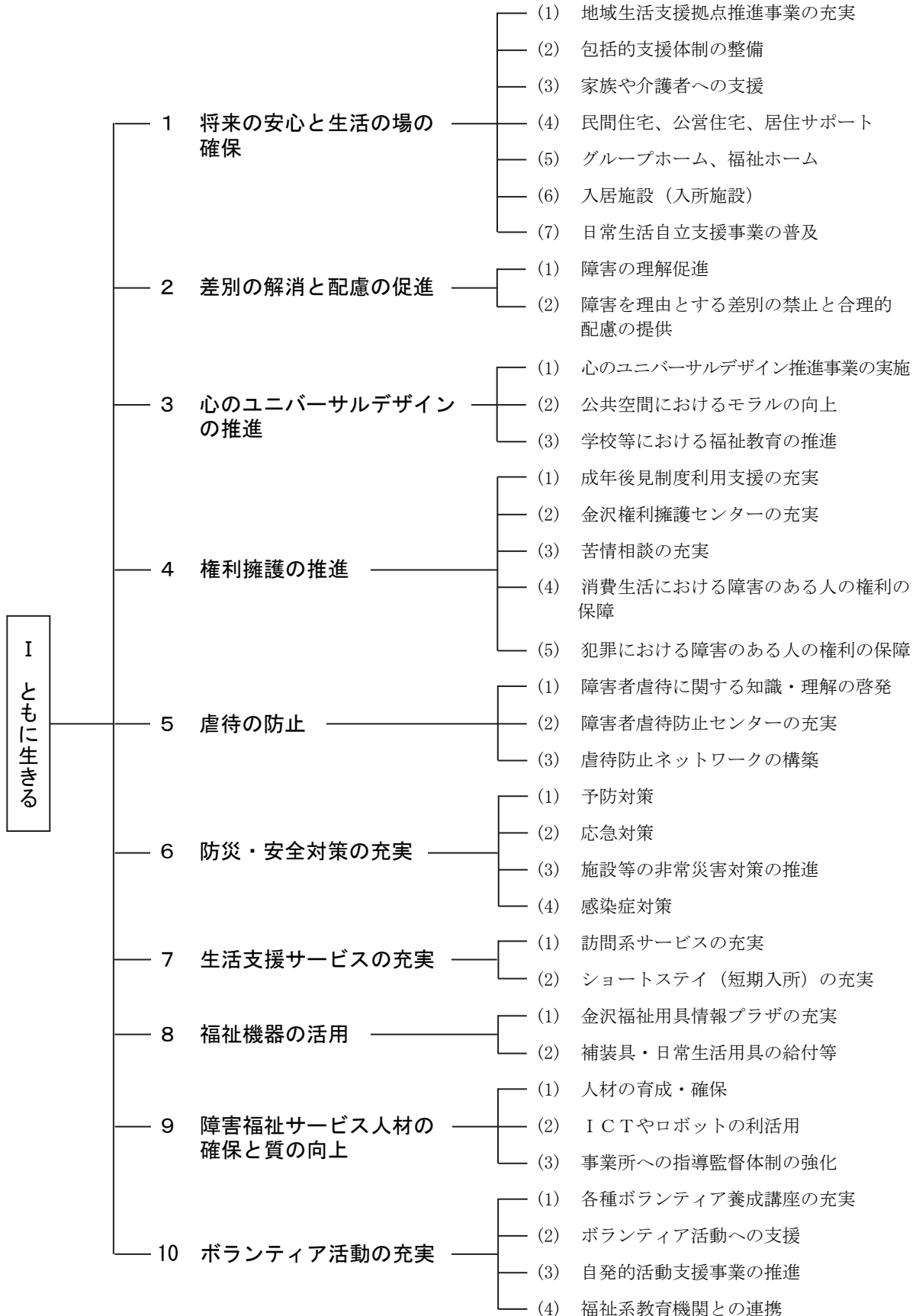
【基本指針】

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。しかし、令和元年10月に実施した「金沢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート調査」においては、多くの障害のある人が差別やいやな思いをしたことがあると答えるなど、障害と障害のある人についての理解が足りないことによる差別や偏見は、今もって少なくありません。障害のある人に対する理解や配慮の促進（心のユニバーサルデザイン）など障害を理由とする差別の解消や虐待の防止などの権利擁護に取り組みます。

また、地域社会において障害のある人が生涯にわたり安心して暮らしていけるよう、令和2年10月に開始した地域生活支援拠点推進事業や「かなざわ安心プラン」作成支援等の充実を図り、「親なき後」の不安の解消に努めるとともに、本人が望む生活の場での活動が可能となるよう、住宅環境や生活支援サービス、福祉機器の整備充実に取り組みます。特に、住宅環境の整備充実にあたっては、地域生活の場であるグループホーム等の整備を計画的に推進し、親元からの自立や入居施設で生活している人の地域への移行を促進します。

加えて、近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、災害弱者といわれる障害のある人の命を守るため、防災対策や感染症対策等の充実・強化に努め、障害のある人の安全・安心の確保を図ります。

【施策の体系】



1 将来の安心と生活の場の確保

障害のある人が地域社会において生涯にわたり安心して暮らしていけるよう、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステム（地域生活支援拠点推進事業）の充実を図る必要があります。「親なき後」や災害・緊急時の不安を解消し、障害のある人一人ひとりのライフステージや障害の状態に合わせた、途切れることのない、質の高い支援を提供するため、「かなざわ安心プラン」の作成を支援するとともに、障害のある人を支える家族や介護者への支援に努めます。また、ショートステイ（短期入所）やグループホームなど必要な施設の整備を推進し、障害のある人の生活の質の向上を図ります。

(1) 地域生活支援拠点推進事業の充実

| | |
|--|----------------|
| <p>（地域生活支援拠点推進事業の機能強化） 「親なき後」も安心して地域で暮らせるよう地域生活への移行、親元からの自立等に関する相談、ひとり暮らしへの支援などが求められています。グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入体制（24時間365日）の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、拠点事業所の充実および緊急対応コーディネーターの増員配置等により地域生活支援拠点推進事業の機能強化を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>（「かなざわ安心プラン」の作成支援） 「かなざわ安心プラン」については、相談支援事業所への作成支援を行い、個々の計画の精度と実効性を高めるとともに、相談支援事業所等とつながりのないサービス未利用者の訪問調査を行うなど、「かなざわ安心プラン」の作成支援に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>（地域生活支援拠点事業所連絡会の設置） 地域生活支援拠点の機能を担う事業所等で構成する連絡会を設置し、対応事例の共有や課題の整理を通じて事業所の質の向上や個々の事業所の強みを生かした連携強化を図り、あらゆる障害に対応できる地域の体制づくりを進めます。</p> | <p>【実施】</p> |
| <p>（地域生活支援拠点情報システムの構築） ICT施策 地域生活支援拠点推進事業の実効性を高めるため、「かなざわ安心プラン」のデジタル化や、地域生活支援拠点の受入状況等の各施設情報などを集約し、支援に活用するほか、データに基づいた的確な障害者施策の企画・立案にも活用できるデータベースシステムの構築を検討します。</p> | <p>【検討・実施】</p> |

(2) 包括的支援体制の整備

| | |
|---|------|
| <p>(「支え合いソーシャルワーカー」の配置)</p> <p>障害のある人も含め、個人や世帯が抱える複雑化、複合化した課題を包括的に受け止める「支え合いソーシャルワーカー」を配置し、各相談支援機関がより効果的に支援を行うことができるよう調整を行うとともに、多機関が協働する総合的な相談支援体制を構築します。</p> | 【充実】 |
| <p>(重層的支援体制の整備)</p> <p>医療、介護、障害等の相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め必要な支援を行う、包括的相談支援体制の整備を検討します。</p> | 【検討】 |
| <p>(障害のある児童の地域生活への円滑な移行支援)</p> <p>18歳になろうとする障害児入所施設利用者が円滑に地域生活に移行等できるよう、退所後に利用を予定する事業所とのマッチング等の支援について検討します。</p> | 【検討】 |
| <p>(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)</p> <p>精神障害のある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、介護、障害、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を検討します。</p> | 【検討】 |
| <p>(医療ニーズの高い人の在宅支援)</p> <p>医療ニーズの高い人の在宅ケアを推進するため、医療と地域生活援助の連携による在宅支援について検討します。</p> | 【検討】 |

(3) 家族や介護者への支援

| | |
|--|------|
| <p>(レスパイト支援の充実)</p> <p>在宅で介助を行う家族へのレスパイト支援として、地域生活支援拠点事業所等と連携し、ショートステイの受け入れなどの充実強化を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(重い障害のある人の家族支援)</p> <p>重い障害のある人が入院した場合、食事や意思疎通など家族の負担が増大するため、ヘルパー等の利用による家族の負担軽減のための方策について検討します。</p> | 【検討】 |

(4) 民間住宅、公営住宅、居住サポート

| | |
|--|-------------|
| <p>(民間事業者等への指導・広報)</p> <p>住宅の建設にあたっては、バリアフリー対応住宅など障害のある人や高齢者が住みやすい設計等を行うよう、民間事業者への指導・広報を行います。また、アパートや賃貸住宅等の改造に理解をもってもらうよう、不動産関連業者に対して広報を行います。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(賃貸住宅への入居促進)</p> <p>障害のある人が地域で生活するための場として、公営住宅や民間賃貸住宅への入居を促進する方策について検討します。</p> | <p>【検討】</p> |
| <p>(住宅改修)</p> <p>金沢福祉用具情報プラザを中心に、住宅改修のための助成制度など、安心して快適な生活をめざすための改修支援を充実させます。また、制度の有効活用のための広報も積極的に行います。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(福祉型住宅の整備)</p> <p>生活指導や緊急時の対応等にあたる生活援助員が配置された住宅や、入居者の見守り等による障害のある人や高齢者に配慮した新しい形態の福祉型住宅を検討します。</p> | <p>【検討】</p> |
| <p>(自立生活援助の充実)</p> <p>障害者支援施設やグループホーム等を利用していただ障害のある人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(誰もが住みやすい公営住宅の確保)</p> <p>公営住宅の建設・建て替えにあたっては、設計段階から障害のある人のニーズを十分に把握し、障害のある人だけでなく、誰もが住みやすい住宅となるよう努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(既存の公営住宅のバリアフリー化の推進)</p> <p>既存の公営住宅については、誰もが住みやすいよう、段差の解消や手すりの設置等のバリアフリー化に努めます。</p> | <p>【実施】</p> |
| <p>(公営住宅への優先入居)</p> <p>障害のある人や高齢者等の公営住宅への入居について、多様な世代が混在した住居形態に配慮しながら、優先入居枠等について検討します。</p> | <p>【検討】</p> |

(5) グループホーム、福祉ホーム

| | |
|--|------|
| <p>(グループホームの計画的整備)</p> <p>障害のある人が地域社会で暮らしていくための居住の場であるグループホームの整備を計画的に推進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(グループホームの職員の質の向上)</p> <p>入居者の安全を十分に確保しながら、入居者の立場に立った支援を行うよう、事業者への適切な助言・指導を行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(福祉ホームの充実)</p> <p>障害のある人の地域社会における居住の場を提供するため、福祉ホームを充実します。</p> | 【充実】 |
| <p>(地域住民の理解促進)</p> <p>地域において障害福祉施設の整備や運営が円滑に行えるよう、障害のある人についての理解の促進に努めます。</p> | 【充実】 |

(6) 入居施設（入所施設）

| | |
|---|------|
| <p>(入居施設（入所施設）の基本的考え方)</p> <p>共生社会の実現のための方策の一つとして、大規模な施設での生活から、小規模な単位で地域にとけ込んだ生活への移行をめざします。そのためには、グループホームなどの生活形態や支援体制など、地域での受け入れ態勢が整わなければなりません。入居施設については、真に必要な人の生活の場としての機能を維持します。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害者支援施設の充実)</p> <p>障害のある人の個々のニーズに応じた必要なサービスを提供できるよう、障害者支援施設の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(入居者の障害の重度化、重複化、高齢化への対応)</p> <p>入居者の障害の重度化、重複化、高齢化に対応できるよう、適切な生活形態に即した施設のバリアフリー化などの整備を促進します。</p> | 【充実】 |

| | |
|---|-------------|
| <p>(入居者の権利擁護と生活の向上)</p> <p>入居者に対する人権侵害の防止、適正な財産等の管理、プライバシーへの配慮、個々のニーズに応じた生活の改善など、入居者の権利擁護と生活の向上をめざすとともに、事業者への適切な助言・指導を行います。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(地域生活への移行)</p> <p>地域生活への移行を促進するため、地域生活支援拠点推進事業を通じてグループホームなどの体験利用や地域生活に移行した時の支援の体制づくりを推進します。</p> | <p>【充実】</p> |

(7) 日常生活自立支援事業の普及

| | |
|---|-------------|
| <p>判断能力が不十分な人が地域で安心した生活を送れるよう、日常生活における福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の普及に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
|---|-------------|

2 差別の解消と配慮の促進

共生社会の実現に向け、障害のある人を含むすべての人にとって住みよい平等な地域社会づくりを進めていくため、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」の考え方にに基づき、社会を構成するすべての人が、障害と障害のある人に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。また、障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。共生社会の実現をめざす本市においても、すべての市民の差別意識の解消に努め、障害のある人に対する配慮を促進していきます。

(1) 障害の理解促進

| | |
|---|-------------|
| <p>(広報媒体を通じた理解啓発)</p> <p>市広報、市のホームページ、テレビ・ラジオなどあらゆる広報媒体を通じて啓発を行い、障害のある人についての理解の促進に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
|---|-------------|

| | |
|---|------|
| <p>（「障害者週間」の普及）</p> <p>市民の間に、広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から12月9日までの「障害者週間」について、市広報やマスメディアなどを通じてその趣旨の普及に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>（各種行事における啓発活動）</p> <p>障害者週間等の各種行事を中心に、当事者や障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。</p> | 【充実】 |
| <p>（障害者団体による啓発活動の支援）</p> <p>障害者団体による障害と障害のある人に関する理解啓発活動も重要であり、その活動を支援します。</p> | 【実施】 |
| <p>（障害のある人の発言の場の提供）</p> <p>障害のある人の発言（スピーチなど）の場を提供します。</p> | 【充実】 |
| <p>（共生社会を推進するための宣言の検討）</p> <p>すべての市民や地域コミュニティ、事業者、行政機関が一体となって、共生社会を推進するための宣言について検討します。</p> | 【検討】 |

(2) 障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供

| | |
|---|---------|
| <p>（合理的配慮アドバイザーの派遣制度の検討）</p> <p>市民や民間団体の合理的配慮の提供の取り組みを促進させるため、障害のある人を含む障害福祉分野の専門家を合理的配慮アドバイザーとして委嘱し、合理的配慮の提供に関する研修や助言を行う派遣制度の創設を検討します。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>（合理的配慮の提供支援）</p> <p>民間事業者や団体等の合理的配慮の提供に係る支援方策について検討します。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>（差別を解消するための取り組みに関する職員対応要領の順守）</p> <p>障害者差別解消法に基づく国の要領策定を踏まえ、金沢市役所における差別的取り扱いの禁止や合理的配慮等の取り組みに関する職員対応要領の周知徹底を図ります。</p> <p>また、障害のある職員の特性についての理解促進や合理的配慮の実践を目的とした研修を実施します。</p> | 【充実】 |

| | |
|--|------|
| <p>(障害のある市職員への対応)</p> <p>給料、異動、昇格などの処遇について、障害を理由とする差別を一切しません。障害があるため、通勤や庁舎内での移動が困難となる異動なども行いません。また、障害のある市職員から執務環境等に関する配慮の申し出があった際には、適切に対応するとともに、コミュニケーションツールとしてのWeb日報システムの活用や就労支援機関等との連携により、障害のある市職員の状況を関係者間で共有し、職員の定着化を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(来庁者への対応)</p> <p>障害のある人が訪れる障害福祉課等においては、手話通訳のできる職員を配置するとともに、筆談や読み上げなど、障害のある人一人ひとりに対応します。また、文化施設など障害のある人が訪れる市有施設においても障害のある人への配慮に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害者差別解消支援地域協議会)</p> <p>障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を開催し、地域全体での差別解消の取り組みを推進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(権利擁護推進・差別解消等専門委員会)</p> <p>国連の障害者権利条約の批准や国の動向等を踏まえ、金沢市障害者施策推進協議会に設置している差別の解消や権利擁護の推進を図るための施策の立案や検討等を行う専門委員会を開催します。</p> | 【充実】 |

3 心のユニバーサルデザインの推進

東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、心のバリアフリーの推進を図ることなどを目的に、平成29年2月に国において、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、心のバリアフリーとは「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」としています。障害と障害のある人についての理解を深めるとともに、障害のある人とない人との交流を促進し、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに重点的に取り組みます。また、公共交通機関や障害者専用駐車場、多目的トイレの利用等に関する「障害のある人に関するマーク」は、障害のある人が生活する上で不可欠なことを広く市民に知らせ、障害のある人の利用が妨げられることのないよう、モラルの向上を図ります。

(1) 心のユニバーサルデザイン推進事業の実施

| | |
|--|---------|
| <p>(心のユニバーサルデザイン推進フェスタの開催)</p> <p>「ともに生きる」をテーマとした発信力の高い講師による講演の開催や、障害のある人もない人も、ともに楽しみながら交流できる体験コーナーの設置など、「心のユニバーサルデザイン」を象徴するイベントの開催を検討します。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>(子どもに対する普及啓発)</p> <p>「心のユニバーサルデザイン」をわかりやすく解説した小学生向けのリーフレットを制作し、授業等での活用を図るなど、子どもに対する効果的な普及啓発について検討します。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>(啓発グッズの制作・貸出)</p> <p>市民・団体等が各種イベント等で活用できる啓発グッズを制作し、広く貸し出するなど、地域ぐるみでの「心のユニバーサルデザイン」の普及啓発について検討します。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>(各種イベントにおける交流の促進)</p> <p>障害についての理解を深めるため、障害のない人を中心とする各種イベントにおいても、障害のある人の参加を進め、交流を促します。</p> | 【充実】 |

(2) 公共空間におけるモラルの向上

| | |
|--|------|
| <p>(HELPカード・ヘルプマークの普及)</p> <p>被災時のみならず、不慮の事故による負傷や病気発症などの緊急時において、カードを提示することにより、第三者からの円滑なサポートや医療機関への速やかな搬送などの支援を受けようとする「HELPカード」および、配慮を必要としていることが外見ではわからない人が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された「ヘルプマーク」の普及と周知啓発を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(「障害のある人に関するマーク」の普及)</p> <p>市ホームページなどを通じ、いわゆる車いすマークや耳マークなど「障害のある人に関するマーク」に対する正しい理解と障害のある人への配慮を促進します。</p> | 【実施】 |

| | |
|--|------|
| <p>(公共交通機関におけるモラルの向上)</p> <p>障害のある人がバス等で移動することについて、これまで以上に乗車に配慮した運行をバス事業者等に対して要請します。また、障害の特性についても、さらに理解を深めるための広報を行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(歩道、道路におけるモラルの向上)</p> <p>点字ブロックの上に物が置いてあったり、障害のある人が走行している自転車に巻き込まれる事故があるため、歩行者や自転車のマナーの向上についても働きかけます。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害者専用駐車場の周知)</p> <p>障害者専用駐車場の必要性を広報などで広く知らせ、正しい理解を深めるとともに、施設管理者に対しても、駐車場の目的をわかりやすくPRするよう要請します。</p> | 【充実】 |

(3) 学校等における福祉教育の推進

| | |
|---|------|
| <p>(福祉推進協力校の拡充)</p> <p>小・中学校の児童生徒の福祉意識向上のため、福祉推進協力校事業の拡充を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(福祉教育推進のための連携)</p> <p>障害のある人との交流や障害疑似体験、介助技術教室など、学校や地域において行われる障害を理解する福祉教育活動に対して、必要な情報の提供や用具の貸出、人的資源の紹介など積極的な協力を行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(多目的トイレ設置への理解)</p> <p>学校の授業で多目的トイレ設置の趣旨を説明するなどし、障害のある人への正しい理解とマナーの向上を教育面からも促進します。</p> | 【充実】 |

4 権利擁護の推進

「親なき後」の不安を軽減、解消し、障害のある人が生涯にわたり安心して暮らせる社会を実現するため、自らの意思を表明することが困難な人の成年後見制度の利用促進に向けた体制整備に取り組むなど、障害のある人の権利を守る仕組みを充実します。

(1) 成年後見制度利用支援の充実

| | |
|---|---------|
| <p>(成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置等)</p> <p>成年後見制度をこれまで以上に適切に利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心的役割を果たす中核機関を設置するとともに、ネットワークの4つの機能（広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援）の段階的整備に合わせた運営体制を確保します。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>(成年後見制度の広報)</p> <p>当事者や家族に対し、成年後見制度に関するわかりやすい広報に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(申立手続きの支援)</p> <p>自己決定能力が低下した障害のある人が成年後見制度を活用できるよう、相談・情報提供や申し立てへの支援を充実します。</p> | 【充実】 |
| <p>(市民後見人の養成とバックアップ体制の構築)</p> <p>障害のある人の権利擁護と法律行為を支援するため、高齢者福祉担当課と連携し、専門的知識を有する市民後見人の養成や養成後の市民後見人への専門職によるバックアップ体制の構築について検討します。</p> | 【検討】 |
| <p>(成年後見制度を担う法人を確保できる体制整備に向けた検討)</p> <p>「親なき後」の不安を解消するため、成年後見制度を担う法人を確保できる体制整備に向けた検討をします。</p> | 【検討】 |

(2) 金沢権利擁護センターの充実

| | |
|--|------|
| <p>金沢権利擁護センターにおいては、権利擁護に関する研修会を開催し、人材の育成に努めるとともに、成年後見制度の普及を図ります。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(3) 苦情相談の充実

| | |
|--|------|
| <p>金沢市障害者施策推進協議会に設置されている苦情解決等専門委員会の相談・対応の充実を図ります。また、苦情解決等専門委員会のPRに努めるとともに、気軽に相談が寄せられる方法についても検討します。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(4) 消費生活における障害のある人の権利の保障

| | |
|--|-------------|
| <p>(消費生活安全の体制整備)</p> <p>地域包括支援センターや相談支援事業所と消費生活センターとの連携を強化し、法テラス、弁護士会、司法書士会などの協力を得て、消費者被害・クレジットサラ金被害の防止、早期解決の体制を整備します。また、相談窓口（消費生活センター）と消費者保護制度の広報に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(消費生活の安全性の確保)</p> <p>障害のある人が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするため、消費生活相談や成年後見制度利用支援事業等の支援体制を充実します。また、障害のある人が地域において安全で安心な生活を営むため、地域社会とのつながりを深めます。</p> | <p>【充実】</p> |

(5) 犯罪における障害のある人の権利の保障

| | |
|--|-------------|
| <p>(障害分野の専門機関との連携)</p> <p>障害のある人が犯罪被害者や加害者、被疑者となった場合、障害に応じた意思疎通支援の手だてを講じ、本人の伝えたいことが十分に伝わるよう、適切な障害分野の専門機関との連携を各関係機関に求めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(障害特性の理解)</p> <p>警察、検察、裁判所、弁護士など関係者の障害への理解を促進し、障害のある人の犯罪において、障害特性を踏まえた対応ができるよう各関係機関に求めます。</p> | <p>【充実】</p> |

5 虐待の防止

障害者虐待防止法に定める虐待の種類は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置(ネグレクト)、⑤経済的虐待の5分類としています。また、虐待の起こる場所を家庭内に限定しないで障害者福祉施設や職場も想定し、虐待を行う者として、養護者のほか、福祉施設の職員や職場の上司等も想定範囲に含めた対策の必要性を明記しており、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して研修を実施するなどの措置を求めています。虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識し、関係機関が連携して解決に当たらなければなりません。

(1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

| | |
|--|-------------|
| <p>虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の広報のほか、障害のある人の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

(2) 障害者虐待防止センターの充実

| | |
|--|-------------|
| <p>障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センターを障害福祉課内に設置し、障害者虐待の通報や届け出の受理、相談・指導・助言、広報・啓発等を行うほか、障害者基幹相談支援センターおよび市内4か所の相談支援事業所に通報・届け出の受理など、センターの業務の一部を委託し、市民からの虐待通報があった場合の迅速な対応、被虐待者や養護者に対する支援などセンターの体制を充実します。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

(3) 虐待防止ネットワークの構築

| | |
|---|-------------|
| <p>障害者等福祉関係団体、障害福祉サービス事業者等、医師、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、人権擁護委員、地域包括支援センター等で構成する「高齢者・障害者虐待防止連絡会」や自立支援協議会等を活用したネットワークの構築、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組みます。</p> | <p>【充実】</p> |
|---|-------------|

6 防災・安全対策の充実

障害のある人が安心して暮らせる地域社会を実現するため、関係機関・団体や地域住民などと連携し、避難行動要支援者名簿や個別避難支援計画の作成など、援護体制づくりに取り組みます。また、障害のある人の特性・生活状況に応じた防災対策や感染症対策等が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な体制を整備します。

(1) 予防対策

| | |
|--|-------------|
| <p>(避難行動要支援者名簿の整備) 災害対策基本法に基づき、災害時における迅速な避難支援を行うために、避難行動要支援者名簿を整備します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(個別避難支援計画の作成) 避難行動要支援者名簿を活用し、地域において、緊急時の連絡先、地域支援者、避難所、避難方法などについて、避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別避難支援計画の作成を促進するなど、災害時での迅速かつ的確な支援が行われる体制を構築します。</p> | <p>【実施】</p> |
| <p>(防災思想の普及等) 生涯学習を通じた防災思想の普及や自主防災組織による防火・防災訓練、災害図上訓練等を実施するとともに、毎年実施している市民防災訓練への障害のある人の参加を促進し、内容の充実に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(一般住宅の耐震・防火管理の促進・点検) グループホームを含めた一般住宅の耐震補強や食料・生活必需品および防火器具の備蓄などの防災対策を推進します。また、住宅用火災警報器、住宅用消火器などの防災機器の普及に努め、火災による被害の軽減を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(特別な援護を要する人の生活状況の把握) プライバシーに配慮しながら、民生委員や地域の自主防災組織の協力を得て、障害のある人や高齢者など、災害時に特別な援護を必要とする人の近隣地域における生活状況の把握に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(緊急通報システムの整備) 疾病や事故、緊急時に対応するための緊急通報システムを充実します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(「ネット119」通報システムの利用促進) 119番通報が困難な聴覚や言語に障害のある人を対象としたインターネットによる通報システムの利用を促進します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(当事者団体との防災懇談会) 過去の災害の事例などを学び、対策を検討するとともに、必要なネットワークづくりをめざすため、福祉や消防等の関係行政機関、障害者団体、手話通訳者やボランティア等で構成する防災懇談会を充実します。</p> | <p>【充実】</p> |

| | |
|--|------|
| <p>(避難所のバリアフリー化)</p> <p>災害予防対策という見地から、指定避難所をはじめ、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害福祉避難所の整備)</p> <p>指定避難場所での生活が困難な障害のある人を受け入れるため、障害福祉避難所の整備を進めます。また、障害のある人に配慮した障害福祉避難所への移送・誘導に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(避難所の感染症対策の強化) ICT施策</p> <p>感染防止に資する避難行動等の住民周知や3密（密閉・密集・密接）を避けるゾーニング、間仕切りの整備など、予め感染症対策の充実を図るほか、より安全な避難所開設に向け、ICT、IoT、AIなどの最新技術を活用した感染症対策の強化策について情報収集し、導入について研究します。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害者支援施設等災害時情報共有システムの活用) ICT施策</p> <p>国で運用を開始する障害者支援施設等災害時情報共有システムを活用し、災害発生時における障害福祉サービス事業所等の被害状況等を迅速に把握し適切な支援につなげます。</p> | 【実施】 |

(2) 応急対策

| | |
|--|------|
| <p>(情報提供と災害時広報)</p> <p>災害時には、同報防災無線、「金沢ぼうさいドットコム」によるメール配信、ファックス送信やマスコミを通じた迅速な情報連絡等を行うとともに、障害者団体やマスコミの協力を得て、文字情報、点字広報、手話通訳による放送等を実施します。また、公共施設での災害時情報伝達機器の整備や新しい情報通信機器の活用についても検討します。</p> | 【充実】 |
| <p>(避難対策)</p> <p>災害時においては、避難行動要支援者名簿を活用して、障害のある人など援護が必要な人の速やかな避難に努めるとともに、特別な支援を要する人の避難所の指定や、必要に応じて社会福祉施設への受入要請を行います。また、災害時における健康管理やメンタルヘルス、プライバシーの確保に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(災害時の福祉サービスの実施)</p> <p>入浴サービスや社会福祉施設への緊急一時入居措置、補装具や日常生活用具の再交付など、災害に対応した福祉サービスの提供に努めます。</p> | 【充実】 |

| | |
|---|----------------|
| <p>(災害時における心のケア)</p> <p>心理的応急処置 (Psychological First Aid : PFA) の活用など、障害のある人の被災や避難所生活におけるストレス、心理的苦痛の救済を図る方策について検討します。</p> | <p>【検討・実施】</p> |
|---|----------------|

(3) 施設等の非常災害対策の推進

| | |
|--|-------------|
| <p>(施設等における「施設防災計画」の推進)</p> <p>障害者支援施設やグループホーム等が利用者の特性や周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害時ごとに、利用者の安全確保のための体制、避難の方法等を定めた「施設防災計画」の実施体制を確認し、施設等従事者が災害時に適切に対応するための防災意識の向上を促進します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(施設等の耐震・防火管理の促進・点検)</p> <p>障害福祉施設等の耐震診断・耐震改修の促進と、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止等の安全措置を徹底します。また、講習会や立入検査などによる防火指導を徹底するとともに、スプリンクラー設備や自動火災報知設備等の整備を促進します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(事業所建物の関係法令適合)</p> <p>障害福祉サービス事業所の新規指定および指定の更新にあたっては、その建物が建築基準法および消防法等の関係法令に適合しているかを確認し、利用者の安全や安心してサービスを利用できる環境を整備します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(事業所における避難訓練等の実施)</p> <p>「施設防災計画」に基づき、障害福祉サービス事業所等における非常災害時の関係機関への通報および関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者および利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施を促進します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(地域との連携)</p> <p>障害福祉サービス事業所に対し、日頃から避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう、地域との連携を図り、火災等の際の消火・避難等に協力してもらえような体制づくりを求めます。</p> | <p>【充実】</p> |

(4) 感染症対策

| | |
|--|------|
| <p>(感染拡大防止のための整備促進)</p> <p>障害福祉サービス事業所等において、感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化等の施設整備や衛生資材等の整備等に対する支援を行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(感染防止対策マニュアル・事業継続計画策定への支援)</p> <p>障害福祉サービス事業所等に対し、専門家による感染対策に関するマニュアル整備や事業継続計画策定に関する研修会の開催に対して支援を行います。</p> | 【実施】 |
| <p>(通所サービス継続支援)</p> <p>感染拡大防止の観点から、県等から休業要請を受けた通所サービス事業所等が必要なサービスを継続できるよう、必要な支援を行います。</p> | 【実施】 |
| <p>(居住系施設クラスター対策)</p> <p>居住系施設で新型コロナウイルス感染症等のクラスターが発生してもサービスを継続できるよう、施設間の応援職員の派遣等について、県と連携し支援を行います。</p> | 【実施】 |

7 生活支援サービスの充実

障害のある人や難病患者等の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、訪問系サービスなど在宅生活を支援するサービスを充実します。また、質の高いサービスを提供するため、社会福祉法人や民間事業者あるいは市民の非営利活動を育成しながら、生活支援サービス事業への参入を促進します。

(1) 訪問系サービスの充実

| | |
|--|------|
| <p>(居宅介護の充実)</p> <p>障害のある人や難病患者等の居宅における身体介護や家事援助、通院介助等を行う居宅介護は、サービスに従事する人の拡充を促進するとともに、質の高いサービスを提供するよう、事業者の指導・育成に努めます。</p> | 【充実】 |
|--|------|

| | |
|--|-------------|
| <p>(重度訪問介護の充実) 重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常に介護を必要とする人が、居宅において見守りを含む長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスである重度訪問介護については、介護保険サービスと連携をとりながら充実を図っていきます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(重症心身障害のある人の訪問系サービス) 重症心身障害のある人が利用できる居宅介護・重度訪問介護事業所の増加と、サービスの向上を促進します。また、気管切開等により喀痰吸引が必要な重症心身障害のある人のため、登録特定行為事業者の周知に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |

(2) ショートステイ（短期入所）の充実

| | |
|--|-------------|
| <p>(ショートステイ事業所の充実) 利用者のニーズに応えられるよう、障害のある人、障害のある児童に対するショートステイ事業所の拡充を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(難病患者や重症心身障害のある人のショートステイ施設) 難病患者や重症心身障害のある人のニーズに応えられるよう、引き続きショートステイ施設の確保に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(土曜日・日曜日のショートステイの受け入れ) 土曜日・日曜日にショートステイの受け入れをする施設の増加に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(緊急ショートステイの充実) 家族の急病などにより、家庭における支援が難しくなった場合、速やかにショートステイを利用するなどの緊急時の対応ができるよう、緊急時の受け入れ・対応の機能を担う地域生活支援拠点事業所の充実に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |

8 福祉機器の活用

それぞれの障害の状況や生活の仕方に合った福祉機器の使用により、一人ひとりが能力を十分に発揮し、その可能性を広げる機会を持つことは生きる上での基本です。それぞれの人が必要とときに必要とする適切な福祉機器を入手し、使用できるよう、福祉機器提供の充実を図ります。

(1) 金沢福祉用具情報プラザの充実

| | |
|---|------|
| 金沢福祉用具情報プラザにおいて、障害のある人や高齢者の生活環境を踏まえた福祉用具や住宅改修、義肢装具などの相談やアドバイスを実施します。また、合理的配慮の観点から、民間事業所等への相談にも対応していきます。 | 【充実】 |
|---|------|

(2) 補装具・日常生活用具の給付等

| | |
|--|------|
| (補装具等の相談窓口の充実) 補装具・日常生活用具等の利用や申請に関する相談支援機能の充実を図ります。 | 【充実】 |
| (補装具の支給内容の充実) 国の制度改正に伴い、補装具の支給に関し、子どもの成長に合わせた利用形態や進行性疾患に合わせた利用形態に対応した適切な支給（購入または借り受け）を行います。 | 【充実】 |
| (日常生活用具の対象品目の拡大と見直し) 最新の機器の情報収集に努め、利用者のニーズに合わせた対象品目の拡大と見直しを図ります。 | 【充実】 |
| (施設入居者に対する日常生活用具給付の検討) 施設入居者の日常生活用具給付等事業の利用を検討します。 | 【検討】 |
| (広報の促進) 補装具・日常生活用具の給付等の漏れがないよう、給付・貸与制度の広報に努めます。 | 【充実】 |

9 障害福祉サービス人材の確保と質の向上

障害のある人一人ひとりのライフステージや障害の状態に合わせた、質の高い障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の人材の育成・確保と質の向上を図ります。

(1) 人材の育成・確保

| | |
|---|----------------|
| <p>(スーパービジョン体制の充実)</p> <p>指定障害福祉サービス事業者が質の高い支援を提供することができるよう、基幹相談支援センターによる事業所等への後方支援やスーパービジョン（新人や中堅専門職の技術の向上、労働環境の向上、管理・運営、効果的な実践、機関内の人間関係機能の向上をめざして監督・指導・支援が行われる過程もしくは方法）を実施する体制の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(地域課題解決型スキルアップ研修の実施)</p> <p>指定・指導監督権者として実施している指定障害福祉サービス事業者を対象としたスキルアップ研修を、自立支援協議会で抽出された地域課題の解決に向け、必要な支援スキルの獲得をめざすとともに、地域の連携強化を図ります。</p> | <p>【実施】</p> |
| <p>(障害福祉のしごと魅力発信)</p> <p>障害福祉の仕事の魅力を伝えるパンフレットや動画等を活用した広報、関係機関等との連携による障害福祉の現場を知るための体験型イベント等の開催を検討します。</p> | <p>【検討・実施】</p> |
| <p>(就職フェアを活用した人材確保の推進)</p> <p>金沢就職フェアにおいて、障害福祉分野の事業者の積極的な参加を促すとともに、福サポいしかわの相談コーナーを継続するなど、市・県の就職フェアを活用した人材の確保に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(職員の働く環境の向上)</p> <p>国・県など関係機関と連携をとりながら、必要に応じてサービス提供事業所等に対して指導・助言を行い、職員の労働環境や労働条件の向上に努めます。また、サービスの質を保証するため、サービス提供事業所等の職員数の確保と資質の向上を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(U J I ターン就労支援制度の検討)</p> <p>障害福祉サービス事業者が県外在住者を雇用する場合の支援制度について検討します。</p> | <p>【検討・実施】</p> |

(2) ICTやロボットの利活用 ICT施策

| | |
|--|-------------|
| <p>感染症の拡大防止、生産性の向上、介護業務の負担軽減、労働環境の改善等に向けて、障害福祉サービス事業者等のICTやロボット等の導入を支援します。</p> | <p>【実施】</p> |
|--|-------------|

(3) 事業所への指導監督体制の強化

| | |
|--|------|
| <p>(指導監督体制の整備)</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等について、実地指導や集団指導を実施するとともに、個別の研修、指定後のチェックを行い、その結果を事業所に知らせ、サービスの質の向上を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(コンプライアンス遵守の徹底)</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等において、コンプライアンス遵守の徹底が図られるよう、研修や指導を徹底します。</p> | 【充実】 |
| <p>(事業所の情報公開の促進)</p> <p>サービス利用者が満足できる良質なサービスを選択できるよう、事業所が常に利用者の視点からサービス内容を点検し、その結果をサービスの内容や運営状況に関する情報として公表するよう促進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(事業所サービスの適正な評価)</p> <p>サービス利用者の利便性およびサービスの質の向上のため、専門的かつ客観的な立場からサービス内容について評価する第三者機関の活用などを促進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(事業所苦情解決体制の強化)</p> <p>苦情相談への対応力の向上を目的とする研修会等を開催し、サービス提供事業所の苦情相談体制の充実を促進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(事業所経営の安定化)</p> <p>障害福祉サービス等の事業の経営の安定化に向けた相談をできるように努めます。</p> | 【充実】 |

10 ボランティア活動の充実

障害のある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するボランティアの活動に対する理解を深め、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、ごく自然に助け合う社会の形成をめざします。

(1) 各種ボランティア養成講座の充実

| | |
|--|------|
| <p>地域コミュニティやまちづくり、福祉、精神保健等のボランティア養成講座の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(2) ボランティア活動への支援

| | |
|--|------|
| <p>(ボランティアの育成と支援) ボランティア活動の定着や拡充を図るため、金沢ボランティア大学校において、福祉や環境、地域づくり等の分野で活躍できる人材の養成に努め、情報の提供や団体の紹介等、受講後の活動を支援します。</p> | 【充実】 |
| <p>(ボランティア情報提供機能の充実) 金沢市社会福祉協議会が運営する金沢ボランティアセンターなど関係機関が連携して、ボランティアに関する情報提供機能を充実します。</p> | 【充実】 |
| <p>(ボランティア・ネットワークづくり) ボランティアの養成や需給調整、派遣などが効果的に行われるよう、関係行政機関、ボランティア養成機関、市民組織などのネットワークづくりを図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(法人格取得の促進) 「特定非営利活動促進法（NPO法）」の要件を満たすボランティア団体に対して、情報提供などを行って、法人格取得を促進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(市職員のボランティア活動) ボランティア休暇の取得等により、本市職員の障害のある人へのボランティア活動を推奨します。</p> | 【充実】 |

(3) 自発的活動支援事業の推進

| | |
|--|------|
| <p>障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(4) 福祉系教育機関との連携

| | |
|---|------|
| <p>福祉課程のある高等学校や福祉関係専門学校・大学などの生徒・学生に、いろいろな場面でボランティアの場を用意するなどして、福祉系教育機関との連携を図ります。</p> | 【充実】 |
|---|------|

□■□■□ II 働 く □■□■□

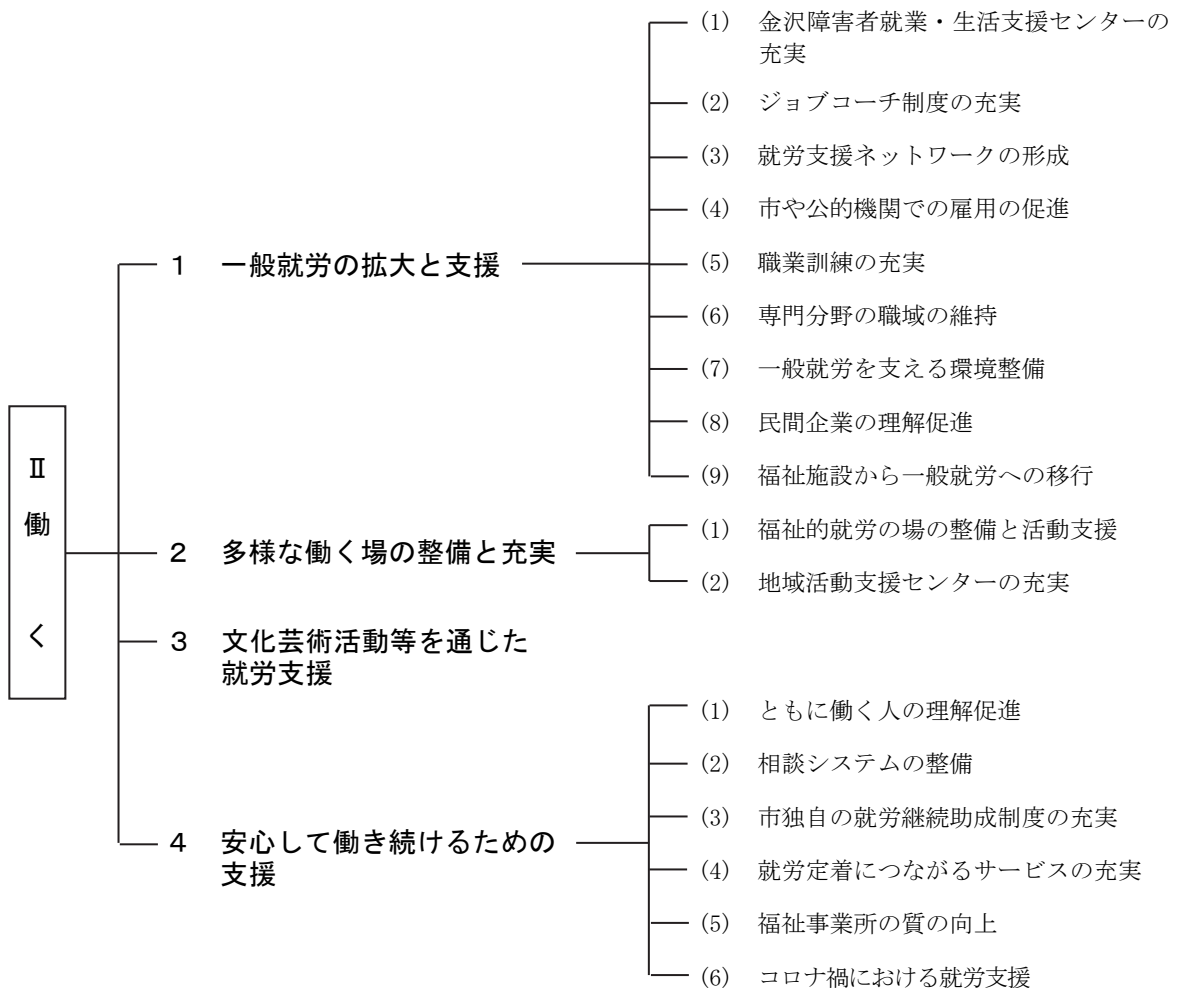
【基本指針】

働くことは、生計を維持するだけでなく、社会の一員としての役割を果たしたり、自己実現をはかるという意味で、社会参加の基本といえるでしょう。

一般就労やその他の多様な働き方において、障害のある人が障害を理由に不利益を被ることがなく、一人ひとりにとってもっとも意義のある働き方ができるような就労環境の整備とともに、アウトサイダー・アートなど文化芸術活動を通じた新たな就労支援の充実を図ります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けている就労支援事業所等への支援を強化し、障害のある人が安心して働き続けられる場の確保に努めます。

【施策の体系】



1 一般就労の拡大と支援

障害のある人が、希望する職に就き、適正な賃金を得ることは社会参加の基本であり、自立生活の第一歩となることから、就職への準備期から求職、さらには職場定着まで一人ひとりの適性や障害の状態に合わせた相談・支援体制の充実に努めます。また、市が率先して働く場の拡大に取り組むとともに、企業や福祉事業所、支援機関、教育機関との連携を強化します。

(1) 金沢障害者就業・生活支援センターの充実

| | |
|--|-------------|
| <p>障害のある人の就労や生活などを総合的に支援する金沢障害者就業・生活支援センターについては、ワンストップ型基幹センターとして、相談・支援機能の充実に努めるとともに、そのための職員の増員や処遇の改善などに取り組みます。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

(2) ジョブコーチ制度の充実

| | |
|---|-------------|
| <p>(障害特性に応じたジョブコーチの配置) 聴覚に障害のある人のための手話等ができるジョブコーチや、発達障害についての知識を有するジョブコーチなど、それぞれの障害特性に応じた支援ができるジョブコーチの配置を図るとともに、継続した支援ができるよう報酬体系の充実に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(職場定着専門のジョブコーチの養成) 定期的に企業を訪問し、障害のある人や企業双方の問題を早期に解決したり、障害のある人のキャリアアップ支援と就業支援を充実させるために、県外で開催される先進セミナーに職場定着専門のジョブコーチを派遣して支援技術の向上を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |

(3) 就労支援ネットワークの形成

| | |
|--|-------------|
| <p>(就労支援ネットワークの強化) 公共職業安定所、職業センター、特別支援学校、福祉事業所、企業等の関係機関との連携を図り、障害のある人の就労支援を効果的に推進するためのネットワークを強化します。特に、就労系サービス事業所と一般企業とのマッチング強化策を検討します。また、障害種別ごとに形成されている就労支援ネットワークの連携を図り、有機的・機能的なネットワークの形成を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

| | |
|--|------|
| <p>(障害者就労支援事業所連絡会の設置)</p> <p>障害者就労支援事業所間の連携強化を図るため、事業所のサービス管理責任者等が参加する連絡会を設置・開催し、就労に関する諸課題の共有と課題解決に向けた検討を行います。</p> | 【実施】 |
|--|------|

(4) 市や公的機関での雇用の促進

| | |
|---|------|
| <p>(チャレンジ就労支援事業の充実)</p> <p>市役所で障害のある人を非常勤的会計年度任用職員として雇用し、業務経験を積むことにより、一般企業等に就職できるよう支援します。</p> | 【充実】 |
| <p>(公的機関での雇用の促進)</p> <p>市、公的機関の障害のある人の雇用については、職場の環境整備等とあわせて検討します。また、職員等の採用試験における拡大文字による対応や車いす利用者等への対応、面接時の支援者の同席など必要な配慮を引き続き行い、法定雇用率の遵守に努めます。</p> | 【充実】 |

(5) 職業訓練の充実

| | |
|--|------|
| <p>就職を希望する人を対象に、面接や履歴書の書き方、社会人マナーなどのセミナーを実施するほか、障害のある子どもを育てる保護者を対象に、進路選択の重要性や働き方の事例紹介などのセミナーを実施し、将来の就労について考える機会を提供します。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(6) 専門分野の職域の維持

| | |
|--|------|
| <p>視覚障害のある人のはり・きゅう・マッサージなど、障害のある人がこれまで専門としてきた職域の維持に努めます。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(7) 一般就労を支える環境整備

| | |
|--|------|
| <p>通勤のための交通機関や交通環境の整備、通勤に要する経費の助成や、障害のある人が一般就労するために必要な環境整備に努めます。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(8) 民間企業の理解促進

| | |
|---|-------------|
| <p>(民間企業団体等への働きかけ)</p> <p>業種別団体や経営者団体へ働きかけ、障害のある人の雇用を促進するとともに、障害のある人の雇用制度や合理的配慮、差別禁止等も含めた定着支援等について理解を深める取り組みを推進します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(在宅就労の促進)</p> <p>国の助成制度等を活用し、通勤が困難な障害のある人も就業して能力が発揮できる在宅就労の促進を図ります。</p> | <p>【実施】</p> |
| <p>(特例子会社設立の推進)</p> <p>障害のある人の雇用を促進する効果的な方策としての特例子会社について、その制度の内容等の広報および推進に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |

(9) 福祉施設から一般就労への移行

| | |
|---|-------------|
| <p>(就労移行支援の利用者の増加)</p> <p>就労を希望する障害のある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。福祉施設から一般就労への移行を促すため、サービスの利用者を増やし、事業の一層の充実を促します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(就労移行支援の就労移行率の増加)</p> <p>福祉施設から一般就労への移行を増加させるため、事業所ごとの一般就労への就労移行率を高めるための支援を行っていきます。</p> | <p>【充実】</p> |

2 多様な働く場の整備と充実

一般就労が困難であっても、生産活動に従事することや仲間とともに社会の中で集い、活動することは、障害のある人の社会参加、働く権利や社会への寄与、自己実現の点から重要であり、障害のある人が希望する地域で希望する活動や働き方ができるよう、福祉的就労の場や多様な活動の場の整備に努めます。

(1) 福祉的就労の場の整備と活動支援

| | |
|--|---------|
| <p>(福祉的就労の場の整備)</p> <p>一人ひとりが希望する場所で、希望する働き方を実現するため、日中活動の場の整備に努めます。また、事業所が多様な活動を保障できるよう支援します。</p> | 【充実】 |
| <p>(就労継続支援(A型)の充実)</p> <p>就労継続支援(A型)は、通常の事業所に雇用されることが困難であるものの、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものです。障害のある人の働く場の確保のため、事業の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(就労継続支援(B型)の充実)</p> <p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に就労の機会を提供する就労継続支援(B型)事業の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(工賃向上のための取り組み)</p> <p>就労継続支援(B型)利用者の社会参加や経済的自立につながるよう工賃向上のための取り組みに努めます。また、事業所による「工賃引上げ計画」の作成を支援するとともに、工賃引上げに向けた支援施策の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(ICT等を活用した新たな就労支援の研究) ICT施策</p> <p>少しでも多くの障害のある人が就労できるよう、分身ロボット等の最新技術を活用した新たな就労について研究します。</p> | 【実施】 |
| <p>(農福連携の推進)</p> <p>障害のある人の就労や生きがい等の場を創出するとともに、就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、貴重な働き手の確保につながる農福連携を推進し、新たな就労の拡大を図ります。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>(商品販売・喫茶店)</p> <p>障害者就労支援施設等の商品の販売店や障害のある人の就労訓練の場である福祉喫茶、アンテナショップについては、これらの出前販売も含めて、引き続き支援します。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害者就労施設等からの優先購入等)</p> <p>市役所全部署に対し、障害者就労支援施設等が提供できる物品や役務について周知を図るとともに、可能な限り障害者就労施設等から受注するよう努めます。また、新規事業等を行う場合にも、障害者優先調達推進法の趣旨を念頭において取り組みます。</p> | 【充実】 |

| | |
|--|-------------|
| <p>(市役所や公的機関等での働く場の提供)</p> <p>実践的な就労訓練と就労促進のため、障害のある人の施設等に通所する人が市役所で行う軽作業の拡大を図るとともに、市庁舎の「喫茶友愛」、金沢歌劇座の「ほんだの森」、金沢駅の「友愛ショップ」、近江町交流プラザの「福祉ショップひまわり」、金沢福祉用具情報プラザの「福祉喫茶つづみ門」の支援も引き続き行います。また、市有施設を就労支援事業所の施設外支援や出張所等の場として提供することにより、障害のある人の就労を促進します。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

(2) 地域活動支援センターの充実

| | |
|--|-------------|
| <p>地域活動支援センターは、多様な活動を保障する社会資源であり、安心して多様な活動に取り組めるよう支援します。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

3 文化芸術活動等を通じた就労支援

障害のある人が、創作的活動や文化芸術活動に取り組むことは、社会への寄与や自己実現の点から重要です。障害のある人の創作活動や文化芸術活動を推進し、その成果を発表する機会の創出を図るとともに、文化芸術創造都市金沢の強みを生かし、アウトサイダー・アート・プロジェクトなど文化芸術活動を通じた新たな就労支援の充実を図ります。

| | |
|--|----------------|
| <p>(アウトサイダー・アート・プロジェクトの推進)</p> <p>優れた芸術的才能を持つ障害のある人の創作環境や発表の場などの支援を行い、人材を発掘、育成するなど、アウトサイダー・アートの魅力を広く発信します。また、文化芸術活動を通じて収入を得て、自立できるよう、著作権管理を軸としたアウトサイダー・アート・プロジェクトの推進に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(文化芸術人材バンクの構築検討)</p> <p>文化・芸術活動を行っている障害のある人を対象とした人材バンクの構築を検討するなど、障害のある人の作品・製品等の販売や受注を支援する取り組みを検討します。</p> | <p>【検討・実施】</p> |
| <p>(創作的活動の推進)</p> <p>障害者支援施設や地域活動支援センターなどにおいては、生産的活動だけでなく、創作的活動も推進し、障害のある人の生活が潤いのあるものになるよう努めます。</p> | <p>【充実】</p> |

| | |
|---|------|
| <p>(伝統産業分野への就労支援)</p> <p>関係団体との連携を図り、多種にわたる伝統産業を持つ金沢らしい就労支援の一つとして、障害のある人の特性を生かす作業の開拓や就労環境の整備について働きかけます。</p> | 【充実】 |
|---|------|

4 安心して働き続けるための支援

就労に向けた取り組みや就労直後の定着支援に加え、就労し続けるための支援も重要です。雇用環境の影響を受けて離職する人、職場環境や生活環境の変化により離職する人が少なくありません。障害のある人が、安心して働き続けることができるような支援体制の構築をめざすほか、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けている就労支援事業所等への支援を強化し、障害のある人が安心して働き続けられる場の確保に努めます。

(1) とともに働く人の理解促進

| | |
|---|---------|
| <p>「金沢で、ともに働く」をキーワードに、障害のある人が就労支援事業所や職場、家族等の支援を受け働き続けている好事例を発信するなど、障害のある人の就労と職場や同僚等の理解促進に向けた施策を推進します。</p> | 【検討・実施】 |
|---|---------|

(2) 相談システムの整備

| | |
|--|------|
| <p>金沢障害者就業・生活支援センターを基盤として、労働行政や法律・福祉の専門家等とのネットワークによる相談・支援体制の整備に努めます。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(3) 市独自の就労継続助成制度の充実

| | |
|---|------|
| <p>障害のある人が長期間働き続けることができるように障害者新規就労支度金、障害者継続雇用奨励金、安定雇用促進奨励金等による支援を引き続き行うとともに、持続可能な支援制度のあり方について検討します。</p> | 【充実】 |
|---|------|

(4) 就労定着につながるサービスの充実

| | |
|---|-------------|
| <p>(就労定着支援の充実)</p> <p>就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や事業所、医療機関等との連絡調整等の支援を行う就労定着支援事業の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(就労定着支援事業所等の情報提供の充実)</p> <p>就労定着支援のためのサービス等利用計画の的確な立案促進、一般企業や障害のない人の就労定着支援事業所についての理解促進、障害のある人の就労系サービスの利用促進のため、就労定着支援事業所等の情報提供をより拡大し、障害のある人の就労支援体制の強化を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(雇用促進のための情報提供の充実)</p> <p>企業等の事業所に対して、障害のある人の雇用に関する相談機関や制度、雇用事例等の情報提供を行います。また、障害のある人や家族に対して、就労定着支援につながる情報提供の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |

(5) 福祉事業所の質の向上

| | |
|---|-------------|
| <p>(日中活動系サービスの質の向上)</p> <p>就労移行支援、就労継続支援等を実施している事業所の経営の安定化および職員の働く環境を改善し、職員が意欲と誇りを持って働けるよう努めます。また、職員の人権意識や障害特性、福祉制度に関する理解を深めたり、支援技術の向上を図るための研修を充実します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(一般就労移行者の就労定着率の増加)</p> <p>福祉施設から一般就労への定着を図るため、就労定着事業所ごとの一般就労への就労定着率を高めるための支援を行います。</p> | <p>【充実】</p> |

(6) コロナ禍における就労支援

| | |
|--|-------------|
| <p>(就労支援施設の活動支援)</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の状況下においても、障害者就労支援施設の生産活動が継続できるよう、テレワークの推進や受注確保に向けた支援を行います。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

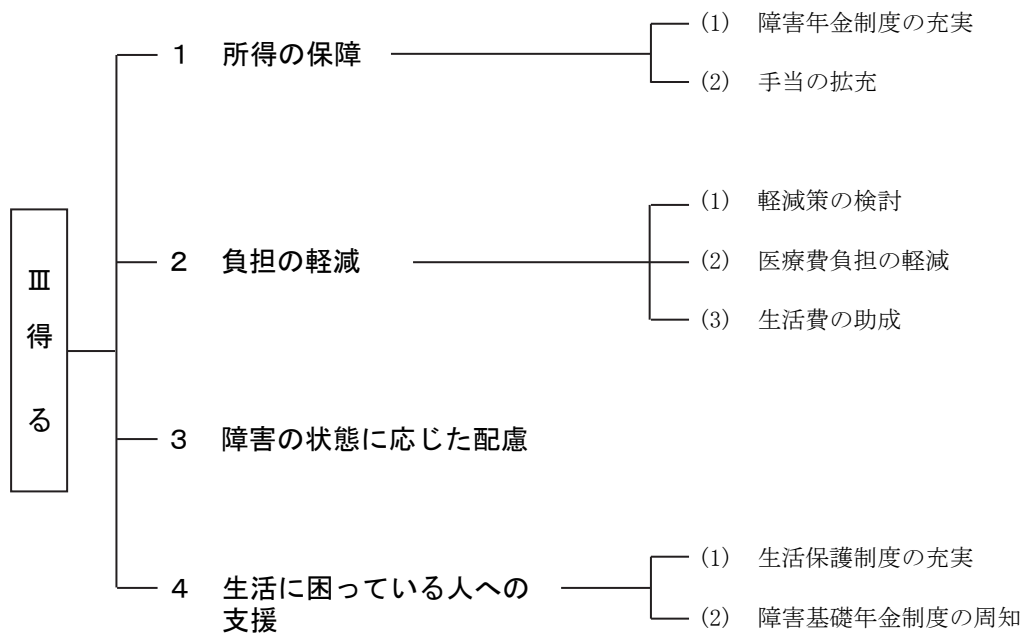
| | |
|--|------|
| <p>(オンライン共同受注の支援) ICT施策</p> <p>コロナ禍における障害者就労支援施設等の商品の販路開拓および販売促進を図るため、オンライン福祉ショップ（共同受注窓口）の運営やプロモーションを支援します。</p> | 【実施】 |
| <p>(福祉喫茶の雇用継続支援)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している福祉喫茶については、障害のある人の社会参加の場を確保するため、運営を支援します。</p> | 【実施】 |

III 得 る

【基本指針】

障害のある人が地域において安心して生活するために必要な所得の保障は重要なことであり、国に対して拡充を求めるとともに、負担の軽減や障害の重い人に対する支援に努めます。

【施策の体系】



1 所得の保障

障害のある人が安心して生活するための重要な基盤である年金や手当等の充実を国に求めるとともに、生活実態の把握に努めます。

(1) 障害年金制度の充実

| | |
|--|---------|
| <p>(障害基礎年金)</p> <p>障害のある人の生活の安定を図るために必要な障害基礎年金については、障害基礎年金制度の充実に向けて、水準の引き上げを国に求めます。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>(特別障害給付金)</p> <p>無年金の障害のある人の把握に努め、救済策について国に働きかけるとともに、国民年金の任意加入期間に加入していなかった特別障害給付金支給対象者の把握に努めます。</p> | 【検討・実施】 |

(2) 手当の拡充

| | |
|--|---------|
| <p>障害のある人の経済事情等の状況を把握し、特別児童扶養手当および障害児福祉手当の所得制限基準額や手当の見直しを国に求めます。</p> | 【検討・実施】 |
|--|---------|

2 負担の軽減

障害のある人が利用する福祉サービスや医療の負担を原因として利用の中止につながるよう、障害のある人のニーズを把握し、その軽減などの支援策を検討します。

(1) 軽減策の検討

| | |
|--|------|
| <p>障害のある人のサービス利用に伴う負担については、国の実施状況に合わせた軽減策を検討します。</p> | 【検討】 |
|--|------|

(2) 医療費負担の軽減

| | |
|---|------|
| リハビリテーションやデイケアに要する費用の自己負担に対しては、その助成について研究します。また、遠距離通院者の費用負担の実態についても把握に努めます。 | 【検討】 |
|---|------|

(3) 生活費の助成

| | |
|---|------|
| さまざまな制度・サービスにおける所得制限のあり方を含め、就業が困難な障害のある人が安心して生活を営むことができるよう、経済的な基盤保障のための施策に取り組みます。 | 【充実】 |
|---|------|

3 障害の状態に応じた配慮

重い障害があることにより、複数のサービスを長時間利用することが必要な人に対し、利用する障害のある人や家族の意見を踏まえた施策の充実に努めます。

| | |
|---|------|
| <p>(重い障害がある人の負担の緩和)</p> <p>重度の障害のある人が、経済的心配をすることなく、安心して地域で自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業にかかる利用者負担を緩和します。</p> | 【充実】 |
| <p>(社会資源の整備)</p> <p>重度の障害のある人を受け入れることができる人員体制と設備の整った通所事業所やグループホームの整備に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(家族の負担軽減)</p> <p>重い障害のある人だけでなく、家族の負担を軽減するための生活介護やショートステイをはじめとした日中活動系サービス、居宅へのヘルパー派遣などの施策の充実に努めます。</p> | 【充実】 |

4 生活に困っている人への支援

障害のある人が安心して暮らすことができるよう、生活保護制度などの充実や広報に努めるとともに、障害のある人の所得保障のあり方や地域であたりまえに暮らすための支援策について検討します。

(1) 生活保護制度の充実

| | |
|--|------|
| 生活保護制度については、生活に困った障害のある人が必要に応じて利用できるよう、手続き等の制度の説明に努めます。また、制度の充実についても国に働きかけていきます。 | 【充実】 |
|--|------|

(2) 障害基礎年金制度の周知

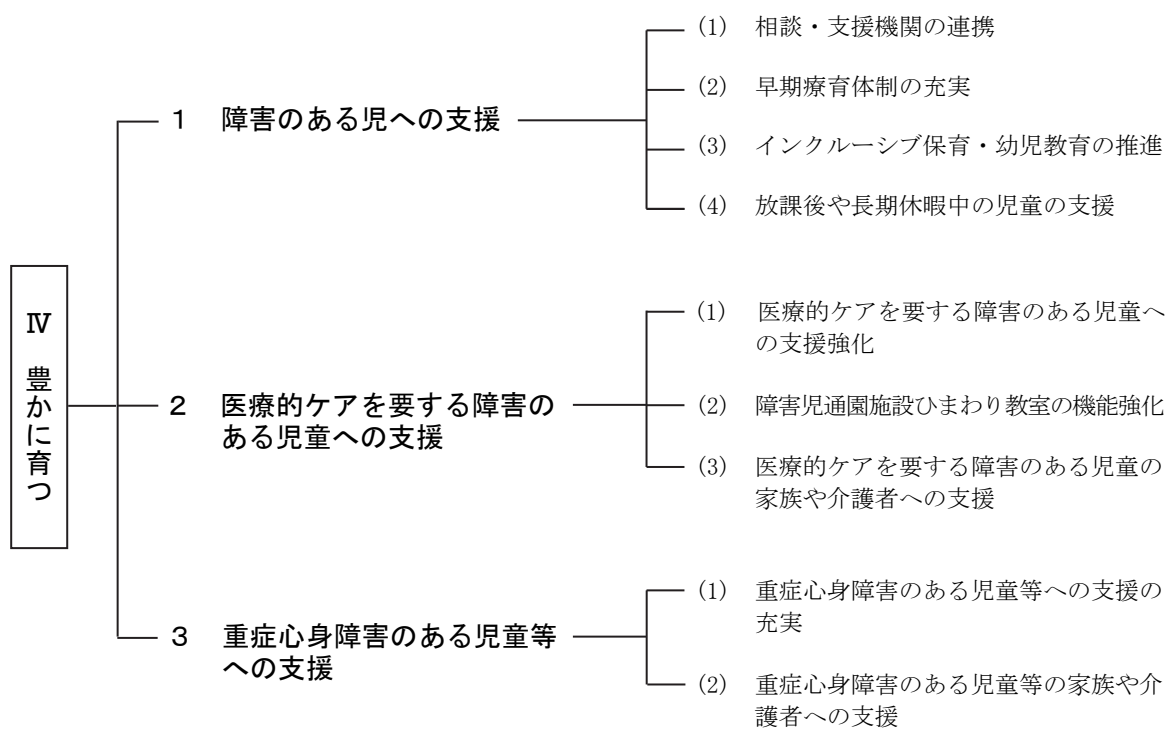
| | |
|---|------|
| 生活に困っている障害のある人が、障害基礎年金制度の仕組みや手続きの方法を知り、受給することができるよう、年金事務所と連携し、障害基礎年金制度の周知に努めます。 | 【充実】 |
|---|------|

□■□■□ IV 豊かに育つ □■□■□

【基本指針】

障害のある児童一人ひとりが地域社会の一員として、主体性を発揮して育ち、家族とともに安心して豊かな生活が送れるよう、就学前の段階からの早期支援に努めるとともに、医療的ケアを要する障害のある児童や重症心身障害のある児童等に対する支援の充実・強化を図ります。

【施策の体系】



1 障害のある児童への支援

障害のある児童には、早期からの相談・支援が必要なため、教育や福祉等関係機関の連携を図りながら、乳幼児期からの早期療育体制の充実を図るとともに、子育て等の不安を抱える保護者への支援体制づくりに努めます。また、学校在学中の障害のある児童の放課後や夏休み等の長期休暇中などにおける支援の充実を図ります。

(1) 相談・支援機関の連携

| | |
|--|----------------|
| <p>(障害児通所支援事業所ポータルサイトの構築) ICT施策</p> <p>障害のある児童が障害児通所支援事業所を利用する際に、その特性に応じた的確な事業所を選択できるようにするため、各施設の情報(特色・提供する療育プログラム・強み等)を掲載し、AI等を活用して検索等できるポータルサイトの構築を検討します。</p> | <p>【検討・実施】</p> |
| <p>(専門機関のネットワークづくり)</p> <p>発達障害も含め子どもに障害があるとわかった時、相談先や福祉サービスについての情報が得られれば、親や家族の不安の軽減を図ることができます。そのために、障害福祉課、福祉健康センター、教育プラザ等の専門機関のネットワークを確立し、専門の相談・療育機関・親の会等の自主グループへの紹介、手帳や手当などの取得・受給など迅速な対応に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(幼児相談室の充実)</p> <p>こころやからだの発達に遅れがあると思われる乳幼児の相談・援助を行っている幼児相談室は、教育プラザ富樫のほか、教育プラザ此花、駅西健康福祉センター内に開設しています。今後は、教育分野との連携をさらに強化し、相談・援助能力の向上と利用の広報に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(こども広場等の整備)</p> <p>子育て家庭が抱えている不安や悩みを解消するため、近江町ちびっこ広場、金沢駅こどもらんど、駅西・泉野・元町の各福祉健康センター、教育プラザ富樫、金沢21世紀美術館に整備したこども広場は、関係機関と連携し、より一層の充実に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |

(2) 早期療育体制の充実

| | |
|---|-------------|
| <p>(児童発達支援センターの充実)</p> <p>本市には3か所の児童発達支援センターが設置されており、今後とも、専門的機能の強化を図り、療育内容の充実に努めていきます。また、地域支援機能を強化し、地域における中核的な療育支援施設として充実していきます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(児童発達支援事業の充実)</p> <p>就学前の障害のある児童が、適切な療育を受けることができるよう、通所の場を設けて日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる児童発達支援事業の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(保育所等訪問支援事業の実施)</p> <p>保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(通所指導事業の充実)</p> <p>障害のある児童と保護者が同伴で保育所等へ通所し、障害のない児童との集団保育や、その児童の特性に応じた個別指導を受けることにより、障害のある児童の健康の維持と発達の援護を図るとともに、保護者の育児を支援する通所指導事業の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(障害児等療育支援事業の充実)</p> <p>障害のある児童（障害のある人）の地域での生活を支援するため、障害児施設の機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行う障害児等療育支援事業を充実します。</p> | <p>【充実】</p> |

(3) インクルーシブ保育・幼児教育の推進

| | |
|--|-------------|
| <p>(インクルーシブ幼児教育環境の充実)</p> <p>障害のある児童とない児童が、同じ場でインクルーシブな幼児教育を受けるためには、それぞれの児童の多様なニーズを理解し、対応しなければなりません。そのため、令和2年度に新設した幼児教育センターを中心に、職員にさまざまな障害に対する理解や援助方法等の研修を行うなど、幼児教育環境の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

| | |
|---|---------|
| <p>(インクルーシブ推進員の配置検討)</p> <p>児童発達支援センター等にインクルーシブ推進員を配置し、障害のある児童と保護者が、地域の保育所や幼稚園などでの受け入れを希望する場合に、関係機関と調整するとともに、通園するにあたって、安心して過ごせる支援体制の構築について検討します。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>(交流教育・交流保育の推進)</p> <p>児童発達支援センター通園児と幼稚園児や保育所園児との交流教育・交流保育は、より拡充して推進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(専門相談や巡回専門相談の充実)</p> <p>障害のある児童やその家庭に関するさまざまな相談ニーズに対応するため、幼児教育センターによる幼稚園・保育所・認定こども園への専門相談や巡回専門相談の充実に努めます。</p> | 【充実】 |

(4) 放課後や長期休暇中の児童の支援

| | |
|--|------|
| <p>(放課後等デイサービスの充実)</p> <p>学校在学中の障害のある児童の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを目的とする放課後等デイサービスの充実に図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(放課後児童クラブへの障害のある児童の受け入れ)</p> <p>放課後や長期休暇中に障害のある児童が安心して過ごせる場所として、放課後児童クラブの体制の充実に図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(日中一時支援事業の充実)</p> <p>日中一時支援事業とは、障害のある人が日中過ごす場を設ける事業であり、利用者は障害のある児童が中心と考えられます。障害のある児童の保護者の就労等のニーズに応えるため、放課後、土曜日・日曜日、長期休暇等に対応する日中一時支援事業の充実に図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(長期休暇中の教育活動の充実)</p> <p>障害のある児童を対象にした長期休暇中の教育活動の企画や推進に取り組む福祉やボランティア団体に対して支援を行います。</p> | 【充実】 |

| | |
|---|-------------|
| <p>(病児保育や一時保育の充実)</p> <p>障害のある児童が病気になった場合や養育者の仕事の都合、事故、出産、冠婚葬祭などで家庭での育児が困難な期間、一時的に保育する事業の整備充実に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
|---|-------------|

2 医療的ケアを要する障害のある児童への支援

児童福祉法の平成28年5月の改正において、医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援が明文化されました。新生児集中治療管理室等で長期入院した後、引き続き在宅で人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童の育ちや生活への支援にあたっては、保健・医療や福祉、保育、教育等関係機関の連携を図りながら、早期療育体制を構築するとともに、子育て等の負担が増大する保護者への支援に努めます。

(1) 医療的ケアを要する障害のある児童への支援強化

| | |
|--|----------------|
| <p>(ICT、IoTを活用した支援システムの構築) ICT施策</p> <p>医療的ケアを要する障害のある児童と支援者間の双方向発信のポータルサイトの構築や、「親なき後」、急病・災害等の緊急時に必要となる潜在的なニーズを可視化し、支援者間の情報共有を図るクラウドシステムの整備、医療的ケアを要する障害のある児童が携帯するHELPカードのデジタル化等、ICT、IoTを活用した支援システムの構築について検討します。</p> | <p>【検討・実施】</p> |
| <p>(医療的ケア児等コーディネーターの配置)</p> <p>医療的ケアを要する障害のある児童の支援体制の構築に向け、保健・医療、障害福祉、保育、教育など多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(居宅訪問型児童発達支援事業の充実)</p> <p>人工呼吸器管理等の医療的ケアを要し、外出することが著しく困難な児童が、適切な療育を受けることができるよう、居宅を訪問し、日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる居宅訪問型児童発達支援事業の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |

| | |
|---|---------|
| <p>(児童発達支援事業の充実)</p> <p>就学前の医療的ケアを要する障害のある児童が、適切な療育を受けることができるよう、通所の場を設けて日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる児童発達支援事業の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(保育所等の受入体制の整備)</p> <p>医療的ケアを要する障害のある児童が、保育所等の利用を希望する場合に、看護師等の配置や保育士等に医療的ケアを行うために必要な研修を実施するなどにより、保育所等における受け入れが可能となるよう体制の整備を検討します。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>(放課後等デイサービスの充実)</p> <p>学校在学中の医療的ケアを要する障害のある児童の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを目的とする放課後等デイサービスの充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(移動介護支援事業)</p> <p>人工呼吸器管理等の医療的ケアを要する障害のある児童を対象に、看護職員による移動介護支援の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(感染予防対策の支援)</p> <p>医療的ケアを要する障害のある児童は、感染症を発症した場合には重症化するリスクが高いため、マスク等の衛生用品の購入費に対して助成し、感染予防対策を支援します。</p> | 【実施】 |
| <p>(災害時に必要となる日常生活用具の給付)</p> <p>人工呼吸器管理等の医療的ケアを要する児童を対象に、災害時に必要となる人工呼吸器管理等に使用する非常用自家発電機等を給付します。</p> | 【実施】 |

(2) 障害児通園施設ひまわり教室の機能強化

| | |
|---|------|
| <p>(医療的ケア児等支援専門員の配置)</p> <p>保育士や医療的ケア児等コーディネーターの資格を有し、人工呼吸器管理等の医療的ケアを必要とする児童等の療育支援を専門的に行う職員を配置します。</p> | 【実施】 |
|---|------|

| | |
|--|------|
| <p>(居宅訪問型児童発達支援事業の実施)</p> <p>人工呼吸器管理等の医療的ケアを必要とし、外出することが著しく困難な児童等が、適切な療育を受けることができるよう、居宅を訪問し、日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる居宅訪問型児童発達支援事業を実施します。</p> | 【実施】 |
| <p>(保育所等訪問支援事業の実施)</p> <p>医療的ケアを要する障害のある児童等に対し、保育所等を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。</p> | 【実施】 |
| <p>(日中一時支援事業の実施)</p> <p>医療的ケアを要する障害のある児童等の保護者の就労等のニーズに応えるため、日中一時支援事業を導入するとともに、開所時間を延長します。</p> | 【実施】 |

(3) 医療的ケアを要する障害のある児童の家族や介護者への支援

| | |
|--|---------|
| <p>(医療的ケアに対応したショートステイ等の充実)</p> <p>医療的ケアに対応した医療機関併設型のショートステイ（短期入所）施設や通所支援施設等の充実に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(医療的ケアに対応できる福祉避難所の整備)</p> <p>災害時等において医療的ケアを要する障害のある児童を受入れることかできる福祉避難所の整備を推進します。</p> | 【実施】 |
| <p>(在宅レスパイト事業の検討)</p> <p>医療的ケアを要する障害のある児童の居宅に訪問看護ステーションから看護師・准看護師を派遣し、保護者等が行っている医療的ケア等を一定時間代替する事業の実施を検討します。</p> | 【検討・実施】 |

3 重症心身障害のある児童等への支援

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害のある児童や強度の行動障害の状態を示す児童など、特段の配慮を必要とする児童等の育ちや生活への支援にあたっては、保育、教育、福祉等関係機関の連携を図りながら、早期療育に取り組むとともに、子育て等の負担が増大する保護者への支援に努めます。

(1) 重症心身障害のある児童等への支援の充実

| | |
|---|---------|
| <p>(障害児通園施設「ひまわり教室」の充実)</p> <p>児童発達支援、放課後等デイサービスを行うために本市が設置した「ひまわり教室」は、重い障害のある児童を積極的に受け入れています。今後、居宅訪問型児童発達支援事業等を開始するとともに受け入れる児童の数やサービス提供日数の拡大等を通じて、障害のある児童に対する良質なサービスの提供体制の強化に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(児童発達支援事業の充実)</p> <p>就学前の重い障害のある児童が、適切な療育を受けることができるよう、通所の場を設けて日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる児童発達支援事業の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(居宅訪問型児童発達支援事業の充実)</p> <p>重い障害があり、外出することが著しく困難な児童が、適切な療育を受けることができるよう、居宅を訪問し、日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる居宅訪問型児童発達支援事業の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(放課後等デイサービスの充実)</p> <p>学校通学中の重い障害のある児童の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを目的とする放課後等デイサービスの充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(強度行動障害のある児童への支援)</p> <p>強度行動障害の状態を示す児童に対し、障害の特性の理解および支援方法を習得し、適切な評価や計画策定、支援を実践できる人材を養成する研修等の実施について検討します。</p> | 【検討・実施】 |

(2) 重症心身障害のある児童等の家族や介護者への支援

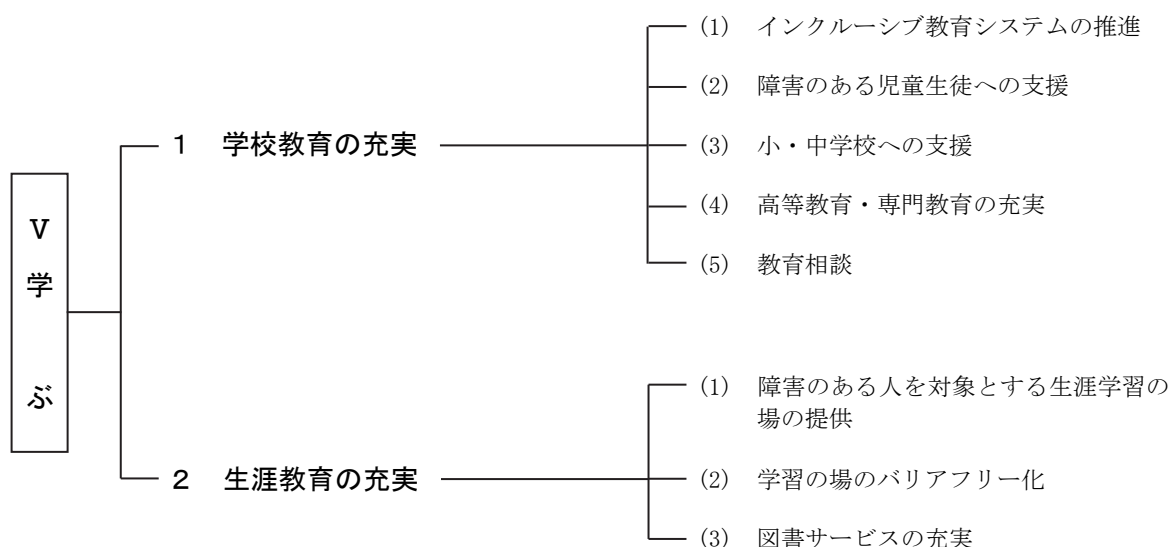
| | |
|---|------|
| <p>重症心身障害のある児童等が利用できる短期入所、日中一時支援、居宅へのヘルパー派遣など既定のサービスのほか、平成27年度より市独自に運用を開始した重症心身障害のある人の送迎事業の強化を図るほか、サービス提供事業所等の情報提供を充実します。</p> | 【充実】 |
|---|------|

□■□■□ V 学 ぶ □■□■□

【基本指針】

障害のある人一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの教育的ニーズに配慮したきめ細かな教育を充実するとともに、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。

【施策の体系】



1 学校教育の充実

インクルーシブ教育の視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図ります。また、就学相談においては、個別の教育的ニーズのある児童生徒やその保護者に対して十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重します。さらに、すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、ともに学び、互いに理解し合う中で、一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細かな学校教育の充実に努めます。

(1) インクルーシブ教育システムの推進

| | |
|--|------|
| <p>(教育環境の整備) 児童生徒や保護者、教員を対象に、障害に対する理解や支援方法等の研修を行うとともに、基礎的環境整備の充実に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(交流および共同学習の推進) 障害についての理解と認識を深め、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことやともに学ぶ機会を推進するため、特別支援学級や特別支援学校と通常の学級との交流に努めます。</p> | 【充実】 |

(2) 障害のある児童生徒への支援

| | |
|--|------|
| <p>(特別支援教育サポートセンター（仮称）の設置と機能の充実) ICT施策 本市の特別支援教育に関する拠点施設として、より専門的できめ細かな支援やICTの活用により児童生徒の個々の持てる力を高めるとともに、教職員への専門的で実践的な研修の実施等を行います。また、同施設内に整備が予定されている小・中学校分校との連携を強化し、本市におけるインクルーシブ教育システムの推進に努めるとともに、市内の小・中学校の特別支援教育が必要な児童生徒に対して適切な支援に努めるほか、保護者や教職員に対しての相談・助言を充実していきます。</p> | 【充実】 |
| <p>(通級指導教室や特別支援学級の量的質的充実) 本人や保護者の教育的ニーズに配慮しながら、特別支援学級や通級指導教室の設置を進めるとともに、「金沢市特別支援教育指針」に基づき、教員の専門性の向上や「個別の教育支援計画」等の活用など質的な充実に努めます。</p> | 【充実】 |

| | |
|--|------|
| <p>(特別支援教育支援員等の配置) 特別な支援を必要とする児童生徒について、「個別の教育支援計画」等に基づいた日常生活並びに学習指導等を補助するため、学校の実情に応じた特別支援教育支援員等の配置に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(特別支援教育充実のための校内委員会の整備) 学校における特別支援教育体制の充実のため、校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能的な運営に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(特別支援教育の広報) 改定した「特別支援教育指針」やホームページ等を通して、特別支援教育の現状や内容などについて、保護者や地域住民の理解と協力が得られるよう啓発に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(学校看護師の派遣) 学校生活において医療的ケアが必要な児童生徒を支援するため、小・中学校へ学校看護師を派遣します。</p> | 【充実】 |

(3) 小・中学校への支援

| | |
|---|------|
| <p>(特別支援教育に関わる研修の充実) 小・中学校の教職員に対し、特別な支援を必要とする児童生徒について、障害の特性に関する理解を深めるとともに児童生徒一人ひとりに応じた適切な支援・指導に関する特別支援教育研修を実施し、その専門性の向上を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(専門相談や巡回専門相談の実施) 障害のある児童生徒やその保護者、教育に携わる教職員のさまざまな相談ニーズに対応するため、教育プラザで実施している専門相談や小・中学校に出向く巡回専門相談の充実に努めます。</p> | 【充実】 |

(4) 高等教育・専門教育の充実

| | |
|---|------|
| <p>(高校・大学入試への配慮) 障害のある人の高等学校および大学への受験に際しては、障害の特性に応じた支援の拡充を求めています。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害のある生徒への支援) 特別な支援を必要とする生徒の進学にあたっては、中学校からの一貫した支援を受けることができるよう、学校間での情報交換等に努めます。</p> | 【充実】 |

| | |
|---|------|
| <p>(障害のある人の専門教育の充実)</p> <p>視覚に障害のある人のはり・きゅう・マッサージ教育など、卒業後の就労につながる専門教育の充実を求めています。</p> | 【充実】 |
| <p>(重度訪問介護利用者の大学等の修学支援)</p> <p>重度訪問介護を利用する障害のある人に対して、修学に必要な身体介護等の提供など、修学中のよりよい支援のあり方を検討します。</p> | 【検討】 |

(5) 教育相談

| | |
|--|------|
| <p>(就学時における教育相談)</p> <p>保護者の相談希望に基づき、就学先の情報提供に努めながら、本人および保護者の意見を尊重した適切な就学相談の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(総合的・継続的な教育相談の充実)</p> <p>市・県、各関係機関と一層連携を図り、早期の発達相談および教育相談の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(学校卒業後の就労に関する継続的支援)</p> <p>学校卒業後の就労先での問題や困難を解消するための相談窓口を充実するとともに、相談機関の周知を図ります。</p> | 【充実】 |

2 生涯教育の充実

障害のある人の学校教育終了後の生涯学習を支援するため、学習の場やサービスの充実・確保、関連施設の整備を推進するとともに、市民の障害に対する理解を促進し、障害のない人とともに学ぶ機会の拡充を図ります。また、読書バリアフリー法の観点から図書館サービスの更なる充実を図ります。

(1) 障害のある人を対象とする生涯学習の場の提供

| | |
|---|------|
| <p>障害のある人を対象として、絵画や音楽、パソコン教室、また、福祉や文化に関する講演など、生涯学習の場の充実に努めます。</p> | 【充実】 |
|---|------|

(2) 学習の場のバリアフリー化

| | |
|---|------|
| <p>(各種講演会等における障害のある人への配慮)</p> <p>広く市民を対象とした講演会等においては、スロープ等の設置、手話通訳者・要約筆記者の配置や点字パンフレットを作成するなど、障害のある人が参加しやすい環境整備を進めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(生涯学習施設のバリアフリー化)</p> <p>障害のある人や高齢者が快適に利用できるよう、本市の生涯学習施設のバリアフリー化に努めるとともに、既存の地区公民館においてもバリアフリー化を促進するため、改築に対して助成を行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(オンライン学習等における障害のある人への配慮)</p> <p>広く市民を対象とした研修、学習の場において、手話や字幕を挿入し、聴覚に障害のある人が視聴できる環境整備を進めます。</p> | 【充実】 |

(3) 図書館サービスの充実

| | |
|---|------|
| <p>(オンライン対面朗読サービスの実施) ICT施策</p> <p>感染症の拡大を防止する観点から、泉野図書館の音声読み上げシステムにテレビ通話機能を追加し、オンラインでの対面朗読が可能となる環境を整備します。</p> | 【実施】 |
| <p>(対面朗読・録音図書等)</p> <p>泉野図書館で行っている図書・雑誌・新聞等の対面朗読、録音図書・点字図書・点字雑誌・音楽CDの無料郵送貸出、音訳パソコンサービスなど、視覚に障害のある人の読書に関連するサービスの向上に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(重度の身体に障害のある人への図書郵送貸出)</p> <p>重度の障害のある人を対象とした図書の無料郵送貸出を行い、サービスの向上に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(LLブック、大活字本の貸出)</p> <p>文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう工夫されているLLブックや大活字本を貸し出し、サービスの向上に努めます。</p> | 【充実】 |

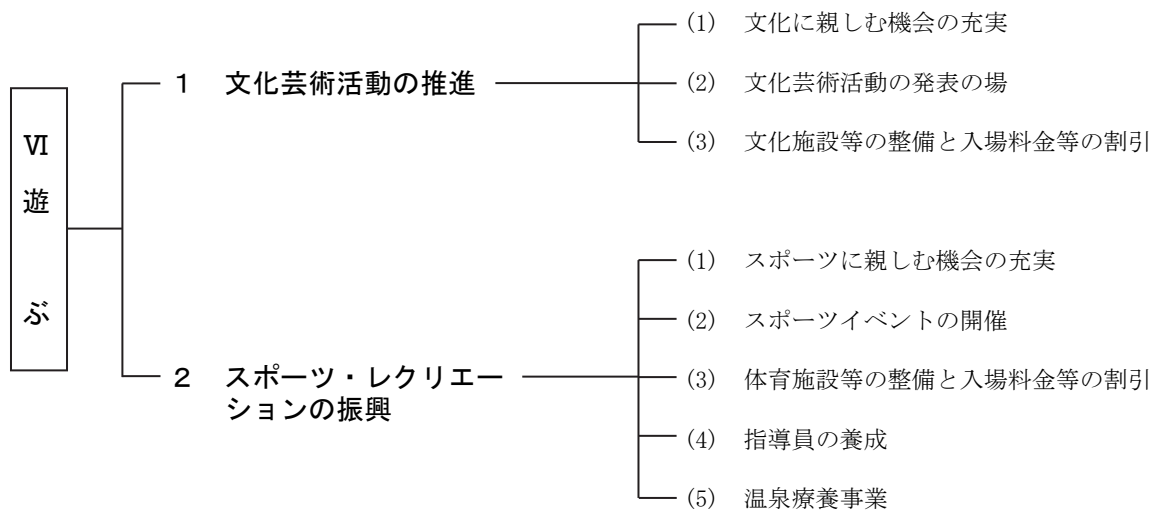
□■□■□ VI 遊 び □■□■□

【基本指針】

平成30年6月に障害者文化芸術推進法が施行されました。また、東京パラリンピックの開催も予定されており、障害のある人の活躍が期待されています。

文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加は、社会参加という視点だけでなく、本人のこころとからだの健康や生活に潤いを与え、多くの人とも共感し得る大切なものです。一人ひとりのニーズや障害の特性に応じた遊びのあり方について考え、これを援助する事業の実施に努めます。

【施策の体系】



1 文化芸術活動の推進

障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的として、平成30年6月に障害者文化芸術推進法が施行されました。文化芸術創造都市である金沢の強みを生かし、障害のある人が参加できる趣味の講座や芸術鑑賞、障害のある人の作品展開催などを推進するとともに、文化施設等を利用するためのさまざまな環境の整備に努めます。

(1) 文化に親しむ機会の充実

| | |
|--|----------------|
| <p>(文化芸術活動の推進) 障害者文化芸術推進法に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」の策定を検討するほか、障害のある人が参加する市内の団体が行う文化芸術活動に対する支援などを通じ、文化芸術に親しむ機会の拡大を図ります。</p> | <p>【検討・実施】</p> |
| <p>(文化芸術体験教室の開催) 障害のある人が気軽に文化芸術活動を体験できるよう、文化芸術体験教室を開催します。</p> | <p>【実施】</p> |

(2) 文化芸術活動の発表の場

| | |
|---|-------------|
| <p>(障害者文化芸術祭の開催検討) 障害のある人の文化芸術作品を公募し、作品の展示、作者の表彰等を行う展覧会の開催や全国障害者芸術・文化祭への参画など、障害のある人の文化芸術活動の裾野拡大や、優れた芸術的才能を持つ障害のある人の発掘、文化芸術活動を通じた就労支援にもつながる障害者文化芸術祭の開催を検討します。</p> | <p>【検討】</p> |
| <p>(イベント等の企画段階からの参加) 既存のものも含め、さまざまな文化イベントの開催において、企画段階から障害のある人たちの参加を図ることにより、より充実した内容となるよう努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(発表の場の提供) 多くの市民の目にふれる市庁舎や関係施設において、障害のある人の「作品展」など、発表の場を積極的に提供します。</p> | <p>【充実】</p> |

(3) 文化施設等の整備と入場料金等の割引

| | |
|--|------|
| <p>(文化施設等のユニバーサルデザイン化)</p> <p>文化施設等の整備にあたっては、さまざまな障害に対応できるよう、基本構想段階から障害のある人や高齢者の意見を採り入れ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの推進に努めるほか、具体的なユニバーサルデザインの状況等についてホームページ等を通じて発信します。</p> | 【充実】 |
| <p>(割引制度の情報提供・明示)</p> <p>文化施設における障害のある人の割引制度については、情報を集めて提供するとともに、各施設においては割引について明示するようにします。また、市以外の各機関に対して、同様の配慮をするよう周知に努めます。</p> | 【充実】 |

2 スポーツ・レクリエーションの振興

東京パラリンピックを機に、パラリンピック種目等の振興を図るほか、障害の特性に応じたスポーツ・レクリエーションや、障害のある人を含めた市民が一体となったスポーツ・レクリエーションを振興するとともに、体育施設等のバリアフリー化などの環境整備に努めます。

(1) スポーツに親しむ機会の充実

| | |
|--|------|
| <p>(スポーツ教室の開催)</p> <p>障害のある人が参加しやすい新しいスポーツの導入も考慮しながら、スポーツ教室の拡充を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(パラスポーツ等の推進)</p> <p>障害者高齢者体育館にボッチャやトランポリンの用具を整備し教室を開催するなど、東京パラリンピック開催の機運を生かし、パラスポーツ等の振興を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害者スポーツ全国大会派遣に対する助成)</p> <p>障害のある人の国際的な規模および全国的な規模の障害者スポーツ大会への出場を支援することにより、障害者スポーツへの参加の意欲を高めるとともに、積極的な社会参加の促進を図るため、障害者スポーツ全国大会派遣等に助成します。</p> | 【充実】 |

| | |
|--|----------------|
| <p>(eスポーツへの参加促進) ICT施策</p> <p>少しの工夫により障害のある人でも対等な対戦が可能なeスポーツへの参加を促進し、障害のある人の社会参加と生きがいの創出をめざします。</p> | <p>【検討・実施】</p> |
|--|----------------|

(2) スポーツイベントの開催

| | |
|---|-------------|
| <p>(企画段階からの参加)</p> <p>さまざまなスポーツイベントの開催においては、障害のある人が企画段階から参加することにより、内容等がより参加しやすいものとなるよう努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(各種イベントへの参加の促進)</p> <p>「金沢マラソン」や「金沢ウォーク」などへの、車いす使用者など障害のある人の参加を促進します。また、「ほほえみスポーツフェスタ金沢」や「福祉のつどい」においては、内容の工夫をするなどし、障害のある人だけでなく、多くの市民の来場を促せるよう努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(各種イベントの情報提供)</p> <p>イベントの実施にあたっては、ホームページや新聞広報など、さまざまな手段を通じた情報提供に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(新たなイベントの創設)</p> <p>地域において、障害への理解につながり、障害のある人もない人もともに参加することができる新しいイベントの企画を進めます。</p> | <p>【充実】</p> |

(3) 体育施設等の整備と入場料金等の割引

| | |
|--|-------------|
| <p>(体育施設等のユニバーサルデザイン化)</p> <p>体育施設等の整備にあたっては、さまざまな障害に対応できるよう、基本構想段階から障害のある人や高齢者の意見を取り入れ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの推進に努めるほか、具体的なユニバーサルデザインの状況等についてホームページ等を通じて発信します。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

| | |
|--|------|
| <p>(割引制度の情報提供・明示)</p> <p>体育施設における障害のある人の割引制度については、情報を集めて提供するとともに、各施設においては割引について明示するようにします。また、市以外の各機関に対して、同様の配慮をするよう周知に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害者スポーツトレーニングルームの整備)</p> <p>水泳や陸上など、障害のある人の競技参加をより促進するため、障害の種別にかかわらず利用することのできるスポーツトレーニングルームの整備に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(最寄りのバス停から施設までのバリアフリー化)</p> <p>車いすを使用する人や視覚に障害のある人などがバスを利用して来場する際、施設までの移動が円滑に行えるような整備を進めます。</p> | 【充実】 |

(4) 指導員の養成

| | |
|---|------|
| <p>(指導員の養成)</p> <p>スポーツ・レクリエーションの普及と競技力向上のために、指導員の障害のある人への理解を深め、資質の向上に努めます。また、石川県と連携し、ボランティアによる指導員の養成なども検討します。</p> | 【充実】 |
| <p>(スポーツ・レクリエーション団体との連携)</p> <p>石川県障害者スポーツ協会、石川県スポーツ指導者協議会、スペシャルオリンピックス石川、金沢市レクリエーション協会をはじめ、関係団体との連携を図りながら、障害のある人のスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。</p> | 【充実】 |

(5) 温泉療養事業

| | |
|---|------|
| <p>温泉療養事業の対象施設として指定を受けるためのバリアフリー化への助言・指導を行うなど、温泉療養事業の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
|---|------|

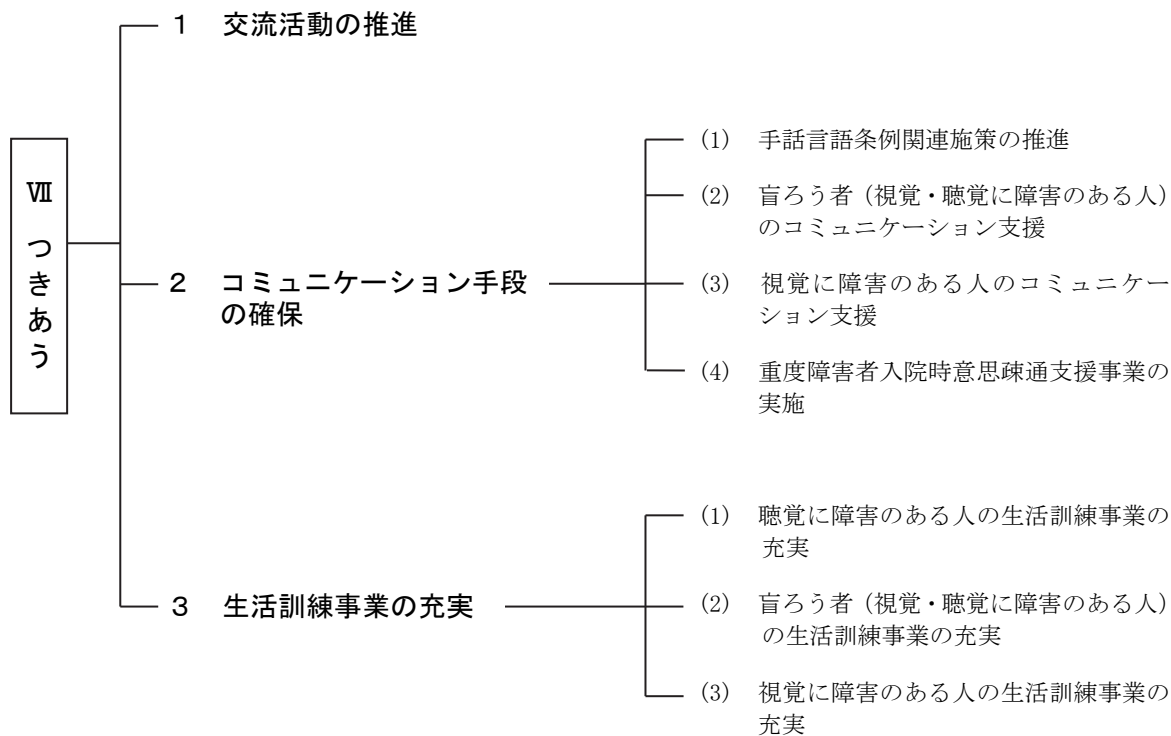
□■□■□ VII つきあう □■□■□

【基本指針】

平成29年に制定した金沢市手話言語条例は、手話が言語であるとの認識のもと、手話により意思疎通を図る権利を尊重すると定めています。また、令和2年6月に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が制定され、令和3年度中に電話リレーサービスの開始が予定されるなど、新たなコミュニケーション手段の充実も図られています。

人が社会生活を営む上で欠くことのできないものが、他の人と理解し合える関係やコミュニケーションです。すべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくために、人と人との交流を深める機会を多くし、「心の壁」を取り除くとともに、手話言語条例関連施策の推進とコミュニケーション支援の充実に努めます。

【施策の体系】



1 交流活動の推進

ノーマライゼーション社会実現のため、障害のある人とない人の交流につながる活動を推進します。また、「世界の交流拠点都市・金沢」をめざし、障害のある人の広域的な交流を推進します。

| | |
|--|------|
| <p>(各種イベントにおける交流の促進) 障害についての理解を深めるため、障害のある人を中心とする各種イベントにおいても、障害のない人の参加を進め、交流を促します。</p> | 【充実】 |
| <p>(地域での交流の促進) 障害のある人を受け入れ、ともに暮らすコミュニティを形成するため、民生委員・児童委員など地域福祉活動に携わる人の協力を得て、地域における住民との交流を促進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害者福祉施設と地域住民の交流) 障害者施設利用者と地域住民との交流を促進し、障害のある人についての地域住民の理解促進に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害のある人同士の交流) 地域活動支援センター等において、創作活動やレクリエーションを行い、障害のある人同士の交流を促進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(聴覚障害者観光ボランティアガイド事業の推進) 聴覚に障害のある人を観光案内するボランティアを養成し、観光ガイドを行うことなどにより、障害のある人の観光分野における広域的な交流を推進します。</p> | 【充実】 |

2 コミュニケーション手段の確保

平成29年6月に制定した金沢市手話言語条例の理解促進と関連施策の推進を図るなど、コミュニケーションが困難な障害のある人に対する支援を充実します。また、令和2年6月に制定された「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づく、手話や文字での電話リレーサービスについて市民に広く周知し、多様な活用を促進するなど、更なるコミュニケーション手段の確保を図ります。

(1) 手話言語条例関連施策の推進

| | |
|---|----------------|
| <p>(手話言語条例の普及啓発)</p> <p>金沢市手話言語条例で規定されている、相互に人格および個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を図るため、手話言語条例の更なる普及啓発を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(聴覚障害者手話相談員の配置)</p> <p>市役所での手話によるコミュニケーション手段を確保するとともに、市が率先して取り組むことで、広く市民への浸透を図る必要があることから、聴覚障害者手話相談員の増員を行います。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(福祉施設手話講座の開催)</p> <p>手話を主なコミュニケーションとする聴覚に障害のある人が入所および通所している施設において、コミュニケーションが図られ豊かな日常生活を送ることができるよう、施設職員向けの手話講座の開催を検討します。</p> | <p>【検討・実施】</p> |
| <p>(電話リレーサービスの活用推進)</p> <p>手話や文字チャットを活用した電話リレーサービスは、聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段を確保する上で、大変有効な制度であり、障害のある人に加え、電話の受け手である市民や民間事業者への理解と周知に努め、利用の促進を図ります。</p> | <p>【実施】</p> |
| <p>(遠隔手話サービスの活用推進)</p> <p>泉野・元町・駅西福祉健康センターおよび金沢市立病院に設置したタブレット端末での遠隔手話サービスの周知を図るほか、石川県と連携し、聴覚に障害のある人が病院を受診する場合等に、利用者または医療機関、行政機関が所有するスマートフォンやタブレットを介して手話通訳を行う遠隔手話サービスの活用推進を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |

(2) 盲ろう者（視覚・聴覚に障害のある人）のコミュニケーション支援

| | |
|---|-------------|
| <p>(盲ろう通訳者の養成・確保)</p> <p>視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通を支援する上で重要な役割を果たす触手話通訳者等については、手話通訳者と同様その確保に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(盲ろう通訳者の配置)</p> <p>市の関係施設への盲ろう通訳者の配置は、手話通訳とあわせて充実します。</p> | <p>【充実】</p> |

(3) 視覚に障害のある人のコミュニケーション支援

| | |
|---|------|
| <p>(代読・代筆者の養成と確保)</p> <p>代読・代筆支援従事者養成研修や同行援護従業者養成研修の開催により、視覚に障害のある人のコミュニケーション支援である代読・代筆者の確保に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(代読・代筆者の派遣)</p> <p>同行援護従業者養成研修を終了したガイドヘルパーによる同行援護または移動支援サービスにより、専門性を持った代筆・代読者の派遣に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(市の会議等での視覚補助者の確保)</p> <p>視覚に障害のある人が市の会議等に委員として出席する場合には、資料等の閲覧のための補助者の確保に努めます。</p> | 【充実】 |

(4) 重度障害者入院時意思疎通支援事業の実施

| | |
|---|---------|
| <p>重度の障害のある人の入院時に、発語困難等により医療従事者との意思疎通が十分に図れない場合、本人との意思疎通に熟練した人を医療機関に派遣する重度障害者入院時意思疎通支援事業の実施について検討します。</p> | 【検討・実施】 |
|---|---------|

3 生活訓練事業の充実

障害のある人が日常生活を営むために必要な生活訓練事業を充実します。

(1) 聴覚に障害のある人の生活訓練事業の充実

| | |
|--|------|
| <p>中途失聴や難聴などの聴覚に障害のある人が豊かな日常生活を営むために必要な生活訓練事業を充実します。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(2) 盲ろう者（視覚・聴覚に障害のある人）の生活訓練事業の充実

| | |
|--|------|
| <p>盲ろう者の意思疎通技術などを訓練する生活訓練事業を充実します。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(3) 視覚に障害のある人の生活訓練事業の充実

| | |
|--------------------------------------|------|
| 視覚に重度の障害のある人の社会参加を促すための生活訓練事業を充実します。 | 【充実】 |
|--------------------------------------|------|

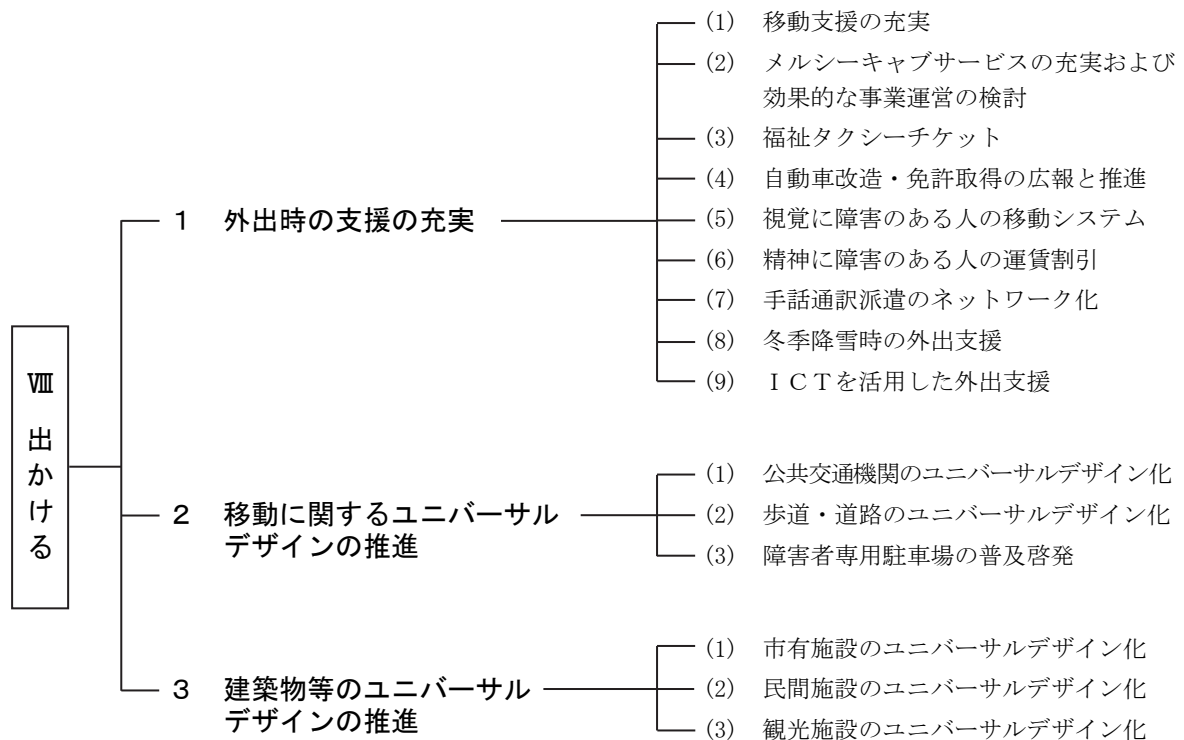
□■□■□ VIII 出かける □■□■□

【基本指針】

東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、国は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定やユニバーサル社会実現推進法の制定、バリアフリー法の一部改正を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーを推進していくこととしています。

人に会う、買い物をする、いろいろな手続きをする、レジャーに行くなど、出かけることは生活の基本です。このため、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進するとともに、外出を支援するサービスの充実を図り、社会参加を促進します。

【施策の体系】



1 外出時の支援の充実

障害のある人の社会参加と生活の質の向上を図るために、障害のある人の外出を支援する施策を充実します。また、AIや5G、GPSなどのICTを活用した新たな外出支援策について検討します。

(1) 移動支援の充実

| | |
|--|---------|
| <p>(同行援護の充実)</p> <p>移動に著しい困難がある視覚に障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する（代読・代筆を含む。）とともに、移動の援護・排せつ・食事の介護などの必要な援助を行う同行援護の充実を促進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(行動援護の充実)</p> <p>重度の知的障害または重度の精神障害のため、一人での行動が難しい人等が行動する際の危険を回避するための行動援護は、今後も充実を図っていきます。また、重度訪問介護の利用にかかるアセスメントのため、居宅における行動援護の利用促進に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(移動支援事業の充実)</p> <p>屋外での移動等に支援が必要な障害のある人の社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出を支援し、必要な移動支援事業のサービス量を確保します。</p> | 【充実】 |
| <p>(支給時間の拡大)</p> <p>利用者のニーズにできる限り応じられるよう、事業所の状況をみながら支給時間の拡大を検討します。</p> | 【充実】 |
| <p>(ガイドヘルパーの養成)</p> <p>同行援護および移動支援事業の拡充のため、同行援護従業者養成研修等の開催により、専門性を持ったガイドヘルパーの養成を行い、その確保を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(補助犬の活用)</p> <p>障害のある人の自立と社会参加を助ける補助犬（介助犬・盲導犬・聴導犬）について、内容の広報を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(学齢期の外出支援体制の整備)</p> <p>保護者が学校等へ送迎できない18歳未満の障害のある児童の外出支援体制としての移動支援事業などの体制整備について検討します。</p> | 【検討・実施】 |

| | |
|---|------|
| <p>(入居施設利用者の移動支援事業)</p> <p>入居施設を利用する人の社会参加の機会を増やして地域移行の契機とするため、施設に入居していても移動支援事業などが利用できるよう検討します。</p> | 【検討】 |
|---|------|

(2) メルシーキャブサービスの充実および効果的な事業運営の検討

| | |
|--|------|
| <p>車いすのままで車両に乗り、目的地までの送迎を行う「メルシーキャブサービス」は、車いすの形態にかかわらず利用できるような車両の整備を行います。今後も利用者の声を聞きながら、よりよいサービスの提供を進めるとともに、利用の実態や福祉有償運送事業者の状況等を踏まえた効果的な事業運営について検討します。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(3) 福祉タクシーチケット

| | |
|--|------|
| <p>社会参加を目的とする福祉タクシーチケットは、ニーズや社会情勢を考慮し、充実に努めます。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(4) 自動車改造・免許取得の広報と推進

| | |
|--|------|
| <p>身体に障害のある人の外出や就労支援のため、身体障害者自動車・介助用自動車改造費助成事業および障害者自動車運転免許取得訓練費助成事業の広報と推進に努めます。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(5) 視覚に障害のある人の移動システム

| | |
|---|------|
| <p>視覚に障害のある人への案内・誘導が可能な音声誘導システムは、公共施設に順次設置していますが、今後も拡充に努めるとともに、新しい機器についても研究します。</p> | 【充実】 |
|---|------|

(6) 精神に障害のある人の運賃割引

| | |
|---|------|
| <p>精神障害者保健福祉手帳を持つ人の電車や長距離バスなどの運賃割引について、交通事業者に実施を働きかけます。</p> | 【充実】 |
|---|------|

(7) 手話通訳派遣のネットワーク化

| | |
|---|------|
| 聴覚に障害のある人が市外へ出かける際、現地の手話通訳者の派遣を可能にすることにより、利便性の向上と利用者負担の軽減を図ります。 | 【充実】 |
|---|------|

(8) 冬季降雪時の外出支援

| | |
|--|------|
| <p>(歩道除雪体制の整備)</p> <p>降雪時の安全な移動手段を確保するため、ボランティア等による除雪体制の整備について検討を進めます。</p> | 【検討】 |
| <p>(公的施設周辺の除雪体制の整備)</p> <p>公的施設においては、融雪設備の整備とともに、職員による除雪等移動経路の確保に取り組みます。</p> | 【充実】 |

(9) ICTを活用した外出支援 **ICT施策**

| | |
|--|------|
| 国が推進する歩行空間ネットワークデータやAI、5G、GPSなどのICT等を活用した新たな外出支援のあり方について検討します。 | 【検討】 |
|--|------|

2 移動に関するユニバーサルデザインの推進

バリアフリー法に基づき、民間事業者の協力を得ながら、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した公共交通環境をめざします。また、車いすの走行や視覚に障害のある人の移動などの利便の確保、歩道の拡幅、歩車道の分離、段差の解消などに取り組むとともに、「金沢市歩けるまちづくり基本方針」により、車中心の「道路」から人中心の「みち」への転換を図ります。

(1) 公共交通機関のユニバーサルデザイン化

| | |
|---|------|
| <p>(バスの利便性の確保)</p> <p>ノンステップバスの路線の拡大と車両導入の促進を図るための支援を行います。ノンステップバスの運行時間等については、案内をわかりやすくするよう、バス事業者に働きかけます。</p> | 【充実】 |
|---|------|

| | |
|--|---------|
| <p>(バス停のユニバーサルデザイン化)</p> <p>点字の運行路線図・時刻表、音声案内、視覚障害者誘導用ブロック、上屋・シェルター、ベンチやノンステップバスの停車に合わせた車いす利用者の自走乗車が可能な歩道高などを備えた乗降しやすいユニバーサルデザインのバス停の整備を進めるとともに、時刻表は、歩道側に設置し、目の高さに下げるなど、障害の特性の配慮に努めるようバス事業者に働きかけます。</p> | 【充実】 |
| <p>(バス停から最寄りの施設までのユニバーサルデザイン化)</p> <p>障害のある人の利用を促進するために、バス停から最寄りの公共施設までの歩道等において、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や段差の解消・拡幅などのユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(駅内のユニバーサルデザイン化)</p> <p>段差の解消や危険防止、エレベーターや多目的トイレ・オストメイトトイレの設置、視覚障害者誘導用ブロック・音声案内・電光掲示案内の整備など、駅内のユニバーサルデザイン化および手話通訳によるサービスの提供を交通事業者に働きかけ、必要に応じて支援を行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(券売機・時刻表等のユニバーサルデザイン化)</p> <p>券売機や時刻表等は、障害のある人や高齢者などすべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン化を働きかけます。</p> | 【充実】 |
| <p>(タクシー乗務員の研修)</p> <p>障害のある人に対して適切な配慮や介助が行えるよう、タクシー乗務員の教育研修の実施をタクシー事業者に働きかけていきます。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害のある人も参加した実地研修)</p> <p>障害者団体と連携し、障害のある人の参加による、タクシー、バスの乗務員を対象とした実地研修会の開催を検討します。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>(障害のある人が利用しやすいタクシーの導入推進)</p> <p>車いすのまま乗り込めるタクシーの導入や運行時間の拡大等、障害のある人が利用しやすくなる方法についても働きかけます。</p> | 【充実】 |

(2) 歩道・道路のユニバーサルデザイン化

| | |
|--|------|
| <p>(歩行ネットワークの推進) 障害のある人がよく利用する福祉・医療施設や公共施設を中心に、利便性を図る道路網の整備を推進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(歩道拡幅等の推進) 幹線道路の歩道は、車いす等が安全かつ快適に通行できるよう、歩道幅員3.0m以上を目標として、幅の広い歩道の整備を図ります。その他の歩道は、2.0m以上をめざして幅員の確保を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(グレーチングの改良) 道路側溝に敷設するグレーチングの目が粗いと、車いすの車輪や視覚に障害のある人の白杖が隙間に挟まり、バリアとなることから、目の細かいグレーチングの適切な設置に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(視覚障害者誘導用ブロックの整備) 視覚障害者誘導用ブロックは、弱視の人の視認性も踏まえた色彩対比等に留意し、連続敷設の欠落が生じないように計画的に設置します。また、横断歩道があることを示す注意喚起用の視覚障害者誘導用ブロックの設置を進めます。なお、設置にあたっては、周辺の景観と調和した色彩となるよう配慮します。</p> | 【充実】 |
| <p>(歩道の段差・傾斜の解消) 視覚に障害のある人が歩車道の識別に困難を生じないように、また、車いす利用者等が安心して通行できるよう配慮し、フラット歩道やバンク・スムーズ歩道の導入検討などによる段差の解消、路面の凹凸の除去などに努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(通過交通の抑制・歩車共存道の整備) 安全確保を基本に、通過交通の抑制や地域に適した道路整備、コミュニティ道路等の推進を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(電線の地中化・放置自転車等への対応) 歩行空間を確保するため、電線類の地中化、放置自転車や迷惑駐車、歩道上の看板や商品の撤去などの指導に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(街灯の設置) 夜間の犯罪防止と通行の安全を図るため、街灯の設置を進めます。</p> | 【充実】 |

| | |
|--|------|
| <p>(交差点横断の安全性の確保) ICT施策</p> <p>音響信号機の増設を石川県や管轄の警察署に要望するほか、小型送信機を使用して音声による交差点の位置確認が可能となるような音声標識ガイドや、交差点を横断する際に、手元のスマートフォンから信号の状態を聞くことができる仕組みを持つ信号機の設置等、ICT等を活用することにより視覚に障害のある人が安全に交差点を横断できる仕組みについて研究します。</p> | 【充実】 |
| <p>(音声および点字による案内表示の設置など)</p> <p>地下横断歩道の存在を示すチャイムを設置するとともに、出口の行き先や現在位置がわかりやすいよう、手すり端部など要所に点字による案内表示を取り付けます。あわせて階段の段端を弱視の人や高齢者に配慮して識別しやすいよう整備します。</p> | 【充実】 |
| <p>(垂直移動(エレベーター等)の確保)</p> <p>気兼ねなく行きたいところに自由に行けるよう、車いすリフトなどの係員が必要な状態は避け、エレベーターなどの人の手を借りずに移動できる地下横断歩道の整備を引き続き促進します。</p> | 【充実】 |

(3) 障害者専用駐車場の普及啓発

| | |
|---|------|
| <p>(障害者専用駐車場の設置)</p> <p>障害のある人が、駐車場から速やかに建物内に移動できるよう、駐車場の整備を引き続き促進するとともに、降雨時や降雪時にも移動しやすいよう、屋根付駐車場の増設を働きかけます。</p> | 【充実】 |
| <p>(「いしかわ支え合い駐車場制度」の普及)</p> <p>障害者専用駐車場の適正な利用を促進するために、「利用許可証」の発行により、利用者を特定し、不適正な駐車を防止するパーキングパーミット制度「いしかわ支え合い駐車場制度」の周知に石川県や近隣自治体と連携して取り組みます。</p> | 【充実】 |
| <p>(駐車場の利用料減免)</p> <p>障害のある人の外出の機会を拡大し、社会参加を促進するため、障害のある人が駐車場を利用する際、その利用料を減免することについて検討します。</p> | 【検討】 |

3 建築物等のユニバーサルデザインの推進

建築物等の整備・改善にあたっては、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」（以下「石川県バリアフリー条例」）に沿って行うとともに、計画段階から障害のある人を含めた利用者や関係者などから意見・要望等をうかがい、また、民間の協力を得ながら、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりをめざします。さらに、道路や建築物以外の都市を構成するさまざまな施設や設備、什器等の整備に取り組みます。

(1) 市有施設のユニバーサルデザイン化

| | |
|--|----------------|
| <p>（市有建築物のユニバーサルデザイン化）</p> <p>市有建築物のユニバーサルデザイン化にあたっては、障害のある人や高齢者だけでなく、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点からの整備を進めます。</p> <p>新たに建設する施設はもちろんのこと、既存の施設についても、段差の解消や危険防止、エレベーターの設置、多目的トイレにおけるオストメイト対応機器・おむつ替えシートの設置、視覚障害者誘導用ブロック・音声案内・電光掲示板など、改善が可能で、緊急性の高いものから順次改修を行っていきます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>（公園のユニバーサルデザイン化）</p> <p>「障害のある人のため」という特別な場所や道具を用意するのではなく、障害の有無や年齢等を問わず、すべての人が憩い楽しむことができる空間づくりをめざすユニバーサルデザインを導入した公園の整備を行います。</p> <p>新設の公園はもちろんのこと、既存公園の改良にあっても、公園の入口の段差解消、園路のスロープ化、車いす対応の水飲み場、乳幼児から妊産婦、車いす使用者、高齢者まで、性別を問わず広く利用できる多目的トイレの設置などについて、計画的に推進します。</p> <p>また、先進都市の取り組みを参考に、利用者の意向を踏まえて、インクルーシブ機能を有した公園の整備を検討します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>（公共施設等のユニバーサルデザイン情報の見える化）</p> <p style="text-align: right;">ICT施策</p> <p>不特定多数の市民が訪れる市有施設や民間の公共的な施設等のユニバーサルデザインの情報を収集・発信するなど、状況を調査し、公共施設等のユニバーサルデザイン情報の見える化を進めます。</p> | <p>【検討・実施】</p> |

| | |
|---|------|
| <p>(バリアフリー法および石川県バリアフリー条例に基づく整備の推進)</p> <p>不特定多数の人が利用する学校等の新築・増改築・用途変更の計画時に、バリアフリー法および石川県バリアフリー条例に関するチェックシートによる審査等を行い、整備を推進します。また、市民に対し、ユニバーサルデザインの推進の趣旨を広報します。</p> | 【充実】 |
| <p>(異性介助のできる更衣室等の設置)</p> <p>障害のある人とともにプールなどを利用する際に、異性による介助のできる更衣室等を設置します。</p> | 【充実】 |

(2) 民間施設のユニバーサルデザイン化

| | |
|--|------|
| <p>(民間施設のユニバーサルデザイン化)</p> <p>乳幼児から妊産婦、車いす使用者や高齢者まで広く使用できる多目的トイレ・オストメイトトイレの普及を促進します。また、窓付エレベーターや、聴覚に障害のある人や視覚に障害のある人に配慮した緊急避難誘導設備などの設置を促進します。</p> | 【充実】 |
| <p>(バリアフリー法および石川県バリアフリー条例に基づく整備の推進)</p> <p>不特定多数の人が利用する民間の建築物の新築・増改築・用途変更の計画時に、バリアフリー法および石川県バリアフリー条例に関するチェックシートによる審査・指導を行うとともに、優良建築物に対する補助制度・税制上の特例・低利の融資をPRし、バリアフリーの普及・推進を図ります。また、事業者に対し、ユニバーサルデザイン推進の趣旨を広報します。</p> | 【充実】 |
| <p>(異性介助のできる更衣室等の設置)</p> <p>障害のある人とともにプールなどを利用する際に、異性による介助のできる更衣室等の設置を促進します。</p> | 【充実】 |

(3) 観光施設のユニバーサルデザイン化

| | |
|--|------|
| <p>(観光施設のユニバーサルデザイン化)</p> <p>観光施設等のバリアフリー化を進め、障害のある人も観光しやすいルートの整備を進めるほか、石川バリアフリーツアーセンターと連携し、観光施設のバリアフリー調査やその情報発信、障害のある人への観光サポートなどユニバーサルデザイン観光を推進します。</p> | 【充実】 |
|--|------|

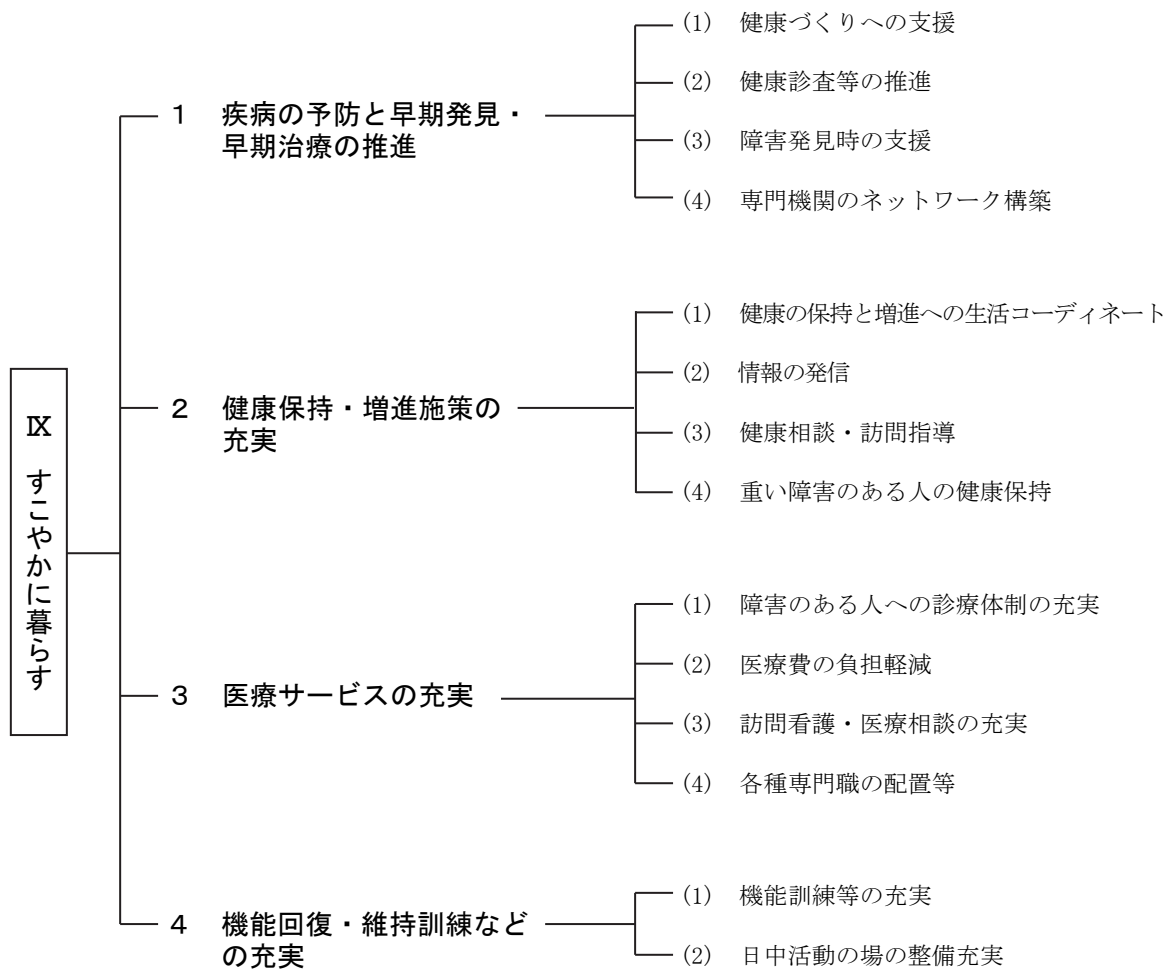
| | |
|--|-------------|
| <p>(観光情報の充実)</p> <p>視覚や聴覚に障害ある人が金沢の魅力を楽しめるよう、観光施設での点字や音声、手話や字幕付きの動画等での案内に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

IX すこやかに暮らす

【基本指針】

すこやかに暮らすことは、市民みんなの願いです。本市においては、身体障害者手帳を持つ人の障害の原因の8割が生活習慣病等の後天性疾患です。日頃から、疾病の予防はもちろん、その早期発見・早期治療をすることが望まれます。また、機能障害があっても、適切なリハビリテーションにより、機能の回復や日常生活の活動性の向上、社会参加の推進を図ります。このように、障害の有無にかかわらず、自立度の高い生活を推進し、すべての市民がすこやかに暮らせるよう取り組みます。

【施策の体系】



1 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

障害のある乳幼児の早期療育および障害のある成人の脳卒中や糖尿病などの生活習慣病を予防し、早期発見・早期治療に努めます。また、こころとからだの健康づくりを支援します。

(1) 健康づくりへの支援

| | |
|---|------|
| <p>(赤ちゃん訪問事業)</p> <p>生後3か月頃までの全出生世帯を対象に、保健師や助産師が訪問し、健康状態の確認や育児等の相談に応じます。</p> | 【充実】 |
| <p>(生活習慣病の予防)</p> <p>生活習慣病予防の正しい知識の普及を行い、生活習慣の改善、適切な受療行動が行えるよう支援します。</p> | 【充実】 |
| <p>(こころの健康づくり)</p> <p>精神疾患を早期に治療し、地域の中で生活していくことができるよう、正しい知識の普及、地域や職場での理解の促進、相談体制の整備に努めます。</p> | 【充実】 |

(2) 健康診査等の推進

| | |
|---|------|
| <p>(妊産婦・乳幼児の健康診査)</p> <p>障害を早期に発見し、適切な治療や療育につなげるために、妊産婦・乳幼児の健康診査を充実します。</p> | 【充実】 |
| <p>(各種健康診査)</p> <p>がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防および早期発見のため、各種健康診査や診査結果に基づく予防活動を充実します。</p> | 【充実】 |

(3) 障害発見時の支援

| | |
|--|------|
| <p>(医療機関との連携)</p> <p>医療機関からの連絡票等により、支援が必要な対象者を速やかに把握し、訪問等で継続支援を行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(養育支援訪問事業の充実)</p> <p>子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、さまざまな原因で、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭に保健師等が訪問し、養育に関する相談、支援に努めます。</p> | 【充実】 |

| | |
|--|------|
| <p>(中途障害の相談)</p> <p>事故や病気等が原因である障害のある人の精神面や生活に関する相談などの充実に努めます。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(4) 専門機関のネットワーク構築

| | |
|--|------|
| <p>発達障害を含め子どもに障害があるとわかった時、相談先や福祉サービスについての情報が得られれば、親や家族の不安を軽減することができます。障害福祉課、福祉健康センター、教育プラザ、児童相談所などの専門機関のネットワークを確立し、専門の相談・療育機関への紹介、手帳や手当などの取得・受給など迅速な対応に努めます。</p> | 【充実】 |
|--|------|

2 健康保持・増進施策の充実

障害のある人の健康の保持・増進のための情報の発信、各種相談や指導を実施するとともに、健康保持・増進に資するサービスを充実します。

(1) 健康の保持と増進への生活コーディネート

| | |
|---|------|
| <p>「金沢健康プラン」に沿って、生活習慣病の予防やこころの健康づくりなど、健康の保持増進につながる仕組みづくりを支援します。</p> | 【充実】 |
|---|------|

(2) 情報の発信

| | |
|---|------|
| <p>精神に障害のある人の地域での生活を支援するために、支援団体や関係機関の相談窓口等の情報発信の充実に努めます。</p> | 【充実】 |
|---|------|

(3) 健康相談・訪問指導

| | |
|---|------|
| <p>(健康相談)</p> <p>治療や療育などが必要な人に対して、適切な対応が早くからできるよう、相談・支援を行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(訪問指導)</p> <p>保健師等が訪問し、健康管理や療育・福祉サービスに関する相談・支援を行います。</p> | 【充実】 |

| | |
|--|------|
| <p>(在宅難病患者および小児慢性特定疾病児童等への支援)</p> <p>在宅難病患者および小児慢性特定疾病児童等とその家族からの相談に応じ、必要な情報提供および助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(4) 重い障害のある人の健康保持

| | |
|--|------|
| <p>(訪問入浴サービス)</p> <p>重度の障害のある人に対する訪問入浴サービスは、必要な人へ適切にサービスを提供できる体制整備に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(寝具乾燥消毒・理髪美容サービス)</p> <p>寝具乾燥消毒および理髪美容サービスは、高齢者へのサービスとの整合性を図りながら、充実に努めます。</p> | 【充実】 |

3 医療サービスの充実

障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療機関等の協力を得て、医療サービスの充実を図ります。

(1) 障害のある人への診療体制の充実

| | |
|--|------|
| <p>(視覚に障害のある人への支援)</p> <p>視覚に障害のある人が医療機関の受診を円滑に行えるよう、点字等による案内の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(聴覚に障害のある人等への支援)</p> <p>医療機関受診に際して円滑な意思疎通が図れるよう、聴覚に障害のある人等への手話通訳・要約筆記者の配置など、障害の特性に応じた支援を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(トイレ等のバリアフリー化)</p> <p>多目的トイレなど、トイレのバリアフリー化に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(入院時の支援)</p> <p>障害のある人の入院にあたっては、障害の特性に配慮したコミュニケーション支援や、重い障害のある人への介護など、状況に応じた生活支援について検討します。</p> | 【検討】 |

(2) 医療費の負担軽減

| | |
|---|------|
| <p>(医療費の負担軽減)</p> <p>障害のある人の公費負担医療制度として、自立支援医療制度（精神通院医療・育成医療・更生医療）と、心身障害者医療費助成制度があります。これらの制度の整合性を図り、経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう努めます。また、精神に障害のある人に対する心身障害者医療費助成制度の適用のあり方については、引き続き研究するとともに、助成財源の半分を担っている石川県に対しても同様の対応を要望していきます。</p> | 【充実】 |
| <p>(医療と切り離せない重い障害のある人の医療費の負担軽減)</p> <p>医療と切り離せない重い障害のある人の医療費など、障害のある人の医療に係る負担の軽減について検討します。</p> | 【検討】 |

(3) 訪問看護・医療相談の充実

| | |
|---|------|
| <p>(訪問看護)</p> <p>医療機関や訪問看護ステーションによる訪問看護は、保健師、ホームヘルパーなど関係者との連絡を密にしながら、充実に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(医療相談)</p> <p>障害のある人の要望を聞き、適切な医療につなげる医療相談体制の充実に努めます。</p> | 【充実】 |

(4) 各種専門職の配置等

| | |
|--|------|
| <p>障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、専門医療機関等に対して、作業療法士や理学療法士などの専門職の配置・充実に努めます。</p> | 【充実】 |
|--|------|

4 機能回復・維持訓練などの充実

障害のある人が地域で個々のニーズに応じた適切な機能回復・維持訓練や介護を受けることができる体制の整備を進めるとともに、福祉健康センター、医療機関、金沢福祉用具情報プラザ等が互いに連携・協力し、地域リハビリテーション機能の充実に努めます。

(1) 機能訓練等の充実

| | |
|---|-------------|
| <p>(自立訓練（機能訓練）の充実) 自立訓練（機能訓練）とは、障害のある人や難病患者が地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間受けるものです。病院退院者や特別支援学校卒業者等で自立訓練（機能訓練）の必要な障害のある人や難病患者の生活機能の向上のため、この事業の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(自立訓練（生活訓練）の充実) 自立訓練（生活訓練）とは、主に知的障害のある人または精神に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上のための訓練を一定期間受けるものです。病院や施設を退院・退所した人や特別支援学校の卒業者等で自立訓練（生活訓練）の必要な人の社会適応能力等の向上のため、この事業の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(訪問リハビリ) 訪問リハビリテーションは、脳血管疾患の後遺症のある人等で通所して機能訓練を受けることができない人のために、今後も継続して実施します。</p> | <p>【充実】</p> |

(2) 日中活動の場の整備充実

| | |
|--|-------------|
| <p>(生活介護の充実) 生活介護とは、常に介護を要する障害程度が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設や通所施設で入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受ける事業です。重度の障害のある人の日中活動の場を確保するため、生活介護の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(重症心身障害のある人の生活介護) 在宅の重症心身障害のある人が利用することができる生活介護事業所の増加と、そのサービスの提供体制の整備充実に努めます。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(療養介護の充実) 医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を医療機関で受ける療養介護の充実を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |

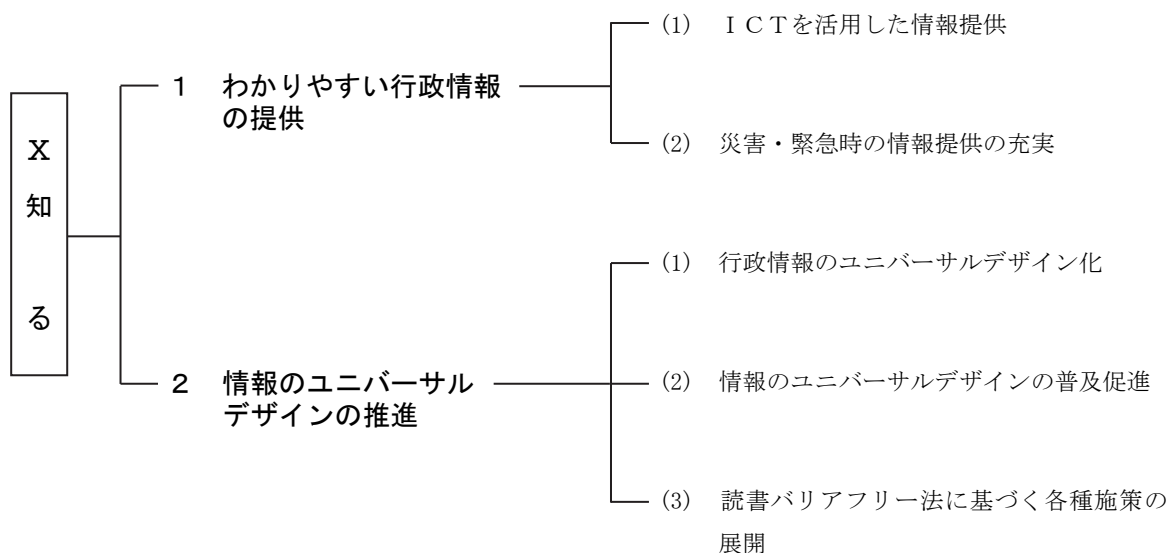
| | |
|---|--------------------|
| <p>(入浴時の介助) 生活介護、療養介護などの事業所で利用する入浴において、同性介助など利用者の意向に沿ったサービスの提供を促します。</p> | <p>【充実】</p> |
| <p>(地域活動支援センターの充実) 地域活動支援センターは、多様な活動を保障する社会資源であり、安心して多様な活動に取り組めるよう支援します。</p> | <p>【充実】</p> |

□■□■□ X 知 る □■□■□

【基本指針】

さまざまなサービスを利用するためには、正確かつ適切な情報が必要です。平成30年に読書バリアフリー法が制定され、障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することが定められました。情報化社会に進展に的確に対応し、それぞれの障害の特性に合わせた必要な情報が得られるよう、援助する施策を充実します。また、災害・緊急時の情報の取得や、障害のある人の情報の発信についても支援します。

【施策の充実】



1 わかりやすい行政情報の提供

福祉サービスをはじめ、障害のある人が必要とする行政情報等にできるだけ接することができるよう、ICTを積極的に活用し、わかりやすい情報提供に努めます。また、災害・緊急時の情報連絡については、より速やかに行えるよう努めます。

(1) ICTを活用した情報提供 ICT施策

| | |
|---|---------|
| <p>(障害のある人の便利帳ウェブサイトの構築) 障害のある人の便利帳については、冊子版、点字版、CD録音盤のほか、AI等を活用し、障害の特性に応じて検索しやすいサイトの構築を検討します。</p> | 【検討・実施】 |
| <p>(新しい情報機器や情報サービス、ソフトウェア等の調査・研究) 障害のある人の生活の向上のために新たな情報通信機器や情報サービス、ソフトウェア等についての情報収集に努め、情報提供の充実を図るとともに、新たなサービス等の展開も検討していきます。</p> | 【充実】 |
| <p>(子育て情報の集約、発信) 子育てに関連するさまざまな情報をウェブサイト「かなざわ子育てお役立ちウェブ」や、冊子「のびのびビーノ」、「わくわくウーモ」に集約して発信します。</p> | 【充実】 |

(2) 災害・緊急時の情報提供の充実

| | |
|---|------|
| <p>(情報提供と災害時広報) 災害時には同報防災無線、「金沢ぼうさいドットコム」によるメール配信、ファックス送信等やマスコミを通じた迅速な情報連絡を行うとともに、障害者団体やマスコミの協力を得て、文字情報、点字広報、手話通訳による情報提供に努めます。また、公共施設での災害時情報伝達機器の整備や新しい情報通信機器の活用についても検討します。</p> | 【充実】 |
| <p>(放送のバリアフリー化) 災害時のテレビによる字幕・手話・解説による放送が行われることを求めています。</p> | 【充実】 |
| <p>(電子メールを活用した防災情報提供事業の充実) 視覚に障害のある人への警報発令時等の災害情報の提供については、電子メールを使用した取り組みを充実します。</p> | 【充実】 |

| | |
|---|------|
| <p>(ファックスを活用した防災情報提供事業の充実)</p> <p>聴覚等に障害のある人への警報発令時等の災害情報の提供については、ファックスを使用した取り組みを充実します。</p> | 【充実】 |
|---|------|

2 情報のユニバーサルデザインの推進

障害のある人の生活の質の向上をめざし、障害のある人に配慮した情報のユニバーサルデザインを推進します。また、読書バリアフリー法に基づく各種施策の展開に努めます。

(1) 行政情報のユニバーサルデザイン化

| | |
|---|---------|
| <p>(市ホームページ等のユニバーサルデザイン化)</p> <p>本市のホームページはユニバーサルデザインに配慮したものとなっていますが、さらに充実に努めます。また、パンフレットやチラシ等の発行物についても、見やすいデザイン、コントラスト等に配慮します。</p> | 【充実】 |
| <p>(字幕入り広報番組の制作)</p> <p>本市のテレビ広報番組は手話通訳入りで放映していますが、手話を理解できない聴覚等に障害のある人も少なくないことから、字幕スーパーの挿入番組の制作も行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(点字版広報・拡大文字版広報・音声録音版広報の充実)</p> <p>本市の新聞広報を主な内容とする点字版広報・拡大文字版広報・録音版広報を充実します。</p> | 【充実】 |
| <p>(各種行政情報等の点字版・音声録音版・動画の制作)</p> <p>各種行政情報を作成するにあたっては、点字版・音声録音版・手話や字幕を入れた動画等もあわせて作成するよう努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(市の会議資料の点字版・音声録音版の準備)</p> <p>視覚に障害のある人が委員となる会議が開催される場合は、予め点字版資料や音声録音版資料の準備を行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(点字封筒の活用)</p> <p>視覚に障害のある人が市からの郵送物だとわかるよう、点字封筒の活用について検討します。</p> | 【検討・実施】 |

(2) 情報のユニバーサルデザインの普及促進

| | |
|---|------|
| <p>(テレビの字幕・副音声サービス導入の推進)</p> <p>テレビ放送については、手話通訳、字幕スーパーの導入、副音声による背景説明など、障害のある人に配慮した取り組みの充実を求めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(「自由利用マーク」「EYEマーク」の普及)</p> <p>各種の行政情報を作成するにあたっては、著作物を自由に使用できることを示す「自由利用マーク」を積極的に使用し、その普及に努めます。また、書籍等が出版された段階で録音図書や拡大写本を作成してもよいことを著作者が予め宣言する「EYEマーク」の普及に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(拡大読書器や拡大鏡の整備)</p> <p>視覚に障害のある人が窓口などで情報を得たり、書類の記入を自ら行えるよう、拡大読書器や拡大鏡などの普及に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(視覚に障害のある人の情報支援機器の普及)</p> <p>視覚に障害のある人の情報支援機器である音声パソコンや点字ディスプレイ等の普及に努め、視覚に障害のある人の情報バリアフリー化を促進します。</p> | 【充実】 |

(3) 読書バリアフリー法に基づく各種施策の展開

| | |
|---|------|
| <p>読書バリアフリー法の基本的施策を踏まえ、図書館等の公共施設において、視覚による表現の認識が困難な人の読書環境の整備を推進するなど、各種施策の展開に努めます。</p> | 【実施】 |
|---|------|

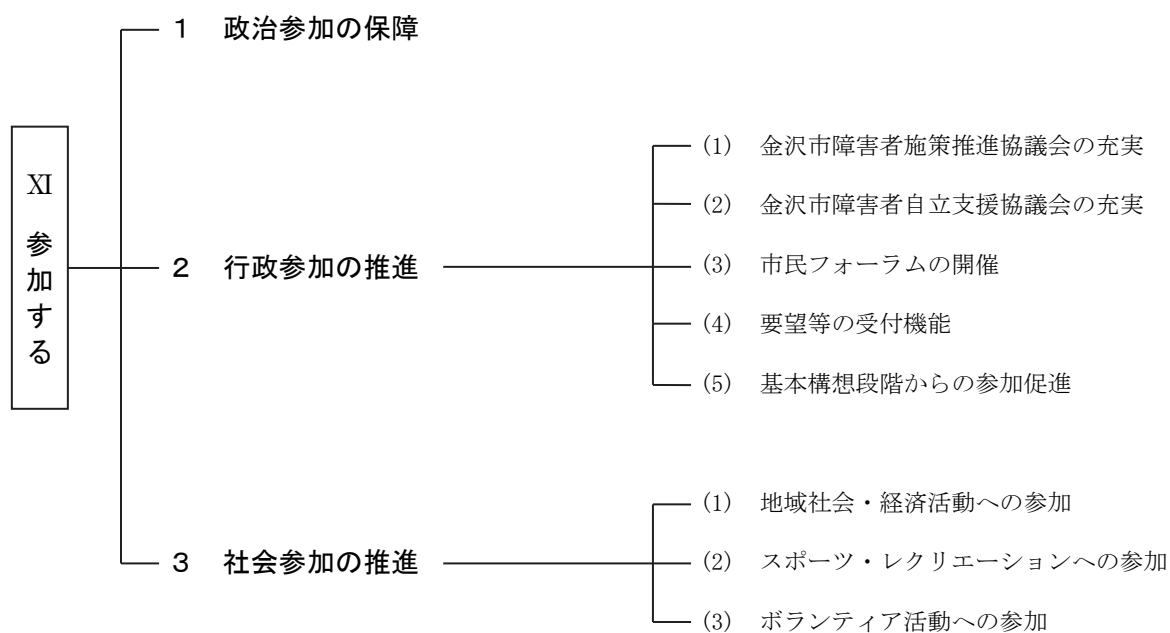
□■□■□ XI 参加する □■□■□

【基本指針】

障害のある人の参加は、社会の全分野で進めなければなりません、なかでも大切なのが、政策・施策の立案から決定、実施、評価に至るまでの全過程への参加です。その手段としては、個人として参加するだけでなく、障害の種別や病気などで共通の問題の解決やテーマを目的とした団体活動への参加があります。

この計画は、障害のある人やその家族など当事者を中心に市民の参加でともにつくってきましたが、今後も当事者の権利としての参加を一層推進します。

【施策の体系】



1 政治参加の保障

障害のある人に対する各種サービスは、法律などの制度に基づいて実施されています。これらの制度を決定しているのは、国・県・市の議会です。自分たちの意志を代弁してくれる人を選ぶ選挙に参加しやすい環境づくりに努めます。

| | |
|--|------|
| <p>(障害のある人に配慮した投票所の整備)</p> <p>投票所施設のハード・ソフト面のバリアフリー化など、投票しやすい環境整備を進めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(点字等による「選挙のお知らせ版」の発行)</p> <p>視覚に障害のある人へ、点字・音声による「選挙のお知らせ版」により情報提供を行います。</p> | 【充実】 |
| <p>(国への要望)</p> <p>障害のある人の参政権の行使に配慮するため、郵便投票制度の対象者拡大や政見放送、演説会等における手話通訳、字幕スーパーの導入など、公職選挙法の改正や施策の充実について、国に必要な要望をしていきます。</p> | 【充実】 |

2 行政参加の推進

障害のある人の代表者が委員として参加する金沢市障害者施策推進協議会および金沢市障害者自立支援協議会、障害のある人が企画運営をし、また参加する市民フォーラムの開催などを通じて、障害のある人の声を行政施策等へ反映するよう努めます。

(1) 金沢市障害者施策推進協議会の充実

| | |
|---|------|
| <p>障害者基本法第36条第4項に規定する審議会その他合議制の機関である金沢市障害者施策推進協議会において、障害のある人およびその関係者を委員として委嘱し、行政施策への積極的な参加が一層図られるよう充実させます。また、施策の推進に必要と認める場合は、各分野で活躍する人などを専門委員として委嘱し、より効果的な施策の推進を図ります。</p> | 【充実】 |
|---|------|

(2) 金沢市障害者自立支援協議会の充実

| | |
|--|-------------|
| <p>障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会である金沢市障害者自立支援協議会において、地域の関係機関等によるネットワークを形成し、地域の実情に応じた障害のある人への支援体制の整備に向け、協議を行います。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

(3) 市民フォーラムの開催 **ICT施策**

| | |
|---|-------------|
| <p>この計画の推進にあたり、障害のある人など当事者に発言の場を提供するための市民フォーラムを開催し、参加者に配慮した情報提供や説明に努めることなどにより、当事者の意見を反映できるような運営に努めるほか、感染症対策の観点から、動画配信やオンライン開催を検討するなど、ICTの活用を図ります。</p> | <p>【充実】</p> |
|---|-------------|

(4) 要望等の受付機能

| | |
|---|-------------|
| <p>市の各種窓口において、障害のある人などから出された要望や意見を組織的に受け止めることができるようなシステムを整備します。</p> | <p>【充実】</p> |
|---|-------------|

(5) 基本構想段階からの参加促進

| | |
|--|-------------|
| <p>ノーマライゼーション社会の実現のため、みちの整備・公共建築物の建設や障害のある人に関連する計画については、基本構想段階から障害のある人の参加を推進します。</p> | <p>【充実】</p> |
|--|-------------|

3 社会参加の推進

障害のある人もない人もともに参加することにより、住みよい地域社会づくりをめざします。

(1) 地域社会・経済活動への参加

| | |
|---|------|
| <p>(地域社会・経済活動への参加)</p> <p>障害のある人を受け入れ、ともに暮らすコミュニティを形成するために、障害のある人の地域社会・経済活動への参加を促進します。また、障害に対する理解が地域へ広まるような取り組みを進めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(金沢SDGsへの参加)</p> <p>持続可能な金沢をパートナーシップで実現するプロジェクト「IMAGINE KANAZAWA 2030」への障害のある人の参加を促進します。</p> | 【充実】 |

(2) スポーツ・レクリエーションへの参加

| | |
|---|------|
| <p>各種のスポーツ大会やレクリエーションの場に参加しやすいよう環境を整備します。</p> | 【充実】 |
|---|------|

(3) ボランティア活動への参加

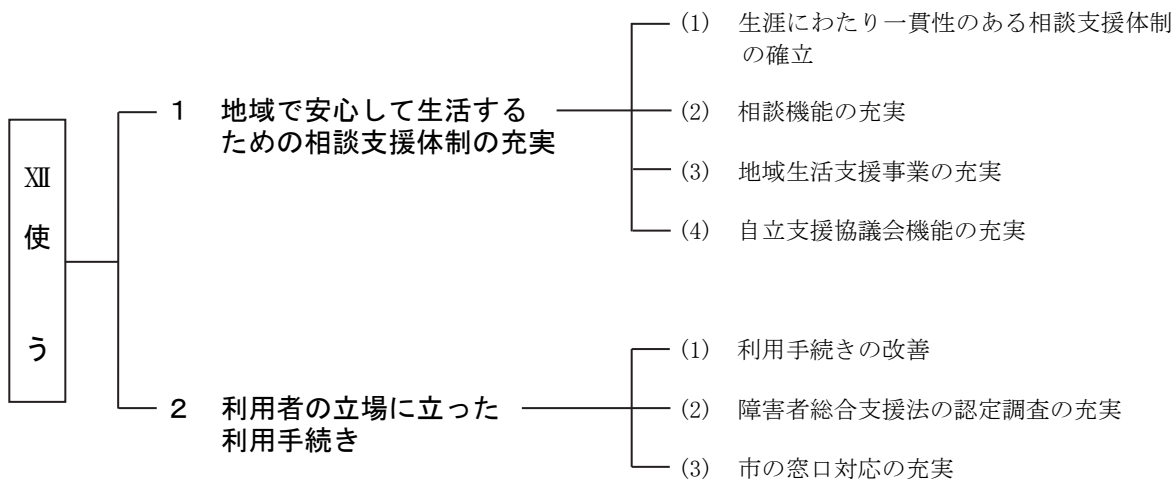
| | |
|--|------|
| <p>障害のある人がボランティア活動への参加を通して社会参加・交流が図れる環境を整備します。</p> | 【充実】 |
|--|------|

□■□■□ XII 使 う □■□■□

【基本指針】

障害のある人が利用する各種の制度やサービスは、制度の変更や実施機関の違いなどで複雑で多岐にわたっています。障害のある人が十分な情報の提供を受け、自らの意思で必要とする制度やサービス、さまざまな支援を必要なときに使うことができるための相談支援体制を整備、充実します。

【施策の体系】



1 地域で安心して生活するための相談支援体制の充実

令和2年10月に運用を開始した「かなざわ安心プラン」により、これまで以上に個別性に合わせた質の高い相談支援を提供することで、障害のある人のライフステージや障害の状態にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害者基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担いながら、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(1) 生涯にわたり一貫性のある相談支援体制の確立

| | |
|--|------|
| <p>(子どもから成人への途切れることのない相談支援体制の確立) 本人や家族が障害を受けとめるプロセスに丁寧に寄り添いながら、障害の発見から療育や就学、就労に至るライフステージをつなぐ、途切れることのない相談支援体制の確立に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(高齢となっても途切れることのない相談支援体制の確立) 加齢に応じて支援が必要となるプロセスに丁寧に寄り添い、ライフステージに合わせ高齢福祉サービスへとスムーズに移行できるための相談支援体制の確立に努めます。</p> | 【充実】 |

(2) 相談機能の充実

| | |
|--|------|
| <p>(障害者基幹相談支援センターの充実) 地域における相談支援の中核的な役割や虐待防止センター等の機能を有する基幹相談支援センターの充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(相談支援事業所の充実) 障害のある人の特性に応じた専門的な対応のできる相談支援事業所を増加し、相談支援の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(「かなざわ安心プラン」による計画相談支援の充実) これまでの日々の暮らしを支える支援計画となる「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」に、「親なき後」や将来を見据えた「My ライフプラン」と災害時や緊急時等も想定した「クライシスプラン」を加えた「かなざわ安心プラン」によるきめ細かな計画相談支援の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(地域移行支援の充実) 障害者支援施設に入居している障害のある人または精神科病院に入院している精神に障害のある人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を行う地域移行支援の充実を図ります。</p> | 【充実】 |

| | |
|--|------|
| <p>(地域定着支援の充実)</p> <p>単身で居宅生活をする障害のある人が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制の確保や、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談等の各種支援を行う地域定着支援の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(3) 地域生活支援事業の充実

| | |
|--|------|
| <p>(地域特性を生かした独自事業の充実)</p> <p>外出支援事業、意思疎通支援事業、居住サポート事業など地域生活のニーズに応じ、地域の特性を生かした事業の充実に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(事業所への支援)</p> <p>事業所が障害の特性に応じて実施している事業に対して、市の支援策を検討します。</p> | 【検討】 |

(4) 自立支援協議会機能の充実

| | |
|--|------|
| <p>(事業者連絡会議の開催)</p> <p>障害のある人の地域生活を支援するため、サービス提供事業所や相談支援事業所などによる連絡会議を開催し、ニーズや課題を把握するとともに、体制の充実を図ります。</p> | 【充実】 |
| <p>(ネットワークの構築)</p> <p>障害のある人の地域生活における課題に対しては、地域の専門分野の関係者によるネットワークを形成し、相談支援の質の向上と施策への反映に努めます。</p> | 【充実】 |

2 利用者の立場に立った利用手続き

市役所やその他の行政機関、相談機関において、障害のある人が利用しやすい環境の整備と配慮ある職員対応に努めます。

(1) 利用手続きの改善

| | |
|---|------|
| <p>(行政手続きのオンライン化の推進) ICT施策</p> <p>障害のある人を含め、市民が市役所に訪れることなく行政手続きが完了できるよう、電子申請を拡大します。</p> | 【充実】 |
|---|------|

| | |
|---|------|
| <p>(書類の簡素化等)</p> <p>書類の枚数、記入項目などの見直し、わかりやすい用語の使用や窓口の一本化など、手続きの簡素化に努めます。</p> | 【充実】 |
|---|------|

(2) 障害者総合支援法の認定調査の充実

| | |
|--|------|
| <p>障害支援区分の認定においては、認定調査員の資質の向上を図るとともに、障害の特性を理解し、公平な立場で認定調査が行えるよう、認定審査会の意見を踏まえつつ、県と連携しながら研修の充実に努めます。</p> | 【充実】 |
|--|------|

(3) 市の窓口対応の充実

| | |
|--|------|
| <p>(案内機能の充実)</p> <p>制度・サービスの情報収集に努め、市役所の他部門、他の行政機関や専門相談機関への案内・紹介機能を充実し、障害特性を踏まえた配慮や円滑なサービスの提供に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(障害の理解に基づいた対応)</p> <p>障害を理解した上で、障害のある人の生活実態に目を向けた親身な対応に努め、減免制度等さまざまな制度を紹介するなどの支援に努めます。</p> | 【充実】 |
| <p>(手話通訳者の配置)</p> <p>市立病院、福祉健康センターの手話通訳者による窓口対応を充実させます。また、需要が多い場所での実施日数の拡大、テレビ電話の活用などの充実に図りながら、市職員の増員配置を検討します。</p> | 【充実】 |
| <p>(職員の手話通訳研修)</p> <p>市役所等を訪れる聴覚に障害のある人の配慮や職員の福祉意識の向上のため、市職員に対する手話通訳研修を実施します。</p> | 【充実】 |
| <p>(生活保護ケースワーカーの支援力の向上)</p> <p>障害のある人の生活に関する相談の内容を正確に把握し、専門機関と連携して障害特性を踏まえた障害のある人の人権を尊重した対応を行います。生活保護を受給する障害のある人の就労については、生活支援機関と連携した指導に努めます。</p> | 【充実】 |

第 2 部

障害のある人たちのニーズ等

本部は、令和元年に市内の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者および18歳未満の身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者と市民・事業者等を対象に行った「金沢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート結果」から、障害のある人や市民等のニーズ等を把握するものです。

なお、より詳しく知りたい場合は、「金沢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート結果報告書」（2020年（令和2年）3月）を御参照ください。

第1章 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、本市にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を持っている人（以下「障害のある人」といいます）と、金沢市eモニター制度の登録者および金沢市障害者差別解消支援地域協議会を構成する団体・事業者（以下「市民や事業者等」といいます）に、現在の生活状況や意識・意見・要望等をお聞きし、策定予定の「第5次金沢市障害者計画」および「第6期金沢市障害福祉計画・第2期金沢市障害児福祉計画」の基礎資料とすることを目的としています。

2 調査方法等

(1) 障害のある人

○調査対象者

- ・身体に障害のある人 18歳～64歳の身体障害者手帳所持者
- ・知的障害のある人 18歳以上の療育手帳所持者
- ・精神に障害のある人 18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・障害のある児童 18歳未満の身体障害者手帳所持児・療育手帳所持児

○抽出方法

- ・視覚障害・聴覚障害・言語障害・体幹障害・障害のある児童は全数、他の障害のある人は無作為抽出です。
- ・調査対象者は、施設入所者を除外しました。
- ・身体に重複障害のある人の障害の種類は代表部位としました。
- ・身体と知的に重複障害のある人は、知的障害としました。

○調査票の配布・回収

郵送配布・郵送回収。なお、視覚に障害のある人等で必要な人には、点字調査票を配布しました。

○調査基準日 令和元年10月1日

○調査期間 令和元年10月21日～11月15日

(2) 市民・事業者等

○調査対象者

- ・金沢市eモニター制度の登録者（以下「市民」といいます）
- ・金沢市障害者差別解消支援地域協議会を構成する団体・事業者（以下「事業者等」といいます）が所属する会員事業者等の管理職職員中心（合理的配慮が特に必要とされる団体を対象）

○調査票の配布・回収

- ・市民 電子メールによる配信・回答
- ・事業者等 郵送配布・郵送回収

○調査基準日 令和元年10月1日

○調査期間

- ・市民 令和元年10月21日～11月6日
- ・事業者等 令和元年10月21日～11月30日

3 回収結果

(1) 障害のある人

単位：有効回答率は%、他は人

| 区 分 | 身 体 障 害 | | | | | | | | 知的 障 害 | 精神 障 害 | 障 害 児 | 合 計 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------|-----------|-----------|-------------|--------|
| | 視 覚 障 害 | 聴 覚 障 害 | 言 語 障 害 | 上 肢 障 害 | 下 肢 障 害 | 体 幹 障 害 | 内 部 障 害 | | | | | |
| 配 布 数 | 2,234 | 256 | 246 | 36 | 500 | 500 | 196 | 500 | 500 | 500 | 874 | 4,108 |
| 回 収 数 | 1,208 | 132 | 129 | 17 | 275 | 263 | 112 | 280 | 270 | 271 | 465 | 2,214 |
| 有効回答数 | 1,202 | 132 | 129 | 17 | 273 | 263 | 110 | 278 | 269 | 269 | 464 | 2,204 |
| 有効回答率 | 53.8 | 51.6 | 52.4 | 47.2 | 54.6 | 52.6 | 56.1 | 55.6 | 53.8 | 53.8 | 53.1 | 53.7 |

(2) 市民・事業者等

単位：有効回答率は%、他は人

| 区 分 | 市 民 | 事業者等 | 合 計 |
|-------|------|------|------|
| 配 布 数 | 250 | 300 | 550 |
| 回 収 数 | 229 | 229 | 458 |
| 有効回答数 | 229 | 228 | 457 |
| 有効回答率 | 91.6 | 76.0 | 83.1 |

4 調査・分析にあたって

- (1) 回答の比率は、その設問の回答者数を基数（N）として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。
- (2) 回答率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入しました。
- (3) 図表中、「-」は選択肢がないもの、「0.0」あるいは「0」は当該選択肢に○をつけた人がいなかったものです。
- (4) 障害のある人には、属性不詳が次表のとおりあります。

| 区 分 | 身 体 障 害 | | | | | | | | 知的 障 害 | 精 神 障 害 | 障 害 児 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---|-----------|------------|----------|
| | 視覚 障害 | 聴覚 障害 | 言語 障害 | 上肢 障害 | 下肢 障害 | 体幹 障害 | 内部 障害 | | | | |
| 年 齢 | 24 | 6 | 1 | 1 | 3 | 3 | 4 | 6 | 8 | 6 | 15 |
| 性 別 | 7 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 4 | 1 |
| 手帳の等級 | 9 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 3 | 2 | 5 | 2 | - |

- (5) 複数回答の場合は、図表のタイトル名の次に明示しました。したがって、タイトル名の次に明示されていないものは、単数回答です。
- (6) 記述式回答および「その他」に記述されていた文章については、誤字等の軽微な修正にとどめ、内容面の修正は全く加えていません。
- (7) 第2章第1・第2における障害名の略称は、下表のとおりです。

| 障 害 名 | | 略 称 |
|------------------|----------------------|------|
| 身 体 障 害 | 聴覚障害、平衡機能障害 | 聴覚障害 |
| | 音声、言語、そしゃく機能障害 | 言語障害 |
| | 肢体不自由（上肢のみ） | 上肢障害 |
| | 肢体不自由（下肢のみ） | 下肢障害 |
| | 肢体不自由（上肢・下肢両方、体幹を含む） | 体幹障害 |
| 障 害 児 | 身体障害のみある児童 | 身体障害 |
| | 知的障害のみある児童 | 知的障害 |
| | 身体障害と知的障害が重複してある児童 | 重複障害 |

第2章 障害のある人

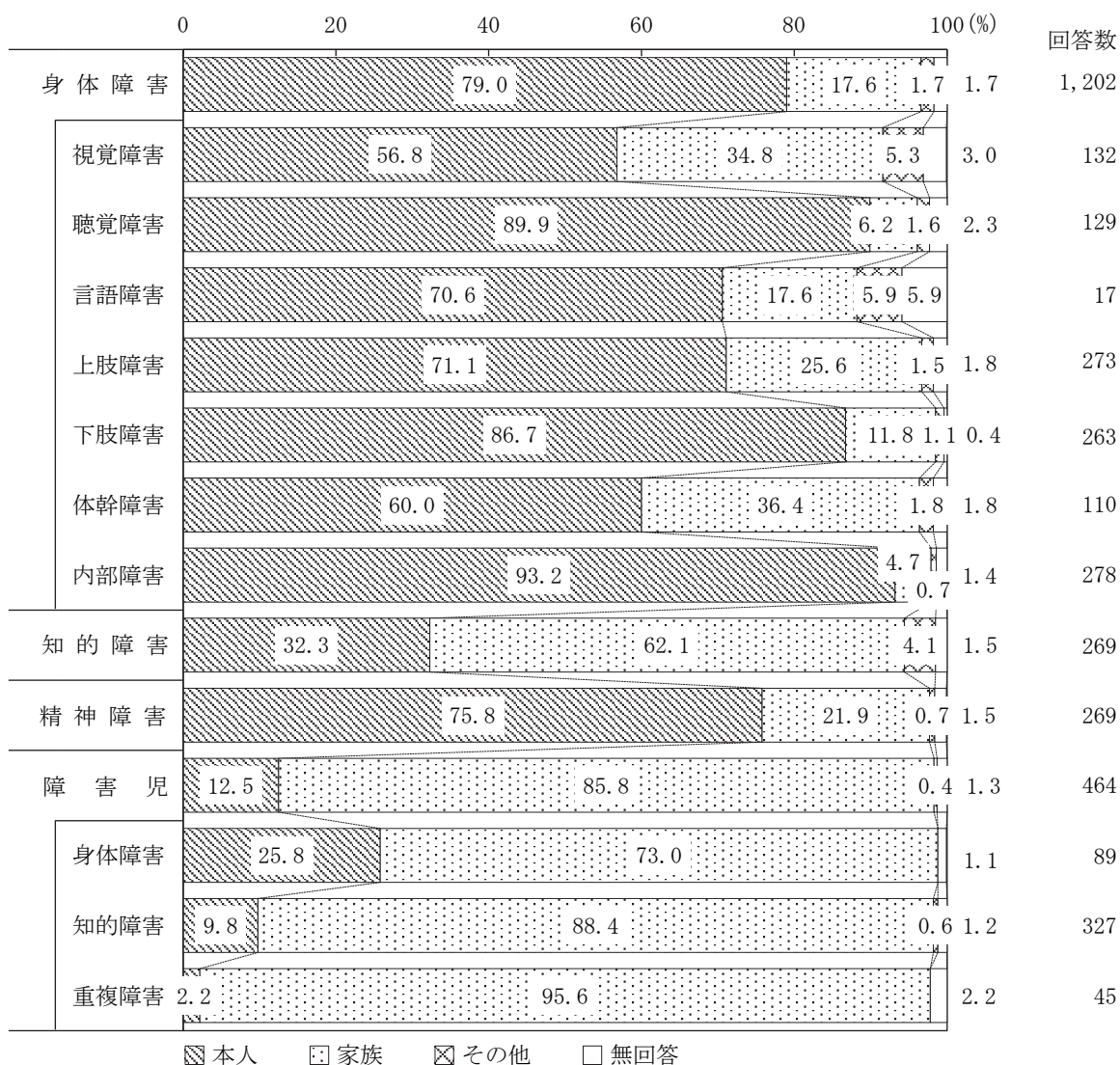
第1 調査対象者の属性等

1 アンケートの記入者

アンケートの記入者が「本人」と答えているのは、身体に障害のある人が79.0%、精神に障害のある人が75.8%ですが、知的障害のある人は32.3%、障害のある児童は12.5%と極端に低くなっています。身体に障害のある人を障害の種類別にみると、視覚に障害のある人の「本人」(56.8%)が低くなっています。

「その他」として、「ヘルパー」(6件)、「施設職員」(5件)、「相談員」(5件)、「成年後見人」(4件)などの記述がありました。

図表2-2-1 アンケートの記入者

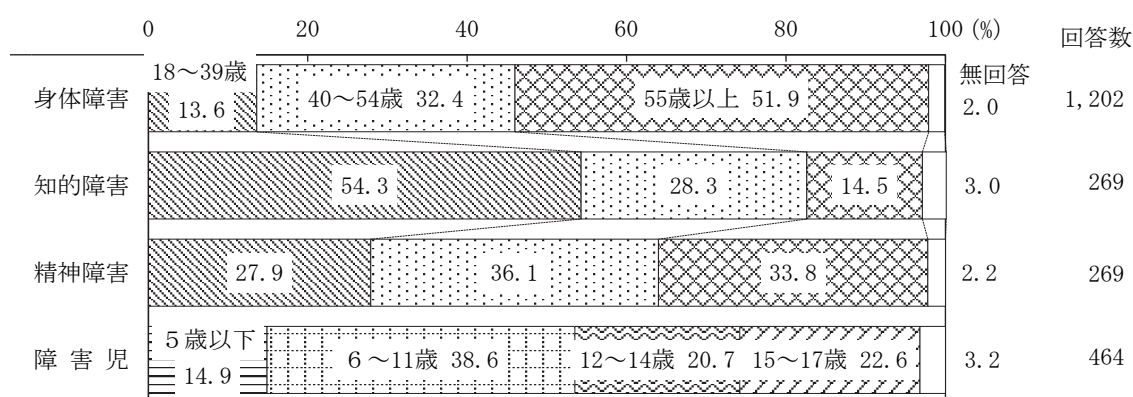


2 年齢・性別

(1) 年齢

調査対象者を年齢階層別にみると、身体に障害のある人は55歳以上、知的障害のある人は18～39歳、精神に障害のある人は40～54歳が最も高くなっています。調査対象は、身体に障害のある人が18～64歳としており、知的障害のある人および精神に障害のある人が18歳以上としています。障害のある児童は、小学生に該当する6～11歳が最も高くなっています。

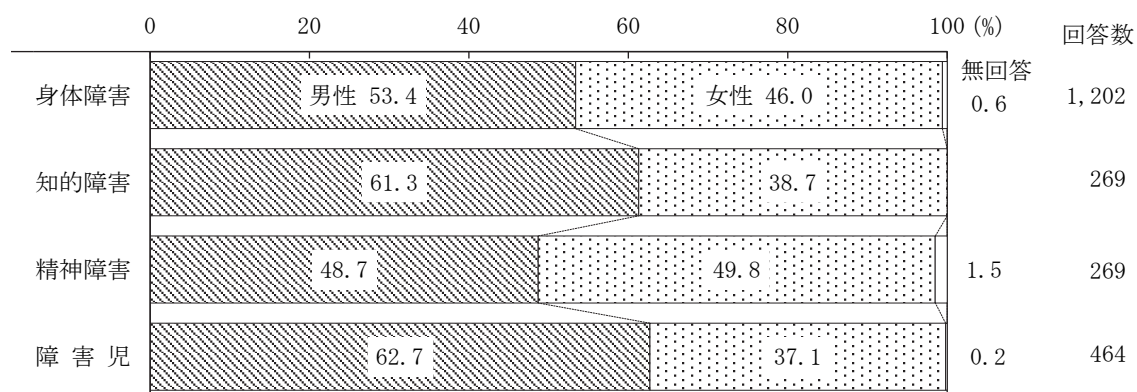
図表2-2-2 年齢



(2) 性別

性別をみると、精神に障害のある人以外は、女性より男性が高くなっています。特に、知的障害のある人および障害のある児童は、男性の占める率が60%以上となっています。

図表2-2-3 性別



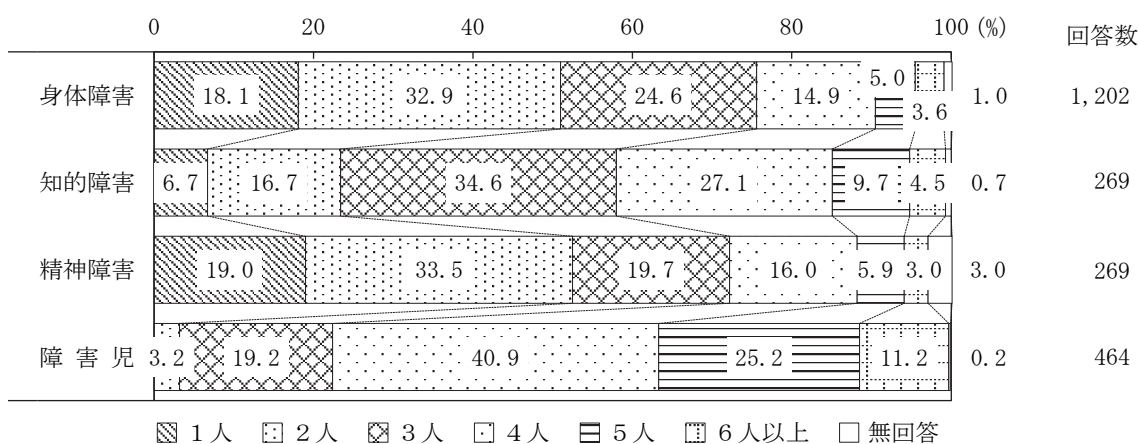
3 家族数と同居者

(1) 家族数

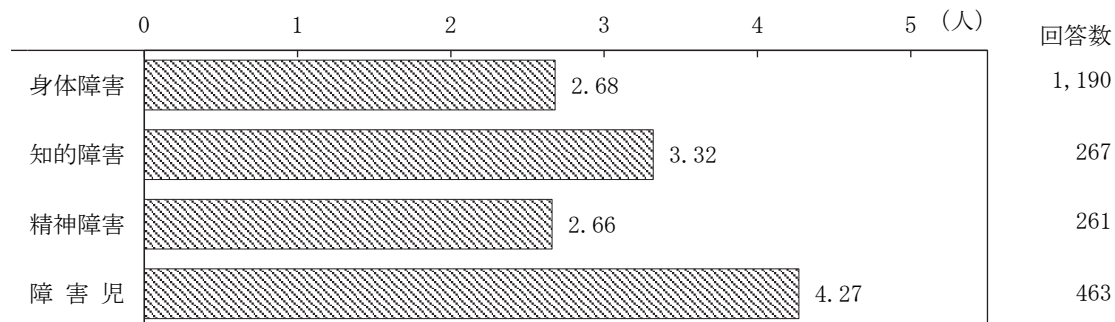
家族数は、身体に障害のある人の「2人」「3人」、知的障害のある人の「3人」「4人」、精神に障害のある人の「2人」、障害のある児童の「4人」「5人」が2割を超えています（図表2-2-4）。

平均の家族数は、身体に障害のある人が2.68人、知的障害のある人が3.32人、精神に障害のある人が2.66人、障害のある児童が4.27人です（図表2-2-5）。

図表2-2-4 家族の人数



図表2-2-5 家族の平均人数



(2) 同居者

図表2-2-6により同居者をみると、身体に障害のある人は「配偶者」「母・義母」「子ども」、知的障害のある人は「母・義母」「父・義父」「兄弟姉妹」、精神に障害のある人は「母・義母」「父・義父」、障害のある児童は「母」「父」「兄弟姉妹」が高くなっています。配偶者のいる率は、身体に障害のある人（61.6%）が高く、知的障害のある人（7.2%）および精神に障害のある人（28.4%）が低くなっています。

図表2-2-6 同居者（複数回答）

| 区分 | 回答数 | 配偶者 | 父・義父 | 母・義母 | 祖父 | 祖母 | 子ども | 子どもの配偶者 | 孫 | 兄弟姉妹 | 親戚 | 知人・友人 | その他 | 無回答 |
|------|-----|------|------|------|-----|------|------|---------|-----|------|-----|-------|-----|-----|
| 身体障害 | 985 | 61.6 | 22.2 | 33.5 | 0.9 | 2.7 | 33.1 | 2.8 | 2.7 | 11.4 | 0.5 | 0.3 | 2.2 | 1.2 |
| 知的障害 | 251 | 7.2 | 61.8 | 77.7 | 1.6 | 8.0 | 2.0 | 0.4 | 0.4 | 39.4 | 1.2 | 0.4 | 9.2 | 1.6 |
| 精神障害 | 218 | 28.4 | 32.1 | 53.7 | 2.3 | 7.3 | 16.5 | 0.5 | 0.9 | 20.6 | 0.5 | 0.9 | 8.7 | 0.9 |
| 障害児 | 464 | - | 87.7 | 97.4 | 8.8 | 17.0 | - | - | - | 73.7 | 1.3 | - | 1.1 | 0.4 |

(注) 1 ひとり暮らしを除いて計算した。

2 障害のある児童の「父・義父」は「父」に、「母・義母」は「母」に読み替える。

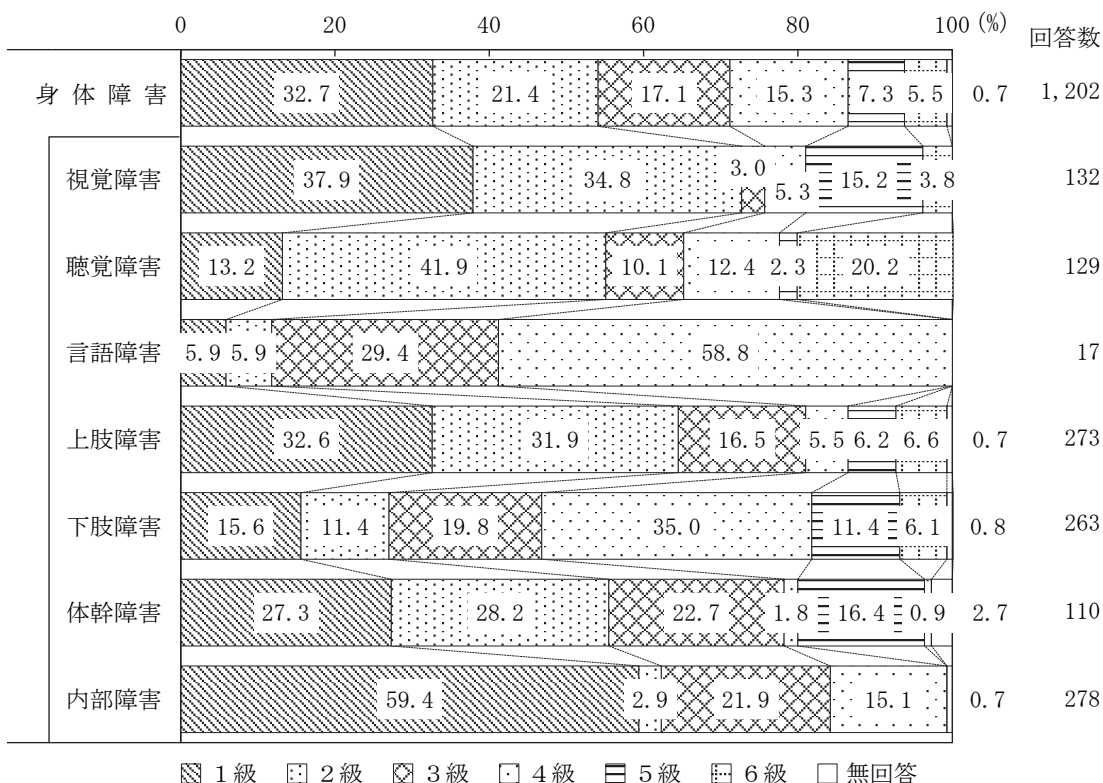
4 障害者手帳・障害支援区分

(1) 身体に障害のある人

① 身体障害者手帳所持者の障害等級

身体障害者手帳所持者の障害等級は、1・2級の重度が54.1%、3・4級の中度が32.4%、5・6級の軽度が12.8%です。1・2級の重度の占める率が高い障害の種類は、視覚に障害のある人、上肢に障害のある人および内部障害のある人です。

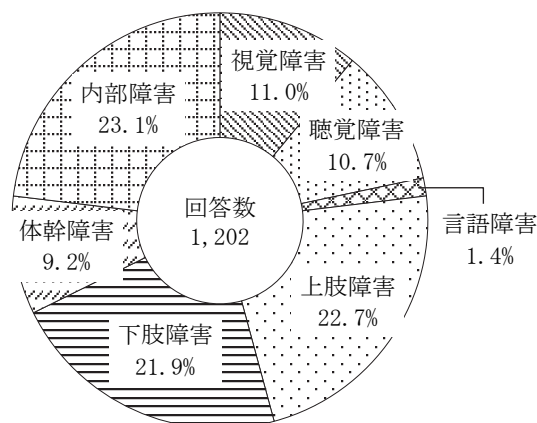
図表2-2-7 身体障害者手帳所持者の障害等級



② 身体障害の種類

身体障害の種類では、上肢に障害のある人、下肢に障害のある人および体幹に障害のある人を合計した肢体不自由が53.8%と最も高く、次いで内部障害のある人の23.1%です。

図表2-2-8 身体障害の種類

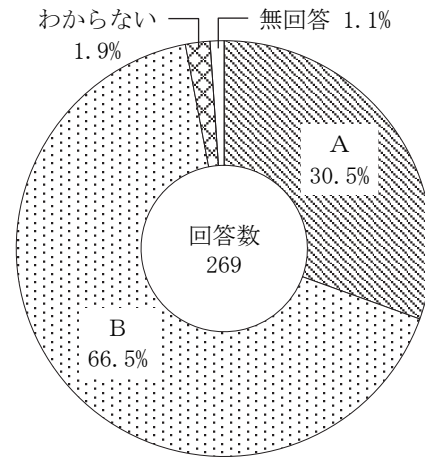


(2) 知的障害のある人

① 療育手帳所持者の障害の程度

療育手帳による障害の程度は、A（重度）が30.5%、B（中度）が66.5%でした。

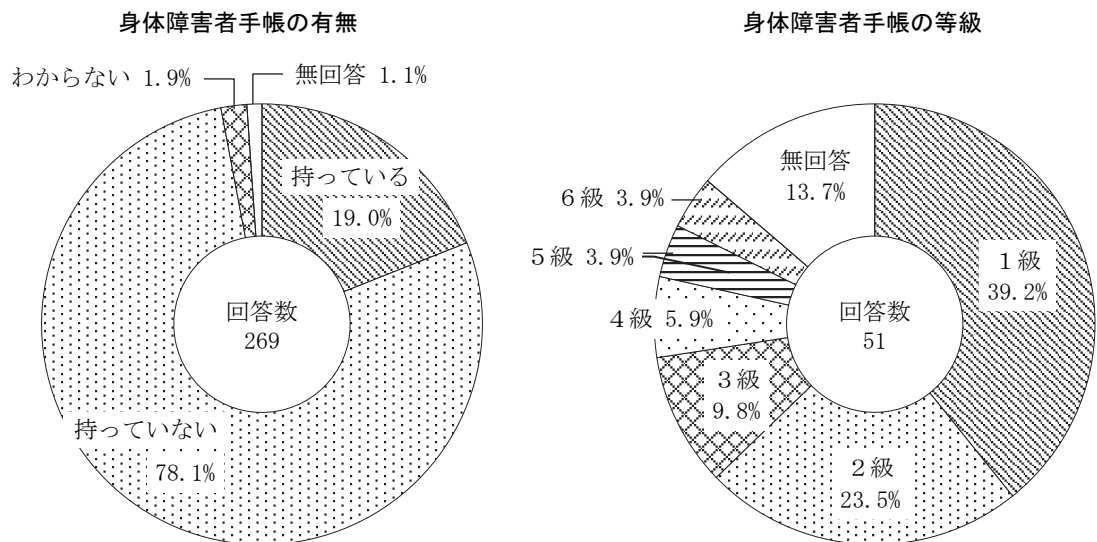
図表 2-2-9 療育手帳所持者の障害の程度



② 重複障害のある人

療育手帳所持者で身体障害者手帳を持っている人は、51人（19.0%）いました。身体障害者手帳の等級は、重度が高くなっています。

図表 2-2-10 療育手帳所持者で身体障害者手帳を持っている人

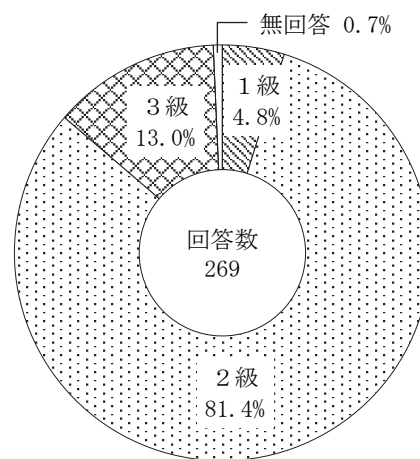


(3) 精神に障害のある人

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級は、2級が81.4%を占めています。

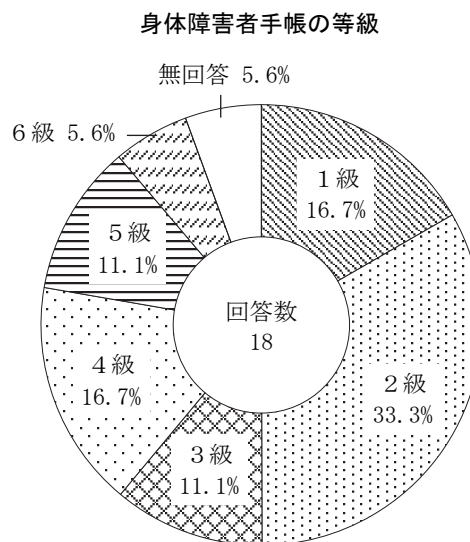
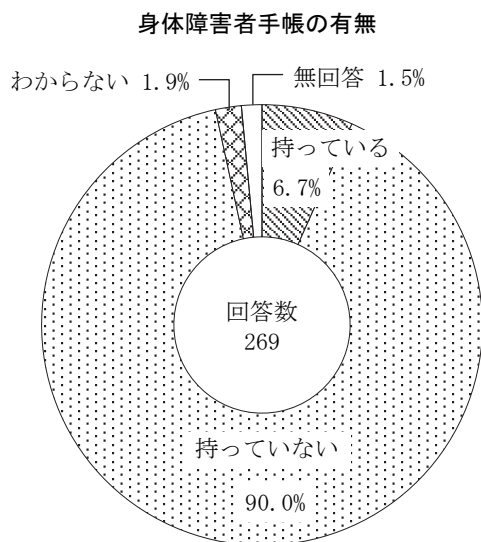
図表2-2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級



② 重複障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者で身体障害者手帳を持っている人は、18人(6.7%)いました。身体障害者手帳の等級は、2級の33.3%が最も高くなっています。

図表2-2-12 精神障害者保健福祉手帳所持者で身体障害者手帳を持っている人



(4) 障害のある児童

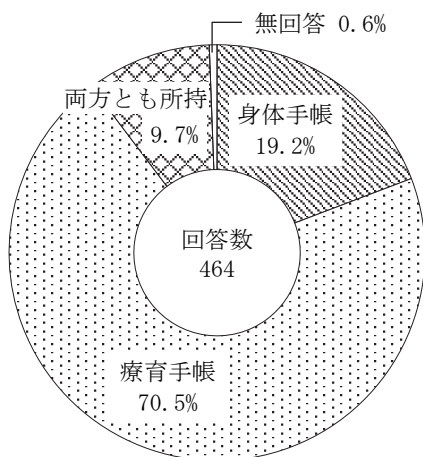
① 手帳の種類

回答者464人中、療育手帳のみ所持している児童が70.5%、身体障害者手帳のみ所持している児童が19.2%、両方とも所持している児童が9.7%となっています(図表2-2-13)。

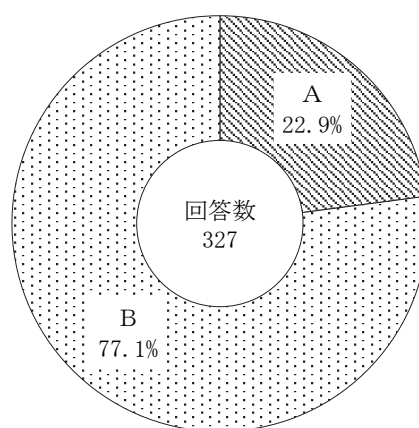
② 療育手帳所持児童の障害の程度

療育手帳を所持している児童の障害の程度は、Bが77.1%を占めています(図表2-2-14)。

図表2-2-13 障害のある児童の手帳の種類



図表2-2-14 療育手帳所持児童の障害の程度

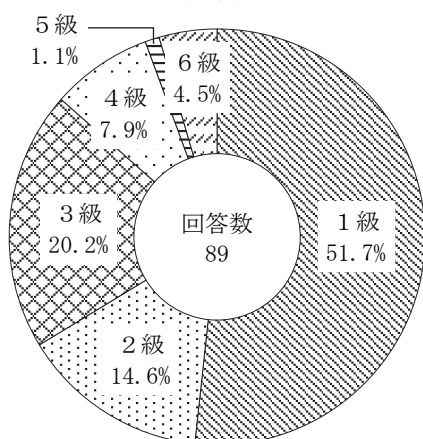


③ 身体障害者手帳所持児童の障害等級と障害の種類

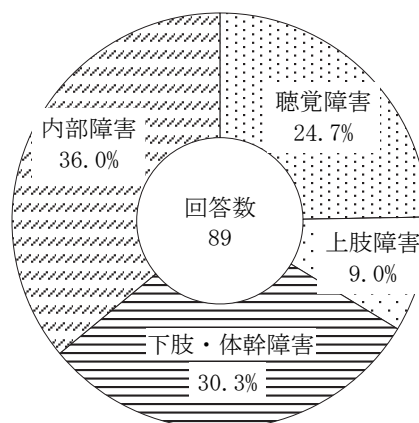
身体障害者手帳を所持している児童の障害等級は、重度である1・2級で66.3%を占めています(図表2-2-15)。

身体障害者手帳を所持している児童の障害の種類は、「内部障害」(36.0%)、「下肢・体幹障害」(30.3%)および「聴覚障害」(24.7%)が高くなっています。成人の身体障害者手帳所持者と比較して、「聴覚障害」の比率が高いことを特徴としてあげられます(図表2-2-16)。

図表2-2-15 身体障害者手帳所持児童の障害等級



図表2-2-16 身体障害者手帳所持児童の障害の種類

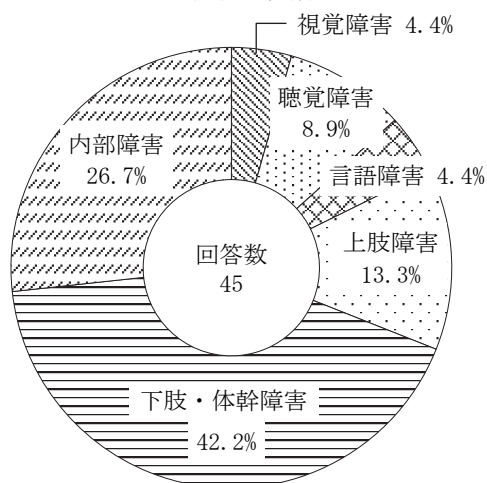


④ 重複障害のある児童

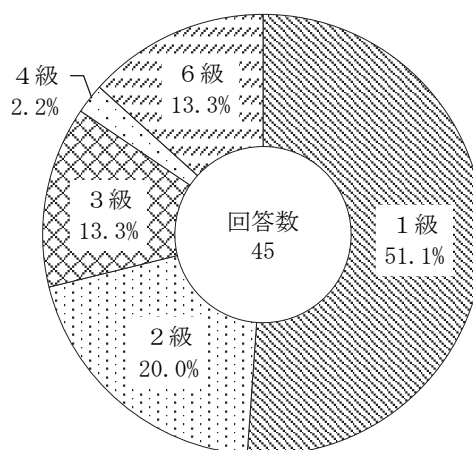
身体障害者手帳と療育手帳の両方を所持している児童は45人でした。身体障害者手帳の種類でみると、「下肢・体幹障害」が42.2%を占めています（図表2-2-17）。

重複障害のある児童の障害の程度は、重度が高くなっています（図表2-2-18）。

図表2-2-17 重複障害のある児童の身体障害の種類



図表2-2-18 重複障害のある児童の障害の程度

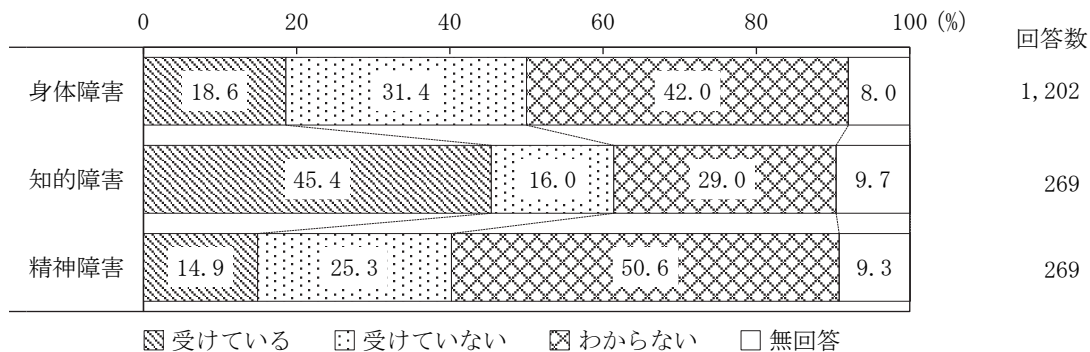


(5) 障害支援区分

① 障害支援区分の認定

障害支援区分の認定を「受けている」のは、身体に障害のある人が18.6%、知的障害のある人が45.4%、精神に障害のある人が14.9%です。「わからない」が非常に高い率を占めていますが、「わからない」と答えた人のほとんどが障害支援区分の認定を受けていない人と推定されます。

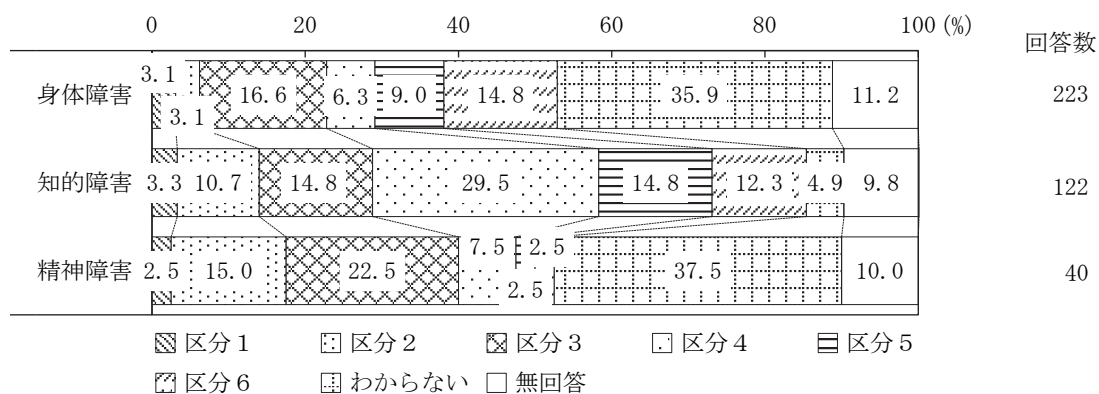
図表2-2-19 障害支援区分の認定



② 障害支援区分

障害支援区分の認定を「受けている」と答えた人の障害支援区分は、図表2-2-20のとおりです。身体に障害のある人および精神に障害のある人は「わからない」が3分の1を超えています。

図表2-2-20 障害支援区分



第2 ニーズ等

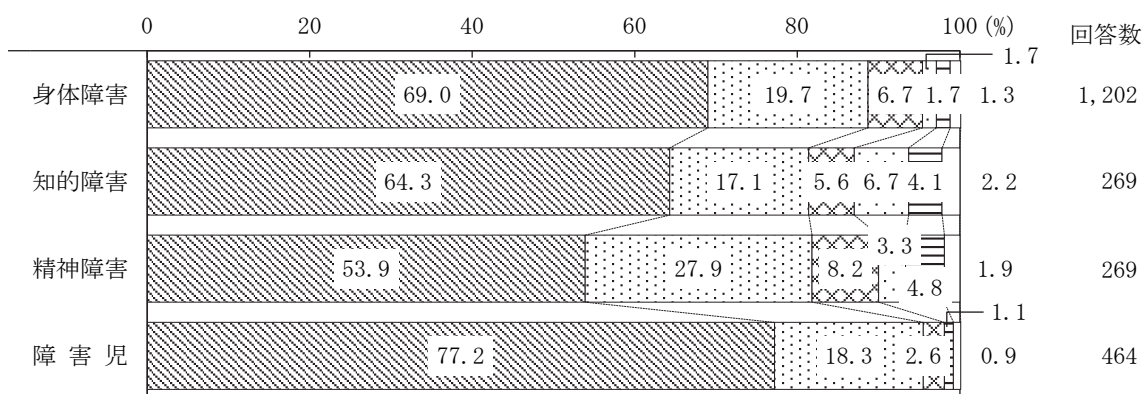
I とともに生きる

1 住居・生活場所

(1) 現在の住まい

現在の住まいは、「持ち家（分譲マンションを含む）」が高くなっているものの、精神に障害のある人は53.9%にとどまっています。「グループホーム・福祉ホーム」は、知的障害のある人が6.7%、精神に障害のある人が3.3%となっています。

図表2-2-21 現在の住まい

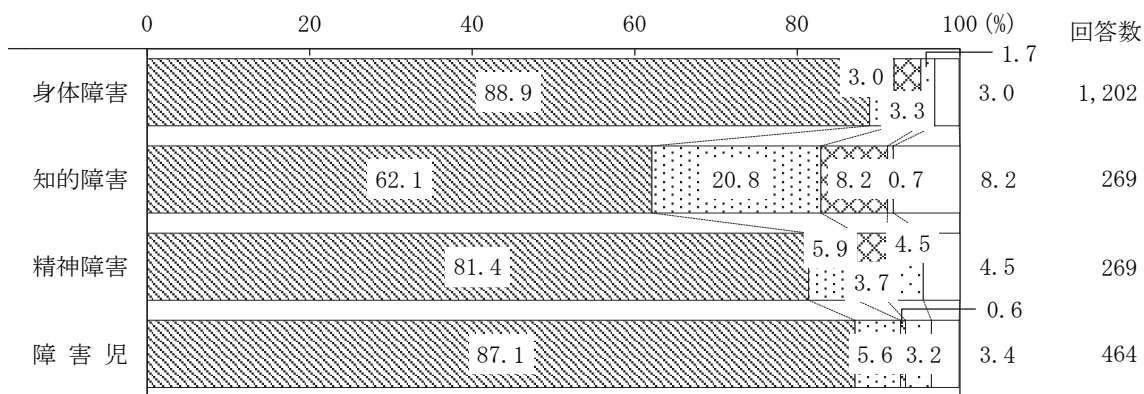


持ち家（分譲マンションを含む）
 借家（賃貸マンション・アパートを含む）
 公営住宅
 グループホーム・福祉ホーム
 その他
 無回答
 (注) 障害のある児童には「グループホーム・福祉ホーム」という選択肢がない。

(2) これからの生活

これからの生活をどこで送りたいかたずねたところ、すべて「自宅（持ち家、借家、公営住宅など）」が最も高くなっています。

図表2-2-22 これからの生活場所



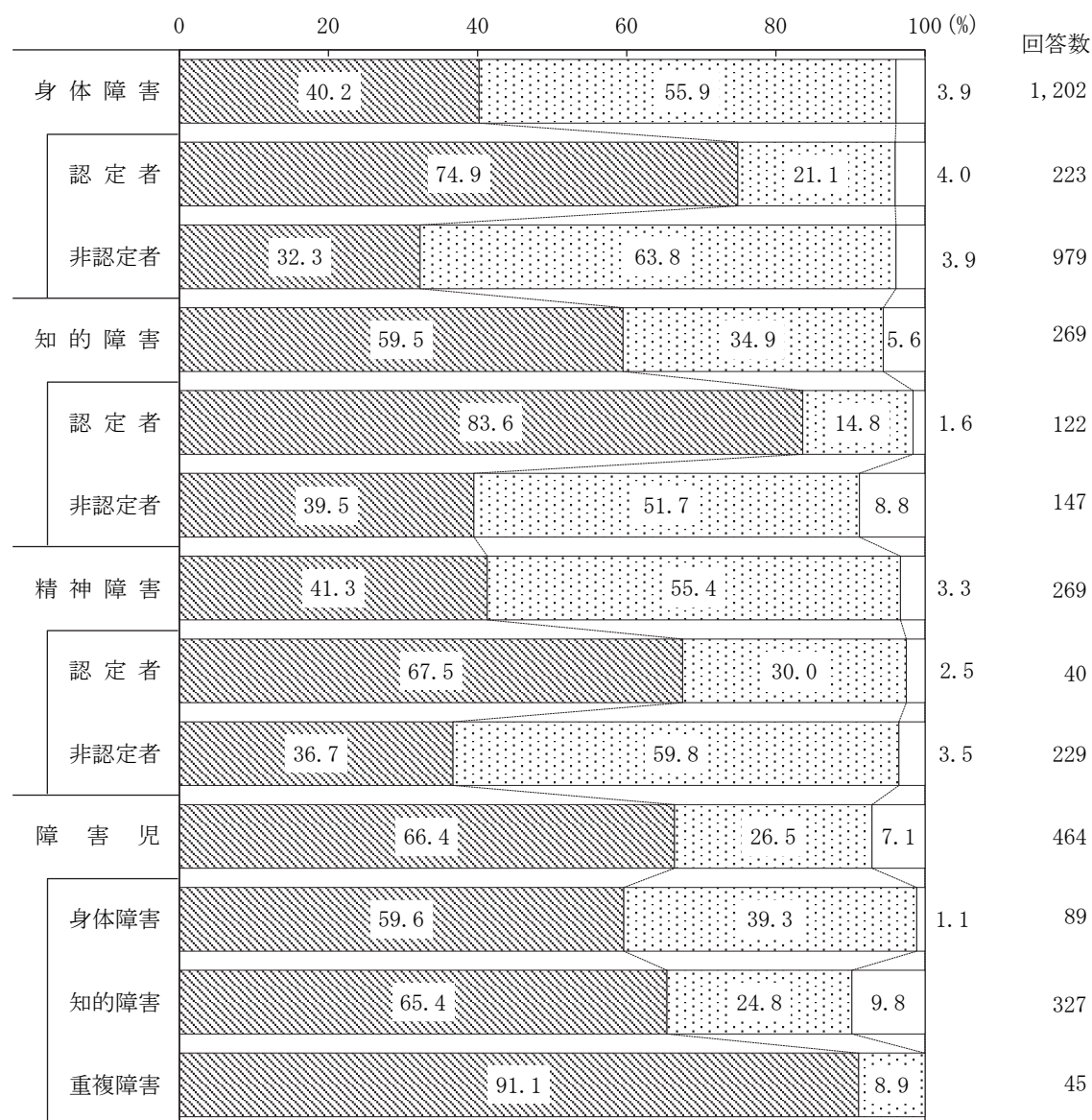
自宅（持ち家、借家、公営住宅など）
 グループホーム・福祉ホーム
 入所施設
 その他
 無回答

2 日常生活上の介助および介助者

(1) 介助が必要か

「日常生活で介助を必要とすることがありますか」という設問に対して、「介助を必要とすることがある」と答えているのは、身体に障害のある人が40.2%、知的障害のある人が59.5%、精神に障害のある人が41.3%、障害のある児童が66.4%です。身体に障害のある人・知的障害のある人・精神に障害のある人について、障害支援区分認定者と非認定者を比較すると、認定者のほうが「介助を必要とすることがある」が高くなっています。

図表 2-2-23 介助が必要か



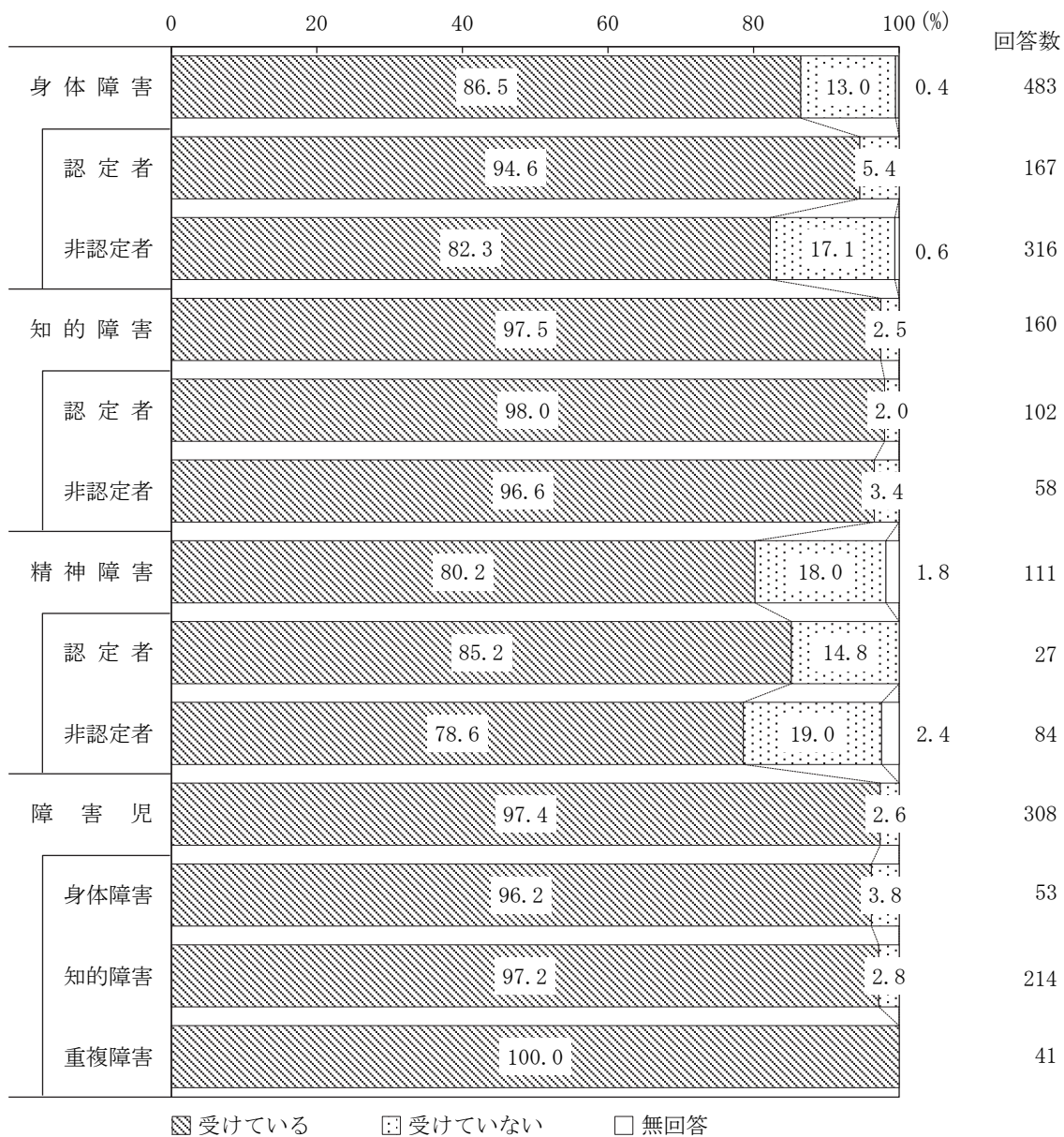
▨ 介助を必要とすることがある ▩ 介助を必要とすることはない □ 無回答

(注) 「非認定者」とは、150頁の図表2-2-19の「受けていない」「わからない」および無回答の合計である。(以下同じ)

(2) 介助を受けているか

前問で介助が必要と答えた人に、実際に介助を受けているかを聞いたところ、身体に障害のある人の86.5%、知的障害のある人の97.5%、精神に障害のある人の80.2%、障害のある児童の97.4%が「受けている」と答えています。

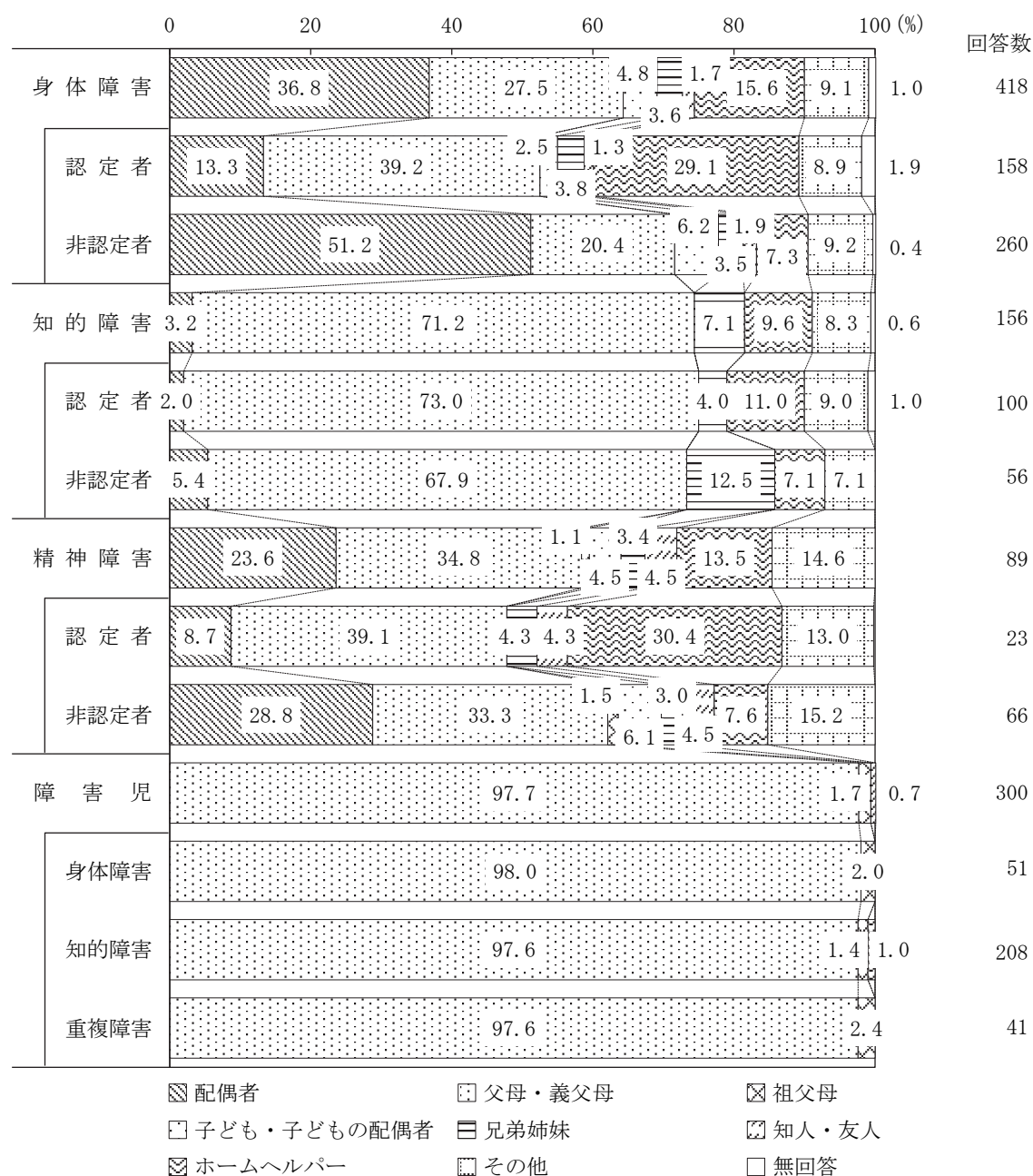
図表2-2-24 介助を受けているか（介助が必要と答えた人）



(3) 主な介助者

(1)で介助が必要と答えた人の主な介助者は、図表2-2-25のとおりです。身体に障害のある人は「配偶者」(36.8%) および「父母・義父母」(27.5%) が、知的障害のある人は「父母・義父母」(71.2%) が、精神に障害のある人は「父母・義父母」(34.8%) および「配偶者」(23.6%) が、障害のある児童は「父母」(97.7%) が、それぞれ高くなっています。

図表2-2-25 主な介助者（介助が必要と答えた人）



(注) 障害のある児童の「父母・義父母」は、「父母」に読み替える。

(4) 主な介助者に必要な支援

(1)で介助が必要と答えた人の主な介助者に必要だと思われる支援(サポート)をたずねた結果が図表2-2-26です。全般的に障害のある児童が高い率を示しています。障害のある児童以外で特徴的なことは、「外出できるようなサポート」は言語に障害のある人・体幹に障害のある人、「代わりに介助を頼めること」は体幹に障害のある人・言語に障害のある人・知的障害のある人、「経済的な援助」「相談する相手」は精神に障害のある人、「緊急時のサポート」は身体に障害のある人・知的障害のある人が、それぞれ高くなっています。

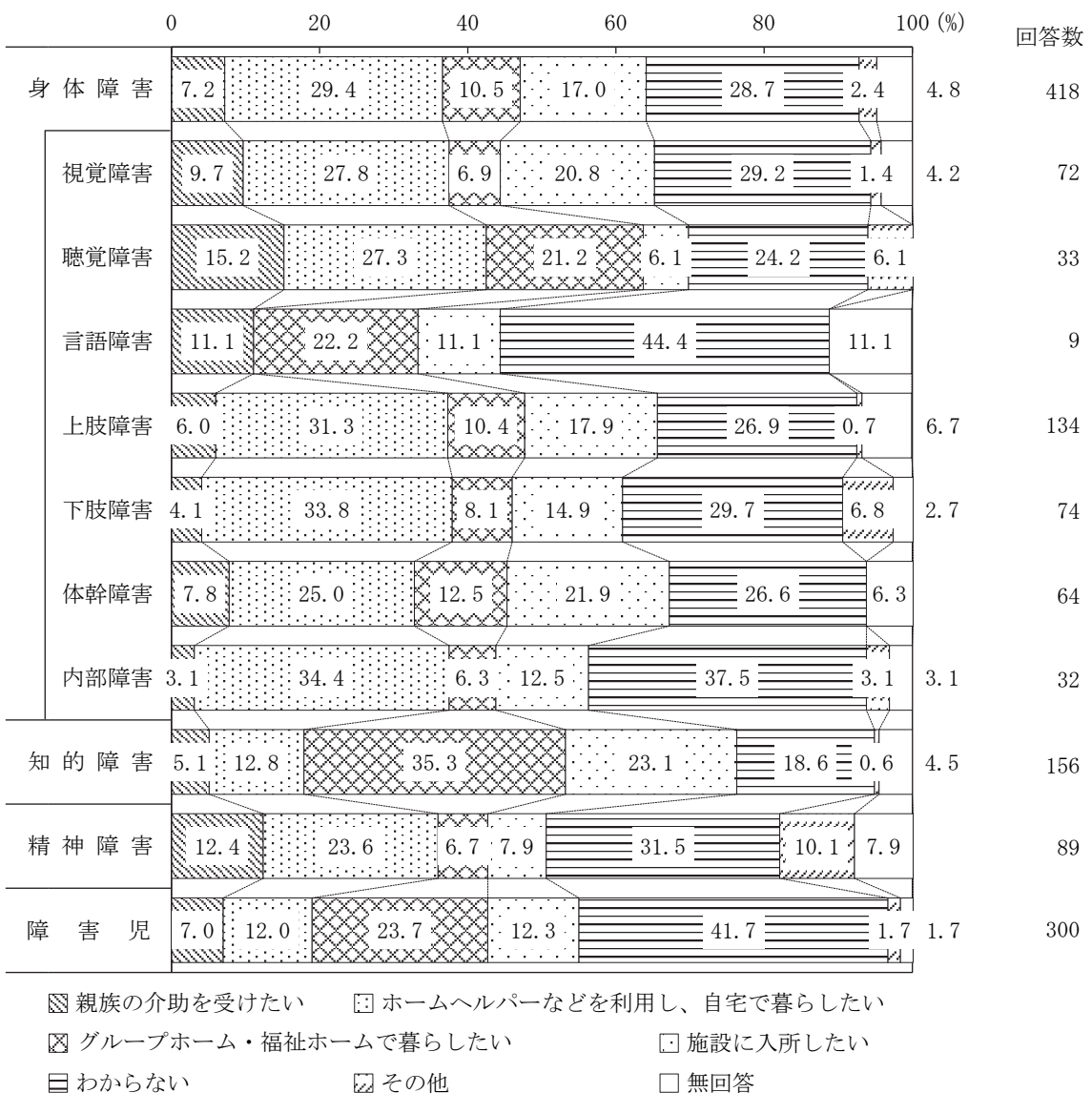
図表2-2-26 介助が必要と答えた人の主な介助者に必要な支援(複数回答)

| 区分 | 回答数 | 仕事ができるようなサポート | 外出できるようなサポート | 代わりに介助を頼めること | 介助者本人が自分の時間を持つようにすること | 介助の方法に関するアドバイス | 経済的な援助 | 相談する相手 | 緊急時のサポート | 特にない | その他 | 無回答 |
|------|-----|---------------|--------------|--------------|-----------------------|----------------|--------|--------|----------|------|------|------|
| 身体障害 | 418 | 15.6 | 35.2 | 26.6 | 13.9 | 10.3 | 26.8 | 22.5 | 41.1 | 11.2 | 4.3 | 7.7 |
| 視覚障害 | 72 | 12.5 | 40.3 | 27.8 | 9.7 | 6.9 | 30.6 | 26.4 | 29.2 | 12.5 | 2.8 | 8.3 |
| 聴覚障害 | 33 | 18.2 | 9.1 | 21.2 | 9.1 | 9.1 | 18.2 | 27.3 | 45.5 | 18.2 | 12.1 | - |
| 言語障害 | 9 | 66.7 | 44.4 | 33.3 | 11.1 | 22.2 | 33.3 | 55.6 | 44.4 | 11.1 | 0.0 | - |
| 上肢障害 | 134 | 13.4 | 41.8 | 21.6 | 17.2 | 9.0 | 20.9 | 22.4 | 45.5 | 9.0 | 1.5 | 8.2 |
| 下肢障害 | 74 | 10.8 | 24.3 | 27.0 | 12.2 | 9.5 | 24.3 | 17.6 | 36.5 | 16.2 | 6.8 | 9.5 |
| 体幹障害 | 64 | 17.2 | 43.8 | 40.6 | 23.4 | 20.3 | 34.4 | 23.4 | 46.9 | 1.6 | 4.7 | 12.5 |
| 内部障害 | 32 | 21.9 | 28.1 | 18.8 | 0.0 | 3.1 | 40.6 | 9.4 | 43.8 | 18.8 | 6.3 | - |
| 知的障害 | 156 | 19.2 | 34.0 | 31.4 | 21.2 | 9.0 | 19.2 | 24.4 | 42.9 | 11.5 | 3.2 | 11.5 |
| 精神障害 | 89 | 20.2 | 22.5 | 20.2 | 12.4 | 11.2 | 42.7 | 43.8 | 37.1 | 9.0 | 5.6 | 7.9 |
| 障害児 | 300 | 48.7 | 38.7 | 49.7 | 40.0 | 23.3 | 51.0 | 39.3 | 55.3 | 3.3 | 1.0 | 2.0 |

(5) 主な介助者が介助できなくなった場合

(1)で介助が必要と答えた人に対する「主な介助者が高齢、病気などで将来介助ができなくなった場合は、どうしますか」という設問に対しては、身体に障害のある人は「ホームヘルパーなどを利用し、自宅で暮らしたい」が、知的障害のある人は「グループホーム・福祉ホームで暮らしたい」が、精神に障害のある人および障害のある児童は「わからない」が高くなっています。

図表2-2-27 介助が必要と答えた人の主な介助者が介助できなくなった場合



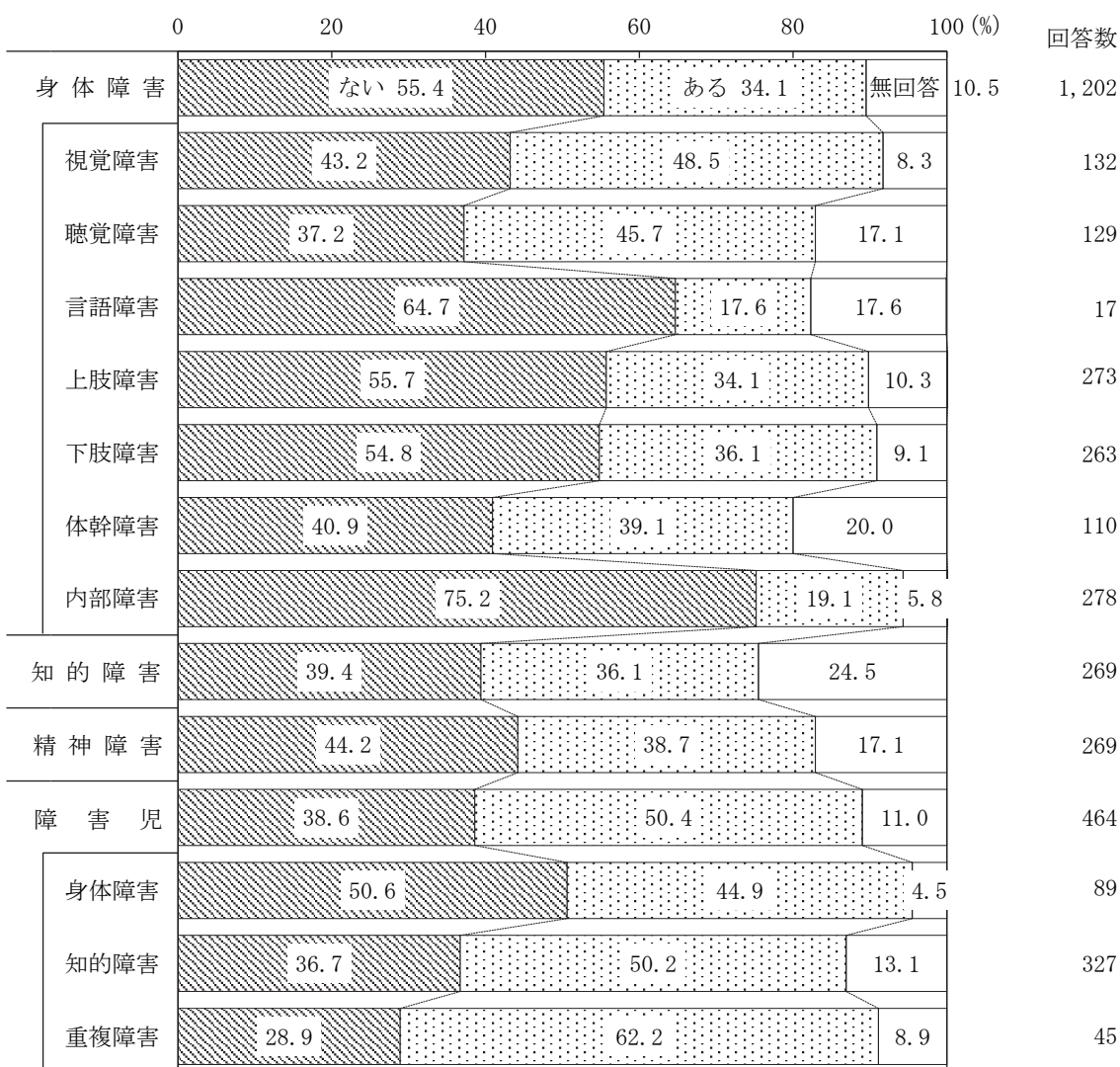
3 障害に対する理解や差別

(1) 差別やいやな思い

「これまでに障害があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか」という設問に対して、「ある」が高いのは、障害のある児童（50.4%）、視覚に障害のある人（48.5%）、聴覚に障害のある人（45.7%）などです（図表2-2-28）。

記述していただいた具体的な事例の項目数は、図表2-2-29のとおりです。

図表2-2-28 障害があるために差別やいやな思いをしたことがあるか



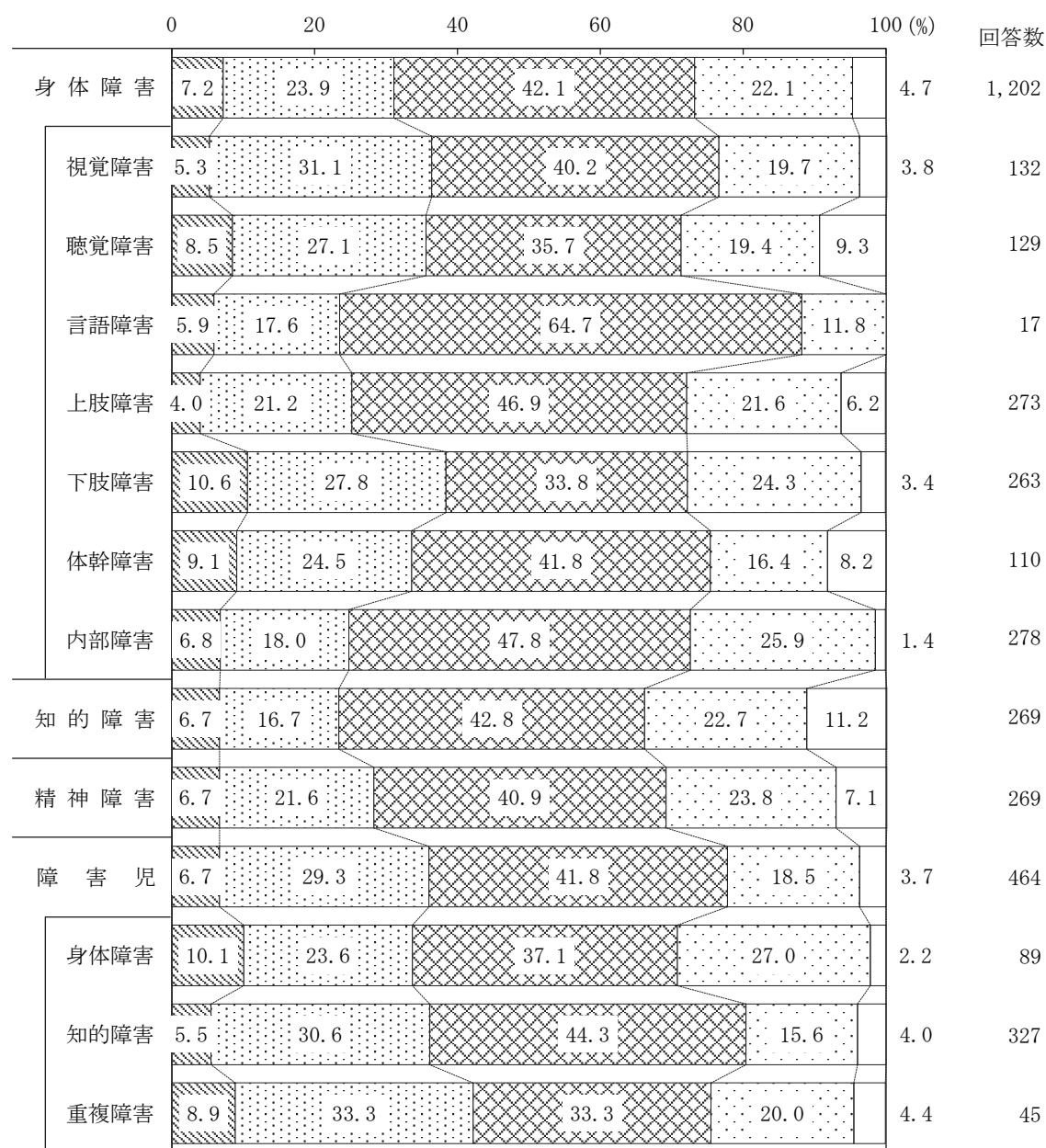
図表2-2-29 記述式回答に述べられていた差別やいやな思いの分類件数

| 内 容 | 件数 | 内 容 | 件数 |
|-----------------|------|---------------|-----|
| I ともに生きる | 189件 | V 遊ぶ | 13件 |
| 1 家族・家庭 | 11 | VI つきあう | 25 |
| 2 家・住居 | 3 | 1 近所づきあい | 9 |
| 3 障害への理解 | 41 | 2 結婚・離婚 | 5 |
| 4 注視・無視・同情 | 52 | 3 その他 | 11 |
| (1) 注視・見られる | 42 | VII 出かける | 128 |
| (2) 無視 | 5 | 1 交通機関・交通施設 | 37 |
| (3) 同情 | 5 | 2 駐車場 | 19 |
| 5 いじめ・暴力 | 37 | 3 公共的施設 | 10 |
| (1) いじめ | 14 | 4 道路・歩道 | 7 |
| (2) さげられる・仲間はずれ | 2 | 5 車いす等 | 7 |
| (3) 暴力・言葉の暴力・陰口 | 21 | 6 買い物、外食等 | 31 |
| 6 記述不能 | 17 | 7 その他 | 17 |
| (1) 言えない・書けない | 8 | VIII すこやかに暮らす | 30 |
| (2) 多すぎる | 9 | 1 保健 | 2 |
| 7 在宅生活支援サービス | 5 | 2 病院・医療 | 28 |
| 8 その他 | 23 | IX 知る | 2 |
| II 働く | 105 | X 使う | 20 |
| 1 一般就労 | 99 | 1 相談機関 | 7 |
| 2 福祉的就労 | 6 | 2 窓口の対応等 | 5 |
| III 得る | 2 | 3 その他 | 8 |
| IV 学ぶ | 142 | | |
| 1 保育所・幼稚園・こども園 | 29 | | |
| 2 学校・教育 | 113 | | |

(2) 障害者差別解消法施行後の評価

「平成28年4月に、障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を定めた障害者差別解消法が施行されましたが、それ以降、障害に対する理解が以前に比べ進んでいると感じますか」という設問に対して、「わからない」が4割を超えています。「わからない」と「障害者差別解消法を知らない」を足すと、いずれも6割を超えます。また、各障害とも、「進んでいる」より「進んでいない」が2～4倍高くなっています。

図表2-2-30 障害者差別解消法施行後の障害に対する理解



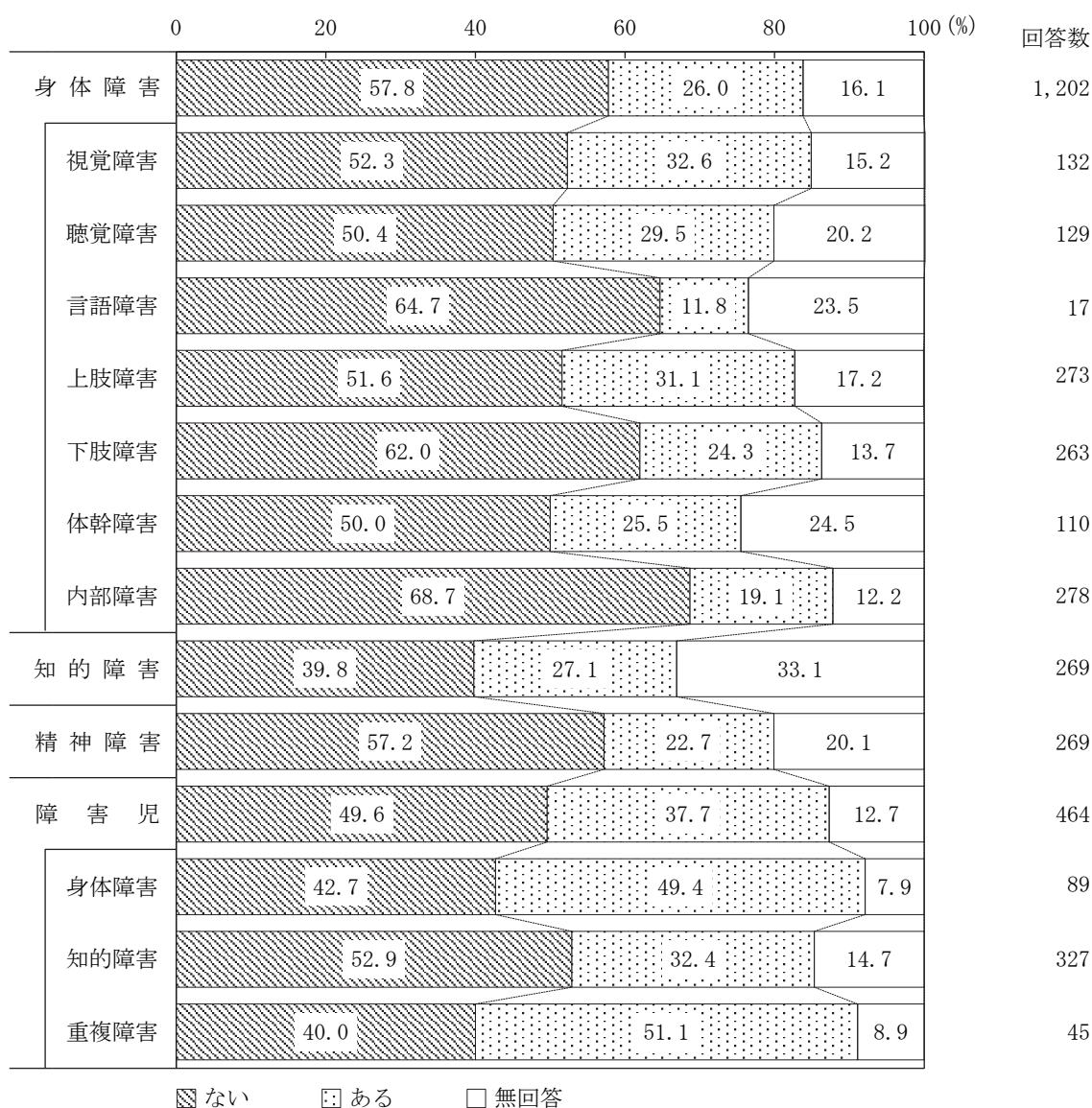
進んでいる
 進んでいない
 わからない
 障害者差別解消法を知らない
 無回答

(3) 障害についての理解や心づかい

「日常生活において、障害について理解や配慮があり、よかったと感じたことはありますか」という設問に対して、各障害とも「ある」より「ない」が2倍前後高くなっています。「ある」が30%を超えているのは、障害のある児童(37.7%)、視覚に障害のある人(32.6%)および上肢に障害のある人(31.1%)です(図表2-2-31)。

記述していただいた具体的な事例の項目数は、図表2-2-32のとおりです。

図表2-2-31 障害について理解や配慮があり、よかったと感じたことがあるか



図表2-2-32 記述式回答に述べられていた理解や心づかいがあり、よかったと感じたことの分類件数

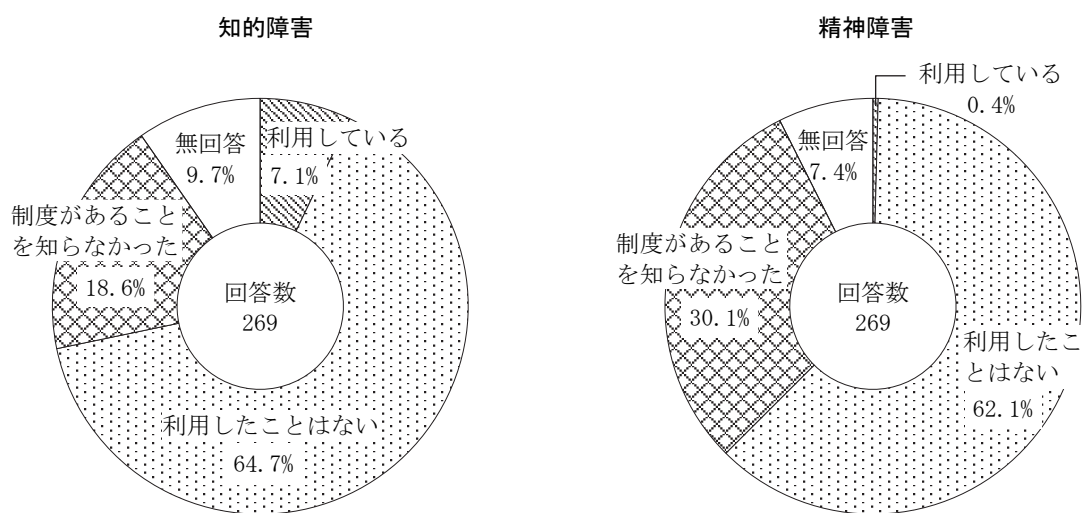
| 内 容 | 件数 | 内 容 | 件数 |
|-----------------|-----|---------------|------|
| I ともに生きる | 93件 | VII 出かける | 154件 |
| 1 家族・家庭 | 12 | 1 交通機関・交通施設 | 55 |
| 2 助けてくれる | 20 | 2 駐車場 | 11 |
| 3 障害の理解 | 24 | 3 公共的施設 | 13 |
| 4 まだ足りない | 5 | 4 道路・歩道 | 12 |
| 5 防災・安全対策 | 5 | 5 車いす | 8 |
| 6 在宅生活支援サービス | 27 | 6 買い物、外食等 | 38 |
| | | 7 その他 | 17 |
| II 働く | 59 | VIII すこやかに暮らす | 28 |
| 1 一般就労 | 51 | 1 病院・医療 | 20 |
| 2 福祉的就労 | 8 | 2 医療費 | 8 |
| III 得る | 5 | IX 知る | 15 |
| IV 学ぶ | 62 | X 参加する | 1 |
| 1 保育所・幼稚園・こども園等 | 15 | XI 使う | 15 |
| 2 学校・教育 | 47 | 1 相談機関 | 12 |
| V 遊ぶ | 15 | 2 窓口の対応等 | 3 |
| VI つきあう | 30 | XII その他 | 5 |
| 1 近所づきあい | 19 | | |
| 2 結婚・離婚 | 2 | | |
| 3 その他 | 9 | | |

4 成年後見制度

(1) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度を「利用している」のは、知的障害のある人が7.1%（19人）、精神に障害のある人が0.4%（1人）です。「制度があることを知らなかった」は、知的障害のある人が18.6%、精神に障害のある人が30.1%あります。

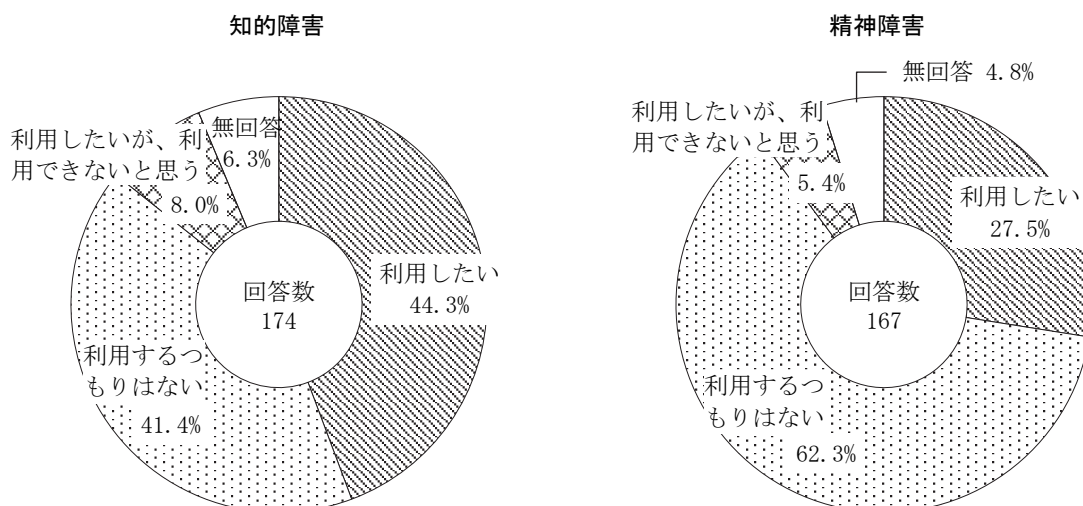
図表 2-2-33 成年後見制度の利用状況



(2) 成年後見制度の利用意向

前問で「利用したことはない」と答えた人の利用意向をたずねた結果が図表 2-2-34 です。「利用したい」は、知的障害のある人が44.3%、精神に障害のある人が27.5%となっています。

図表 2-2-34 成年後見制度の利用意向

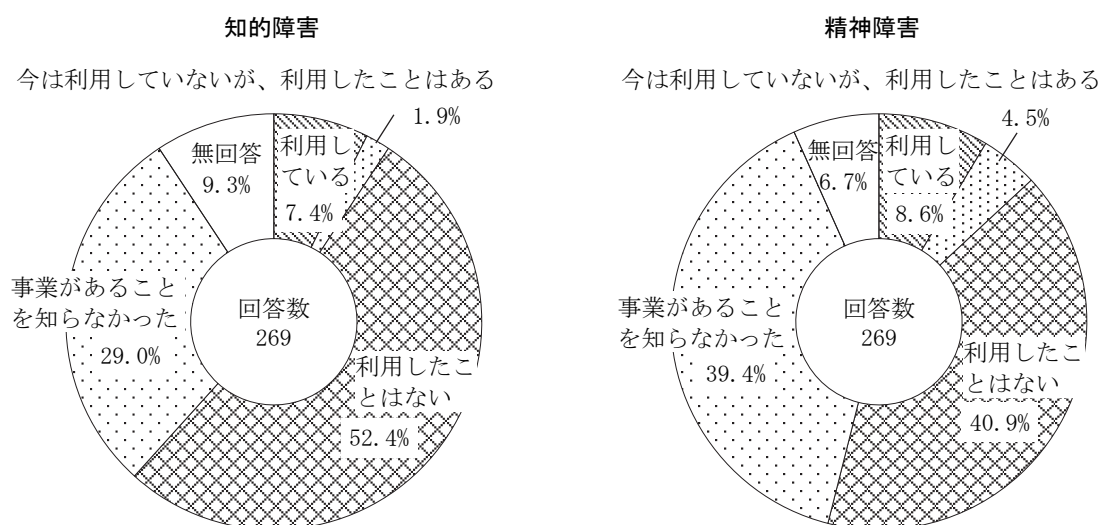


5 日常生活自立支援事業

(1) 日常生活自立支援事業の利用状況

日常生活自立支援事業を「利用している」と答えているのは、知的障害のある人が7.4%（20人）、精神に障害のある人が8.6%（23人）となっています。「今は利用していないが、利用したことはある」は、知的障害のある人が1.9%（5人）、精神に障害のある人が4.5%（12人）です。「事業があることを知らなかった」は、知的障害のある人が29.0%、精神に障害のある人が39.4%あります。

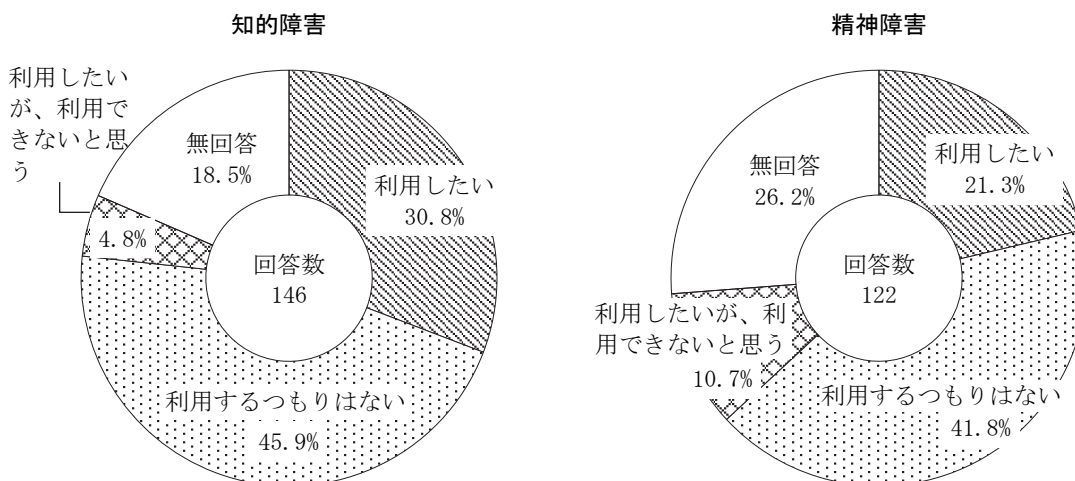
図表 2-2-35 日常生活自立支援事業の利用状況



(2) 日常生活自立支援事業の利用意向

前問で「今は利用していないが、利用したことはある」または「利用したことはない」と答えた人の利用意向をたずねた結果が図表 2-2-36です。「利用したい」は、知的障害のある人が30.8%、精神に障害のある人が21.3%となっています。

図表 2-2-36 日常生活自立支援事業の利用意向

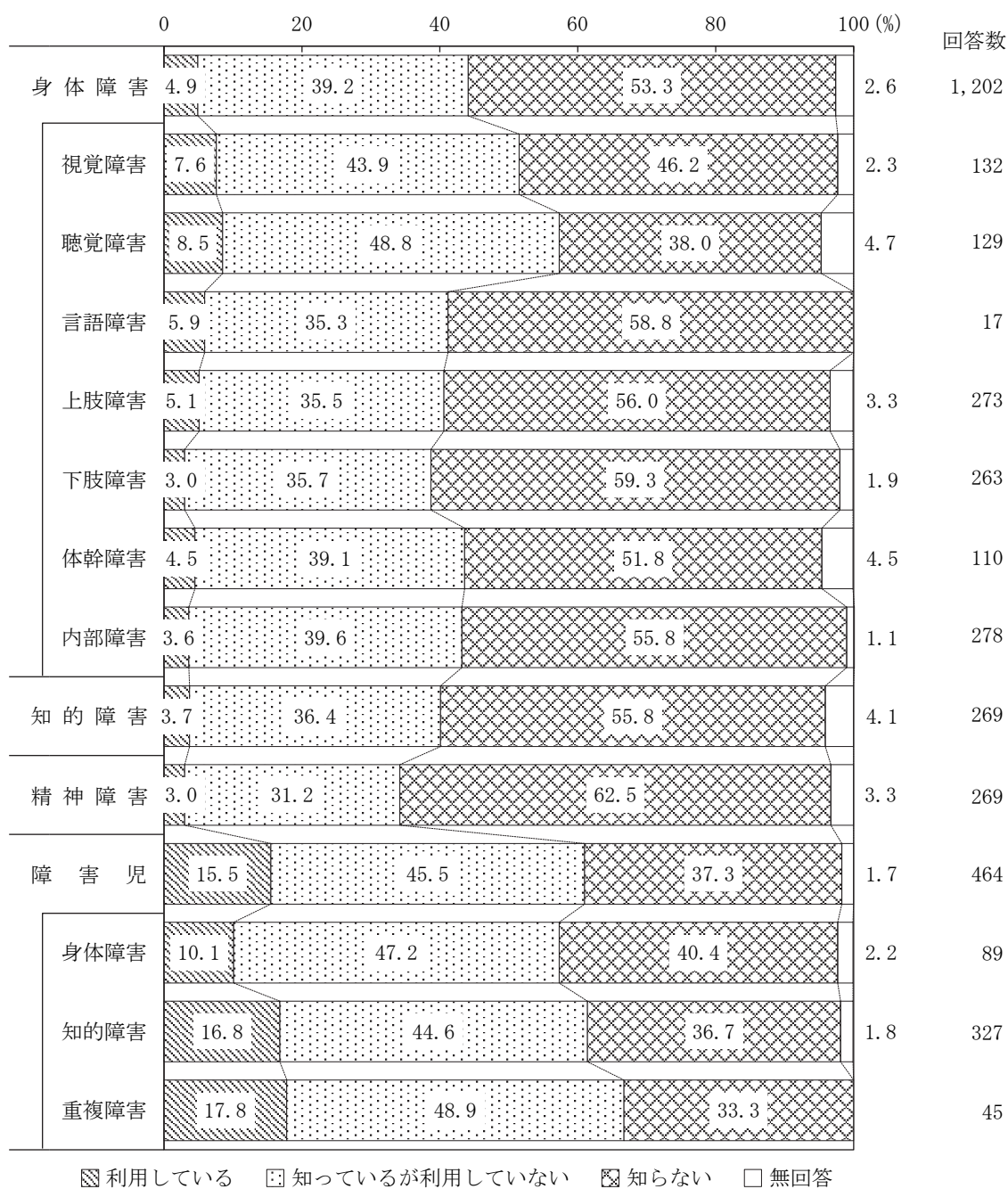


6 ヘルプマーク・HELPカード

(1) ヘルプマークの利用

外見からは分からなくても援助や配慮が必要な人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を「利用している」と答えたのは、障害のある児童の15.5%が最も高く、他は非常に低い値となっています。「知らない」と答えているのは、障害のある児童の37.3%が最も低く、他の障害のある人のほとんどが5割以上となっています。

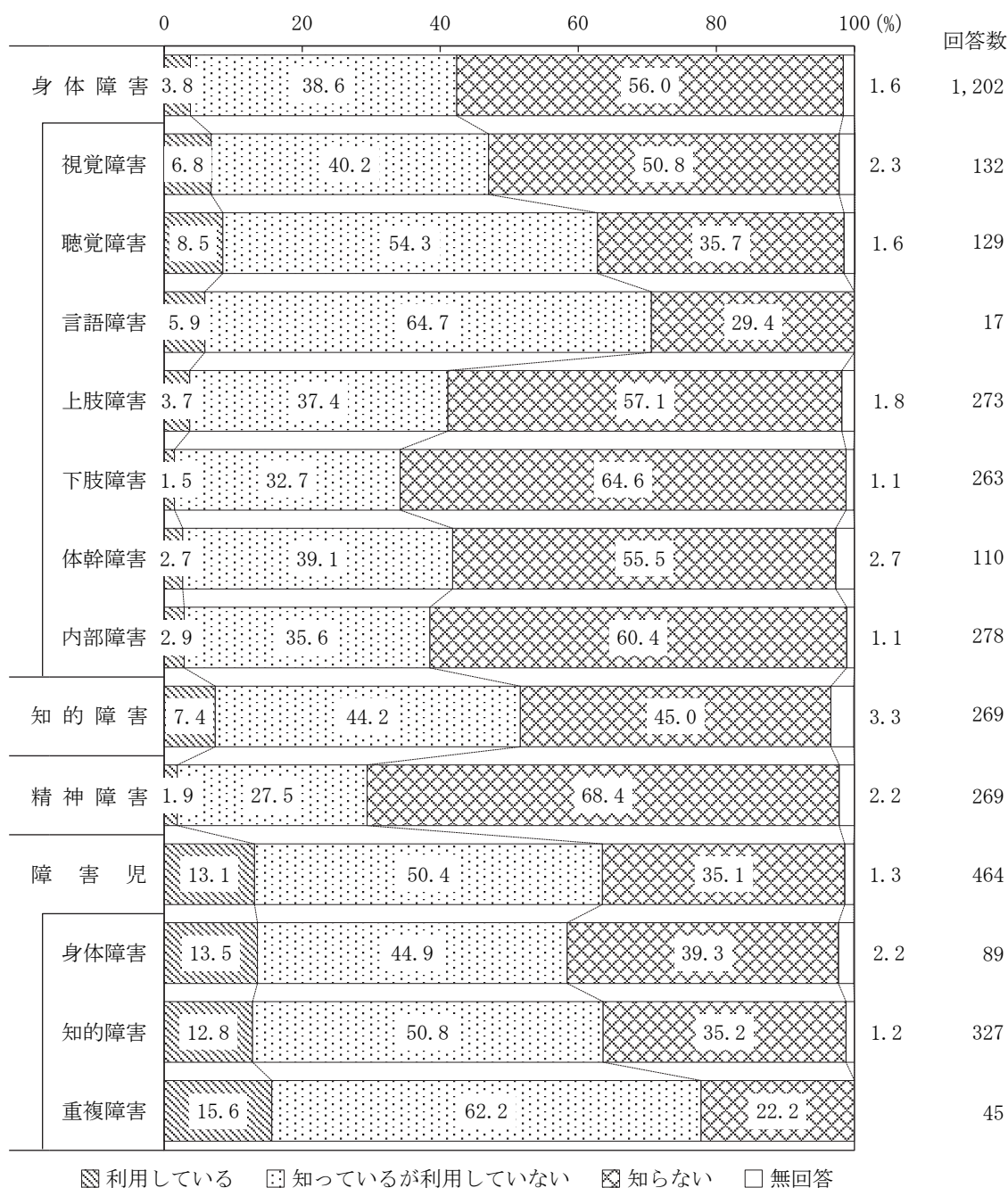
図表2-2-37 ヘルプマークを利用しているか



(2) HELPカードの利用

緊急時・災害時など、困った時に周りにいる人に配慮や手助けをお願いしやすくするための「HELPカード」を「利用している」と答えたのは、障害のある児童の13.1%が最も高く、他は10%以下となっています。「知らない」と答えているのが、精神に障害のある人の68.4%、身体に障害のある人の56.0%など高くなっています。

図表2-2-38 HELPカードを利用しているか



7 災 害

(1) 災害時に困ること

地震などの災害時にすぐ困ることとしては、身体に障害のある人が「避難所の設備（トイレなど）について不安」「投薬や治療を受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」、知的障害のある人が「周囲の人とコミュニケーションがとれない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「救助を求めることができない」、精神に障害のある人が「投薬や治療を受けられない」「避難所の設備（トイレなど）について不安」、障害のある児童が「周囲の人とコミュニケーションがとれない」「救助を求めることができない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が高くなっています。

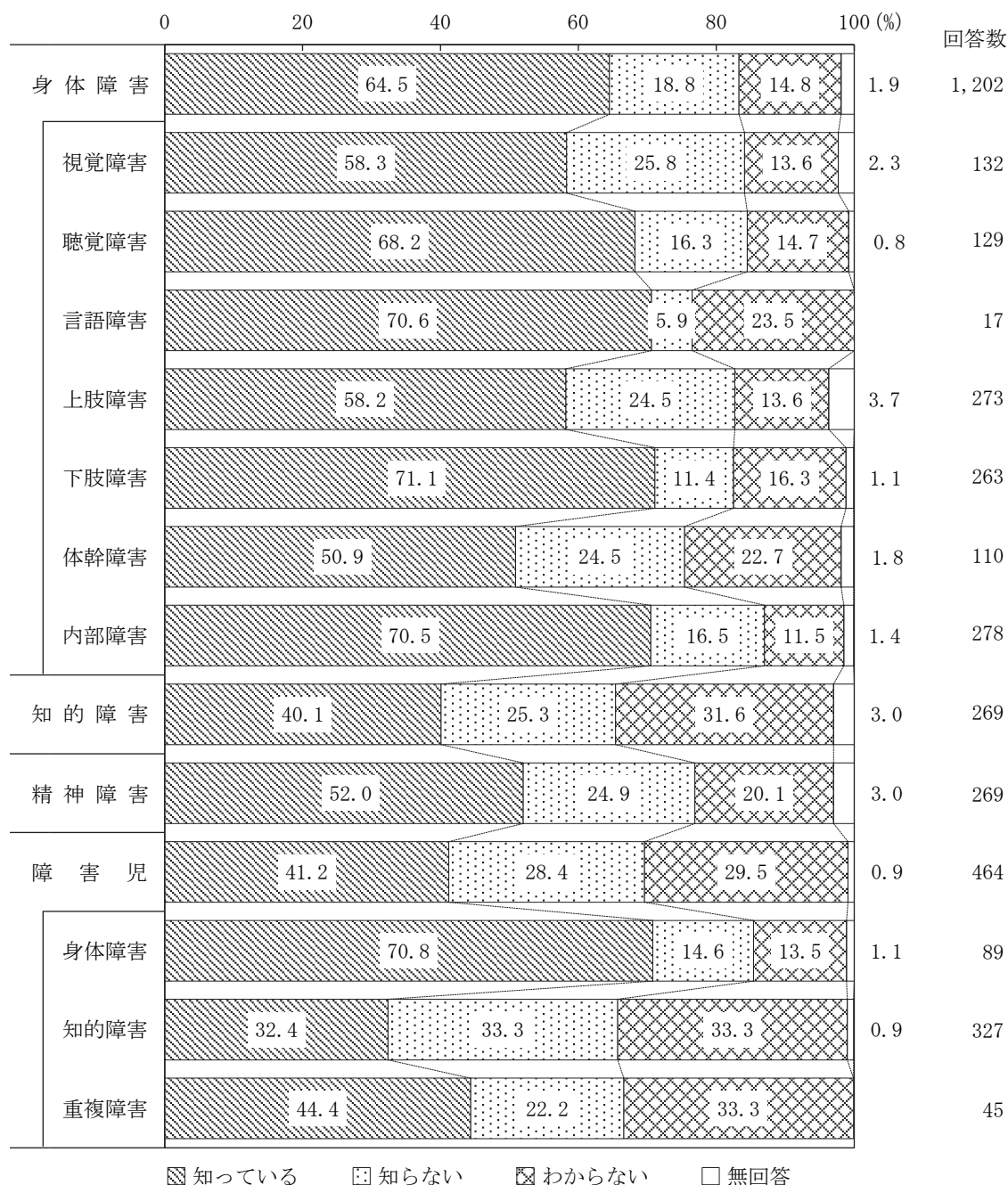
図表2-2-39 災害時にすぐ困ること（複数回答）

| 区 分 | 回 答 数 | 投薬や治療を受けられない | 補装具や日常生活用具の使用や 入手ができなくなる | 救助を求めることができない | 安全なところまで、迅速に避難す ることができない | 被害状況、避難所の場所、物資の 入手方法などの情報が入らない | 周囲の人とコミュニケーション がとれない | 避難所の設備（トイレなど）につ いて不安 | その他 | とくにない | 無回答 |
|---------|-------------|--------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------|-----------------------------------|-------------------------|-------------------------|------|-------|-----|
| 身 体 障 害 | 1,202 | 42.1 | 18.2 | 14.0 | 41.8 | 18.6 | 16.4 | 43.3 | 4.7 | 14.1 | 3.2 |
| 視覚障害 | 132 | 34.8 | 15.2 | 16.7 | 57.6 | 22.0 | 14.4 | 50.0 | 4.5 | 13.6 | 5.3 |
| 聴覚障害 | 129 | 20.9 | 30.2 | 19.4 | 23.3 | 51.9 | 62.0 | 25.6 | 7.0 | 6.2 | 1.6 |
| 言語障害 | 17 | 23.5 | 11.8 | 35.3 | 11.8 | 23.5 | 47.1 | 5.9 | 11.8 | 11.8 | - |
| 上肢障害 | 273 | 41.8 | 17.9 | 14.7 | 52.0 | 11.4 | 12.8 | 44.7 | 3.7 | 16.8 | 6.6 |
| 下肢障害 | 263 | 26.6 | 17.1 | 12.5 | 50.6 | 12.9 | 7.2 | 57.4 | 5.3 | 19.0 | 1.5 |
| 体幹障害 | 110 | 40.0 | 20.9 | 21.8 | 62.7 | 20.9 | 17.3 | 53.6 | 4.5 | 9.1 | 1.8 |
| 内部障害 | 278 | 72.3 | 14.7 | 6.5 | 18.3 | 12.6 | 6.1 | 31.7 | 3.6 | 12.6 | 1.8 |
| 知 的 障 害 | 269 | 32.0 | 5.6 | 41.6 | 46.1 | 30.5 | 54.3 | 39.4 | 3.7 | 11.2 | 7.4 |
| 精 神 障 害 | 269 | 61.0 | 7.1 | 13.4 | 21.9 | 15.2 | 34.9 | 42.0 | 7.1 | 7.8 | 6.3 |
| 障 害 児 | 464 | 27.8 | 11.9 | 50.2 | 50.0 | 31.7 | 55.6 | 42.9 | 12.7 | 8.6 | 2.4 |
| 身体障害 | 89 | 42.7 | 38.2 | 25.8 | 34.8 | 27.0 | 30.3 | 42.7 | 6.7 | 7.9 | 4.5 |
| 知的障害 | 327 | 18.3 | 1.8 | 55.0 | 52.0 | 30.9 | 63.0 | 40.4 | 12.8 | 8.9 | 2.1 |
| 重複障害 | 45 | 66.7 | 33.3 | 66.7 | 66.7 | 48.9 | 55.6 | 64.4 | 22.2 | 6.7 | - |

(2) 避難場所を知っているか

地震などの災害時の避難場所を「知っている」のは、身体に障害のある人が64.5%、精神に障害のある人が52.0%、障害のある児童が41.2%、知的障害のある人が40.1%となっています。

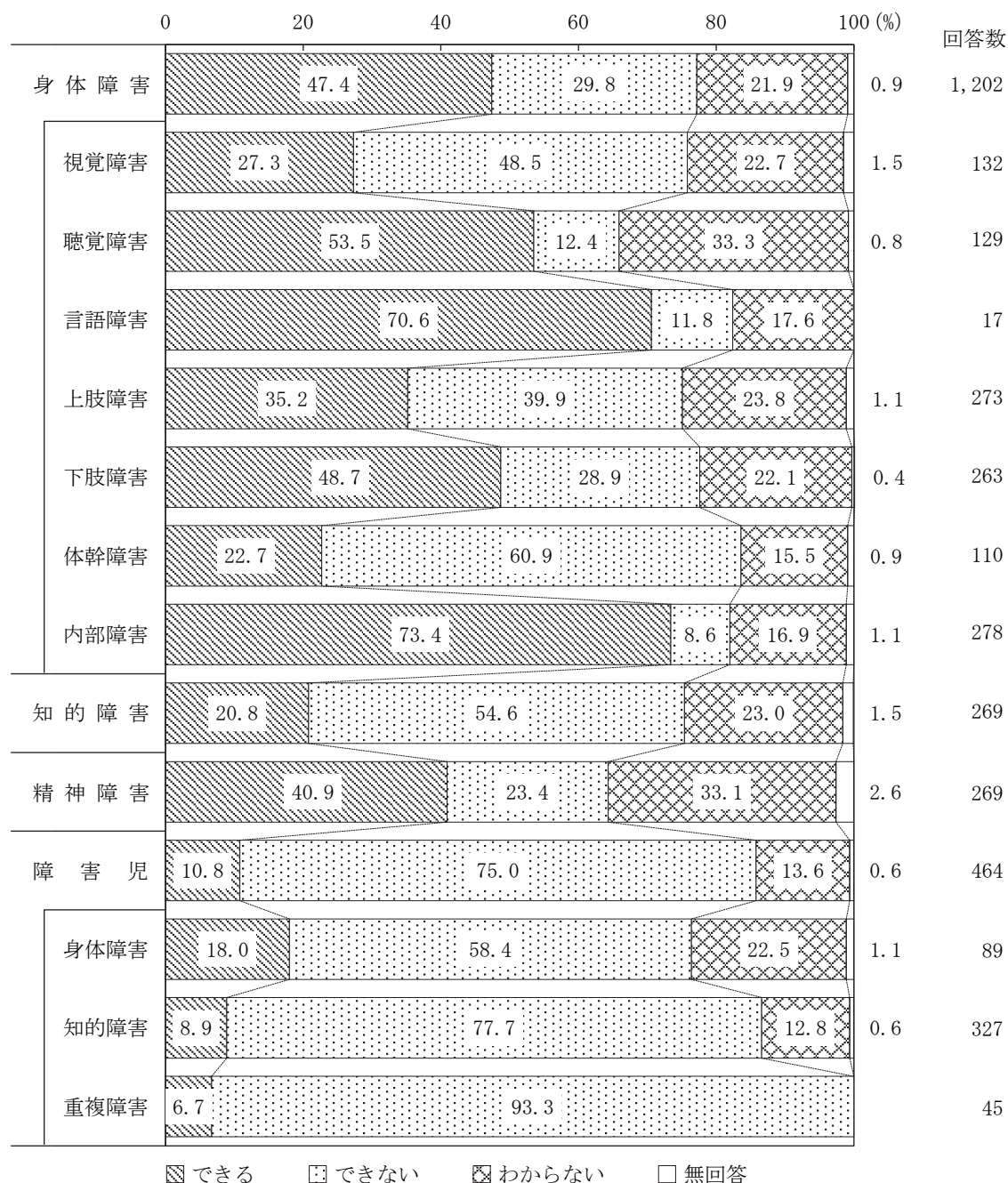
図表2-2-40 災害時の避難場所を知っているか



(3) 一人で避難できるか

地震などの災害時に一人で避難できるかという設問に「できない」と答えた率が高い障害の種類は、障害のある児童（75.0%）、体幹に障害のある人（60.9%）、知的障害のある人（54.6%）、視覚に障害のある人（48.5%）などです。

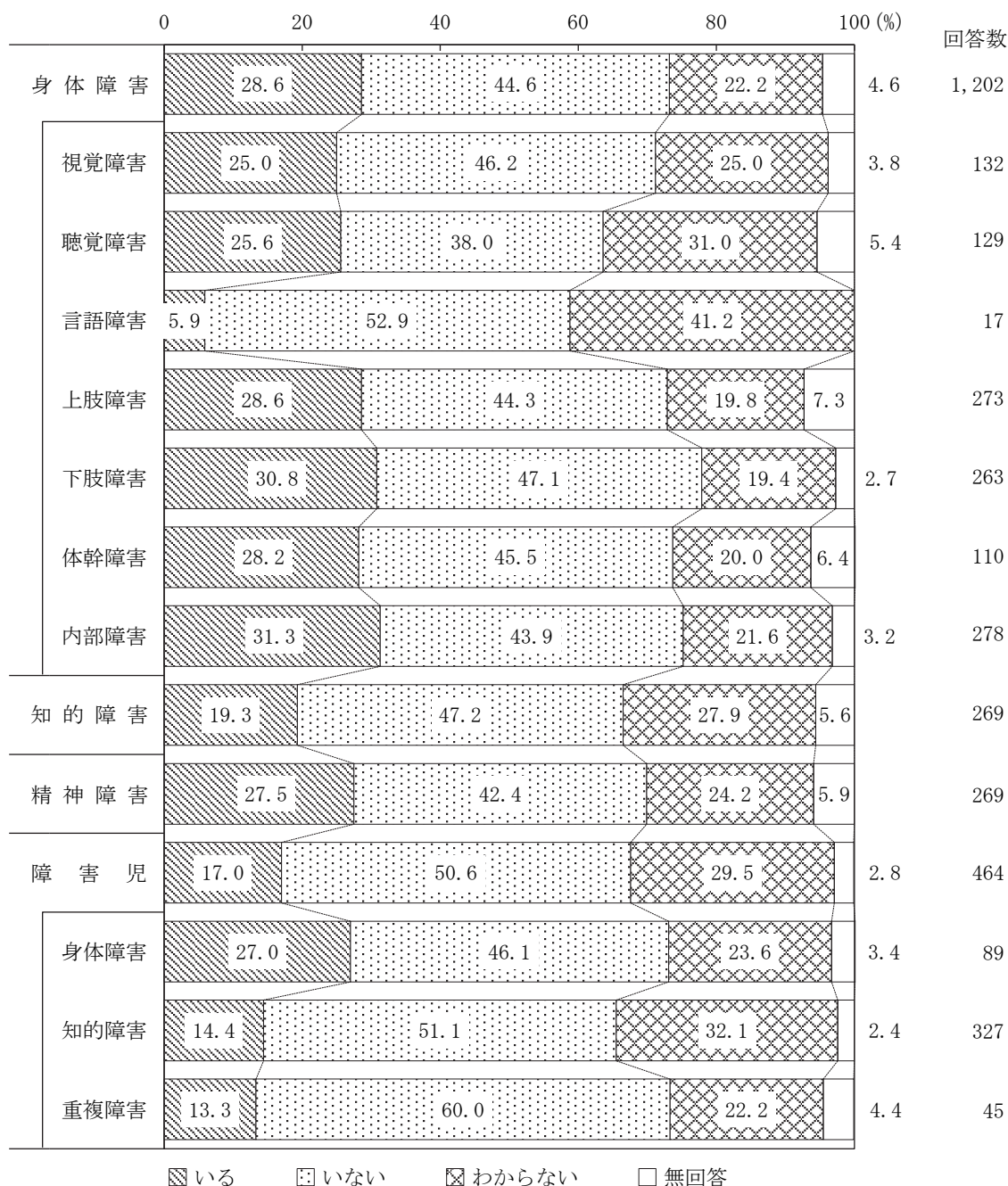
図表2-2-41 災害時に一人で避難できるか



(4) 一人で家にいる時に助けてくれる人がいるか

「家族がいない時または一人暮らしの場合、あなたを助けてくれる方はいますか」という設問に対して、「いる」と答えているのは、身体に障害のある人が28.6%、知的障害のある人が19.3%、精神に障害のある人が27.5%、障害のある児童が17.0%となっています。

図表2-2-42 一人で家にいる時に助けてくれる人がいるか



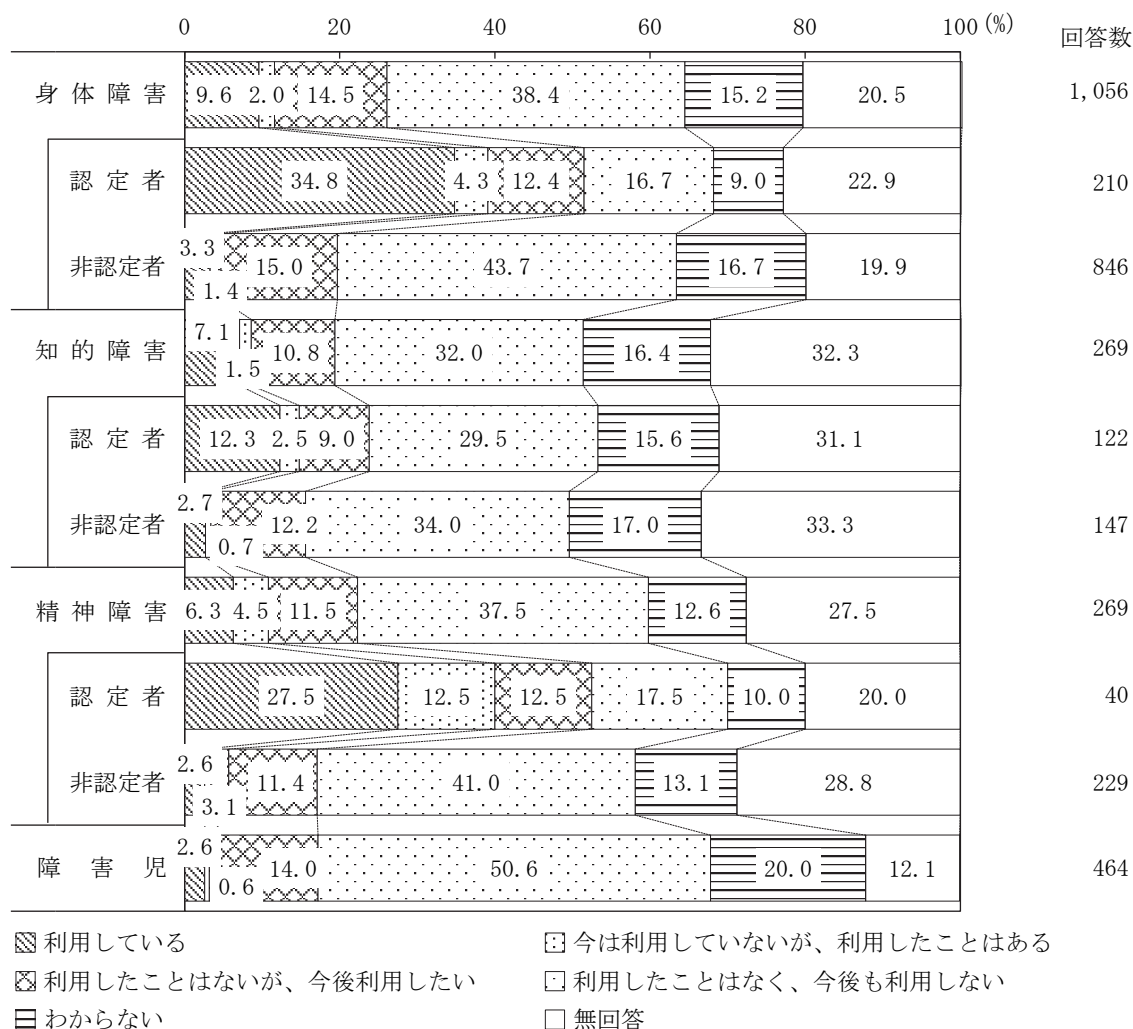
8 障害福祉サービス等

障害福祉サービスや地域生活支援事業の中には、障害の種類を限定していないサービスが数多くありますが、明らかに当該サービスを利用しないであろうと推定される障害の種類については、調査対象としませんでした。

(1) 居宅介護

居宅介護は、障害支援区分認定者の「利用している」率が高くなっており、障害支援区分非認定者は、「利用したことはなく、今後も利用しない」が高い率を示しています。

図表 2-2-43 居宅介護の利用状況と利用意向

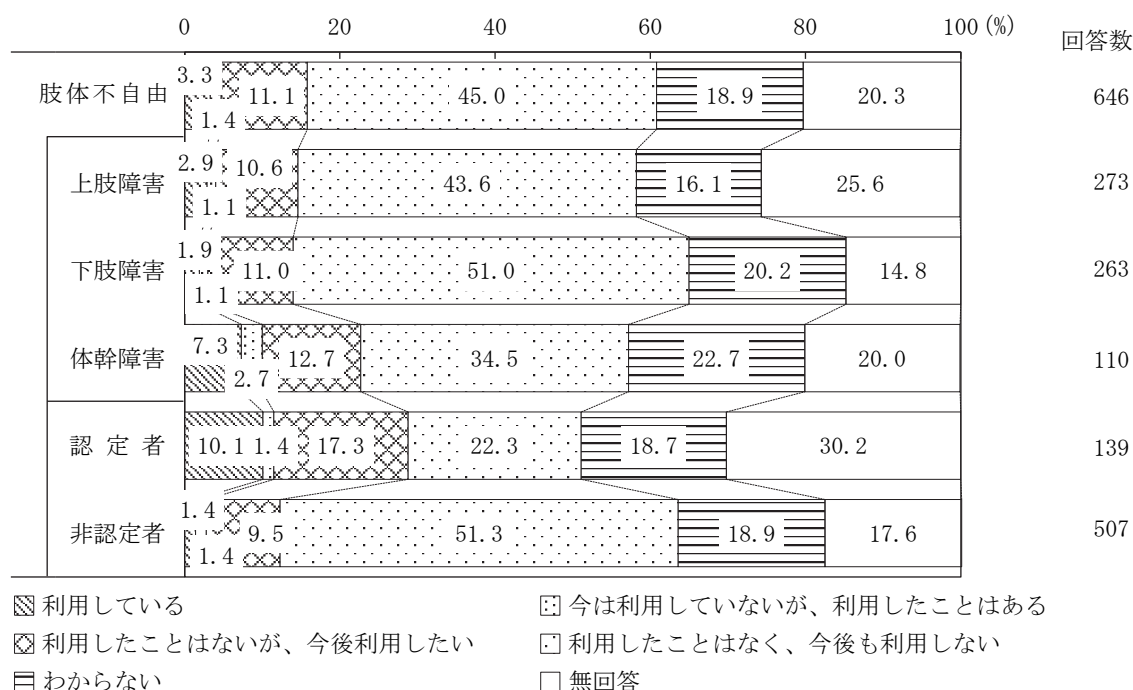


(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由のため常に介護を必要とする人が、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出の際の移動支援などを総合的に受ける重度訪問介護については、調査対象を肢体不自由に限定しました。

「利用している」は、全体で3.3%ですが、障害の種類別の体幹に障害のある人（7.3%）と障害支援区分認定者（10.1%）が高くなっています。全体の45.0%が「利用したことはなく、今後も利用しない」と答えています。

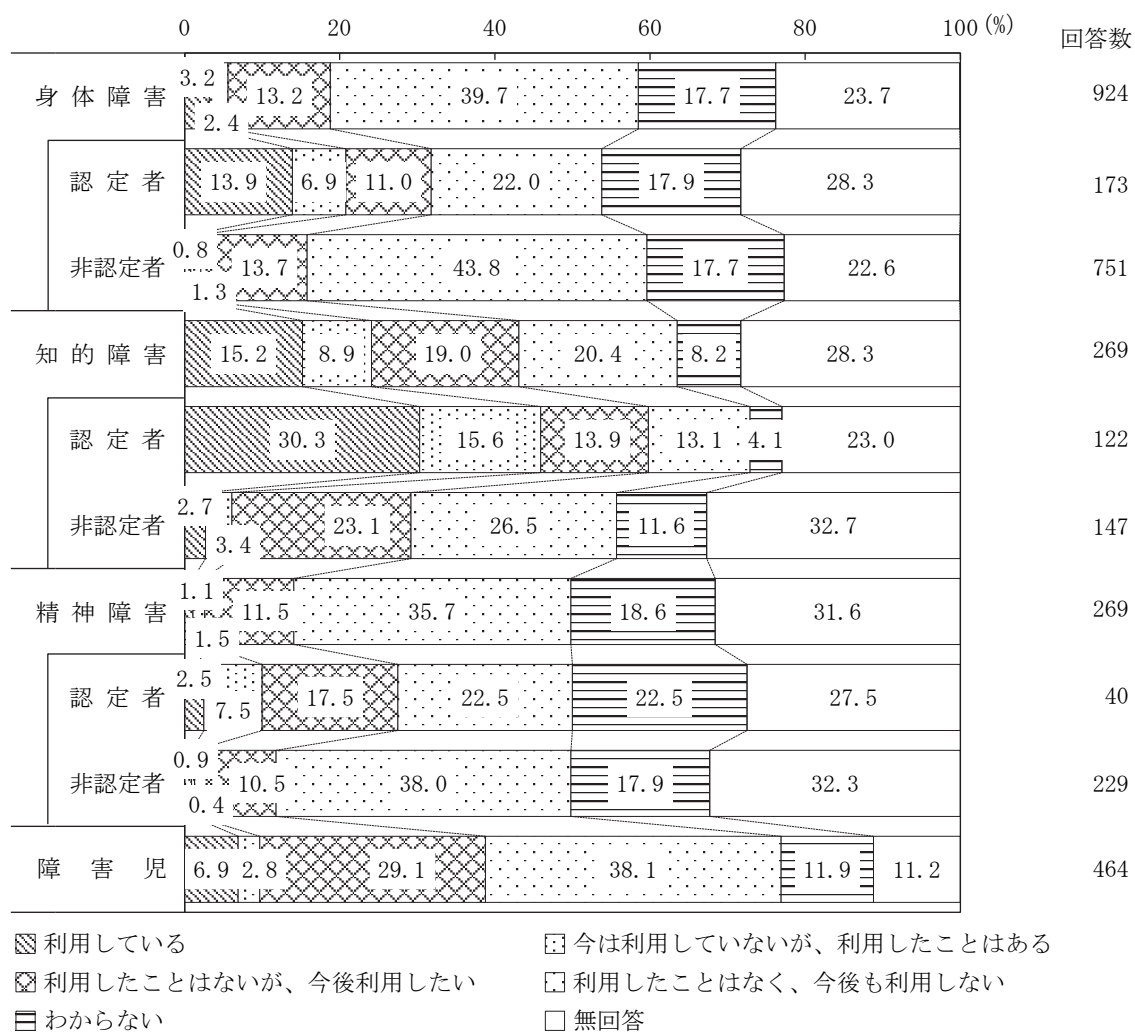
図表2-2-44 重度訪問介護の利用状況と利用意向



(3) 短期入所

短期入所を「利用している」「今は利用していないが、利用したことはある」が高いのは、知的障害のある人です。短期入所の利用対象は、障害支援区分1以上とされているので、当然のことながら障害支援区分認定者の「利用している」「今は利用していないが、利用したことはある」が高くなっています。「利用したことはなく、今後利用したい」は、障害のある児童が高くなっています。

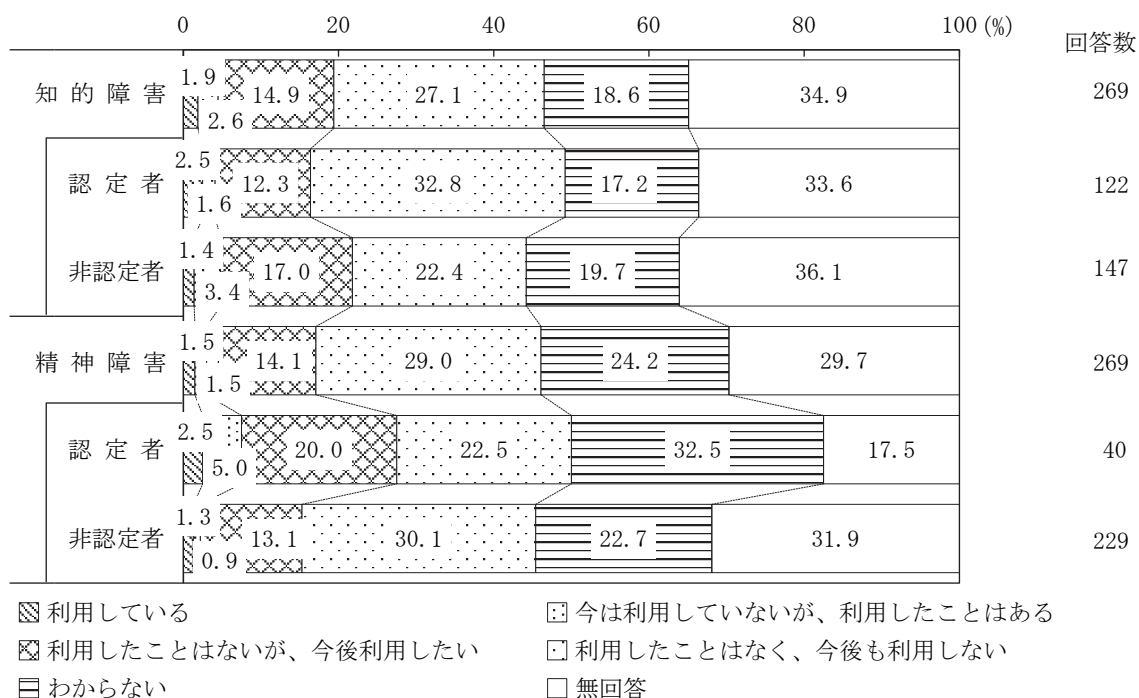
図表2-2-45 短期入所の利用状況と利用意向



(4) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神に障害のある人の地域での生活を支援する自立生活援助の「利用している」は、知的障害のある人が1.9%、精神に障害のある人が1.5%と低い率となっています。「利用したことはないが、今後利用したい」は、知的障害のある人・精神に障害のある人とも、14%台です。

図表2-2-46 自立生活援助の利用状況と利用意向

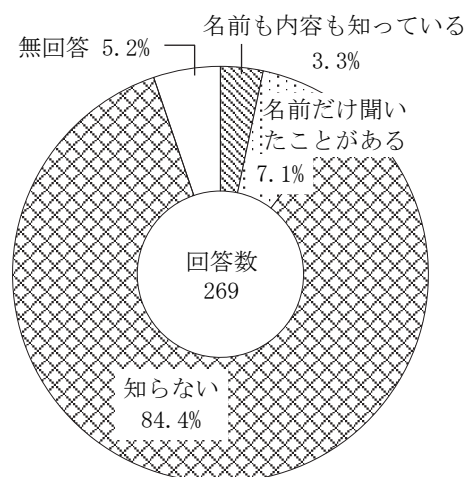


9 地域生活支援拠点等

(1) 地域生活支援拠点モデル事業の周知度

金沢市が平成30年度から開始した、親の急病などの時に重度の知的障害のある人を障害者支援施設等に緊急的に受け入れる地域生活支援拠点モデル事業については、「知らない」が84.4%を占めています。

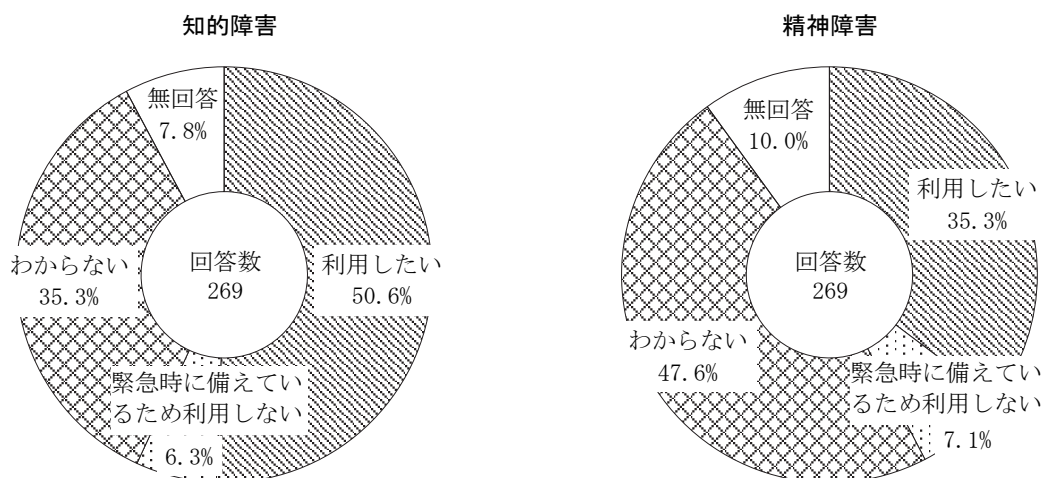
図表 2-2-47 地域生活支援拠点モデル事業の周知度（知的障害のある人）



(2) 地域生活支援拠点

「金沢市では、『親なき後』（障害のある子どもを長年支えてきた親がその子どもを支えることができなくなった日以降の問題）をみすえ、緊急時の相談、緊急時の受け入れ、親元からの自立に向けた体験の機会・場の提供などの機能をもつ拠点施設（地域生活支援拠点）の整備を検討していますが、利用したいと思いますか」という設問に対して、知的障害のある人の50.6%、精神に障害のある人の35.3%が「利用したい」と答えています。

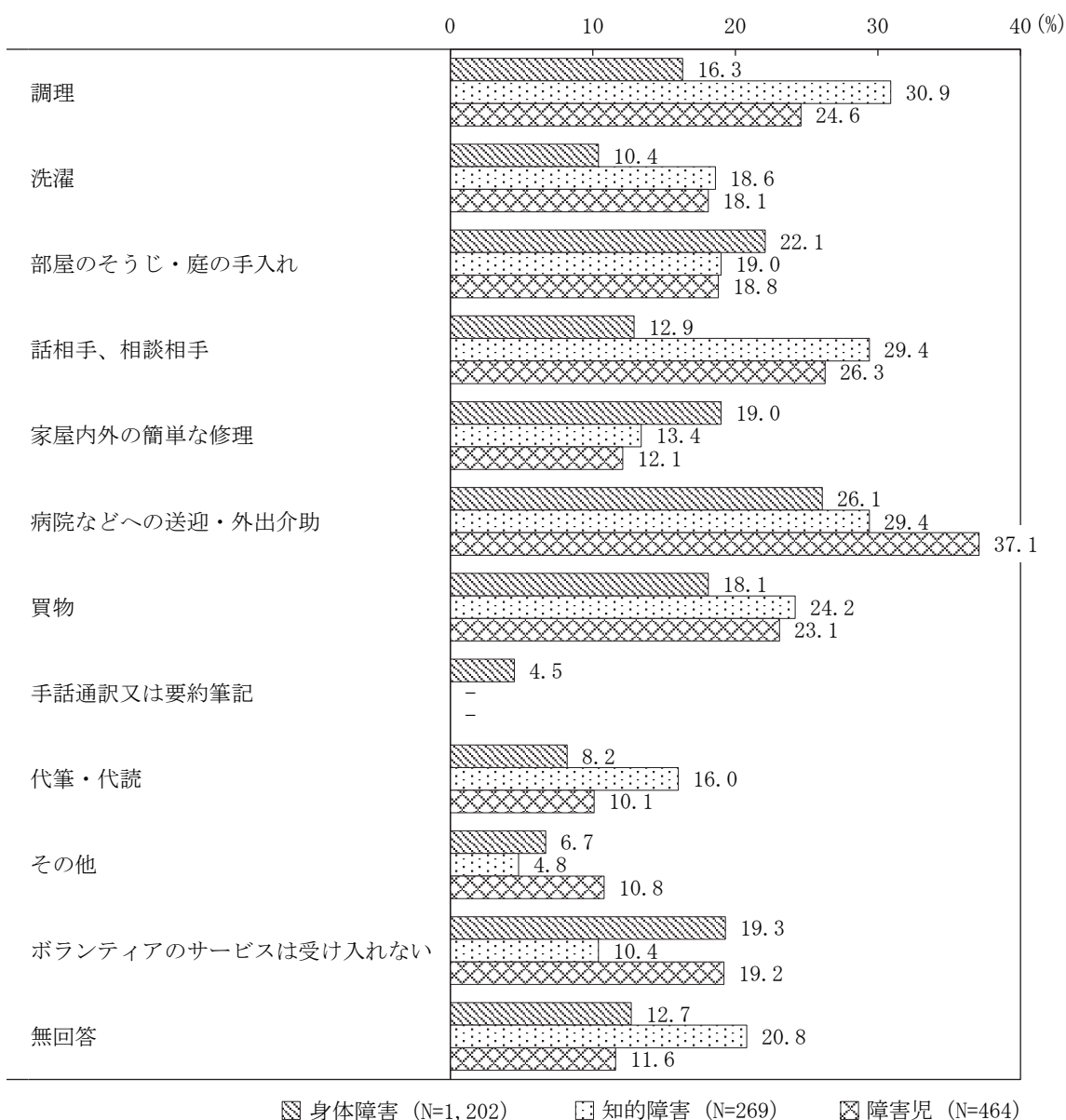
図表 2-2-48 地域生活支援拠点の利用意向



10 ボランティアの受け入れ

ボランティアのサービスを受け入れると答えている選択肢は、身体に障害のある人が「病院などへの送迎・外出介助」「部屋のそうじ・庭の手入れ」、知的障害のある人および障害のある児童が「病院などへの送迎・外出介助」「話相手、相談相手」「調理」が高くなっています。無回答が高くなっていますが、ボランティアを受け入れるかどうかわからない人がかなりいたのではないかと推察されます。

図表 2-2-49 ボランティアの受け入れ（複数回答）



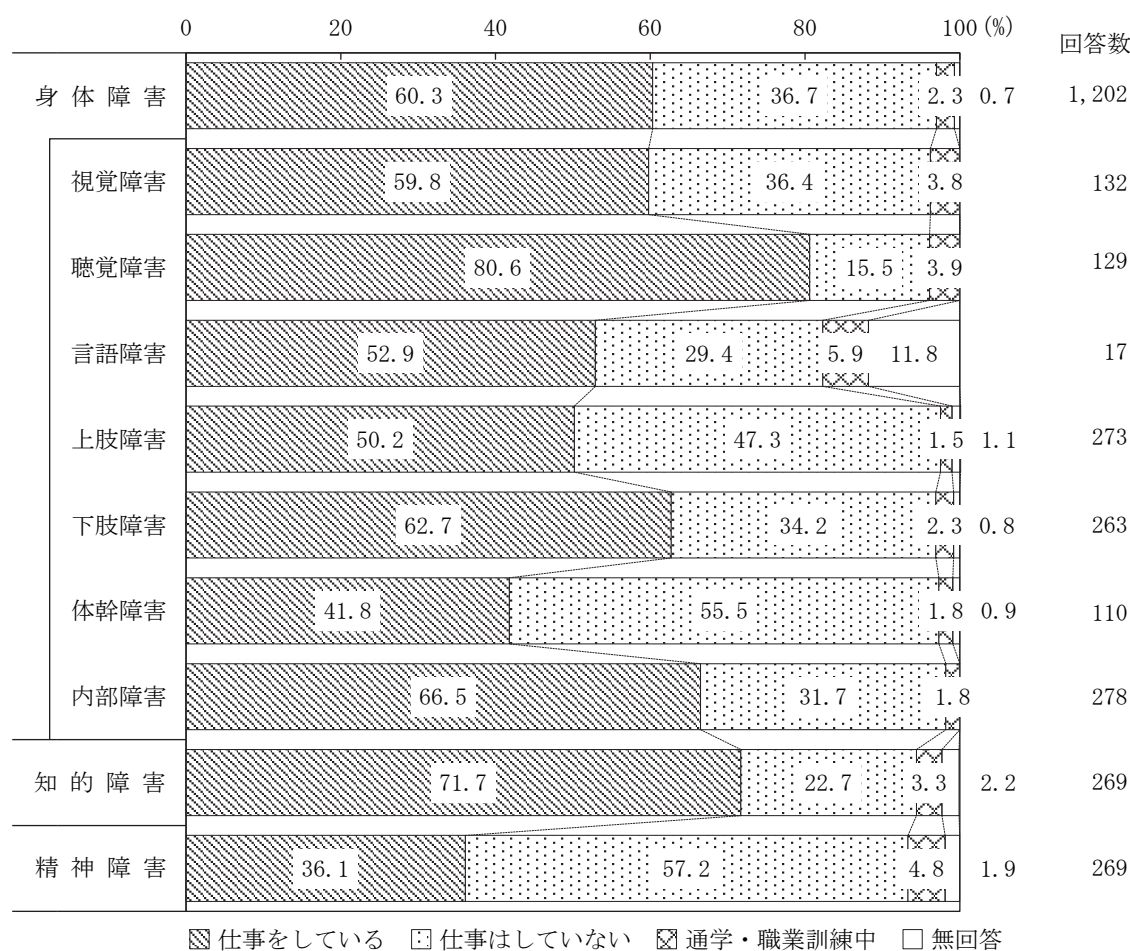
Ⅱ 働 く

1 就労状況

(1) 就労の有無

「仕事をしている（就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・作業所などを含む）」が7割以上ある障害の種類は、聴覚に障害のある人（80.6%）と知的障害のある人（71.7%）だけです。「仕事をしている」には就労継続支援や作業所などを含んでいるので、福祉的就労を除いた障害のある人の就業率はかなり低いと考えられます。

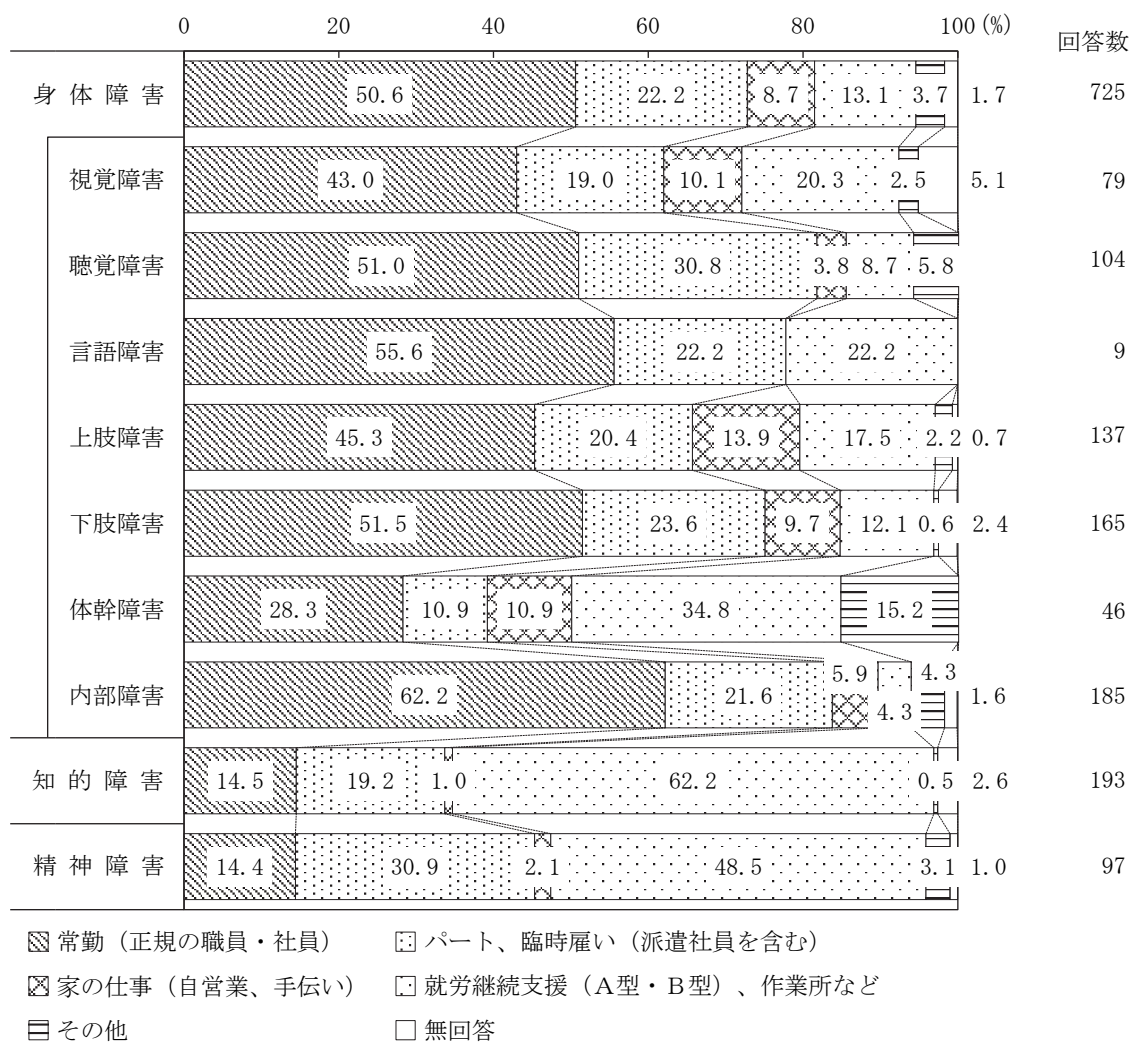
図表2-2-50 就労状況



(2) 勤務形態

就労している人の勤務形態は、図表2-2-51のとおりです。身体に障害のある人全体では「常勤」が50.6%ですが、体幹に障害のある人の「常勤」(28.3%)が低くなっています。「就労継続支援(A型・B型)、作業所など」は、知的障害のある人が62.2%、精神に障害のある人が48.5%と高くなっています。

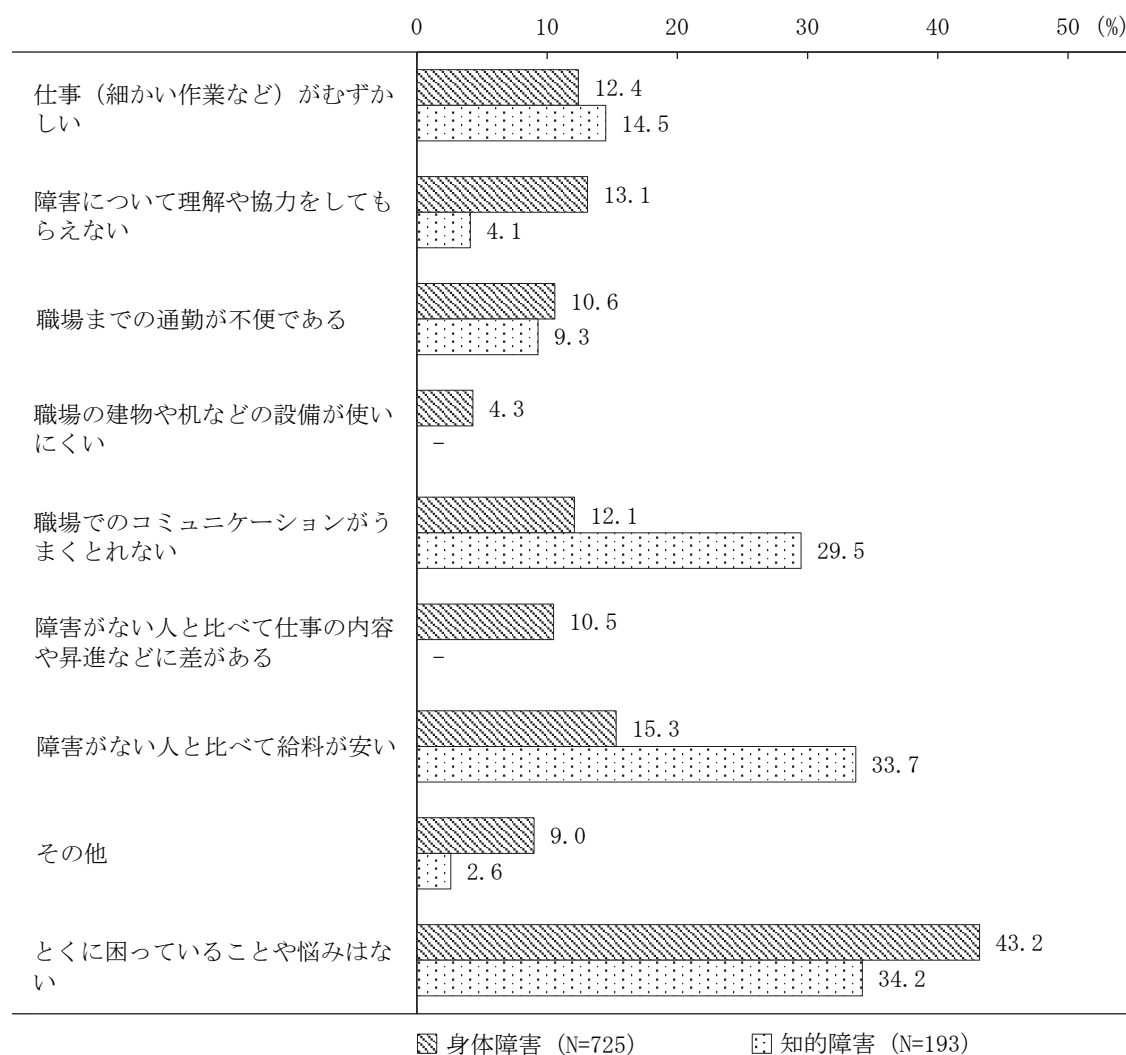
図表2-2-51 就労している人の勤務形態



(3) 仕事の悩みや困っていること

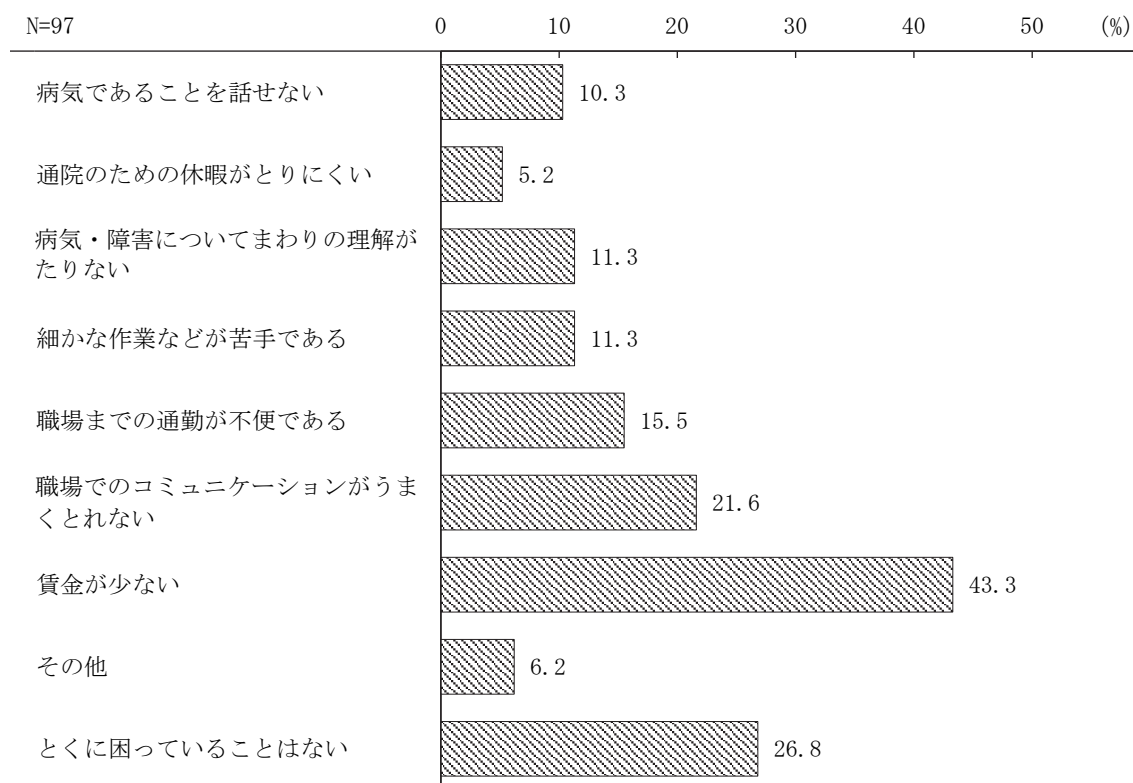
仕事の悩みや困っていることとして2割以上の人があげているのは、身体に障害のある人にはなく、知的障害のある人の「給料が少ない」(33.7%) および「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」(29.5%)、精神に障害のある人の「賃金が少ない」(43.3%) および「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」(21.6%) の4項目です。「とくに困っていることや悩みはない」は、身体に障害のある人が43.2%、知的障害のある人が34.2%、精神に障害のある人が26.8%です(図表2-2-52・図表2-2-53)。

図表2-2-52 仕事の悩みや困っていること(複数回答)



(注) 知的障害のある人は、「障害がない人と比べて給料が安い」を「給料が少ない」と読み替える。

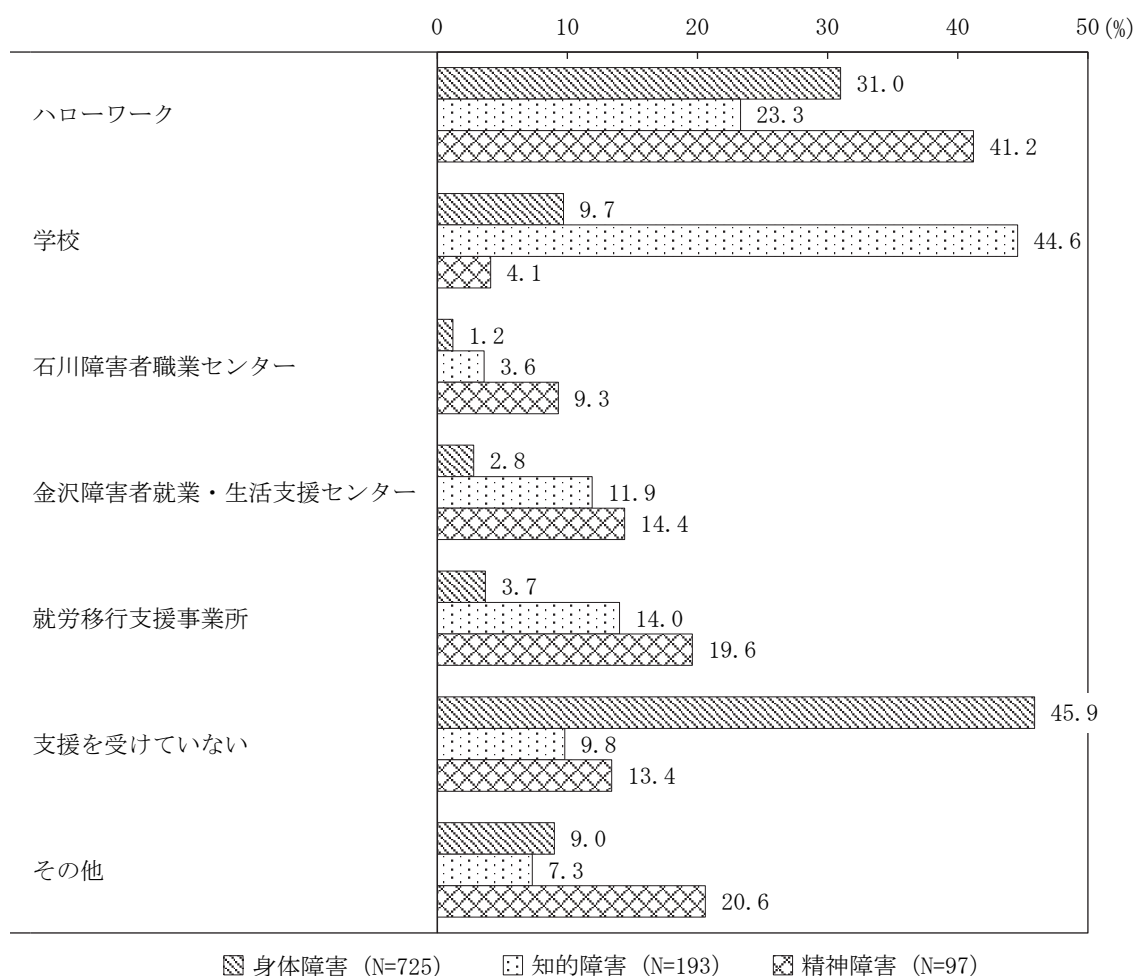
図表2-2-53 仕事の悩みや困っていること（複数回答・精神に障害のある人）



(4) 就職するときの支援

就労している人に対する「就職するときに、どこの支援を受けましたか」という設問に対して、身体に障害のある人は「ハローワーク」(31.0%)、知的障害のある人は「学校」(44.6%)、「ハローワーク」(23.3%)、精神に障害のある人は「ハローワーク」(41.2%)などが高くなっています。身体に障害のある人の「支援を受けていない」が45.9%と高い率です。

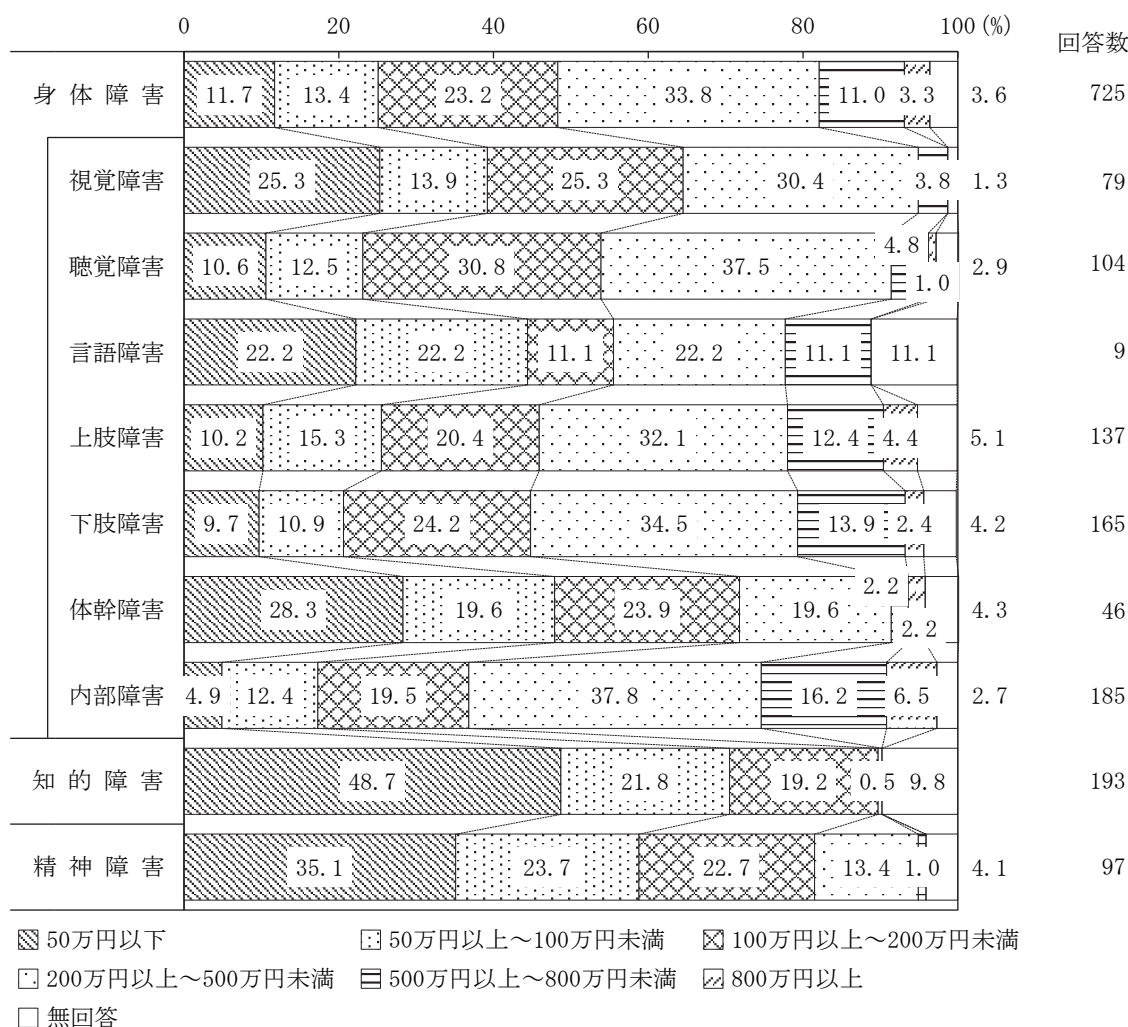
図表2-2-54 就職するときの支援（複数回答）



(5) 仕事による1年間の収入

仕事による1年間の収入は、身体に障害のある人が「200万円以上～500万円未満」、知的障害のある人と精神に障害のある人が「50万円以下」が高くなっています。身体に障害のある人には「800万円以上」が3.3%いますが、知的障害のある人には「500万円以上～800万円未満」および「800万円以上」が、精神に障害のある人にも「800万円以上」はいません。

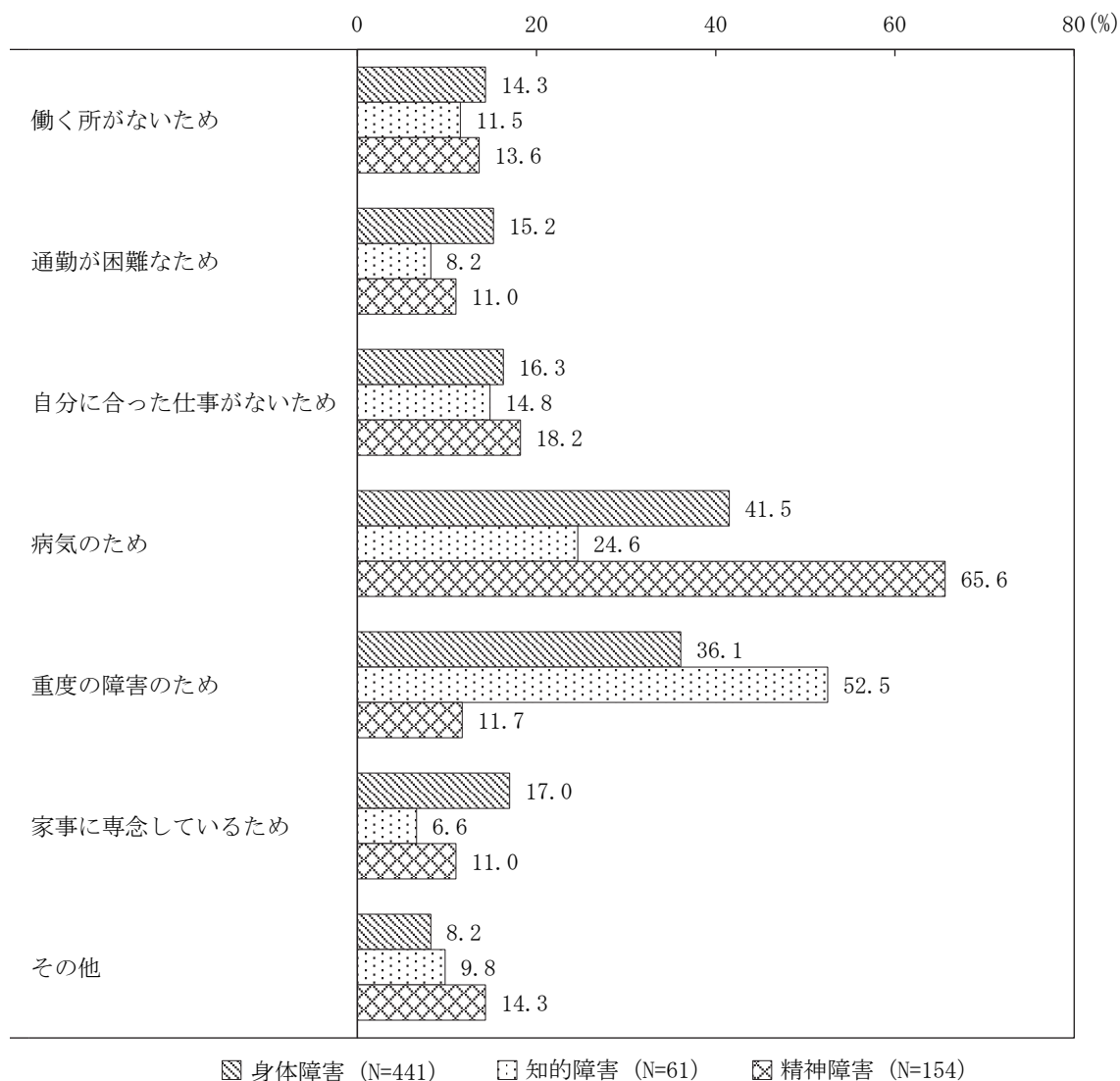
図表2-2-55 仕事による1年間の収入



2 働いていない理由

仕事をしていない人の働いていない理由として、身体に障害のある人は「病気のため」(41.5%)、「重度の障害のため」(36.1%)などが、知的障害のある人は「重度の障害のため」(52.5%)、「病気のため」(24.6%)などが、精神に障害のある人は「病気のため」(65.6%)、「自分に合った仕事がないため」(18.2%)などが高くなっています。

図表 2-2-56 働いていない理由（複数回答）

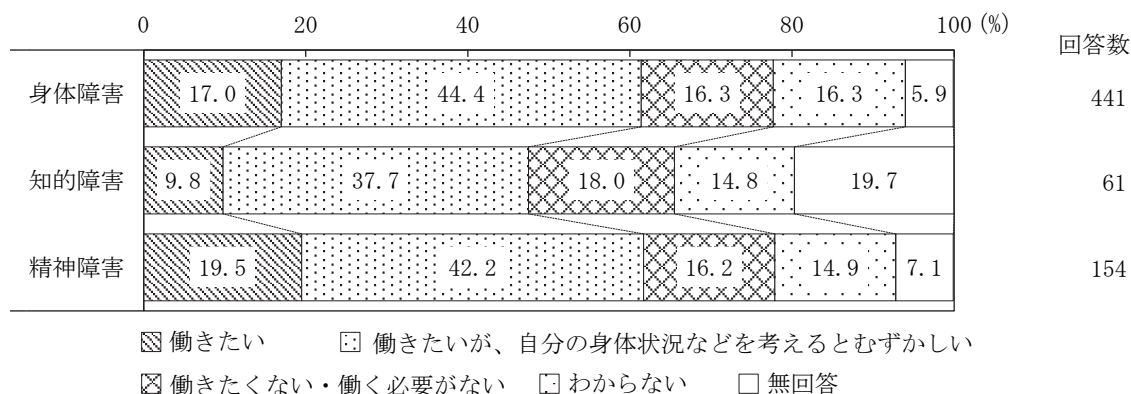


3 就労意向

(1) 今後、働きたいか

働いていない人に就労意向をたずねたところ、すべての障害の種類で「働きたいが、自分の身体状況などを考えるとむずかしい」が最も高くなっています。「働きたい」は精神に障害のある人（19.5%）が比較的高くなっています。

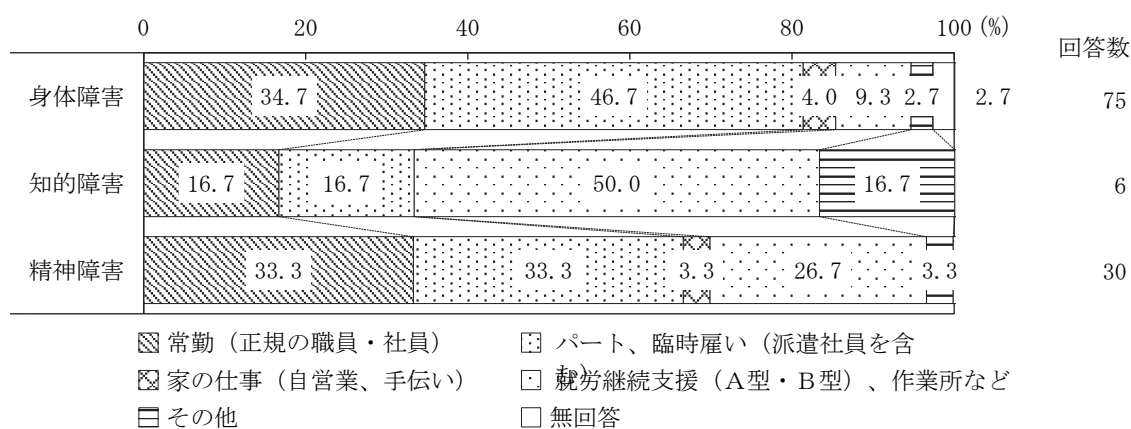
図表 2-2-57 今後、働きたいか



(2) 希望勤務形態

就労していない人で「働きたい」と答えた人に、その希望勤務形態を聞いたところ、身に障害のある人は、「パート、臨時雇い（派遣社員を含む）」が最も高く、次いで「常勤（正規の職員・社員）」となっています。知的障害のある人は「就労継続支援（A型・B型）、作業所など」が50%を占め、精神に障害のある人は「常勤（正規の職員・社員）」「パート、臨時雇い（派遣社員を含む）」がともに33.3%でした。

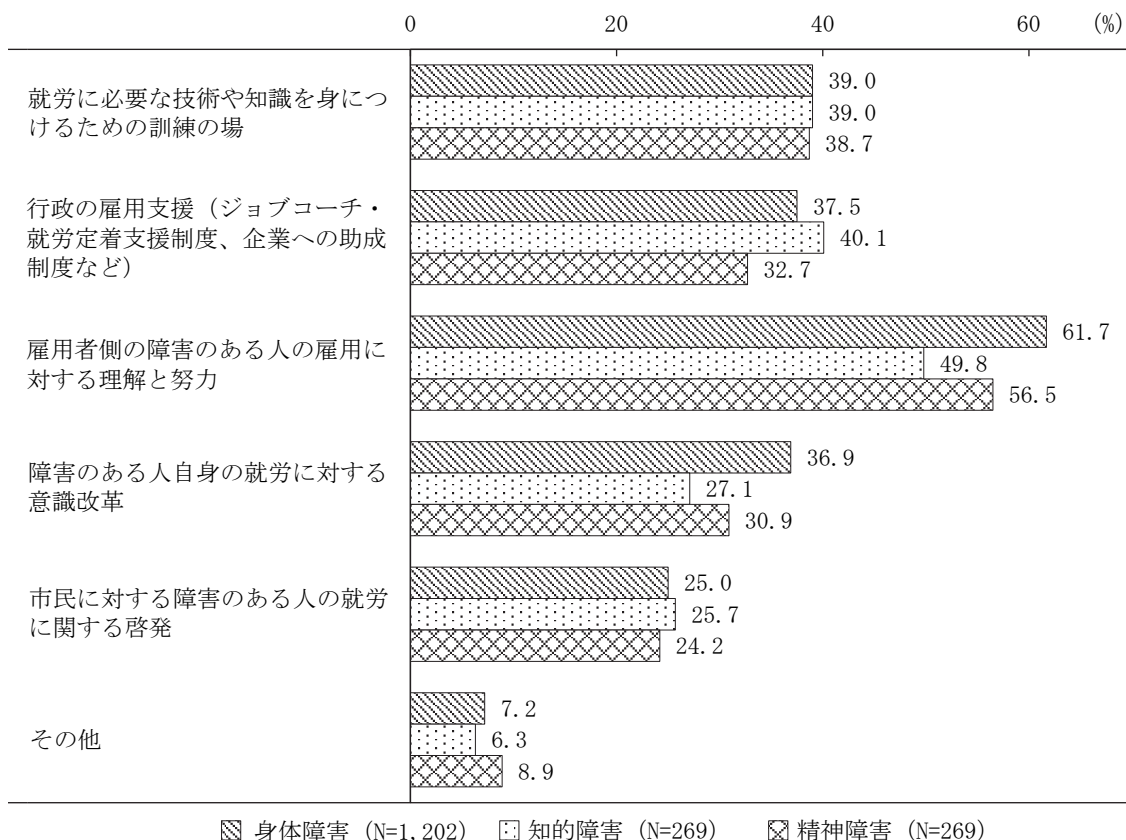
図表 2-2-58 希望勤務形態



4 就労促進のために必要なこと

「障害のある人の就労を促進するため、何が必要と考えますか」という設問に対しては、「雇用者側の障害のある人の雇用に対する理解と努力」をはじめ、「その他」を除いた各選択肢がかなり高い率となっています。

図表 2-2-59 障害のある人の就労促進に必要なこと（複数回答）



Ⅲ 得 る

1 生活費

「何により生活費を得ていますか」という設問に対しては、「就労（給料・自営業）」「障害年金」「家族による扶養」などが高くなっています。身体に障害のある人は「就労（給料・自営業）」が、知的障害のある人と精神に障害のある人は「障害年金」が最も高くなっています。

図表 2-2-60 生活費（複数回答）

単位：回答数は人、他は%

| 区 分 | 回 答 数 | 就 労 (給料・自営業) | 預 金・貯 金 | 家 族 による 扶 養 | 障 害 年 金 | 障 害 年 金 以 外 の 年 金 | 特 別 障 害 者 手 当 | 生 活 保 護 | そ の 他 | 無 回 答 |
|---------|-------|-----------------|---------|-------------|---------|-------------------|---------------|---------|-------|-------|
| 身 体 障 害 | 1,202 | 54.2 | 14.6 | 27.5 | 41.7 | 8.2 | 2.9 | 3.5 | 1.6 | 1.4 |
| 18～39歳 | 164 | 54.3 | 12.8 | 38.4 | 44.5 | 1.8 | 4.9 | 0.6 | 3.0 | 1.2 |
| 40～54歳 | 390 | 64.9 | 12.8 | 25.9 | 45.9 | 2.1 | 3.8 | 3.1 | 1.3 | - |
| 55歳以上 | 624 | 48.4 | 16.7 | 26.0 | 38.5 | 13.5 | 1.6 | 4.5 | 1.4 | 1.8 |
| 知 的 障 害 | 269 | 45.7 | 7.1 | 44.6 | 77.0 | 4.1 | 6.7 | 3.7 | 0.4 | 1.1 |
| 18～39歳 | 146 | 48.6 | 6.2 | 52.7 | 76.7 | 0.7 | 9.6 | 2.1 | 0.0 | 1.4 |
| 40～54歳 | 76 | 50.0 | 7.9 | 42.1 | 80.3 | 2.6 | 2.6 | 5.3 | 0.0 | 1.3 |
| 55歳以上 | 39 | 30.8 | 10.3 | 23.1 | 74.4 | 20.5 | 5.1 | 7.7 | 0.0 | - |
| 精 神 障 害 | 269 | 24.2 | 11.2 | 33.1 | 61.7 | 10.4 | 0.0 | 18.2 | 1.5 | 2.6 |
| 18～39歳 | 75 | 29.3 | 12.0 | 50.7 | 58.7 | 0.0 | 0.0 | 6.7 | 0.0 | 1.3 |
| 40～54歳 | 97 | 33.0 | 9.3 | 30.9 | 74.2 | 1.0 | 0.0 | 20.6 | 3.1 | 1.0 |
| 55歳以上 | 91 | 12.1 | 13.2 | 22.0 | 50.5 | 29.7 | 0.0 | 25.3 | 1.1 | 3.3 |

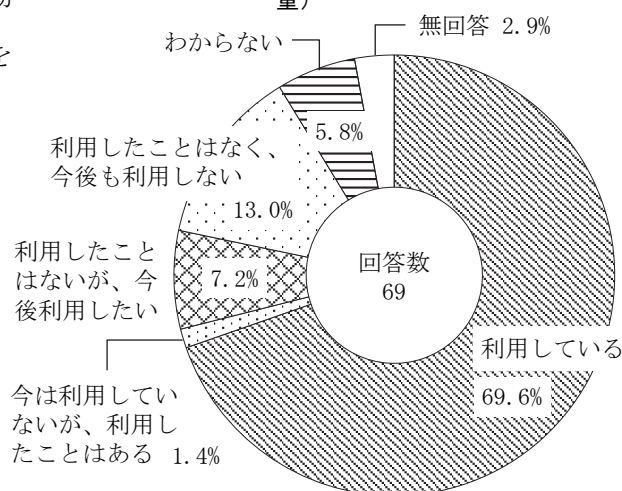
IV 豊かに育つ

1 早期療育

(1) 児童発達支援

未就学の障害のある児童やその家族が通所により、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受ける児童発達支援は、「利用している」が69.6%を占めています。

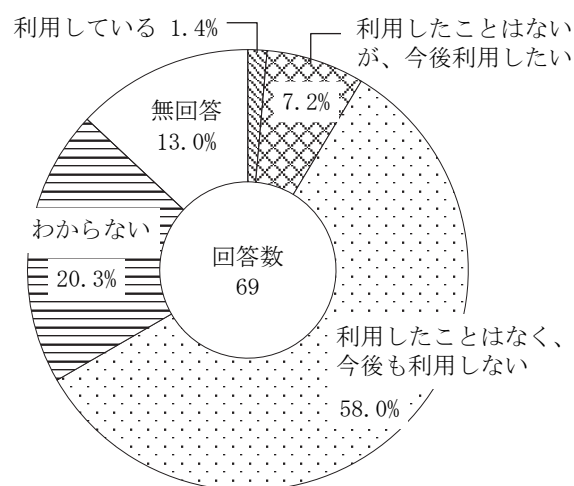
図表 2-2-61 児童発達支援の利用状況と利用意向（5歳以下の障害のある児童）



(2) 居宅訪問型児童発達支援

未就学の障害のある児童が自宅で日常生活における基本的な動作の指導や適応訓練などを受ける居宅訪問型児童発達支援は、「利用している」が1.4%（1人）、「利用したことはなく、今後も利用しない」が58.0%となっています。

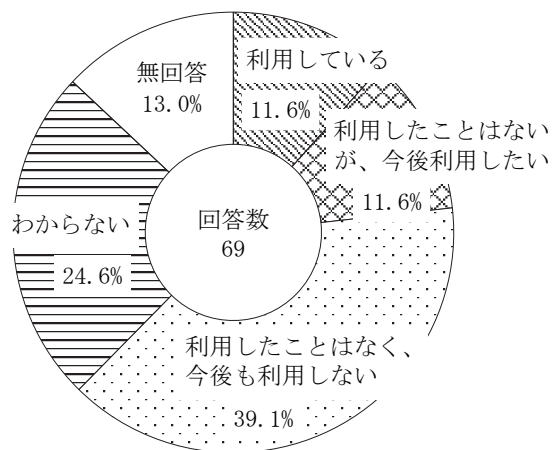
図表 2-2-62 居宅訪問型児童発達支援の利用状況と利用意向（5歳以下の障害のある児童）



(3) 医療型児童発達支援

未就学の医療を必要とする障害のある児童が通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、治療などを受ける医療型児童発達支援は、「利用している」と「利用したことはないが、今後利用したい」がともに11.6%（8人）です。

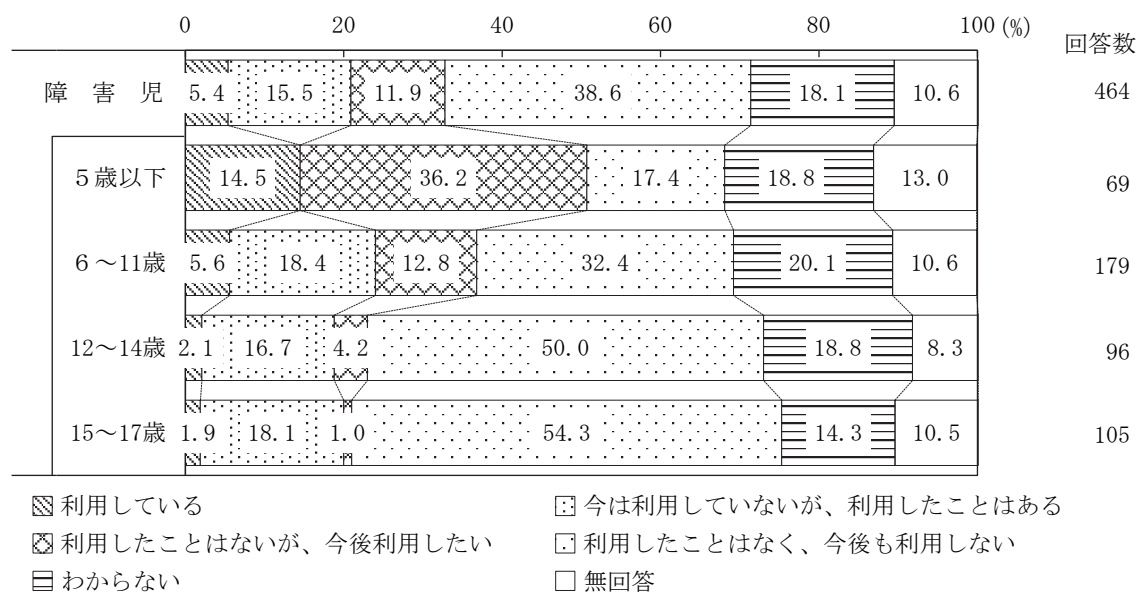
図表 2-2-63 医療型児童発達支援の利用状況と利用意向（5歳以下の障害のある児童）



(4) 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などに通うまたは通う予定の障害のある児童に、他の児童との集団生活への適応のための専門的支援を行う保育所等訪問支援を「利用している」のは、5歳以下が14.5%、6～11歳（小学生に該当）が5.6%などとなっています。

図表 2-2-64 保育所等訪問支援の利用状況と利用意向（障害のある児童）

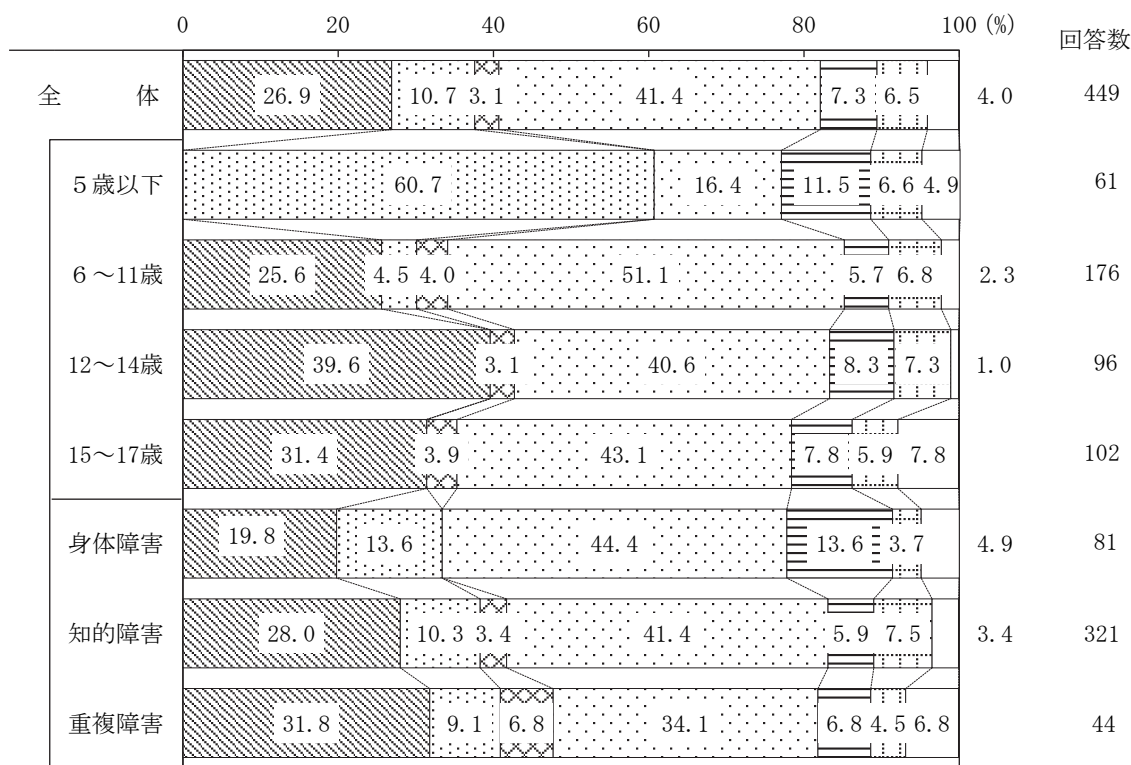


2 放課後等の居場所

(1) 放課後児童クラブ

「放課後児童クラブに通っている。または、通っていた」と答えたのは、6～11歳（小学生に該当）の25.6%、12～14歳（中学生に該当）の39.6%、15～17歳（高校生に該当）の31.4%です。また、「小学校へ入学したら利用したい」は、5歳以下の60.7%を占めています。6～11歳の「放課後児童クラブに通っている。または、通っていた」が、12～14歳および15～17歳より低くなっているのは、近年の放課後等デイサービスの普及が要因と考えられます。

図表2-2-65 放課後児童クラブの利用状況と利用意向（障害のある児童）



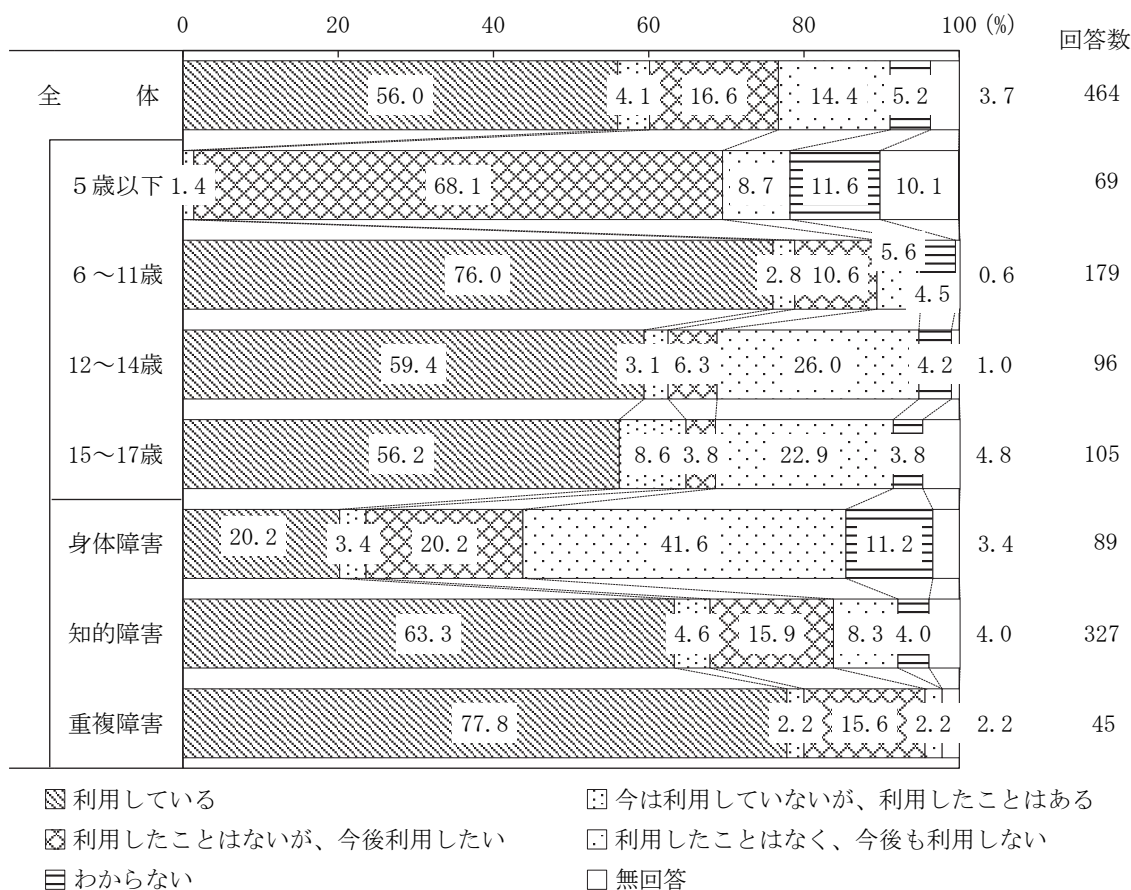
- 放課後児童クラブに通っている。または、通っていた
- 小学校へ入学したら利用したい
- ⊗ 希望したが、入れてもらえなかった
- 希望しない。または、希望しなかった
- 放課後児童クラブは知らない。または、知らなかった
- その他
- 無回答

(2) 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中に障害のある児童をあずかる放課後等デイサービスについては、6～11歳（小学生に該当）の76.0%、12～14歳（中学生に該当）の59.4%、15～17歳（高校生に該当）の56.2%が「利用している」と答えています。また、5歳以下の68.1%が「利用したことはないが、今後利用したい」と答えています。近年になって、放課後等デイサービス事業への民間事業者の参入が進んでおり、利用児も増加しています。

「利用している」を障害の種類別にみると、重複障害のある児童の77.8%が高く、身体に障害のある児童の20.2%が低くなっています。

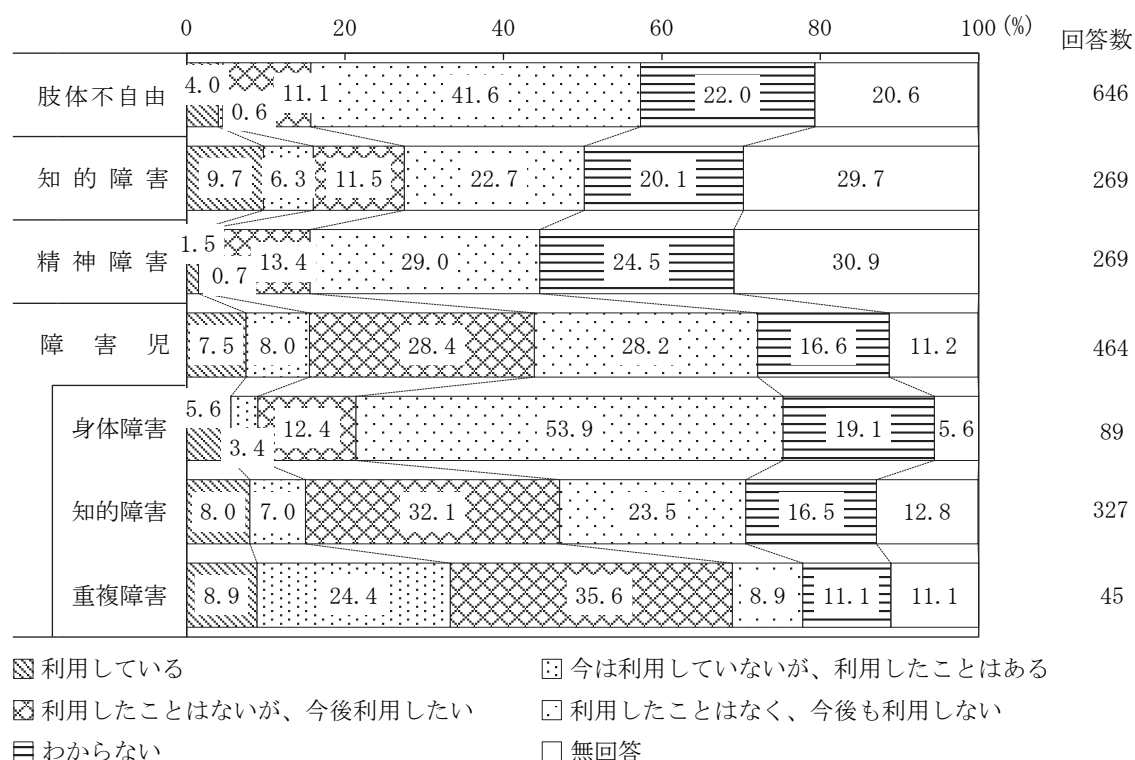
図表2-2-66 放課後等デイサービスの利用状況と利用意向（障害のある児童）



(3) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、知的障害のある人の9.7%、障害のある児童の7.5%が「利用している」と答えています。「利用したことはないが、今後利用したい」は、障害のある児童が28.4%と高い率を示しています。

図表2-2-67 日中一時支援事業の利用状況と利用意向



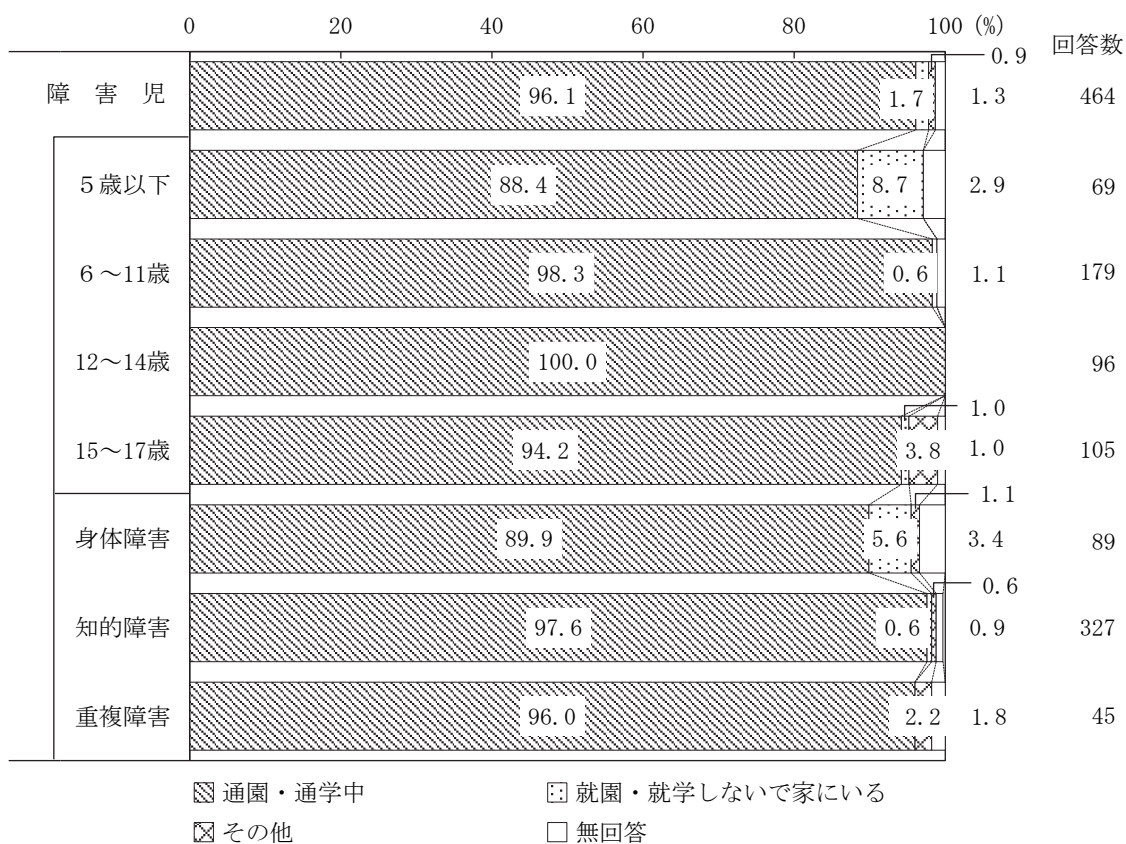
V 学 ぶ

1 通園・通学の状況

(1) 通園・通学の状況

障害のある児童の通園・通学等の状況は、図表2-2-68のとおりです。「就園・就学しないで家にいる」が1.7%（8人）いますが、そのうち6人は5歳以下の小学校就学前児童です。

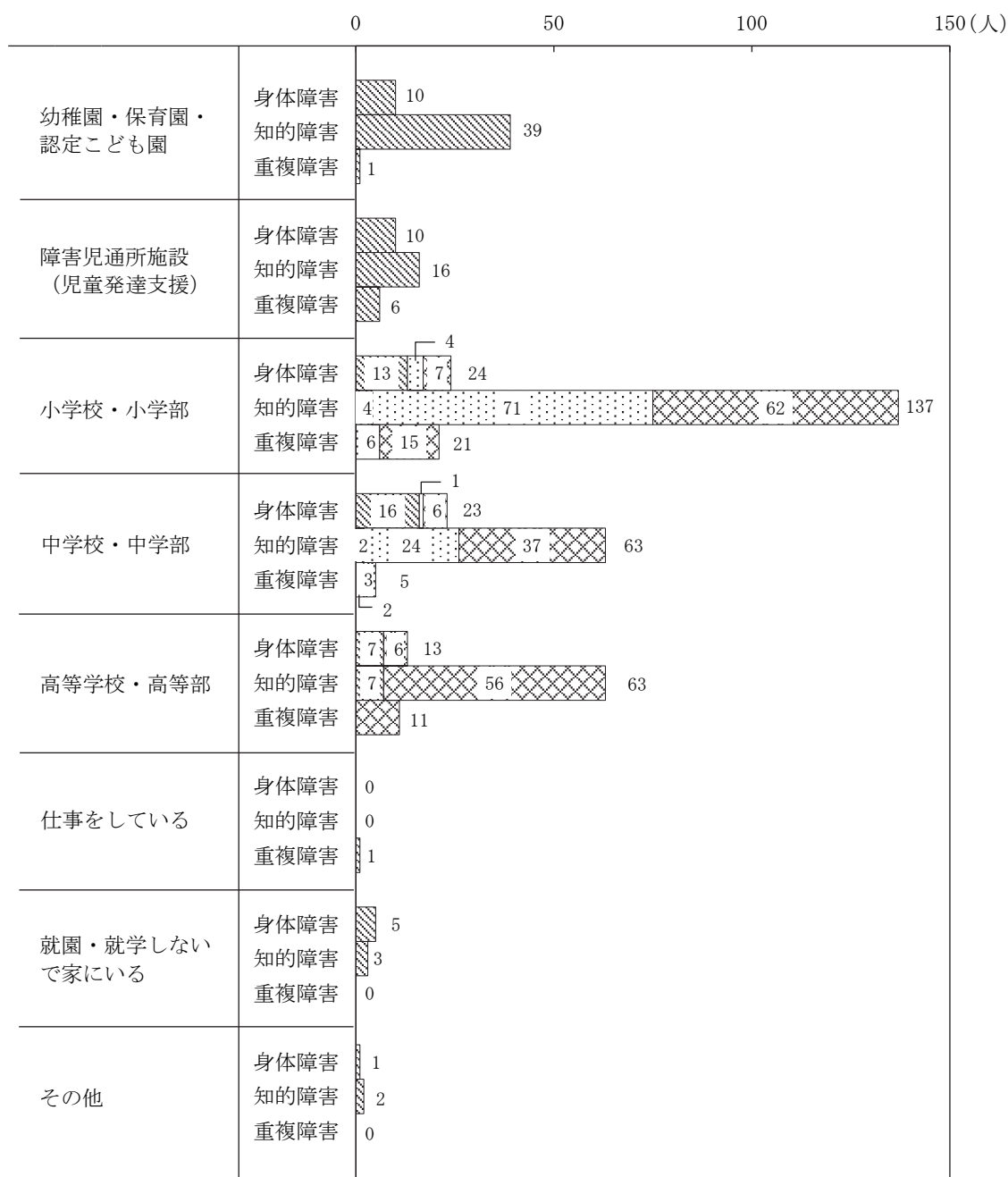
図表2-2-68 通園・通学等の状況（障害のある児童）



(2) 通園・通学先等

調査対象となった障害のある児童の通園・通学先は、図表2-2-69のとおりです。知的障害のある就学前児童は、「障害児通所施設（児童発達支援）」よりも「幼稚園・保育園・認定こども園」を利用する児童が多くなっています。「小学校・小学部」「中学校・中学部」についてみると、身体に障害のある児童は「通常の学級」、知的障害のある児童および重複障害のある児童は「特別支援学級」および「特別支援学校」通学児が多くなっています。

図表2-2-69 通園・通学先等（障害のある児童）

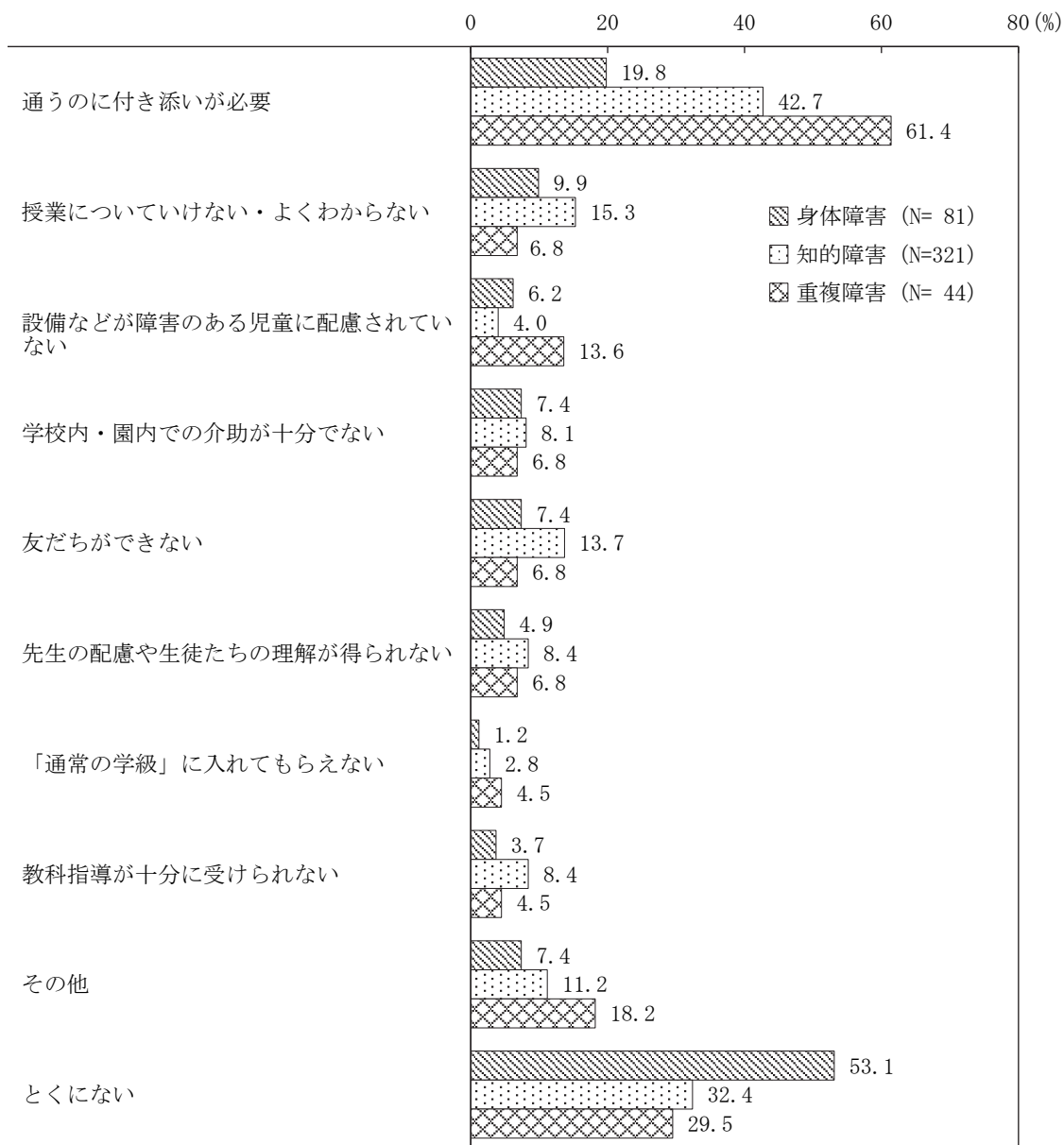


(注) 1 N=身体障害 89 知的障害 327 重複障害 45
 2 「小学校・小学部」「中学校・中学部」「高等学校・高等部」中、▨は通常の学級、▩は特別支援学級、▧は特別支援学校をあらわす。
 3 「専門学校・専修学校・各種学校」「職業訓練校」という選択肢には該当がなかった。

(3) 通園・通学で困ること

通園・通学で困っていることとしては、身体に障害のある児童、知的障害のある児童および重複障害のある児童とも「通うのに付き添いが必要」が最も高くなっています。「とくにない」は、身体に障害のある児童が高く、重複障害のある児童が低くなっています。

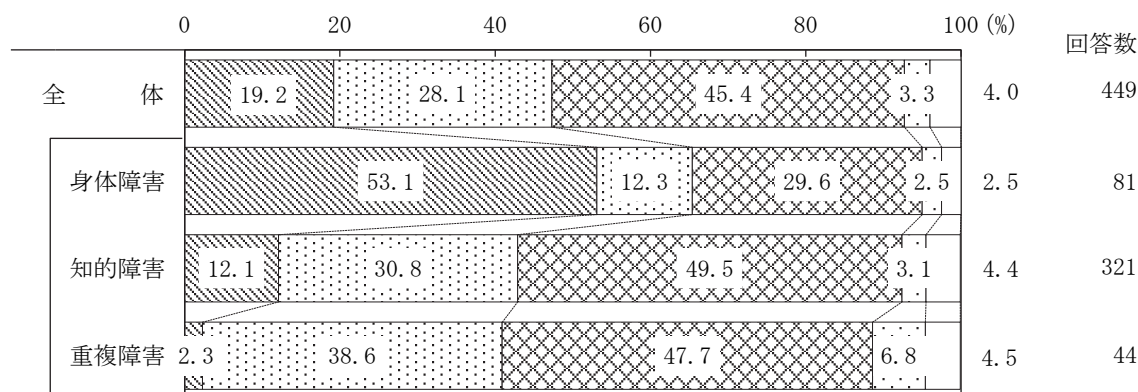
図表2-2-70 通園・通学で困っていること（障害のある児童・複数回答）



2 希望する学習形態

学校で勉強する時は、身体に障害のある児童は「障害のあるなしに関係なく、一緒のクラスで勉強したい」（53.1%）が最も高いのに対し、知的障害のある児童および重複障害のある児童は「障害のある仲間たちのクラスで勉強しながら、障害のない仲間たちとも勉強する機会をもちたい」（49.5%・47.7%）が最も高くなっています。

図表2-2-71 希望する学習形態（障害のある児童）



- ▨ 障害のあるなしに関係なく、一緒のクラスで勉強したい
- ▤ 同じような障害のある仲間たちのクラスで勉強したい
- ▩ 障害のある仲間たちのクラスで勉強しながら、障害のない仲間たちとも勉強する機会をもちたい
- その他
- 無回答

3 特別支援教育サポートセンター（仮称）

小学校・中学校の9年間を続けて学べる特別支援学級（小・中特学分校）の併設や、学校生活の悩みなどの相談にのったり、パソコンやタブレットなどを使った才能を伸ばすためのお手伝いをするを目的に開設される予定の特別支援教育サポートセンター（仮称）については、「パソコンやタブレットなどを使って自分の才能を伸ばす学びをしたい」と「絵や音楽などの芸術や鉄道、天体など自分にとって興味があることについて学びたい」が5割を超えるなど、いずれの選択肢も高い率を示しており、期待の高さがうかがえます。年齢別では低いほど、障害の種類別では身体障害と知的障害が、全般的に高い率を示しています。

図表2-2-72 特別支援教育サポートセンター（仮称）の利用意向（障害のある児童・複数回答）

単位：回答数は人、他は%

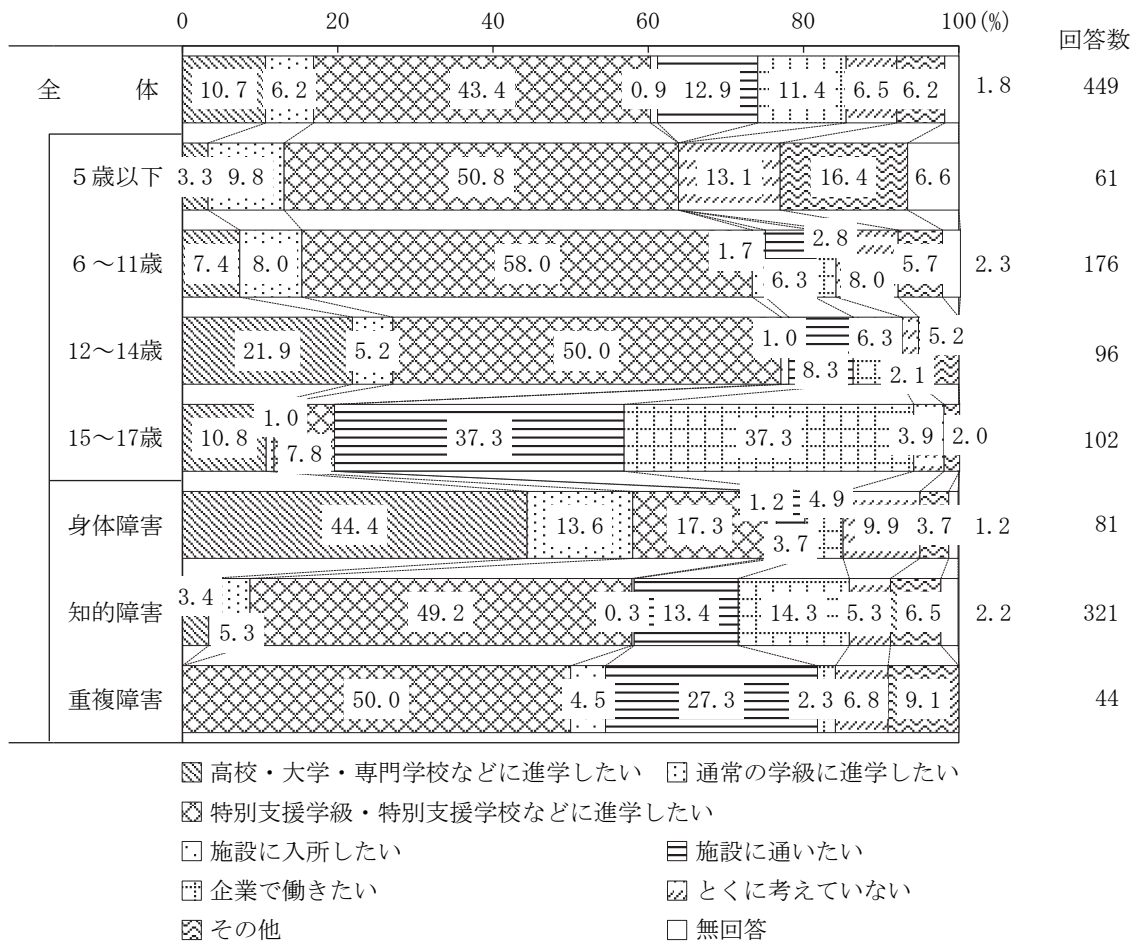
| 区分 | 回答数 | 学校での授業内容や生活の悩みについて相談したい | 小学校・中学校・高等学校への進路について相談したい | パソコンやタブレットなどを使って自分の才能を伸ばす学びをしたい | 絵や音楽などの芸術や鉄道、天体など自分にとって興味があることについて学びたい | その他 | 無回答 |
|--------|-----|-------------------------|---------------------------|---------------------------------|--|------|------|
| 障害児 | 449 | 38.8 | 47.7 | 58.4 | 57.2 | 11.8 | 7.3 |
| 5歳以下 | 61 | 62.3 | 70.5 | 62.3 | 68.9 | 8.2 | 3.3 |
| 6～11歳 | 176 | 43.8 | 54.0 | 65.3 | 64.2 | 11.9 | 4.5 |
| 12～14歳 | 96 | 30.2 | 41.7 | 59.4 | 50.0 | 13.5 | 4.2 |
| 15～17歳 | 102 | 23.5 | 27.5 | 42.2 | 44.1 | 11.8 | 16.7 |
| 身体障害 | 81 | 43.2 | 48.1 | 55.6 | 49.4 | 8.6 | 3.7 |
| 知的障害 | 321 | 38.9 | 48.6 | 61.7 | 60.4 | 12.8 | 5.9 |
| 重複障害 | 44 | 29.5 | 40.9 | 38.6 | 45.5 | 11.4 | 25.0 |

4 卒業後の進路

現在の学校を卒業したあとの進路は、「特別支援学級・特別支援学校などに進学したい」(43.4%)が最も高く、次いで「施設に通いたい(福祉施設で働きたい)」(12.9%)、「企業で働きたい」(11.4%)、「高校・大学・専門学校などに進学したい」(10.7%)などとなっています。

年齢別にみると、15～17歳(高校生に該当)は「施設に通いたい(福祉施設で働きたい)」と「企業で働きたい」がともに37.3%と高くなっていますが、その他の年齢階層は「特別支援学級・特別支援学校などに進学したい」が最も高くなっています。

図表 2-2-73 卒業後の進路(障害のある児童)

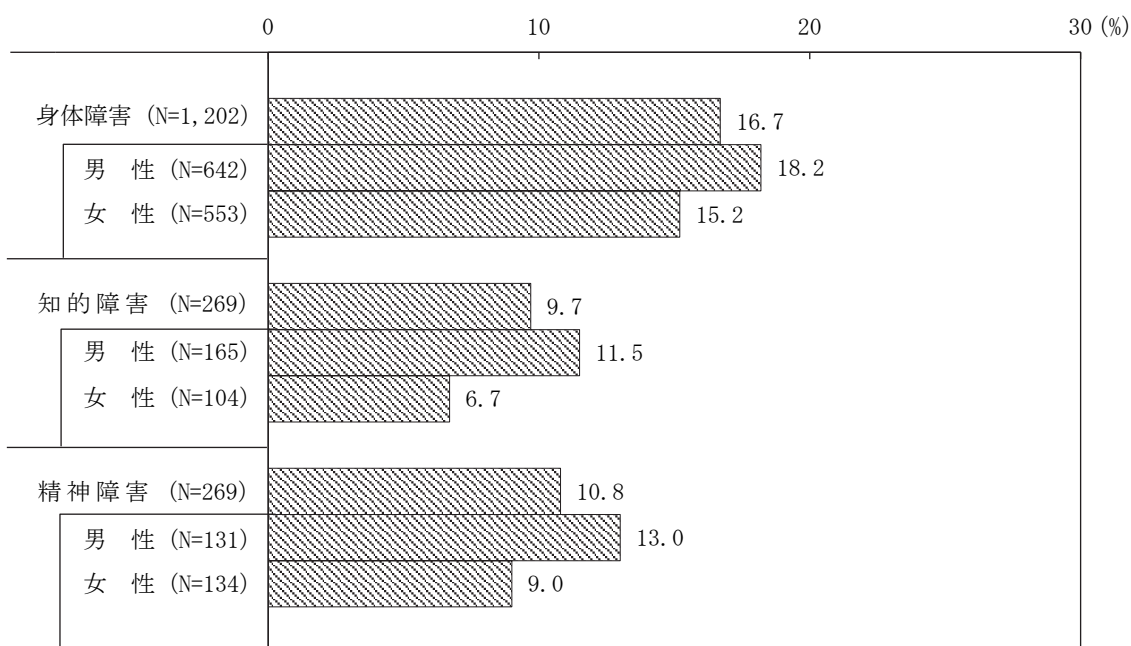


5 この1年間の学習活動と今後の意向

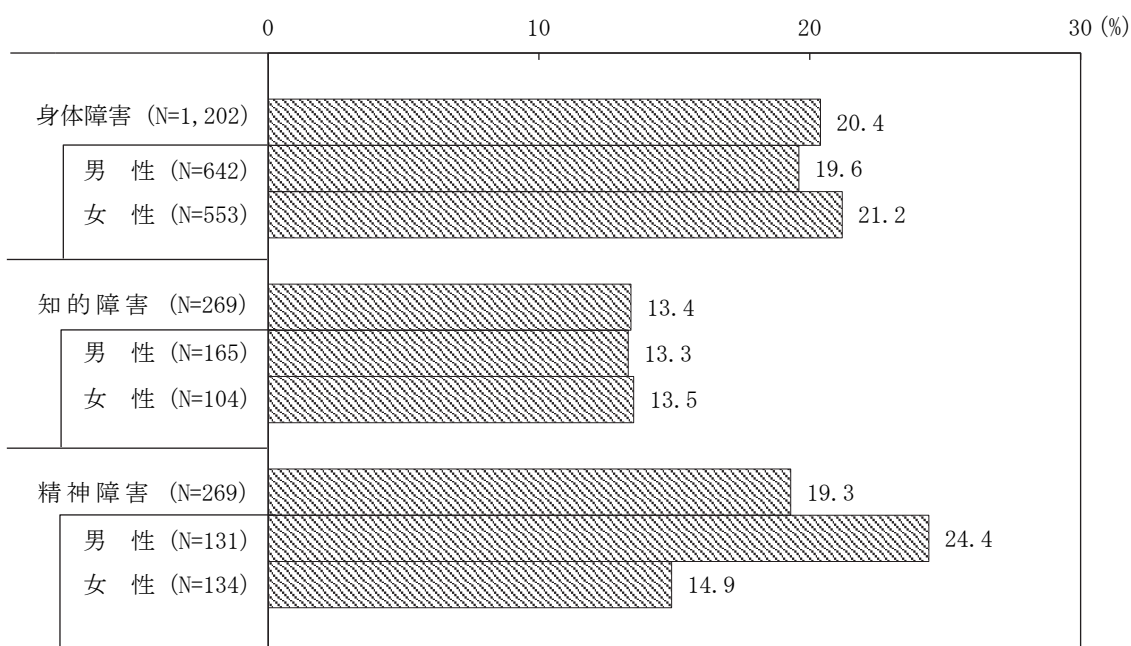
この1年間に学習活動をしたと答えているのは、身体に障害のある人が16.7%、知的障害のある人が9.7%、精神に障害のある人が10.8%です。性別で見ると、女性より男性のほうが高くなっています（図表2-2-74）。

一方、今後学習活動をしたと答えているのは、身体に障害のある人が20.4%、知的障害のある人が13.4%、精神に障害のある人が19.3%です（図表2-2-75）。

図表2-2-74 この1年間に学習活動をした割合



図表2-2-75 学習活動を今後したい割合



VI 遊 ぶ

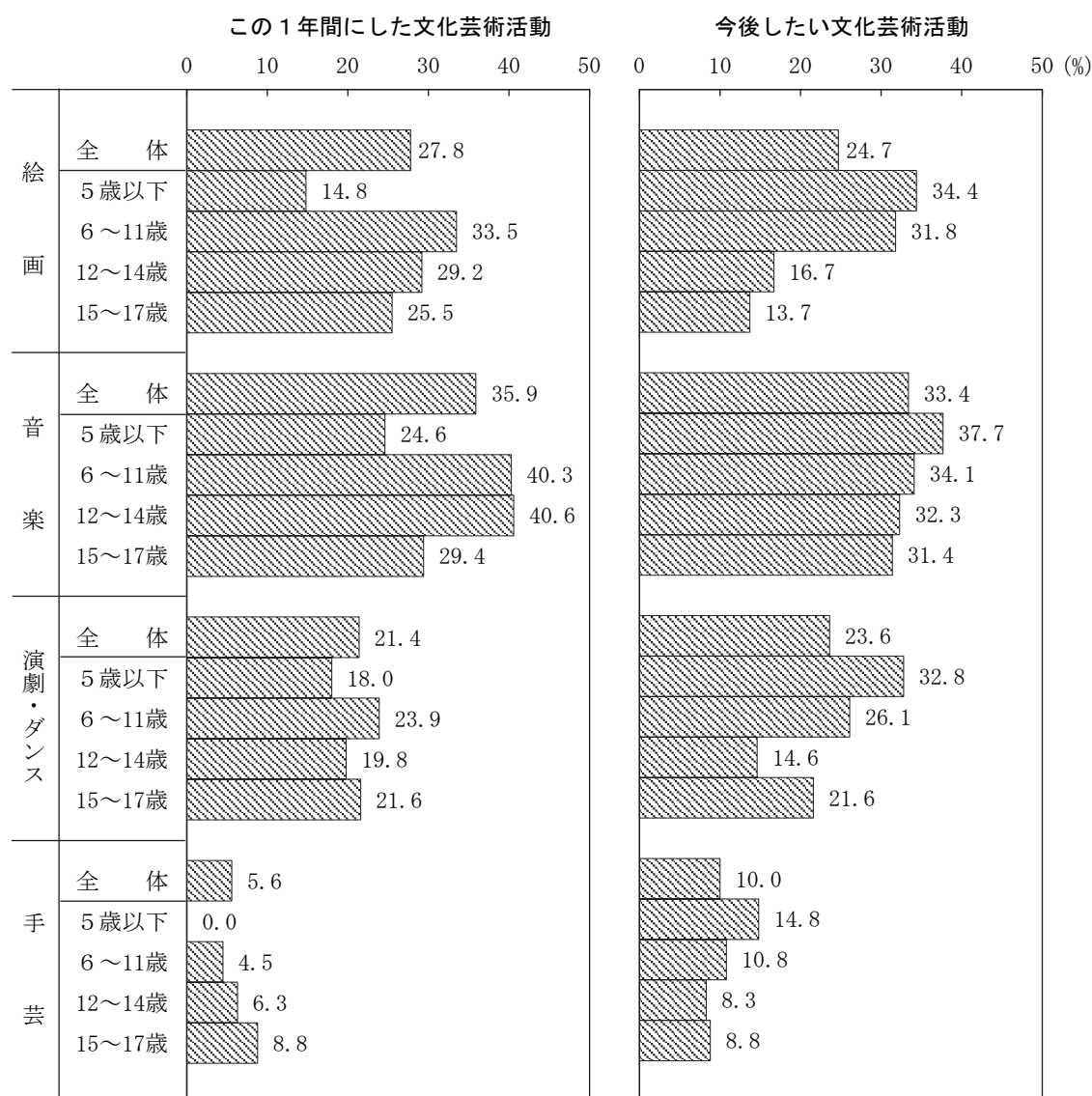
1 文化芸術活動

(1) 文化芸術活動と今後の意向

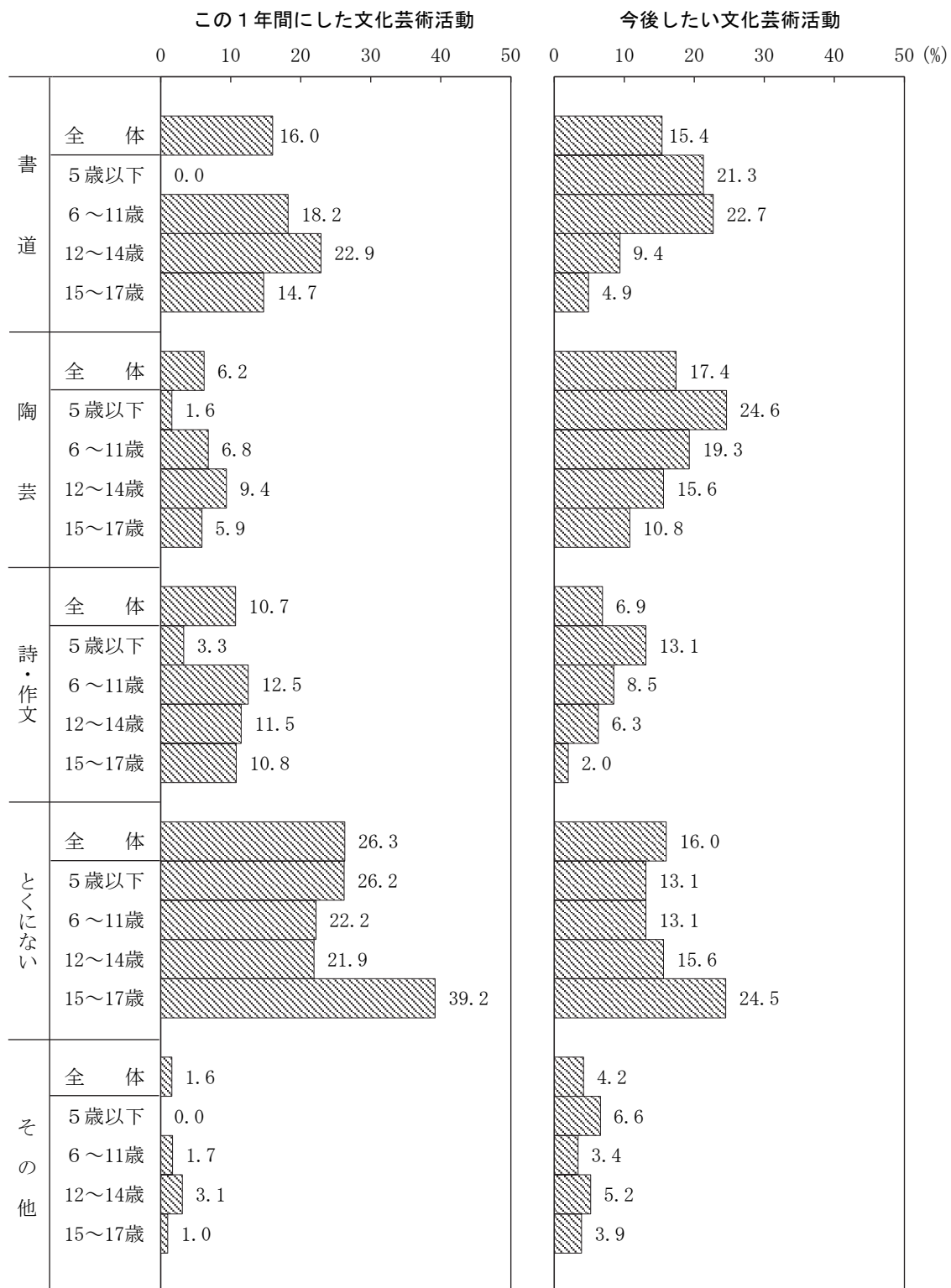
この1年間にした文化芸術活動は、「音楽」(35.9%)、「絵画」(27.8%)、「演劇・ダンス」(21.4%)などが高く、「とくにない」も26.3%あります。「音楽」「絵画」は6～11歳(小学生に該当)と12～14歳(中学生に該当)が高く、「とくにない」は15～17歳(高校生に該当)が高くなっています。

今後したいことをこの1年間にしたことと比較すると、「陶芸」が6.2%から17.4%に上昇していることが注目されます。

図表2-2-76 この1年間にした文化芸術活動と今後の意向(障害のある児童・複数回答)



図表2-2-76 この1年間にした文化芸術活動と今後の意向（障害のある児童・複数回答）その2

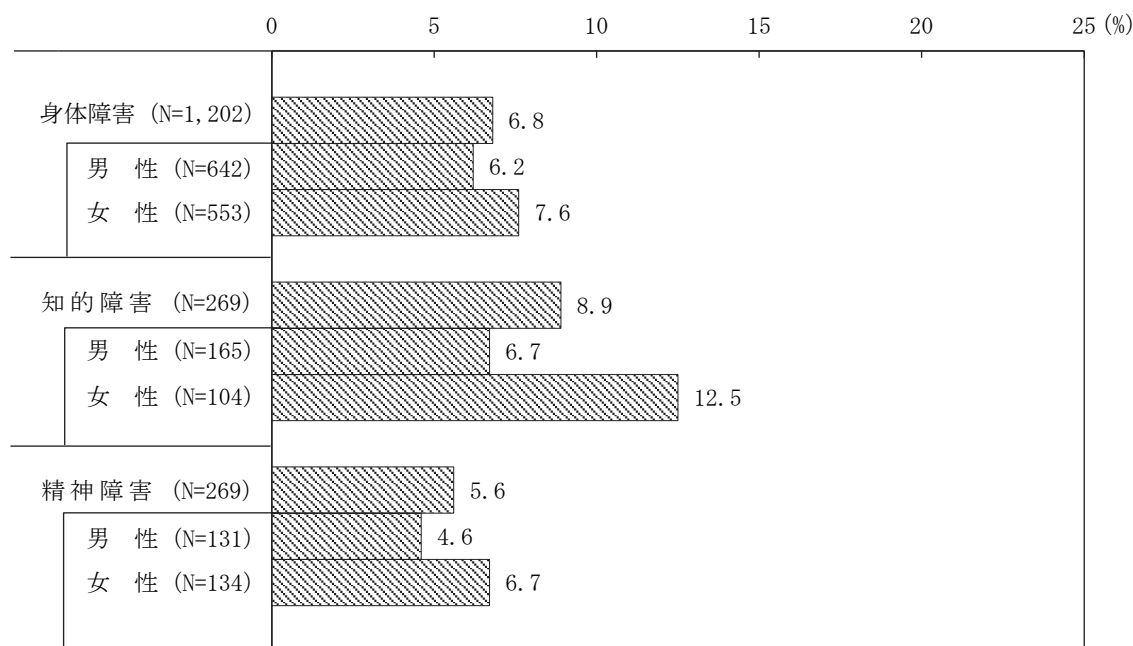


(2) 文化芸術創作活動と今後の意向

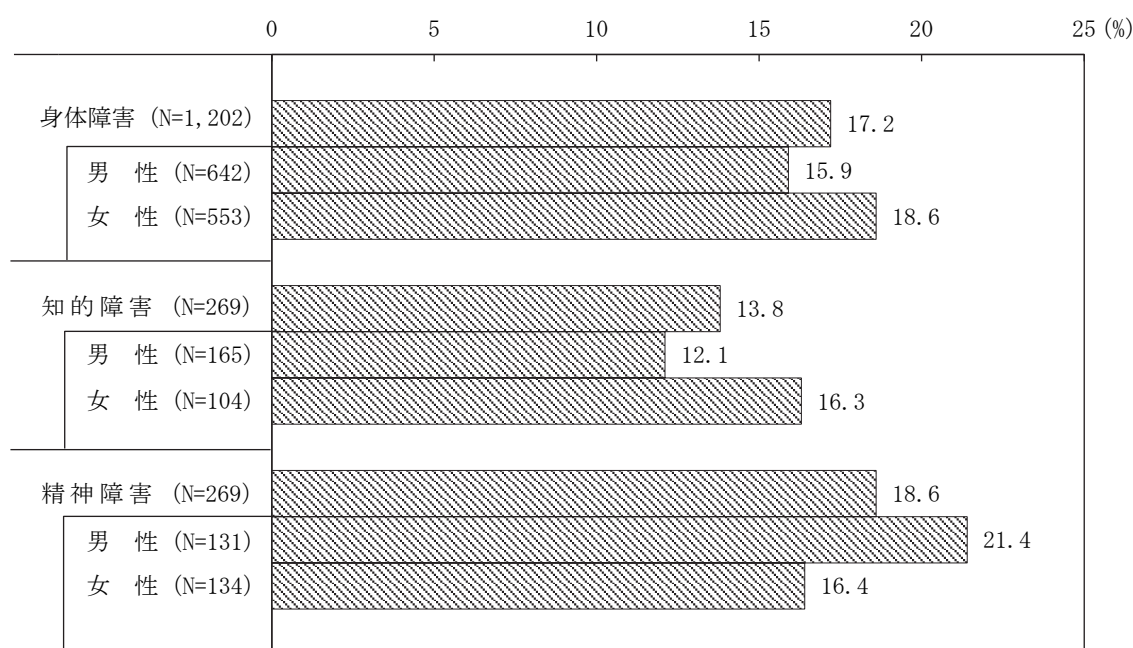
この1年間に文化芸術創作活動をした人は、身体に障害のある人が6.8%、知的障害のある人が8.9%、精神に障害のある人が5.6%と、いずれも1割以下です（図表2-2-77）。

文化芸術創作活動を今後したい人の割合は、すべてがこの1年間に文化芸術創作活動をした人の割合を上回っています（図表2-2-78）。

図表2-2-77 この1年間に文化芸術創作活動をした人の割合



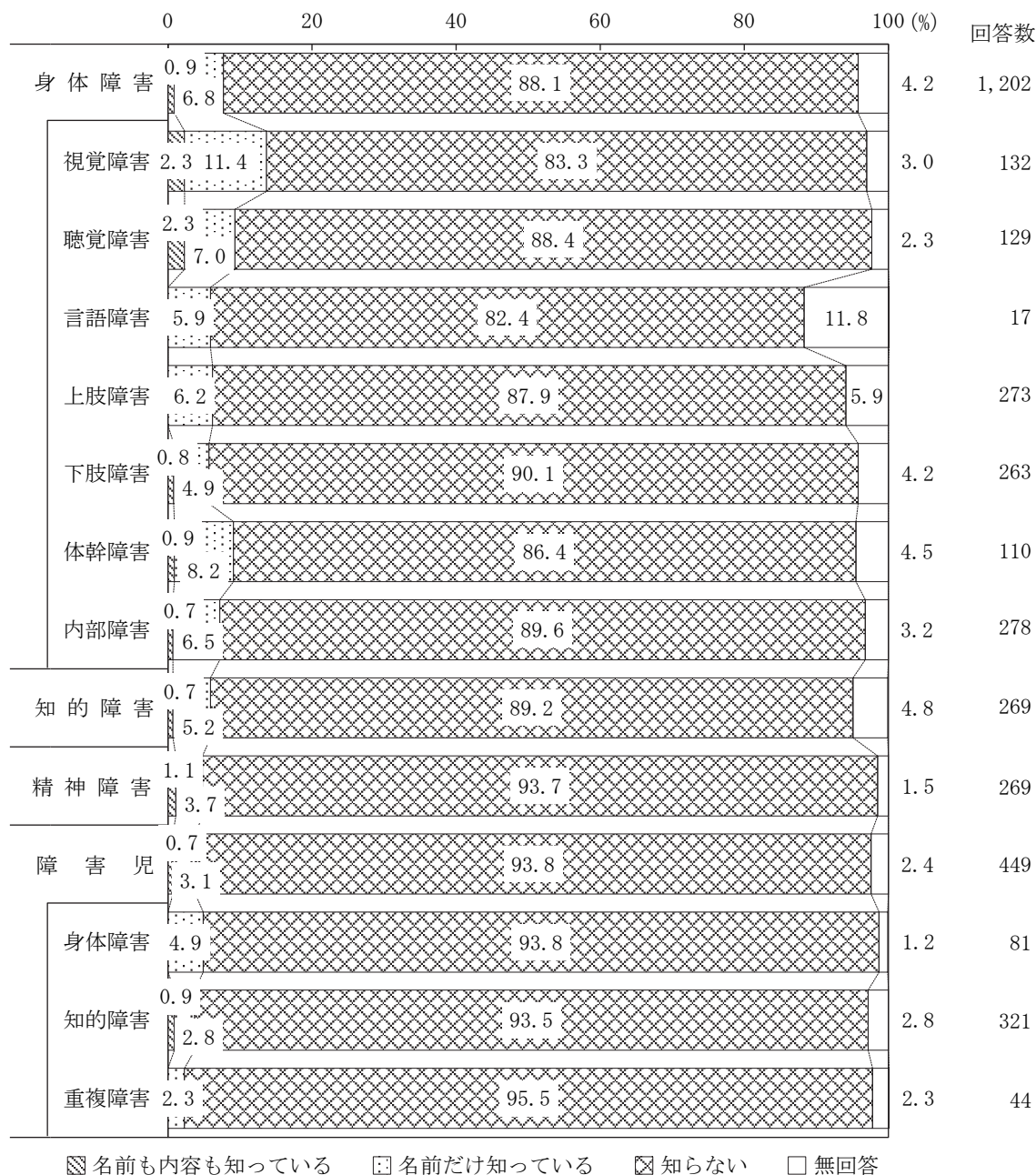
図表2-2-78 文化芸術創作活動を今後したい人の割合



(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の周知度

平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」については、「知らない」が90%前後を占めています。「名前も内容も知っている」と答えているのは1%前後の非常に低い率です。

図表2-2-79 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の周知度

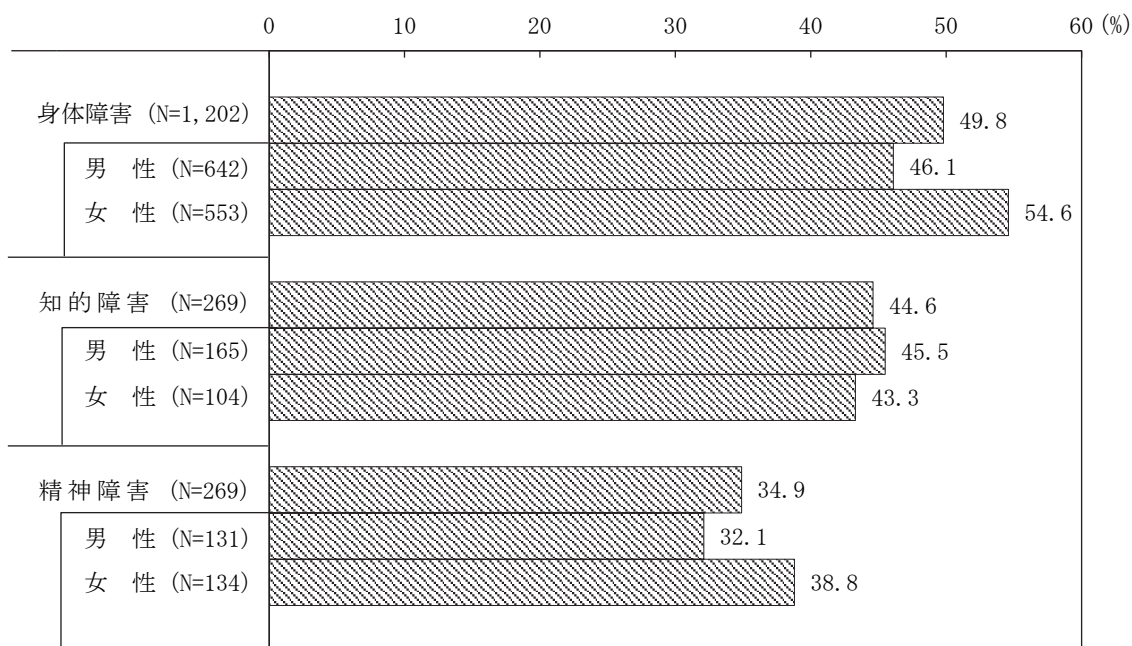


② コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学

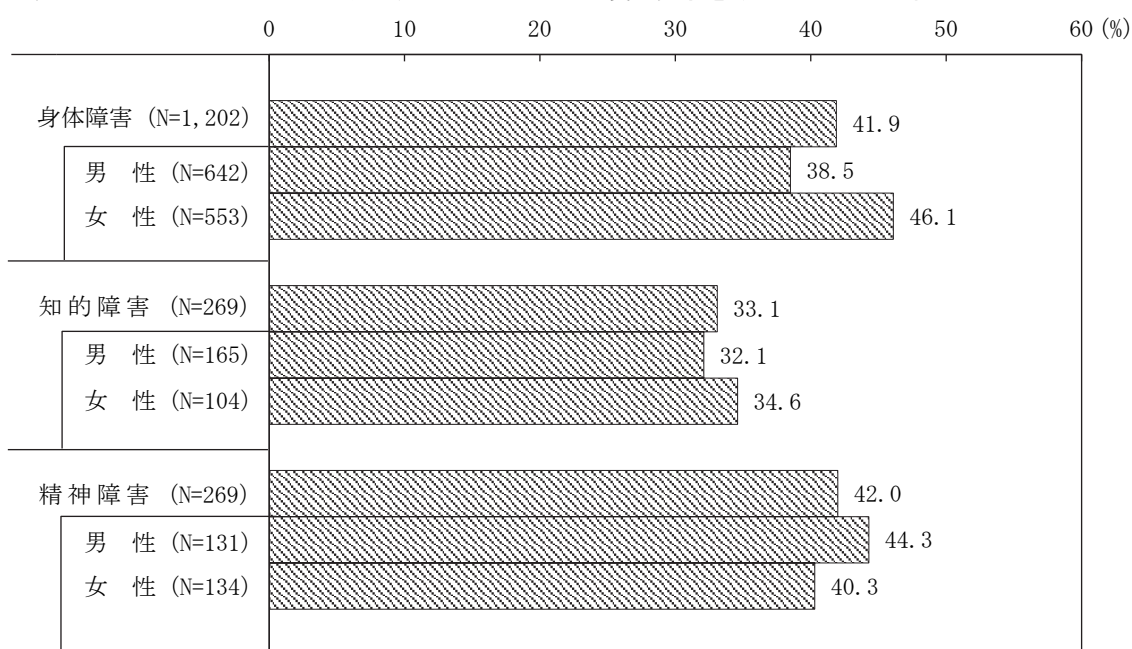
この1年間にコンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学をした人の割合は、身体に障害のある人が高く、精神に障害のある人が低くなっています(図表2-2-80)。

コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学を今後したい人の割合は、知的障害のある人が最も低くなっています(図表2-2-81)。

図表2-2-80 この1年間にコンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学をした人の割合



図表2-2-81 コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学を今後したい人の割合

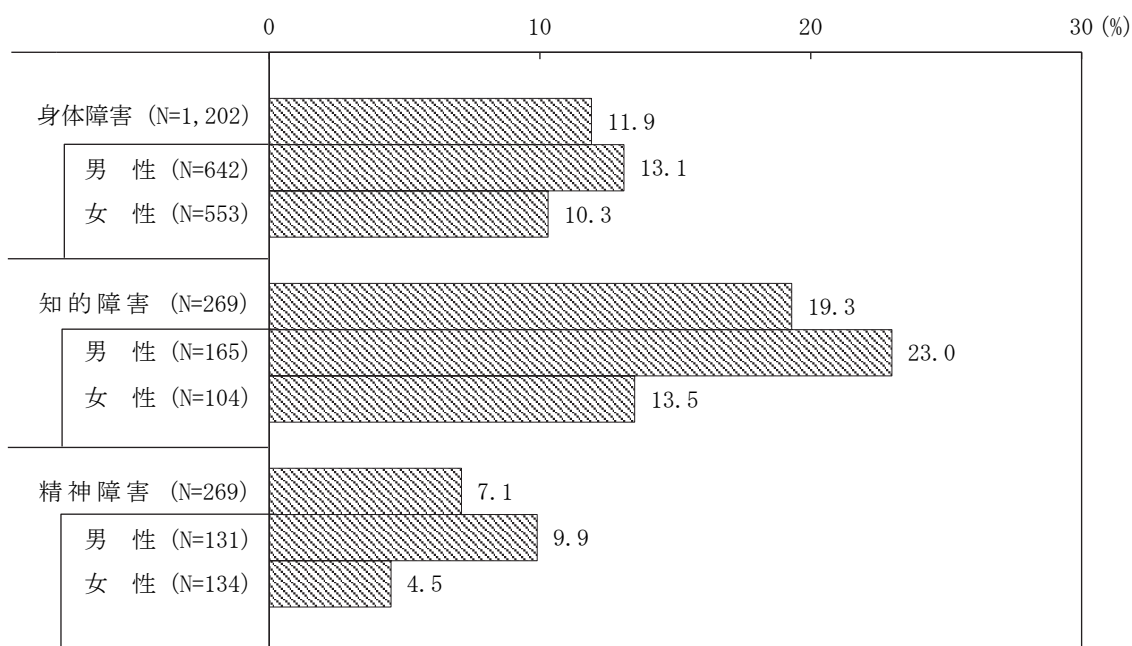


3 スポーツ教室、大会などへの参加

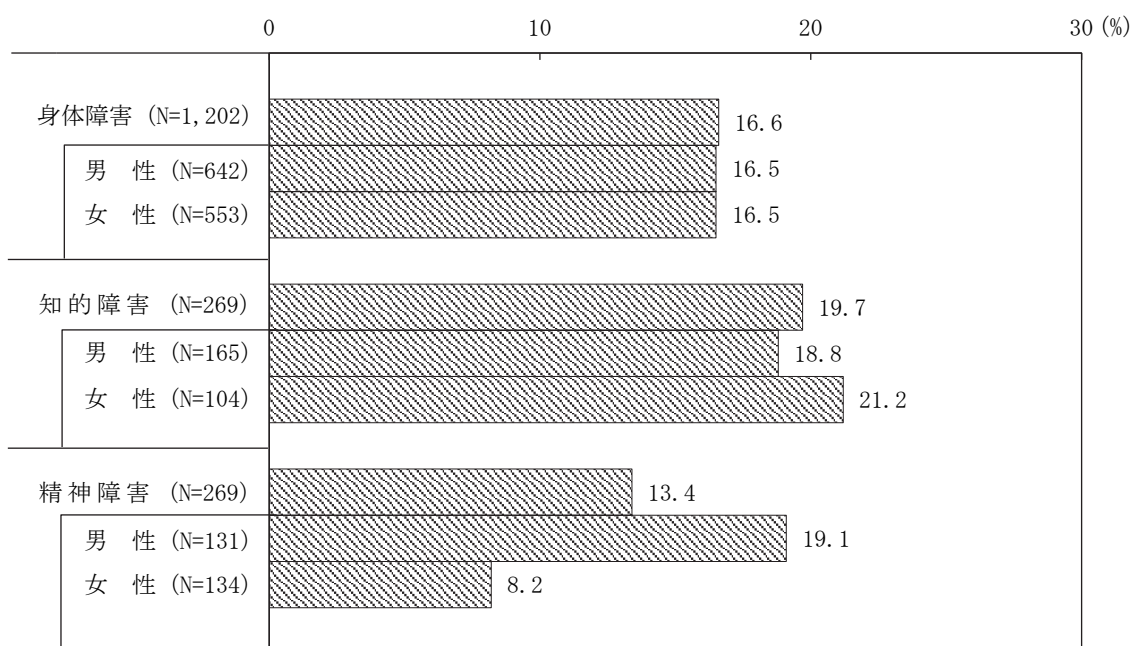
この1年間にスポーツ教室、大会などへ参加した人の割合は、知的障害のある人が19.3%、身体に障害のある人が11.9%、精神に障害のある人が7.1%となっています。性別にみると、すべて女性より男性が高くなっています（図表2-2-82）。

スポーツ教室、大会などへの参加意向は、この1年間に参加した人の割合より高くなっています（図表2-2-83）。

図表2-2-82 この1年間にスポーツ教室、大会などへ参加した人の割合



図表2-2-83 スポーツ教室、大会などへ今後参加したい人の割合

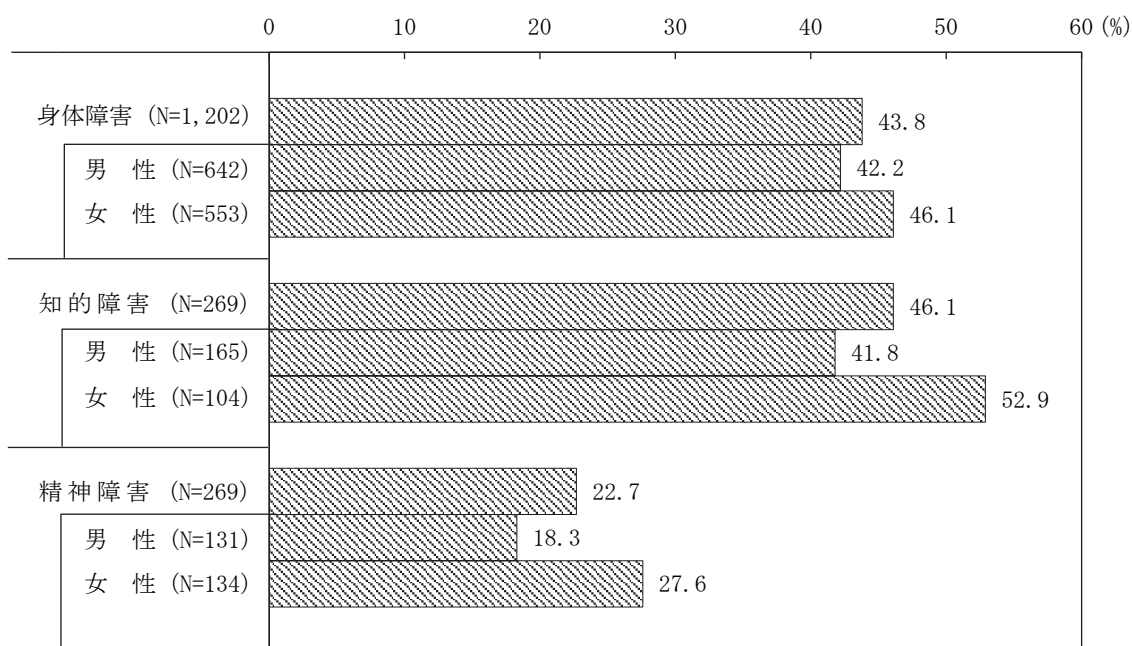


4 旅行・キャンプ・つりなど

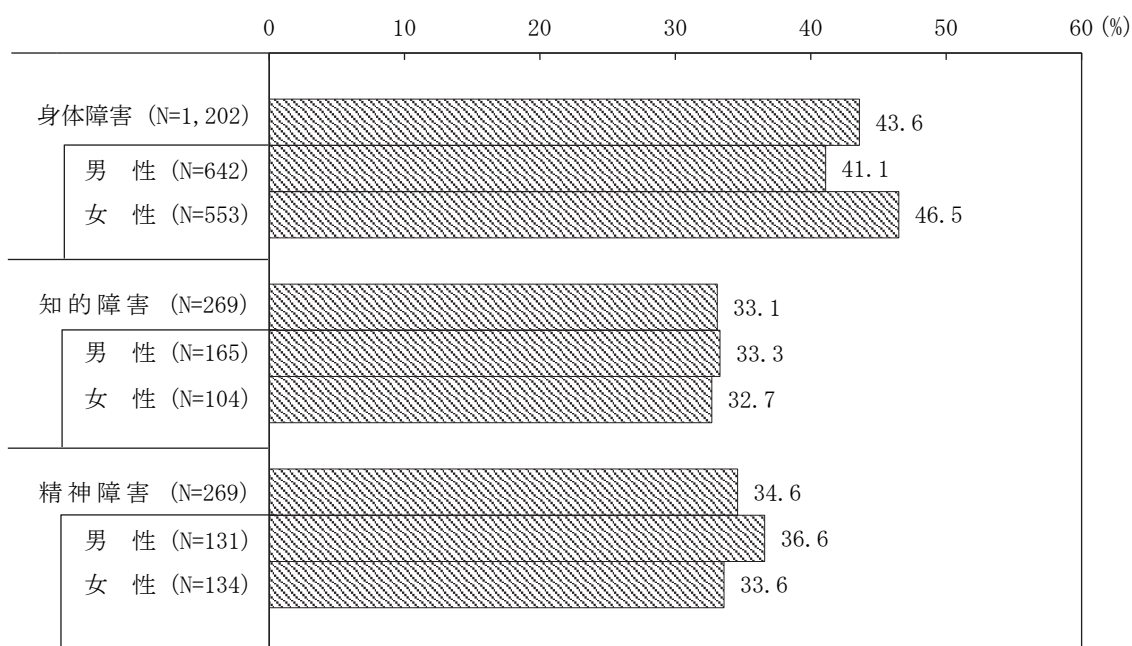
この1年間に旅行・キャンプ・つりなどをした人の割合は、身体に障害のある人が43.8%、知的障害のある人が46.1%、精神に障害のある人が22.7%となっています。性別にみると、すべて男性より女性が高くなっています（図表2-2-84）。

知的障害のある人の旅行・キャンプ・つりなどを今後したい人の割合は、この1年間にした人の割合を大幅に下回っています（図表2-2-85）。

図表2-2-84 この1年間に旅行・キャンプ・つりなどをした人の割合



図表2-2-85 旅行・キャンプ・つりなどを今後したい人の割合



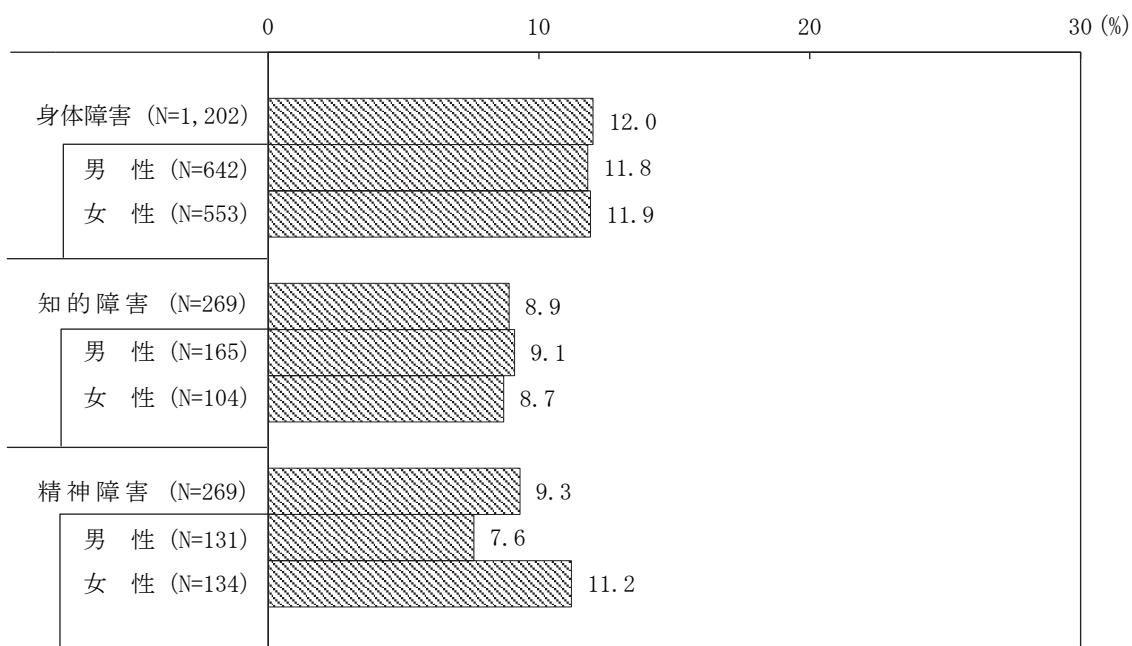
VII つきあう

1 趣味の同好会への参加

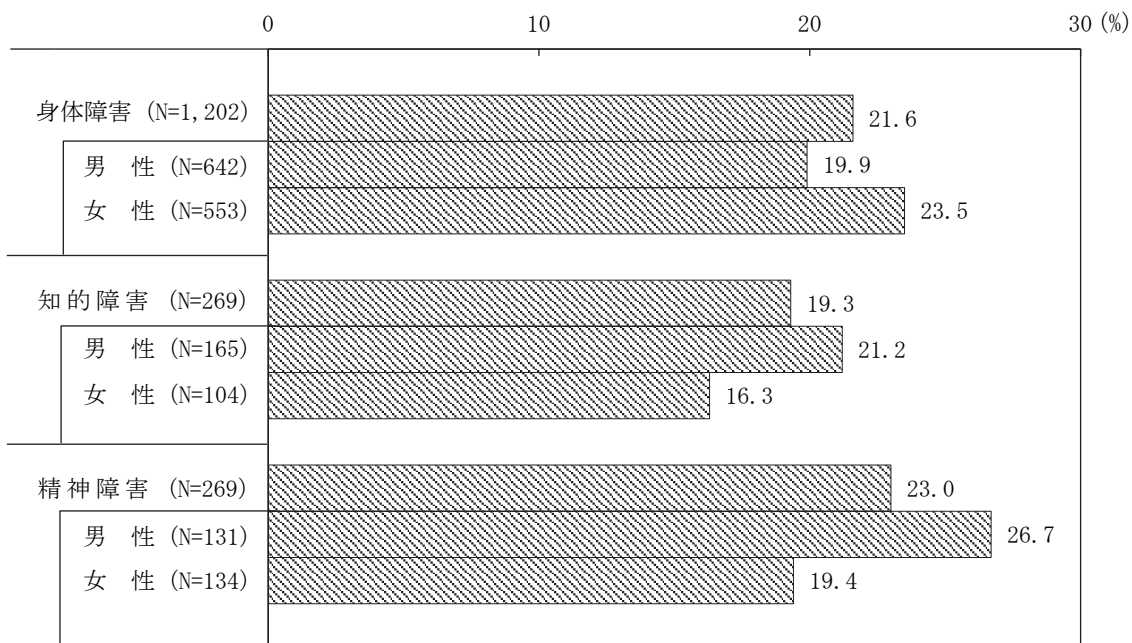
この1年間に趣味の同好会へ参加した人の割合は、いずれの障害の種類とも10%前後です（図表2-2-86）。

趣味の同好会へ今後参加したい人の割合は、身体に障害のある人が21.6%、精神に障害のある人が23.0%と、この1年間に参加した人の割合より高くなっています（図表2-2-87）。

図表2-2-86 この1年間に趣味の同好会へ参加した人の割合



図表2-2-87 趣味の同好会へ今後参加したい人の割合

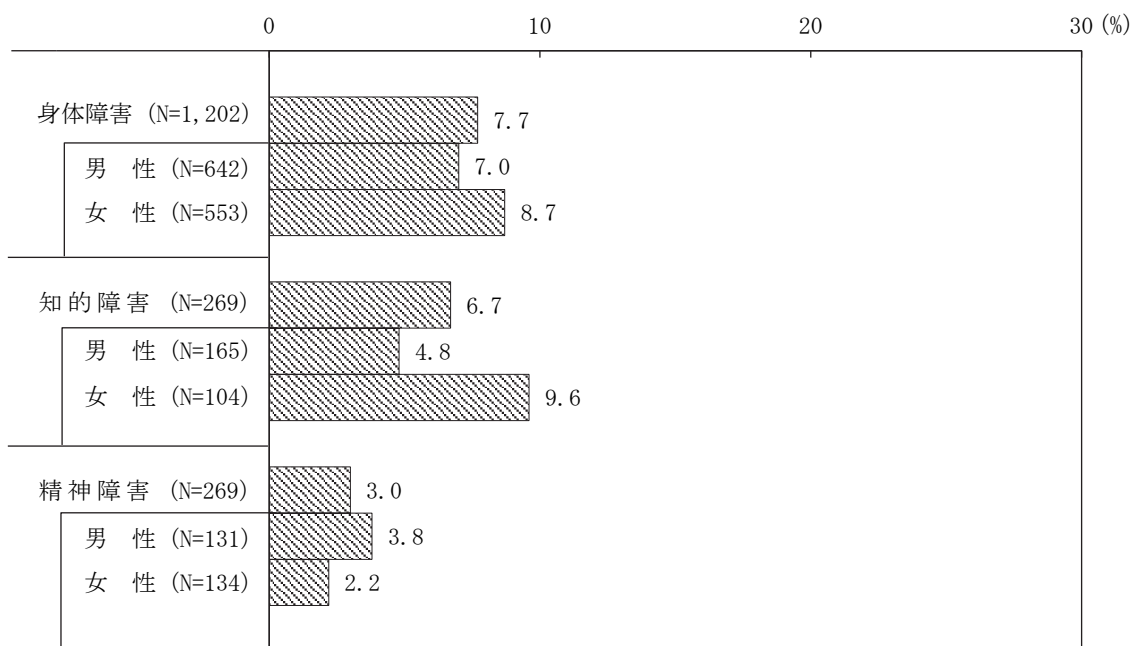


2 ボランティアなどの社会活動

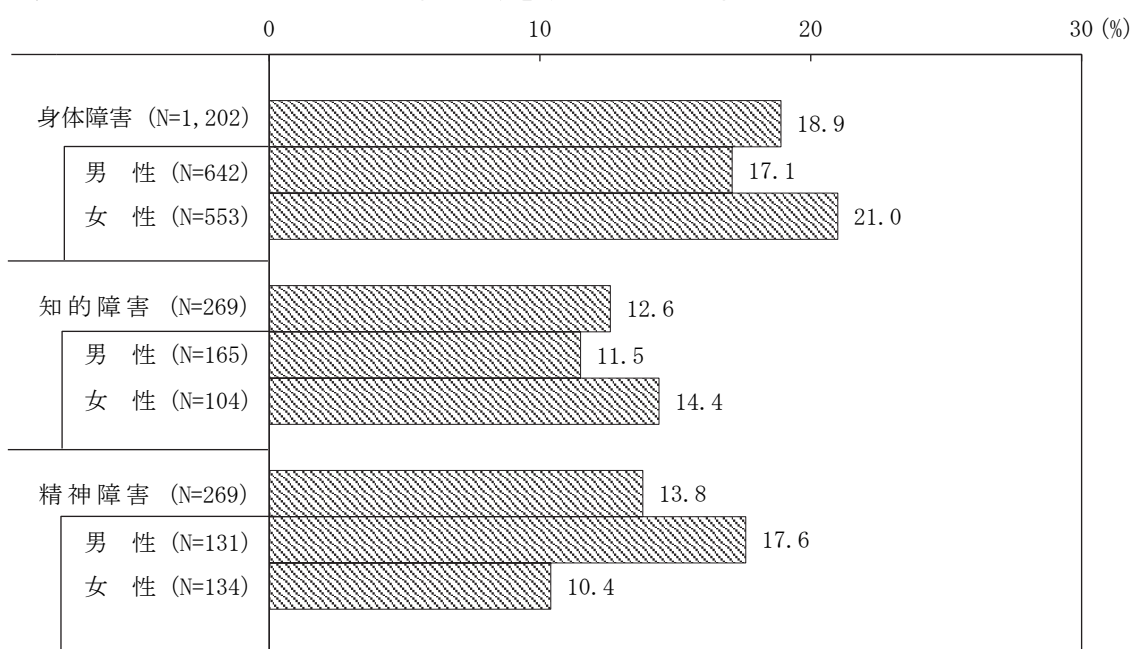
この1年間にボランティアなどの社会活動をした人の割合は、身体に障害のある人7.7%、知的障害のある人6.7%、精神に障害のある人3.0%と低い率です（図表2-2-88）。

ボランティアなどの社会活動を今後したい人の割合は、この1年間にした人の割合より高くなっています（図表2-2-89）。

図表2-2-88 この1年間にボランティアなどの社会活動をした人の割合



図表2-2-89 ボランティアなどの社会活動を今後したい人の割合

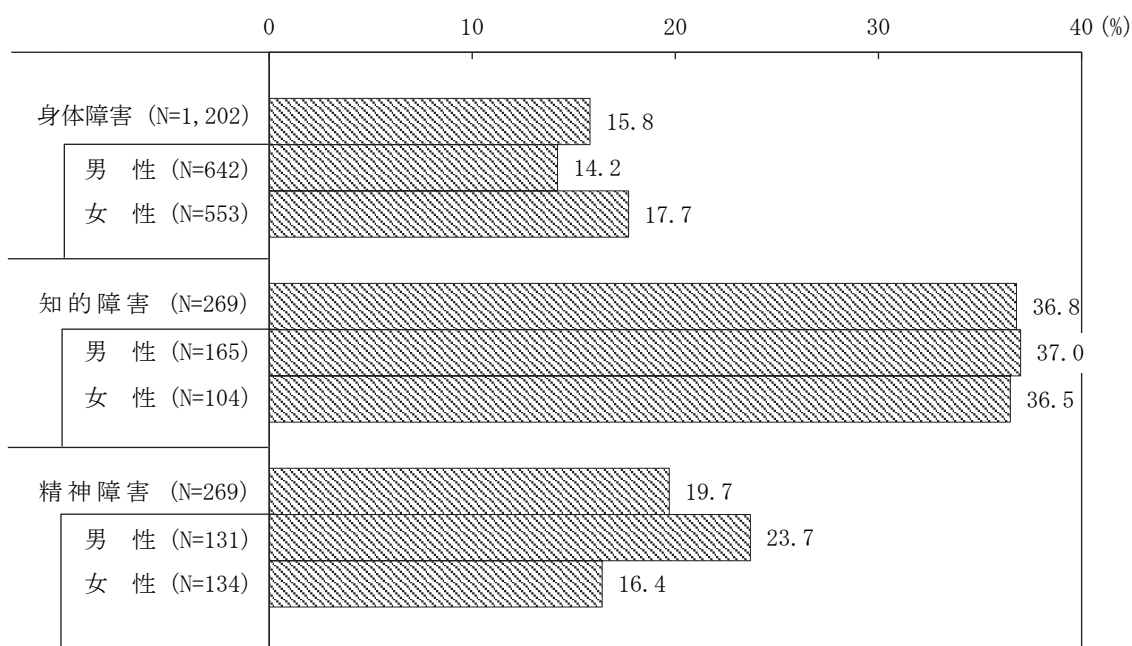


3 障害のある仲間とのふれあい

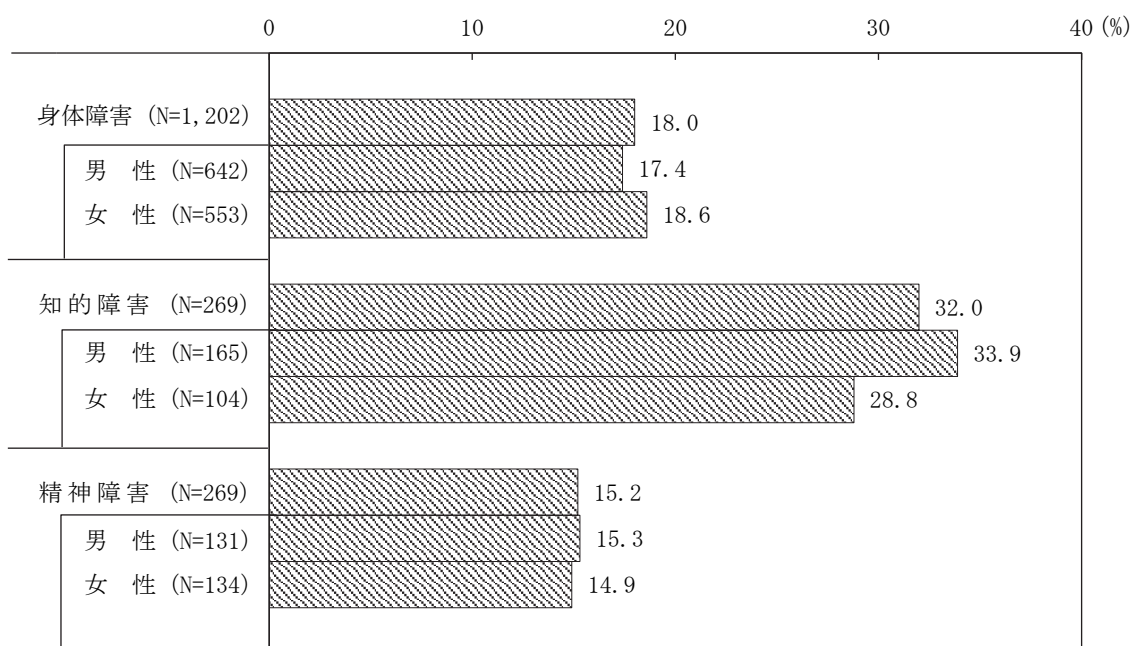
この1年間に障害のある仲間とのふれあいをした人の割合は、知的障害のある人が36.8%、精神に障害のある人が19.7%、身体に障害のある人が15.8%です（図表2-2-90）。

障害のある仲間とのふれあいについて、この1年間にした人の割合と今後したい人の割合を比較すると、身体に障害のある人は今後したい人の割合のほうが高く、知的障害のある人および精神に障害のある人は今後したい人の割合のほうが低くなっています（図表2-2-91）。

図表2-2-90 この1年間に障害のある仲間とのふれあいをした人の割合



図表2-2-91 障害のある仲間とのふれあいを今後したい人の割合

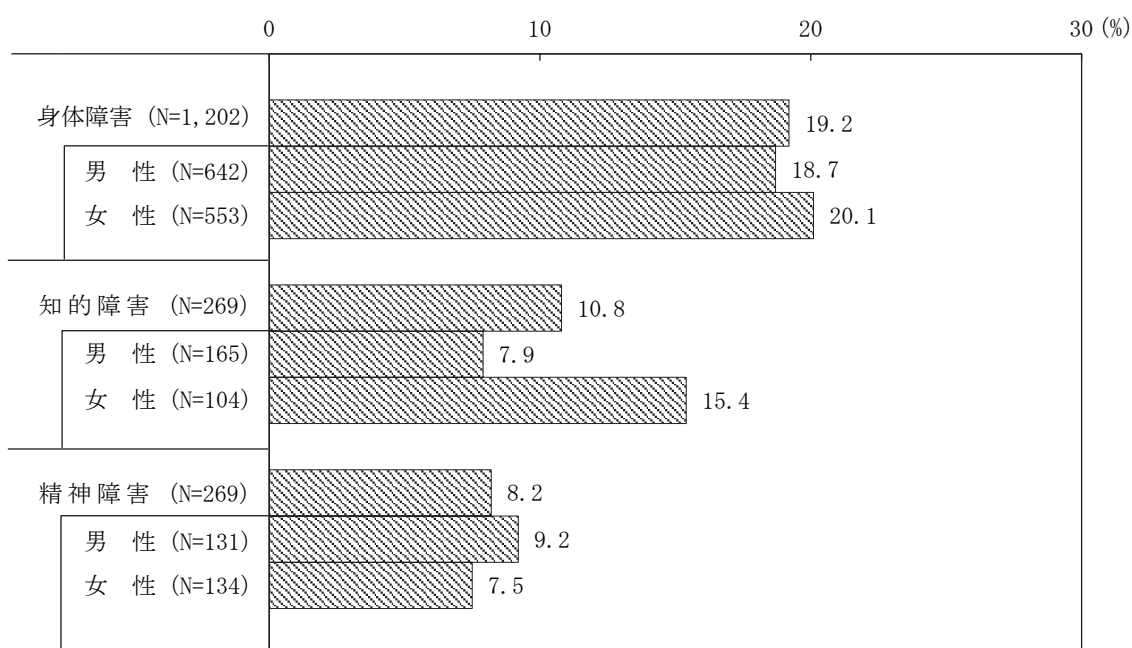


4 町会・地域活動

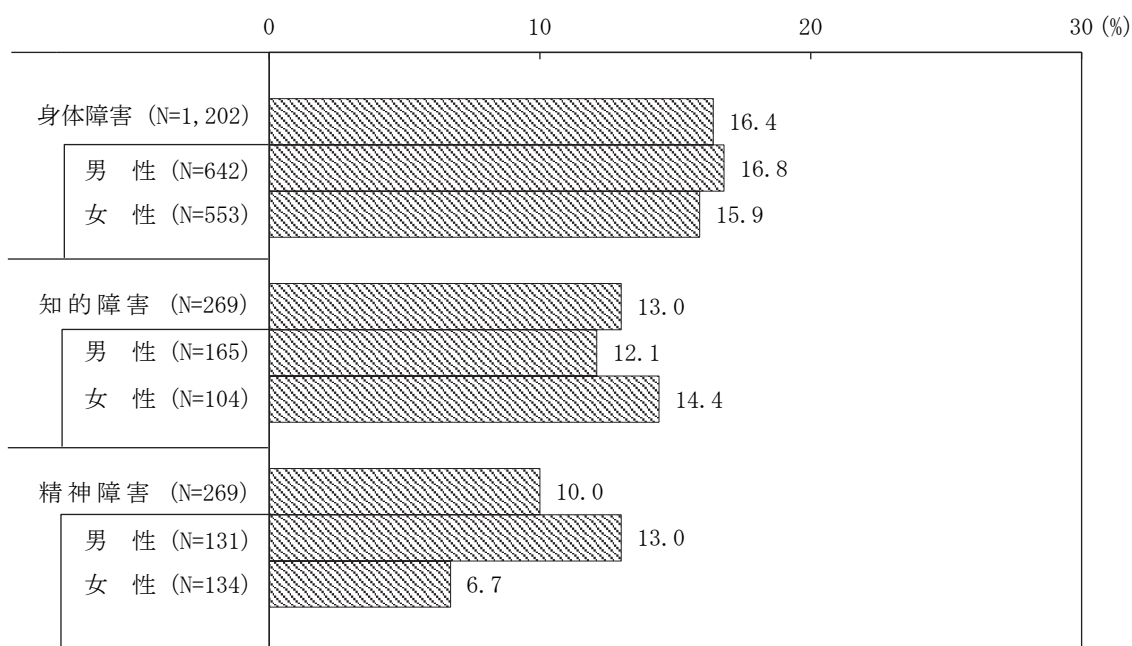
この1年間に町会・地域活動をした人の割合は、身体に障害のある人が19.2%、知的障害のある人が10.8%、精神に障害のある人が8.2%です。精神に障害のある人以外は、男性より女性が高くなっています（図表2-2-92）。

身体に障害のある人の町会・地域活動を今後したい人の割合は、この1年間にした人の割合より2.8ポイント低くなっています。また、知的障害のある人以外は、女性より男性が高くなっています（図表2-2-93）。

図表2-2-92 この1年間に町会・地域活動をした人の割合



図表2-2-93 町会・地域活動を今後したい人の割合

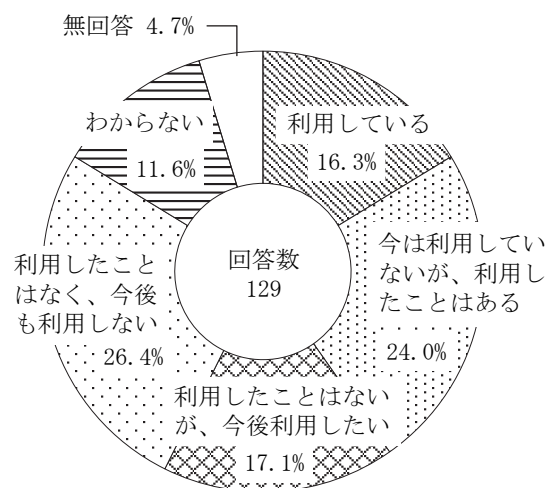


5 聴覚または言語に障害のある人のコミュニケーション手段

(1) 手話通訳者・要約筆記者の利用（聴覚に障害のある人）

聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段である手話通訳者・要約筆記者を「利用している」のは16.3%、「今は利用していないが、利用したことはある」が24.0%、「利用したことはないが、今後利用したい」が17.1%となっています。

図表2-2-94 手話通訳者・要約筆記者の利用（聴覚に障害のある人）

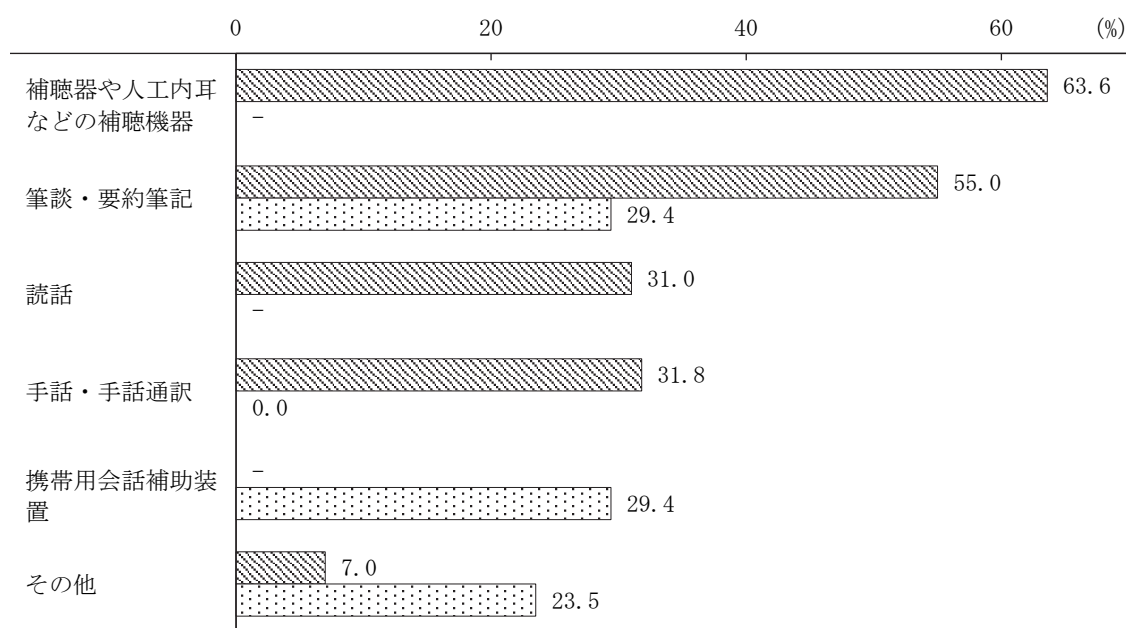


(2) 聴覚または言語に障害のある人のコミュニケーション手段

聴覚に障害のある人の日常的なコミュニケーション手段としては、「補聴器や人工内耳などの補聴機器」(63.6%) および「筆談・要約筆記」(55.0%) が高い率となっています。

一方、言語に障害のある人は、「筆談」と「携帯用会話補助装置」がともに29.4%で、「その他」が23.5%となっています。

図表2-2-95 聴覚または言語に障害のある人のコミュニケーション手段（複数回答）



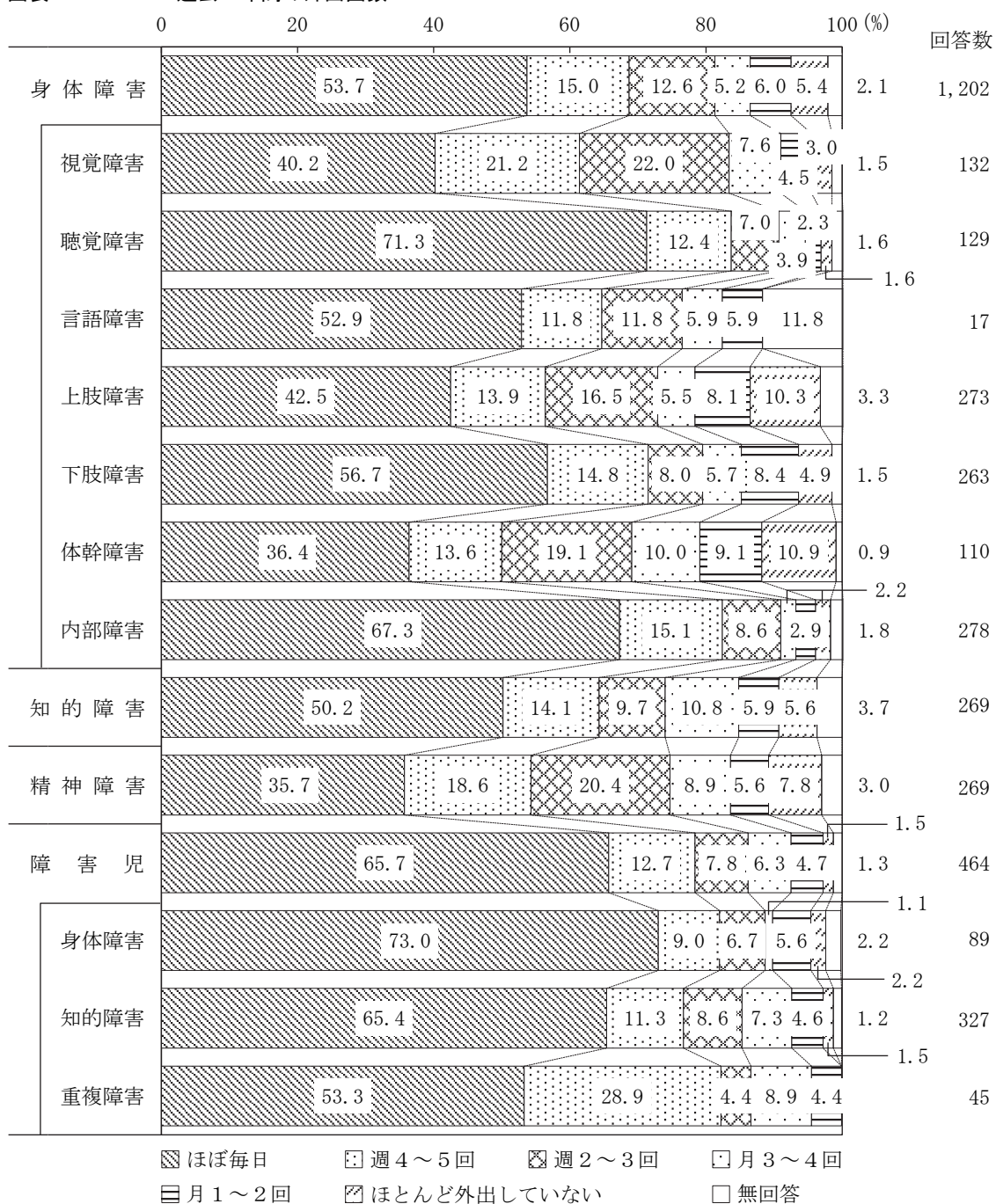
(注) 言語に障害のある人の「筆談・要約筆記」は「筆談」に、「手話・手話通訳」は「手話」に読み替える。

VIII 出かける

1 外出頻度

「ほぼ毎日」と「週4～5回」を合計した週4回以上外出している率は、身体に障害のある人が68.7%、知的障害のある人が64.3%、精神に障害のある人が54.3%、障害のある児童が78.4%です。身体に障害のある人の障害種類別にみると、体幹に障害のある人の外出回数が少なくなっています。

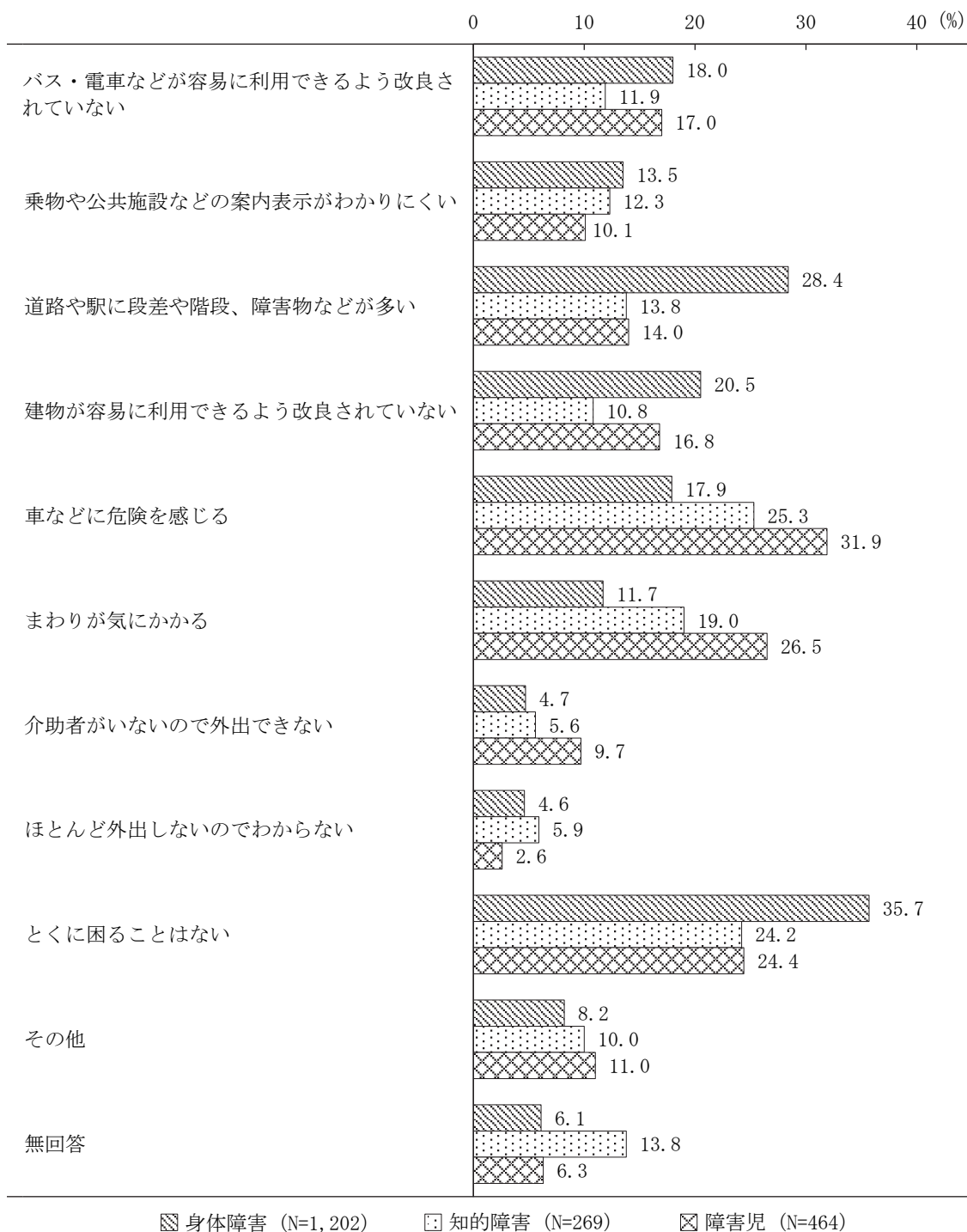
図表2-2-96 過去1年間の外出回数



2 外出するうえで困ること

外出するうえで困ることとして20%以上あるのは、身体に障害のある人の「道路や駅に段差や階段、障害物などが多い」「建物が容易に利用できるよう改良されていない」、知的障害のある人の「車などに危険を感じる」、障害のある児童の「車などに危険を感じる」「まわりが気にかかる」です。「とくに困ることはない」と答えている率がいずれも20%以上あります。

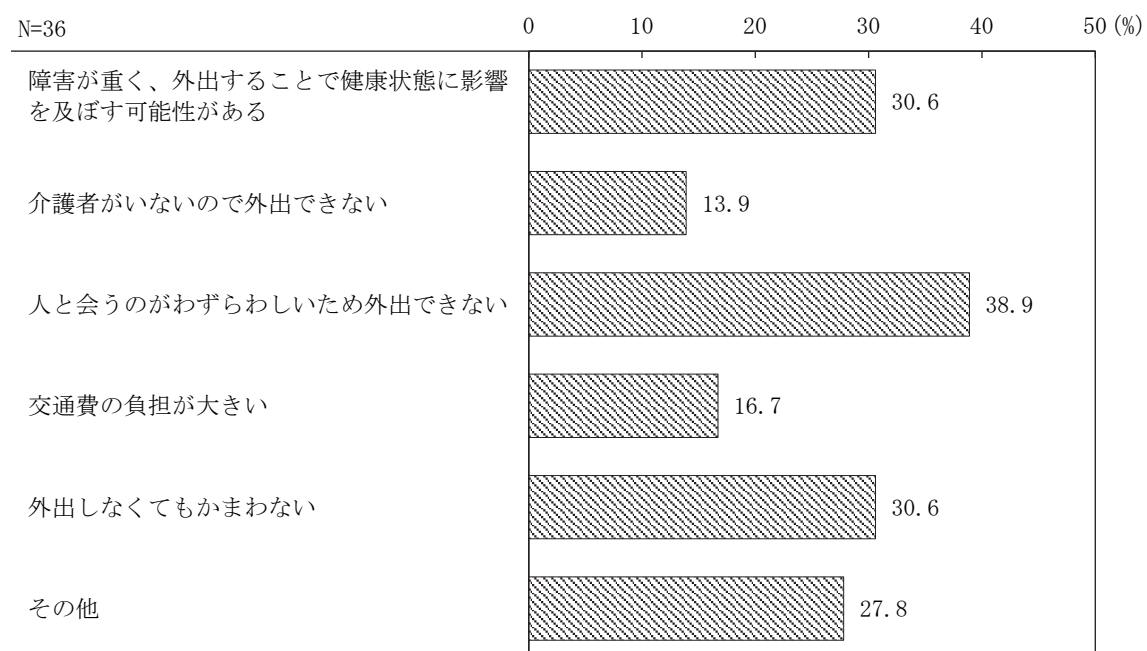
図表2-2-97 外出するうえで困ること（複数回答）



3 外出しない理由

過去1年間の外出回数をたずねた結果（211頁参照）、「月に1～2回」「ほとんど外出していない」と答えた精神に障害のある人は36人でした。その36人の外出しない理由は、「人と会うのがわずらわしいため外出できない」（38.9%）、「障害が重く、外出することで健康状態に影響を及ぼす可能性がある」「外出しなくてもかまわない」（ともに30.6%）などとなっています。

図表2-2-98 「月に1～2回」「ほとんど外出していない」と答えた精神に障害のある人の外出しない理由（複数回答）



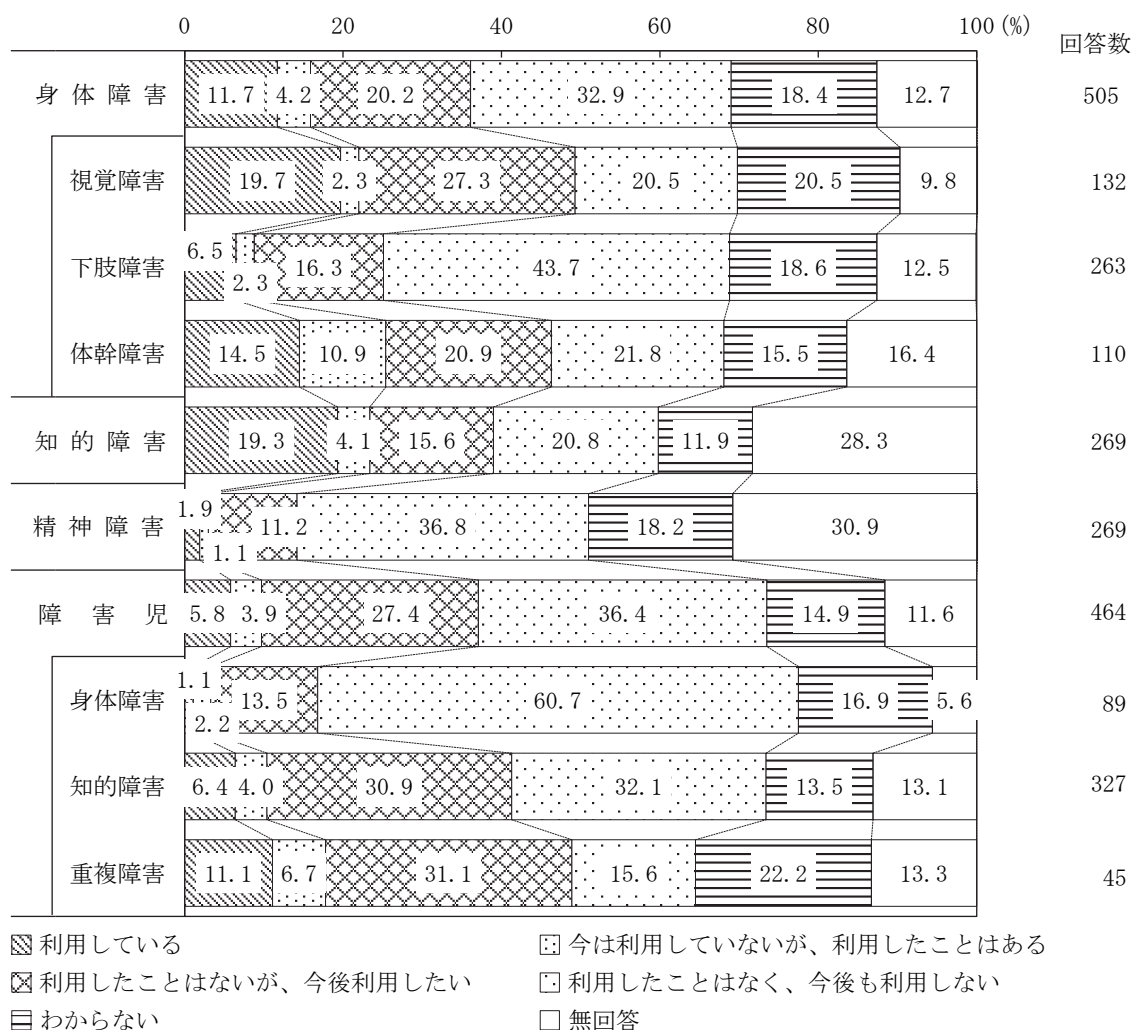
4 外出支援

(1) 同行援護または移動支援事業

同行援護は視覚に障害のある人に限定されていますが、移動支援事業は屋外での移動が困難な障害のある人としています。今回の調査においては、視覚に障害のある人に対しては同行援護と移動支援事業、下肢に障害のある人、体幹に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人および障害のある児童に対しては移動支援事業についてお聞きしました。

「利用している」は視覚に障害のある人（19.7%）と知的障害のある人（19.3%）が高く、「利用したことはないが、今後利用したい」は、障害のある児童が27.4%、視覚に障害のある人が27.3%などとなっています。

図表 2-2-99 同行援護または移動支援事業の利用状況と利用意向

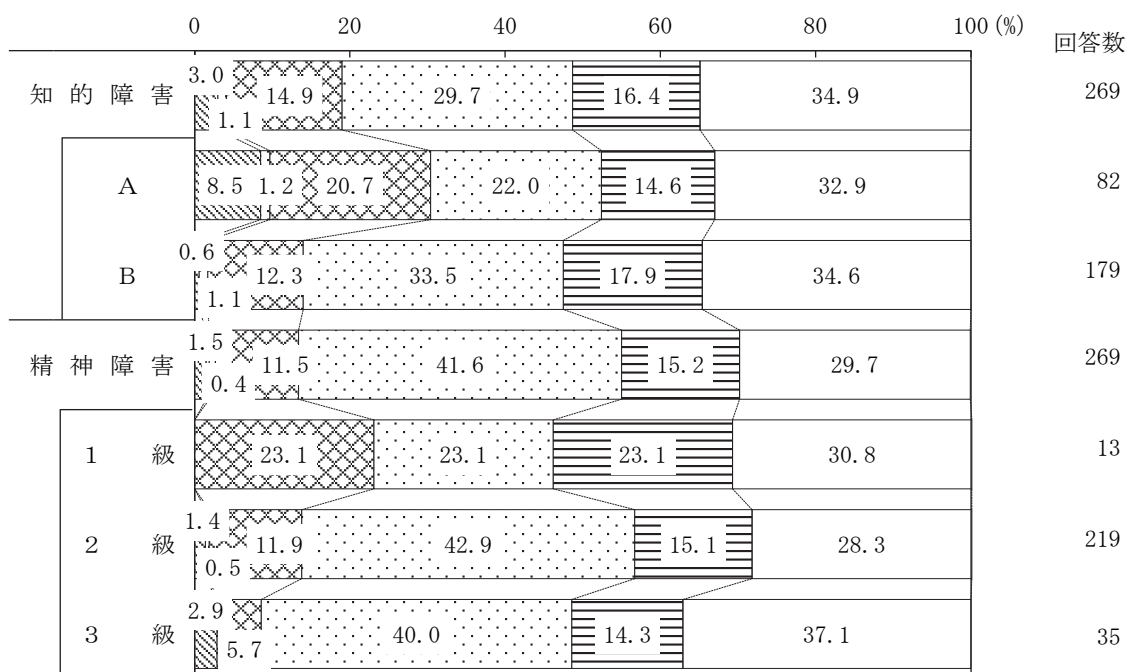


(2) 行動援護

行動援護は、障害のある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うものです。サービス対象となるのは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護を必要とする人で、障害支援区分3以上等の条件を満たす人です。

行動援護を「利用している」と答えたのは、知的障害のある人が3.0%、精神に障害のある人が1.5%です。「利用したことはないが、今後利用したい」が、知的障害のある人14.9%、精神に障害のある人11.5%となっていますが、上記サービス受給条件を満たしていない人も答えているものと推定されます。

図表2-2-100 行動援護の利用状況と利用意向



- ▨ 利用している
- ▧ 利用したことはないが、今後利用したい
- ▩ 利用したことはなく、今後も利用しない
- 無回答
- ▨ (斜線) 今は利用していないが、利用したことはある
- ▩ (点線) わからない

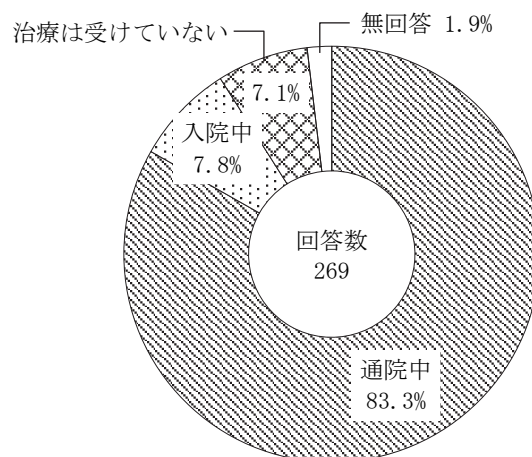
IX すこやかに暮らす

1 精神科での治療

(1) 精神科での治療状況

精神に障害のある人に対する「現在、精神科（神経科（神経内科）、心療内科）で治療を受けていますか」の回答は、「通院中」が83.3%を占めており、「入院中」が7.8%です。

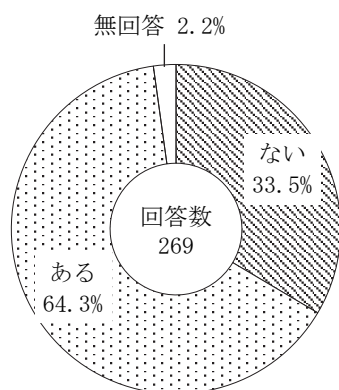
図表2-2-101 精神科での治療状況（精神に障害のある人）



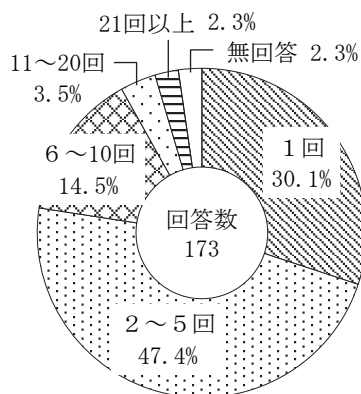
(2) 精神科への入院

精神科（神経科（神経内科）、心療内科）への入院は、「ある」が64.3%を占めています（図表2-2-102）。入院回数は、「2～5回」（47.4%）と「1回」（30.1%）を合計した「5回以下」が77.5%になります（図表2-2-103）。入院期間は、「1年未満」が63.0%、「1～5年未満」が20.2%、「5年以上」が15.0%になります（図表2-2-104）。

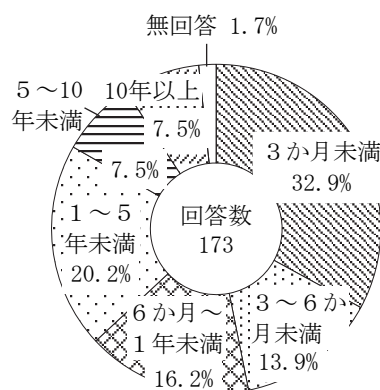
図表2-2-102 精神科への入院



図表2-2-103 精神科への入院回数



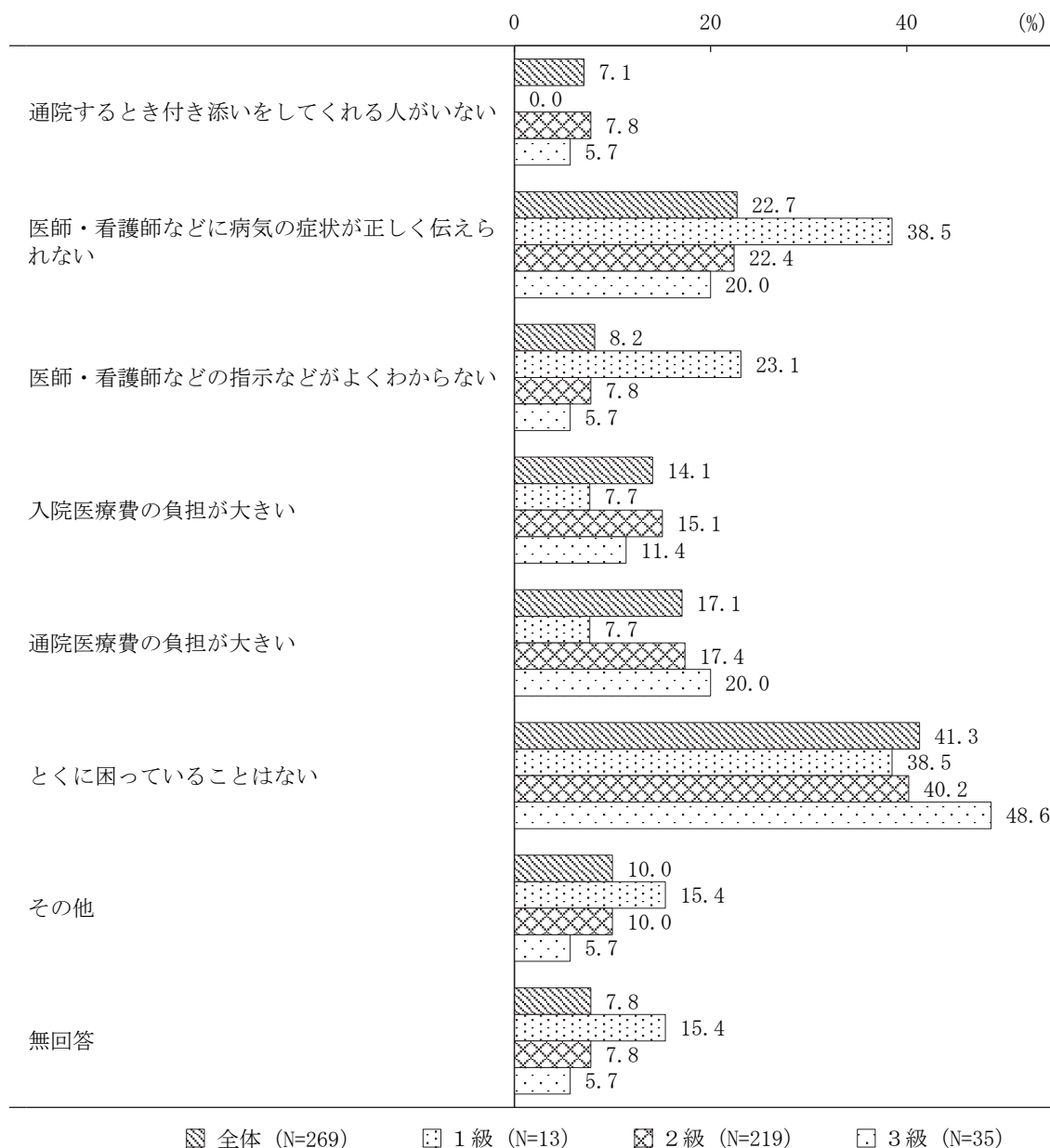
図表2-2-104 精神科への入院期間



(3) 精神科医療で困っていること

精神科医療のことで困っていることとしては、「医師・看護師などに病気の症状が正しく伝えられない」(22.7%)、「通院医療費の負担が大きい」(17.1%)、「入院医療費の負担が大きい」(14.1%)などが高くなっています。

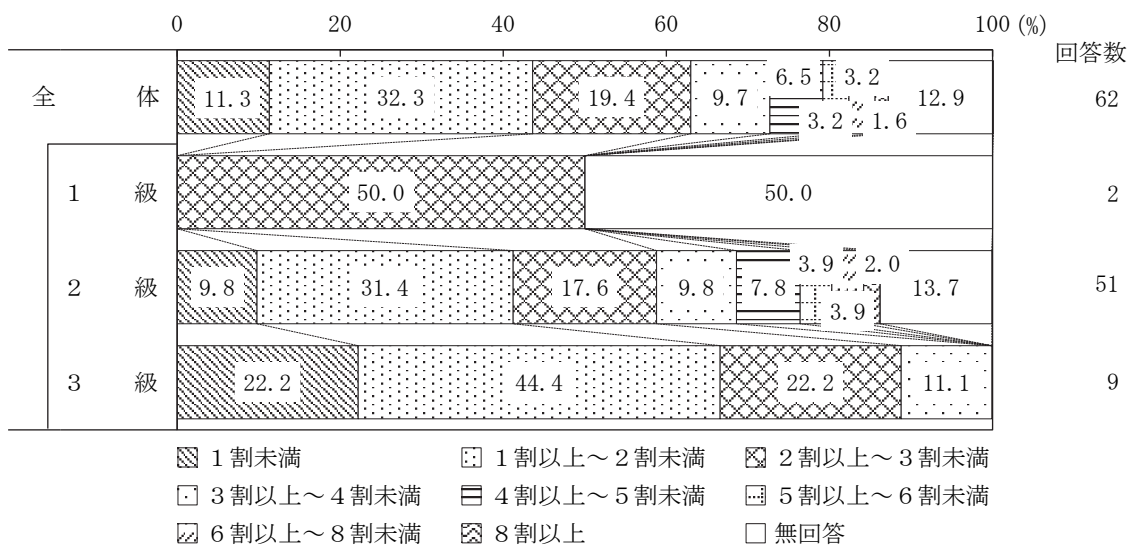
図表2-2-105 精神科医療で困っていること（精神に障害のある人・複数回答）



(4) 家計に占める医療費の割合

(3)で「入院医療費の負担が大きい」および「通院医療費の負担が大きい」と答えた人に、世帯の家計に占める医療費（精神科以外の医療費も含む）の割合をたずねた結果が図表2-2-106です。「1割以上2割未満」が32.3%、「2割以上3割未満」が19.4%、「1割未満」が11.3%となっています。なお、「医療費の負担が大きい」と答えているのは、269人中62人（23.0%）です。

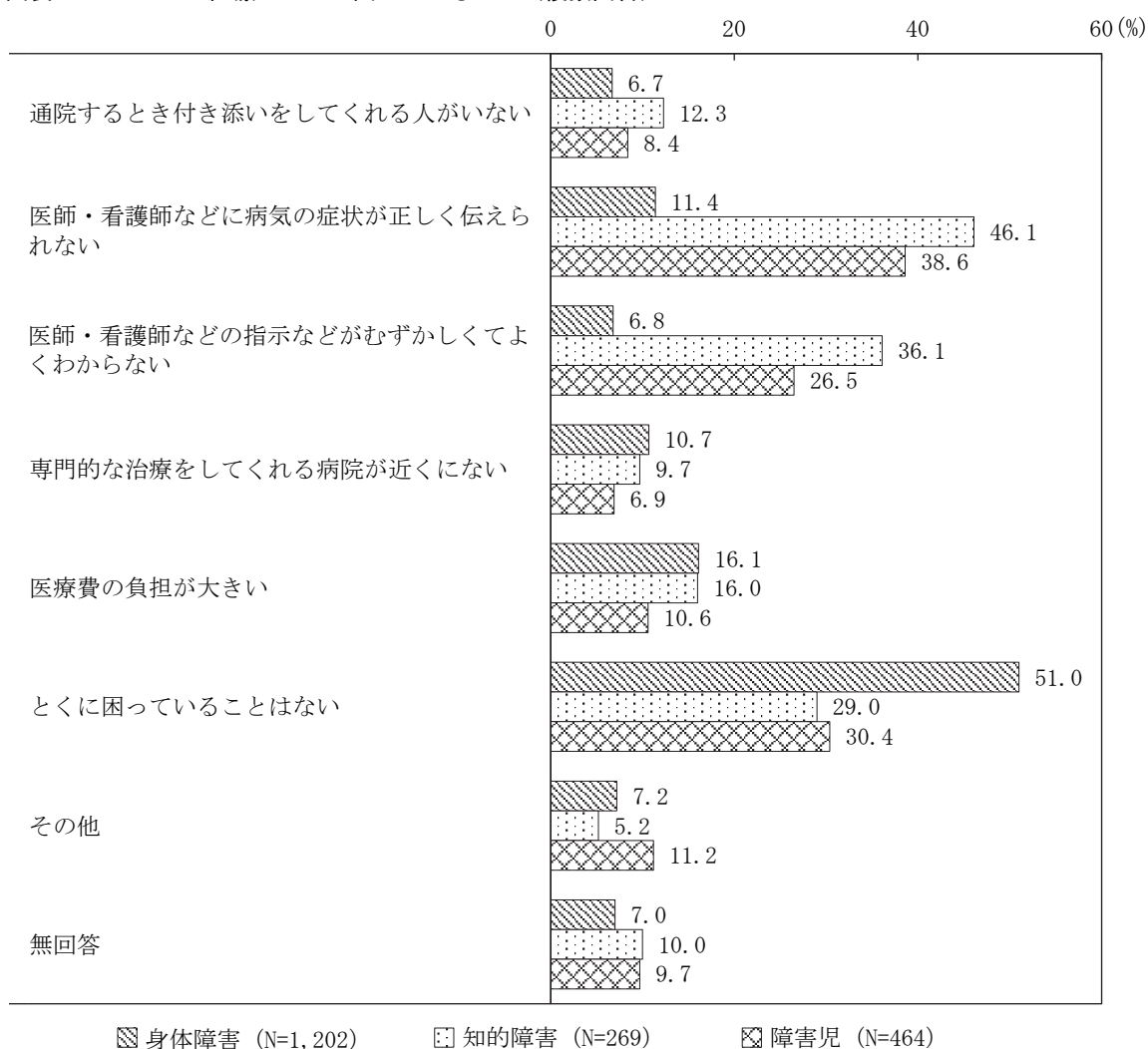
図表2-2-106 「医療費の負担が大きい」と答えた人の家計に占める医療費の割合（精神に障害のある人）



2 医療のことで困っていること

医療のことで困っていることとしては、身体に障害のある人は「医療費の負担が大きい」、知的障害のある人と障害のある児童は「医師・看護師などに病気の症状が正しく伝えられない」が、それぞれ最も高くなっています。また、知的障害のある人と障害のある児童の「医師・看護師などの指示などがむずかしくてよくわからない」も高い率を示しています。「とくに困っていることはない」は、身体に障害のある人が51.0%、知的障害のある人が29.0%、障害のある児童が30.4%です。

図表2-2-107 医療のことで困っていること（複数回答）



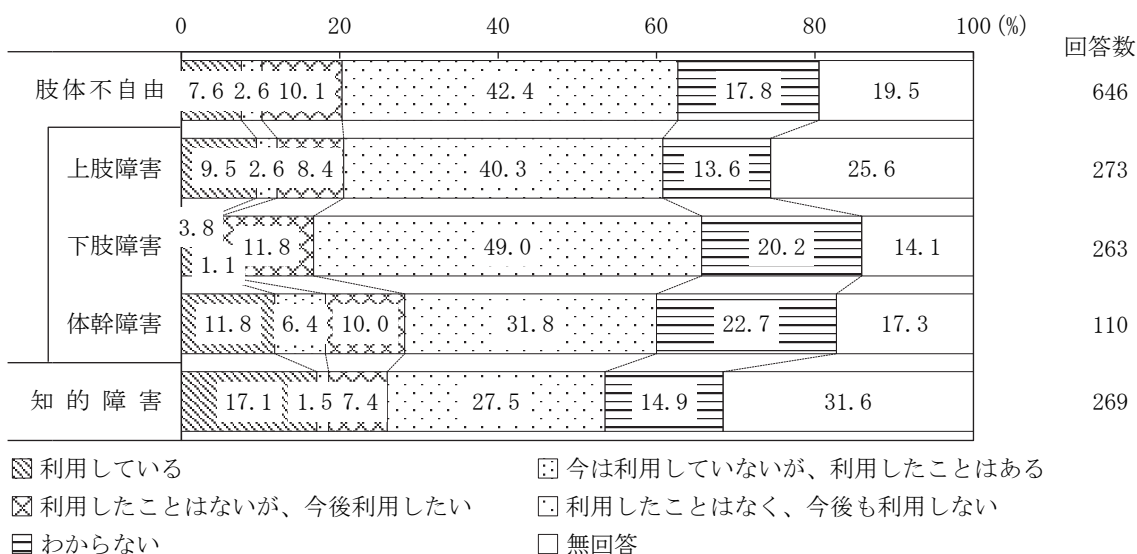
3 障害福祉サービス等

(1) 生活介護

生活介護は、肢体不自由と知的障害のある人を調査対象としました。

生活介護を「利用している」は、肢体不自由が7.6%、知的障害のある人が17.1%です。生活介護は、施設入所者のほとんどが利用するサービスですが、今回の調査は、施設入所者を対象としていません。

図表2-2-108 生活介護の利用状況と利用意向

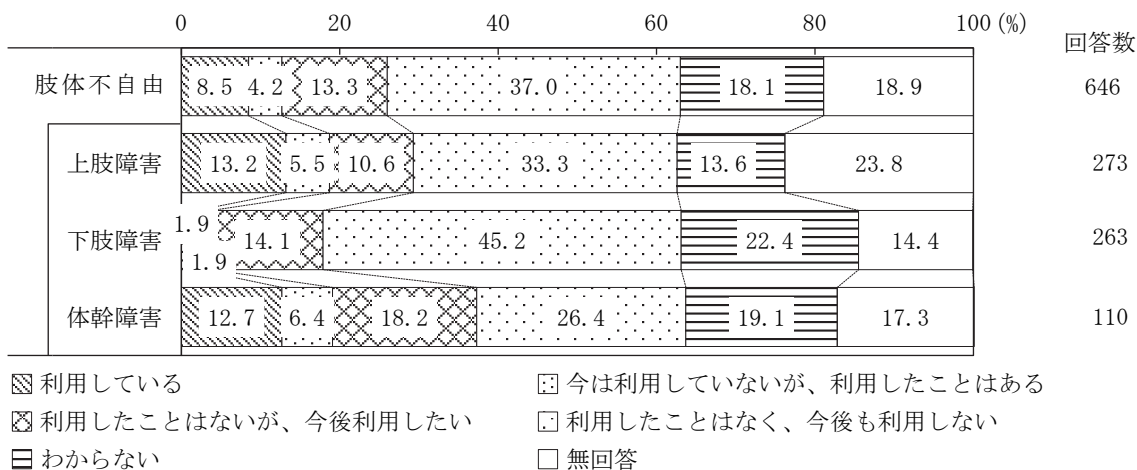


(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、肢体不自由を調査対象としました。

自立訓練（機能訓練）を「利用している」は8.5%、「今は利用していないが、利用したことはある」は4.2%です。「今は利用していないが、利用したことはある」が4.2%あるのは、自立訓練（機能訓練）は、利用期限が1年6か月と定められているためと考えられます。「利用したことはないが、今後利用したい」は13.3%でした。

図表2-2-109 自立訓練（機能訓練）の利用状況と利用意向

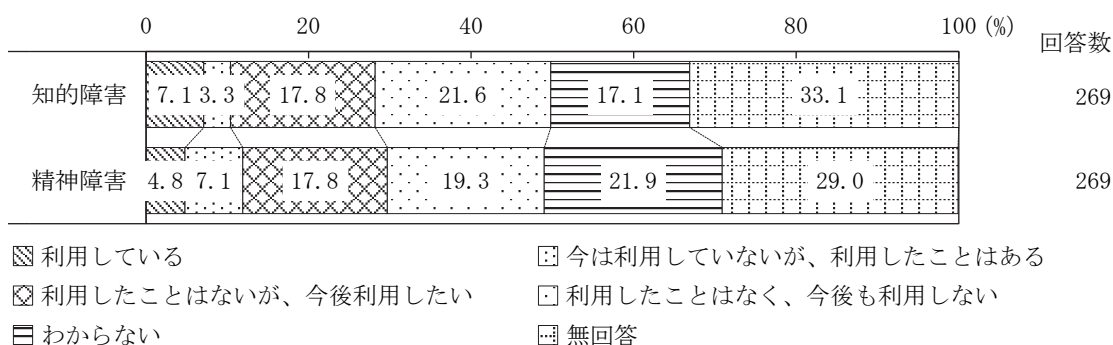


(3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練(生活訓練)は、知的障害のある人と精神に障害のある人を調査対象としました。

「利用している」は、知的障害のある人が7.1%、精神に障害のある人が4.8%です。「今は利用していないが、利用したことはある」は、知的障害のある人が3.3%、精神に障害のある人が7.1%とかなり高率です。自立訓練（生活訓練）は、利用期限が2年間（長期入院者等は3年間）と定められているので、「利用したことがある」人も多かったと考えられます。

図表 2-2-110 自立訓練（生活訓練）の利用状況と利用意向

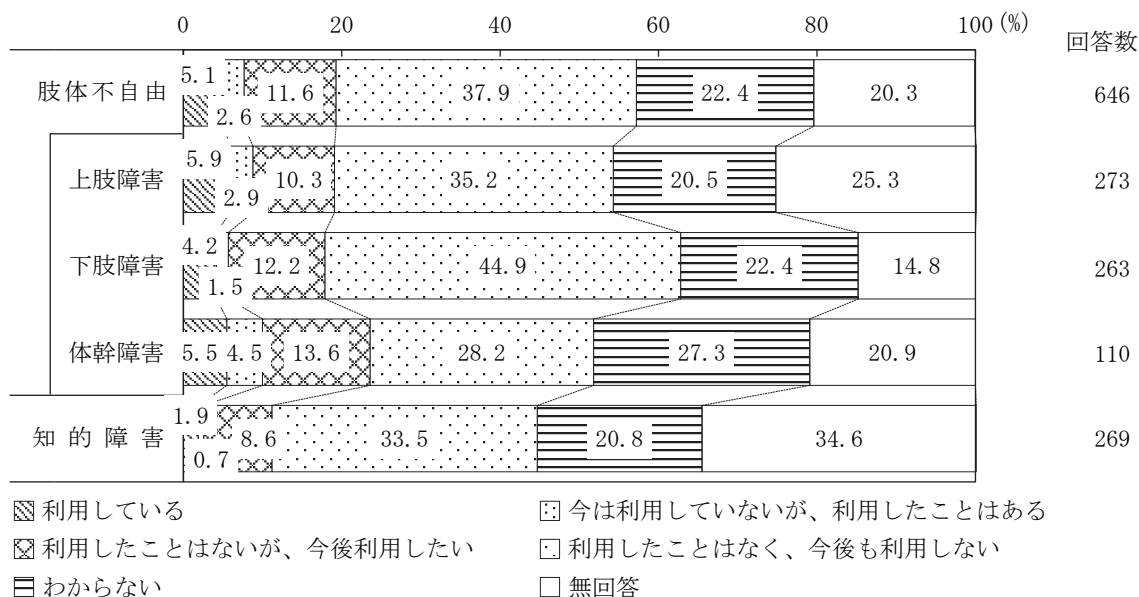


(4) 療養介護

療養介護は、肢体不自由と知的障害のある人を調査対象としました。

療養介護を「利用している」のは、肢体不自由が5.1%、知的障害のある人が1.9%、「今は利用していないが、利用したことはある」は肢体不自由が2.6%、知的障害のある人が0.7%です。

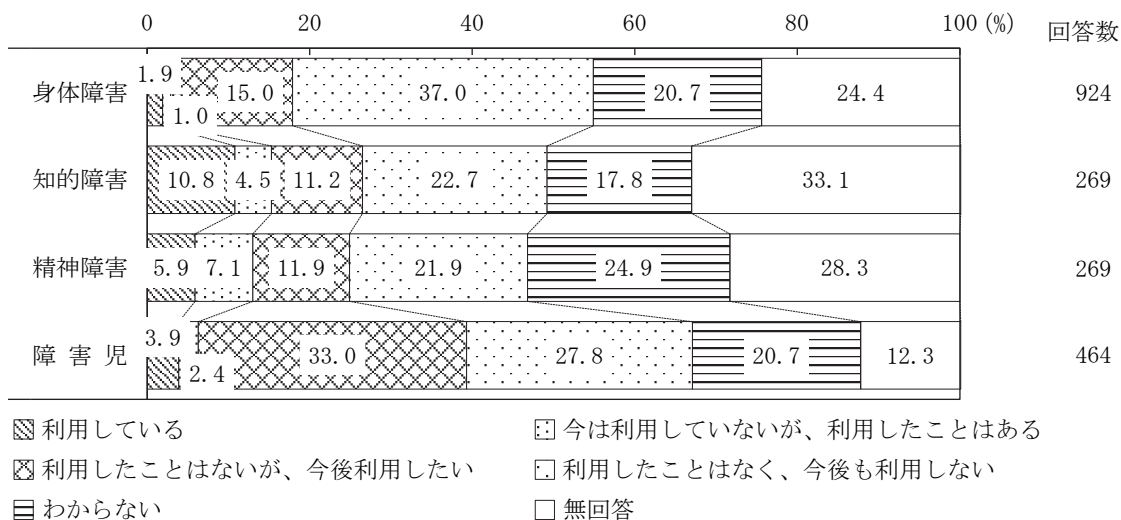
図表 2-2-111 療養介護の利用状況と利用意向



(5) 地域活動支援センター

地域活動支援センターを「利用している」は、身体に障害のある人が1.9%と低く、知的障害のある人が10.8%と高くなっています。「利用したことはないが、今後利用したい」は、障害のある児童が33.0%と非常に高い率です。

図表2-2-112 地域活動支援センターの利用状況と利用意向

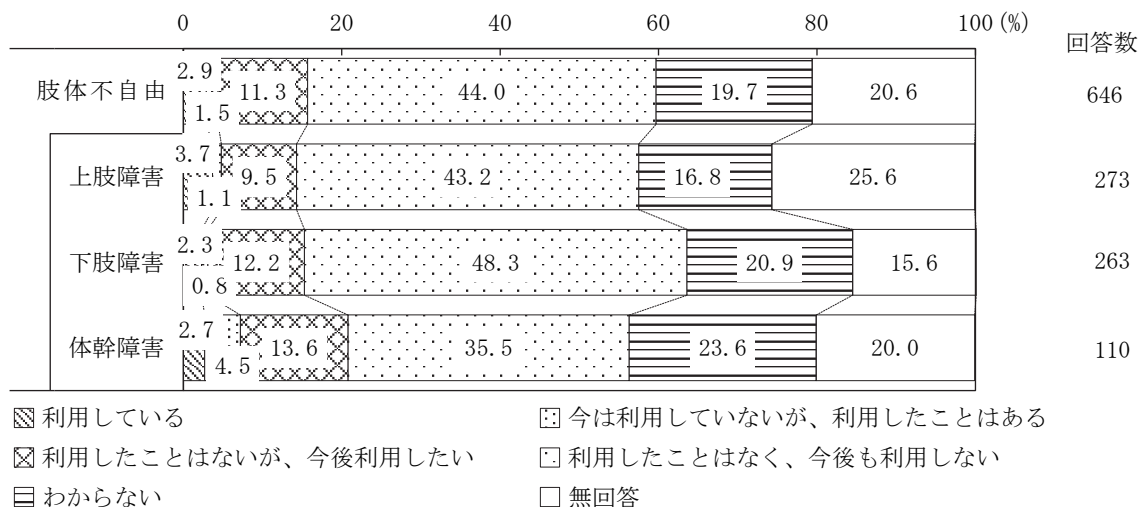


(6) 訪問入浴サービス

地域生活支援事業として実施している訪問入浴サービスは、肢体不自由を調査対象としました。

「利用している」(2.9%)、「今は利用していないが、利用したことはある」(1.5%)とも低い率ですが、「利用したことはないが、今後利用したい」は11.3%と高くなっています。

図表2-2-113 訪問入浴サービスの利用状況と利用意向

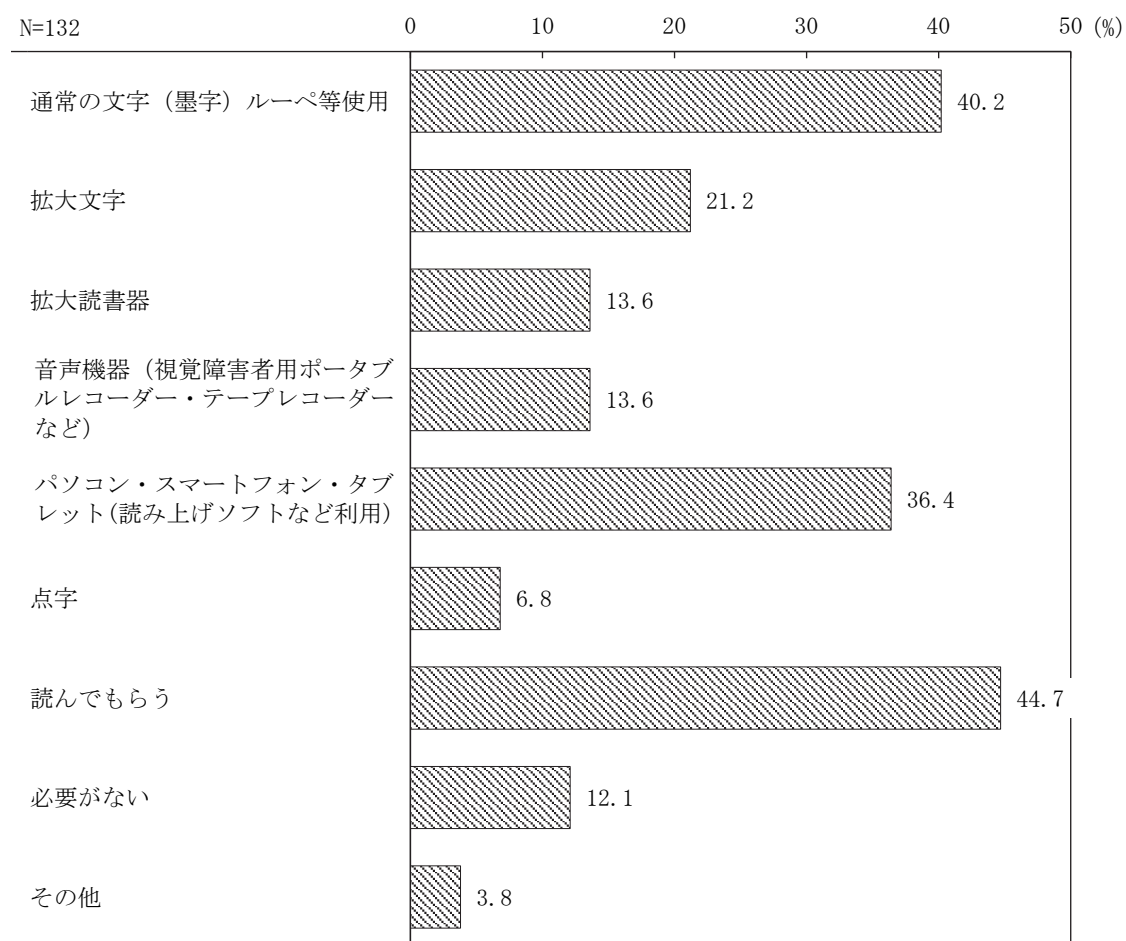


X 知 る

1 視覚に障害のある人の文字情報を得る手段

視覚に障害のある人が日常生活における文字情報を得るための手段としては、「読んでもらう」(44.7%)、「通常の文字(墨字)ルーペ等使用」(40.2%)が高い率です。「必要がない」が12.1%ありました。

図表 2-2-114 視覚に障害のある人の文字情報を得る手段(複数回答)



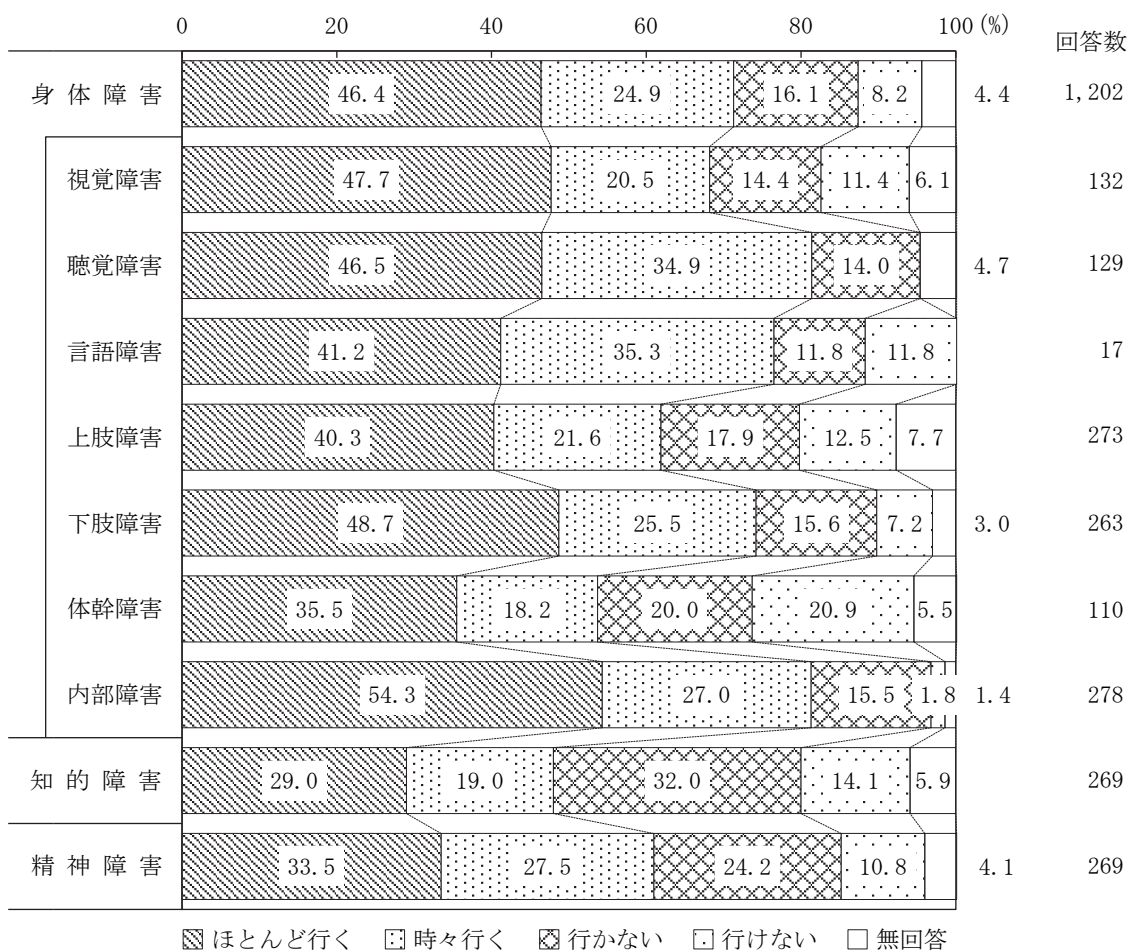
XI 参加する

1 選挙

(1) 選挙の投票

国・県・市の選挙に「ほとんど行く」と答えているのは、身体に障害のある人が46.4%、知的障害のある人が29.0%、精神に障害のある人が33.5%です。

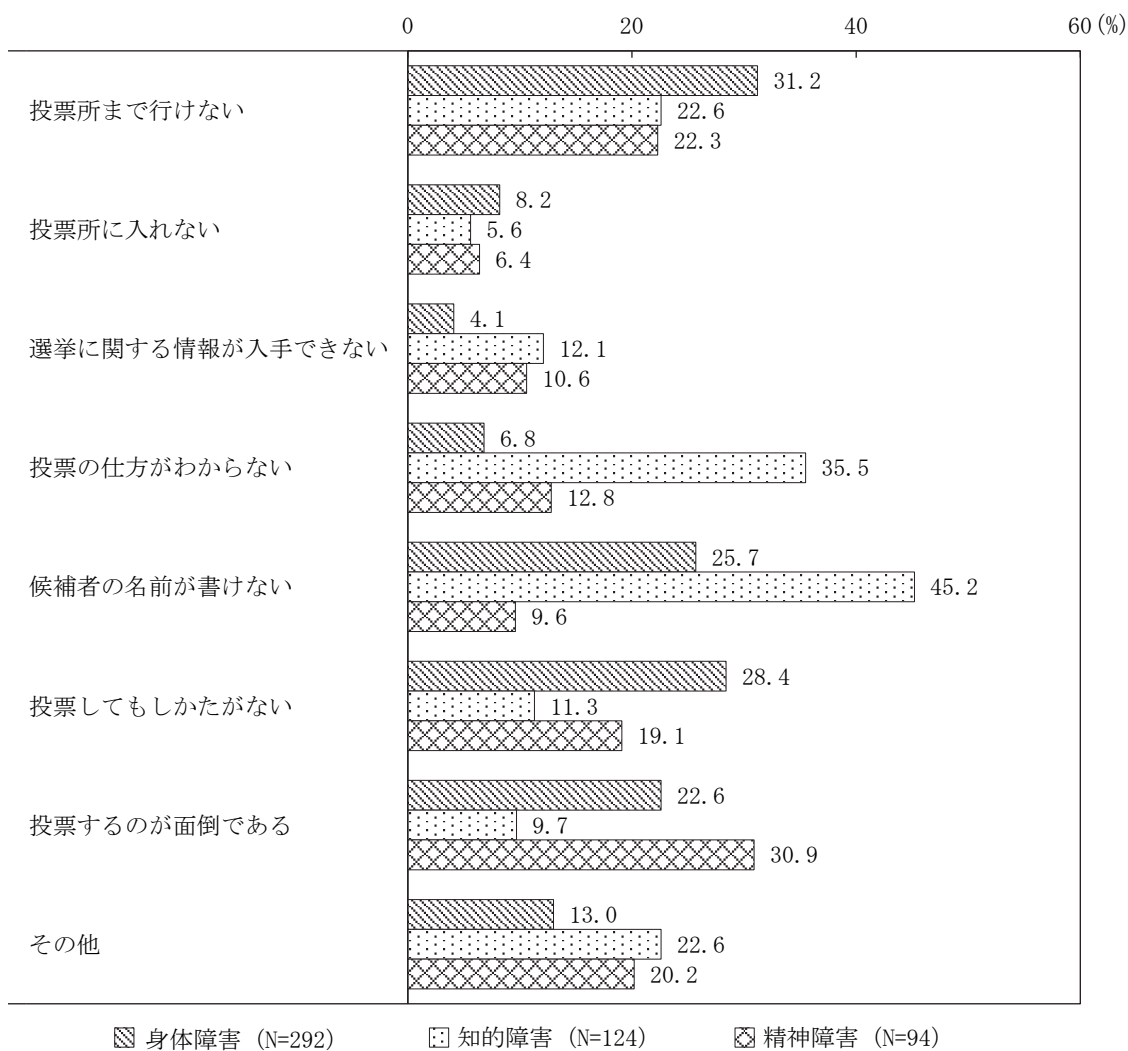
図表2-2-115 選挙の投票



(2) 選挙に行かないまたは行けない理由

(1)で「行かない」「行けない」と答えた人に、行かないまたは行けない理由をたずねた結果が図表2-2-116です。身体に障害のある人は「投票所まで行けない」(31.2%)、知的障害のある人は「候補者の名前が書けない」(45.2%)、精神に障害のある人は「投票するのが面倒である」(30.9%)が、それぞれ最も高くなっています。

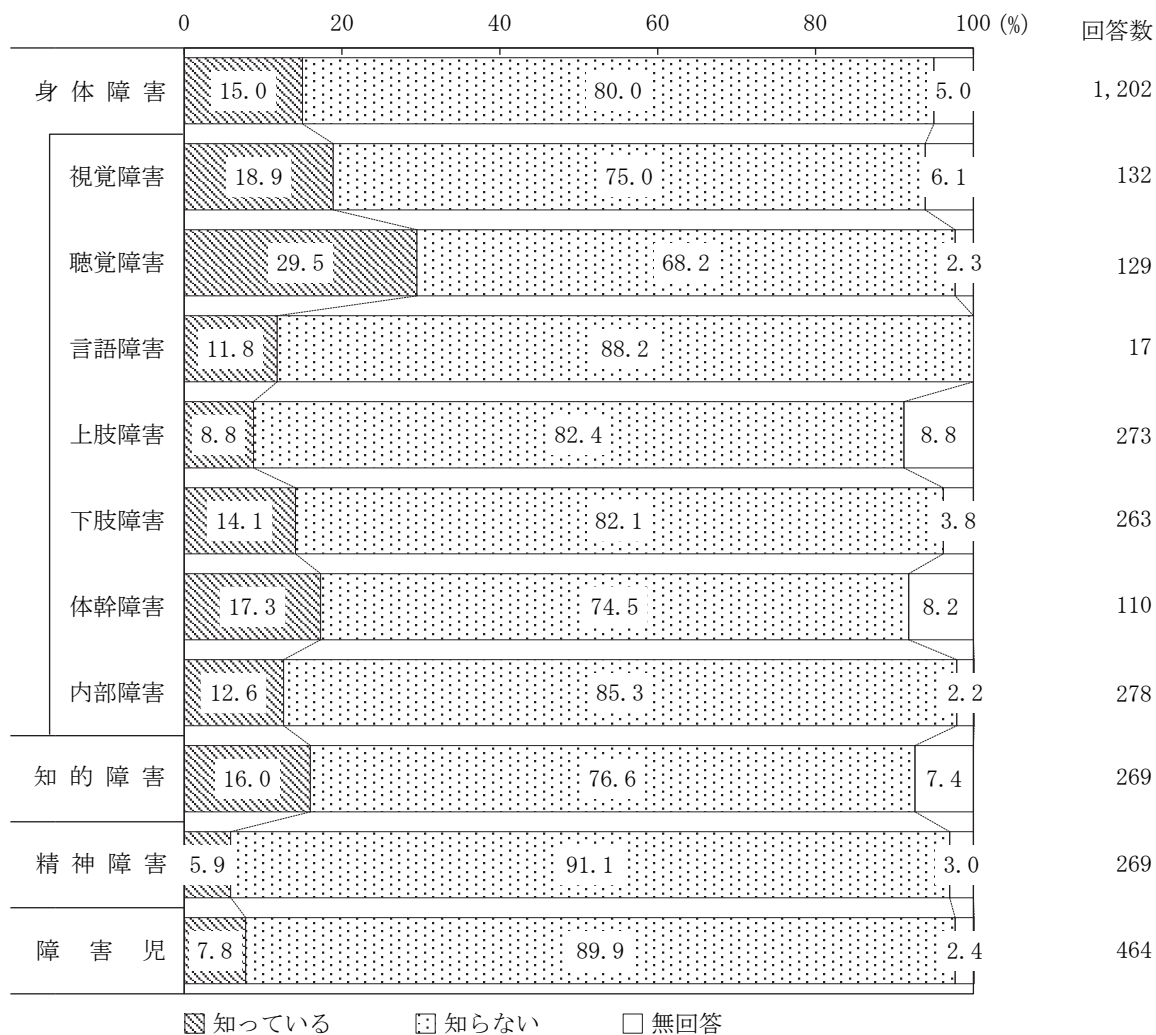
図表2-2-116 選挙に行かないまたは行けない理由(複数回答)



2 市民フォーラムの認知度

市民フォーラムを「知っている」のは、知的障害のある人（16.0%）、身体に障害のある人（15.0%）、障害のある児童（7.8%）、精神に障害のある人（5.9%）の順になっています。身体に障害のある人を障害の種類別にみると、「知っている」は、聴覚に障害のある人が高く、上肢に障害のある人が低くなっています。

図表2-2-117 市民フォーラムの認知度

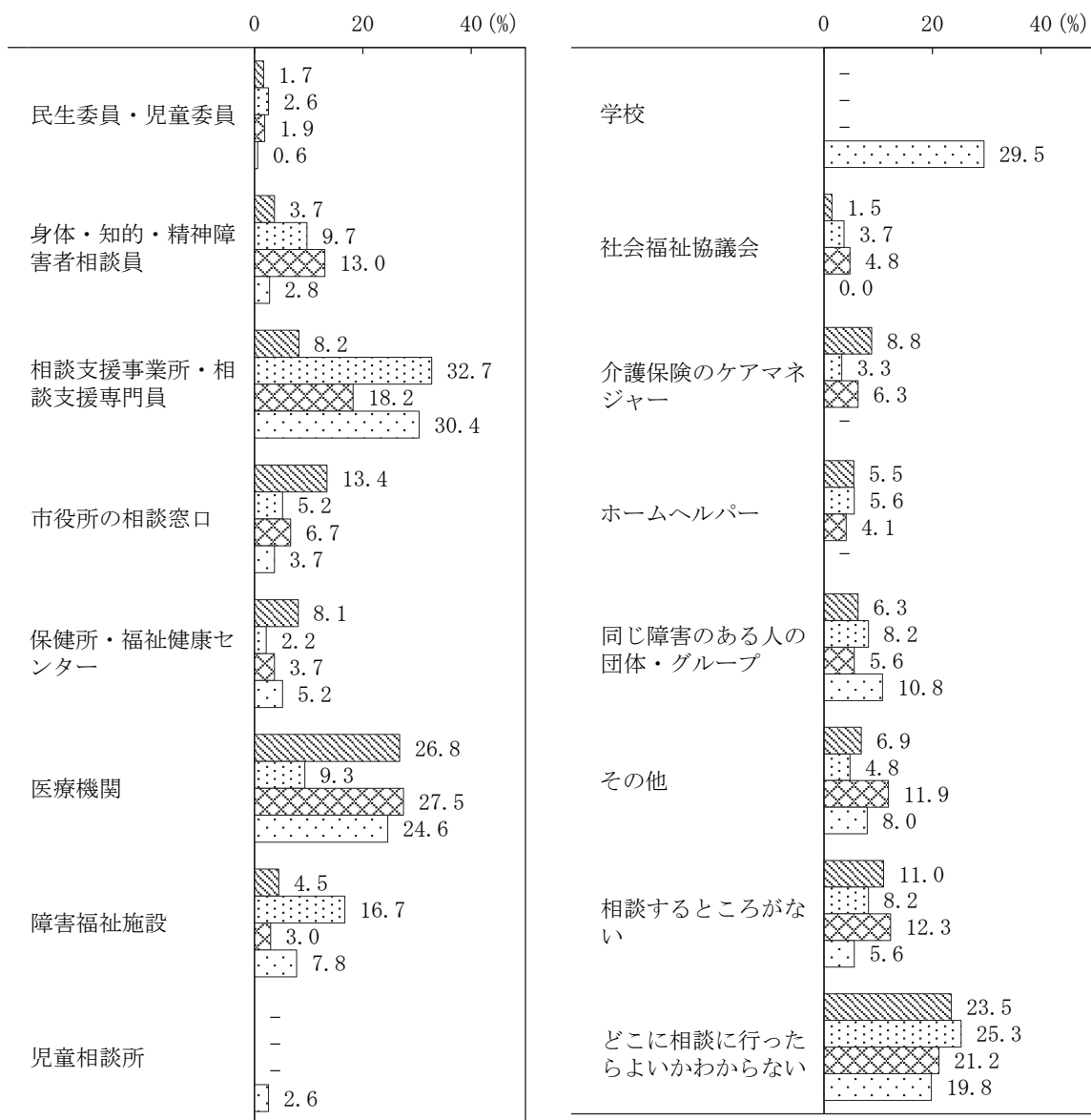


XII 使 用

1 相談相手

医療・福祉サービスなどについての相談先としては、身体に障害のある人と精神に障害のある人は「医療機関」、知的障害のある人と障害のある児童は「相談支援事業所・相談支援専門員」が最も高くなっています。また、「どこに相談に行ったらよいかわからない」が20%前後の高い率となっています。

図表2-2-118 相談相手（複数回答）



身体障害 (N=1,202)
 知的障害 (N=269)
 精神障害 (N=269)
 障害児 (N=464)

(注) 「介護保険のケアマネジャー」「ホームヘルパー」は障害のある児童にはなく、「児童相談所」「学校」は障害のある児童のみの選択肢である。

XIII その他

1 暮らしやすくなるために

「あなたが、暮らしやすくなるために、とくにしてほしいことはどのようなことですか」という設問の回答は、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」「障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」「障害のある人が働ける一般企業を増やしてほしい」がどの障害にも共通して高くなっています。

図表2-2-119 暮らしやすくなるために（複数回答）

単位：%

| 区 分 | 身 体 障 害 | 身体障害 | | | | | | | 知 的 障 害 | 精 神 障 害 | 障 害 児 |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------|
| | | 視 覚 障 害 | 聴 覚 障 害 | 言 語 障 害 | 上 肢 障 害 | 下 肢 障 害 | 体 幹 障 害 | 内 部 障 害 | | | |
| 毎日の生活の手助け | 8.0 | 9.8 | 6.2 | 0.0 | 8.1 | 8.4 | 21.8 | 2.5 | 14.1 | 10.0 | 16.2 |
| 外出の支援 | 14.1 | 30.3 | 5.4 | 0.0 | 15.4 | 13.7 | 24.5 | 6.5 | 19.3 | 14.9 | 20.5 |
| 障害のある人に対する理解 | 30.4 | 40.2 | 45.0 | 41.2 | 22.0 | 27.4 | 34.5 | 27.7 | 40.5 | 45.0 | 63.6 |
| 障害のある人の働ける企業の増加 | 29.1 | 41.7 | 36.4 | 29.4 | 20.5 | 25.9 | 24.5 | 33.1 | 31.6 | 38.7 | 61.4 |
| 就労支援施設などの増加 | 10.8 | 25.8 | 12.4 | 17.6 | 7.7 | 8.0 | 11.8 | 7.9 | 20.1 | 21.6 | 39.4 |
| リハビリ訓練の場所の増加 | 14.8 | 12.9 | 7.8 | 5.9 | 20.5 | 16.3 | 28.2 | 7.2 | 5.9 | 10.4 | 44.8 |
| 障害に適した住宅の整備 | 14.6 | 14.4 | 11.6 | 5.9 | 15.4 | 16.7 | 25.5 | 9.7 | 20.1 | 12.6 | 21.6 |
| 外出しやすい環境や交通機関の利便 | 25.0 | 45.5 | 20.9 | 5.9 | 22.3 | 28.5 | 26.4 | 17.3 | 20.1 | 24.5 | 31.9 |
| 相談窓口の用意 | 26.0 | 37.1 | 27.1 | 29.4 | 19.4 | 25.1 | 23.6 | 28.4 | 30.5 | 31.6 | 35.6 |
| 何でも話し合える相談相手や仲間 | 13.1 | 16.7 | 17.1 | 11.8 | 12.1 | 9.9 | 18.2 | 11.5 | 29.0 | 30.5 | 30.6 |
| 年金などの経済的援助 | 42.2 | 43.2 | 35.7 | 35.3 | 39.2 | 39.5 | 44.5 | 49.6 | 41.6 | 52.4 | 49.4 |
| スポーツ・文化活動等に対する援助 | 8.2 | 9.8 | 17.8 | 5.9 | 5.9 | 6.8 | 7.3 | 6.8 | 14.5 | 12.3 | 26.7 |
| 福祉サービス制度のわかりやすい紹介 | 31.0 | 38.6 | 27.9 | 29.4 | 25.6 | 33.5 | 38.2 | 29.1 | 34.9 | 32.7 | 48.7 |
| とくにない | 14.1 | 4.5 | 11.6 | 5.9 | 15.0 | 17.5 | 10.0 | 18.0 | 6.7 | 4.8 | 3.9 |
| その他 | 5.2 | 9.8 | 9.3 | 11.8 | 3.7 | 4.2 | 3.6 | 4.0 | 1.9 | 5.2 | 4.5 |

N＝身体障害1,202 視覚障害132 聴覚障害129 言語障害17 上肢障害273 下肢障害263 体幹障害110
内部障害278 知的障害269 精神障害269 障害児464

第3 意見要望

アンケートの質問事項の最後にありました自由記載欄には、いろいろなご希望やお叱り、励ましなどをいただきました。その一つひとつに障害のある人たちの暮らしぶりや人生がうかがわれ、統計資料に勝るとも劣らない貴重な資料となりました。ただ、意見・要望の一部に、回答された方が制度やサービスなどについてよくご存じでなかったり、理解されていないことにより、すでに改善されていることに関する要望などがありました。また、市および市の職員に対するもの以外に、他の行政機関や関係機関・団体に対する意見・要望もありました。しかし、これらの生の意見・要望を内容によって選別することは、このアンケートの趣旨からすべきではないと考え、記載された意見・要望の内容は、回答者の意向に添って忠実に掲載しました。

各記述の末尾の（ ）は、記述者の障害の種類等を略記したものです。

| 略号 | 障害の種類等 | 略号 | 障害の種類等 |
|----|----------------|----|-------------|
| 視覚 | 視覚障害 | 体幹 | 肢体不自由（体幹障害） |
| 聴覚 | 聴覚障害、平衡機能障害 | 内部 | 内部障害 |
| 言語 | 音声・言語・そしゃく機能障害 | 知的 | 知的障害 |
| 上肢 | 肢体不自由（上肢障害） | 精神 | 精神障害 |
| 下肢 | 肢体不自由（下肢障害） | 児童 | 障害児 |

I とともに生きる

1 住居・生活場所

(1) 住 宅

- 身体障害と知的障害の母子2人の生活である。生活が大変である。障害に適した住宅を望む。金沢市に障害専用住宅都市ができたと夢見る。(上肢)
- 一人で住む(暮らす)ことが難しくなりつつあります。4～5年を目途にサ高住等に移らないといけないと思っています。しかし、良さそうなところは満室です。身体1級を受け入れてくれる施設等のあっせん等を市の方でお願いできないでしょうか。(内部)
- 公営住宅に優先的に入居させてほしい。(内部)
- 病気とともに、これから母と子の住む家を考えている。体の自由もきかなくなってきた。年金生活であり、障害専用住居都市が金沢市にあったらと考えている。(知的)
- 住宅については、親に負担のかからない方法がないのか教えて頂きたい。(精神)
- 公営住宅を増やし、ひとり暮らしなど自立する場所を作ってほしい。(精神)
- 近くの母子の住みやすい家でくらしたい。(児童)

(2) グループホーム

- 現在は私たち(両親)と一緒に暮らしているが、将来、私たちが年をとって生活の援助ができなくなった時、グループホーム(視覚障害者)のような場所で生活し、仕事(作業所)に通えるような施設があれば安心できます。(視覚)
- 親が亡くなった後が一番心配です。グループホームや施設増設等、上記の不安や悩みが解決されるような支援や取組みを強く願っています。(知的)
- グループホームを増設してほしいです。(知的)
- 身体にも障害があり、足の障害を不安に思うことがあります。年齢が高くなったら心配です。今のところ、バリアフリーのグループホームで何とかなっています。相談してくれる人はいますが心配です。(精神)
- 祖母(障害者手帳1級)との2人暮らしで、祖母に倒れられたらと考えると不安で、ただ、成人したら自立して生活したいと考えているけれど、薬のこと、病気治療のことを考えるとグループホームも考えた方が良いかとも迷う。叔母家族に協力してもらいながらできるだけ自立したい。(児童)

- 6つ上の娘にとっても頼っている（デイが取れなかった仕事の日など）、グチ、相談、弟の細かい世話、どうして応えてよいのか、いつまでも頼れない不安。自分の親の介護をするのが近い。30年後自分もそうになると息子はどうなっていくのか不安。夫と自分の健康、いつかグループホームか施設に入ってしまう、とても想像できない。（児童）
- 空き家をグループホームや、自立し暮らしていけるような場所にしてほしい。中心街には、空き家がたくさんあります。バスや公共の乗り物の便も良い場所で、自立できたら、親の不安もかなり救われます。グループホームをつくれば、支援者も出入りし、多くの人が集い、活性化にもつながるように思います。（児童）

(3) 入所施設

- 親も一緒に入れるような住宅（施設）がほしいです。高齢者も障害者も健常者も若い方も誰でも利用・宿泊できる施設があれば良いと思います。小さいのではなく、たくさんの人たちが出入りできる施設です。ショートもデイサービスも地域の公民館のような利用もできる建物です。（視覚）
- 親が何らかの理由（体調不良、高齢化）で世話できなくなった時に、入所させたい施設が家の近くになく、不安な思いでいます。入所施設（こじんまりした所、少人数）があまりなく、もっと増やせないものかなと思っています（あっとホーム的な所）。（視覚）
- 1か月数万の年金でどうやって施設に入れるのですか。どうやって生きていくのですか。行政はいろいろな制度を作って、役所で手続きに来るのを待っているだけで、家の片隅でじっとしている障害者には、情報はまったく届いていない。（下肢）
- 同じ敷地で親子で入れる施設がほしい。入所施設をもっと増やしてほしい。（知的）
- 親が高齢のため近い将来施設に入所希望です。入所する際、本人の意思と伴わないと思うので困難である。施設の協力を得たいです。（知的）
- 障害のある子どもと一緒に入れる施設があるといい。（知的）
- 親が高齢で、この先のことを思うと不安で心配です。“これで安心ですよ”というものはないと思いますが、何かひとつ“大丈夫ですよ”と心の支えになるものが…。親の人生と子の人生は別々ですが、親と子と一緒にいる施設などあればいいな。（知的）
- 今後一人で生活しなければならないと本人が思っています。両親としては一人で生きることができるのか心配です。施設に入り生活になじむか、兄弟が手助けするかも、今後に残される大きな問題。少しずつ家族で相談できるよう考えます。（知的）
- いつもいつもお世話になっています。老いていく親と成長する子。親が亡くなるまでに

子の終の住み家が安定していればと願っています。(知的)

○将来に向けて入所施設が少ない。(知的)

○親亡き後の本人の生活が心配です。病院の敷地内、または近くに有料老人ホームのような食事付きの入居施設があると安心です。老人ホームはたくさんできていますが、障害者用のホームは数えるほどしかありません。アパートは全部自分でしなくてはいけないので大変です。職員さん、看護師さん等がいてくれる個室のある施設ができればありがたいです。(精神)

○学生時代は今のままでいいと思います。18歳以降、社会人になってから、親亡き後、安心して入所できる施設が欲しいと思います。(児童)

(4) その他

○両親、家族が世話をできなくなった後の生活を考えると、本当に心配。心配しかない。(視覚)

○障害のある人がもっと生活しやすい環境づくりに支援してください。(上肢)

○金沢市の障害福祉支援のおかげで、家族で生活できています。とてもとてもお世話になり、学校～今に至っております。学校、学童、病院まで障害のある人たちへの理解が深まるよう、一般の方々への勉強会は必要だと思います。なかなか気持ちがないとできない作業だと思いますが、よろしくお願いします。(上肢)

○仕事にも就き、一人で介助を必要とすることなく暮らしていますが、将来的に動けなくなったり、介助が必要になったりした時には、どうしようかという不安はあります。(下肢)

○昨今の福祉サービスは、かなり充実してきていると感じますが、私よりもっと重度の方を対象にされているものが多く、私のような程度の障害者が利用させていただけるものが少ないとも感じています(私が知らないだけかもしれませんが)。(下肢)

○福祉サービスを増やしてほしい。(精神)

○今後も障害を持っている者の行政サービス及び助成を充実するようにして下さい。(精神)

○8050問題について、もっと金沢市が対応してほしいです。(精神)

○本人の困りごとを少なくできることも大事だと思うが、支援をする側(家族、兄弟)のサポートも増やしてほしい。具体的には人それぞれで違うので、いろいろな意見を吸い上げて頂けるとありがたいです。精神障害の記入でしたが、発達障害への理解、サポー

- トがもっと増えるといいと思います。(精神)
- 障害児の子育ては、健常児の「いつかは終わる子育て」と違い、「いつ終わるとも知れない介護」です。そのため将来への不安が常につきまといまいます。成人した障害者が親等の介護者だけの支援を受けるのではなく、地域に受け入れられ、本人も親も安心して過ごせる居場所のモデルケースを形成、発信していただきたいです。また、医療的ケア児の受入れ可能な施設を増やしていただきたいです。とても少ないので…。(児童)
- 将来親がいなくなった時に支援してもらえるようなシステムができていたら良いです。(児童)
- 兄弟が将来障害児をみていくことになるとしたら、その子へのサポートがあると助かります。(児童)
- 金沢市は、福祉サービスに関しては他の自治体にくらべてすぐれていると思いますが、かと言って、それらに関連して働いている人達が障害のことをちゃんと理解しているか、疑問に思います。(児童)
- 手厚く、親切な支援を受けたい。(児童)

2 障害に対する理解や差別

(1) 障害への理解

- 障害者への理解が深まれば良いと思う。(上肢1件・体幹1件・精神1件・児童1件)
- 聴覚障害は外見ではわからないので、何かあると常に説明が必要になり、一人である方が楽だなと思います。とても悲しい障害だと思います。(聴覚)
- 聴覚障害というのは、他の障害に比べて特殊だと感じています。例えば、パラリンピックには聴覚障害者のみ出られないと聞きました。理由は、障害のない人と同じことができるかららしいです。何かおかしいと思いました。車の運転もできる、自転車にも乗れる、自分は一応話せる、と一見健常者と同じに見える。でも、人の話が聴こえないというのは、本当につらい。(聴覚)
- 障害のある人もない人も安心して暮らせる世の中になってほしいと思います。(下肢)
- 障害を持った人が不自由なく人として普通に生活できる環境づくり、補助体制を強く希望します。(下肢)
- 障害の理解は、なかなか難しいと思います。本人の意識ももっとオープンにならないと「わからないので協力できない」という構図から抜け出せないと思います。(下肢)

- 重度の障害を持ち、がんばっている方が多くおり、その方たちが生活や仕事をしやすく、プライベートが充実するよう、引き続き支援をしていってほしいと思います。特に、理解や共感等の気持ちの部分のつながりが増えていくよう、粘り強く浸透させていっていただきたいです。 (体幹)
- 小学生以下の子たちへの周知が足りてないと思う。「知らないから」「子どもだから」と思ってやり過ぎすには、あまりにタチが悪い嫌がらせ、ちょっかいを受ける。足が悪い私の場合は、歩きのマネはもちろん、何人かの子どもグループが、執拗に追って来て靴のかかとを踏まれ、転ばされる。40年近く過ぎますが、街中の嫌がらせは、ずっと同じで変わらない。 (体幹)
- 現状、日常生活には問題がないので、障害者と言われたくない。 (内部)
- 自身が障害者であることを無駄にアピールしたり、甘えたり、全てを行政に求めることは障害者福祉と違うと思うし、健常者や納税者から理解を得ることは不可能。自身ができないこと、人の手助けを借りなければいけないことは仕方がないが、可能な限り自身で行う気持ちを持つことが必要と思う。 (内部)
- 外見ではわかりませんが、知的障害があります。知的障害だと思われなくて、普通に接してくるので、よくわからない時とかに理解してくれる人が少なく困っています。外見でわからない障害のある人もいることを世の中の人には知ってほしいです。 (知的)
- 精神障害は外見ではわからない障害なので、他人には理解してもらえないことが少ないと思う。身体と精神を分けて判断する線引きを改めて、精神の人も年に3回程度の遠くの旅行くらい申請すれば、少しの助成をして頂ければ助かることもあると思うし、QOLの維持にもオレンジ制度の幅ができ、介助者も気持ちが安定するのではないのでしょうか。 (精神)
- もっと弱い人(身体・精神)に優しい社会になるように。僕には強い人のための社会に見えます。 (精神)
- パラリンピックなど身体障害者の理解は深まっていると思いますが、精神障害者に対しての偏見や理解は得られていません。もっと大々的に多くの人に理解を得られる情報を拡散。イベントなども含め、一般企業にもアプローチしていってほしいです。 (精神)
- 精神障害という病気はまだまだ社会から偏見、差別等を受け、声を上げて運動ができないのが現状です。親の立場として色々応援してやりたいと思うのですが、知的、身体の障害を持つ方々から見るとまだまだです。金沢市がどこよりも早く福祉に力を入れて下さり、親が亡くなった後も安心して住める市でありますようお願い申し上げます。“病院

- が最後の住居”という悲しいことだけは避けてほしいと願うばかりです。(精神)
- 偏見のある世の中は人を苦しめます。少しでも障害のある子ども達が生活しやすくなる環境が整うことを切に願います。(児童)
- 障害だから何をやっても許される世の中にはなあってほしくない。すべての人がお互いを知るため(支援をしやすくするために)に伝えるのであって、すべてを聞き入れてもらうために伝えるのではないということを、すべての障害者やその身内の方へ訴えたい。(児童)
- 社会が障害者にやさしくなっているとは思いますが、まだまだほんの一部で、本当に生きやすい社会とはいえず不安です。(児童)
- 障害者は障害者「様」ではない。まずは自分で努力して、そのうえでどうしても困った時にわかりやすい支援があるべきだ。健常者もそれぞれの事情の中で努力して生きている。障害者が生きるにあたって向かい合う障壁を少しばかり小さくするのは良いことだが、それを当たり前と勘違いさせてはいけない。(児童)
- 園・学校・社会で常に健常者と障害者が接する機会があつてこそ、障害に対する理解が深まる。しかし、現実には上辺だけの発言やサポートが多く、両者は乖離している。本当に共存できるサポートや社会の実現を切に望む。(児童)
- 知的障害者に対する理解が深まる社会になってほしいです。特別支援学校や就労支援施設などでさえ身体障害者よりも厳しく対応されていると強く感じます。(児童)
- 障害のある人たちがやりがいをもって気持ちよく働ける社会というのは、多分健常の人たちも心地よく働ける社会だと思います。金沢市の取り組みはすばらしいと思います。私も一市民としてより良い社会のため応援していきたいと思います。(児童)
- 金沢は土地柄なのか、障害者に特別な配慮(線引き)をしがち、もっとオープンな環境で普通に接してほしい。障害ではなく、個性としておおらかに。周囲のことばかり気にして、体裁を気にしすぎだと思う。(児童)
- 軽度知的障害者でふだんの生活は大丈夫ですが、見た目ではほとんどわからないので、かえってわからないことが心配な時がある。(児童)
- 制度・施設の整備はとてもありがたいですが、やはり心のバリアフリーが進んでほしいと強く思います。(児童)
- 自閉症の子、繊細で思いやりがある、ことばを出せないだけでいろいろ感じ考えている、がまん強い、長く待てるということをもっと皆に知ってほしい。(児童)
- さまざまなサービスが受けられるのはありがたいですが、特殊な人、特別な人という扱

いで分けられた場所でしか生きられなくなるのは淋しいことです。障害があっても普通の人と同じように、生きがいや楽しみが、どのような場所においても感じられるような社会になれば、社会からはみ出る人はいなくなるのではないかと思います。（児童）

(2) 差別の解消

○SNSで見かけたことなのですが、見知らぬ人が大声を出して謎の行動をしている動画を上げて、「やばい障害者がいる」とコメントしました。障害者には助けが必要だということが理解されても、「おかしな人」＝「障害者」という考え方が根深くあります。少しずつでもいいので、改善されることを願っています。（聴覚）

○障害者は日本人ではなく外人みたい。まだまだ、私たちは外国人です。人の目は冷たい。（上肢）

○「障害者のくせに」と言われたので、私は障害者という言葉が差別した言葉に感じられて嫌いです。役所で何かをしてもらっても、優しい人は優しいし、冷たい人は冷たい。その人の人間性が出るのではないかと考えています。仕事で下手な所もあるけれど、できることは頑張るようにしていると理解してくれる方もいらっしゃいます。（上肢）

○偏見を持っている人には何を言っても無駄です。法務局に相談することもできますが、措置内容の事例を見る限り、家族間のトラブルは難しいと感じています。（下肢）

○障害があるというだけで人格まで否定されるような所がある。（下肢）

○障害者差別解消法を無視する企業を調査して頂き、改善できるよう希望します。（内部）

○若者からの差別発言を金沢市からなくす教育をしてほしい。（精神）

○もっと障害者の人権を考えてほしい。国をあげて住みやすい環境にしてほしい。ネットリンチも障害者差別なので、なくなってほしい。（精神）

○日本は精神障害者に対する偏見が大きいと思う。このことについて意識の高い国になってほしい。（精神）

○障害者への差別、暴言、暴行など減るように、もっとたくさんの中で（会社内の研修など）障害者の理解が得られる機会が持てればと思う。（児童）

○身体障害者と知的障害者（特に自閉症）では、求めるもの、対策、支援が真逆のことが多い。どちらかというの良い意味での差別がほしい。お互いの折り合いが必要。（児童）

○家族である自分も障害者ですが、普通とは何だろうと思います。どのようなことでも経験がなければわからないのではないのでしょうか。差別を生んでいるのは誰でしょうか。一人ひとりが変わらなければならないと思います。（児童）

(3) 権利擁護

○後見人制度など、手続き等わからないことが多い。もう少しわかりやすくしてもらえたら助かります。 (知的)

○障害児（特に知的）をもった場合、一番心配なのが「将来親がいなくなった後、世話を誰がしていくのか」ということだと思う。親や兄弟などが援助できなくなった場合、それを自治体にしてもらいたい。その窓口を作って、一括して管理してほしい。責任を負うことができない立場の障害者に代わって、公が障害者の生活をみていってほしい。いつまでも親はいないし、また親や身内だけで支えるのは重すぎる。社会全体の福祉としてとらえ何卒支援していってほしい。 (児童)

○親が高齢になったり死亡した後、きょうだいに負担をかけずに生活していけるのが心配。 (児童)

(4) 虐待の防止

○介助者が安心して仕事ができる社会になってほしい。誰も頼ることができない障害者に気付いてほしい。家族からの差別、いじめ、無理解があって生活ができない障害者がいることを早く気付いて対処してほしい。家族からの差別は周りからは気付かないことが多いと思う。子どもを産んだ後のサポートがほしい。 (精神)

○障害者への虐待を防止するプランを作成してほしい。怖くて施設に入所できない(ニュースでよく見るので)。 (児童)

○言葉で伝えることが困難なため、将来いじめ、暴力を受けるのが怖い。 (児童)

③ ヘルプマーク・HELPカード

○ヘルプマークが金沢市でももらえるようになってうれしいです。ぜひ取りに行きたいです。アンケートで知って良かったです。 (聴覚)

○重度ではなく、見た目ではわかりづらい。わかってもらえなかったので、今年ヘルプマークのキーホルダーを手に入れたので助かってます。できれば、車に貼れるマークも作ってもらえればうれしいです。 (上肢)

○HELPカードは、内容や言葉使いが稚拙（ひらがなや内容）。大人の私が持つ気にはなれなかった。金沢市独自と書いてあったように思うが（記憶が曖昧。違っていたらすみません）、予算の無駄だし、どうせ作成するなら、全国（無理ならせめて県内）統一の形にした方が意

味があると思う（病院に緊急搬送時にも役立つように連絡先だけでなく血液型や病名、病院名、アレルギー、服薬情報等）。切り取ってカードケースを独自で用意するように書いてあったが、それも普及を妨げる一因になっていると思う。（内部）

○ヘルプマークは、導入が東京（全国）に比べ遅すぎる。3年位前に存在を知って、市・県に電話等で問い合わせていたが、「予算がつかない」「要望を聞いておく」との回答にとどまり、今年になりようやく予算化。47都道府県の中でも導入、最後の方になったのではないのでしょうか。これだけを買いに東京に出かけたり、東京在住の友人にもらいに行ってもらおうかと思いました（東京都営地下鉄駅で配布のようなので）。現物を交付してもらったものの、正直、使っていない。使用したのは県外の病院を受診するため、列車・バスに乗らざるを得なかったからで、自宅で車で移動する際にはあまり意味を持っていない。カードの材質は、直ぐに切れそうな素材であり、また、名前や連絡先・特記事項等を書いて貼るシールは、水に濡れるとボロボロになりそうであり、また、直ぐに剥がれそうであり、改善の必要がある。マーク自体の知名度や認識度が低く、実際に私が金沢市内で使用しているケースを見たのは病院内のみである。自動車の車いすマークがカー用品店や100円ショップで売られ、元気な方から『錦の御旗』代わりに使われ、障害者用駐車場を使用されているケースが度々見られるが、同様のことが起きないようにしてほしい。HELPカードとヘルプマークがバラバラに作成・運用されているのが問題だと思う。（内部）

○HELPカードやマークは数年前市に問い合わせたが、石川県には「ない」と言うのみ。対応が残念だった。他県から取り寄せて使っています。（児童）

○HELPマークみんな知っていますか。もっと知らせてほしい。（児童）

4 防災・安全対策

○2年前の雪の時は、休みたくないとの本人の希望に添えるよう、仕事場へ連れて行くのが本当に大変でした。自然災害に対しても、もう少し考えてもらえませんか。（視覚）

○深い用水路に柵をしてほしい。（視覚）

○金沢市内は溝やお堀が多く、柵や手すりの安全対策がなく、介助者がいても恐怖を感じる。（視覚）

○外灯のLED化が進んだが、LEDは直線で光が来るので、夜盲の人には目に優しくないだけでなく、目がくらみます。野々市の工大付近のような青い光を使ってほしい。（視覚）

○福祉避難所が4か所あったらよいと思います（障害者専門に用具や手話通訳など）。（聴覚）

- 町内放送が時々あるが、内容が聞こえないため、大事なことが伝わらない時がある。万が一の災害時に重要な情報が流れても、聞こえないことで避難が遅れたりしてしまう可能性がある。障害者でなくとも、高齢者になると耳が遠くなっている方は多いと思うので、その辺の対策・改善があるとよい。 (聴覚)
- 災害ハザードマップ（地震、台風による水害） 地域に当てはまる家には通知し、避難する意識を高めるようにしたらどうですか。 (聴覚)
- 台風、洪水など被害を受けたろう者を助けるためのボランティアがあれば、参加したいと思っています。 (聴覚)
- 娘と2人の生活なので、災害時の避難すべき時に娘と一緒にいない場合、どのようにして避難すべきかわからないです。 (内部)
- 最近では全国各地で大きな災害が起こり、そのようなときには健常者でも心身ともに大きなダメージを受けることに加え、障害者の方々はさぞかし大変な思いをされていることと存じます。障害の特性により災害時のニーズも異なると思うのですが、障害者に対する災害時も含めた緊急時の支援対応システム、施設整備のご検討を是非お願いしたいと存じます。 (知的)
- 災害時の医療カード（薬、治療、処置など）を作ってほしい。 (児童)
- 地震などの災害が起こったとき、避難所が開設されると思うのですが、自閉症のうちの子は、大声を出して騒いだり、落ち着かず、走り回ったりして避難所に入れなないかと思えます。物資の配給時にも、家族が目を離せないため、列に並べないかと思えます。金沢市でも福祉避難所を開設してほしいと切に願っているのですが、実際、地震が起こった場合、どこに福祉避難所ができて、どのようなサービスがなされる予定なのかを知りたいです。 (児童)

5 補装具・日常生活用具

- 補装具の補助期間更新は長すぎます。その間に補聴器の老化が激しく、点検等や修理にお金を要します。補助は年に1回くらいしか利用できないみたいですが。 (聴覚)
- 6級が4級になると医師から言われたけれど、補装具の補助額は変わらないため、そのままにしている。きちんとした生活を送るための補聴器は高額ですが、補助があれば手に入れることができる。QOLを向上させるために、支援がほしい。1つの補聴器を5年使わないと新しい物の購入補助が出ないが、補聴器は3年目になると、もう一部不具合が出てくるし、そのため生活自体の質が低下する。その購入額が低すぎることは大きな悩みです。また、電

池もかなりの費用になります。 (聴覚)

○私の母親が障害者1級でオムツを市役所からいただいていたのですが、世帯が別なので、オムツの支給を止められました。オムツは介護や障害の等級や体の状況を見て判断してほしいです。オムツ券(条件として金沢市内の薬局でしか買えない)とか方法を出してください！ (上肢)

○杖を購入しましたが、税金10%でした。これはおかしい。 (上肢)

○福祉用具の補助を増やしてほしい。 (上肢)

○手術のたびに装具を新しく作り直すが、保険で後で戻ってくるなら、最初から引いた金額で請求すればいいのと思う。高額なので立替もきつい。 (下肢)

○義足など装具屋さんの充実。不足しています。もっと近代的な義足など勉強してほしい。県外まで足を運ぶことがないように望みます。 (下肢)

○私は義足を使用しています。義足の部品も日々進歩しており、QOLを向上するためにも最新の部品を使いたいと望んでいるものの、義足更新の際に新しい部品を採用することに高いハードルがあります(なかなか認定されない)。義足利用者にも様々なレベルがあります。個々の活動量や義足の活用度、QOL向上の効果等、多面的な要素で判断していただけるよう働きかけをしていただけないでしょうか。 (下肢)

○他の障害者の方々に、器具を必要とされ、金額が高い物に支援して下さい。ほとんどの方は手続き等を知らないです。 (内部)

○福祉の器具は、もっと腕のいいデザイナーにデザインしてほしい。福祉がからむと急にダサくなる。それが障害者の心豊かな生活を妨げていると思う。 (内部)

○紙おむつの支給を受けています。消費税が増税されたが、支給額はそのままなので、増額してほしい。 (児童)

○聴覚障害は見た目ではわかりづらい障害です。補聴器やワイヤレス補聴システムが必要不可欠ですが、補助が十分であるとはいえず、自費で多額な商品を購入して訓練しています。また、風邪などから中耳炎になり、さらに聴力が下がる可能性が高く、こまめに受診し早期治療に努める必要があります。1回500円とはいえ積もりに積もった負担は大きいです。障害者の補装具や医療費の負担の軽減を(障害者手帳の有無にかかわらず)強く望みます。 (児童)

○補装具(人工内耳)の自己負担するお金を減らしてほしい。 (児童)

○人工内耳を装用しています。買い替えや修理の金額負担が大きいです。現在5年に一度で10万円までの補助では、とても替えられません。人工内耳は買い替えに120万円くらいします。

どうか補助の金額を上げてください。電池のなどの備品も自己負担で大変です。（児童）

6 在宅生活支援サービス

(1) 訪問系サービス

- 介助してもらえる時間・日数を増やしてほしいです。（視覚）
- 家事援助のできるヘルパーはたくさんいるようだが、身体介護をしっかりできるヘルパーが少ないので、ヘルパーが家庭の事情で辞めたりすると、次が決まらず、困っている。ヘルパー事業所も基本的なことをきちんとできない所が増えているように思う。（上肢）
- 重度訪問介護になると受けてくれる事業所がなく、自分たちの負担も多くなって生活しにくくなると友人より聞くので、何とか今まで通りの生活がしたい。事業所ではヘルパーさん不足で、この先が不安です。（下肢）
- 障害の等級だけでなく、個々のライフスタイルの中で困っていることは様々だと思います。年齢とともに障害が負担になることもあります。等級により支援の範囲が決められているので、サービスが受けにくいのが現状です。具体的に困っている所を吸い上げる仕組みがほしいです。（下肢）
- 訪問看護を受けた場合、看護師の交通費を自己負担しているが、1日2回の訪問を毎日受けるとその額がかなり大きくなっている。何か支援があると助かります。（内部）
- ヘルパーさんと仲良くするよう努力しています。中には「世話してやっとなぞ」目線で、「辞めてやる！」などと言われて傷つくことがあります。自宅で介護や療養を政治が勧めているのに、ヘルパーは少なく、とても必要な援助は受けられていません。（内部）
- ふらつきが起こり、ひとりでお風呂に入れなくなったので、看護師さんにお風呂の介助をしてもらえることがうれしい。（精神）

(2) 通所系サービス

- 介護施設のスタッフには、テレビCMのような笑顔はない。（下肢）
- 障害児用のデイサービスが増えているのに、障害者になると少なく、土、日、祝日に利用できる所が少なく、遠くまで行かないといけない。（知的）
- 障害のある子どもを一生懸命育てておいでる若い親の方々に、正規・非正規等の職について安心して働いて頂くように、その方々の就職のお手伝いもサポートしてほしい。そ

- うするのには障害のある子どもが、日中過ごせる老人デイサービスセンターみたいな場所を増やすこと、又は作ることはできないでしょうか。幼稚園や保育園に併設（障害児の幼稚園・保育園）する考えはどうか。そうすれば子ども達が小さい時から障害児と健常児の関わりの教育が構築していくのではないだろうか。そう思うのは障害児と健常児のきょうだいを持つ親は別々に通園させなければならない場合もあるからです。（精神）
- 他人の目が気になってなかなか外出できないのですが、生活支援センターの方に週2回通わせてもらってありがたいです。（精神）
- デイケアを利用させていただき、バスの送迎もあるのですが、病院の名前が車体に大きく書かれていて、本人は気にしていないと言いますが、近所の人が乗降するところを見えています。病院の名前は書かないと言っても無理だと思いますが、配慮があると嬉しいです。まだまだ社会は理解されていません。（精神）
- 今は児童デイサービスを利用できるが、大人になってからの居場所がない。軽度の人向けの「あすなろ」のような集まりを中重度の人を対象にしてほしい。（児童）
- 高校を卒業した後、作業所に勤めさせる予定です。介助者の仕事の継続のために、就労後に預かっていただける「施設」「収容人数」「施設での余暇の充実性」を希望します。（児童）
- 日中一時支援は、利用できる日数をもっているが、利用できるところが少ない。今まで使っていた施設がどんどんやめてしまっている。これはどういうことなのでしょう。利用者第一に考えて日中一時支援をやめないよう市が施設への収入を上げてください。（児童）
- 日中一時支援にしても移動支援にしても利用できる施設が少なく困ります。もっと増やせるよう（施設の方がやろうと思える仕組み）考えてください。（児童）
- 将来が不安です。障害、病気のせいでショートステイやファミリーサポートが使いづら
い、断られた。（児童）
- 医療的なケアを受けられる施設が少なく、卒業後の受け入れ先がない。受け入れてもらえても週1しか通えない（定員がいっぱいのところばかり）。介助者になにかあったときのショートステイ先をもっと増やしてほしい（例えば通院先の病院等でレスパイト入院ができるようになるといちばん安心できる）。（児童）
- 支援学校高等部を卒業した後、大人用のデイサービスを利用する予定ですが、利用者が多く、利用できる日数が少ないです。また、利用時間も短いと聞いたことがあり、不安です。重度障害のため、就労支援施設は無理だと思うので、そういう子たちが、学校の

ように毎日通えて、遊びや訓練などができるところをつくってほしいです。高校卒業と同時に急に外に放り出される感覚があります。(児童)

(3) 日常生活の便宜

- 夫が高齢で、障害のある私に介護できる自信がない。(下肢)
- 不燃物のゴミ捨ては、家族が出してくれていますが、一人になると、場所は遠いし、朝8時までしか開いていないので、自分では出しに行けません。もう少し出しやすい時間帯や場所にしてもらえたら助かります。(下肢)
- お風呂に入りたい。少しでもきれいに洗いたい。長湯を試してみたい。(精神)

II 働 く

1 働く場の提供

- 視覚障害を受け入れる求人数をとにかく増やしていただきたい。(視覚)
- 定年後の再就職が障害者は不利だと思う。また、同情されて仕事をするのも楽しいことではない。ネットビジネスで稼げれば、障害は関係なくなる。市でネットビジネスを推進、サポートしてくれたら助かると思う。(聴覚)
- 金沢市は、障害者をもっと採用してほしい。以前に県の面接を受けに行ったが、定員に対して受験者が多数いて、不採用となった。(聴覚)
- 雇用促進のために、障害者を雇ってくださる企業の情報がもっとほしいです。(聴覚)
- 金沢市は障害者枠で、できれば毎年採用(正規)していただきたいです。(上肢)
- 正社員として長期、継続的に働ける職場がもっと増えるよう指導してほしい。(上肢)
- 障害者であることをわかってもらった上で、正社員の求人と仕事をもっと増やしてほしいです(ハローワークに行ったらアルバイトの求人ばかりなので、できれば製造業の求人で、正社員で健常者と同じ待遇にしてほしいです)。障害者でも、できる人はいるので待遇とか条件を変えたり、アルバイトのようにするのはやめてほしいです。障害者でもきちんと教えて、長い目で見れば健常者と同じ仕事はできるようになると思います。機械工、配達の正社員の仕事を障害者でも増やしてほしいです。できれば年齢制限もしないでほしいです。(知的)
- いろいろとご支援を頂いていて本当に助かっています。お仕事については単発でも働ける場

- 所を増やしてほしい。 (精神)
- 障害をもつ子の親の就労が難しいと感じた。 (児童)
- お仕事をたくさんおきゅうりょうをもらいたい。 (児童)
- お金が必要だと思います。働ける所がほしいです。収入がいいところでお願いします。(児童)
- ちょうど今、高1の知的障害の息子の就労に向けて実習が始まりました。選択肢が少ないなあというのが実感です。あと一般就労はひと握り、作業所はぐんと賃金が下がります。「暮らす」期間は長いです。学校卒業後の数十年間を少しでも安心して過ごせれば…と願います。 (児童)
- 障害者の親の5%しか正社員で働けないというデータを見たことがあります。娘の療育の時間の都合で、娘が3歳の誕生日から職場で時短を使えず退職しなければなりません。もともと医療職をしており、それなりに志をもって働いていたつもりなので、退職しなければいけないのはショックでなりません。障害児の親が働ける社会、また何らかの理由で正社員になれない親への手当なども考えていただきたいです。 (児童)
- 一般企業への就職窓口を増やしてほしい。 (児童)

2 職場環境

- 障害者というだけで賃金の格差を設けるのはやめてほしい。 (上肢)
- 障害を持つ人への給与額が一般の人に比べ、低く抑えられている。就職できても、1年・半年等の契約なので、ほとんどの人が不安定で、安心して働けない。入社の際に名前の紹介がなく、配慮してほしいことが伝わらず… (1週間で退社した人もいました)。 (上肢)
- 障害者だからこそ、有休など通院のための休日を増やしてほしい。 (下肢)
- 障害者でも、営業やデスクワークが健常者より優れている人も多いと思う。下肢が障害だからと一方的にデスクワークや雑用しかできないと決めつける求人態勢は改めてほしい。 (下肢)
- 国は障害者雇用率を上げようとしているが、最近、健常者でも厳しい職場環境で無理に雇うのは、障害を持った方にとってもかわいそうだと思う。皆にとって適材適所な仕事場を生むのも必要と思います。 (下肢)
- まだまだ障害者に対する偏見は多く、心ない言葉は当たり前。職場の上司に相談しても、何も変わらない。事なかれ主義。心ない言葉や嫌がらせ等により、病気になってしまった人もいます。仕事を教えない、無視するなど。障害者雇用なんて、結局は頭数をそろえるためで、

受け入れる体制はできていない。車いすでも働ける環境をつくってあげてほしいです。若くして働きたくて、ちゃんと仕事もできるのに、受け入れてもらえない人がたくさんいます。

(下肢)

○障害のある人は、常に劣等感みたいなものがあり、周りの人に話しかけにくいので、周りの人の配慮・声かけが必要。特に職場では、それが必要だと思うし、孤立感を取り除くことが大事。給料等の収入は極端に少ないのに、払うお金は他の人と同じでは不平等。(体幹)

○ハローワークの求人内容を見ても、求められるのは単純作業であり、賃金についても最低賃金。また、月単位の雇用でも賃金は低く、正社員の求人はほぼない。企業(国・地方公共団体を含む)の求める人員は「賃金の安い」「単純労働者」であると言わざるを得ない。障害者各々の才能や仕事の適正について考えていないと思う。逆に雇用主は障害者に過剰に遠慮(配慮ではない)すべきでないと思う。また、実際に現場で働く従業員については事前に障害者と働く際の注意点について教育が必要と思われる。(内部)

○障害のある人が希望をもっと持てるように。障害のある人が障害だと諦めないように。なんかもっと生きていける仕事ができるように。(内部)

○障害者を雇用した場合、ハローワーク紹介だと会社に補助があるが、縁故関係だと補助が全くない。障害のある人を見守り、雇用し続けていく上で、当会社として通勤、仕事指導、福利厚生、損害等でかなり負担を重ねてきている。市としても今後ぜひ一考をお願いしたい。

(知的)

○障害者求人では賃金が少ない。(精神)

○障害のある子の親が働くことに理解をもっといただける会社を増やしてほしい。(児童)

○アルバイトの面接に行くと、必ず「持病があるか」と聞かれる。「ある」と答えると、受からなかったときに、『持病があるからだめだったんだ…』と気にしている様子が何度もあった。一度だけ病気が分かった上で、採用してくれたところは、とても優しくフォローしてくださり「最初は短時間から、無理しないで…」など、本人の働きやすいようにしてくださり、ありがたかった。今は障害児福祉手当などに助けてもらっているが、20歳以降は手当や医療費に不安がある。(児童)

3 就労支援

○私は64歳ですが、まだまだ働きたい気持ちはあります。でも、他の人と同じようには動けないので、就労支援施設など、障害者の働ける所を増やしてほしい。(視覚)

- 就労支援施設は増やしてほしいが、職員の態度が悪いと嫌だ。 (上肢)
- ハローワークで就労支援A型を勧められたものの、行政のおかげでA型がなくなるとか、何やってるのかわからない。じゃあハローワークで募集するなよ。A型を勧めたいのかつぶしたいのかどっち。 (上肢)
- 通勤支援がほしいです。 (下肢)
- 就労支援A型で働いても、扶養なので、月に9,300円も返さなければならなく、ほとんど稼ぎが残らない。やりがいがない。 (下肢)
- 障害者が「暮らしやすく」と考えるのでしたら、国や県がもっと予算を計上して、スタッフが働きやすい環境（特にお給料面で）をつくっていただきたいと思います。各施設の自助努力だけでは無理だと思います。優しいスタッフがいて、いろんな活動を通して、楽しい毎日を送らせていただいているのに、スタッフ不足で活動が制限され、残念です。 (体幹)
- 何か仕事がしたいので、市の方で紹介してほしい。 (体幹)
- 障害者就労支援（A型・B型）などで働いたとしても経済的に不十分なところがあり、とても自立できる環境ではないと思います。 (内部)
- 障害者支援施設自体が玉石混交と思われ、果たして就労支援の目的や賃金による自立を促しているかが疑問に思う。 (内部)
- 就学中は放課後等児童デイを使い、遅くまで預かりもあり、安価で利用できるが、就労（A・B・生活介護）になると終了時間も早く、デイサービスも日中一時支援利用にシフトし、実費負担が多すぎる。B型就労で月数千円しか頂けないところに、事業所への送迎代、日中一時支援枠の実費などなど、一気に金銭的負担が増すことへの不安がある。 (知的)
- 就労A型に通っていましたが、作業が難しく、なじめない仕事場でした。A型は障害のある人のレベルに寄り添ったスタッフや配慮が必要だと思います。 (知的)
- 作業所の賃金が安すぎる。1日100円。近くにバスが通っていない。 (知的)
- 就労支援施設の数には足りている、とは聞こえますが、本人が望む支援施設があるかどうかというマッチングが難しい。施設職員の更なる処遇改善を希望します。 (児童)

4 その他

- マッサージ師の資格がないのに闇営業している人たちを厳しく取り締まってほしい。 (視覚)
- 一般企業向けの障害者理解を広めるための施策があってほしい。 (聴覚)
- シングルマザーですが、転職先に有利な資格取得するための講座料や受験料の補助がほしい

- (医療事務職等)。聴覚障害でも取得できる資格を拡大。(聴覚)
- 企業の総務・人事担当者の方に障害者についての基本的な知識を学べる場を広く告知し、多くの方に学んでもらいたいと思う。知識がない担当者と、自分自身のことを上手に説明できない障害者との相互理解を深め、コミュニケーションをとる糸口となると思われる。(精神)
- 障害を配慮するのではなく、利用して企業の利益とする会社があり、ハローワークでもチェックは難しいとのこと。給与を含めた待遇改善が行われればよいと思う。(精神)
- 少しでも自立をするために資格をとりやすくしてほしい。断られたことがあります。(児童)

Ⅲ 得 る

1 年金・手当・生活保護

- 介助者がいなくなった時、一人でも生活できるよう経済的な援助があればうれしいです。(視覚)
- 公的扶助の周知徹底をしてください。(上肢)
- 最低賃金で働いているから障害年金ももらえない。父母がなくなったら、どうやって一人で生活していけばよいのかわからない。生活費がまったく足りない。(上肢)
- 児童扶養手当、特別児童扶養手当の対象だったが、この手当があることを知らず、役所からも教えてもらえず、たまたま同じ障害を持つ人から教えてもらったが、申請したのは19歳になってからだった。もっと早く知っていれば、進学の際にその手当を使えたのにと残念に思っている。(上肢)
- 「障害者」といっても、程度・能力にかなり個人差があり、本人の性格や環境によって支援の方法もいろいろあるはずなのに、重度の障害者を対象にした支援ばかりのように思います。軽度障害者にも支援してほしい。(上肢)
- 収入が少ないため、生活が大変で、病院もあまり行けません。(下肢)
- 等級が低い人でも生活面で大変な人もいます。生活保護費でありがたく生活をさせていただいているのですが、正直苦しいです。未だにプリペイドの電話で、何の情報も入ってこないし、見ることもできません。生活保護費の中でスマホやガラケーを買う余裕もなく、「ホームページを見てください」見れません。災害の時、何もわかりません。消費税も上がり、生活が本当に苦しいです。もう少し経済的な援助を考えていただきたいです。(下肢)
- 障害年金の申請を蹴らないでいただきたい。(体幹)

- 両親が要介護になった時、障害共済年金をもらえるようにしてほしい（現在、保護者が死亡した時しか出ない）。 (体幹)
- 障害年金が極端な人しか受けられない。後遺症によりサポーター、杖など（コルセット）使用してやっと歩行してても、障害年金の対象にはならない。 (体幹)
- 障害者間の年金などの差別がひどい。障害者1級で年金をもらっていると差別がある。 (内部)
- 国民年金の扶養者の義務化以前の病例である。いつになったら改正できるのだ。 (内部)
- 障害の程度で年金が決まっていますが、障害を持ちながら一生懸命に働いている人等に平等な支援が受けられていないような気がします。色んな支援があっても知らない人も多い。自分で調べられない者にとっては不利です。もっとわかりやすく周知して下さい。 (知的)
- 障害年金が生活保護と同じくらいになってほしい。 (知的)
- B型就労で得る収入は毎月10,000円未満。年金の収入と合わせて月70,000円程。生活保護より安い金額で、この先どのように生活していったらよいか不安です。 (知的)
- 生活が苦しいので、お金の援助を考えてほしい。 (知的)
- 年金額を増やしてほしい。 (精神)
- 経済的支援に力を入れてほしい。お金が毎月足りなくて借金が増えています。 (精神)
- 母親の年金と私のわずかなお手当で暮らしています。将来のことがとても心配です。(精神)
- 身体が動けないくらいひどい時期に市役所から母子扶養手当を止められました。理由は障害年金がもらえるかもしれないし、受給資格があるので、もらったら扶養手当もさかのぼって返金してもらおうと言われました。何度も年金事務所へ行き、手続きをしましたが、受け取れるまで半年くらいかかり、本当につらかったです。院内のソーシャルワーカーさんや年金事務所の方の励ましで頑張れました。 (精神)
- お金の支援の上限がある。兄弟がいても支援に上限がある。働くと疲れて障害児の自宅での療育する元気が出ない。充分なお金をサポートしていただきたい。 (児童)
- 障害児福祉手当をいただいております。おむつ代等にに使わせていただいておりますが、今以上に増額されることを望みます。消耗品、生活品は毎日のことですので、わずかでも経済的な負担が軽減できると助かります。現在の収入ではカツカツです。 (児童)
- 障害の人に経済的な支援をもっと増やしてほしい。 (児童)
- 特別支援学校高等部2年の子どもなのですが、知的障害が軽度で、てんかん症状も軽度のため療育手帳はB判定となっています。判定の線引きのみだけで審査されず、日常の一人ひとり、一家庭一家庭の状態を審査の上、もっと、軽度障害者も暮らしやすく生活しやすい手当

- を考えてほしいと思います。障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当等これら全て重度のみ、軽度であっても障害者です。自立しようにも不安です。 (児童)
- 介助者が介助のため働くことが困難なので、世帯収入が低くなってしまふ。それに対して世帯に援助がない。 (児童)
- 特別児童扶養手当の所得制限をなくすか、引き上げるかしてほしい。兄弟もおり、現在の収入のみで手当をもらえないと将来が不安です。 (児童)
- 母子家庭で、発達障害児をもっています。障害の重い方には助成金がありますが、うちの子の等級にはありません。等級が軽くても、平日に通院はします。その日は仕事も休みます。限られた日数で仕事をしてはいますが、フルタイムの正社員で働くことは今は不可能です。しかし、この少しの収入があるせいで、来年から一人親のための助成金？(児童扶養手当?)も減ることになります。ただただ生活が苦しくなるんだろうなと不安です。そういうことへの何か助けのようなものがあればイイなと思っています。障害児がいるから働けないという思いで子育てしたくありません。心に余裕をもって大切な子どもと接することができるよう、こういう家庭のために何か話し合いしていただければ嬉しいです。 (児童)
- 障害の子どもをもっている親は仕事を辞めることになったり、十分に働けない状況もあり、金銭面でのサポートも十分になるようお願いしたいです。 (児童)

2 負担の軽減

- 固定資産税を安くしてください。 (視覚)
- 収入が少ない。どうしても増やす術がない(給与が少ない、Wワークなどをできる身体ではない)。どうすれば収入を増やすことができるのだろうか。消費税を軽減してほしい。ジワジワと生活が苦しくなっていく。 (下肢)

3 その他

- 障害者には手当などあるが、介護者に対しての支援がなさすぎる。家族が仕事できないのに、それに対してのサービス、給付金などが無い。介護者は絶対必要なのに、24時間無償である。 (上肢)
- 個人事業者ですが、発病して入院すると収入が止まるので、保険料が安い保険や、何か支援がほしい。 (下肢)

- 金沢市は、他県から来た障害者に対する支援が少ないように思います。 (下肢)
- 社会福祉協議会に借入制度がいくつかあるが、設備資金以外の運転資金（生活資金）の借入制度の使い勝手が悪い。生業資金は、説明を受けた際、「商売等の開始資金（生活の糧を得るための資金）で、一般の生活資金や旧債務振替には不可」と言われたが、商売を始めようとする者はほぼいないと思われる。むしろ、資金用途を改定・拡大し生活資金や低利で借入をさせ既存借入を整理させる方が、生活再建に役立つと思う。 (内部)
- 十分援助は受けているので感謝している。これからもお願いしたい。 (精神)

IV 豊かに育つ

1 就学前児童の支援

- 児童発達支援の存在をもっと早く知りたかったです。保育園に通えなくなり、支援員さんから教えていただきました。健診で発達の遅れは指摘されていましたが、障害を持っているとも言われませんでしたし、保育園以外に通うところも教えてもらえませんでした。障害を持っていることをはっきり教えてほしかったです。そして通うところも自分に合った所を知りたかったです。 (児童)
- 都会では療育センター以外の一般の保育所で特別な児童の受け入れが進んでいるようです。娘は医師から一般保育での刺激が必要と言われ、保育所の受け入れをすすめられました。0歳クラスが1人しかいない保育所でも、病気のことを言うと断られました。とても簡単な処置でも、あると難しいと言われ、看護師のいる園でもだめだと言われます。毎日の通園などと無理は言いませんが、そういった児も受け入れられるような取り組みを未来の障害児のためにしてほしいです。 (児童)
- 通える施設が少なく、万一その施設で不祥事が起きた場合とても困ります。他の保育園のように預けられる時間を増やしてほしい。延長保育をしてもフルタイムで働けない。お迎えも時間を過ぎたら延長保育ではなく、絶対にその時間までに迎えに来ないと利用できなくなると聞いているので、毎日のプレッシャーがすごい。残業は一切できないので周りの理解がないと働けない。 (児童)
- 今通っている幼稚園の先生は皆さん良くしてくださって、他のお子さんと同じように見られて、助ける所は手をかしてくださって、つねに理解や心づかいを感じています。園児も、その中で育ったせいか、同じように理解してくれています。 (児童)

2 放課後等の居場所

- 本人高1です。母子家庭のため母がフルで働きたいのですが、放課後等デイサービスの支給量、また、預けられる時間が限られているので、思うように働けない。上手くショートステイを利用してきましたが、人手不足とのことで今までのショート先は使えなくなり、児童のショート先が少なく本人と合うところがなかなか見つからない。母の自由な時間がなく、息がつまりそうです。学校卒業後も不安です。(児童)
- 両親共に働いているので、放課後等デイサービスの日数を25日くらいに増やしてほしいです。(児童)
- 放課後等デイサービスを利用したいが、施設によってホームページなどで確認できないところが多いため、どんなサービス、支援をしているのかがわからない。まだまだ手がかかる子どもなので、(親が望む)子どもが将来困らないように手伝ってもらえるところがあれば知りたいです。(児童)
- 相談事業所、放課後等デイサービスは同じところを利用しているが、自傷と他害があるので預かりを拒否された。本当に困っていて、そこしか預けられないのに、ガイドヘルパーの申請も大変だからしたのに、大変だからと言って断られた。(児童)
- 児童発達支援(放課後デイ)は、障害により手がかかると土日は断られてしまう。仕事を続けて少しでもお金を残してあげたいと思っているが、母親がいつまで働けるのか…毎日不安に思っています。放課後デイも仕事に応じて日数を増やせるとうれしい。(児童)
- 放課後等デイサービスを受けたく探しているときに、肢体不自由児ということで受け入れてもらえないことが多々ありました。歩けない子は手間がかかるということのようですが、障害の軽い子を選んで受け入れているような施設もあり、障害児がビジネスになっているように感じました。ほとんど健常である子どもばかりの施設もあり、少し障害があると「手が足りません」と断られてしまうのはおかしくないでしょうか。(児童)
- 文化芸術の間がありました。発達障害児が通える習い事の情報があると、小さい頃から特性を伸ばすことができるのではと思うのでお願いしたいです。(児童)
- 放課後等デイサービスはたくさんあるのに、卒業後は行く場所が途端に限られてきて困る。放課後等デイサービスの利用年齢を大卒くらいまで引き上げたりはできないものか。(児童)
- 水泳教室や絵画教室など学びの場を増やしてほしいです。(児童)
- 医療的ケア児が通える放課後等デイサービスを増やしてほしいです。土日祝日預かってもらえるところが少なく困っています。(児童)
- 放課後等デイサービスを利用していますが、職員さんの離職率が高く、長く働かれる方が少

ないです。施設の雰囲気が変わったり、人手不足で、利用できない日があったりと、せっかく利用日数が増えたのに、十分に利用できていません。環境が良くない、子どものケガが多い、物が壊れる施設もあると聞くので、定期的に市がチェックを行ってほしいです。(児童)

○放課後等デイサービスの1か月あたりの利用可能日数が以前は14回でしたが、現在は2回も増えて喜んでいきます。祝日の多い月など、長期休暇の時のように利用日が増えたらいいです。日中一時支援をしている施設がとても少なく困っています。(児童)

○様々な法律等が改定されたり、施行されていますが、障害児をもっている私達のところには、まったく届いてはいないのが現状です。放課後等デイサービスを始めているところはありませんが、療育をちゃんとしているところもあれば、預かるのみで中途半端なところもあります。増やせばいい、やればいいでは困ります。一度、市長さんがいろいろなところへ自分の目でご覧になってください。発達障害への支援（どんなことをしているのかも、分かりません）を公約に上げているのですから。市民の一人として期待して一票を入れています。(児童)

V 学 ぶ

1 障害の理解

○ディスレクシア（読み書き障害）について、もう少し教育機関に理解してもらいたい。自分が一番つらかったことは、同級生にからかわれることやいじめなどではなく、先生の理解がないことだ。(精神)

○自分自身のことも心配であるが、子どもが発達障害で、いじめもひどく、小学校では全く受け入れてもらえず、今どき知識がない教員で、育て方が悪いように、いじめられる方に要因があると言われ、金沢市の教育委員会、発達支援の遅れにあぜんとしてしまいました。(精神)

○ADHDやASDなど子どもの発達障害の学校の取り組みの方もどうかご協力をお願いします。(精神)

○息子は発達障害です。外見ではまったくわかりません。地元の学校では、理解がほとんどありませんでした。苦しい思いを親子共々してきましたが、今は芳齋分校で毎日楽しく過ごしています。(児童)

○市役所職員全体の障害や障害者に対する理解や知識を早急に深めてほしい。他県から引っ越してきて本当におどろいた。1日1回はノーライゼイションプランに目を通し、学んだほ

うがいいと思う。 (児童)

○もっと理解のある社会になってほしいけど、大人はみんな口ばかりで自分のことをみてもみぬふりをする。学校の先生にもパワハラみたいなこといわれてショックだった。 (児童)

○教育委員会は障害のある子どもの実情を知らなさすぎる。 (児童)

○地域の学校の通常級の生徒にも障害児のことを知ってもらいたいです。支援学級にいただけでは理解されにくく、しっかり時間を充てて知ってもらう必要があります。異常者、気違いなどの偏見を少しでも解消したいです。また、親御さんも同様に知ってもらいたいです。母代筆です。 (児童)

2 学校教育

○インクルーシヴ教育を実現させてほしいです。芳齋分校を仮校舎とはいえ東浅川においやるとは差別ですよ。本校の移転でも同じことができますか。金沢市役所では移動に苦勞のない方ばかりでしょうし、東浅川へ行けばいいのでは。 (児童)

○障害のある子どもに合わせた学習環境を整えてほしい。そうすれば健常者にもやさしい学校になり、ボーダーラインの子ども達にも過ごしやすくなると思う。また、学校では聴覚優位の指示が多いので、視覚優位の子どもはついていけない。 (児童)

○支援学校の先生が少なく、先生も生徒も混乱しているように感じている。 (児童)

○高校に支援級を作してほしい。 (児童)

○支援級の教員の質が低すぎる。やる気のない教員を支援級の担当から外してほしい。 (児童)

○小学校での経験ですが、担任よりも、支援員として面倒を見ていただいた方々が、とても適切な目線と意見をもっているにも関わらず、その意見が担任には(支援学級の担任にも)伝わらず(意見を聞いてもらえないらしい)、担任も児童本人も混乱している場面が多々あった様に思えました。支援員の方々のアドバイスをもっと参考にさせていただければ、多様な障害をもつ人、児童にとって、学校生活という長い時間が有意義になるのではないかと思います。 (児童)

○小学校卒業してからの進路で特学分校と特別支援学校の中間の学校があれば助かる。中学校で特学分校に通って卒業したあとも高校の特学分校があればいい。小学校6年分の学力を得られる環境がほしい。 (児童)

○現在不登校で毎日家にいます。通学するため支援がほしいと頼んでいますが、使えないの一言。使えば行ける可能性のある子の場合、使えるようにしていただけませんか。 (児童)

- 中学校のエアコン設備、エレベーター設置を希望します。壊れている扇風機もあります。水分摂取制限があるので夏場は本当に苦しいです。(児童)
- 教育サポートセンターというものが新しくでき、現在の分校スタイルがなくなるのがとても残念です。9年間の教育といいますが、小学校6年と中学3年はあまりにも成長が違いすぎます。中学3年、高校3年という6年教育は大賛成ですが。小学校低学年と同じ建物で過ごすというのは中学生にとって良いとは思えません。授業にも集中できずかわいそうです。もう少し軽度障害者の気持ちになって特別支援学級を考えてあげてほしいです。特別支援学級と同じスタイルなら、うちは芳斉や小將町には行かなかったと思います。芳斉、小將町は同じような子どもたちが適度に集まり、本当に楽しく過ごせましたし、それぞれ本校交流がすばらしかったです。(児童)
- いしかわ特別支援学校のように施設を立派にすることより、そこで指導する先生の質を上げるべき。これから開設しようとしているサポートセンター(そこで働く人は本当に障害者のためという気持ちがありますか)も同様に思う。施設にお金をかけるのではなく、子どもの成長に直結する教育者や学校、園への支援を本当に願っている。(児童)
- 特別支援学級の先生はハズレ教員ばかり。学校に価値を見出せない状況をなんとかしてほしい。(児童)
- 小・中・高がひとつになった学校を作してほしい。普通の子よりも環境が変わるだけで行っていたのが行けなくなったりするので、そういうことも考えて学校などを作してほしい。人数が増えている学校などがあり、行きたいところに行けないという現状があるため考えてほしいものです。(児童)
- 小中学校すべてにエレベーターをつけてほしい。(児童)
- 特別支援教育サポートセンターに小中特学分校の併設の話がありましたが、特別支援学級なのに普通級と完全に離れているのは差別なのではないかと思う(今の分校もそうですが)。特別支援教育サポートセンターが併設されるのはいいことですが、普通級も併設するべきだと思います。(児童)
- いろいろなことが整ってきてうれしく思います。毎日元気に学校に行く姿をみて、成長していると実感。周りの皆さんに感謝します。(母)(児童)
- もっと勉強を増やしたい。塾も行きたい。もっと理科や社会もしたい。算数をしたい。もっと漢字を増やしたい。プログラミングもしたいです。(児童)
- 保育園、小・中・高の授業に、もっと障害をもつ人と接する授業を取り入れてほしいです。(児童)

○子どもが現在芳斉分校に通っています。先日、特別支援教育サポートセンター開設及び分校移転についての説明会に行って話を聞いてきましたが、正直なところ、教育委員会の言うような素晴らしい支援ができるのかどうか疑問に思いました。分校移転についても建物を管理する総務課の方が、子どもの様子や実態、保護者の思いなど全く知らずに話を進めていましたし、「学校教育課の方の担当ですから…」という回答などはがっかりしました。そんな対応しかしていないのに、ICTだの才能を伸ばすだの本当に可能なのでしょうか？今の学校の様子を見ても先生方は「手が足りない」「大変なんです」を繰り返すばかりです。就学ときに「地域でも行けますよ」という話よりも芳斉分校の教育に期待して、こちらを選びましたが、少々期待外れです。どうか障害児、障害者の現実、実態を充分理解した上で、関係する部署が連携した施策をお願いしたいと思います。(児童)

VI 遊 ぶ

- パソコン、ダンス、囲碁などの教室を無料で開いてください。(聴覚)
- 金沢市は障害者のスポーツ大会を年1回実施していたり、手帳により減免となる施設も多いため、満足しております。(下肢)
- 何かスポーツをしたい。どう参加すればよいかわからない。(下肢)
- 障害児だけのイベントを希望する。(児童)
- 発達障害児がもっと気軽に遊びに行ける施設や環境が整ってほしい。(児童)
- 1歳から療育に通い、日々必死です。まだ小さいので親が一番ですが、それでも夫と二人で日々みるのは大変です。今一番望むのは遊び相手です。子どもと楽しく一緒に遊んでくれる人が周りにいたら良いです。ファミサポは正直あまり利用できません。前々からの予約で手続きも面倒です。一番の理由は、年齢が高齢の方々が多く、小さい子の相手は体力面で心配です。福祉関係の学生さんや高校生が遊んでくれたらと思います。子どもも若くて元気な人によくなつきます。ファミサポが学生不可なのは不思議です。将来PT、OTを目指す学生さん、スポーツの学生さんも希望します。家庭教師みたいなアルバイトの学生さんが家に来て、一緒に絵を描いてくれるサービスもほしいです。若い人に障害を身近に感じてもらえます。責任は親の下に、学生さんはアルバイト料をもらうのが良いと思います。(児童)
- スポーツや芸術などの習いごとをしたいと思っても、障害をもっていると受け入れてもらいづらいと思う。障害児が学びやすい場があれば良いと思う。(児童)

- 障害者専用の病院やプール、体育館を作ってください。住みにくいです。 (児童)
- 障害者の余暇活動を支援するサポートがほしい。 (児童)
- うさぎの部屋、考えた方がいいのでは。ただ子どもを遊ばせるだけの意味のない場所だと思います。相談員も変わってしまって（短期で）また説明するのがとてもバカらしいと思いましたし、なんの情報も得られず、行く意味がないなと思いました。 (児童)
- 障害者が予約制で遊べる場所がほしい。あめるんパークなどでもいいけど、障害児しか使えない時間を作ってほしい。障害児は遊べる場所が少ない。親も子も心の負担がひどい。 (児童)
- 娘が出かけることが好きなので、よくレジャー施設に行きます。 (児童)
- スポーツが好きみたいで、障害者スポーツをしたいが、石川県はまだまだ少ないので諦めている状態です。 (児童)

VII つきあう

1 広報・交流活動

- 障害者と一般市民が交流できる場を増やしてほしい。 (聴覚)
- 一般の人と障害者（精神障害）が知り合いになれて、お互いをわかち合える機会をぜひとも作ってほしい。できれば増やしてほしい。 (精神)
- 障害のある人やその家族が交流できるイベントが増えてほしい。そういった情報を積極的に発信してほしい。 (児童)
- どんな催しがあっても出席が難しい障害のある人が多いことを理解してほしい。 (児童)

2 コミュニケーション手段

- 電話リレーサービス24時間365日ずっと使えるようにしてほしい。 (聴覚)
- 要約筆記者を増やしてほしいが、人間的教育もしっかりとお願いしたい。要約筆記者にもいろいろな性格の人がいる。 (聴覚)
- いろいろな講演会、学習会が開催されていて、福祉関係がテーマでない場合でも、聴講、学習したいと思うテーマがあります。しかし、聴覚障害のため、行くことができて、内容はほとんど理解できずじまい。希望者があれば、要約筆記をスクリーンでつけられると、参加が楽しみになると思います。マイクがあっても、反響してほとんど言葉として理解できない

のです。

(聴覚)

3 その他

○認知症の親と暮らしています。毎日が地獄です。皆さんいろんな制度の話をしてますが、僕が一番ほしいのは「心の支え」です。親友です。そして何よりもほしいのは「愛する人」です。

「愛してくれる人」です。毎日孤独で孤独で早く死にたいです。 (視覚)

○「障害者フェア」とかいうネーミングやめて。ふれあわれる側からすれば、動物園の動物じゃねーぞって思う。 (内部)

VIII 出かける

1 ガイドヘルパー・移動支援

○移動支援が必要な時にお願いできず、困ることがあります。支援できる方をもっと増やしていただければと思います。 (視覚)

○移動支援の事業所をもっと増やしてほしい。 (下肢)

○移動支援のサービスは病院に行くことのみ限定されているが、仕事に関する会合や勉強会など、もっとサービスの範囲を広げてもらいたい。 (下肢)

○今のところ、制度には満足しています。老後は不安があります。災害も怖いです。病院に行けないと、生きていけない病気なので、通えなくなることが不安です。送迎サービスの充実を求めます。 (内部)

○移動支援(ガイドヘルプサービス)を月2回、計8時間程度利用しています。ケアマネジャーさんによりますと、月に25時間利用できるそうです。週末の休日、祝日など月平均8時間程が終日在宅になり、せめて半分程度利用できればと思うのですが、事業所はどこも人手不足で、特に休日、祝日の利用は難しいと聞いています。老人ホーム等の介護職員も人手不足の時代なので、改善はなかなか難しいものがあるのだらうと思います。 (知的)

○ガイヘルが利用できなかつたりするので、ヘルパーを増やしてほしい。 (知的)

○私には楽しみが多くある。移動支援で車イスを出してもらって、30年ぶりに美術館に行けて、好きな絵を見ることができたことは深い感動だった。移動支援では信頼できるヘルパーさんと絵を見たり、スイーツを食べたり、食事を共にできることは深い喜びだ。 (精神)

- ガイドヘルパーの数が足りない。 (児童)
- 移動支援の利用できる日数をもらっているが、受け入れられる施設が本当になく困っています。また、利用時にかかる交通費の負担が大きいです。 (児童)
- 移動支援などのサービスを充実させてほしいです。通学にガイドヘルパーさんがついてくるととても心強いです。スクールバスのサポートも強化してほしいです。子どもが通いたいと思えるところに通えるサポートをぜひよろしくお願いします。 (児童)
- 移動支援サービスは、学校や通級などの送迎にも拡大してほしいです。人件費がかかることも承知の上ですが、これがあれば保護者も安心してフルタイムなどで仕事を持つことができます。障害者の自立のために、そして家族が普通の人のように暮らせるように、サポートをよろしくお願いします。 (児童)

2 福祉タクシー・タクシー

- 車いすのまま乗れる介護タクシーで、タクシーの普通の料金以外に、介護料や追加の夜間割り増しなどを取るのをやめてほしい。市から初乗りの補助券をもらっても、タクシー料金が高額になる。 (下肢)
- タクシー料金の割引増額。 (下肢)
- タクシー券を100円券のつづりにしてほしい（東京都は100円券だと思います）。 (体幹)
- 自動車を利用して通院できたら体が楽になる。タクシーの利用券は初乗り分しか出ない。 (内部)
- タクシー券、ほとんど使わない。ガソリン代の援助がいいと思う。 (知的)
- 自動運転無人タクシーが早くほしいとのこと。 (精神)

3 バス・電車

- 内灘線、つるぎ線と新規の市内鉄道を乗り換えなし、もしくは同じホームで乗り換えしやすいように改善してほしい。周辺市町村のコミュニティバスに接続する金沢市営のコミュニティバスを市全体に整備してほしい（既存のバス会社に遠慮することなく実行してほしい）。 (視覚)
- 視覚障害があります。市のバスを利用する際、行き先の案内を聞いてから乗車したいのですが、行き先のアナウンスが最後まで流れず、アナウンスの途中でドアが閉まり、乗れない時

- があります。アナウンスを最後まで流していただけますか。 (視覚)
- ふらっとバスをもっと増やしてほしい。 (言語)
- 市内の新交通システムを整備してほしい。北陸鉄道バスの10番、11番、東部車庫行きは、橋場町経由、香林坊経由の2系統がありますが、18番東部車庫行きは、香林坊経由しかないので、橋場町経由も増やしてほしいと思います。 (上肢)
- バスに乗った時、席を譲ってくれない。スマートフォンを見て知らない顔をしている。 (上肢)
- 毎日、電車とバスに乗って通勤しております。金沢高校の学生が電車の席で足を広げて座り、杖を持っていても絶対譲らないのが気になっている。絶対かわらない。 (下肢)
- バスの降りる時の段差を少し減らしてほしい。 (下肢)
- 金沢市はバス、鉄道、地下鉄未発達地域である。お金がないため、時代遅れで乗りにくい市電を導入しようとしているのは、時代錯誤である。障害者のことを考えていない政策である。障害者が安心して乗れるのは地下鉄か電車である。建設後のメンテナンス費用が安い。 (体幹)
- 金沢市はバスの便が不便なので、もう少し整備してほしいです。 (内部)
- バス停で目の見えない方がバスを待っていて、バスが来るごとにその案内を聞いていらっしやいますが、街中だと聞こえないことも多く、自分も時間のあるときは教えてあげたりできますが、もう少し何とかできないかといつも思っています。 (内部)
- 浅野川線高すぎ (精神)

4 公共施設のバリアフリー

(1) バリアフリー全般

- 一人で外出することが多いが、点字ブロック、音声信号機、公共施設や交通の面で不安があり、視覚障害者にはまだまだ住みにくいので、住みやすい環境で安心して暮らせる石川県であり金沢市であってほしい。 (視覚)
- 交通機関等で、視覚障害者が聞けたりできる案内人等がいたり、表示など目線で見られるようにしてほしい。 (視覚)
- 自分は一人でできるので、心配はしていません。ただ人が多く混雑の時は、転ばないか心配です (階段など)。 (下肢)
- バリアフリーの場所 (出入口の階段が多いため) を増やしてほしい。あっても目的地と

反対側の場所だったりすると、結局遠回りになってしまう。(下肢)

○公共交通やまちのづくりが車いすに優しいまちになるとうれしいです。高齢者やベビーカーにも優しいまちになります。(下肢)

○障害者であることが分かった場合、とても親切に対応してくれるショップや会社がありますが、まだまだ少ないです。玄関に階段があって手すりがない。不自由だと分かっても内から出て来て介助してくれる気もない。これが現実ですね。お客さまサービスのマニュアルに障害者への心配りが記載されているのか調査してみたらどうですか。(内部)

(2) 駐車場

○市役所の駐車料金、障害者割引してほしい。でなければ、金沢市内の各市民センターに障害福祉課の業務を扱える職員を置いてほしいと思います。健常者と違って障害者は時間を要する。(聴覚)

○障害者用駐車場の停車のマークがどこでも買えるのは問題があります。本当に障害がある人だけのマークを国あるいは地方で発行するべき。インチキ障害者がたくさんいて、駐車場を悪用しています。(上肢)

○一番感じることは、民間であれ、公共であれ、障害者用駐車場に健常者、一般車がかなりの確率で駐車している(特に荒天の日)。これは非常に困る。何とか、市、県、国をあげて、このことに対する周知を図り、更に徹底を図っていただきたい。キャンペーンも必要かも。健常者の意識改革を図っていただきたい。(上肢)

○障害者が外出する時、車を利用することが多いと思うが、金沢では有料である。外出しやすい社会という意味では、無料パス(管理事務所で無料になるのはダメ)等があると助かります。(上肢)

○障害者用駐車場に、マークのない高級車など止めている車がいっぱい。自分は控えているが、常識ない人間ばかり。(上肢)

○市役所本庁等の障害者用駐車場について：現在の屋外駐車場は、屋根もなく、車を止めても雨の日等は濡れて庁舎内まで行くしかなく、特に車いすの方は大変である。新しい庁舎を建設されるのもよいが、皆さんが当たり前であることが障害者にとっては大変であることを行政機関の方がもっと知っていただきたい。(下肢)

○地下駐車場にエレベーターがあると助かります。駐車スペースを広くとってもらえれば、乗り降りが楽になります。狭い所へは止められません。身障者用の駐車スペースも空いていることが少ないです。(下肢)

- 障害者マーク駐車場の利用に対するモラルの向上。 (下肢)
- もう少しだけ、障害者用の駐車場を増やしてほしいです (特にコンビニなど)。 (下肢)
- 以前、車いすを利用していた時も、車いすの前いきなり飛び出して来る人や、車いすを見てもよけてもらえなかったり、健常者の人が障害者用の駐車場を利用しているために、車いすの私が遠くの駐車場を利用しなければならなかったり、もっと障害者に優しい世の中になってほしいものです。 (内部)
- 公共施設の駐車場は、障害者のマークが車いすだけのところが多く、体の悪い私達はなかなか止められないので、内臓が悪い人達も障害者であることをわかるように、駐車スペースの障害者マークをわかりやすくしてほしいです。 (内部)
- 見た目ではわからないので本当に辛くて苦しい思いをすることが多いです。せめてスーパーの駐車場には優先的に停められるように、各スーパーに行政から指導して頂けませんか。 (内部)
- 障害者専用の駐車場に車を停車させるときに、マークがはっきりしていないので、にらみつけられたりして嫌な思いをすることがあります。障害者マークを発行して頂けるとありがたいと思います。 (内部)
- 最近では地下の駐車場が混雑していることも多く、とても困っている。 (児童)

(3) 道路・歩道

- 交差点は、音で知らせる信号機を増やしてほしい。 (視覚)
- 金沢市内は道が狭く、自転車のマナーが悪い。 (視覚)
- 歩行者用信号 (横断歩道) がある所には、できるだけ音声をつけてほしい。 (視覚)
- 歩行者が安全に歩ける道路の整備。道幅、街灯、段差など。 (視覚)
- ものすごいスピードでギリギリを通る自転車、横断歩道を歩いているのに、ものすごいクラクションを鳴らす車、歩道を走るバイク、いつかこいつらに殺されるなど感じています。 (視覚)
- 車いすで散歩したいが、道がデコボコ、斜めになっていることも。押すのに困難。歩道から車輪が落ちたことも。動かさなくて、どうしようと騒いでいたら、病院近くで看護師さんが助けてくれたので良かった。特に病院近辺は舗装してほしい。 (上肢)
- 道路 (歩道) をなるべく平らにしてほしい。 (下肢)
- 近所の歩道がガタガタなので、直してほしいです。 (体幹)
- 私自身は外見からはわからない障害で、大抵のことはできます。視力も弱く、暗い道は

知っている道でないと歩けません。わかっている暗くなると道がガタガタだったりすると足を取られて転びそうになることも多いです。歩行者が歩く道も舗装しなおすなどすることも考えていただきたいです。(内部)

(4) トイレ

- 専用トイレ（公衆・店舗）がもう少し増えると助かる。(上肢)
- 最近、障害者用トイレを健常者の若い男女が使用していることが多くて、困ることがあります。もう少し気遣いがほしいと思います。(上肢)
- 宿泊を利用すると、障害者用トイレは進んでいるも、電動ベッドが不足している。特に、金沢市や石川県内が遅れている。長野県・市は、障害者用トイレが素晴らしい。また、旅先には電動ベッドが多くの旅館などで設置されている。金沢市は、トイレやベッドの奨励をしてほしい。(下肢)
- 金沢市役所の中で身体障害者トイレが設置されている箇所が少ないと思います。わずか2か所、しかも警備室の前と医療保険課の横といったわかりにくい場所。1階の窓口センター入り口付近や2階以上のフロアには1か所も設置されていません。公共施設の代表施設でもある市役所がこのような状況では恥ずかしいと思いませんか？不思議でなりません。ノーマライゼーションプランを策定する以前の問題だと思います。身体障害者が金沢市役所の2階以上のフロアにいたら、わざわざ1階まで降りなければならないのでしょうか。(内部)
- 私は直腸機能障害なので、外見からはまったく障害があることはわかりません。なので私も隠しています。仕事も友人の付き合い等も普通です。が、所詮障害者であることを自覚させられる時が外出時は多々あります。トイレの設備がまだまだ整っていないです。会社や外出中にはとても困ります。(内部)
- 県庁の1Fのトイレが男子、女子が離れていて不便である。障害者と介護人が異性の場合、困ることがある。(知的)
- トイレの時にカテーテルや消毒するためのガーゼ等、物を置く場所が手の届くところに必要です。頼みの綱のペーパーホルダーのすぐ上に手すりが渡してあると物品を置く場所がありません。そこにしか手すりを設置できないようでしたら、せめて動かすことのできるものにしていただけると大変助かります。物品を置く場所は小さくなくても良いのです。切実なお願いです。(児童)
- 外出時に一番困るのはトイレです。障害者マークのトイレでは、オムツを替えるのが困

難です（赤ちゃんや子どもならできます）。ベッド（ソファ、長椅子）タイプのトイレがもっと増えるといいなと思います。（児童）

○多目的トイレでもベッドが小さすぎたり、固かったり、冷たかったりします。大きくてきれいなトイレが増えるといいなと思います。（児童）

○外出先のオムツ交換台が小さい。今はギリギリ乗っているが、これから先どうすればいいのか。（児童）

5 その他

○自分で車の運転はできるが、交通の激しい所へは行けない。（上肢）

○上肢障害も車の取得や改造の補助をつけてほしい。上肢と下肢で差をつけるのが理解できない。（上肢）

○キャッシュレス制度も、ポイント還元等、障害者には理解しがたく、不利な制度となっている。（体幹）

○国・県・市などが発行する公的な障害者マーク（ステッカー）を作ってほしい。車いすマークを健常者が貼っている。手軽に買えるし、障害者のフリをして車を止める。（内部）

○外出する時は周りを不愉快にさせないよう身ぎれいにして出かけます。それでも迷惑そうな顔をさせることが多く、外出はなるべく控えています。（知的）

○周りの人にこちらが障害者であることがわかるワッペンを作ってほしい。（精神）

○駐輪場にも、おもいやり、障害者スペースを早く設けてほしい。（児童）

IX すこやかに暮らす

1 医療・医療機関

○もう入院してしまったが、まだ若く、これから先が心配。親も死去して、兄弟も年をとり、今後本人が心配。病院でどうなっていくのか家族としても心配です。（視覚）

○完全に聴こえない方と違って、聴こえにくい程度だと、とても中途半端な立場で困っています。医療にもなかなか大変です。先生もパソコンに向かったままの問診も多く、そしてマスクをされたらまったくコミュニケーションはとれないです。筆談などされる先生もいない社会は、障害のある者にとっては生きづらいです。（聴覚）

- 障害者手帳をなくした時、近くの病院で診断書を求めたところ、どの病院でも断られました。理由はかかった病院がいいということでしたが、40年以上前のことで引っ越しもしてかなり遠く、保健所でどの病院でも良いと言われたことを伝えても断られました。もっと簡単に手続きできたらいいと思います。(下肢)
- 子どもは医療センターで診察を受けていますが、市からの医療の用紙が来た時に、担当の先生が「けんまく」で、こんなもの書けないと何日も連絡して来なく困ったことがあり、先生を変えて頂いたのですが、その先生も難しい先生です。いつも3か月に一度行くのですが、自分の思いが話せない。(知的)
- 調子が悪いので、なかなか歯の治療ができず、虫歯だらけで困っています。(知的)
- 障害児が気軽に受診できる病院があると嬉しい。(児童)
- 自傷と他害があり緊急時入院させたが、小児に対応した病院がなく大人と同じ閉鎖病棟に入れるしかなく辛い思いをした。早急に何とかしてほしい。(児童)
- 小学校(就学)受入れ時の医療看護の幅を広げてほしい(スムーズな流れ、時間がかかる)。(児童)
- 病院の待ち時間の配慮(大きい医科大や県中、医療センターなど)をしてほしい。長くて待てるだけでも大変。(児童)

2 リハビリ訓練

- 発病から現在まで病院です。障害が重く、右マヒ、失語症もあり、施設入所を考えています。日々リハビリに励んでいますが、病院内のソーシャルワーカーからは、気管切開の入所は厳しいと言われました。家族としては、リハビリはやるだけ効果があるように見えるので、できるだけリハビリのできる施設を希望しているのですが、難しいのでしょうか。まだ若いだけにつらいです。(上肢)
- 身体が治りたいだけです。(上肢)
- 自立訓練施設の充実：現在、むつみ体育館や健康スタジオがあるが、むつみ体育館のスペースは、空調設備も悪く、訓練施設の器具も老朽化や壊れている物が大半である。事故や病気で障害を負う人たちが通っている各々の施設から退去(期限満了)した後も利用できる障害者をメインとした公共訓練施設の増設又は建設をお願いしたい。むつみ体育館の老朽化等の器具については、早急に対処をお願いしたい。(下肢)
- 訪問リハビリを利用できる日数を増やし(現在週3日まで)、通所リハビリを利用する時間

- を増やす（現在1日20分）。リハビリで早く自立したいのに、リハビリ対応病院も含めて、時間・日数の制限が多いので、改善してほしい。（体幹）
- 就学前までの訓練ではなく、小学校入学してからも通える療育施設の充実を求めます。就学前まででは不可能です。継続が大切なのでより充実した療育を子どもたちに与えてください。土台づくりの一番基本となる大事な時期ですので、将来自立につなげるためにも一日も早く訓練の場、そしてそれを補うエキスパートな人材をよろしくお願いします。（児童）
- まだ言葉が出ないのですが、療育（リハビリ）が年長で終わる予定です。引き続き専門の先生に指導していただく機会（放課後デイなどで）があるとうれしいです。（児童）
- 中3の息子です。構音障害の疑いがあります。良くなる可能性があるのなら、治療やリハビリテーションに通いたいです。学校の放課後、学生が通いやすいリハビリテーションありませんか。ありましたら、発声の練習や口周りの筋肉の運動を行ってほしいです。（児童）

3 医療費負担・助成

- 難病指定の人の医療費も身体障害のように控除してほしい。（視覚）
- 年収による医療費助成金の制限をなくしてほしい。（上肢）
- 障害者こそインフルエンザ接種の補助がほしい。（上肢）
- 高額療養費の申請において、後で戻ってくるが、経済的に厳しい人も多く、病院の清算等にもその場で引いた状態での請求にしてほしい（輪島市でしています）。（上肢）
- 月1で健診に行ってます。診察代もばかにならない。高額医療も入院と外来は別で、外来の金額にはなかなか届かない。診察代が安くなればいい。駐車場代もかかる。（下肢）
- 65歳になると障害者医療費受給者証の送付がなくなり、自身で関係機関へ申請をしに行かなくてはならない。体が不自由なのにわざわざ申請手続きに出向いて行くのは大変不便です。制度の見直しを考えていただきたい。（下肢）
- 毎月の医療費の支援もしてほしいです。障害の程度は低くても医療費が多額で生活が苦しいです。（内部）
- 現在の障害等級（呼吸器障害3級）となり、医療費の助成があり、様々な検査も金額の心配なく受けられ、大変助かっている。一方で、病気退職後に健康保険組合に加入させて頂いている妻の会社の健康保険組合や医療費助成の原資となって頂いている納税者の方々には大変心苦しい思いを持っている。福祉の大前提である「相互扶助」の概念は理解しているつもりではあるが、後ろめたさはある。（内部）

- 医療費の無料化（療育手帳B）をぜひお願いしたい。他の地域は無料なのに、同じ石川県でどうして差があるのか。同じ税金を納めているのにおかしいのでは。早急に取り組んで頂きたい。（児童）
- 年齢制限なくすべての障害者に対して医療費、補装具の全面支援をしてほしい。（児童）

4 その他

- 途中で視覚障害者になりました。6年前には、医療機関から情報文化センターへつながる仕組みがなく、何の情報も対策も考えられず、仕事を辞めて、盲学校に行きました。昨年からスマートサイトが立ち上がりましたが、まだまだ十分とは思えません。市の方からもそのシステムがうまく動くように働きかけしてほしいです。（視覚）
- 少しでも人の手をわずらわせない、自立して生活したい人もいるので（そのため自分でいろいろ工夫して生きている）、そういう人をサポートするような、誰にとっても合理的な社会の仕組みを研究してほしい。（聴覚）
- 以前は、障害者は特別なもののように扱われてきたが、今の時代、誰もが自分や家族が事故や病気で障害を負うリスクが高くなっている。市民の皆さんがそうなるかもしれないということを広く知ってもらうことも大切であり、もしそうなった場合の「心」、メンタル面のサポート体制も重要になってくると思います。（下肢）
- 統合失調症がなおる薬を開発してほしい。（精神）
- 病気に負けない「生きがい」を持ちたい。自分なりの「社会貢献」を実行したい。（精神）
- 3歳半健診や1歳半健診で引っかかった場合は、幼児相談室ではなく、障害の子に慣れた先生に相談したいです。幼児相談室は人によって障害児対応にバラつきがあります。（児童）
- 就学前までは療育に通えるが、就学するとそこで終わりではなく、成人まで一貫して医療と合わせて支援してくれるシステムを作ってほしい。できるだけ同じ機関（人）が持続してサポートすることで支援を受ける人にどこの病院に行ったらいいのか、どこに相談に行ったらいいのか迷わないようなガイドラインを作ってほしい（長い期間見ていくことで何が効果的なのか、成果もわかると思う）。（児童）
- 処方せん薬局の在庫を増やしてほしい。たいてい、てんかん薬が不足で、待ち時間が長かったり後日になったりする。（児童）

X 知 る

1 自立支援サービス

- 視覚障害に対する支援（生活、就労、リハビリ、教育どれも）がまだまだ知られておらず、研究が必要ではないかと感じる。全国的に変わってほしいと思います。（視覚）
- 国、県、市など行政による障害者への福祉や制度、サービスについての情報が得られにくい。内容が複雑でわかりにくい。手続きも複雑で、時間が数か月かかったり、書類も多く、窓口の担当者も多くの場合不親切であり、改善してほしい。（視覚）
- 東京都文京区では毎年、金沢市の「障害がある方の便利帳」に相当する冊子の最新版が送られてきていました。冊子の送付は無理でも、最新版があることの案内はできるのではありませんか。（下肢）
- 障害者向けの補助器具の写真入りの説明パンフレット（カタログ等）の提供や、それらを購入またはレンタルする時の料金や問い合わせ先のお知らせ（情報）があればよいと思う。（下肢）
- 身体障害1級ですが、定期的に病院に通院し、内服・検査するぐらいなので、日常生活は自分ででき、就職もしています。今のところは、援助を必要とすることは、ほとんどありません。でも、これから、年をとった時は、助けを借りることもあるだろうし、サービス制度を分かりやすくしてもらえるとうれしいです。（内部）
- 身体・知的・精神に障害がある方の便利帳を見たが、こういうものが発行されていることを知らなかった。療育手帳等の申請（更新）もしているので、こういう便利帳があるということを知りたい。障害者の親等に知らせてほしい。何処へ行ったらもらえるのかも知らない。（知的）
- 親が管理できなくなった後、財産のこと、お金の使い方、地域とのかかわり、文書類、病気等色々あるので、制度のあることはわかりましたが、どのように利用するといいのかはつきりわかりません。（知的）
- 明確な基準がほしい。インターネットはやっていないので新聞などでいろいろ知りたい。親亡き後、どこへ電話して、どこへ行けばグループホームに入れるのか知りたい。手続きなども詳しく知りたい。（知的）
- 障害制度について全然知らない。（精神）
- 障害があるため、何年も生活が苦しく、毎日悩み日々を送っています。もっと相談できる場所などわかるように配布などしてほしい。（精神）

- 障害者福祉に関する情報を発信するメール配信などがあると良いと思います。情報がほぼ何も届いていません。 (児童)
- 受けられるサービスをわかりやすく教えてほしい。 (児童)

2 情報バリアの解消

- テレビで字幕が日本語で表記されるが、速いので読み取れない。吹き替えでニュース等がされた方が、障害者だけでなく高齢者にとっても良いと思う。特にNHKは料金を取っているのだからやってほしい。 (視覚)
- 看板や活字の文字を大きく見やすくしてほしい。 (視覚)
- 情報のバリアを解消してほしい。特に、地方のテレビに字幕をつけてほしい。公共施設にモニターがある時は必ず字幕をつけてほしい。 (聴覚)
- 聴覚障害があるが、手話はわからないので（日頃使う場面もない）、文字情報の方が役に立ちます。選挙時のNHKの各党の公約の放送など、手話がついていますが、文字で出してほしいです。 (聴覚)
- テレビの字幕の位置や大きさを調整できるように、メーカーに要望してほしい。スポーツ番組で真ん中に字幕が表示されると、プレーが見えない。 (聴覚)

3 その他

- 台風、大雨注意報などFAXで送られてくるようだが、FAXよりスマホのメールで知らせてくれると助かります。「金沢ぼうさいドットコム」があるようですが、外からの緊急放送と同じ内容で送られてくるのでしょうか。 (聴覚)
- 障害者に対する情報が少ない。 (言語)
- 市民の集いなどあったとしても知るすべがありません。どこでいつ行われるか知りたいです。 (上肢)
- このアンケートで知らない言葉があり、市でもいろいろな企画があることを知りました。定期的に何があるのか通知があればうれしいです。 (上肢)
- 障害者の情報がうまく伝わってこない。 (上肢)
- 市障害者非常勤職員の求人応募を新聞で拝見しましたが、今回のアンケートのように情報がいただけると助かります。南部に住んでいますのでハローワークが遠いです。 (内部)

- 障害者マーク・マタニティーマーク等、様々なマークがありすぎて、正直、障害内容が理解できていない。またピクトグラムも一見して何を意味するかわからないものがあり、マークの見直しや統一的なものの作成、国民に対する啓発が必要と思われる。 (内部)
- 長い間通院してきましたが、たまたま知り合った人から障害者認定を受けると医療費の自己負担が減ったり、その他の特典があると聞くまで、そのような制度があることを知りませんでした。健康福祉センターで障害者手帳の申請中に障害年金を受け取っているかと聞かれて、初めてそのような制度があることを知りました。医療機関を中心に障害のある人に直接福祉の制度を知らせるようにはできないでしょうか。 (精神)
- いろいろ開催しているみたいですが、情報が入ってこない。それでは全く意味がないので、目立つように情報を流してほしい。 (児童)
- 利用できる制度をもれなく知りたい。 (児童)
- 普段介助をする側の人のお話を聞きに行きたいですが、本人もいるのでその場におもむくことができません。多分周りもそんな人が多いかもしれません。 (児童)
- 障害者の兄弟は、どのように接すると良いかについてYouTubeなどで情報発信していただければありがたいです。 (児童)
- 本当に困っている、大変というときに受けられるサービスや窓口をわかりやすくしてほしい。いざ困ったというときに手続きや二度手間の後から書類提出等事前にわかりそうなものに時間がとられる。 (児童)
- 成長に合わせてどのような申請や手続きがあるかをわかりやすくしてほしい (サービス利用、年金のこと等)。 (児童)
- 障害者に対しての活動がさまざまな団体に分かれているので、どれをどう利用していいのかわかっていない。子どもの支援計画を1、2年後の目標ではなく、一生を通して相談、提案してもらえると安心して過ごせるかな (就労の幅や生活保護まで幅広く)、何を身につけさせるべきか今後の生活に変化がでると思います。 (児童)
- 手帳取得についてや施設のこと、イベント、学習会、その他「知りたい」と思うことのほとんどは、まわりの保護者から情報を得ることが多い。支援団体の活動や給付金のことなどは、手帳を取るまでは何も知らなかった。どこにどのように聞けば良いかもわからない。もっと情報が行き渡るようになってほしいし、窓口を明確にしてほしい。 (児童)

XI 参加する

1 政治・行政参加の保障

- 言語障害があるので、市民フォーラム等には出にくい。 (上肢)
- フォーラム内容が活かされていない。誰のためのフォーラムか理解できない。 (上肢)
- 市民フォーラムは、ほとんどの人が健常者の受講だから、ちょっと参加しにくいと感じる時 (テーマ) があります。でも仕方ないのかも。 (上肢)
- 市民フォーラムは聞いたことがあるけど、どんな所かわからない。 (上肢)
- 市民フォーラムがあるのなら、今度参加したいです。自分がいろいろ手をかけてくれた人たちのように、今度は自分ができることはしてあげたい。生きがいがほしい。 (上肢)
- 市民フォーラムは、何でお知らせをしていますか。新聞を購読していないため、その情報源はどのように知ることができますか。 (下肢)
- よくわからないので、市民フォーラムの案内を出してください。 (体幹)
- (市民フォーラムについて) ほとんど届いていない。おそらく、障害者にも一般人にも。 (体幹)
- 市民フォーラム等の情報をもっとテレビ、ラジオ等で伝えてほしい。 (内部)
- 市民フォーラムのPRをもっとしてほしい。知らなかったのでお願いします。 (知的)
- 市民フォーラム情報はどこに掲載されているのでしょうか。新聞を取っていなかったり、違う新聞を取っているとわからないのですが。 (知的)
- 障害者雇用の水増しをしていた行政に、いくら現状を伝えたところで…。 (児童)
- 数年前に市民フォーラムの案内があり出席したことがあるが、最近は全く案内がないので出席できない。どのように周知しているのか。不満である。 (児童)

2 アンケート

- 「視覚」障害者あての書類の別紙の方は、ゴシック体の読みやすい文書なのに、このアンケートの選択肢の部分は、なぜ明朝体なのか。読むのに苦労した。 (視覚)
- アンケートを読むのに疲れる。 (上肢)
- きわめて答えにくいアンケートでした。フローチャートなど使い、答えやすければ良いと思います。このような不完全なアンケートでどの程度の分析ができるか不明です。 (上肢)

- 本人、首より下がマヒのため動けず、質問の趣旨とは合わない答かもしれません。(上肢)
- 医療及び福祉系の資格を持ち、普通に働いている状況では、答えにくい質問が多い。特殊なケースだと思われるので、参考にしないことを望みます。(上肢)
- 歩行にある程度の困難はあるものの一般企業に勤務していますし、日常生活にも支障を感じていません。このアンケートで想定されている対象者とは若干異なるのではないかという印象を受けました。(下肢)
- パソコンやスマートフォンがないので、この調査の結果を新聞か回覧板(町内)かで教えていただければとお願いいたします。(体幹)
- 入院中で、車いすの生活をしております。今のところ、字も書けないので、母親が代筆しました。息子と考えも多少違っていると思います。(体幹)
- アンケート内容をもう少し細かくしてほしい。重度障害者にはあまり当てはまらない。(体幹)
- このようなアンケートを取る費用(人的含む)があれば、実際の福祉の現場に支援を行って汗を流すことをしたらどうですか?(内部)
- 私は4級ですが、娘は内部障害の1級と療育のAです。私の立場で答えましたが、複雑な思いです。娘にはつきっきりの介護が必要で、経済的な面や災害時や各種相談等、世帯丸ごと受け止める視点や調査する項目もあってもよいのかと思いました。(内部)
- 本調査は内部障害者を対象としているようであるが、括りが広すぎるし、障害者となった経緯、心身状態、学歴・職歴等、各々の要望や背景が違い過ぎることから、関係各部署の悩みがあり、100%の対応は難しいと思う。(内部)
- 本人が質問の内容がほとんど理解できないので、母親が感じたり、思ったことが答えに多くあります。(知的)
- 娘は知的障害です。このようなアンケートを理解ができないので書きようがなく、親の意見も入っています。あまり意味がないのでは。親や家族宛の方がいいと思います。(知的)
- アンケートを書いたけど、意味がわからない言葉がありました。(知的)
- 知的障害の人達にはとても理解しづらい文の書き方でした。(知的)
- 二度とこんなアンケートは書きたくない。毎日辛いのにますます辛くなる。必要な情報だけ送って下さい。本当に障害者のことを理解していないから親が読んでも辛くなるような内容が多かった。もう少し配慮のある言葉をお願いします。(知的)
- 知らないことだらけだったけど、たくさん知ることができて、とにかくありがたいと思っています。(知的)

- このアンケートの質問の内容が難しすぎて、本人に説明するのが大変でした。たぶん理解できていないところがあると思いますが、本人の意見を書いたつもりです。 (知的)
- 息子と一緒に考え、息子が記入したのですが、あてはまらなかつたり、わからなかつたり、書き誤つたりして、あまり上手にできませんでした。 (知的)
- このアンケートは“今”の時点のものです。今は寛解状態です。そうでなくなった時は違う回答になると思います。 (精神)
- この情報を集める主旨が理解できない。偏見を感じる。 (精神)
- 形ばかりのアンケートになることなく、市民フォーラムや市議会で議題として議論して頂きたいと考えます。そしてこのアンケート結果を私達、障害家族にも郵送してほしいです(ホームページでも可)。 (精神)
- このようなアンケートをして下さって、障害者にとってありがたいです。 (精神)
- 若年性認知症で12~13年経過、現在他の病気も併発し、特養に入居、完全介護、意思表示できず。このようなアンケート、初めて書いたように思います。 (精神)
- このようなアンケートを実施して下さい感謝します。ありがとうございます。 (精神)
- 目を通していただきありがとうございました。 (精神)
- 考えるのが苦手なため、たくさん考えさせられ、疲れてしまいました。 (精神)
- アンケートの内容は、少し理解できないことがありました。 (精神)
- このアンケートは、障害者と精神障害者、高齢者と若年者、障害の程度を考えず問が作られている。まったく無駄な事務だと思われます。 (精神)
- このアンケートは大変でした。病気に対する周りの人達の理解がほしい。返信封筒の下の番号とバーコードが少し気になります。(母) (精神)
- 市でこのようなアンケートをするのは良いと思いますが、県とも手を組んでほしいと思います。就学中のケアは良くなったと思いますが、18歳以降の制度に不安を感じます。(児童)
- 障害者全体を対象としてアンケートを行っているそうだが、障害の区分ごとのアンケートを作った方がいいと思う。対象者に対してあまりにも質問内容が大雑把すぎる。もっと本人の障害の内容・状況に合わせた質問をしてほしい。(児童)
- この結果の公表をホームページなどで、いつ発表するのか周知徹底してほしい。(児童)
- アンケートを記入するにあたり、本人(7歳)の気持ちと親の気持ちの両方が重なってしまいました。(児童)
- 小さすぎる子どもへの調査は難しいので、もう少し大きな(小学生以上とか)子を対象としてはどうですか。「金沢」という街がインクルージョンに取り組むこと、実りある活動を行

- うことは大変意味もあり、影響力も大きいと思いますので、今後ますます取り組みが進むことを期待しています。皆様にご面倒をおかけしますが何卒よろしく申し上げます。(児童)
- 本人は何もわかりません。親への問として答えればいいのかなど思いつつ、代筆となると答えが変わってくるので、どちらで記入すればいいのかわからなくなりました。(児童)
- アンケートを行い、私たちの話を聞いていただける機会があることをとてもありがたく思います。通っている施設への支援もお願いします。(児童)
- 本人では答えるのが難しい質問だったように思いますが…。(5歳) (児童)

XII 使 用

1 相 談

- 市は、就労といっても福祉的な就労しか施策がなく、一般就労、障害者の雇用は県だと思っておりますが、市の窓口で相談に行った場合、そのケースが望む相談や訓練の所にしっかりつないでほしいです。石川県には視覚障害者の生活訓練も少なく、就労の訓練校、センターはありません。市だけでは対処できないのは当然です。せめて正しい情報を市民に提供していただけるようお願いします。(視覚)
- 相談相手の職員が話しづらい。(上肢)
- 障害福祉課の担当の方がよく代わるので、相談したくても、なかなか信頼関係を築くまでにはいきません。(上肢)
- 相談しやすい所をつくってほしい。業務時間中相談しづらいので、仕事時間外に相談できる所があると助かる。(下肢)
- 県には精神障害者等の相談する所があるが、市で気軽に相談できる窓口を開設してほしい。カウンセラーが少ない。開業医等に聞くと、カウンセラーはいるが、胡散臭いので紹介はできないとのこと。(体幹)
- ほとんどの人を助けていない。障害はケースバイケースであり、市役所は申請されない限り助けることはないと思っている。(体幹)
- 身体もそれなりに動くが、今後年齢と共に動かなくなるため、ひとり暮らしの場合、どこに聞けばいいのか等、住居、介助等の窓口を理解していません。(内部)
- 現在は生活に困ってはいないが、高齢になり日常生活に支障が出たとき、何をどうすればいいのかわからない。支援を求めようにも「何がわからないのかわからない」という状態

- である。 (内部)
- 何のために生きているのか、私がいなくなった後が心配。そんな相談は誰にもできません。 (児童)
- 相談支援員の数が足りていない。 (児童)
- 高校卒業後、学校もデイも守ってもらえなくなり、支援も少ないのではないかと不安に思っている。就労後どういった支援を受けられるのかが、いまいちよく伝わってこないのもっと紹介してほしい。一度情報がほしくて市役所に行ったが、たらいまわしにされ苦い経験をした。でも、こういったアンケートで思いを伝えられることは、とてもありがたく思っています。 (児童)
- 障害福祉課の担当の方に利用したい施設を相談すると、一覧表を渡されるが、うちの子どもに合ったところはどこなのか全くわかっていない。職員の知識がなさすぎて、何を聞いても的を得ない返事ばかり。うちは知的障害なのに身体障害の施設を紹介されたこともあった。なんでもわかる人や相談先がない。 (児童)
- ケアマネジャーのように何かあればその人に相談すると決まっていると嬉しいです。 (児童)
- 卒業後の生活、余暇、自立への支援を考えていきたいと思っているので、話を聞ける場や相談できる人を紹介してほしい。 (児童)
- 進学のことや日常受けるべきサービス等の情報をもっとわかりやすく提供していただきたい。どんなところに相談していいのか（障害福祉課と教育委員会の連携がうまくいっていない等）、障害者自立支援施設の情報や困ったときの相談先など不安なことばかりでした。息子は毎日楽しく学校へ行っていますが、障害がわかるまでどんなところに相談すればよいのかずっと不安でした。 (児童)

2 窓口の対応

- 音声認識アプリ（UDトークなど）を窓口などで活用してもらいたい。 (聴覚)
- 市民のための、障害者のための仕事を意識して仕事をしてください。 (聴覚)
- 携帯会社と連携して、LINE等、気軽に相談でき、書き込める形の窓口を設置してほしいです。 (上肢)
- 役所の方、上から目線で話すのをやめて！ (上肢)
- 土曜日も市役所を利用できるようにしてほしい。書類の提出が難しい。 (上肢)
-

- 通常時は何でも言えます。何かあった時、公務員に無視されるのが一番つらい。(下肢)
- 障害窓口で、「だめです」「無理です」「できません」の一言で門前払い。だったら、「あなたには、こういう制度がありますよ」と教えてほしいです。こちらは何も知らないし、わからないから窓口まで行って聞いているのに、冷たい。(下肢)
- 石川県、金沢市、他市町の福祉課職員の障害者へのサービスと言いながらの差別発言にはびっくりの毎日です。コンプライアンスもなく、県、市、町、郡の意識のなさがびっくりでした。(体幹)
- 福祉課の方が障害についてもっと理解を深めてほしい。四肢体幹機能障害を知らない人がいたので困った。(体幹)
- 保険に入れないのでローン等が組みにくい。利息が割高なショッピングローン等を利用するしかない。役所が保証人になるなどの制度があるとよいと思います。ちなみにフラット35など団信がいらないと言っていますが、審査は通りません。(内部)
- 市役所本庁の中で、あちらこちらの窓口をまわるのが大変です。せめて行った窓口の方の手続きに不備がないことを望みます。(内部)
- 役所の方がもう少し優しい心で見てください。(知的)
- 言葉に配慮してほしい職員さんがいる。(知的)
- 当の本人が一番辛かっただろうと思いますが、その都度介助してきました。医療介護負担は大変なものです。税制も含め、きめ細かいアドバイスができる窓口、人材を育ててください。(精神)
- 障害者手帳と資料を頂いたのですが、手続きやサービスについてわからないことがありました。何番か忘れましたが、窓口で聞こうとすると「それはここではありません」「違います」「それは何番です」等々とてもハキハキした対応でした。恐ろしくて何も聞かずに帰りました。窓口対応の勉強して下さい。あんなこわいところは行きたくありません。(精神)
- 書類手続きの期限を臨機応変にできないのでしょうか。(児童)
- 相談しに市役所の相談窓口に行っても、職員の方が内容を理解していないと思う。答もあやふやにごまかされることがある。手続きも違うことを言われたり、書類も違うものを渡されたりということが多々ある。どこに相談したら正確な答えが返ってくるのだろう。(児童)
- 市の窓口の人は知識を深めてほしい。わからない人は対応しないでほしい。(児童)
- 障害福祉課の窓口に行った時に、対応して下さった方の対応は最悪でした。上から目線の横暴な態度、詳しい説明もしてもらえず、「ここに書いてあるので読んでください」と言われるだけでした。障害福祉に係る職員は淡々と業務をこなして給料をもらえればいいと思っ

ている人ではなく、相談に乗り、もう少し相談者に知識（行政、受けられるサービス等）を
教えてくれる等、もう少し丁寧に対応してくれる方を配置してください。（児童）

3 障害支援区分・障害者手帳・障害等級

- 障害者手帳のカード化を進めてほしい。（聴覚2件・視覚1件）
- 顎骨壊死して、左下顎を除去して言語不明瞭で4級と判断されているが、私自身は食事もま
ともに摂れないのに、不満を感じている。肉、魚、固形物を摂れないのです。（言語）
- 失語症の理解がない。私も病気になる前は知らなかったですから。見た目は普通だが、言葉、
聞く、読む、書く、会話ができない。会話ができないのに何で4級なんだろう。電話もでき
ない。（言語）
- 手帳とは別に、障害者カードを作成、等級ごとに1月に1回ポイントを配布し、お金の代わ
りに使えると便利だと思います。それと、そのカードを使うと割引になると、なお便利で
す。（上肢）
- 障害の状態が固定されているのに、毎年同様の書類提出は大変である。（体幹）
- 身体障害者手帳の発行がとても迅速であった。大変親切にご対応いただきありがとうございます
ました。（内部）
- 自身が障害者となった事実を認めたくなかったため、障害認定のタイミングを遅らせてし
まった。結果として毎月、検査や投薬等で多額の出費（2～30千円/月、薬の種類や治療内
容によっては更に多額）があり、家計に大変な負担となっていた。むしろ、入院し、高額療
養費の対象となった方が安く上がっていた。（内部）
- 私は厳密に言えば、“発達障害”のカテゴリに当てはまるものです。“精神”の方と区別する
ために、そして本質的な意味で我々を証明するために“発達障害手帳”を定義して頂きます
よう、お願い申し上げます。（精神）
- 不公平なので、精神障害手帳の等級の見直しをしてほしい。（精神）
- 療育手帳を使えばいろいろとサービスはありますが、持っている本人に自覚がなく、何の
サービスが受けられるのか、対象は障害者なのにはわかりにくい。（児童）
- 手帳をA・Bで分けることで助成金の額が違うことも、石川県内で判断する人が違っていて、
特に金沢市は厳しすぎる。（児童）
- 最近、アスペルガーなど知的に問題のない方はテレビ番組などで紹介されることが多く
なってきました。発信する力もある人たちです。そして、彼らが、知的に障害のある療育手

帳のBを取得していたりします。彼らは車の運転をすることや普通の学校にも行けます。どうして同じサービスを受けられるのかわかりません。もっと細かく分けてほしいです。金沢市はアスペルガーの会など力を入れているようですが、私にとってはそれより先にすることがあると思います。(児童)

- 1級の子だけでなく(手厚いのがうらやましい)、2級や3級にやさしい社会にしてほしい。(児童)

4 手続きの簡素化

- 福祉サービスを提供するまでの時間が他の自治体より圧倒的にかかる。(視覚)
- 特定医療費(指定難病)受給者証の継続の手続きが難しく、家から遠い市役所まで行かなければならない。目が悪いから、せめて近くの市役所市民センターで手続きができれば助かります。1年に1回のことで、いろいろな手続きがややこしくて、困っています。もっと楽なわかりやすい手続きで、近くの市役所だったら、すごく助かります。(視覚)
- 更新の際に提出する病院の診断書等の文書費が高額なので、ご検討頂けないでしょうか。特に障害年金の手続きには複数の病院での書類が必要となり、金額も1万円を超えます。更に認定されずに再度になると、経済的にも申請が難しくなります。(内部)
- 相談窓口の一本化と手続きの簡素化を図ってほしい。時間がかかるし、そもそも、どの機関が何を担当しているか、わからない。それぞれの連携も悪いし、場所もバラバラ。(仕事…ハローワーク 年金…年金事務所 税金・健康保険…市役所、税務署、県税事務所 障害認定や福祉助成等…市役所 生活相談…社会福祉協議会)(内部)
- 書類の手続きが大変で、確定している状態に対しては期間を長くしてほしい。(精神)
- 障害者がいるからなかなか外出できないのに書類の提出に市役所に出向くことが春から夏にかけて多い。なるべく同じ時期にしてくれれば1度にすむのと思う。(児童)
- 市役所に提出する書類等をもう少し簡潔にしてほしい。何枚も書類を書いたり、正しく書類を書けたか判らないので、結局、何度も市役所に行かなければならない。(児童)
- とにかく制度が分かりづらい。市役所に連絡しても、窓口に行っても、スムーズに処理されない。金沢市が悪いのではなく、制度が複雑なので“利用させてもらえるコト”がわからない。市でさえわからないことは、我々では本当にわからず、せっかく良いサービス・制度があっても、もったいない。(児童)
- 放課後等デイサービスに関する書類が多すぎる。春、夏、冬と毎回同じ書類を提出しなくて

も日数を増やしてほしい。 (児童)

○「高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ」「高額障害児（通所・入所）給付費給付のお知らせ」の送付が遅いので、3年前の処理を今している状況。もっと早く給付してほしい。また、一覧表があるのに、各月2枚のお知らせ用紙を今回は20枚も記入しなければならない。今まで何回も申し入れているが一向に改善されない。 (児童)

○自分たちが探して相談窓口に行かないと何も始まらない。海外での支援にあるように、障害をもって生まれたということがわかった時点からの一貫した支援体制作りを行ってほしい。ひとつの窓口で必要なすべての情報が得られ、また必要な支援につながるようにすれば保護者の不安を減らし、私たち自身も将来を展望することができ、自分たちにできることも見つけやすくなると思う。 (児童)

○手続きなどは他部門でなく一括してできると嬉しいです。 (児童)

○福祉サービスの書類、もっと短時間で書ける物にしてほしい。毎年提出するので、毎年変わらない所は印刷してほしい。ハンコだけ押せばいいとか、すべてにおいて健常者より時間を取られるので、時短できる方法を考えてほしい。書類の記入も大変です。 (児童)

○年に何度か市に提出する書類が毎年のことなのに、記入法、添付するものがややこしい（子どもの申請だが配偶者とは、なし、なのか、母（申請者の妻）なのかとか、昨年の受給者証を返すのも何色のどんなものかわからない時がある。自分（母）もそういう傾向があるのかもしれない。記入例はついているが、（自閉児の母）とか何色のとか書いてくれるとわかりやすいと思う。 (児童)

XIII その他

○書いても何も変わらない。 (視覚)

○大変だと思いますが、少しでも現状より良くなるよう、よろしくお願いします。 (視覚)

○いつもありがとうございます。今後も障害のある人たちが住みやすい社会になれば良いと思います。このような働きがあることがとてもうれしく思います。 (視覚)

○いろいろ気遣っていただきありがとうございます。今後とも生活しやすいようによろしく願います。 (上肢)

○国は、弱者に対する福祉予算を減少する方向にあります。その中で、地方行政はどうあるべきか、非常に厳しい状況であることは間違いありません。しかし、地域の暮らしを支える地方の

- 福祉行政こそ、弱者目線であってほしいと強く望みます。(下肢)
- 市役所は本当に良くなったと感じます。最近少しだけ昔に戻ってしまったような気がしますが、今の行政サービスに求められるものが高すぎるからだと思います。(下肢)
- 私と夫は2級と1級の障害者です。不自由な所はお互い助け合って暮らしています。おかげさまで今は幸せな生活です。(下肢)
- 今のところ日常生活は何とか過ごせています。孫の世話で大変です。膝がつかないので、着替えやおむつ交換はテーブルやベッドの上でしています。昼の生活は無理なので、こたつに入れなくて冬は大変です。(下肢)
- 金沢市は他と比べても、とても暮らしやすいと思います。(下肢)
- 今は自立してやっているが、今後加齢による影響は確実に出てくる。その時のことが不安、心配。私は今まで障害を前面に出さずにがんばってきました。これも限界が来る時期は必ず来ます。(内部)
- 障害者の方がもっと国や自治体に感謝すべきだと思う。福祉を受けられるのが当たり前と思うな。(内部)
- 今後どんなことで不自由を経験するかわかりませんが、助けが必要なおき、お力添え頂けると嬉しいです。(内部)
- 自分でできることは自分でやっていますが、加齢による限界が来ると思います。そのとき誰に頼るかだと思います。(内部)
- よりよい生活ができるよう期待しています。(内部)
- 今のところ父母が元気ですが、何か起きると思うと心配です。(知的)
- 親が亡き後、障害者が安心して暮らせる社会であってほしいです。(知的)
- 個人個人での思いがあると思います。向上する機会がほしいと思う心があります。居場所というか安心感をしっかり味わう場があってこそ、何かにチャレンジしようという力が出てくると思います。そういう場を提供して頂けたら、命を身体を活かしていけると思います。(精神)
- 手厚くしてもらい、心より感謝しています。(精神)
- 行政職員、社会福祉協議会職員、市議会議員、市長は何もしてくれない。言葉だけでなく行動。安心な社会のため行動しろ。(精神)
- 高齢者には優しい制度ばかり、障害者には厳しい。(児童)
- 福祉サービス(大人)を充実してもらえると嬉しい。児童はたくさんあり満足です。(児童)
- 将来の自立が心配。(児童)

第3章 市民・事業者等

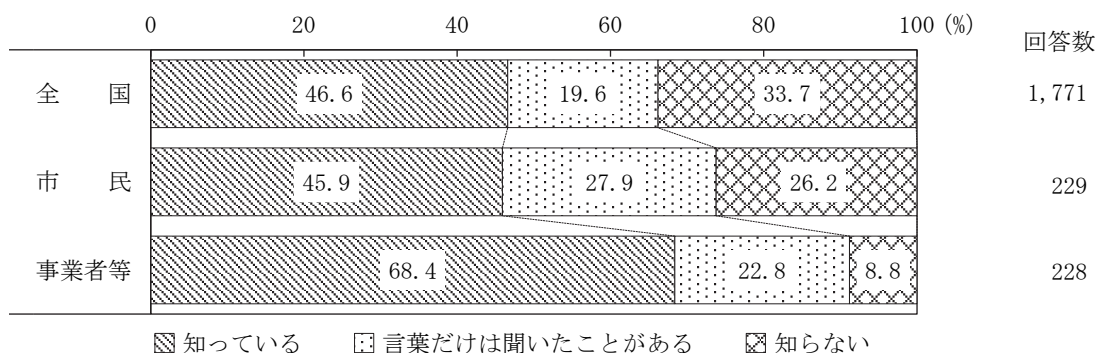
本章においては、①平成29年8月に全国の日本国籍を有する18歳以上の3,000人を対象に内閣府が実施した「障害者に対する世論調査」、②金沢市eモニター制度（「市民」といいます）の登録者を対象とした調査、③金沢市障害者差別解消支援地域協議会を構成する団体・事業者（「事業者等」といいます）を対象とした調査を比較分析しています。この場合、内閣府が実施した「障害者に対する世論調査」を「全国」と略しました。また、「障害者に対する世論調査」との整合を図るため、市民および事業者等は無回答を除いて計算しています。

1 障害のある人に対する意識

(1) 「共生社会」の周知度

「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合っ
て暮らすことを目指す『共生社会』という考え方を知っていますか」という設問に対して、
「知っている」と答えているのは、事業者等の68.4%が最も高く、全国と市民はほぼ同率
ですが、「知らない」は、全国より市民が7.5ポイント低くなっています。

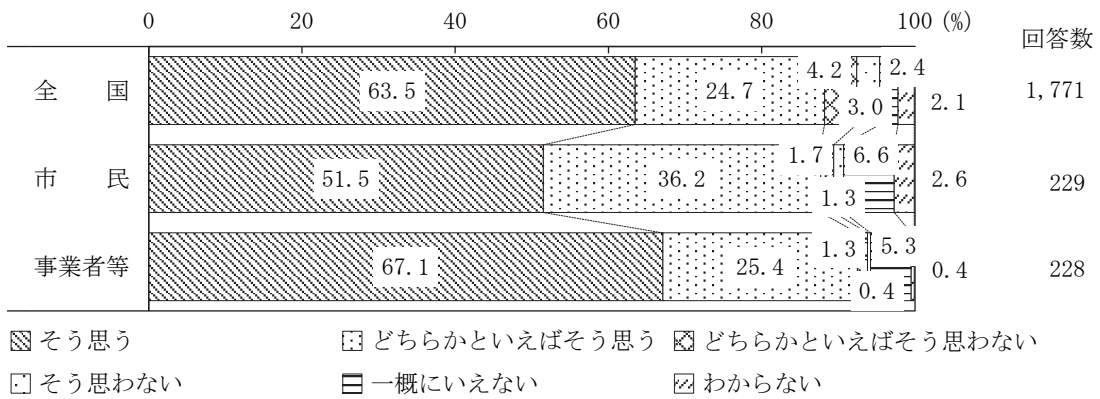
図表2-3-1 「共生社会」の周知度



(2) 「共生社会」の考え方

「行政では、『共生社会』の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活できるための環境づくりを進めています。この『障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ』という考え方について、どう思いますか」という設問の「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は、全国88.2%に対して、市民が87.7%、事業者等が92.5%です。

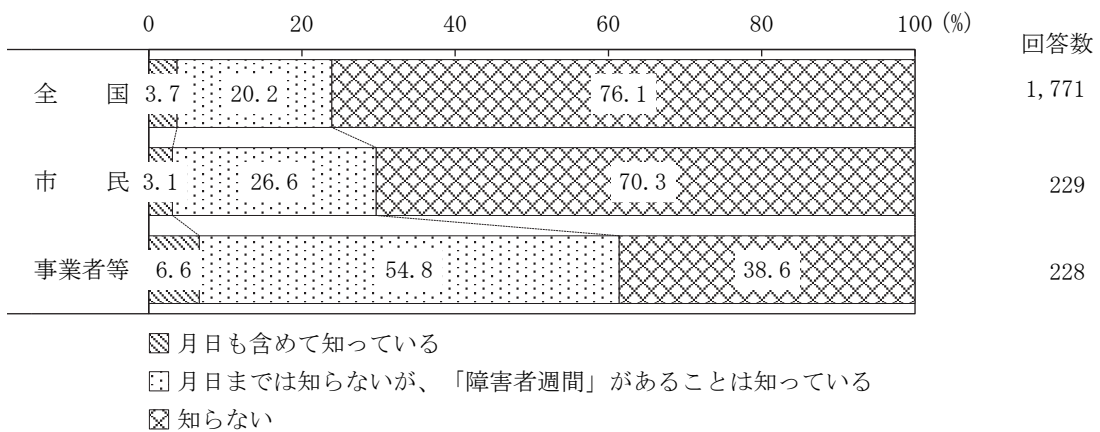
図表 2-3-2 「共生社会」の考え方



(3) 障害者週間の周知度

「国は、障害や障害のある人に関する理解と関心を深め、障害のある人の社会参加への意欲を高めるために、毎年12月3日から12月9日までの1週間を『障害者週間』と定めて、さまざまな取り組みを行っています。あなたは、『障害者週間』を知っていますか」という設問の「月日も含めて知っている」は、全国が3.7%、市民が3.1%、事業者等が6.6%であり、「知らない」は、全国が76.1%、市民が70.3%、事業者等が38.6%です。「障害者週間」は、一般的には周知度が低いという結果になっています。

図表 2-3-3 障害者週間の周知度

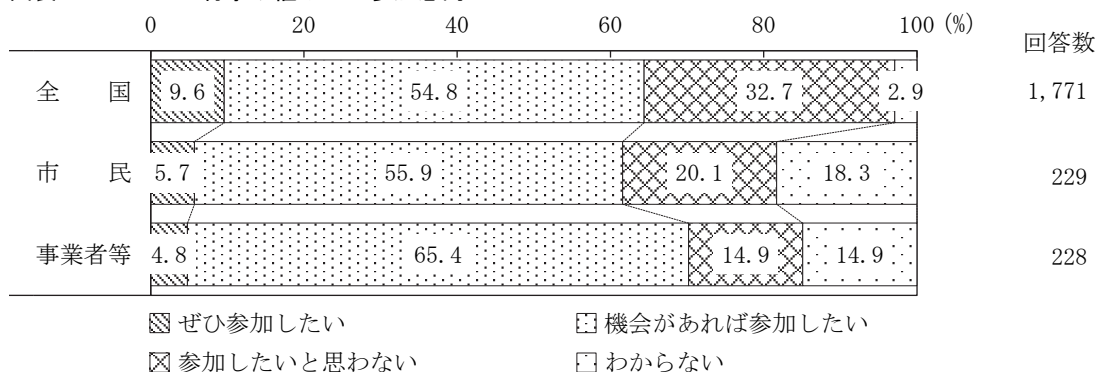


2 障害のある人とのふれあい

(1) 行事や催しへの参加意向

「障害のある人に対する理解を深めるためのさまざまな行事や催しに参加してみたいと思いますか」という設問に対して、「ぜひ参加したい」と「機会があれば参加したい」の合計は、全国が64.4%、市民が61.6%、事業者等が70.2%となっています。

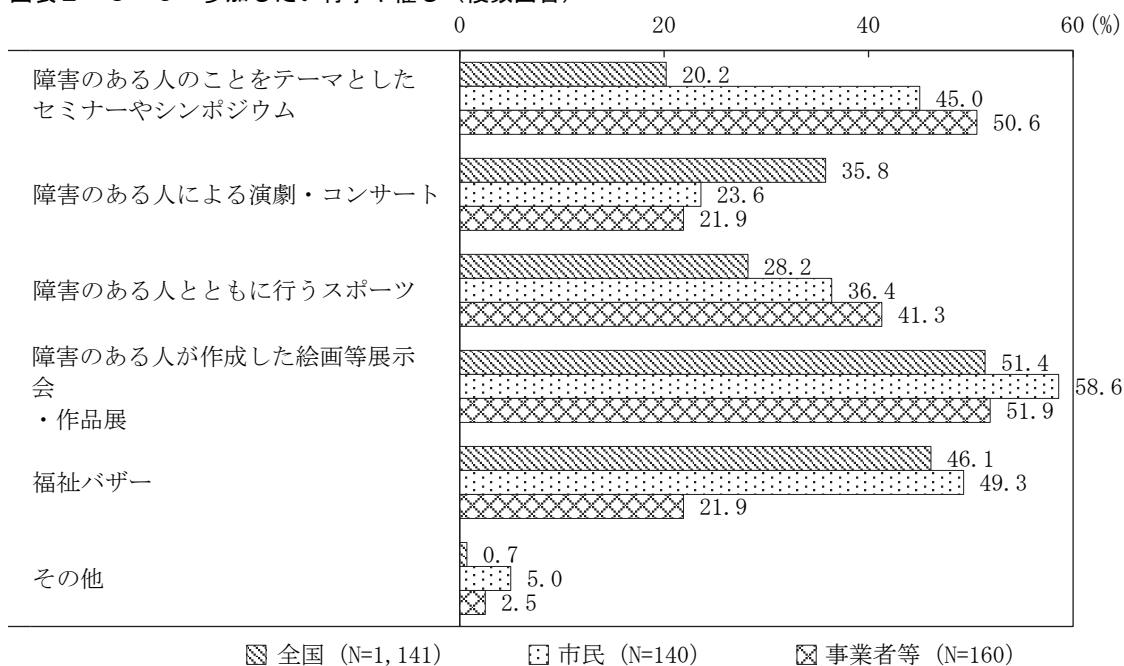
図表2-3-4 行事や催しへの参加意向



(2) 参加したい行事や催し

「(1)で『ぜひ参加したい』『機会があれば参加したい』と答えた方におたずねします。どのような行事や催しに参加したいと思いますか」という設問に対して、全国・市民・事業者とも「障害のある人が作成した絵画等展示会・作品展」が最も高くなっています。「障害のある人のことをテーマとしたセミナーやシンポジウム」は、全国が20.2%なのに対し、市民が45.0%、事業者等が50.6%となっています。これは、金沢市が20年以上も続けている市民フォーラムの効果と考えられます。

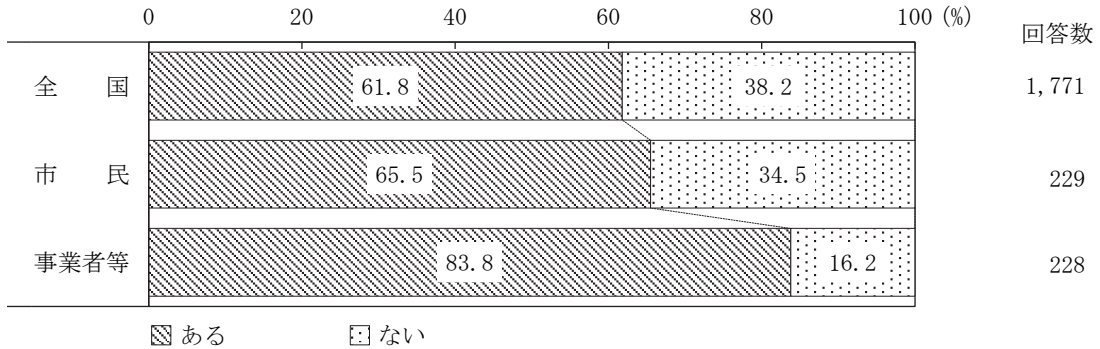
図表2-3-5 参加したい行事や催し（複数回答）



(3) 手助けの経験

「障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがありますか」については、市民・事業者とも「ある」が全国を上回っています。

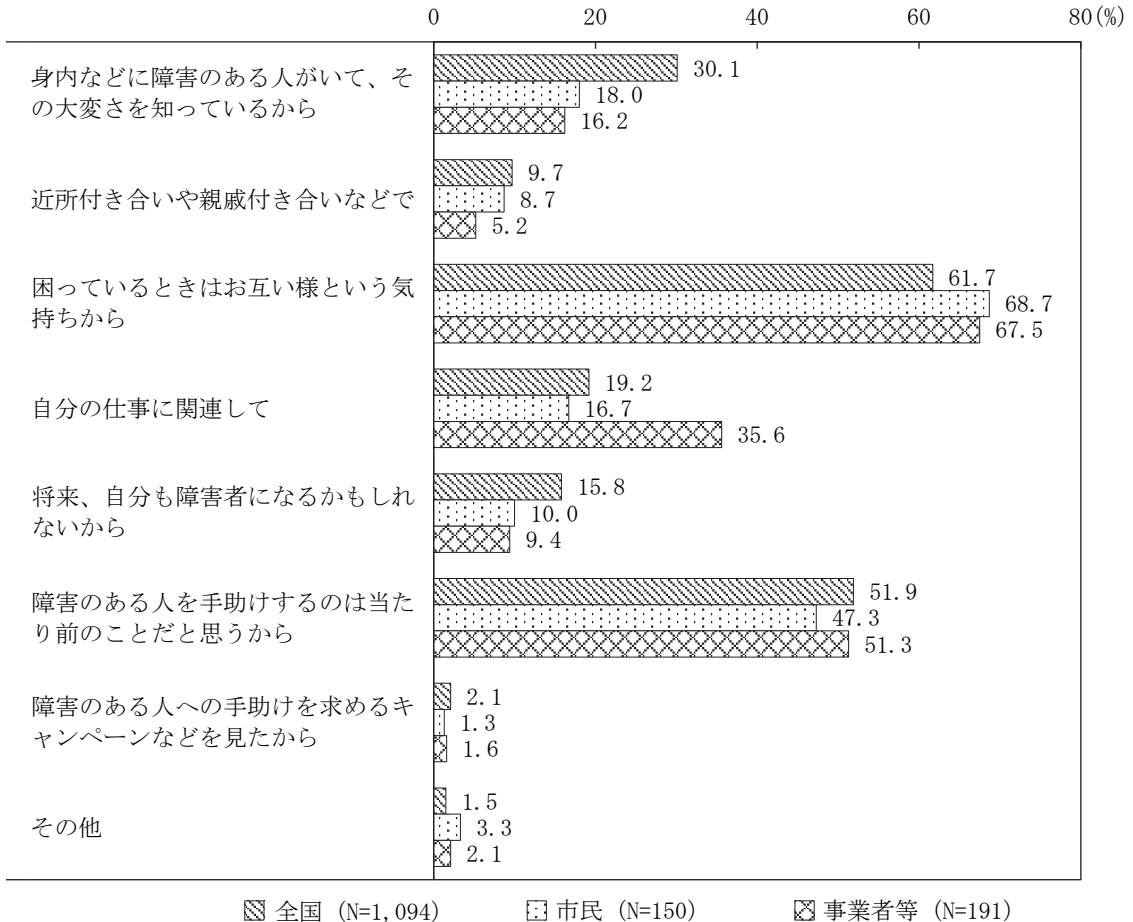
図表 2-3-6 手助けの経験



(4) 手助けをした理由

「(3)で『ある』と答えた方におたずねします。それはどのような気持ちからでしょうか」に対しては、「困っているときはお互い様という気持ちから」が最も高く、次いで「障害のある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから」となっています。

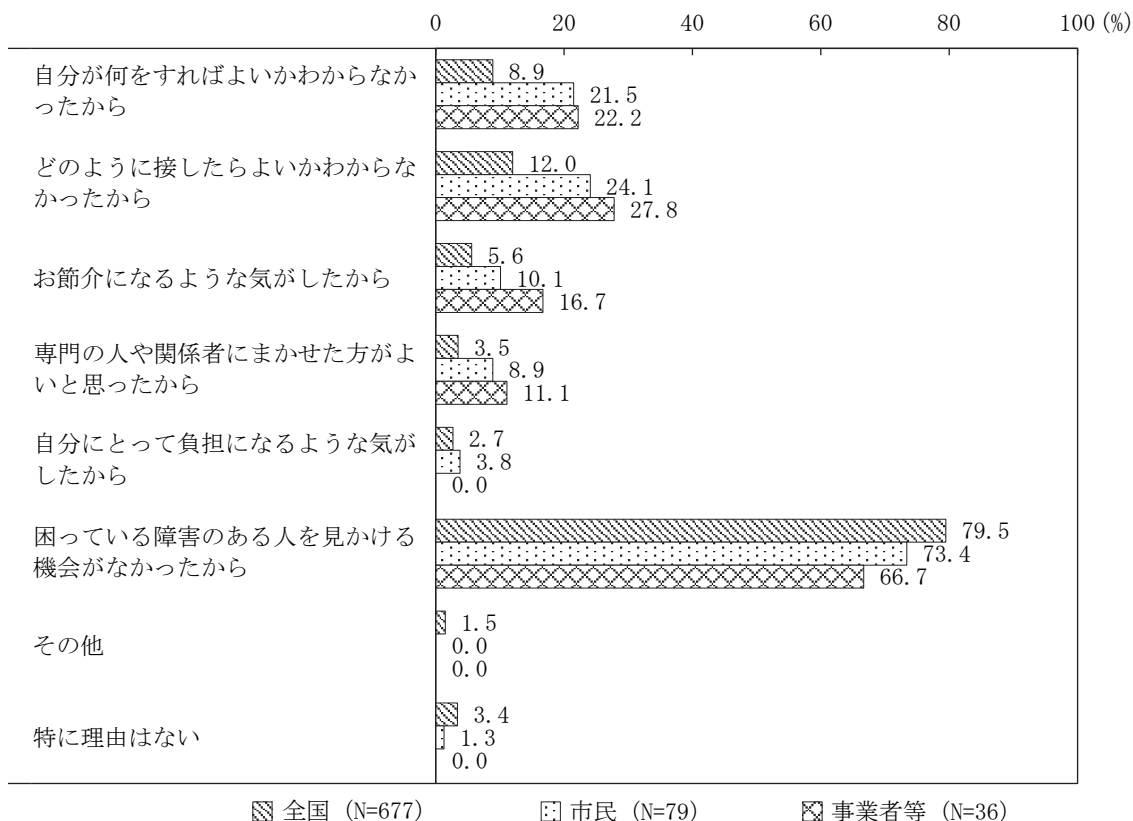
図表 2-3-7 手助けをした理由 (複数回答)



(5) 手助けをしたことがない理由

「(3)で『ない』と答えた方におたずねします。手助けをしたことがなかったのはどうしてでしょうか」に対しては、「困っている障害のある人を見かける機会がなかったから」が最も高くなっています。市民・事業者等は、「どのように接したらよいかわからなかったから」「自分が何をすればよいかわからなかったから」が、全国の2倍以上の率になっています。

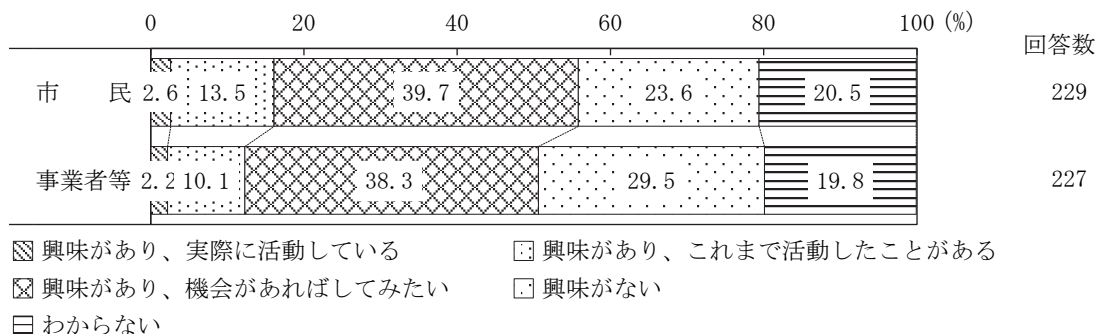
図表2-3-8 手助けをしたことがない理由（複数回答）



(6) ボランティア活動への興味

「障害のある人にかかわるボランティア活動（外出時の付き添い、話し相手、レクリエーションの手伝い等）に興味がありますか」という設問では、市民・事業者等とも「興味があり、機会があればしてみたい」が最も高く、次いで「興味がない」となっています。

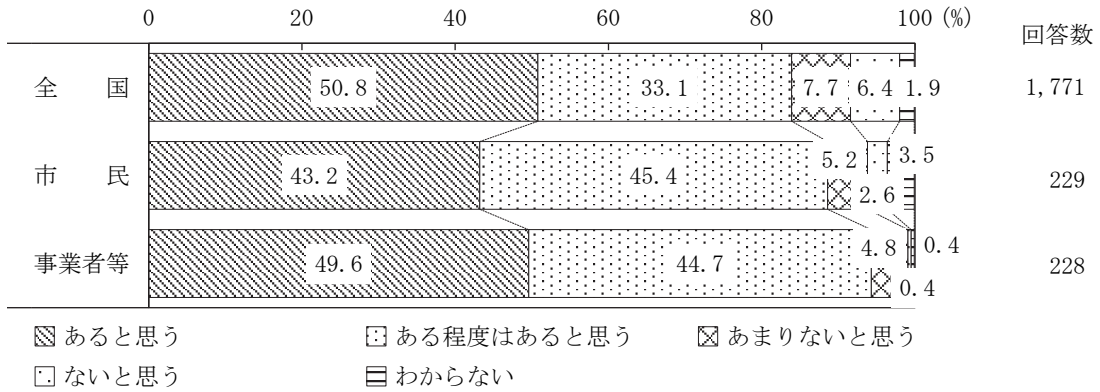
図表2-3-9 ボランティア活動への興味



(7) 差別や偏見の有無

「世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか」については、「あると思う」が最も高く、次いで「ある程度はあると思う」となっています。「あまりないと思う」と「ないと思う」の合計は、全国が14.1%、市民が7.8%、事業者等が5.2%です。

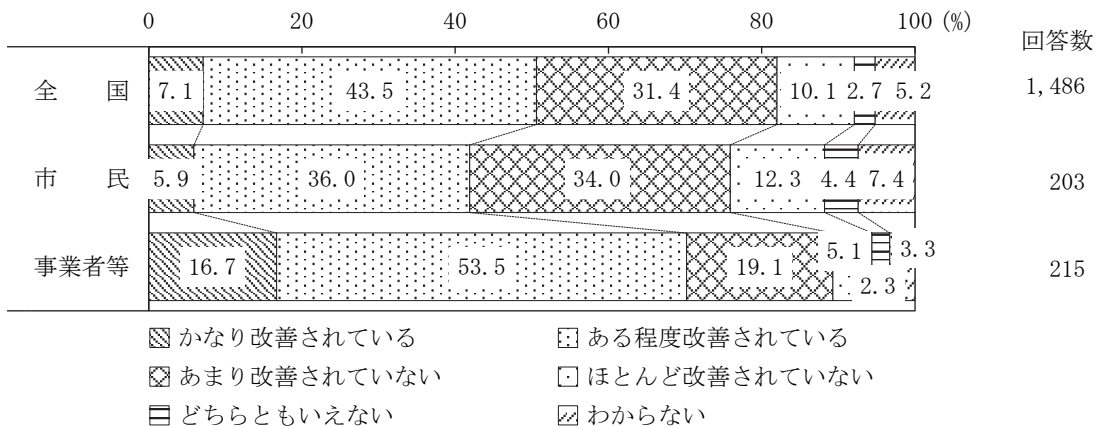
図表 2-3-10 差別や偏見の有無



(8) 差別や偏見の改善状況

「(7)で『あると思う』『ある程度はあると思う』と答えた方におたずねします。5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか」については、「ある程度改善されている」が最も高くなっています。「かなり改善されている」と「ある程度改善されている」の合計は、全国が50.6%、市民が41.9%、事業者等が70.2%となっており、事業者等が最も差別や偏見が改善されていると思っているようです。

図表 2-3-11 差別や偏見の改善状況

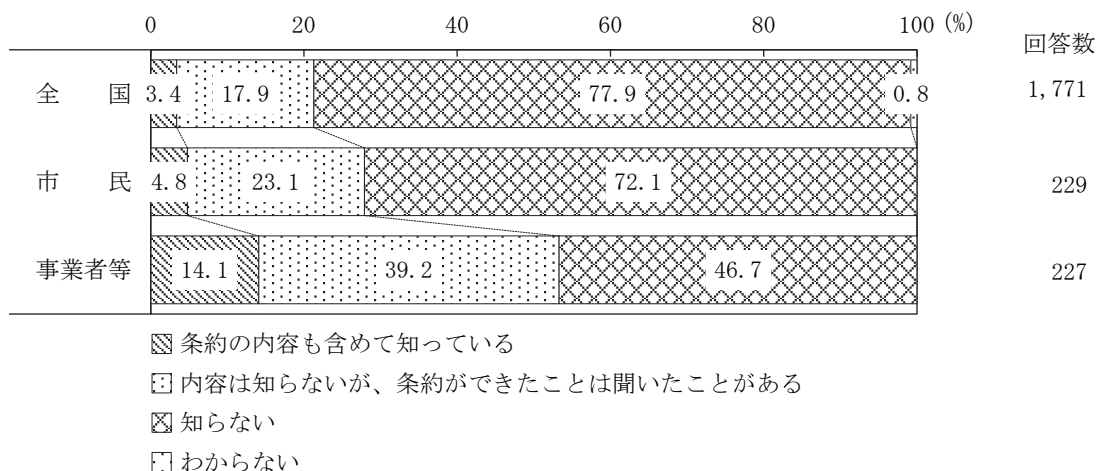


3 障害者関連施策について

(1) 障害者権利条約の周知度

「障害者権利条約」について、「条約の内容も含めて知っている」と「内容は知らないが、条約ができたことは聞いたことがある」と答えた合計は、全国が21.3%、市民が27.9%、事業者等が53.3%です。

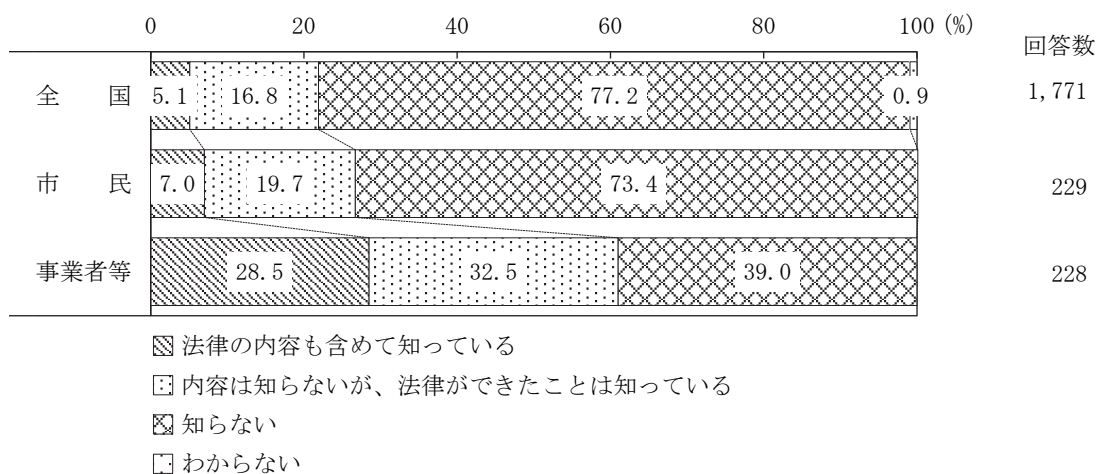
図表2-3-12 障害者権利条約の周知度



(2) 障害者差別解消法の周知度

「障害者差別解消法」について、「法律の内容も含めて知っている」と「内容は知らないが、法律ができたことは知っている」と答えた合計は、全国が21.9%、市民が26.7%、事業者等が61.0%となっています。

図表2-3-13 障害者差別解消法の周知度



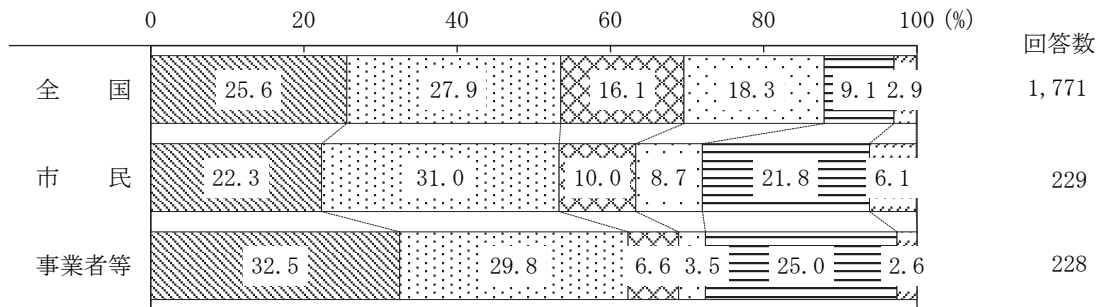
(3) 障害のある人への配慮や工夫（※）と差別について

（※）障害のある人への配慮や工夫

障害のある人となない人が同じように生活するためには、例えば、受付窓口で耳の不自由な方に筆談で対応したり、商店で高い棚にある商品を店員が代わりに取ってあげたりするなど、さまざまな配慮や工夫が必要になることがあります。

「もし、こうした配慮や工夫が行われなかったとしたら、それが『障害を理由とする差別』にあたる場合があると思いますか」という設問に対して、「差別に当たる場合があると思う」「どちらかといえば差別に当たる場合があると思う」と答えているのは、全国が53.5%、市民が53.3%、事業者等が62.3%です。一方、「どちらかといえば差別に当たる場合があるとは思わない」「差別に当たる場合があるとは思わない」と答えているのは、全国が34.4%、市民が18.7%、事業者等が10.1%です。市民・事業者等は、全国より「一概にいえない」が高くなっています。

図表 2-3-14 障害のある人への配慮や工夫

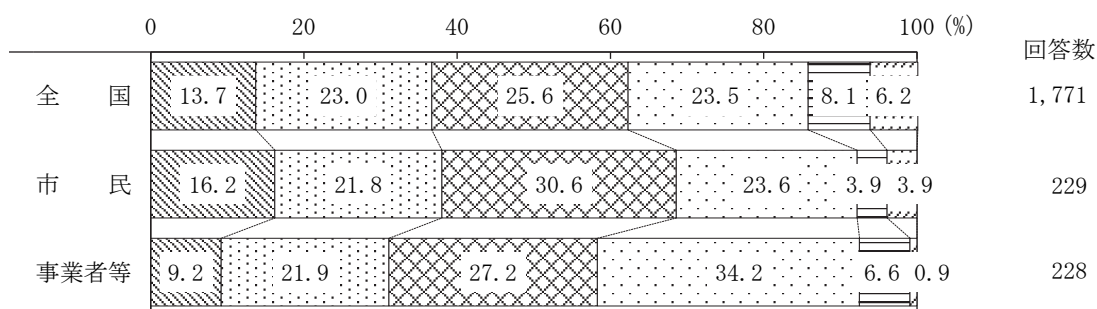


- ☒ 差別に当たる場合があると思う
- ☐ どちらかといえば差別に当たる場合があると思う
- ☒ どちらかといえば差別に当たる場合があるとは思わない
- ☐ 差別に当たる場合があるとは思わない
- ☐ 一概にいえない
- ☒ わからない

(4) 企業などの負担と配慮

「障害のある人が、障害のない人と同じように生活していくためには、さまざまな配慮や工夫が必要になります。一方、こうした配慮や工夫を行うには、経済的な負担を伴う場合もあります。あなたは、企業などがこうした配慮や工夫をどの程度行うべきと考えますか」については、「可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う」「可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う」の2項目が高くなっています。「負担の程度にかかわらず、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う」は事業者等が低くなっており、当事者意識が表れているように思われます。

図表2-3-15 企業などの負担と配慮

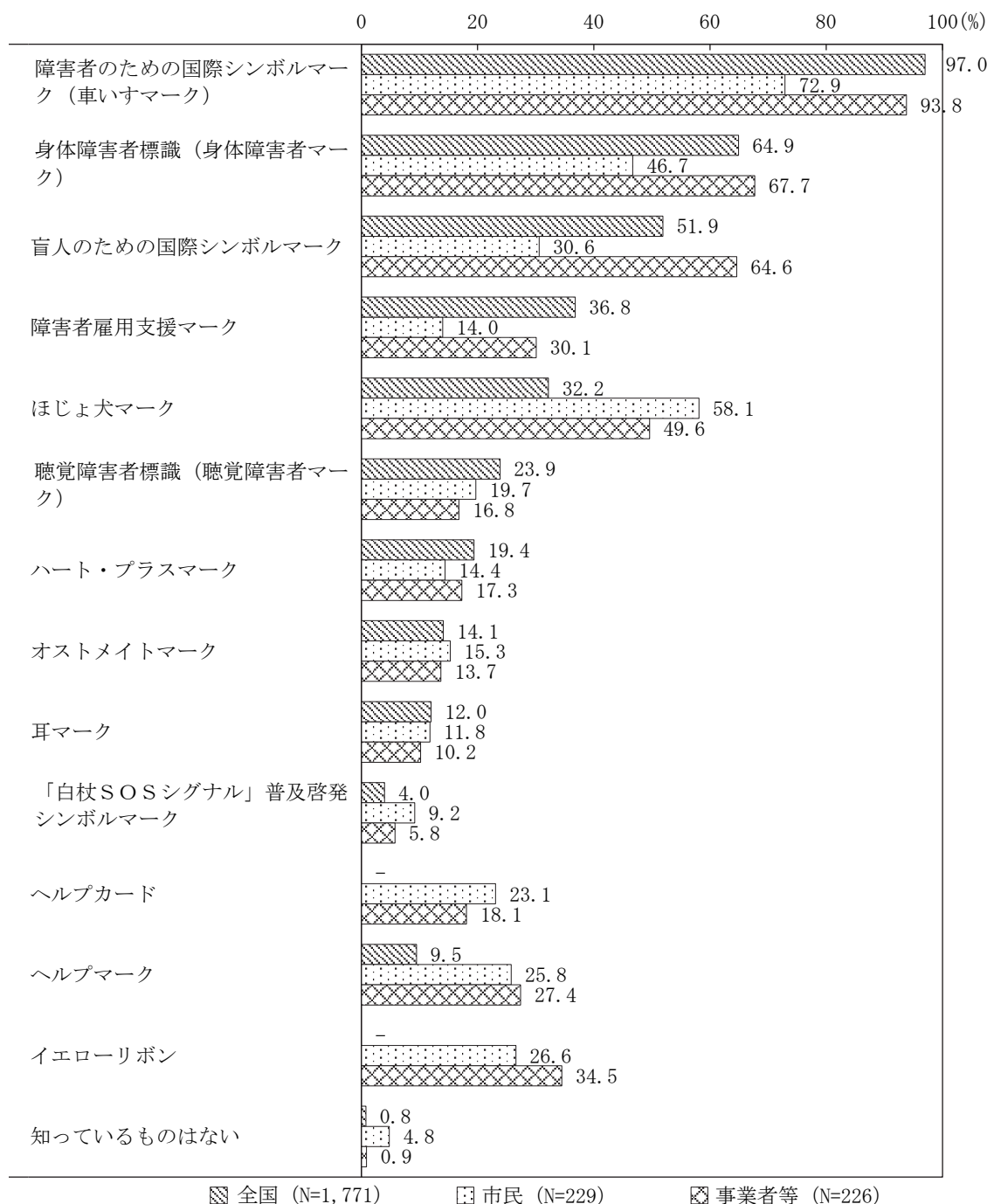


- ☒ 負担の程度にかかわらず、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う
- ☑ 負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う
- ☒ 可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う
- ☑ 可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う
- ☐ 全て企業などの自主的な判断に委ねるべきと思う
- ☒ わからない

(5) 障害者支援マーク等の周知度

障害者支援マーク等については、「障害者のための国際シンボルマーク（車いすマーク）」
「身体障害者標識（身体障害者マーク）」「盲人のための国際シンボルマーク」などの周知
度が高くなっています。「ほじょ犬マーク」「ヘルプマーク」は、全国より市民・事業者等
がかなり高くなっていますが、全般的に全国より市民のほうが低くなっています。

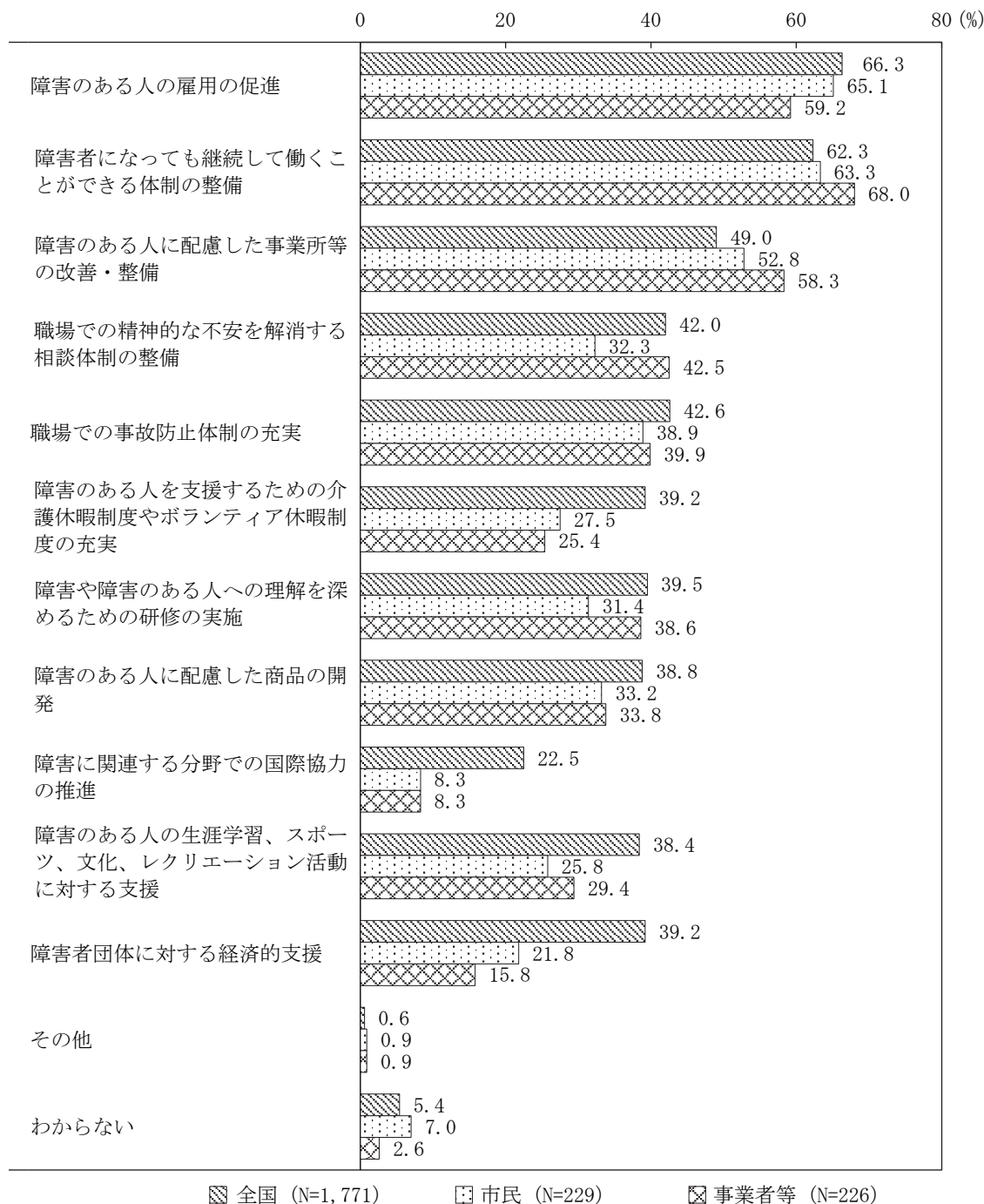
図表2-3-16 障害者支援マーク等の周知度（複数回答）



(6) 企業や民間団体への要望

「障害のある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか」という設問では、「障害のある人の雇用の促進」「障害者になっても継続して働くことができる体制の整備」「障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備」などが高い率を示しています。

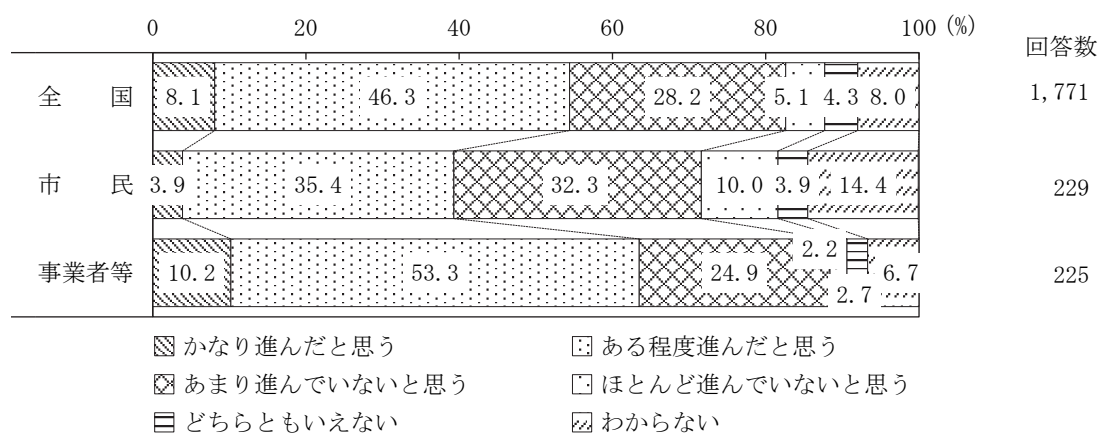
図表2-3-17 企業や民間団体への要望（複数回答）



(7) 障害者施策は進んだか

「5年前と比べて(6)の選択肢のような障害者施策が進んだと思いますか」という設問では、「かなり進んだと思う」と「ある程度進んだと思う」の合計の「進んだと思う」が、全国54.4%、市民39.3%、事業者等63.5%であり、「あまり進んでいないと思う」と「ほとんど進んでいないと思う」の合計の「進んでいないと思う」が、全国33.3%、市民42.3%、事業者等27.1%となっています。

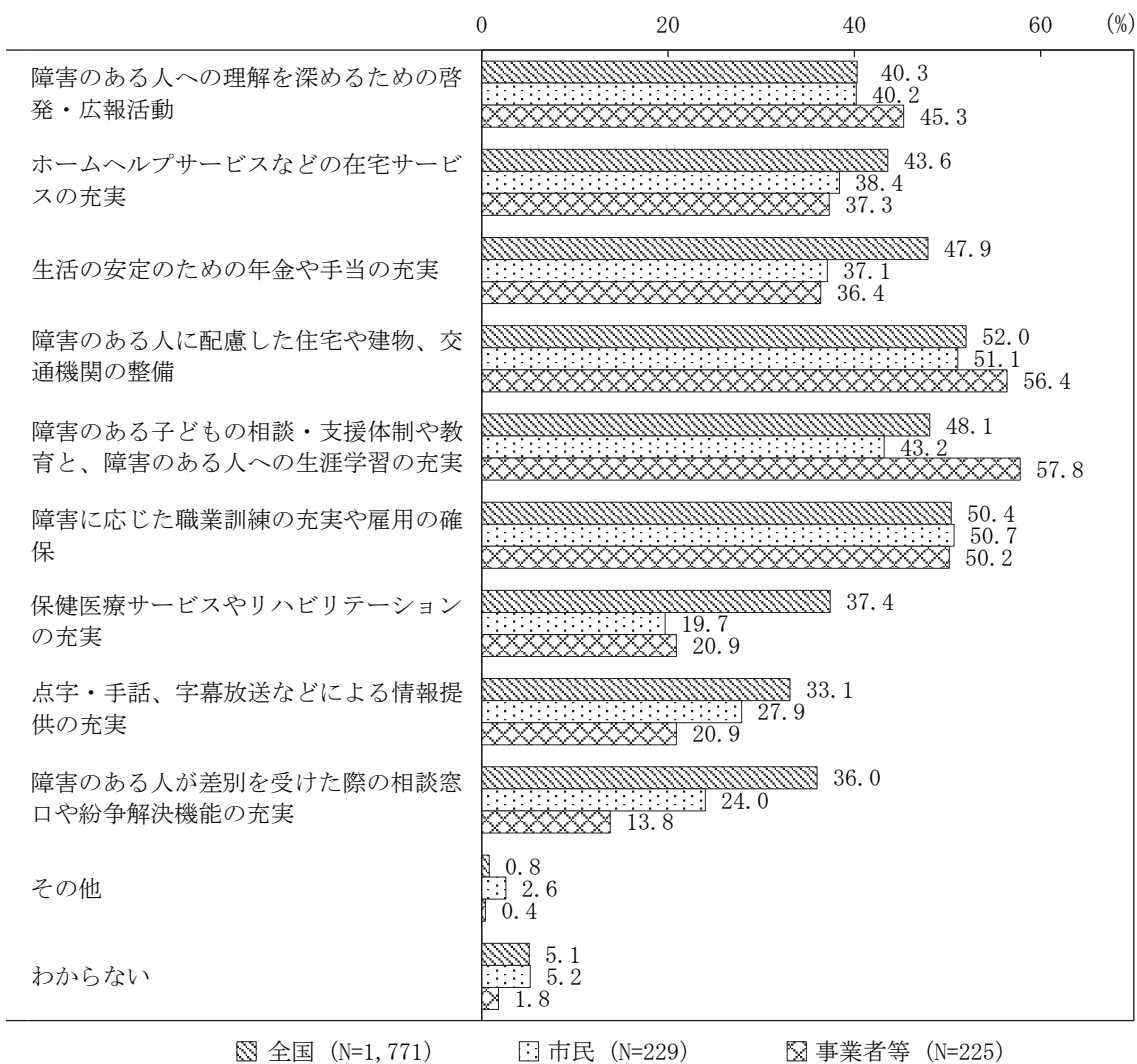
図表2-3-18 障害者施策は進んだか



(8) 行政への要望

「障害のある人に関する行政の施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うものをあげてください」という設問では、「障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」「障害のある子どもの相談・支援体制や教育と、障害のある人への生涯学習の充実」など、多くの選択肢が高くなっています。

図表2-3-19 行政への要望（複数回答）

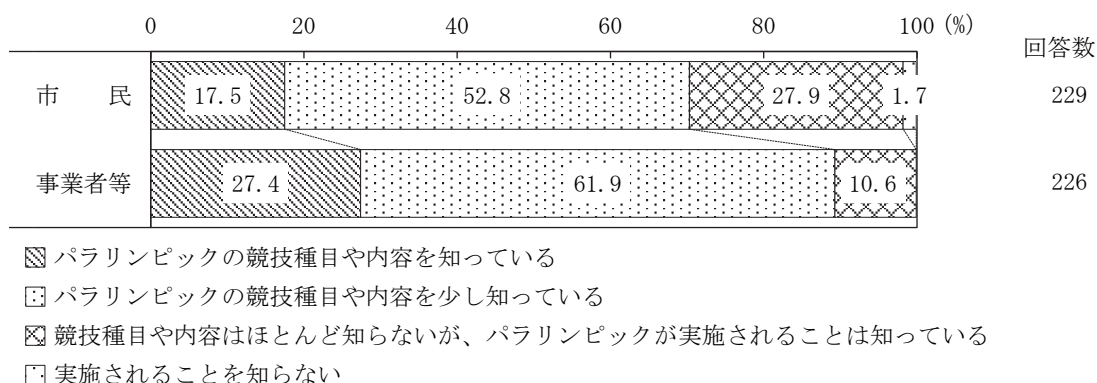


4 障害のある人の芸術文化・スポーツ

(1) 東京パラリンピックの周知度

東京パラリンピックについて、「実施されることを知らない」と答えているのは、市民の1.7%（4人）だけです。ほとんどの人が東京パラリンピックを知っているということになりますが、「パラリンピックの競技種目や内容を知っている」のは、市民が17.5%、事業者等が27.4%です。

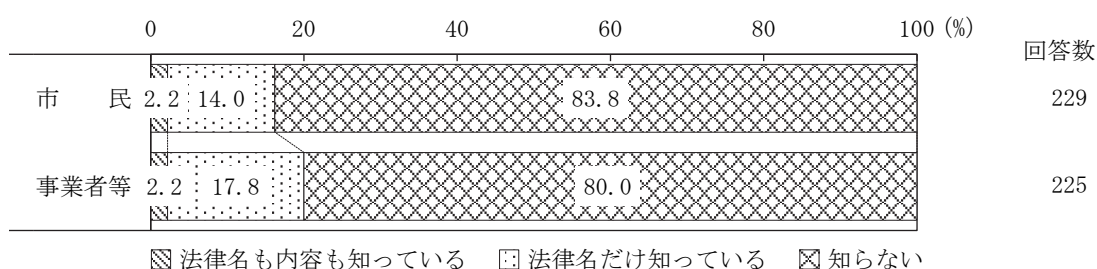
図表2-3-20 東京パラリンピックの周知度



(2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の周知度

「平成30年6月に『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』が施行されたことにより、障害のある人の文化芸術の裾野拡大と振興を目指した事業が全国的に展開されています。この法律を知っていますか」という設問では、「法律名も内容も知っている」がともに2.2%、「知らない」は市民83.8%、事業者等80.0%となっています。

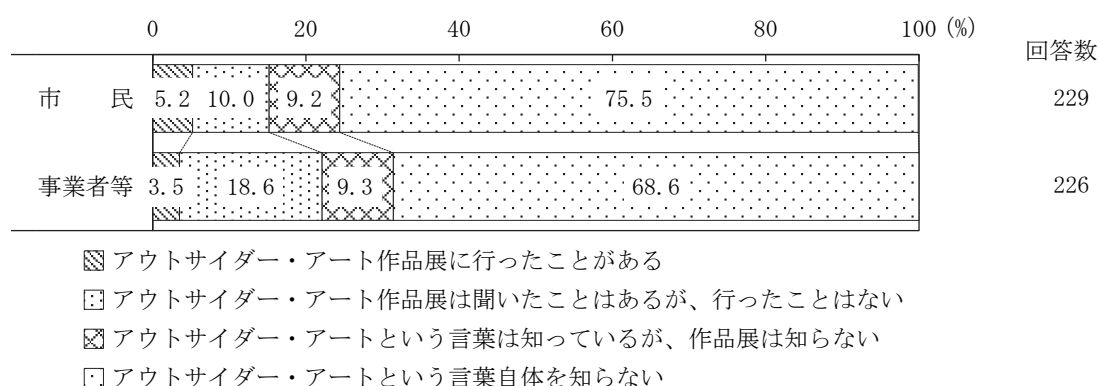
図表2-3-21 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の周知度



(3) アウトサイダー・アート作品展に行ったことがあるか

「金沢市では、優れた芸術的才能をもつ知的障害のある人等の創作活動に対し、創作環境や発表の場などのサポートを行う等のアートによる就労活動支援事業を実施しています。その一環として、毎年、金沢21世紀美術館等でアウトサイダー・アート作品展を開催しています。アウトサイダー・アート作品展に行ったことがありますか」という設問に、「アウトサイダー・アート作品展に行ったことがある」は市民5.2%、事業者等3.5%、「アウトサイダー・アート」という言葉自体を知らない」が市民75.5%、事業者等68.6%となっています。

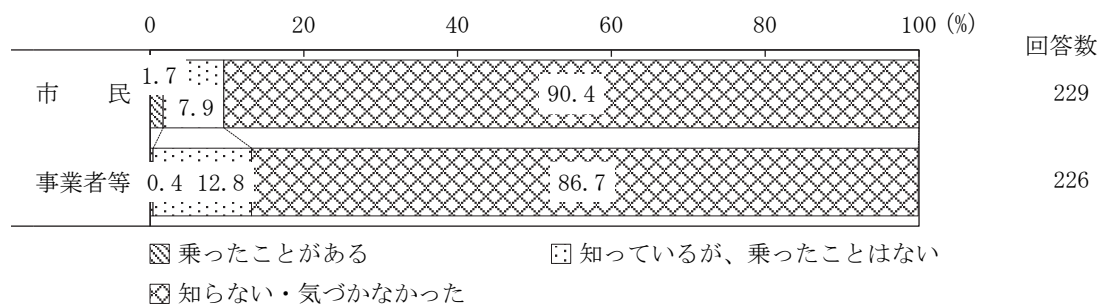
図表2-3-22 アウトサイダー・アート作品展に行ったことがあるか



(4) 金沢アウトサイダー美術館 i nふらっとバスに乗ったことがあるか

「昨年度よりアウトサイダー・アート作品をふらっとバス車内に展示した『金沢アウトサイダー美術館 i nふらっとバス』を運行しており、今年度は全車両に拡大する予定です。『金沢アウトサイダー美術館 i nふらっとバス』に乗ったことがありますか」という設問に、「乗ったことがある」は市民1.7%、事業者等0.4%、「知らない・気づかなかった」が市民90.4%、事業者等86.7%となっています。

図表2-3-23 金沢アウトサイダー美術館 i nふらっとバスに乗ったことがあるか

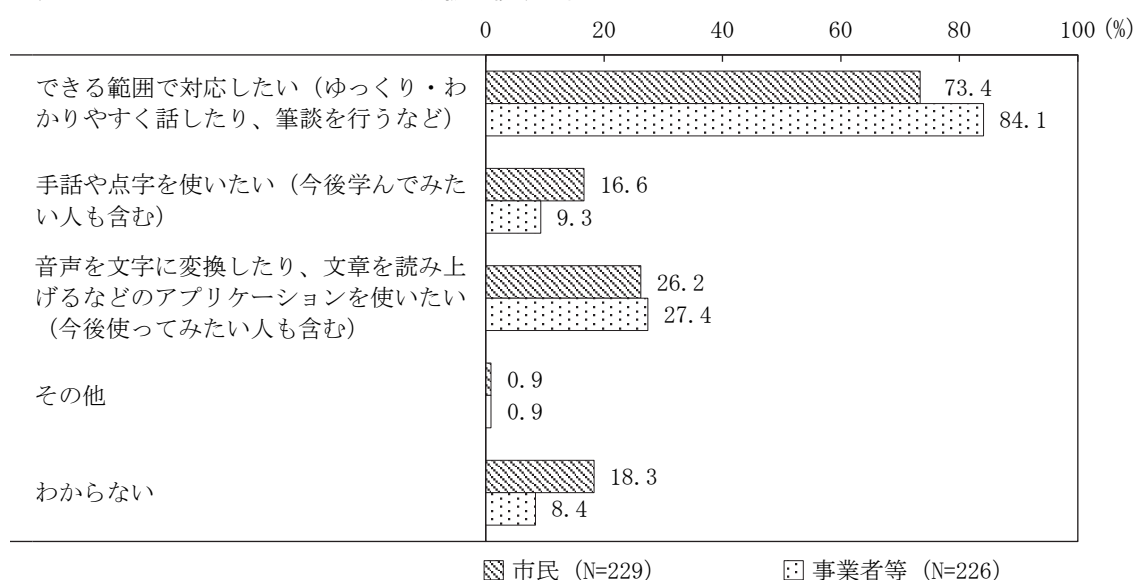


5 障害のある人とのコミュニケーション

(1) コミュニケーション支援

「障害のある人の中には、目が見えない、耳が聞こえない、多くのことをすぐに理解することが難しいなどのために、文字や音声、早口の会話などでは必要とする情報が得られなかったり、理解が難しいなど、コミュニケーションに配慮が必要な人もいます。こうした障害のある人が社会でいきいきと生活できるよう、障害のある人とのコミュニケーションにおいて支援したいと思うことを教えてください」の設問では、「できる範囲で対応したい（ゆっくり・わかりやすく話したり、筆談を行うなど）」が市民73.4%、事業者等84.1%と高く、「音声を文字に変換したり、文章を読み上げるなどのアプリケーションを使いたい（今後使ってみたい人も含む）」も市民26.2%、事業者等27.4%となっています。

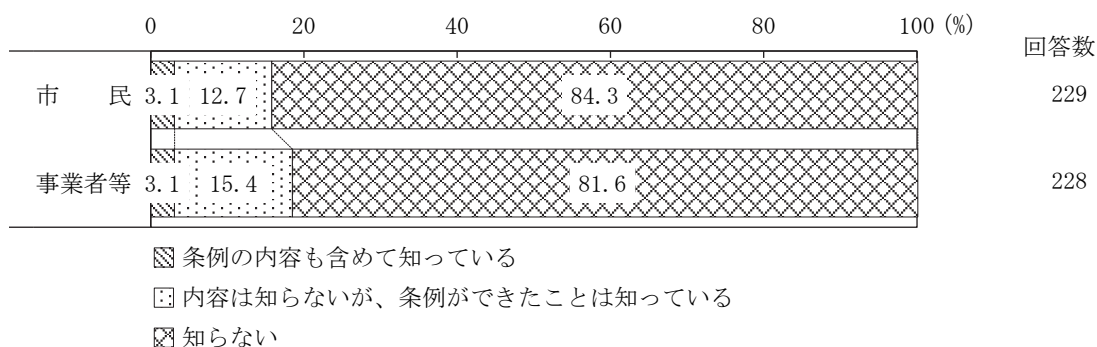
図表2-3-24 コミュニケーション支援（複数回答）



(2) 手話言語条例の周知度

「金沢市では手話への理解の促進及び手話の普及を図り、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、手話への理解の促進及び手話の普及についての基本理念、市、市民及び事業者の役割、基本的な施策等必要な事項を定める『手話言語条例』を、平成29年に施行しました。手話言語条例について「知っていますか」については、「条例の内容も含めて知っている」が市民・事業者等とも3.1%、「知らない」が市民84.3%、事業者等81.6%となっています。

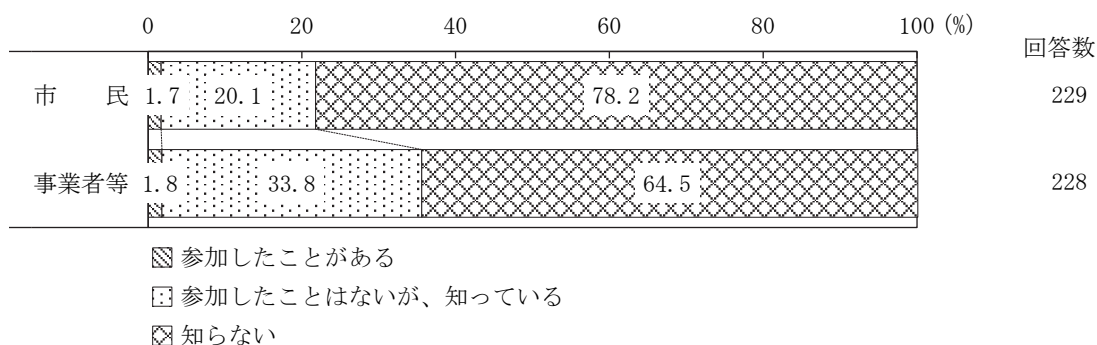
図表 2-3-25 手話言語条例の周知度



(3) 市民フォーラムへの参加

市民フォーラムに「参加したことがある」と答えているのは、市民1.7%、事業者等1.8%であり、「知らない」が市民78.2%、事業者等64.5%です。

図表 2-3-26 市民フォーラムへの参加



第 3 部

障害のある人たちと施策等の現状

第1章 金沢市の概要と福祉の特性

第1 金沢市の概要

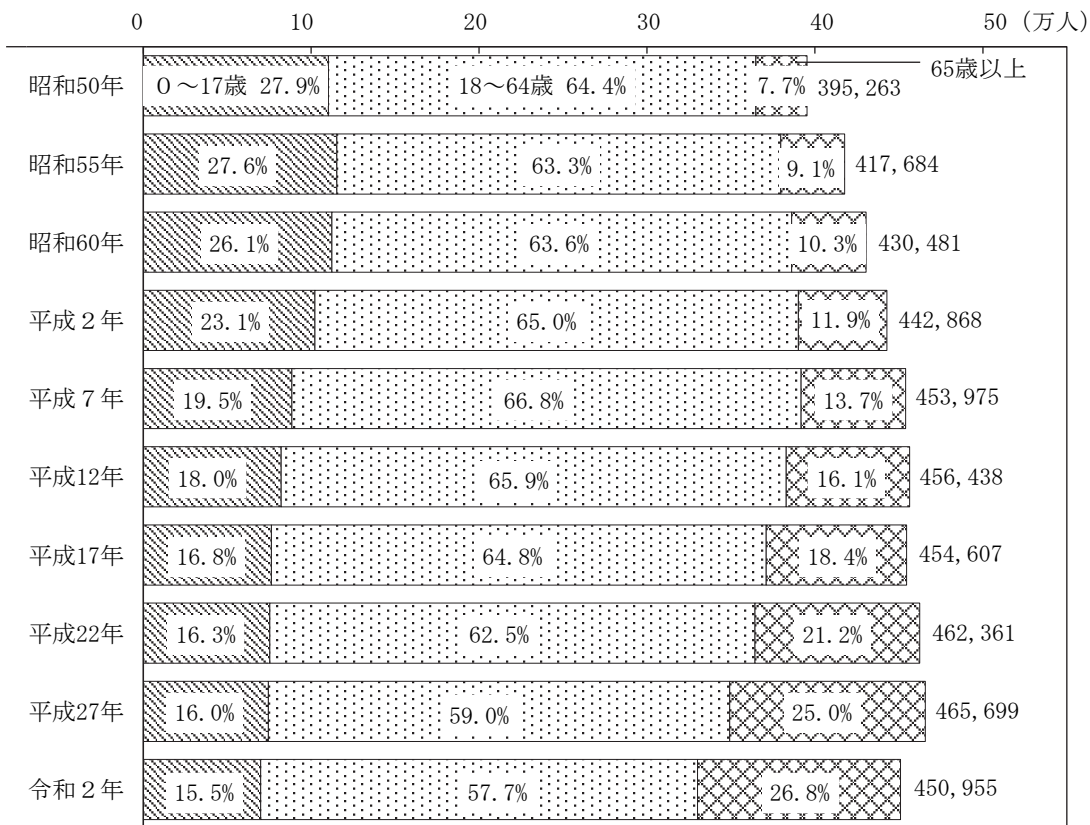
金沢市は、恵まれた自然の立地条件とそれを生かした独特の都市構造、歴史と人に根づいた文化伝統、日本海沿岸域の中核基幹都市としての安定した経済構造、市民の定着度の高さと連帯意識の強さなど、豊かな個性を持っています。

さらに、金沢市では、平成25年3月に金沢がめざす今後10年間の新たな方向性を示した『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』を策定し、これまでのまちづくりの方向性を踏まえながら、個性を大切にし、魅力を磨き高めることで、人・モノ・情報を引きつけ、同時に発信していくことによって、成長、発展していく交流拠点都市をめざしていくとしています。

1889（明治22）年の金沢市制施行当時の推計人口は約94,000人とされていますが、131年を経過した令和2年には、人口は約45万人、市域面積は約469km²の規模となっています。

0歳～17歳人口比率の減少、65歳以上人口の増加という少子高齢社会は、かなりのテンポで進行しつつあります。平成27年の高齢化率25.0%は、全国平均の26.6%よりは低い率です。

図表3-1-1 年齢三区分別人口の推移



(注) 率は「年齢不詳」を除いて計算

資料：昭和45年～平成27年は総務庁「国勢調査」、令和2年は住民基本台帳人口（10月1日）

第2 金沢市の福祉の特性

(1) 先駆的な地域福祉の伝統

金沢市の福祉は、その発展過程において自然条件・歴史的土壌が大きな影響を与えてきました。

都市化が進んだ現代においても市民の連帯意識は強く、それを育ててきたのが、厳しい冬の生活や強い信仰心であったといわれています。また、厳しい自然条件は産業形態にも影響し、金沢市では家族を主とした小規模な家内工業が発達してきましたが、このことは保育のニーズを生み出し、民間福祉産業の参加を促進することにもなりました。

金沢市における民間社会福祉事業は明治初期に始まり、その先駆性を基盤とした公私の協働は、金沢市の福祉の特色ともなっています。特に民生委員活動においては、その前身である社会改良委員、方面委員時代を通じ、金沢市の福祉発展に大きな役割を果たしていますが、現在にその功績を継承するものとして善隣館活動があげられます。1934（昭和9）年に創設された第一善隣館をはじめ、各地区に開設された善隣館は、福祉や保健、社会教育などの隣保事業を行う拠点となってきました。しかし、戦後、福祉や保健・医療制度が整備され、公民館活動が浸透し、善隣館活動は停滞期に入りましたが、高齢社会の到来により在宅福祉の充実が求められる時期を迎え、地域福祉活動の拠点として見直されています。

(2) 人にやさしいまちづくりとその課題

道路・交通・建築などにおけるバリアフリーについては、「金沢市冬期バリアフリー計画」の作成や、「金沢市交通バリアフリー基本構想」「新金沢交通戦略」に基づく整備など、先進的な施策を展開しています。坂や狭い路地が多い、古い町並みの伝統的な家屋が多い、雨や雪などの降水量が多いなど、金沢特有の地形や風土などに対応することが大きな課題といえるでしょう。

また、地元の大学や民間企業においては、バリアフリー関連の研究が進み、多様なケアシステムや福祉機器などの開発が見られます。

(3) 地方分権時代への対応

金沢市は、平成8年4月には地方分権への試みとしての新しい都市制度である「中核市」に移行しました。これは、地方自治法の改正による中核市制度の発足に伴い、他の11市とともに初めて指定を受けたものです。これにより社会福祉事業法（社会福祉法）や身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法（知的障害者福祉法）などに規定する権限の多くが県より委譲され、より主体的に障害者施策を展開していくことが可能になりました。

また、この中核市移行を機に、市民福祉部と保健環境部の一部を合わせて「福祉保健部」（平成18年度に「福祉健康局」に、平成24年度に「福祉局」と「保健局」に改組）とし、さらに平成9年4月には、従来3か所あった保健所を、1つの保健所と3つの福祉保健センター（現在は「福祉健康センター」）に改組しました。これにより、身体障害・知的障害施策を所管する部門と精神障害・難病患者等を所管する部門の機能が強化されるとともに、福祉と保健の連携や、より地域に密着した福祉施策の実施を図れることとなりました。

平成16年の児童福祉法の改正により、従来都道府県および指定都市に限定されていた児童相談所の設置が市にも認められたため、平成18年度に児童相談所を設置しました。令和2年10月現在、都道府県・指定都市以外で児童相談所を設置しているのは、本市・横須賀市・明石市の3市です。

第2章 障害のある人たちの現状

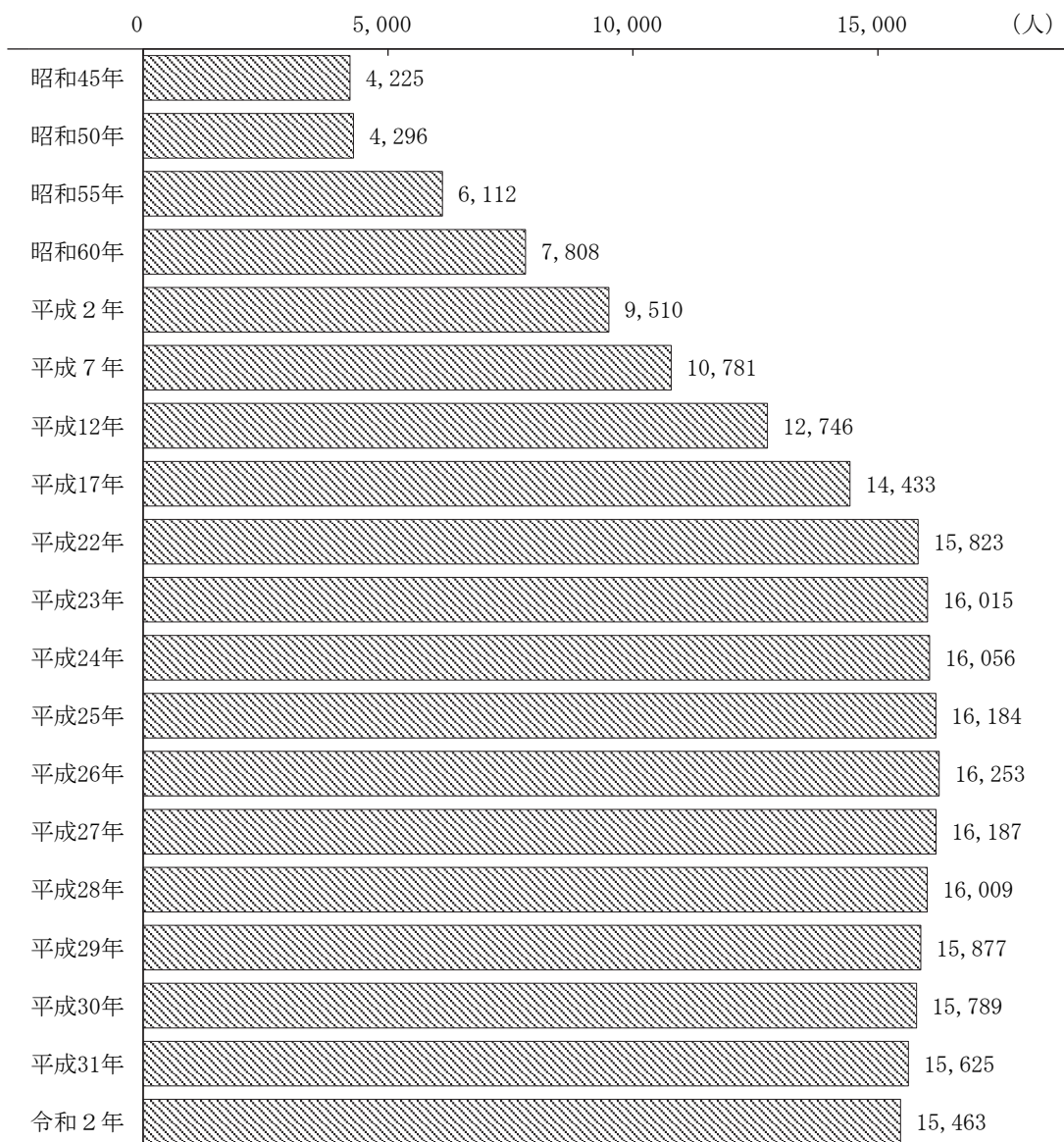
第1 障害のある人の数

1 身体に障害のある人

(1) 身体に障害のある人の数

令和2年の身体障害者手帳所持者を昭和45年と比較すると、実に3.7倍に増加しています。身体に障害のある人が本市の総人口に占める比率は、昭和45年が1.2%なのに対し、令和2年は3.4%になっています。

図表3-2-1 身体障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年3月末日現在

図表3-2-2 身体障害者手帳所持者数

単位：人

| 区分 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 言語障害 | 肢体不自由 | 内部障害 | 計 |
|-----|------|-------|------|-------|-------|--------|
| 1 級 | 375 | 93 | 7 | 1,805 | 3,283 | 5,563 |
| 2 級 | 325 | 254 | 4 | 1,552 | 91 | 2,226 |
| 3 級 | 57 | 130 | 67 | 1,694 | 1,366 | 3,314 |
| 4 級 | 81 | 156 | 77 | 1,865 | 878 | 3,057 |
| 5 級 | 101 | 10 | - | 501 | - | 612 |
| 6 級 | 46 | 374 | - | 271 | - | 691 |
| 計 | 985 | 1,017 | 155 | 7,688 | 5,618 | 15,463 |

(注) 令和2年3月末日現在

(2) 障害の種類別の身体に障害のある人の数

近年の障害の種類別の身体に障害のある人の数をみると、視覚に障害のある人および肢体不自由者は減少傾向を示し、聴覚に障害のある人および言語に障害のある人はあまり変動がなく、内部に障害のある人は増加傾向を示しています。令和2年の障害の種類別の構成比率をみると、肢体不自由者が5割近くを占めています。

図表3-2-3 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

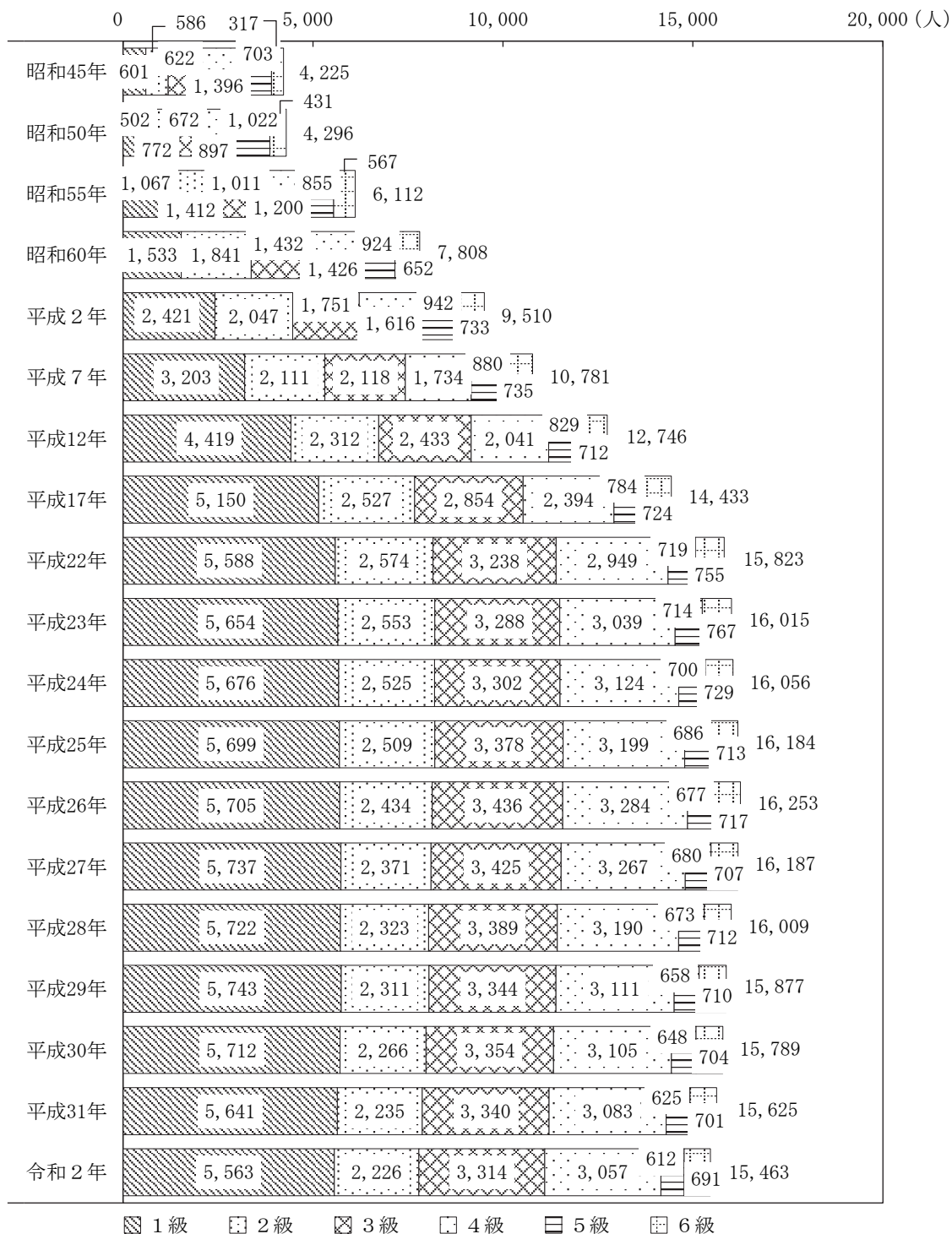
| 区分 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 言語障害 | 肢体不自由 | 内部障害 | 計 |
|------|-------|-------|------|-------|-------|--------|
| 昭45年 | 781 | 522 | 59 | 2,823 | 40 | 4,225 |
| 昭50年 | 682 | 560 | 63 | 2,907 | 84 | 4,296 |
| 昭55年 | 896 | 783 | 48 | 4,001 | 384 | 6,112 |
| 昭60年 | 1,055 | 895 | 73 | 4,929 | 856 | 7,808 |
| 平2年 | 1,171 | 1,022 | 100 | 5,663 | 1,554 | 9,510 |
| 平7年 | 1,163 | 1,043 | 117 | 6,130 | 2,328 | 10,781 |
| 平12年 | 1,180 | 1,052 | 133 | 7,199 | 3,182 | 12,746 |
| 平17年 | 1,196 | 1,101 | 183 | 7,872 | 4,081 | 14,433 |
| 平22年 | 1,159 | 1,124 | 168 | 8,585 | 4,787 | 15,823 |
| 平27年 | 1,053 | 1,061 | 158 | 8,652 | 5,263 | 16,187 |
| 平28年 | 1,019 | 1,075 | 160 | 8,462 | 5,293 | 16,009 |
| 平29年 | 1,005 | 1,054 | 153 | 8,257 | 5,408 | 15,877 |
| 平30年 | 996 | 1,048 | 151 | 8,049 | 5,545 | 15,789 |
| 平31年 | 985 | 1,027 | 146 | 7,859 | 5,608 | 15,625 |
| 令2年 | 985 | 1,017 | 155 | 7,688 | 5,618 | 15,463 |

(注) 各年3月末日現在

(3) 障害の重度化

障害等級別の身体に障害のある人の数の推移をみると、最重度の1級が最も多くなっています。身体障害者障害程度等級表がほぼ現行と同じになった昭和60年と令和2年を比較すると、1級が3.6倍、2級が1.2倍、3級が2.3倍、4級が2.1倍、6級が1.1倍に増加しており、5級のみ0.7倍に減少しています。

図表3-2-4 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年3月末日現在

(4) 身体に障害のある人の高齢化

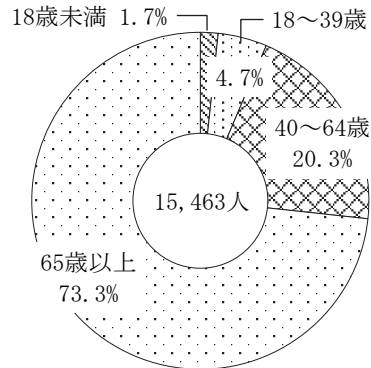
令和2年の年齢区分別の身体障害者手帳所持者の比率は、40歳未満が6.4%、40歳～64歳が20.3%、65歳以上が73.3%となっています。

これを平成27年以降の推移でみると、65歳未満は減少を続けており、65歳以上はほとんど変動がありません。

また、令和2年の各年齢層の人口に占める身体に障害のある人は、60歳未満が1.3%に対して、65歳以上が9.4%と非常に高い率を示しています。

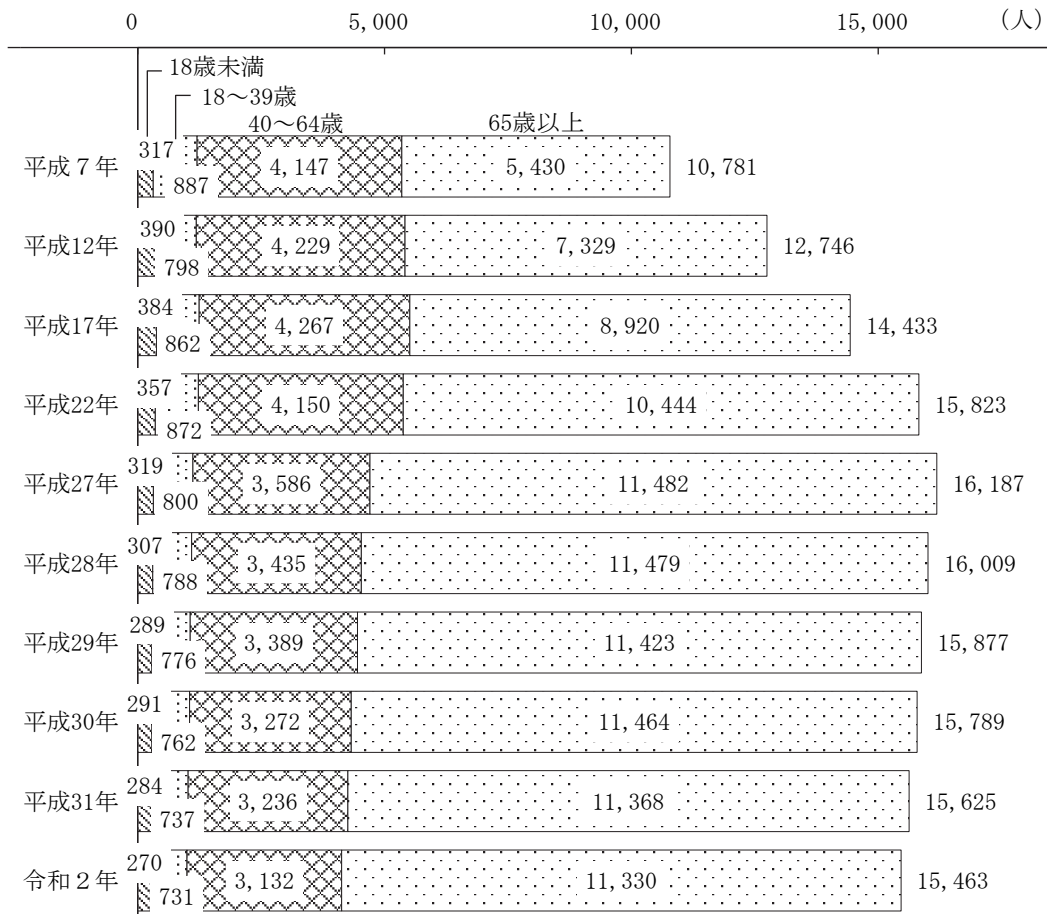
図表3-2-7は、性別・年齢別・障害の種類別に身体障害者手帳所持者数をみたものです。視覚に障害のある人、聴覚・平衡機能に障害のある人および肢体不自由者は女性が多く、内部に障害のある人は男性が多くなっています。

図表3-2-5 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の比率



(注) 令和2年3月現在

図表3-2-6 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年3月末現在

第3部 障害のある人々と施策等の現状

図表3-2-7 性別・年齢別・障害の種類別身体障害者手帳所持者数

単位：人

| 区 分 | 0～17歳 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | 合計 |
|-------------------|-------|-----|--------|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | |
| 視 覚 障 害 | 5 | 2 | 31 | 25 | 141 | 82 | 293 | 406 | 470 | 515 | 985 |
| 聴覚平衡機能障害 | 19 | 26 | 31 | 44 | 90 | 94 | 272 | 441 | 412 | 604 | 1,017 |
| 聴 覚 | 19 | 26 | 31 | 43 | 87 | 91 | 267 | 436 | 404 | 596 | 1,000 |
| 平 衡 機 能 | - | - | - | 1 | 3 | 3 | 5 | 5 | 8 | 9 | 17 |
| 音声言語そしゃく機能障害 | - | - | 4 | 5 | 33 | 6 | 75 | 32 | 112 | 43 | 155 |
| 肢 体 不 自 由 | 81 | 66 | 238 | 193 | 869 | 800 | 1,968 | 3,473 | 3,156 | 4,442 | 7,688 |
| 上 肢 | 36 | 35 | 110 | 91 | 385 | 313 | 929 | 948 | 1,460 | 1,387 | 2,847 |
| 下 肢 | 22 | 15 | 97 | 73 | 348 | 396 | 764 | 2,276 | 1,231 | 2,760 | 3,991 |
| 体 幹 | 23 | 16 | 31 | 29 | 136 | 91 | 275 | 249 | 465 | 385 | 850 |
| 内 部 障 害 | 35 | 36 | 99 | 61 | 703 | 314 | 2,468 | 1,902 | 3,305 | 2,313 | 5,618 |
| 心 臓 機 能 | 27 | 28 | 56 | 38 | 335 | 138 | 1,608 | 1,361 | 2,026 | 1,565 | 3,591 |
| じ ん 臓 機 能 | 1 | - | 28 | 11 | 254 | 116 | 453 | 233 | 736 | 360 | 1,096 |
| 呼 吸 器 機 能 | - | - | 1 | 3 | 15 | 10 | 125 | 80 | 141 | 93 | 234 |
| ぼ う こ う ・ 直 腸 機 能 | 4 | 4 | 5 | 5 | 47 | 41 | 255 | 217 | 311 | 267 | 578 |
| 小 腸 機 能 | 2 | 1 | - | 1 | 1 | 3 | - | - | 3 | 5 | 8 |
| 免 疫 機 能 | - | - | 7 | - | 38 | 3 | 9 | 1 | 54 | 4 | 58 |
| 肝 臓 機 能 | 1 | 3 | 2 | 3 | 13 | 3 | 18 | 10 | 34 | 19 | 53 |
| 合 計 | 140 | 130 | 403 | 328 | 1,836 | 1,296 | 5,077 | 6,256 | 7,455 | 8,008 | 15,463 |
| | 270 | | 731 | | 3,132 | | 11,330 | | | | |

(注) 令和2年3月末日現在

2 知的障害のある人

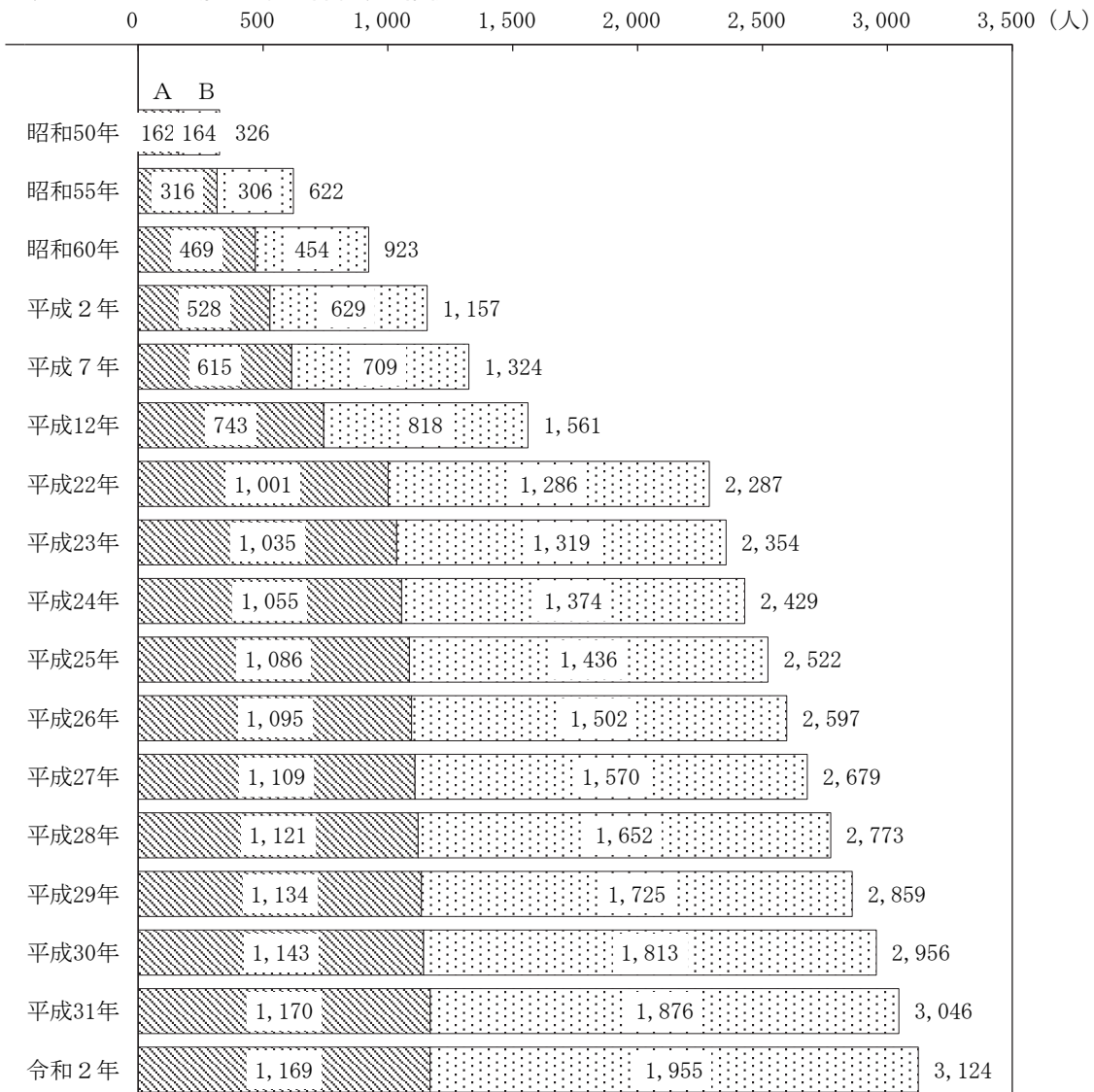
療育手帳制度は昭和48年に創設されました。制度発足当初は、A（重度）およびB（その他）の2段階の区分でしたが、現在は、AⅠ（最重度）、AⅡ（重度）、A身（障害の程度は中度であって身体障害を重複している人）、BⅠ（中度）およびBⅡ（軽度）の5段階としています。

図表3-2-8で見ると、制度が十分浸透していなかった昭和50年は326人でしたが、その後一貫して増え続け、令和2年には3,124人になっています。

手帳所持者は、女性より男性が多く、年齢階層別では18歳～39歳が39.0%を占めています（図表3-2-9）。

障害の程度別にみると、BⅡ（軽度）が最も多く、次いでBⅠ（中度）、AⅡ（重度）の順になっています（図表3-2-10）。

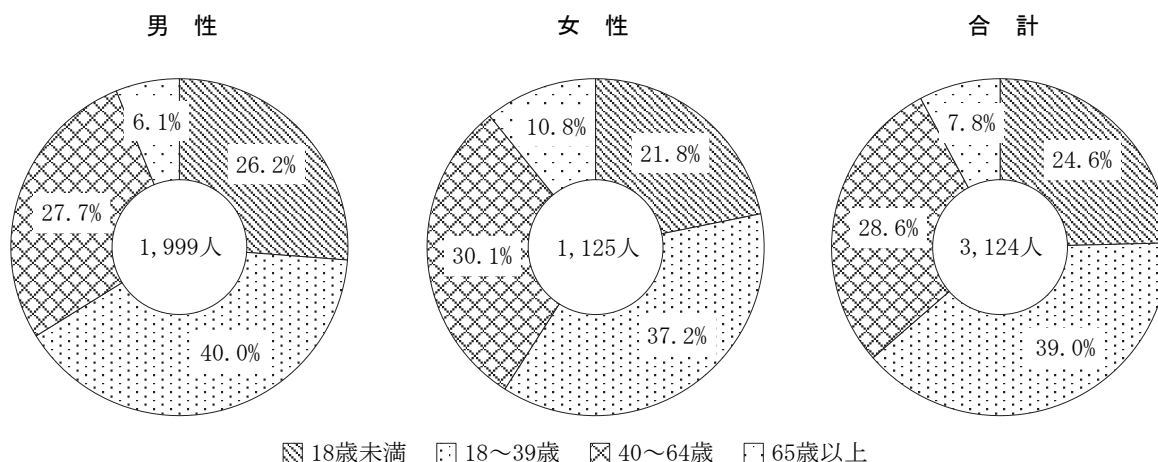
図表3-2-8 療育手帳所持者数の推移



(注) 各年3月末日現在

第3部 障害のある人々と施策等の現状

図表3-2-9 性別・年齢別療育手帳所持者数



(注) 令和2年3月末日現在

図表3-2-10 性別・年齢別・障害の程度別療育手帳所持者数

単位：人

| 区分 | 18歳未満 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | 合計 |
|------|-------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | |
| A | 115 | 74 | 328 | 181 | 221 | 162 | 43 | 45 | 707 | 462 | 1,169 |
| A I | 38 | 27 | 146 | 85 | 92 | 74 | 9 | 16 | 285 | 202 | 487 |
| A II | 73 | 42 | 174 | 87 | 114 | 80 | 32 | 25 | 393 | 234 | 627 |
| A身 | 4 | 5 | 8 | 9 | 15 | 8 | 2 | 4 | 29 | 26 | 55 |
| B | 409 | 171 | 470 | 238 | 333 | 177 | 80 | 77 | 1,292 | 663 | 1,955 |
| B I | 138 | 54 | 191 | 114 | 192 | 121 | 58 | 63 | 579 | 352 | 931 |
| B II | 271 | 117 | 279 | 124 | 141 | 56 | 22 | 14 | 713 | 311 | 1,024 |
| 合計 | 524 | 245 | 798 | 419 | 554 | 339 | 123 | 122 | 1,999 | 1,125 | 3,124 |
| | 769 | | 1,217 | | 893 | | 245 | | | | |

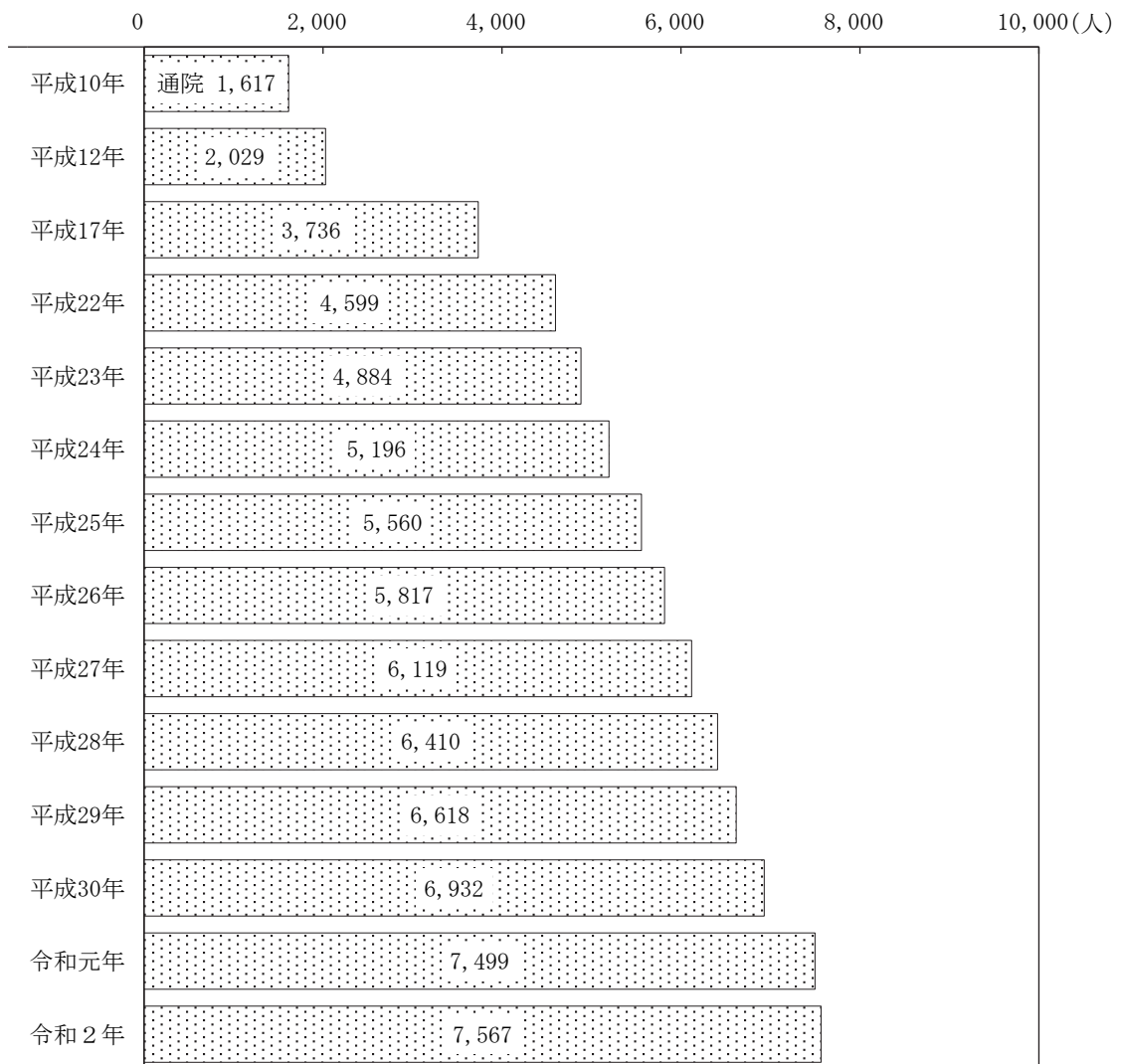
(注) 令和2年3月末日現在

3 精神に障害のある人

(1) 精神障害者通院医療費受給者数

2020年（令和2年）6月末日現在の精神障害者通院医療費の受給者数は7,576人になりますが、入院患者も含めると、精神に障害のある人の実数は、これよりもさらに多いと考えられます。

図表3-2-11 精神障害者通院医療費受給者数の推移

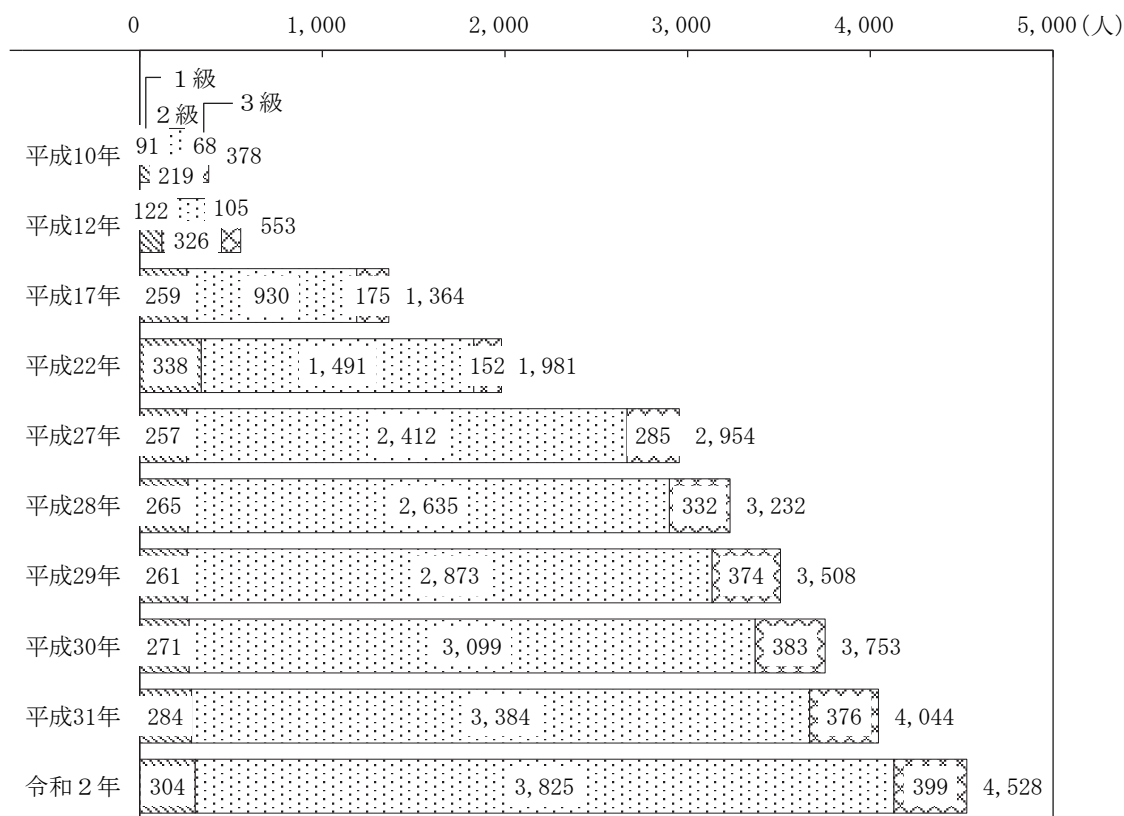


(注) 1 各年6月末日現在
資料：「病院報告」

(2) 精神障害者保健福祉手帳

平成7年に精神保健法が改正され、法律名も「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」となりました。この改正により、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。令和2年3月末日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は4,528人であり、そのうち2級が8割以上の3,825人を占めています。精神に障害があっても、未だに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人がかなりいると考えられます

図表3-2-12 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(注) 各年3月末日現在

図表3-2-13 性別・年齢別・障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

| 区分 | 18歳未満 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | 合計 |
|----|-------|----|--------|-----|--------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | |
| 1級 | 3 | 2 | 17 | 14 | 51 | 40 | 73 | 104 | 144 | 160 | 304 |
| 2級 | 35 | 13 | 510 | 553 | 1,091 | 981 | 305 | 337 | 1,941 | 1,884 | 3,825 |
| 3級 | 2 | 1 | 71 | 60 | 121 | 108 | 17 | 19 | 211 | 188 | 399 |
| 計 | 40 | 16 | 598 | 627 | 1,263 | 1,129 | 395 | 460 | 2,296 | 2,232 | 4,528 |
| | 56 | | 1,225 | | 2,392 | | 855 | | | | |

(注) 令和2年3月末日現在

4 難病患者等

平成24年6月に公布された障害者総合支援法により、平成26年4月1日から「難病等」が障害者の範囲に加えられ、難病として130疾患が指定されました。

平成26年5月に公布された「難病の患者に対する医療等に関する法律」および「児童福祉法の一部を改正する法律」（いずれも平成27年1月1日施行）により、医療費の公費負担の対象となる難病および小児慢性特定疾病が定められました。

図表3-2-14 性別・年齢別の難病患者の人数

単位：人

| 区 分 | 20歳未満 | | 20～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | |
|-------|-------|----|--------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 認定患者数 | 18 | 16 | 230 | 255 | 550 | 719 | 700 | 965 | 1,498 | 1,955 |
| 計 | 34 | | 485 | | 1,269 | | 1,665 | | 3,453 | |

(注) 令和2年3月末日現在

図表3-2-15 医療費の公費負担の対象となる難病および小児慢性特定疾病患者の推移

単位：人

| 区 分 | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 難 病 | 疾 患 数 | 110 | 306 | 306 | 330 | 331 | 333 |
| | 認定患者数 | 3,289 | 3,468 | 3,618 | 3,328 | 3,343 | 3,453 |
| 小児慢性 特定疾病 | 疾 患 数 | 565 | 504 | 471 | 455 | 429 | 429 |
| | 認定患者数 | 559 | 500 | 466 | 449 | 422 | 417 |

(注) 各年3月末日現在

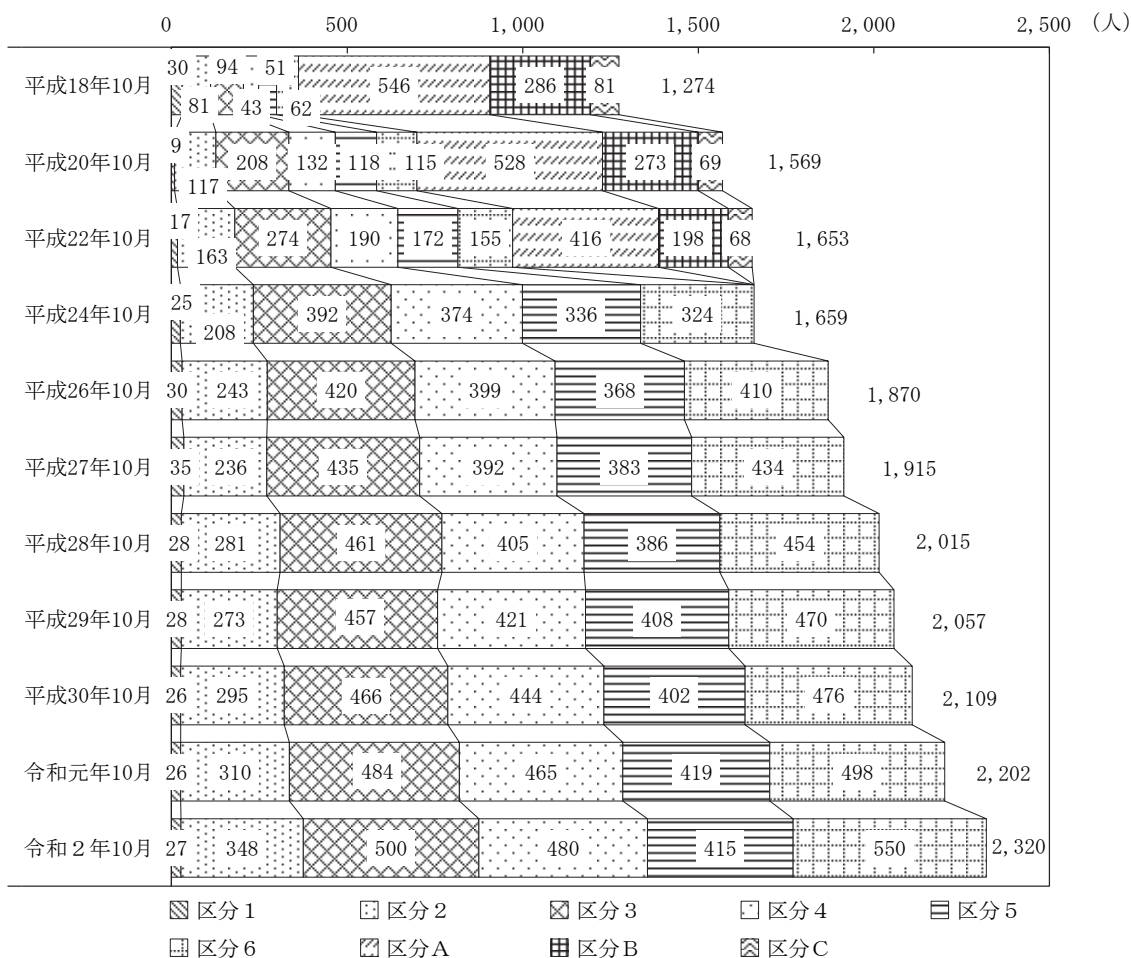
5 障害支援（程度）区分認定者等

(1) 障害支援（程度）区分認定者

障害者総合支援法の障害支援区分（平成25年度までは「障害程度区分」でした。）は、区分1～6となっています。また、障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づく入所施設・通所施設（以下「旧法施設支援」といいます。）利用者については、区分A～Cとなっていました。令和2年10月現在の認定者は2,320人です（図表3-2-16）。この認定者数は、3つの手帳所持者の合計の10.0%に当たります。なお、図表3-2-16の障害支援（程度）区分認定者数は、18歳以上の障害のある人です。18歳未満の障害のある児童については、障害支援区分は設けていません。

障害福祉サービスのうち、図表3-2-17のサービスは該当する障害支援区分であれば受けることができます。訓練等給付など、図表3-2-17に該当しないサービスであっても、障害支援区分一次判定を受けなければなりません。

図表3-2-16 障害支援（程度）区分認定者数の推移



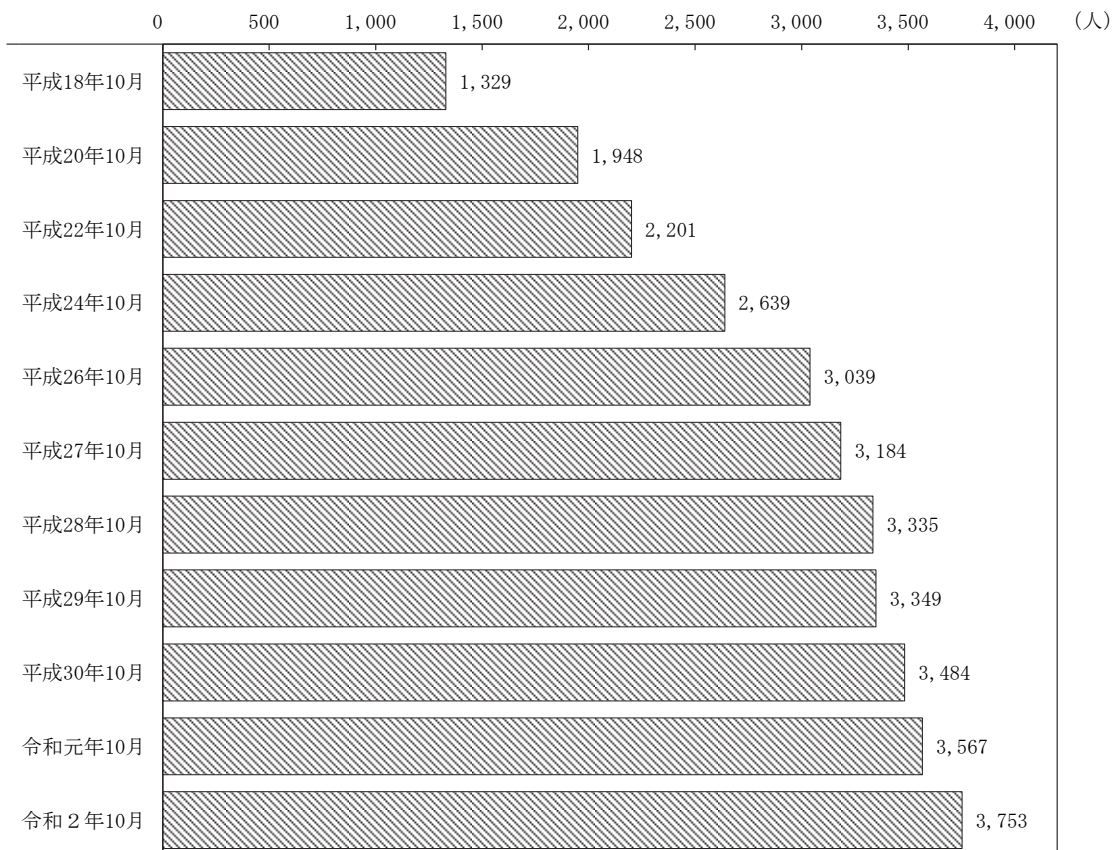
図表3-2-17 障害支援区分認定が必要なサービス

| サービス名 | 対象区分等 | サービス名 | 対象区分等 |
|------------|-------------------------------------|--------|--------------------|
| 居宅介護 | 区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上かつ該当条件あり） | 短期入所 | 区分1以上 |
| 重度訪問介護 | 区分4以上（他に該当条件あり） | 生活介護 | 区分3以上（50歳以上は区分2以上） |
| 同行援護 | 支援の度合いに応じて、区分認定が必要 | 療養介護 | 区分5以上（他に該当条件あり） |
| 行動援護 | 区分3以上（他に該当条件あり） | 施設入所支援 | 区分4以上（50歳以上は区分3以上） |
| 重度障害者等包括支援 | 区分6（他に該当条件あり） | | |

(2) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。図表3-2-18は障害福祉サービス支給決定者数の推移ですが、年々増加を続け、令和2年10月には3,753人になりました。

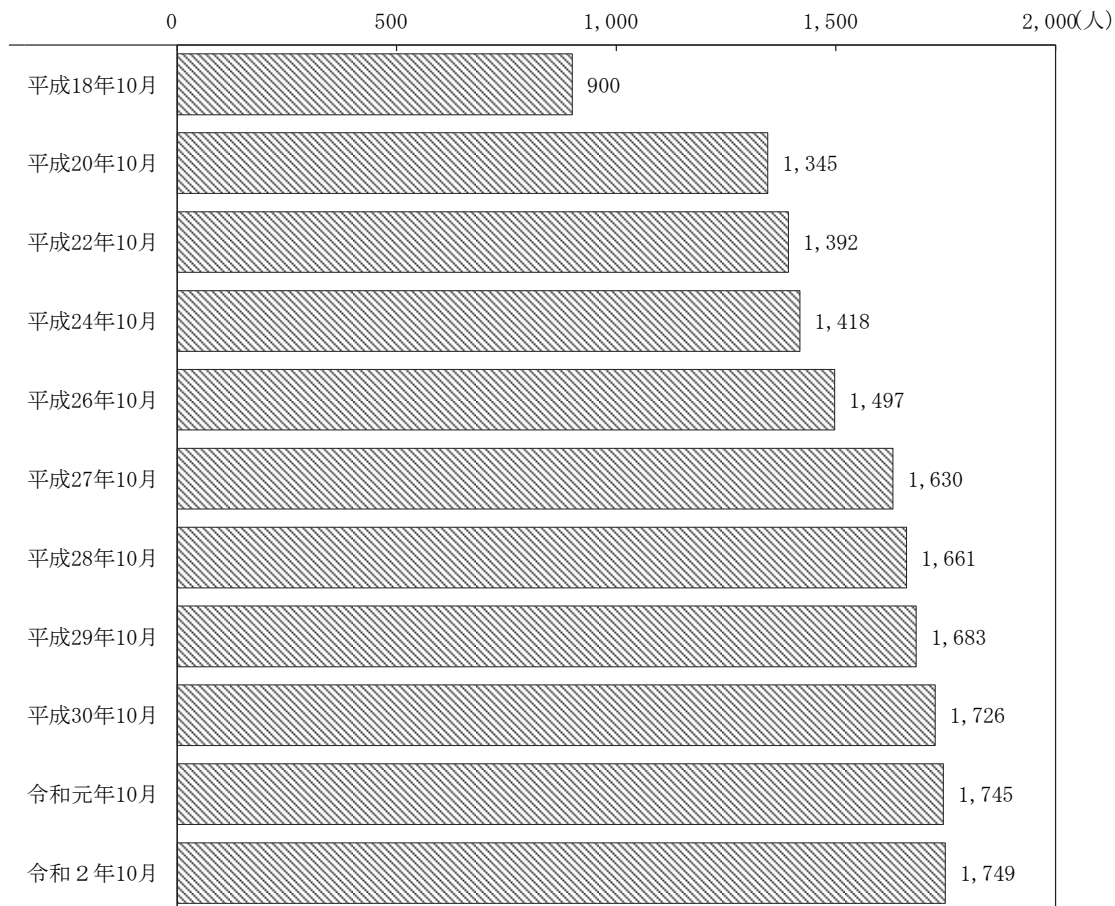
図表3-2-18 障害福祉サービス支給決定者数の推移



(3) 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業および訪問入浴サービスを利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。図表3-2-19は地域生活支援事業利用決定者数の推移ですが、障害福祉サービス支給決定者の5割弱となっています。

図表3-2-19 地域生活支援事業利用決定者数の推移

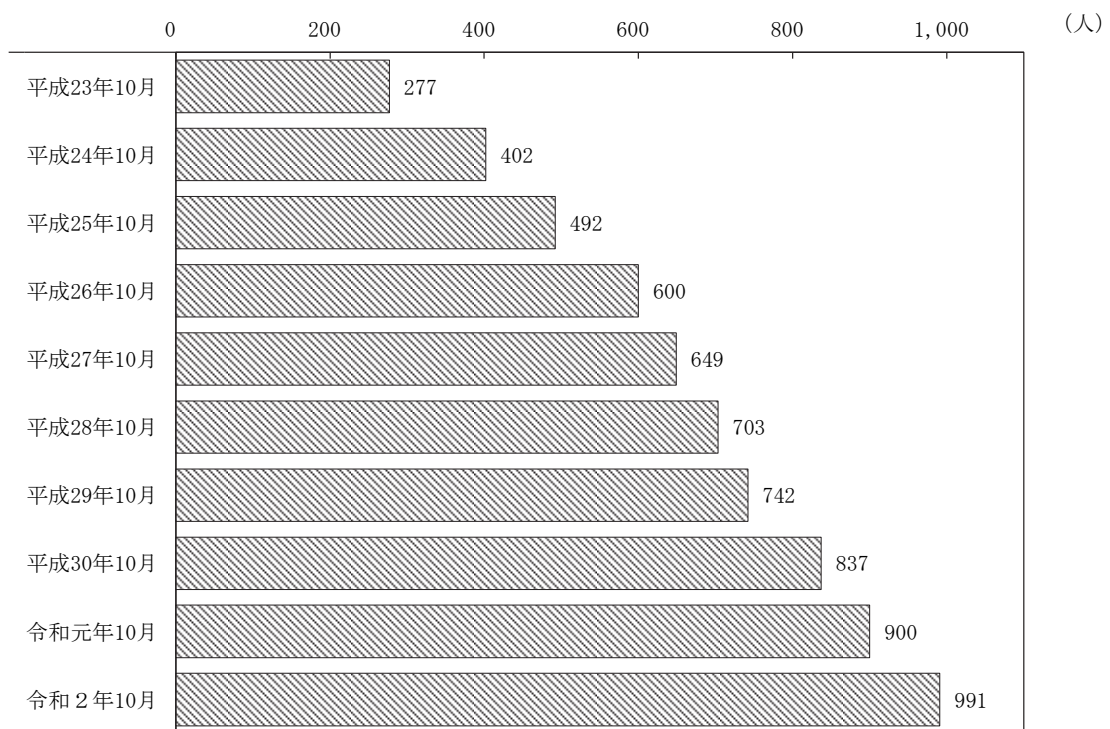


(4) 障害児支援支給決定者

前述したように、18歳未満の障害のある児童には障害支援区分は設けられていませんが、障害児通所支援等を利用しようとする場合には、市による支給決定を受けなければなりません。なお、本市は児童相談所を設置しているので、障害児入所給付の決定も行っています。

現在の制度が開始されてからの障害児支援支給決定者数の推移は図表3-2-20のとおりですが、令和2年10月の991人の7割近くが、放課後等デイサービスの利用児です。

図表3-2-20 障害児支援支給決定者数の推移



第2 障害のある人たちの世帯・居住状況

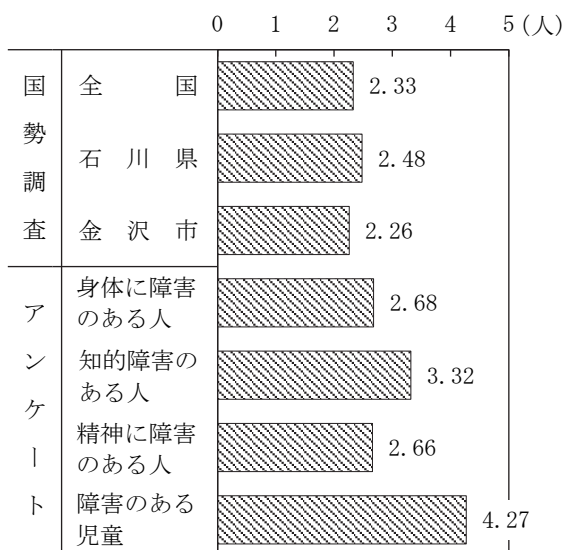
本項においては、令和元年10月から11月に身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・障害のある児童を対象に実施した「金沢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」（以下「アンケート」といいます。）を中心に、障害のある人たちの世帯・居住状況を把握します。

1 世帯人数

平成27年の国勢調査によると、全国の平均世帯人数は2.33人、金沢市の平均世帯人員は2.26人でした。これに対して、アンケートによる身体に障害のある人の世帯の平均人数は2.68人、知的障害のある人は3.32人、精神に障害のある人は2.66人と、かなり多くなっています（図表3-2-21）。

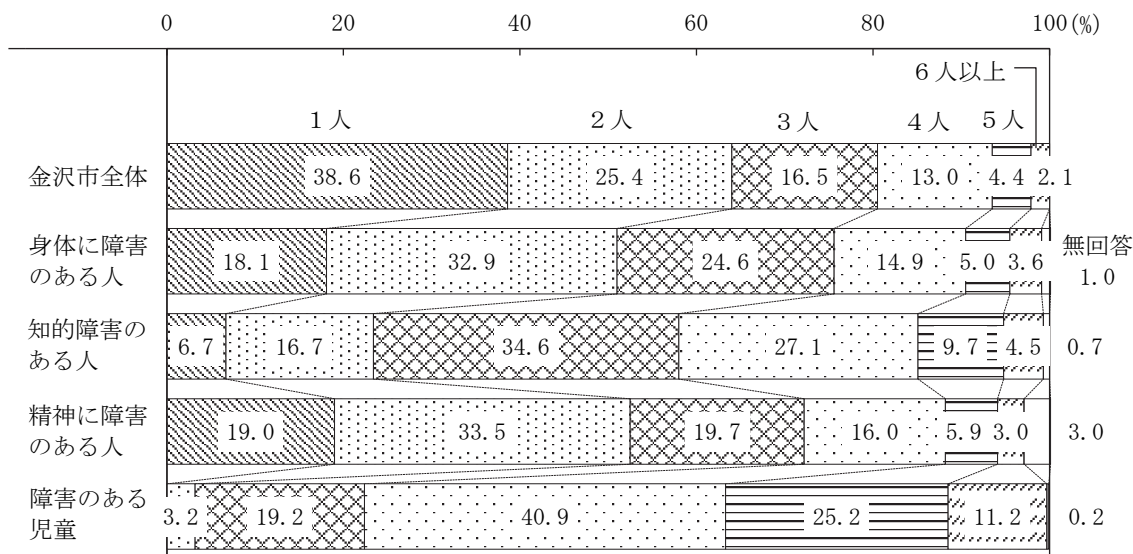
ひとり暮らしは、金沢市全体では38.6%に達していますが、身体に障害のある人の世帯は18.1%、知的障害のある人の世帯はわずか6.7%です（図表3-2-22）。

図表3-2-21 平均世帯人員



資料：「国勢調査」は平成27年10月実施

図表3-2-22 世帯人員

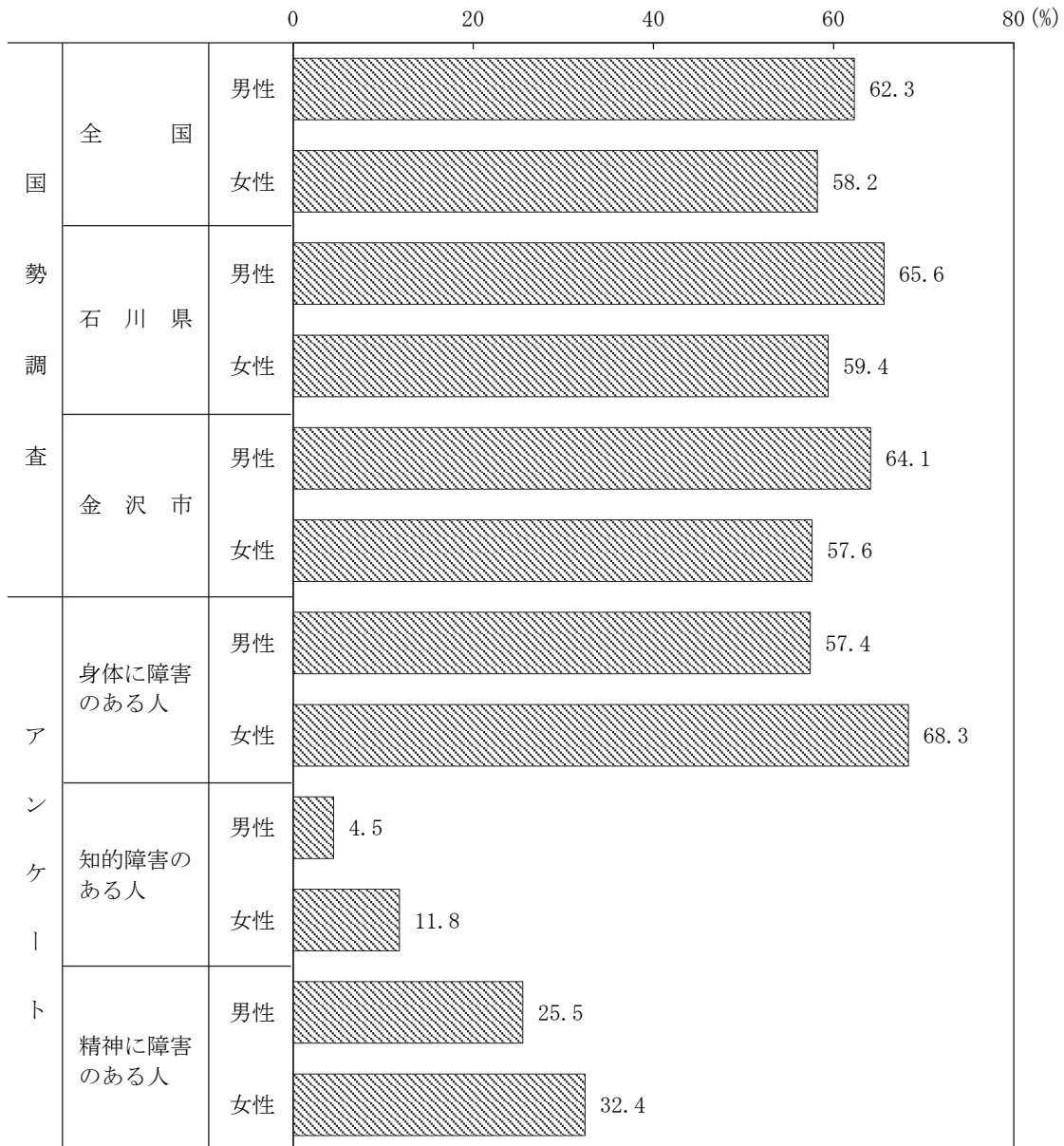


資料：「金沢市全体」は平成27年10月「国勢調査」

2 配偶者のいる率

図表3-2-23は、配偶者のいる率を国勢調査と比較したものです。調査対象者の年齢区分が若干違うことを考慮しても、身体に障害のある人は国勢調査並み、知的障害のある人および精神に障害のある人は極端に低くなっています。性別にみると、国勢調査の配偶者のいる率は女性より男性が高くなっており、アンケートは3障害とも男性より女性が高くなっています。

図表3-2-23 配偶者のいる率



(注) 1 アンケートは、「同居している配偶者」である。

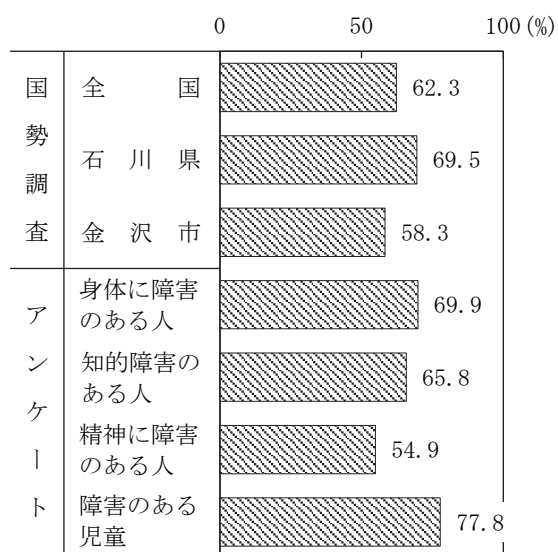
2 「全国」「知的障害のある人」「精神に障害のある人」は18歳以上、「身体に障害のある人」は18～64歳

資料：「国勢調査」は平成27年10月実施

3 持ち家率

図表3-2-24は、全国・石川県・金沢市とアンケートの持ち家率を比較したものです。石川県の持ち家率は、全国平均より高いのですが、金沢市の持ち家率は全国平均より低くなっています。持ち家率は、都市部ほど低くなる傾向があります。精神に障害のある人以外の持ち家率は、金沢市平均を上回っています。精神に障害のある人の持ち家率が低いのは、ひとり暮らしの比率が高く、借家（賃貸マンション・アパートを含む）やグループホームなどに住んでいる人が多いからです。

図表3-2-24 持ち家率



資料：「国勢調査」は平成27年10月実施

第3 障害のある人たちの雇用・就業の状況

障害者の雇用の促進等に関する法律において定められた雇用率は次のとおりであり、各企業、法人、機関はこの率以上の割合をもって障害のある人を雇用しなければならず、そうでない場合には一定の課徴金を支払うことになっています。精神に障害のある人については雇用義務はありませんが、雇用した場合は、身体に障害のある人あるいは知的障害のある人を雇用したものとみなされていましたが、平成30年4月1日からは、精神に障害のある人も雇用義務の対象に含まれ法定雇用率の算定基礎に加わりました。また、令和3年4月までには、さらに0.1%引き上げられることになっています。

| | | | |
|-----------------|-------|-------------|----------------------------|
| 民間企業（規模45.5人以上） | ----- | 2.2% (2.0%) | (注) () 内の率は、平成30年3月までの雇用率 |
| 国・地方公共団体・特殊法人等 | ----- | 2.5% (2.3%) | |
| 都道府県等の教育委員会 | ----- | 2.4% (2.2%) | |

雇用率の算定に当たっては、身体に重度の障害のある人および重度の知的障害のある人は1人の雇用をもって2人としてカウントされます。また、短時間労働者は1人を0.5人としてカウントされますが、短時間労働者のうち身体に重度の障害のある人および重度の知的障害のある人は、それぞれ1人としてカウントされることになっています。

1 民間企業の雇用状況

金沢公共職業安定所管内の令和元年6月1日現在の障害のある人の雇用数は2,418.5人、雇用率は2.31%でした。障害のある人を多く雇用している業種は、医療福祉業、製造業、サービス業、卸売・小売業ですが、この4業種は対象労働者数も他業種より多く、当然のことといえます。雇用率が高いのは、医療福祉業、運輸業・郵便業などです。反対に低いのは、建設業、卸売・小売業、情報通信業などです。法定雇用率2.2%を達成しているのは333社、未達成企業は305社で、達成率は52.2%となっています。企業規模別にみると、労働者数が45.5～100人未満の企業の雇用率が最も高く、300～500人未満の企業が最も低くなっています（図表3-2-25）。

雇用率の推移をみると、近年の法定雇用率の引き上げに伴って大幅に上昇しています。直近3年間の石川県と金沢市（金沢職安管内）の法定雇用率は、全国より高い率となっています（図表3-2-26）。

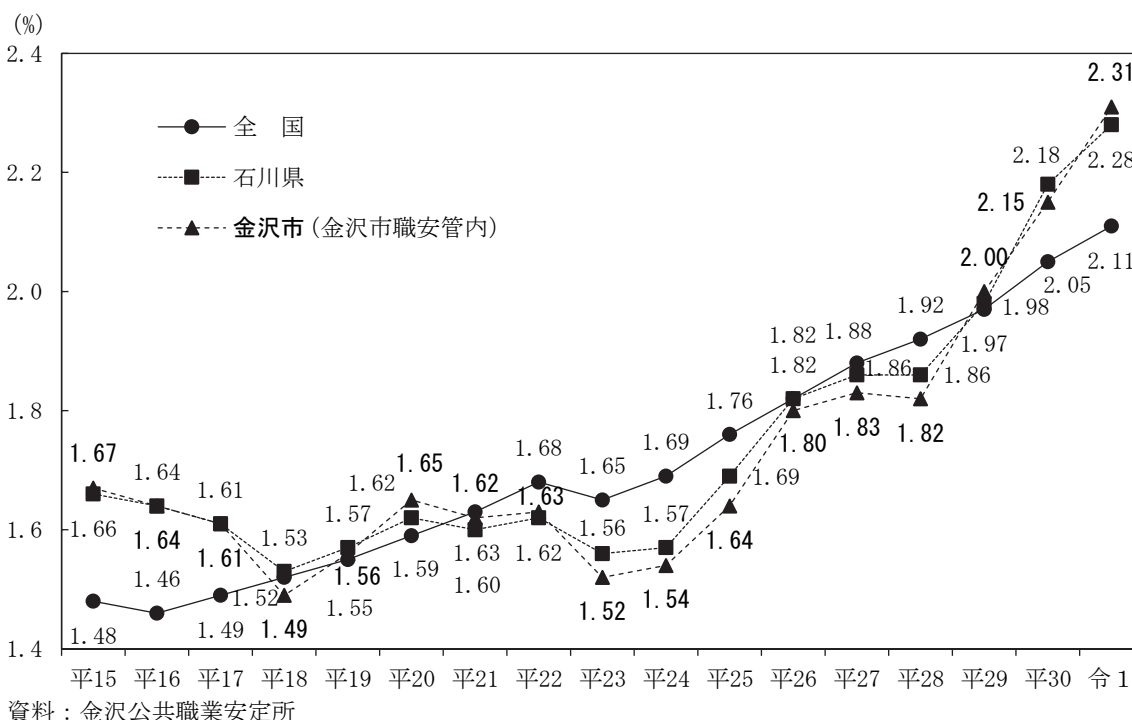
第3部 障害のある人々と施策等の現状

図表3-2-25 民間企業の障害のある人の雇用状況（令和元年6月1日現在）

| 産 業 | 対 象 企業数 | 対象労 働者数 | うち障害 のある人 | 雇用率 (%) | 達 成 企業数 | 未達成 企業数 | 達成率 (%) |
|---------------|------------|------------|--------------|------------|------------|------------|------------|
| 建 設 業 | 38 | 6,402.0 | 69.5 | 1.32 | 15 | 23 | 39.5 |
| 製 造 業 | 121 | 22,626.0 | 457.0 | 2.03 | 67 | 54 | 55.4 |
| 情 報 通 信 業 | 32 | 5,155.5 | 88.0 | 1.71 | 16 | 16 | 50.0 |
| 運 輸 業 ・ 郵 便 業 | 40 | 8,869.0 | 173.5 | 2.58 | 23 | 17 | 57.5 |
| 卸 売 ・ 小 売 業 | 142 | 20,223.0 | 326.5 | 1.62 | 63 | 79 | 44.4 |
| 金 融 ・ 不 動 産 業 | 28 | 6,168.0 | 111.5 | 1.81 | 11 | 17 | 39.3 |
| 医 療 福 祉 業 | 89 | 16,181.5 | 683.5 | 5.17 | 59 | 30 | 66.3 |
| サ ー ビ ス 業 | 135 | 22,938.0 | 448.0 | 2.02 | 71 | 64 | 52.6 |
| そ の 他 | 13 | 4,366.5 | 61.5 | 1.90 | 8 | 5 | 61.5 |
| 計 | 638 | 112,929.5 | 2,418.5 | 2.31 | 333 | 305 | 52.2 |
| 45.5～100人未満 | 338 | 22,712.0 | 575.5 | 2.61 | 173 | 165 | 51.2 |
| 100～300人未満 | 219 | 36,711.0 | 812.5 | 2.37 | 120 | 99 | 54.8 |
| 300～500人未満 | 46 | 17,309.5 | 309.5 | 1.97 | 20 | 26 | 43.5 |
| 500～1,000人未満 | 25 | 14,920.0 | 316.0 | 2.26 | 14 | 11 | 56.0 |
| 1,000人以上 | 10 | 21,277.0 | 405.0 | 2.16 | 6 | 4 | 60.0 |

(注) 1 調査対象：対象労働者45.5人以上の企業
 2 金沢職安管内（金沢市、かほく市、河北郡）の企業
 資料：金沢公共職業安定所

図表3-2-26 民間企業の障害のある人の実雇用率の推移（各年6月1日現在）



2 登録者の状況

令和元年6月末現在の金沢公共職業安定所に「障害者」として登録されているのは、身体に障害のある人2,572人、知的障害のある人および精神に障害のある人3,903人、合わせて6,475人です。そのうち、就業しているのは、身体に障害のある人1,603人、知的障害のある人および精神に障害のある人2,229人、合計3,832人であり、就業率はそれぞれ62.3%、57.1%、59.2%です。

図表3-2-27 登録者の状況（令和元年6月末現在）

| 登録 | 障害部位 | 性・程度 | 計 | 男性 | 女性 | 計のうち重度の障害のある人 |
|-------|-----------|---------------------------|-------|-------|-----|---------------|
| | | | | | | |
| 有効求職者 | 身体に障害のある人 | 計 | 428 | 249 | 179 | 200 |
| | | 1 視 覚 | 28 | 15 | 13 | 22 |
| | | 2～4 聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能 | 42 | 24 | 18 | 26 |
| | | 5. 6 上肢切断・機能 | 89 | 55 | 34 | 42 |
| | | 7. 8 下肢切断・機能 | 115 | 49 | 66 | 21 |
| | | 9 体幹機能 | 20 | 14 | 6 | 8 |
| | | 10. 11 脳病変による運動機能 | 3 | 1 | 2 | 1 |
| | | 12～17 心臓・じん臓・呼吸器・膀胱等・免疫・肝 | 131 | 91 | 40 | 80 |
| | | 計 | 923 | 537 | 386 | 18 |
| | | 知的障害のある人のその他 | 88 | 61 | 27 | 18 |
| 就業中の者 | 身体に障害のある人 | 計 | 1,603 | 1,039 | 564 | 758 |
| | | 1 視 覚 | 152 | 112 | 40 | 104 |
| | | 2～4 聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能 | 247 | 135 | 112 | 161 |
| | | 5. 6 上肢切断・機能 | 295 | 194 | 101 | 96 |
| | | 7. 8 下肢切断・機能 | 435 | 255 | 180 | 106 |
| | | 9 体幹機能 | 67 | 52 | 15 | 24 |
| | | 10. 11 脳病変による運動機能 | 57 | 42 | 15 | 27 |
| | | 12～17 心臓・じん臓・呼吸器・膀胱等・免疫・肝 | 350 | 249 | 101 | 240 |
| | | 計 | 2,229 | 1,435 | 794 | 257 |
| | | 知的障害のある人のその他 | 849 | 604 | 245 | 257 |
| 保留中の者 | 身体に障害のある人 | 計 | 541 | 371 | 170 | 248 |
| | | 1 視 覚 | 40 | 28 | 12 | 26 |
| | | 2～4 聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能 | 67 | 40 | 27 | 28 |
| | | 5. 6 上肢切断・機能 | 93 | 65 | 28 | 43 |
| | | 7. 8 下肢切断・機能 | 136 | 78 | 58 | 29 |
| | | 9 体幹機能 | 29 | 20 | 9 | 12 |
| | | 10. 11 脳病変による運動機能 | 4 | 3 | 1 | 2 |
| | | 12～17 心臓・じん臓・呼吸器・膀胱等・免疫・肝 | 172 | 137 | 35 | 108 |
| | | 計 | 751 | 406 | 345 | 28 |
| | | 知的障害のある人のその他 | 130 | 90 | 40 | 28 |

資料：金沢公共職業安定所

3 就職状況

令和元年度中に就職したのは、身体に障害のある人135人、知的障害のある人および精神に障害のある人453人、計588人です。就職先の業種で最も多いのは、その他であり、次いで卸売・小売業・飲食店・宿泊業です。また、職業別では、その他、事務などが多くなっています。

図表3-2-28 就職状況（令和元年度）

| 障害部位別 | 項目 | 部位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|----|-----|--------|------|--------|--------|-----------|--------|----------------|------------|--------|------------|------------|---------|----------|----------|-------------|---------|--------|--|
| | | 計 | 1 視覚 | 2 聴覚 | 3 平衡機能 | 4 音声言語 | 5 上肢切断 | 6 上肢機能 | 7 下肢切断 | 8 下肢機能 | 9 体幹機能 | 10 脳病変上肢機能 | 11 脳病変移動機能 | 12 心臓機能 | 13 じん臓機能 | 14 呼吸器機能 | 15 ぼうこう直腸機能 | 16 免疫機能 | 17 肝機能 | |
| 身体に障害のある人 | | 135 | 13 | 14 | - | 1 | 3 | 31 | 4 | 25 | 7 | - | - | 19 | 13 | - | 3 | 2 | - | |
| | 重度 | 69 | 10 | 10 | - | - | - | 16 | 1 | 4 | 3 | - | - | 11 | 12 | - | 1 | 1 | - | |
| 産業別 | 項目 | 産業 | | | | | | | | | | | | サービス業 | その他 | | | | | |
| | | 計 | 農・林・漁業 | 鉱業 | 建設業 | 製造業 | 電気・ガス・水道業 | 運輸・通信業 | 卸売・小売業・飲食店・宿泊業 | 金融・保険・不動産業 | その他 | | | | | | | | | |
| 身体に障害のある人 | | 135 | 1 | 2 | 13 | 10 | - | 10 | 24 | 7 | 13 | 55 | | | | | | | | |
| | 重度 | 69 | 1 | - | 6 | 5 | - | 4 | 14 | 3 | 7 | 29 | | | | | | | | |
| 知的障害のある人、精神に障害のある人 | | 453 | 1 | - | 11 | 46 | - | 22 | 72 | 9 | 66 | 226 | | | | | | | | |
| | 知的 | 84 | - | - | 1 | 10 | - | 5 | 23 | 2 | 5 | 38 | | | | | | | | |
| 職業別 | 項目 | 職業 | | | | | | | | | | | 生産工程 | その他 | | | | | | |
| | | 計 | 専門技術 | 管理 | 事務 | 販売 | サービス | 保安 | 農業・林業・漁業 | 運輸・建設 | その他 | | | | | | | | | |
| 身体に障害のある人 | | 135 | 16 | - | 34 | 3 | 20 | 2 | - | 17 | 11 | 32 | | | | | | | | |
| | 重度 | 69 | 12 | - | 20 | 1 | 9 | 1 | - | 7 | 6 | 13 | | | | | | | | |
| 知的障害のある人、精神に障害のある人 | | 453 | 28 | 1 | 83 | 19 | 55 | 4 | 5 | 13 | 55 | 190 | | | | | | | | |
| | 知的 | 84 | 2 | - | 2 | 6 | 7 | 2 | - | 8 | 8 | 49 | | | | | | | | |

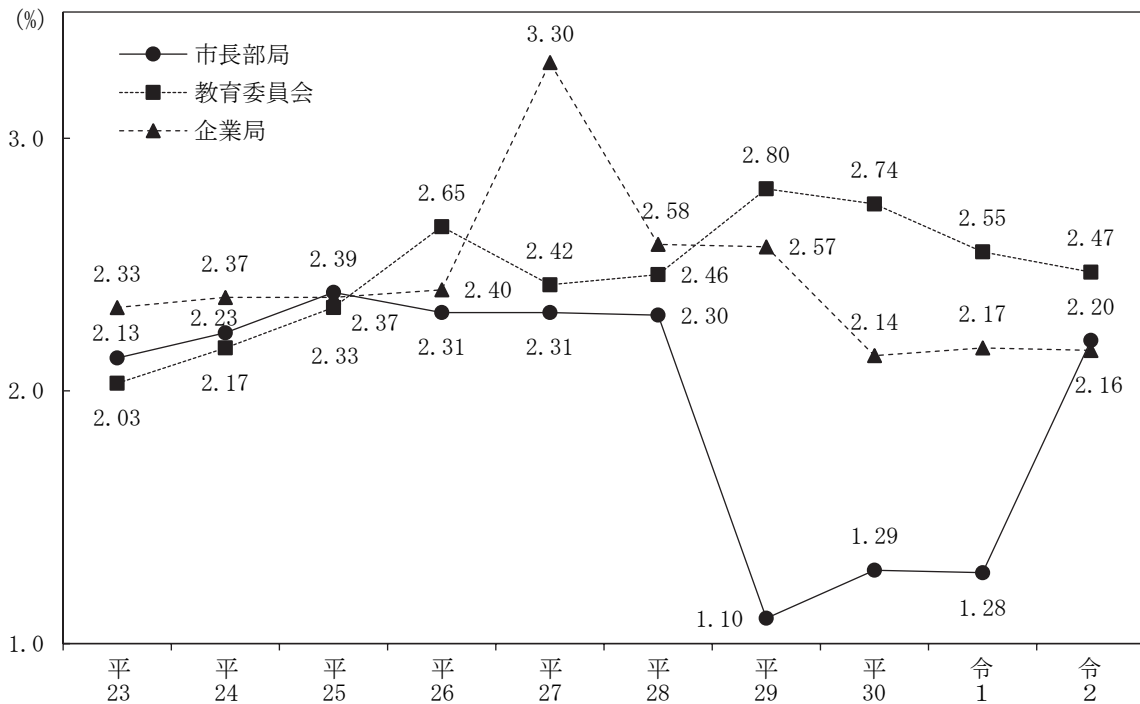
資料：金沢公共職業安定所

4 本市の雇用状況

法定雇用率の達成に向け、令和元年から正規職員採用試験の一部要件を撤廃し、障害種別についても身体に障害のある人に加えて、知的障害のある人または精神に障害のある人も対象とした試験を実施するとともに、新たに非常勤職員（会計年度任用職員）を対象とした採用試験も実施した結果、市長部局の令和2年の実雇用率が2.20%まで上昇しました。

また、障害者理解促進研修の実施やWeb日報システムの利用等により、採用後の定着支援に向けた取組みを行っています。

図表3-2-29 金沢市の障害のある人の雇用率の推移（各年6月1日現在）



図表3-2-30 金沢市の障害のある人の雇用状況（令和2年6月1日現在）

| 区分 | 法定雇用率 | 雇用すべき障害者数① | 実雇用率 | 障害者数② | 過不足(②-①) |
|----------------|-------|------------|-------|-------|----------|
| 市長部局 (病院含む) | 2.50% | 56人 | 2.20% | 50人 | ▲6人 |
| 教育委員会 | 2.40% | 14人 | 2.47% | 15人 | 1人 |
| 企業局 | 2.50% | 5人 | 2.16% | 5人 | 0人 |

第3章 各種サービス等の状況

I とともに生きる

1 住 宅

(1) 障害のある人向け公営住宅

本市内には、次表のような障害のある人向けの公営住宅があります。

なお、市営住宅で、車いす利用者向け住宅19戸のうち9戸、身体障害者手帳1～4級向け住宅12戸のうち7戸がシルバーハウジングに併設され、生活援助員が1日1回の安否確認や生活相談に応じています。

図表3-3-1 障害のある人向け住宅（令和2年4月1日現在）

| 主 体 | 種 類 | 戸 数 | 入居者数 | タ イ プ |
|-----|-----------------|-----|------|--|
| 金沢市 | 車いす利用者向け | 19戸 | 22人 | 1LK5戸、2DK4戸、2LDK4戸、3DK6戸 |
| | 身体障害者手帳1～4級の人向け | 12 | 20 | 2LDK9戸、3DK3戸 |
| 石川県 | 車いす利用者向け | 77 | 101 | 1DK6戸、1LDK33戸、2DK6戸、2LDK24戸、3DK4戸、3LDK4戸 |

(注) 石川県については、県全体の数

(2) 金沢福祉用具情報プラザ（住宅改修モデル展示）

住宅改修をするにあたり、廊下や扉の幅、手すりやスイッチの高さなど、どのくらいが適当で、どのような工夫ができるのか等、日常生活を快適にするいろいろなことを体験することができます。また、専門職員による住宅改修についてのアドバイス、自宅へ訪問しての相談も実施しています。

図表3-3-2 バリアフリーな住生活の改善出張相談件数

単位：件

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 件 数 | 24 | 14 | 6 | 3 | 3 |

(3) 身体に障害のある人の住まいづくり助成

身体に障害のある人が自立した日常生活を過ごせるように住居を整備する場合に、その資金の一部を助成するものです。助成制度の対象は、身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹部）所持者および3級所持者の一部で、助成限度額は、生活保護世帯は100万円（助成率

100%)、所得税または市民税非課税世帯は70万円（助成率90%）、所得税額5万円以下の世帯は50万円（助成率70%）です。

図表3-3-3 身体に障害のある人の住まいづくり助成実績

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件 数 (件) | 66 | 66 | 49 | 62 | 60 |
| 助成総額 (千円) | 19,555 | 20,805 | 15,752 | 17,040 | 18,340 |

(注) 件数および助成総額には高齢者分を含む。所得税または市民税の対象となる所得は、7月から12月受付分は前年分、1月から6月受付分は前々年分です。

2 金沢市障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法第17条に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、行政・教育・福祉・事業者・法曹関係者で構成する金沢市障害者差別解消支援地域協議会を平成29年3月に設置しました。

図表3-3-4 金沢市障害者差別解消支援地域協議会開催状況
単位：回

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|-------|
| 専 門 委 員 会 | 2 | 2 | 2 |

3 権利擁護

(1) 成年後見制度

成年後見制度では、できる限り利用者本人の判断能力を生かし、自立した生活ができるよう、従来の禁治産・準禁治産制度を改めた「法定後見制度」と自分自身の意思であらかじめ任意後見人を選任できる「任意後見制度」が定められ、今までよりも軽度の認知症高齢者・知的障害のある人・精神に障害のある人にも柔軟な対応が可能となりました。

成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施しています。令和2年10月末現在の利用は16件です。

なお、金沢市では、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会（市社協）内に「金沢権利擁護センター」を設置し、障害や認知症などにより判断能力が低下した人を対象とする成年後見制度の利用に関する相談・支援や権利擁護に関する人材の育成などを行っています。

図表3-3-5 成年後見制度の利用に関する相談・支援の件数（市社協）

単位：件

| 対象者 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 知的障害のある人 | 109 | 126 | 107 | 57 | 70 |
| 精神に障害のある人 | 94 | 55 | 77 | 29 | 72 |

(2) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）

判断能力が不十分な人が安心して生活を送れるよう、本人と社会福祉協議会の契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業が実施されています。実施主体は県社会福祉協議会で、直接の支援は市社会福祉協議会が行っています。令和2年3月末現在、本市における契約人数は、114人（うち、障害のある人は67人）です。

図表3-3-6 日常生活自立支援事業の利用者数

単位：人

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数 | 139 | 145 | 124 | 105 | 114 |

4 虐待の防止

障害者虐待防止法に定められている市町村障害者虐待防止センターの機能は、市障害福祉課が担当しており、虐待に関する通報や相談等に対応するとともに、障害者虐待の防止および養護者に対する支援に関する広報や啓発活動を行っています。令和元年度の障害者虐待に関する相談・通報件数は34件あり、そのうち13件を虐待と判断しました。

5 防災・安全対策

(1) 災害時要援護者援助計画

金沢市地域防災計画は、金沢市の地域における震災・風水害等の災害に係る金沢市および防災関係機関の処理すべき事務または業務に関して総合的な対策を定め、市民の生命、財産を各種災害から守る対策を総合的、計画的に実施することを目的としています。金沢市では、平成23年に発生した東日本大震災からの教訓等を踏まえ、震災対策計画、風水害等災害対策計画および事故災害対策計画の見直しを実施し、新たに原子力災害対策計画を作成しました。この金沢市地域防災計画は、「総論編」「計画編」に分けられています。

この計画は、地震や一般災害が発生した場合に実施すべき災害対策を定めており、障害のある人や高齢者等の災害時要援護者援助計画については、計画編 第1編「震災対策計画」および第2編「風水害等災害対策計画」にそれぞれ「要配慮者の安全確保」として述べられています。

なお、障害のある人への対応は次のとおりです。

- ①避難所、仮設住宅での巡回ケア
- ②社会福祉施設への緊急一時入所措置(ショートステイ)と特例的(定員外)入所措置の実施
- ③公共宿泊施設への緊急一時受入れ措置の実施
- ④近隣の社会福祉施設等の広域緊急一時入所措置(ショートステイ)の要請
- ⑤ホームヘルパー等の在宅訪問ケア
- ⑥入浴サービスの実施…社会福祉施設の開放
- ⑦障害のある人向けの応急仮設住宅の設置、仮設住宅への優先入居
- ⑧手帳、補装具、日常生活用具の再給付
- ⑨FAX、インターネット、テレビ電話、文字放送機器の設置
- ⑩手話通訳や点字による情報提供

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年4月1日に施行されたことにより、市町村には避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

さらに本市では、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等につなげるため、平成31年3月に金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定しました。これらの規定に基づき、高齢者や障害のある人などのうち、災害時に支援が必要と思われる人について、避難行動要支援者名簿を作成しています。

避難時の誘導や補助などの支援を希望する人が、登録された情報を平常時から地域の避難支援等関係者(自主防災組織(町会を含む)、民生委員、地区社会福祉協議会、消防分団)へ提供することについて同意することで、日頃からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導などに役立っています。また、不同意の意思が明示されなかったときも、条例の規定により、名簿情報の提供に同意されたものとみなします。

避難行動要支援者は、高齢者(75歳以上のひとり暮らしの人、75歳以上の高齢者のみの世帯の人)、要介護認定者(要介護状態区分が要介護3以上の人)、障害のある人(身体障害者手帳の上肢、体幹、視覚、聴覚の障害が1・2級の人、身体障害者手帳の下肢の障害

が1～3級の人、療育手帳Aを所持する人) などです。

また、令和2年3月に新たなマニュアルとして避難行動支援者名簿活用ガイドブックを作成・配布し、説明会を随時行うなど、地域の避難支援等関係者等に対して説明を進めています。

このマニュアルでは、それぞれの地域の実情に応じて、安全な避難経路の確認、防災避難支援マップの作成、避難行動要支援者ごとの個別避難支援計画の作成や避難訓練の実施など平常時の取り組みについて示しており、地区における計画作成を進めていくこととしています。

(3) 福祉避難所

平成23年度に災害時に指定避難場所での生活が困難な高齢者や障害のある人が安心して避難生活を送れるよう、二次的避難所である福祉避難所の検討会を立ち上げ、検討を行い、福祉避難所の開設・運営の方針を作成しました。平成24年度以降、各施設と協定締結を行っており、令和2年10月現在、災害時における福祉避難所の開設運営に関する協定を89施設（うち障害福祉施設等は、15施設）と締結しています。

今後も引き続き、対象となる事業者と福祉避難所に係る協定の締結を進めていくとともに、協定締結施設向けの研修会の開催や資機材の整備を支援するなど、各施設等と十分に連携し、適切な対応を図ります。

(4) 緊急通報装置の給付

在宅の重度の障害のある人の世帯の不安等の解消を図るために、ペンダント式緊急通報装置を給付しています。対象世帯は、1～2級の身体に障害のある人のいる世帯であって、同居者は1～3級の身体に障害のある人または65歳以上の高齢者（65歳未満の健常者を含む世帯は除きます。）です。

図表3-3-7 緊急通報装置受信委託状況

単位：台

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 委託台数 | 31 | 25 | 26 | 27 | 26 |

(5) Net119

平成26年11月9日にNet119の運用を開始しました。Net119とは、聴覚・音声・言語・そしゃく機能に障害のある人が携帯電話やスマートフォンからインターネットに接続し、消防車や救急車を要請することができるシステムです。本システムの対象エリアは、金沢市、かほく市、津幡町および内灘町であり、令和2年10月現在110人が登録しています。

6 在宅生活支援サービス

(1) 居宅介護

障害者総合支援法の障害福祉サービスとして位置づけられている居宅介護は、障害のある人が自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けられるサービスで、「身体介護」と「家事援助」および「通院介助」等を合わせたサービスです。利用者数は年々増加しています。

図表 3-3-8 居宅介護の利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利 用 者 数 (人) | 497 | 543 | 550 | 587 | 601 |
| 利用延時間数 (時間/月) | 11,256 | 11,471 | 11,827 | 13,257 | 13,493 |

(2) 重度訪問介護

障害者総合支援法の障害福祉サービスとして位置づけられている重度訪問介護は、重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは重度の精神障害のため行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人が、自宅で見守りを含む長時間にわたる介護（身体介護・家事援助）と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。利用者数、利用延時間数とも増加傾向にありましたが、令和元年度は減少しました。

図表 3-3-9 重度訪問介護の利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利 用 者 数 (人) | 13 | 14 | 16 | 17 | 14 |
| 利用延時間数 (時間/月) | 877 | 1,059 | 1,887 | 1,883 | 1,013 |

(3) 行動援護

障害者総合支援法の障害福祉サービスとして位置づけられている行動援護は、知的障害または重度の精神障害により、行動上著しい困難を有する人（危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援助を必要とする人）であって、常に介護を要する人が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護や排せつ・食事の介護など必要な援助を受けられるサービスです。この5年間の利用者数は、各年20人程度となっています。

図表3-3-10 行動援護の利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数(人) | 20 | 23 | 19 | 23 | 21 |
| 利用延時間数(時間/月) | 339 | 359 | 254 | 275 | 325 |

(4) 短期入所

障害者総合支援法の障害福祉サービスとして位置づけられている短期入所は、自宅で介護を行う人の病気などの理由により、短期間、夜間も含めて、施設で入浴、排せつや食事の介護等を受けられるサービスです。短期入所は、障害者支援施設等が行う「福祉型」と、病院・診療所・介護老人保健施設が行う「医療型」があります。

図表3-3-11 短期入所の利用状況

| 区 分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 延利用者数(人/月) | 福祉型 | 216 | 221 | 204 | 189 | 188 |
| | 医療型 | 17 | 18 | 23 | 29 | 27 |
| 利用延日数(日/月) | 福祉型 | 623 | 816 | 938 | 772 | 766 |
| | 医療型 | 65 | 122 | 135 | 143 | 164 |

7 入居施設

(1) グループホーム

共同生活援助（グループホーム）とは、共同生活を行う住居に入居している人が、主として夜間において、共同生活を行う住居で行われる相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を受けられるサービスです。

令和元年10月現在、グループホーム利用者は425人、そのうち知的障害のある利用者は224人、精神に障害のある利用者は180人、身体に障害のある利用者は21人となっています。

図表3-3-12 グループホーム利用状況

単位：人

| 区 分 | 平成27年10月 | | | 平成28年10月 | | | 平成29年10月 | | | 平成30年10月 | | | 令和元年10月 | | |
|------|----------|------|------|----------|------|------|----------|------|------|----------|------|------|---------|------|------|
| | 知的障害 | 精神障害 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 身体障害 |
| 利用者数 | 151 | 138 | 16 | 151 | 149 | 16 | 185 | 150 | 18 | 202 | 177 | 22 | 224 | 180 | 21 |

(2) 福祉ホーム事業

福祉ホームは、現に住居を求めている障害のある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援することを目的とします。福祉ホーム事業は、平成18年10月から障害者自立支援法の地域生活支援事業としており、福祉ホームは市内に2か所あります。

図表3-3-13 福祉ホーム利用状況

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数 | 7 | 6 | 7 | 7 | 6 |

(3) 施設入所支援

障害者支援施設に入居する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受けられるサービスです。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入居者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づくすべての入所施設は、平成24年度までに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設に移行しました。なお、新体系へ移行前の入所施設のサービスを「旧法施設支援（入所）」といたします。

図表3-3-14 施設入所支援利用状況

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数 | 453 | 458 | 451 | 455 | 446 |

(4) 自立生活援助

施設入所支援やグループホームを利用していた人達を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスで、平成28年6月に公布された障害者総合支援法の改正により新設されました。施行は平成30年度からでしたが、平成30年度の利用はなく、令和元年度は1人の利用があったのみです。

8 福祉機器

(1) 金沢福祉用具情報プラザ

金沢福祉用具情報プラザは、身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を通じ、障害のある人や高齢者等の社会・日常生活における自立の促進を図ることを目的に、平成14年6月1日に開館しました。事業内容等は以下のとおりです。

- ①福祉用具と住宅改修モデルの展示
- ②専門職員による福祉用具や住宅改修などの相談、訪問相談
- ③福祉用具や住宅改修の最新情報の提供
- ④福祉用具や住宅改修などの研修の開催
- ⑤イベントなどの開催とサークル活動や各種教室などの支援

図表3-3-15 金沢福祉用具情報プラザ展示福祉用具（令和2年4月現在）

| 区 分 | 代 表 的 な 用 具 | 点 数 |
|---------------|--------------------------------------|-----|
| 治 療 訓 練 用 具 | 投薬ケース、褥瘡予防マットレス、褥瘡予防クッション | 56 |
| 義 肢 ・ 装 具 | 腰椎コルセット、上肢支持バランス | 5 |
| パーソナルケア関連用具 | 衣服、下着、トイレ用具、おむつ、入浴用具など | 345 |
| 移 動 機 器 | 車いす、電動四輪車、歩行器・歩行車、杖、移動用リフト | 416 |
| 家 事 用 具 | 調理器具、箸、スプーン、皿など | 95 |
| 家具・建具、建築整備 | 電動ベッド、シート、テーブル、いすなど | 136 |
| コミュニケーション関連用具 | 視覚障害者用時計、拡大読書器、認知症高齢者徘徊感知器、受話音増幅装置など | 82 |
| 操 作 用 具 | 環境制御装置、スイッチ、回転ハンドルなど | 64 |
| レクリエーション用具 | 園芸用具、スポーツ用具、玩具など | 6 |

(2) 補装具（車いす、補聴器等）の交付・修理

障害者総合支援法に基づく身体の機能障害を補う必要のある場合に交付または修理する補装具は、下肢装具、補聴器、車いすなどが多く交付・修理されています。

図表3-3-16 補装具の交付・修理実施状況

単位：件

| 区 分 | | 平成27年 | | 平成28年 | | 平成29年 | | 平成30年 | | 令和元年 | |
|--------------|---------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|------|-----|
| | | 交付 | 修理 | 交付 | 修理 | 交付 | 修理 | 交付 | 修理 | 交付 | 修理 |
| 義 肢 | 義 手 | 2 | 2 | 6 | - | 3 | - | 4 | - | 8 | - |
| | 義 足 | 13 | 22 | 18 | 25 | 13 | 18 | 10 | 21 | 10 | 20 |
| 装 具 | 下 肢 | 63 | 17 | 61 | 14 | 44 | 13 | 46 | 21 | 82 | 16 |
| | 靴 型 | 7 | 1 | 4 | 4 | 4 | 2 | 6 | 1 | 8 | - |
| | 体 幹 | 1 | 1 | 3 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 上 肢 | 1 | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - |
| 座 位 保 持 装 置 | | 32 | 42 | 34 | 44 | 31 | 44 | 31 | 42 | 27 | 51 |
| 盲 人 安 全 つ え | | 26 | 1 | 27 | - | 23 | - | 22 | - | 29 | - |
| 義 眼 | | 8 | - | 4 | - | 4 | - | 7 | - | 8 | - |
| 眼 鏡 | 矯 正 眼 鏡 | 6 | - | 3 | 2 | 3 | - | 3 | - | 7 | - |
| | 遮 光 眼 鏡 | 16 | - | 11 | - | 15 | - | 13 | 2 | 14 | - |
| | 弱 視 眼 鏡 | 2 | - | - | - | 1 | 1 | - | - | 2 | - |
| 補聴器 | 高度難聴用ポケット型 | 12 | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 | 3 | - | 1 | - |
| | 高度難聴用耳掛け形 | 56 | 27 | 64 | 26 | 48 | 22 | 65 | 22 | 48 | 23 |
| | 重度難聴用ポケット型 | 2 | 2 | 5 | 2 | 3 | - | 3 | 2 | 1 | 2 |
| | 重度難聴用耳掛け形 | 45 | 42 | 31 | 31 | 58 | 28 | 21 | 27 | 33 | 27 |
| | 耳あな型（レディメイド） | 1 | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - |
| | 耳あな型（オーダーメイド） | 2 | 1 | 5 | 1 | 2 | 2 | 8 | 1 | 2 | 4 |
| | 骨導式ポケット型 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 骨導式眼鏡型 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 車いす | 普 通 型 | 36 | 129 | 19 | 107 | 15 | 113 | 34 | 106 | 16 | 97 |
| | そ の 他 | 35 | 29 | 17 | 29 | 9 | 25 | 21 | 35 | 17 | 20 |
| 電 動 車 い す | | 9 | 99 | 6 | 66 | 10 | 61 | 5 | 65 | 8 | 64 |
| 座 位 保 持 い す | | 8 | - | - | - | - | 1 | 3 | - | 9 | - |
| 起 立 保 持 具 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 歩 行 器 | | 8 | 1 | 6 | 1 | 4 | 2 | 9 | 2 | 7 | 1 |
| 頭 部 保 持 具 | | 7 | - | - | - | - | - | 1 | - | 1 | - |
| 排 便 補 助 具 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 歩 行 補 助 つ え | | 3 | - | 13 | - | 5 | - | 7 | - | 6 | - |
| 重度障害者用意思伝達装置 | | - | 1 | 3 | 1 | 2 | - | 4 | - | 1 | 1 |
| 計 | | 401 | 418 | 343 | 354 | 301 | 333 | 326 | 347 | 345 | 326 |

(3) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度の障害のある人の日常生活を容易にするため、特殊寝台、入浴補助用具などの給付等を行う身体障害者福祉法および児童福祉法で定められていた日常生活用具給付等事業は、平成18年度から障害者自立支援法の地域生活支援事業に移行しました。その実績は、図表3-3-17のとおり、ストマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

図表3-3-17 日常生活用具給付件数の実績

単位：件／月

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 介護・訓練支援用具 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| 自立生活支援用具 | 4 | 4 | 6 | 5 | 5 |
| 在宅療養等支援用具 | 4 | 3 | 6 | 7 | 3 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 8 | 5 | 7 | 8 | 9 |
| 排泄管理支援用具 | 853 | 806 | 766 | 993 | 1,063 |
| 居宅生活動作補助用具 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(4) ねたきりの重度の障害のある人の紙おむつ支給

ねたきりの重度の障害のある人に紙おむつを支給することにより、衛生を保つとともに介護にあたる家族の経済的負担の軽減を目的としています。1日あたりの給付枚数は、パンツ型2枚、平型5枚で、所得制限があります。

図表3-3-18 ねたきりの重度の障害のある人の紙おむつ支給状況

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 支給人数 | 31 | 27 | 27 | 24 | 22 |

9 ボランティア活動

(1) 金沢ボランティア大学校

ボランティアに関する基本や幅広い視野を身につけ、継続的なボランティアとして活躍できる人を養成することを目的として、公益社団法人金沢ボランティア大学校が中央公民館彦三館内に設置され、福祉、国際交流、観光、環境など8コースを実施しています。

図表3-3-19 金沢ボランティア大学校入学生の推移

単位：人

| 区分 | こども福祉 | 高齢者福祉 | 歴史遺産 | 国際交流 | 文化 | 観光 | 環境 | 地域づくり | 計 |
|--------|-------|-------|------|------|----|----|----|-------|-----|
| 平成28年度 | 41 | 17 | 45 | 45 | 44 | 45 | 32 | 19 | 288 |
| 平成29年度 | 35 | 26 | 45 | 38 | 45 | 45 | 25 | 18 | 277 |
| 平成30年度 | 28 | 23 | 45 | 43 | 45 | 45 | 18 | 15 | 262 |
| 令和元年度 | 29 | 26 | 40 | 39 | 40 | 40 | 22 | 12 | 248 |
| 令和2年度 | 11 | 10 | 25 | 16 | 25 | 25 | 15 | 24 | 151 |

(注) 令和2年度開講コースに基づき記載

(2) 研修・講座施設（金沢市松ヶ枝福祉館）

福祉のまちづくりを推進する拠点施設として、障害のある人・高齢者・児童の自主的・創造的な活動の推進、福祉・保健に関する相談・支援活動の実施や研修会等の開催、ボランティアの養成や各福祉団体との連携を図ることなどを目的として設置したものです。福祉・保健相談室、会議室、生きがい活動室、日常生活訓練室などを備えているほか、金沢市社会福祉協議会や金沢市身体障害者団体連合会などの福祉関係団体の事務所も入館しています。

(3) ボランティア団体

福祉ボランティア活動を行っている市民のために、金沢市社会福祉協議会が「ボランティアセンター」を設置しています。ボランティアセンターでは、ボランティアの登録や活動のあっせんを行っており、令和2年3月現在、ボランティア団体として登録しているのは329団体、登録人員は個人登録を合わせて15,122人となっています。

図表3-3-20 ボランティア登録団体・登録人員の推移

| 区 分 | グループ登録 | | 個人登録 | 登録人数計 |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| | 団体数 | 人数 | 人数 | |
| 平成27年度 | 287団体 | 15,890人 | 3,172人 | 19,062人 |
| 平成28年度 | 301 | 16,551 | 3,491 | 20,042 |
| 平成29年度 | 317 | 16,189 | 3,141 | 19,330 |
| 平成30年度 | 304 | 10,990 | 3,252 | 14,242 |
| 令和元年度 | 329 | 11,628 | 3,494 | 15,122 |

(注) 年度末現在

(4) 障害者団体

障害のある人やその家族が自主的に結成し運営している団体のうち、市と連携を図りながら活動している団体には、次表のものが 있습니다。これらの団体の活動は、ともすれば社会的な活動への参加が不足しがちな障害のある人の生活において、共通の問題や課題に対処するという側面ばかりでなく、ふれあいの場、交流の場となっています。

図表3-3-21 障害者団体

| 団 体 名 | 人 数 | 団 体 名 | 人 数 |
|-------------------|------|--------------------|------|
| 金沢手をつなぐ親の会 | 600人 | 金沢市聴力障害者福祉協会 | 140人 |
| 金沢市身体障害者団体連合会 | 600 | 石川県自閉症協会 | 103 |
| 石川県肢体不自由児協会金沢支部 | 110 | 金沢市精神障害者家族会 | 80 |
| 石川県筋ジストロフィー協会金沢支部 | 10 | 日本てんかん協会石川県支部 | 64 |
| 石川県脊髄損傷者協会金沢支部 | 20 | 日本リウマチ友の会石川支部 | 100 |
| 金沢市視覚障害者協会 | 170 | 金沢市脳卒中リハビリテーション友の会 | 40 |

(注) 令和2年4月1日現在

(5) 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目的とした民間組織です。市内の福祉団体や市民団体、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、社会福祉施設、ボランティア団体などにより組織され、社会福祉に関する調査研究および協議、広報、地区社協・民生委員児童委員・ボランティア等への活動支援、障害のある人等への支援事業などを行っています。障害のある人に関連する事業として次のものが 있습니다。

- ・金沢障害者就業・生活支援センター事業および障害者雇用定着促進事業の実施

- ・日常生活自立支援事業の実施
- ・車いす利用者の移送サービス（メルシーキャブサービス）の実施
- ・社会就労センター（セルプ）等の障害のある人の関連施設の手作り製品を展示・販売する福祉ショップ「いきいきギャラリー」の運営
- ・地域活動支援センター事業の実施
- ・金沢福祉用具情報プラザの運営
- ・障害児・者福祉施設連絡会の運営
- ・まちぐるみ福祉活動推進事業（支援を必要とする人の見守りネットワーク）
- ・ボランティアセンターの運営
- ・ノーマライゼーション理念の普及（ふれあいコンサート・福祉のつどいの開催等）

(6) 善隣館

善隣館とは、昭和9年に金沢市野町方面委員部常務委員の安藤謙治氏によって開設された「第一善隣館」を発端として、金沢市方面委員・民生委員によって、市内19か所に、地域住民に対する社会事業と社会教育を行うための「拠点施設」として設立された隣保館です。各時代のニーズに応じて、託児所、授産所、診療所などの経営や各種相談事業、さらには、児童クラブやデイサービス事業などを運営して、今日に至っています。現在、社会福祉法人の11館が運営しています。

(7) 公益財団法人金沢健康福祉財団

地域包括ケアシステムおよび地域医療の推進を図るため、医療および福祉サービスの提供ならびに健康教育の普及啓発を行うことにより、医療および福祉に関する総合的なサービス向上を図り、市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的に、平成31年4月、金沢総合健康センターと金沢市福祉サービス公社を母体とする金沢健康福祉財団が設立されました。

金沢健康福祉財団の障害のある人向けサービスとしては、受託事業として、障害支援区分認定調査事業、基幹相談支援センター管理運営事業、パソコンサロン管理運営事業等があり、障害者総合支援事業として、居宅介護事業、共生型生活介護事業（通所介護事業所の運営）および相談支援事業があります。

Ⅱ 働 く

1 職業紹介・訓練

(1) 公共職業安定所における障害のある人の職業紹介状況

令和元年度の金沢公共職業安定所管内の障害のある人の新規求職申込件数は1,140人（身体に障害のある人309人、知的障害のある人および精神に障害のある人831人）で、前年度とほぼ同数でした。就職件数は588人（身体に障害のある人135人、知的障害のある人および精神に障害のある人453人）でした。

また、年度末現在の登録者数は6,858人（身体に障害のある人2,662人、知的障害のある人および精神に障害のある人4,196人）で対前年度比6.5%の増加となりました。このうち就業中の人は3,934人（身体に障害のある人1,615人、知的障害のある人および精神に障害のある人2,319人）で同4.0%の増加です。

図表3-3-22 障害のある人の職業紹介状況の推移

単位：人

| 項目 年度 | 新規求職 申込件数 | | 就職件数 | | 年度末現在登録者数 | | | | | | | |
|----------|--------------|----------|------|----------|-----------|----------|--------|----------|--------|----------|-------|----------|
| | 身体 | 知的 精神 | 身体 | 知的 精神 | 全 数 | | 有効求職者数 | | 就業中の 人 | | 保 留 中 | |
| | | | | | 身体 | 知的 精神 | 身体 | 知的 精神 | 身体 | 知的 精神 | 身体 | 知的 精神 |
| 平成27 | 284 | 593 | 165 | 391 | 2,343 | 2,823 | 369 | 701 | 1,521 | 1,603 | 453 | 519 |
| 平成28 | 288 | 803 | 133 | 469 | 2,475 | 3,218 | 417 | 757 | 1,552 | 1,812 | 506 | 649 |
| 平成29 | 269 | 821 | 116 | 468 | 2,576 | 3,574 | 397 | 843 | 1,566 | 1,959 | 613 | 772 |
| 平成30 | 292 | 843 | 127 | 512 | 2,602 | 3,838 | 393 | 878 | 1,604 | 2,180 | 605 | 780 |
| 令和元 | 309 | 831 | 135 | 453 | 2,662 | 4,196 | 389 | 928 | 1,615 | 2,319 | 658 | 949 |

資料：金沢公共職業安定所

図表3-3-23 障害のある人の職業紹介状況（令和元年度）

単位：人

| 項目 | 区分 | 身体に障害のある人 | | 知的障害のある人、精神に障害のある人 | |
|-----------|---------|-----------|-------------|--------------------|------------|
| | | 新規求職申込数 | うち重度の障害のある人 | 831 | うち知的障害のある人 |
| | | | | | |
| 職業紹介 | 新規求職申込数 | 309 | 139 | 831 | 112 |
| | 就職件数 | 135 | 69 | 453 | 84 |
| 新規登録者数 | | 157 | 71 | 380 | 54 |
| 年度末現在登録者数 | 計 | 2,662 | 1,241 | 4,196 | 1,123 |
| | 有効求職者数 | 389 | 182 | 928 | 99 |
| | 就業中の者 | 1,615 | 760 | 2,319 | 873 |
| | 保留中の者 | 658 | 299 | 949 | 151 |

資料：金沢公共職業安定所

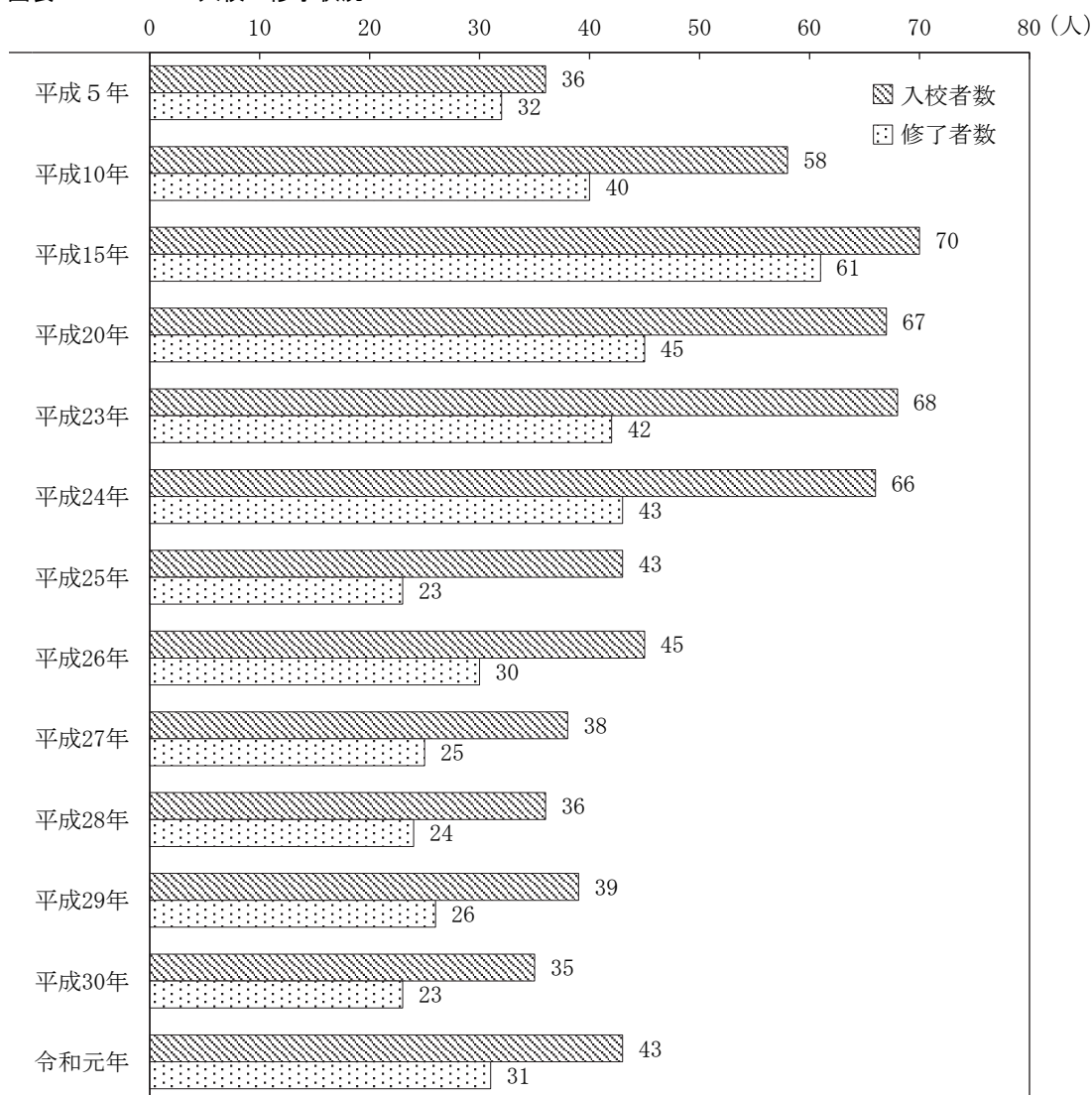
(2) 石川障害者職業能力開発校

障害のある人に対する職業訓練については、障害のない人と同様に職業訓練を受けることが可能な人は、できるだけ一般の公共職業能力開発施設において実施することとしています。しかし、障害のない人と同様に職業訓練を受けることが困難な人には、その身体的または知的な障害等に配慮して職業訓練を行う施設として障害者職業能力開発校を設置し、訓練科目、訓練方法等について特別の配慮を加えつつ、その能力に応じた職業訓練を実施しています。現在、全国に障害者職業能力開発校は17校（国立11校、府県立6校）設置されています。

○入校・修了状況

石川障害者職業能力開発校は定員80人ですが、近年の修了者数は30人前後となっています。

図表3-3-24 入校・修了状況



資料：石川障害者職業能力開発校

○科別入校状況

令和元年度の応募者数が定員を上回ったのは、一般事務科だけでした。入校者は男性が6割以上を占めています。

図表3-3-25 石川障害者職業能力開発校の入校状況（令和元年度） 単位：人

| 訓練科名 | 課程 | 定員 | 応募者数 | 入校者数 | | |
|--------|----|----|------|------|----|----|
| | | | | 計 | 男性 | 女性 |
| 機械製図科 | 普通 | 10 | 6 | 4 | 3 | 1 |
| 電子機器科 | 普通 | 10 | 6 | 5 | 5 | - |
| 製版科 | 普通 | 10 | 8 | 7 | 5 | 2 |
| 陶磁器製造科 | 普通 | 10 | 9 | 9 | 8 | 1 |
| 一般事務科 | 普通 | 20 | 21 | 16 | 6 | 10 |
| 生産実務科 | 短期 | 20 | 3 | 2 | - | 2 |
| 計 | | 80 | 53 | 43 | 27 | 16 |

資料：石川障害者職業能力開発校

○年齢・学歴・援護・障害理由別入校生の状況

令和元年度の入校生は、年齢では35～54歳、学歴では高校卒と短大卒以上が多くなっています。障害理由では、先天的と疾病で4分の3以上を占めています。

図表3-3-26 石川障害者職業能力開発校の年齢・学歴・援護・障害理由別入校生の状況（令和元年度） 単位：人

| 区分 | | 性別 | 計 | 男性 | 女性 |
|--------|------------------|----|----|----|----|
| 計 | | | 43 | 27 | 16 |
| 1 年齢 | ①18～25歳 | | 5 | 2 | 3 |
| | ②26～34歳 | | 6 | 2 | 4 |
| | ③35～54歳 | | 25 | 17 | 8 |
| | ④55歳以上 | | 7 | 6 | 1 |
| 2 学歴 | ①中学卒 | | 4 | 4 | - |
| | ②高校卒 | | 20 | 12 | 8 |
| | ③短大卒以上 | | 19 | 11 | 8 |
| 3 援護 | ①中高年齢失業者等求職手帳所持者 | | 21 | 13 | 8 |
| | ②雇用保険受給者 | | 22 | 14 | 8 |
| | ③その他 | | - | - | - |
| 4 障害理由 | ①先天的 | | 6 | 3 | 3 |
| | ②疾病 | | 27 | 18 | 9 |
| | ③産業災害 | | - | - | - |
| | ④交通災害 | | - | - | - |
| | ⑤その他 | | 10 | 6 | 4 |

資料：石川障害者職業能力開発校

○修了生の就業状況

令和元年度は入校生43人でしたが、中途退校者が12人あったため、修了者は31人でした。修了者31人のうち14人が他人に雇用されています。

図表3-3-27 石川障害者職業能力開発校の令和元年度修了生就業状況（令和2年3月末現在）

単位：人

| 訓練科名 | A 入校者数 | B 中途退校者数 | C 修了者数 | 修了者の内訳 | | | | | 他人に雇用された人の事業所の規模 | | | | |
|--------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----|-----------|-------|------------------|----------|----------|--------|------|
| | | | | 他人に雇用された人 | 自営又は家族従事者 | 進学等 | その他（療養含む） | 29人以下 | 30～99人 | 100～299人 | 300～499人 | 500人以上 | |
| | | | | | | | | | | | | | うち女性 |
| 機械製図科 | 4 | - | 4 | 3 | - | - | - | 1 | - | - | - | - | 3 |
| 電子機器科 | 5 | 2 | 3 | 2 | - | - | - | 1 | - | - | 1 | - | 1 |
| 製版科 | 7 | - | 7 | 3 | 1 | - | - | 4 | - | - | - | - | 3 |
| 陶磁器製造科 | 9 | 4 | 5 | - | - | - | - | 5 | - | - | - | - | - |
| 一般事務科 | 16 | 6 | 10 | 4 | 2 | - | - | 6 | - | 1 | - | - | 3 |
| 生産実務科 | 2 | - | 2 | 2 | 2 | - | - | - | - | - | - | - | 2 |
| 計 | 43 | 12 | 31 | 14 | 5 | - | - | 17 | - | 1 | 1 | - | 12 |

資料：石川障害者職業能力開発校

(3) 石川障害者職業センター

石川障害者職業センターは、障害のある人に対して、就職に向けての職業相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連の職業リハビリテーションサービスをハローワークとの連携のもとに行っています。具体的には、職業生活における自立を最も効果的に果たすことができるように、その人の職業能力や職業適性等の把握（職業評価）を行い、その結果をもとに就労や職場定着に向けた支援の方法や内容、具体的目標を盛り込んだ「職業リハビリテーション計画」（支援プラン）を協議して作成します。

さらに、センター内の作業支援室において、課題の改善および対処方法の整理、職業に関する知識の取得などの支援（職業準備支援）および精神に障害のある人向けのプログラムとしてSSTやグループミーティング等を行う「自立支援カリキュラム」を行っています。

また、実際に支援スタッフが職場を訪問し、業務遂行上の課題の軽減・改善、障害のある人と事業主・現場の従業員との橋渡しを行い、問題解決できるように必要な支援（ジョブコーチ支援）を行うとともに、うつ病などの精神疾患により休職中の人に対して、復職に向けてのウォーミングアップの場を提供することで、円滑な職場復帰を支援し、職場への助言などを行い、職場適応を図るサービス（リワーク支援）を行っています。

図表3-3-28 石川障害者職業センターの業務内容別取扱状況（令和元年度）

単位：件

| 区分 対象者 | 職業 相談 | 職業 評価 | 職場適 応指導 | 職業準備 支援事業 | ジョブコ ーチ支援 事業 | 職場復 帰支援 | 合 計 |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|------------|------------------|
| 身体に障害のある人 | 32 | 16 | 52 | - | 24 | - | 124 |
| 知的障害のある人 | 67 | 34 | 159 | 26 | 124 | - | 410 |
| 精神に障害のある人 | 511 | 573 | 367 | 468 | 166 | 1,681 | 3,766 |
| その他 (うち発達障害のある人) | 322 (297) | 226 (209) | 227 (195) | 697 (630) | 223 (186) | - (-) | 1,695 (1,517) |
| 計 | 932 | 849 | 805 | 1,191 | 537 | 1,681 | 5,995 |

(注) 対象者の「その他」は、療育手帳や身体障害者手帳を所持していない人等である。

資料：石川障害者職業センター

2 就労促進

(1) 障害者新規就労援護事業

職業訓練施設（特別支援学校を含みます。）を修了して、新たに就労する障害のある人の自立の助長を図るため、就職支度経費の一部を支給（支給額2万円）しています。令和元年度は35人に支給しました。

図表3-3-29 障害者新規就労援護事業実施状況

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 給付者数 | 33 | 29 | 28 | 25 | 35 |

(2) 障害者継続雇用奨励金の交付

障害のある人の自立を助長するため、就職が特に困難な障害のある人等を新たに雇い入れた事業主に対し助成する国の特定求職者雇用開発助成金の助成期間が満了になった後も公共職業安定所を通じて就労している障害のある人を引き続き雇用している事業主に継続雇用奨励金を支給しています。交付期間は2年間で、交付月額額は国の対象区分に応じて、24,000円（重度）または22,000円（軽度）です。令和元年度は134か所の事業所と159人の障害のある人に交付しました。

図表3-3-30 障害者継続雇用奨励金交付実績

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | |
|------------|---------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 交付事業所数(か所) | 200 | 211 | 182 | 126 | 134 | |
| 対象者数 | 重 度 (人) | 64 | 69 | 61 | 49 | 53 |
| | 軽 度 (人) | 233 | 274 | 171 | 98 | 106 |
| | 計 (人) | 297 | 343 | 232 | 147 | 159 |

(3) 金沢市障害者雇用定着促進事業

障害のある人の一般雇用を促進するため、職場開拓から、現場でのアドバイス、就労後のフォローアップまで、ジョブコーチ（職場適応援助者）が一貫して支援します。この事業は、市社会福祉協議会に委託して実施しています。

(4) 喫茶「友愛」等の開設

障害のある人の就労を支援するため、市役所等の施設内で喫茶コーナーを設け、その運営を障害者団体に委託しています。

図表3-3-31 喫茶「友愛」等の開設状況

| 名 称 | 開 設 場 所 | 名 称 | 開 設 場 所 |
|----------|-----------------|------------|------------|
| 喫茶友愛 | 金沢市第一本庁舎2階市民ホール | 友愛ショップ | 金沢駅百番街あんと内 |
| ほんだの森 | 金沢歌劇座地下1階 | 福祉ショップひまわり | 近江町交流プラザ3階 |
| 福祉喫茶つづみ門 | 金沢福祉用具情報プラザ1階 | | |

(5) 心身障害者社会参加促進事業

在宅の障害のある人が生きがいと社会への順応性を身につけるため、適切な指導のもとに軽作業（市役所各課における封筒づめ等）に従事しています。

図表3-3-32 心身障害者社会参加促進事業実施状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 延人数（人） | 619 | 623 | 591 | 581 | 530 |
| 支払総額（千円） | 1,823 | 1,940 | 1,813 | 1,857 | 1,821 |

3 多様な働く場

(1) 就労支援

障害福祉サービスである就労支援4事業の利用者は年々増加しています。増加が著しいのは、就労継続支援A型とB型です。平成30年度から開始した就労定着支援の利用者はあまり多くありません。

図表3-3-33 就労支援利用状況

| 区 分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就労移行支援 | 利用者数(人) | 108 | 132 | 126 | 112 | 83 |
| | 利用延日数(日) | 1,736 | 1,990 | 2,005 | 1,553 | 1,375 |
| 就労継続支援A型 | 利用者数(人) | 368 | 426 | 442 | 468 | 459 |
| | 利用延日数(日) | 7,482 | 8,740 | 9,035 | 9,451 | 9,306 |
| 就労継続支援B型 | 利用者数(人) | 704 | 772 | 828 | 882 | 937 |
| | 利用延日数(日) | 12,587 | 13,618 | 13,950 | 14,219 | 15,320 |
| 就労定着支援 | 利用者数(人) | | | | 15 | 25 |
| | 利用延日数(日) | | | | 15 | 25 |
| 合 計 | 利用者数(人) | 1,180 | 1,330 | 1,396 | 1,477 | 1,504 |
| | 利用延日数(日) | 21,805 | 24,348 | 24,990 | 25,238 | 26,026 |

(2) 障害者施設等通所運賃助成

就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所および地域活動支援センター（従前の小規模作業所および小規模授産施設に限ります。）へ通所している人に、通所に要するバス・電車運賃の一部を助成しています。

図表3-3-34 障害者施設等通所運賃助成状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 助成人数(人) | 42 | 40 | 40 | 35 | 32 |
| 助成総額(千円) | 1,325 | 1,307 | 1,290 | 1,167 | 1,071 |

(3) 地域生活支援給付費（地域活動支援センター事業費）

従前の心身障害者小規模作業所や精神障害者小規模作業所を地域活動支援センターとして登録して、利用者に対する地域生活支援給付費を支給しています。

図表3-3-35 地域生活支援給付費支給状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 給付対象施設(か所) | 19 | 18 | 16 | 16 | 14 |
| 給付総額(千円) | 135,647 | 111,437 | 94,517 | 89,120 | 89,628 |

Ⅲ 得 る

1 各種手当・年金の支給

障害のある人の手当としては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当および特別児童扶養手当と、市単独事業の外国人障害者福祉手当があります。障害を理由とする年金としては、厚生年金の加入者が障害者となった場合に支給される障害厚生年金と、国民年金を含むすべての公的年金制度の加入者が障害者となった場合に支給される障害基礎年金があります。

図表 3-3-36 各種手当の受給状況（令和2年4月1日現在）

| 手 当 名 | 受 給 対 象 者 | 手当月額 | 受給者数 |
|-------------|---|---------------------|------|
| 特別障害者手当 | 重度の障害が重複するなどにより、常に特別の介護を必要とする20歳以上の人 | 27,350円 | 319人 |
| 障害児福祉手当 | 重度の障害があるため、常に介護を必要とする20歳未満の人 | 14,880円 | 195人 |
| 経過的福祉手当 | 20歳以上の従来福祉手当の受給資格者であって、特別障害者手当および障害基礎年金のいずれも受けることができない人 | 14,880円 | 11人 |
| 特別児童扶養手当 | 障害があるため介護を必要とする20歳未満の人を養育している父・母または養育者 | 1級（重度障害） 52,500円 | 337人 |
| | | 2級（中度障害） 34,970円 | 385人 |
| 外国人障害者福祉手当 | 昭和57年の国民年金法改正前に20歳に達していた在日外国人の障害のある人で、障害基礎年金等を受給できない人 | 20,000円 | 3人 |
| 障 害 基 礎 年 金 | 公的年金制度の加入者が障害者となった場合 | 1級（重度障害） 円 | 人 |
| | | 2級（中度障害） 円 | 人 |

2 心身障害者扶養共済制度加入助成

心身障害者扶養共済制度に加入している心身に障害のある人の保護者に対し、2口目の掛金の一部を助成し、掛金の負担の軽減を図っています。

図表 3-3-37 心身障害者扶養共済加入助成事業実施状況

単位：件

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 助 成 件 数 | 77 | 67 | 65 | 64 | 57 |

IV 豊かに育つ

1 幼児教育・療育

(1) 幼児相談室（通所指導・育児相談）

富樫、此花、駅西の3相談室で、発達が心配される児童を対象に、保育士が親子の楽しい遊びを通して、子育てや発達の悩みについて保護者の相談に応じています。

図表3-3-38 幼児相談室利用状況（延べ人数）

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 富樫幼児相談室 | 2,230 | 2,429 | 2,279 | 1,784 | 1,658 |
| 此花幼児相談室(旧:森山) | 1,809 | 1,903 | 1,660 | 1,129 | 1,195 |
| 駅西幼児相談室(旧:八日市) | 1,313 | 1,295 | 951 | 1,062 | 1,180 |
| 計 | 5,352 | 5,627 | 4,890 | 3,975 | 4,033 |

(2) 保育所・認定こども園（統合保育、交流保育）

令和2年4月現在、本市には、市立保育所13か所、私立保育所30か所、計43か所の保育所があり、管外の保育所を含め3,698人が通っています。そのうち、障害のある児童とともに過ごす統合保育を実施しているのは、34か所で、利用児童数は90人となっています。認定こども園は、県立1か所、私立85か所、計86か所あり、管外の認定こども園を含めて10,231人が通っています。そのうち、統合保育を実施しているのは、53か所で、利用児童数は130人です。また、保育所や認定こども園では、児童発達支援施設に通う障害のある児童との交流保育も実施しています。

なお、保育所および幼稚園に比して認定こども園が多いのが本市の特徴です。

図表3-3-39 市内にある保育所・認定こども園

| 区 分 | 保育所 | | こども園 | | 合 計 | |
|--------|-----|-------|------|--------|-----|--------|
| | 施設数 | 児童数 | 施設数 | 児童数 | 施設数 | 児童数 |
| 県 立 | 1か所 | -人 | 1か所 | 87人 | 1か所 | 87人 |
| 市 立 | 13 | 1,027 | - | - | 13 | 1,027 |
| 私 立 | 30 | 2,629 | 85 | 10,071 | 115 | 12,700 |
| 管外(委託) | 8 | 42 | 34 | 73 | 42 | 115 |
| 計 | 51 | 3,698 | 120 | 10,231 | 171 | 13,929 |

(注) 令和2年4月1日現在

図表3-3-40 統合保育実施状況

| 区 分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 保 育 所 | 実施か所数(か所) | 82 | 67 | 55 | 50 | 34 |
| | 利用児数(人) | 197 | 177 | 147 | 132 | 90 |
| こ ど も 園 | 実施か所数(か所) | 6 | 22 | 38 | 39 | 53 |
| | 利用児数(人) | 13 | 54 | 80 | 101 | 130 |
| 合 計 | 実施か所数(か所) | 88 | 89 | 93 | 89 | 87 |
| | 利用児数(人) | 210 | 231 | 227 | 233 | 220 |

(注) 各年3月末日現在

(3) 幼稚園(特別支援教育、交流教育)

令和2年5月現在の幼稚園数は、独立行政法人1か所、私立19か所、合わせて20か所で、園児数は2,418人となっています。本市では、障害のある児童の私立幼稚園への就園を推進するため、特別支援教育を実施する私立幼稚園・幼稚園型認定こども園の設置者に対し、運営費の一部として、障害のある児童1人につき年額392,000円の助成を行っています。また、幼稚園においても、保育所の交流保育と同様の交流教育を実施しています。

図表3-3-41 市内にある幼稚園

| 区 分 | 施設数 | 児童数 |
|--------|-----|-------|
| 独立行政法人 | 1か所 | 100人 |
| 私 立 | 19 | 2,318 |
| 計 | 20 | 2,418 |

(注) 令和2年5月現在

図表3-3-42 私立幼稚園心身障害児就園運営費補助金助成状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 幼稚園数(か所) | 6 | 6 | 6 | 5 | 7 |
| 対象児童数(人) | 6 | 6 | 6 | 5 | 7 |
| 助成総額(千円) | 2,352 | 2,156 | 2,352 | 1,960 | 2,645 |

2 障害のある児童への支援

整備法により児童福祉法等が改正され、平成23年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援(児童発達支援等)」へ、入所による支援は「障害児入所支援(障害児入所施設)」へと一元化されました。また、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、療育が必要な就学前児童やその家族が、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を身近な地域において受けられるサービスです。令和元年度は、132人が月平均約11日利用しました。

図表3-3-43 児童発達支援利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用児数(人/月) | 105 | 109 | 123 | 134 | 132 |
| 利用延日数(日/月) | 1,197 | 1,326 | 1,358 | 1,389 | 1,460 |

(2) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、保育所等（幼稚園、小学校、特別支援学校および認定こども園等を含みます。）に通うまたは通う予定の障害のある児童に対して、その児童が通う保育所等に児童発達支援センター等の職員が訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。図表3-3-44のとおり、利用児は非常に少なくなっています。

図表3-3-44 保育所等訪問支援利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用児数(人/月) | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 利用延日数(日/月) | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 |

(3) 障害児入所支援

障害児入所支援は、障害種別にかかわらず、「福祉型障害児入所施設」および「医療型障害児入所施設」に分けられています。「福祉型障害児入所施設」は、障害のある児童の保護、日常生活の指導および独立生活に必要な知識技能の付与を行う施設とされており、「医療型障害児入所施設」は、これらに加え「治療」を行う施設とされています。

図表3-3-45 障害児入所支援利用状況

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 福祉型障害児入所施設 | 15 | 17 | 12 | 11 | 6 |
| 医療型障害児入所施設 | 21 | 21 | 22 | 19 | 18 |
| 合 計 | 36 | 38 | 34 | 30 | 24 |

(4) 医療的ケア児移動介護支援事業

人工呼吸器等を装着している障害のある児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある児童（「医療的ケア児」といいます。）に対する支援体制の充実を推進するため、医療的ケア児が外出する際に看護職員が医療的ケアを伴う移動介護を行う「医療的ケア児移動介護支援事業」を平成2年度から実施しています。ひとり親家庭や複数の障害のある人等がいる家庭など、特別の事情があると認められる家庭については、利用時間の拡大および通学支援を適用し、医療的ケア児の社会参加の拡大と保護者の負担軽減を図ります。

(5) 障害児相談支援

障害児相談支援とは、障害のある児童に対する「障害児支援利用計画案」の作成と、サービス等の利用状況の検証（モニタリングといいます。）等の支援を行うことをいいます。利用件数は、年々増加しています。

図表3-3-46 障害児相談支援利用状況

単位：件／月

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用件数 | 117 | 127 | 165 | 205 | 231 |

(6) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校に就学している障害のある児童が、授業の終了後や学校の休業日または夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けられるサービスで、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後時間帯等における居場所づくりを促進するサービスです。放課後等デイサービスは、利用児数、利用延日数とも、年々増加しています。

図表3-3-47 放課後等デイサービス利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用児数（人／月） | 431 | 500 | 570 | 641 | 669 |
| 利用延日数（日／月） | 4,637 | 5,977 | 7,131 | 8,459 | 8,645 |

(7) 放課後児童クラブ

放課後や長期休暇中に子どもが安心して過ごすことができる放課後児童クラブは、令和2年5月現在、99か所あります。そのうち、障害児受け入れクラブは35か所、利用障害児数は59人です。

図表3-3-48 放課後児童クラブの利用実績（各年5月）

| 区 分 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-----------------|-------|-------|-------|------|------|
| 放課後児童クラブ数（か所） | 88 | 95 | 95 | 97 | 99 |
| 障害児受け入れクラブ数（か所） | 41 | 35 | 31 | 35 | 35 |
| 利用障害児数（人） | 70 | 70 | 54 | 60 | 59 |

(8) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害のある児童等が日中において活動する場を確保することにより、介助者の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を提供する事業です。

図表3-3-49 日中一時支援事業の利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数（人／月） | 180 | 160 | 148 | 157 | 146 |
| 利用延回数（回／月） | 740 | 672 | 606 | 677 | 597 |

V 学 ぶ

1 学校教育等

(1) 特別支援学校

本市には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱および知的障害対象として、県立の特別支援学校がそれぞれ1校ずつ設置され、知的障害対象として、独立行政法人の特別支援学校が1校設置されています。また、隣の野々市市に肢体不自由と知的障害対象の特別支援学校があり、本市からの在学児がいます。

図表3-3-50 特別支援学校への就学状況（令和2年4月現在）

単位：人

| 種別 | 学校名 | 所在地 | 設置者 | 本市の在学児数 | | | | |
|-------|------------------------|------|--------|---------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 幼稚部 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 計 |
| 視覚障害 | 石川県立盲学校 | 金沢市 | 石川県 | - | 1 | 2 | 3 | 6 |
| 聴覚障害 | 石川県立ろう学校 | 金沢市 | 石川県 | - | 4 | 4 | 5 | 13 |
| 肢体不自由 | 石川県立いしかわ特別支援学校 | 金沢市 | 石川県 | - | 35 | 11 | 24 | 70 |
| 〃 | 石川県立明和特別支援学校 | 野々市市 | 石川県 | - | 1 | 1 | - | 2 |
| 病弱・虚弱 | 石川県立医王特別支援学校 | 金沢市 | 石川県 | - | 2 | 2 | 1 | 5 |
| 知的障害 | 石川県立いしかわ特別支援学校 | 金沢市 | 石川県 | - | 63 | 42 | 99 | 204 |
| 〃 | 石川県立明和特別支援学校 | 野々市市 | 石川県 | - | 55 | 34 | 56 | 145 |
| 〃 | 金沢大学人間社会学域教育学類附属特別支援学校 | 金沢市 | 独立行政法人 | - | 15 | 14 | 24 | 53 |
| 計 | 8校 | | | - | 176 | 110 | 212 | 498 |

図表3-3-51 特別支援学校本市児童・生徒数の推移

単位：人

| 区 分 | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|------|
| 視 覚 障 害 | 小学部 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 |
| | 中学部 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| | 高等部 | 8 | 10 | 9 | 7 | 3 |
| 聴 覚 障 害 | 小学部 | 6 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| | 中学部 | 8 | 5 | 4 | 3 | 4 |
| | 高等部 | 8 | 11 | 9 | 8 | 5 |
| 肢 体 不 自 由 | 小学部 | 25 | 26 | 32 | 37 | 36 |
| | 中学部 | 17 | 20 | 18 | 12 | 12 |
| | 高等部 | 30 | 30 | 31 | 27 | 24 |
| 病 弱 | 小学部 | 2 | 2 | 3 | 4 | 2 |
| | 中学部 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| | 高等部 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 知 的 障 害 | 小学部 | 82 | 97 | 107 | 118 | 118 |
| | 中学部 | 69 | 55 | 49 | 60 | 76 |
| | 高等部 | 117 | 124 | 146 | 150 | 155 |
| 合 計 | 小学部 | 118 | 133 | 149 | 166 | 161 |
| | 中学部 | 97 | 82 | 75 | 78 | 96 |
| | 高等部 | 164 | 177 | 196 | 193 | 188 |

(注) 各年4月現在

(2) 障害のある児童生徒の学級等

本市には、小学校が56校、中学校が29校あり、令和2年5月現在、35,974人の児童生徒が通学しています。障害のある児童生徒の学級等として、特別支援学級においては、知的障害特別支援学級が76学級、自閉症・情緒障害特別支援学級が80学級、肢体不自由特別支援学級が9学級、病弱・身体虚弱特別支援学級が2学級あります。また、通級指導教室においては、ことばの教室が20学級、きこえの教室が3学級、LD・ADHD教室が9学級設置されています。なお、通級指導教室に通級する児童生徒に対して交通費の実費相当額を負担しています。

肢体不自由の児童生徒が通学している学校には、その状態により、階段昇降機の配備を行っています。

図表3-3-52 小学校・中学校数と児童生徒数（令和2年5月現在）

| 区 分 | 小 学 校 | | 中 学 校 | |
|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 学 校 数 | 在学児数 | 学 校 数 | 在学児数 |
| 独立行政法人 | 1校 | 642人 | 1校 | 469人 |
| 県 立 | - | - | 1 | 359 |
| 市 立 | 54 | 23,007 | 25 | 11,047 |
| 私 立 | 1 | 111 | 2 | 339 |
| 計 | 56 | 23,760 | 29 | 12,214 |

(注) 私立については、金沢市在住者の数

図表3-3-53 小学校・中学校の特別支援学級・通級指導教室在籍児童生徒数（令和2年5月現在）

単位：人

| 区 分 | 学級数 | 在 学 児 数 | | | | | | | | | | |
|---------|---------------|---------|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|-----|
| | | 小 学 校 | | | | | | 中 学 校 | | | 計 | |
| | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 1年 | 2年 | 3年 | | |
| 特別支援学級 | 知的障害 | 76 | 33 | 29 | 32 | 26 | 25 | 30 | 22 | 18 | 21 | 236 |
| | 自閉症・情緒障害 | 80 | 31 | 37 | 28 | 37 | 27 | 41 | 29 | 34 | 26 | 290 |
| | 肢体不自由 | 9 | 2 | - | 1 | 2 | 2 | 2 | - | - | - | 9 |
| | 病弱・身体虚弱 | 2 | - | 1 | 1 | 1 | - | - | - | - | 2 | 5 |
| 教 通級指導室 | こ と ば | 20 | 32 | 40 | 55 | 31 | 37 | 43 | 12 | 8 | 9 | 267 |
| | き こ え | 3 | - | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | 18 |
| | L D ・ A D H D | 9 | 11 | 24 | 22 | 20 | 18 | 19 | 15 | 11 | 12 | 152 |

図表3-3-54 小学校・中学校の特別支援学級・通級指導教室在籍児童生徒数の推移（各年5月現在）

単位：人

| 区 分 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 小 学 校 | 596 | 631 | 673 | 730 | 751 |
| 中 学 校 | 195 | 194 | 191 | 191 | 224 |
| 計 | 791 | 825 | 864 | 921 | 975 |

(3) 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に、就学に必要な費用（学用品費や給食費等）の一部を援助しています。

障害のある児童生徒の就学に係る特殊事情にかんがみ、保護者等の経済的負担を軽減することで、特別支援教育の普及奨励に努めています。

図表3-3-55 特別支援教育就学奨励費実績（令和元年度）

| 区 分 | 小 学 校 | | 中 学 校 | | 合 計 | |
|--------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | 人数(人) | 支給額 (千円) | 人数(人) | 支給額 (千円) | 人数(人) | 支給額 (千円) |
| 学用品費・通学用品購入費 | 167 | 715 | 43 | 378 | 210 | 1,093 |
| 校外活動費等参加費 | 173 | 177 | 35 | 37 | 208 | 214 |
| 新入学児童生徒学用品費等 | 22 | 524 | 19 | 504 | 41 | 1,028 |
| 修学旅行費 | - | - | 19 | 524 | 19 | 524 |
| 通学費 | 12 | 94 | 25 | 1,109 | 37 | 1,203 |
| 学校給食費 | 167 | 3,580 | 61 | 1,509 | 228 | 5,089 |
| 体育実技用具費 | - | - | 4 | 6 | 4 | 6 |
| 合 計 | 541 | 5,090 | 206 | 4,067 | 747 | 9,157 |

(4) 教育相談

○教育プラザにおける相談

教育プラザにおいては、市内に在住する児童生徒およびその保護者と教職員を対象に、主に学校生活での不適応や不登校、発達、就学その他教育相談全般について、面接による相談や学校等へ巡回を行う巡回専門相談などを実施し、継続的に相談に応じています。また、電話による相談も受けています。

図表3-3-56 教育プラザにおける教育相談受理件数

単位：件

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 未 就 学 | 107 | 122 | 123 | 112 | 120 |
| 小 学 生 | 349 | 340 | 269 | 299 | 301 |
| 中 学 生 | 199 | 208 | 175 | 193 | 201 |
| そ の 他 | 3 | 9 | 21 | 16 | 16 |
| 計 | 658 | 679 | 588 | 620 | 638 |

○個人教育相談（就学相談）

次年度に就学を迎える障害のある園児の保護者に、希望により個人教育相談を実施しています。就学に関する情報の提供や、相談員が保育所等で園児の様子を観察しながら相談に応じています。

○教育支援委員会

小学校新1年生および小・中学校在校生のうち、特別な支援を必要とする児童生徒の適切な就学について審議等を行います。委員は次の分野で選任され、任期は2年間です。

図表3-3-57 教育支援委員（令和元年度）

| 分 野 | 人数 |
|-----------------|----|
| 医師 | 4人 |
| 児童福祉を担当する者 | 2 |
| 特別支援教育を担当する教育職員 | 8 |
| 知識経験を有する者 | 3 |

(5) 教職員研修（特別な支援を必要とする児童生徒理解）

○特別支援学級等担当者・特別支援教育コーディネーター研修

特別支援教育の充実のため、特別支援学級等担当者研修を年5回（新任特別支援教育担当者研修を年1回、特別支援教育選択研修を年4回）、特別支援教育コーディネーター研修を年1回開催しています。そのほか、個別支援型の通級指導教室担当者訪問研修を年1～2回実施しています。

○通常の学級における特別支援教育

特別な支援を必要とする個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うため、年4回の特別支援教育選択研修を特別支援学級等担当者に加えて、通級指導教室、通常学級担当の全ての教職員が受講できるようにしています。

○特別支援教育支援員研修

特別な支援を必要とする児童生徒の理解と具体的な手立てについて、特別支援教育支援員を対象に年1回開催しています。

(6) 特別支援教育支援員の派遣

特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うにあたり、「個別の教育支援計画」等に基づいた日常生活並びに学校活動上の支援をするために特別支援教育支援員を派遣しています。令和2年11月1日現在、73校に対して145名を派遣しています。

2 生涯教育

(1) パソコンサロン

障害のある人や高齢者を対象に、パソコンやインターネットに触れる機会を提供する「パソコンサロン」を市内4か所（老人福祉センター松寿荘、老人福祉センター鶴寿園、卯辰山公園健康交流センター千寿閣、ライブ1）に設置しています。

(2) 福祉バスの運行

障害のある人の社会参加の促進、および障害のある人を構成員とする団体等が健康の保持、親睦を図る等の事業を行うときに、福祉バスを運行しています。

図表3-3-58 福祉バス運行事業の概要

| | |
|-----------|-----------------------|
| 利用できる日 | 年末年始等以外はいつでも |
| 利用団体 | おおむね15人以上の団体 |
| 乗車人員 | 1回につき23人(車いす利用者2人を含む) |
| 運行地域 | 北陸3県のみ、日帰り |
| 令和元年度運行実績 | 147件 |

VI 遊 ぶ

1 文化芸術活動等

(1) アウトサイダー・アートへの支援

金沢市では、優れた芸術的才能をもつ知的障害のある人等の創作活動に対し、創作環境や発表の場などのサポートを行う等のアートによる就労活動支援事業を実施しています。その一環として、毎年、金沢21世紀美術館等でアウトサイダー・アート作品展を開催しており、アウトサイダー・アート作品をふらっとバス車内に展示した「金沢アウトサイダー美術館 i n ふらっとバス」を運行しています。

また、令和2年度より、障害のある作家が創作活動により収益を得て自立できる仕組みの構築に向け、著作権管理を軸としたビジネスモデルの実証実験「アウトサイダーアートプロジェクト」を開始しています。

(2) 障害のある人の作品展等の開催

障害のある人への理解と交流を深めるとともに、障害のある人の芸術的表現を行う場として、福祉のつどいにおいて、障害のある人の作品展を開催しています。

(3) いきいきギャラリー

高齢者および障害のある人の社会参加の促進と自立支援や生きがいづくり向上の場を提供するために、横安江町商店街にいきいきギャラリーを設置しています。

- ・ 高齢者等の個性と真心のこもった手作り品(焼菓子、手工芸品、陶芸品等)の展示・販売
- ・ 生きがい・福祉保健サービスに関する情報提供

(4) ふれあいコンサート

障害のある人もない人も共に交流する場をより一層広めるため、福祉のつどいにおいて、地元障害者団体のコンサート（演奏・合唱）を開催しています。

(5) 障害者グループ活動の育成

障害のある人の社会参加を促進するため、文化・芸術・スポーツ活動を行っている市内の10人以上の障害者グループに、その活動費の一部を助成（限度額9万円・5年間のみ）しています。

図表3-3-59 障害者グループ活動育成事業実施状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 助成グループ数 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 |

(6) 入場料等の減免

障害のある人の社会参加を促進し、生きがい・健康づくりの場を提供するために、金沢市の文化施設の入場料および体育施設の使用料の減免制度があります。

いずれも、窓口で手帳を提示することにより、介護者とともに通常よりも低い料金で利用できます。

2 スポーツ・レクリエーション

(1) 水泳療育訓練

水泳を通じて、肢体不自由児童および知的障害のある児童の機能回復を図るとともに、心理的効果・情緒の安定を図ることを目的としています。石川県肢体不自由児協会および金沢手をつなぐ親の会に委託して、毎月1回、市営西部市民体育会館プール（肢体不自由児童）および市営総合プール（知的障害のある児童）で実施しています。

図表3-3-60 水泳療育訓練参加数

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 肢体不自由児童 | 140 | 133 | 173 | 167 | 117 |
| 知的障害のある児童 | 232 | 219 | 333 | 369 | 617 |

(2) ダウン症児親子水泳教室

身体機能の回復を図るとともに、心理的効果を通じて障害の軽減と情緒安定を図るため、ダウン症の児童を対象とした親子水泳教室を実施しています。

図表3-3-61 ダウン症児親子水泳教室参加数

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 参加児数 | — | — | — | 242 | 243 |

(3) ふれあい交流室（ホリデーサービス）

特別支援学校・特別支援学級等に通う児童が、夏休み・冬休み・春休みの長期休暇中も安全で充実した生活が送れるよう、文化的、体育的活動を取り入れた教室を市内2か所で実施しています。

図表3-3-62 ふれあい交流室参加状況

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 参加児数 | 157 | 123 | 91 | 71 | 88 |

(4) 障害者温泉療養

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者およびその介護者（重度の人のみ）に、指定宿泊施設での温泉療養にかかる費用の一部を助成（助成額 1回当たり1,000円）しています。

図表3-3-63 障害者温泉療養事業実施状況

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数 | 587 | 697 | 558 | 510 | 389 |

(5) 親子療育のつどい

知的障害のある児（者）が親とともに集団活動を行うことにより、生活経験の充実と体力増進による発達の促進を図るもので、毎年1回行っています。

図表3-3-64 親子療育のつどい参加児数

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 参加児数 | 22 | 21 | 19 | 19 | 21 |

(6) 身体障害者スポーツ教室の開催

身体に障害のある人のスポーツ振興と社会参加を図ることを目的に、スポーツ教室を開催しています。

図表3-3-65 身体障害者スポーツ教室実施状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 開催回数（回） | 19 | 19 | 19 | 18 | 19 |
| 参加者数（人） | 448 | 458 | 420 | 315 | 259 |

(7) 障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」

障害のある人および高齢者が、気軽に安心してスポーツ、レクリエーション等を行うことにより、健康の保持・増進を図ることができる施設として建設されました。体育室、多目的室、機能回復訓練室、ボーリング室などを備えています。

(8) 額谷ふれあい体育館

市民の健康の保持と増進を図るとともに、市民に心のふれあいの場を提供することを目的として設置しています。設備はバリアフリー仕様となっており、障害のある人の利用は無料です。バスケットボールコート2面の広さの競技場のほか、多目的室も設けています。

(9) 鳴和台市民公園体育施設

温水プールと体育館を中心とする施設で、平成11年度にオープンしました。設備はバリアフリー仕様となっており、専用の車いすに乗ってプールに入る入水スロープや車いす対応の更衣室、シャワー室も設けています。

なお、毎年9月に「障害のある人の開放日」として、健康増進とスポーツレクリエーションの振興を図っています。

VII つきあう

1 交流活動

(1) ほほえみスポーツフェスタ金沢

障害のある人もない人も共に交流を図ることを目的に、レクリエーション、軽スポーツ等を行っています。

(2) 福祉のつどい

市民の参加による福祉のまちづくりを推進するとともに、福祉に携わる人の資質の向上を図ることを目的としています。

(3) 友愛ショップ

金沢駅あんと内にあり、菓子類や日用品など障害者施設の授産製品を展示・販売しています。市民の障害者福祉への理解を深めてもらうことと障害者施設の活動を支援することを目的とし、金沢手をつなぐ親の会が運営しています。また、横安江町商店街内「いきいきギャラリー」、市役所内の喫茶「友愛」および近江町交流プラザでも、授産製品の販売を行っています。

2 コミュニケーション・生活訓練

(1) 手話奉仕員・要約筆記者（入門等）養成講座

聴覚に障害のある人等の福祉の増進を図ることを目的に、金沢市聴力障害者福祉協会に委託して、聴覚に障害のある人等の福祉に理解と熱意を有する人に各種講座を開催し、手話奉仕員等を養成しています。

図表3-3-66 手話奉仕員・要約筆記者養成講座（入門等）修了者数の推移

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 手話奉仕員（入門） | 15 | 27 | 23 | 31 | 43 |
| 手話奉仕員（基礎） | 13 | 8 | 25 | 11 | 17 |
| 要約筆記（入門） | 8 | 11 | 8 | 4 | 5 |
| 要約筆記指導者 | 19 | 14 | 18 | 14 | 14 |

(2) 手話通訳者・要約筆記者養成講座

石川県と共催で、社会福祉法人石川県聴覚障害者協会に委託して、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術および基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術および基本技術を習得した要約筆記者の養成を行っています。

図表3-3-67 手話通訳者・要約筆記者養成講座受講者数の推移 単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 手話通訳者養成講座 | 9 | 9 | 10 | 12 | 12 |
| 要約筆記者養成講座 | 11 | 16 | 14 | 13 | 10 |

(3) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

金沢市聴力障害者福祉協会に委託して、聴覚に障害のある人の社会生活の向上を図るため、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行っています。

図表3-3-68 手話通訳者要約筆記者派遣事業実施状況

| 区 分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登 録 人 数 | 手 話 通 訳 | 82人 | 72人 | 76人 | 78人 | 81人 |
| | 要 約 筆 記 | 30 | 31 | 29 | 20 | 20 |
| | パソコン要約筆記 | 20 | 21 | 21 | 17 | 19 |
| 派 遣 件 数 | 手 話 通 訳 | 1,337件 | 1,206件 | 1,307件 | 1,194件 | 1,252件 |
| | 要 約 筆 記 | 68 | 82 | 63 | 63 | 105 |
| | パソコン要約筆記 | 56 | 97 | 121 | 101 | 72 |

(4) 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、石川県と共催で、社会福祉法人石川県聴覚障害者協会に委託して、盲ろう者向け通訳・介助員の養成講座を行っています。

図表3-3-69 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座受講者数の推移 単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座 | 8 | 2 | 11 | 16 | 1 |

(5) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

盲ろう者の社会生活向上を図るため、社会福祉法人石川県聴覚障害者協会に委託して、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行っています。

図表3-3-70 盲ろう者向け通訳・介助員派遣実施状況

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 盲ろう者向け通訳・介助員派遣 | 1,656 | 1,555 | 1,457 | 1,290 | 1,095 |

(6) 生活支援事業

障害者生活訓練事業として行っていた次の5事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の生活支援事業として実施しています。

① 視覚障害者歩行訓練士派遣事業（平成11年発足）

中途失明の視覚に障害のある人に対して、歩行訓練士を派遣し、歩行訓練を実施することにより社会参加の第一歩を促すことを目的としています。石川県視覚障害者協会へ委託して、1日2人、1週2日、1回2時間程度実施しています。

② 盲ろう者生活訓練事業（平成13年発足）

視覚もしくは聴覚に障害のある人またはその家族や関係者に対して、コミュニケーション訓練や日常生活動作訓練を行うことにより、社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的としています。この事業は、石川盲ろう者友の会に委託して実施しています。

③ 重度視覚障害者生活訓練事業（平成14年発足）

視覚に重度の障害のある人およびその家族や関係者に対して、コミュニケーション訓練およびADL（日常生活）訓練を行うことにより、社会参加を促し福祉の増進を図ることを目的としています。この事業は、金沢市視覚障害者協会に委託して実施しています。

④ 聴覚障害者生活訓練事業（平成14年発足）

聴覚に障害のある人（ろうあ者・難聴者を含みます）およびその家族や関係者に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行うことにより、その自立を図り、生きがいを高めることを目的としています。この事業は、金沢市聴力障害者福祉協会に委託して実施しています。

⑤ 障害者社会参加支援事業（平成10年発足）

在宅の障害のある人が、生きがいと社会への順応性を身につけるため、適切な指導のもとに軽作業（市役所各課における封筒づめ等）に従事しています。

図表3-3-71 障害者生活訓練事業実施状況

単位：人（延利用者数）

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 視覚障害者歩行訓練士派遣事業 | 155 | 153 | 157 | 158 | 165 |
| 盲ろう者生活訓練事業 | 120 | 123 | 108 | 111 | 125 |
| 重度視覚障害者生活訓練事業 | 114 | 120 | 132 | 128 | 118 |
| 聴覚障害者生活訓練事業 | 575 | 579 | 538 | 617 | 540 |
| 障害者社会参加支援事業 | 619 | 623 | 591 | 581 | 530 |

VIII 出かける

1 移動援助サービス

(1) 同行援護

同行援護は、移動に著しい困難がある視覚に障害のある人の外出支援サービスであり、平成23年10月から障害福祉サービスに位置づけられました。地域生活支援事業の移動支援事業として行っていたもののうち、視覚に障害のある人の外出支援サービスが同行援護とされたものです。なお、移動支援を選択し、引き続き利用することもできます。

図表3-3-72 同行援護実施状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利 用 者 数 (人) | 29 | 26 | 30 | 26 | 30 |
| 利用延時間数(時間/月) | 300 | 345 | 354 | 345 | 346 |

(2) 移動支援事業

移動支援事業は、障害があることにより、外出することが困難な視覚に障害のある人、全身性障害のある人、知的障害のある人または精神に障害のある人が、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出支援を行うものです。この事業は、ガイドヘルパー事業といわれていましたが、平成18年10月から地域生活支援事業の必須事業として市が実施することになり、市の登録を受けた事業所がサービスを提供しています。なお、平成23年10月から、視覚に障害のある人へのサービスは、同行援護でも対応することになりました。なお、同行援護を選択せずに、引き続き移動支援を利用することもできます。

図表3-3-73 移動支援事業実施状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利 用 者 数 (人/月) | 521 | 584 | 566 | 591 | 469 |
| 利用延時間数(時間/月) | 5,901 | 6,084 | 5,510 | 6,028 | 4,449 |

(3) メルシーキャブサービス

車いすのまま乗車することのできる仕様の自動車を、講習を受けたボランティアが運転し、車いす利用者の外出および社会参加を支援するとともに、市民相互の連帯と共感に基づく市民参加による福祉のまちづくりを推進することを目的としています。会員制・低料金で、市内および近郊の希望する場所から場所への送迎を行っています。運営は、金沢市社会福祉協議会に委託しています。

図表3-3-74 メルシーキャブサービス利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 登録利用会員数(人) | 200 | 206 | 203 | 210 | 198 |
| 運転協力会員数(人) | 104 | 101 | 86 | 84 | 80 |
| 延利用回数(回) | 3,471 | 3,480 | 2,781 | 2,545 | 2,382 |

(注) 「登録利用会員数」「運転協力会員数」は各年度末現在

(4) 福祉タクシー利用助成

バス等を利用することが困難な重度の障害のある人に、外出の機会と社会参加を促進するため、タクシー利用料金の一部(小型車の初乗り運賃相当額)を助成しています。所得制限等がありますが、助成対象となるのは、下肢障害の1・2級、視覚・体幹障害の1～3級、内部障害1級および療育手帳Aを所持する人に36枚綴り、また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人には24枚綴りのチケットを年間1冊交付しています。

図表3-3-75 福祉タクシー利用助成状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交付者数(人) | 3,977 | 3,989 | 4,082 | 4,180 | 4,216 |
| 利用枚数(枚) | 66,084 | 65,488 | 66,011 | 64,523 | 63,836 |
| 助成総額(千円) | 44,291 | 43,908 | 44,271 | 43,228 | 43,085 |

(5) 身体障害者自動車・介助用自動車改造助成

身体に重度の障害のある人(上肢、下肢、体幹機能障害による身体障害者手帳1～3級所持者)が社会参加のため、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、その経費の一部を助成(限度額10万円)します。また、車いす使用者を介助している人が、車いす使用者の外出を容易にするための自動車改造に要する経費を助成(改造に要する経費の2分の1を助成。改造内容により段階的に限度あり。最高30万円)します。

図表3-3-76 身体障害者自動車・介助用自動車改造助成状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数 (人) | 24 | 29 | 21 | 26 | 29 |
| 助成総額 (千円) | 2,653 | 4,977 | 2,671 | 3,924 | 3,667 |

(6) 障害者自動車運転免許取得費助成

18歳以上の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者が自動車運転免許を取得する際に、取得に要する経費の一部を助成（10万円以内）するものです。

図表3-3-77 障害者自動車運転免許取得費助成状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数 (人) | 11 | 8 | 5 | 11 | 12 |
| 助成総額 (千円) | 1,100 | 800 | 500 | 1,100 | 1,200 |

2 公共交通機関等

(1) 金沢市における交通バリアフリー等の推進体系

「金沢市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、ノンステップバスの導入促進やバス待ち環境の向上などに取り組んでいます。

- 平成9年度 「オムニバスタウン計画」策定
- 平成12年度 「新金沢市総合交通計画」策定
- 平成13年度 「金沢市交通バリアフリー基本構想」策定
- 平成18年度 「新金沢交通戦略」策定
- 平成19年度 「金沢市交通まちづくり計画」策定
- 平成27年度 「第2次金沢交通戦略」策定

《主な整備方針（金沢市交通バリアフリー基本構想）》

- ・ノンステップバスの導入
- ・バリアフリーバス停の整備
- ・鉄道駅舎等におけるエレベーターの設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 など

(2) ノンステップバスの導入

新規にバス車両を導入する際にはノンステップバスを基本に進めています。

図表3-3-78 ノンステップバスの導入状況 単位：台

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 導入台数 | 13 | 1 | 24 | 5 | 3 |

図表3-3-79 金沢市内を走るバス車両

| 区 分 | 北陸鉄道 | 北鉄金沢バス | 加賀白山 | 西日本JR | 小 計 | ふらっとバス | 合 計 |
|--------------|------|--------|------|-------|------|--------|------|
| 総 台 数 (台) | 129 | 157 | 12 | 21 | 319 | 14 | 333 |
| ノンステップバス (台) | 73 | 75 | 8 | 15 | 171 | 14 | 185 |
| 割 合 (%) | 56.6 | 47.8 | 66.7 | 71.4 | 53.6 | 100.0 | 55.6 |

(注) 令和2年4月現在

(3) バス停等のバリアフリー化

国庫補助制度の活用等により、鉄道駅バス乗り場、バス停、鉄道駅舎等のバリアフリー整備を促進しています。

- 平成21年度 バス停〔上屋等〕(若松、西金3丁目、武蔵ヶ辻)
- 平成22年度 バス停〔上屋等〕(錦丘高校前、伏見台、寺地)
- 平成23年度 バス停および待合室〔バスロケーションシステム〕(金沢駅西広場)
- 平成24年度 バス情報提供システム
- 平成25年度 バス停〔上屋〕(上諸江)
- 平成26年度 バス停〔上屋〕(金沢西高校)
- 平成27年度 バス停〔上屋〕(金沢赤十字病院前)
- 平成28年度 バス停〔上屋〕(四十万バス停)
- 平成29年度 バス停〔上屋〕(しじま台)
- 平成30年度 バス停〔上屋〕(額中学校前)

(4) 金沢ふらっとバスの運行

まちなかの公共交通空白地域・不便地域における公共交通の利便性向上を図るとともに、障害のある人や高齢者等の日常的な地域内移動を支援するために「金沢ふらっとバス」を導入・運行しています。

「金沢ふらっとバス」とは、小型のノンステップバスで、手動式スロープや車いす固定装置がついているため、高齢者等が楽に乗り降りでき、車いすの人も1人で乗車できるようになっています。また、バス停の間隔が約200m、運賃もワンコイン（100円）と、地域の人たちが気軽に利用しやすいバスです。

(5) ICカードの導入

バス・鉄道乗車時のバリアフリー化のため、小銭の用意や運賃表での運賃の確認が不要となるICカードを導入しています。なお、北陸鉄道のICカード「ICa」では、バスに乗車するとポイントが貯まる「金沢エコポイントシステム」も導入しています。

平成16年度 北陸鉄道「ICa」導入

平成26年度 西日本ジェイアールバス「PITAPA」導入

平成29年度 JR西日本・IRいしかわ鉄道「ICOCA」導入

3 道路・建築物・公園等

(1) 道路

本市では、平成元年度より障害のある人だけでなく、幼児から高齢者、妊産婦等も含めた「交通弱者」に対する配慮から、公共施設、小中学校を中心に既設歩道の切下げ、フラット化（バリアフリー化）を行っています。新設の歩道はこれまでのマウントアップ方式からセミフラット方式で整備しており、電線類の地中化による歩道空間の確保、裏道の整備手法としてのコミュニティ道路の整備等豊かで魅力ある歩道の整備に努めています。

また、交通安全関係者、一般市民も交えた「交通安全総点検」「バリアフリー総点検」を実施し、地域住民の要望に対応した道路整備を行うとともに、平成13年度に策定した「金沢市交通バリアフリー基本構想」および平成15年度に策定した「金沢市冬期バリアフリー計画」により指定した地区を重点的にバリアフリー整備しました。

しかし、歩道幅員の確保等をするうえで問題となるのは、車道幅員の減少、用地の確保（用地買収）等であり、住民の理解と協力がなければニーズに対応できない所もあります。

(2) 一般建築物等

平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）が公布され、多くの特定建築物が認定されました。また、平成14年に同法の改正があり、あらたに2,000㎡以上の不特定多数が利用する建築物には利用円滑化基準への適合を義務付けられました。なお、この法律に基づく認定を受けた建築物には各種のメリットが与えられており、第一に公益的施設に対し、国および市の補助制度、第二に低利融資制度が活用できます。なお、平成18年に、ハートビル法は交通バリアフリー法と統合され、バリアフリー新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」となりました。

本市では、これらの制度の積極的な活用の促進を図り、「人にやさしい建物」の推奨に努めています。

さらに、平成9年の「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」が改正され、平成16年度から1,000㎡以上の不特定多数が利用する建築物には利用円滑化基準への適合が義務付けられました。

(3) 公園

金沢市では、公園におけるバリアフリー対策として、全ての市民が安心して公園を利用できるよう、平成3年度からバリアフリーに関する指針づくりに着手し、平成7年5月に、道路・公園・住宅等に関する「誰もが安心して暮らせるまちづくり整備指針」を公表しました。

平成4年度から新設の公園のバリアフリー対策はもちろん、既設公園についても、公園入口の段差解消、園路のスロープ化、背付きベンチの設置、車いす対応の水飲み設置、トイレのバリアフリー化などを計画的に実施しています。

IX すこやかに暮らす

1 疾病の予防と早期発見・早期治療

(1) 妊産婦・乳幼児健康診査

金沢市は、中核市であって、保健所業務と市町村の両方の保健サービスの実施主体が同一であるというメリットがあり、母子保健の健康診査体制は、きめ細かく実施されています。

妊娠期から始まり、乳幼児期までの健康診査は、障害等を早期に発見し、早期に安全な分娩などの適切な援助等を講じるために行うもので、乳幼児の健康の保持増進を図るうえで非常に重要です。

図表 3-3-80 妊産婦・乳幼児健康診査（令和元年度）

1 医療機関委託

| 区 分 | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 | 疾病異常又は問題のあった数 |
|--------------|--------|--------|-------|---------------|
| 妊婦健康診査（1回目） | 3,562人 | 3,497人 | 98.2% | 614人 |
| （2回目） | | 3,333 | 93.6 | - |
| （3回目） | | 3,295 | 92.5 | - |
| （4回目） | | 3,333 | 93.6 | - |
| （5回目） | | 3,304 | 92.8 | - |
| （6回目） | | 3,310 | 92.9 | - |
| （7回目） | | 3,279 | 92.1 | - |
| （8回目） | | 3,282 | 92.1 | 1,254 |
| （9回目） | | 3,090 | 86.7 | - |
| （10回目） | | 2,955 | 83.0 | - |
| （11回目） | | 2,841 | 79.8 | - |
| （12回目） | | 2,696 | 75.7 | - |
| （13回目） | | 2,252 | 63.2 | - |
| （14回目） | | 1,505 | 42.3 | - |
| 産婦健康診査 | 3,428 | 3,035 | 88.5 | 119 |
| 乳児健康診査（1か月児） | 3,459 | 3,030 | 87.6 | 336 |
| （6か月児） | 3,311 | 3,213 | 97.0 | 183 |
| 幼児健康診査（1歳児） | 3,829 | 3,143 | 82.1 | 271 |
| （2歳児） | 3,465 | 2,185 | 63.1 | 226 |

- (注) 1 平成19年7月より妊婦健康診査の回数を2回から5回に拡大
 2 平成21年4月より妊婦健康診査の回数を5回から14回に拡大
 3 妊婦健康診査の「疾病異常又は問題のあった数」は、1回目と8回目のみ調査

第3部 障害のある人たちと施策等の現状

2 福祉健康センター

①福祉健康センター実施健康診査の内容

| 区 分 | 目 的 | 内 容 |
|------------------------|---|---|
| 3 か 月 児 健 康 診 査 | 3か月児においては、身体の発育・発達上の異常を発見するとともに保護者の育児不安に対応する。1歳6か月児・3歳児においては、身体発育・運動機能・視聴覚等の障害・精神発達の遅滞等の異常を早期に発見する。また、保護者の育児不安・ストレスを防ぐことにより、幼児の健康の保持および増進を図る。 | 小児科診察 股関節開排制限の有無、股関節X P 健康教育→・発育、発達、育児 ・離乳食デモンストレーション ・生活リズムと睡眠 |
| 1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査 | | 健康教育→・発育、発達の特徴 ・事故防止、自我の芽生え ・むし歯予防 小児科診察 精神面の発達相談（心理相談員による相談） 歯科健康診査 |
| 3 歳 児 健 康 診 査 | | 小児科診察 視聴覚検診（自己検査とアンケート方式による確認） 精神面の発達相談（心理相談員による相談） 歯科健康診査 |

②3歳児視聴覚検診（令和元年度）：延人数

| 区 分 | 対象児数 | 受診児数 | 受診率 | 問題ありの数 |
|-------------|--------|--------|-------|--------|
| 3 か 月 児 | 3,311人 | 3,259人 | 98.4% | 898人 |
| 1 歳 6 か 月 児 | 3,465 | 3,426 | 98.9 | 1,184 |
| 3 歳 児 | 3,574 | 3,507 | 98.1 | 1,266 |

③3歳児視聴覚検診（令和元年度）：延人数

| 区 分 | | 視覚検診 (%) | 聴覚検診 (%) | |
|------------------|------------------|---------------|---------------|----------|
| 受 診 児 数 | | 3,507人 (100) | 3,507人 (100) | |
| 総 合 判 定 | 異 常 な し | 3,178 (90.6) | 3,466 (98.8) | |
| | 異 常 あ り | 精 検 から 発 見 | 179 (5.1) | 12 (0.4) |
| | | 管 理 中 ・ 治 療 中 | 47 (1.4) | 22 (0.6) |
| | 追 跡 中 止 | 103 (2.9) | 7 (0.2) | |

④精密健康診査（医療機関委託）（令和元年度）：延人数

| 区 分 | 対象児数 | 受診児数 |
|-------------|-------|------|
| 1 歳 6 か 月 児 | 70人 | 66人 |
| 3 歳 児 | 一 般 | 325 |
| | 眼 科 | 249 |
| | 耳 鼻 科 | 21 |

(2) 妊産婦・新生児・未熟児の家庭訪問

多胎、若年、育児不安、産後うつ等の精神的不安定のために、支援が必要な妊産婦に対し、心理的サポートや育児支援等のきめ細やかな家庭訪問を実施しています。

平成19年度から「元気に育て！赤ちゃん訪問事業」として、全出生世帯に保健師、助産師が家庭訪問をしています。

図表3-3-81 家庭訪問実施状況（令和元年度）単位：延人

| 区 分 | 妊産婦 | 新生児 (乳児含む) | 未熟児 |
|---------|-------|---------------|-----|
| 訪 問 人 数 | 3,561 | 3,223 | 393 |

2 健康の保持・増進

(1) 健康相談（聴覚・整形外科・幼児精神発達等）

福祉健康センターにおいて、各種健康相談を受けています。早期発見、早期療育、治療に関係の深いものとして次の健康相談があります。

図表3-3-82 健康相談の種類と相談実績（令和元年度）

| 種 類 | 内 容 | 開設回数 | 相談数 |
|-----------|---|------|-----|
| 遺 伝 相 談 | 先天異常や遺伝性と考えられる異常や病気についての相談希望者に、専門医師が遺伝学や医学の正しい知識や情報を提供し、相談を行う。 | 12回 | 5件 |
| 幼児精神発達相談 | 1歳6か月児・3歳児健康診査等の結果、言語、行動、情緒など精神面の障害が疑われる児童に対して、主として小児精神科医による相談を行い、早期療育や治療につなげる。 | 36 | 107 |
| ダウン症児発達相談 | 発達および育児、栄養相談、親同士の話し合いを通じて、児童に対する認識を深め、悩みや不安の軽減を図り、また、その障害を受容できるよう支援する。 | 3 | 8 |

(2) 多胎児教室

多胎児は発育、発達面で育児上の不安が大きいため、児童の健やかな発育と保護者が不安なく育児ができることを目的に開催しています。

図表3-3-83 多胎児教室の実施状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 実施回数（回） | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| 参加者数（人） | 37 | 51 | 55 | 50 | 24 |

(3) 訪問入浴サービス

訪問入浴車により、他の方法では入浴が困難な重度の障害のある人の自宅に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行っています。平成12年度からは、65歳以上の人は、介護保険制度でサービスを受けています。65歳未満の人に対しては、平成18年10月から地域生活支援事業として実施しています。

図表3-3-84 訪問入浴サービス実施状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数(人/月) | 11 | 10 | 12 | 12 | 13 |
| 利用延回数(回/月) | 31 | 41 | 43 | 35 | 37 |

(4) ねたきりの重度の障害のある人の寝具乾燥消毒

清潔かつ快適な在宅生活を送ってもらうため、寝具等の乾燥消毒を年9回、水洗いを年3回巡回して実施するものです。対象者は、在宅のねたきりの身体に重度の障害のある人（下肢または体幹障害1・2級）で65歳未満の人、対象寝具は、掛ぶとん、敷ぶとんおよび毛布です。

図表3-3-85 ねたきりの重度の障害のある人の寝具乾燥消毒実施状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 実施人数(人) | 31 | 33 | 25 | 25 | 25 |
| 延実施回数(回) | 141 | 108 | 87 | 88 | 77 |

(5) ねたきりの重度の障害のある人の理髪・美容カットサービス

在宅のねたきりで重度の障害のある人の保健衛生の向上や気分転換の促進を図るため、理（美）容業者による出張理髪サービスを提供しています。対象者は、65歳未満で在宅で3か月以上ねたきりの重度の障害のある人（下肢または体幹障害1・2級）で、利用回数は年2回です。

図表3-3-86 ねたきりの重度の障害のある人の理髪サービス実施状況 単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 実施延人数 | 31 | 29 | 30 | 30 | 27 |

3 医療サービス

(1) 訪問看護ステーション

訪問看護ステーションは、要介護認定者、70歳以上または65歳～69歳でねたきり等障害認定を受けた人、65歳未満で脳卒中、難病性疾患、精神に重度の障害のある人、末期癌患者等に対し、看護師等を訪問させ、介護に重点を置いた看護サービスを提供します。介護保険制度の導入により、市内の訪問看護ステーションが増加しています。

図表3-3-87 市内の訪問看護ステーション数の推移

単位：か所

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 訪問看護ステーション数 | 43 | 49 | 51 | 56 | 62 |

(2) 育成医療・更生医療

児童福祉法に基づく身体に障害のある児童に対して公費負担医療を行う育成医療および身体障害者福祉法に基づく身体に障害のある人に対して公費負担医療を行う更生医療は、平成18年度から障害者自立支援法の自立支援医療とされました。平成25年度からは障害者総合支援法の自立支援医療となっています。育成医療および更生医療の支給状況は次のとおりです。

図表3-3-88 育成医療受給児、更生医療受給者数の推移

単位：人

| 区 分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 育 成 医 療 | 肢体不自由 | 26 | 44 | 38 | 26 | 36 |
| | 視覚障害 | 34 | 10 | 10 | 4 | 9 |
| | 聴覚・平衡機能障害 | 12 | 16 | 4 | 8 | 9 |
| | 音声・言語・そしゃく機能障害 | 77 | 53 | 65 | 65 | 58 |
| | 心臓障害 | 34 | 27 | 14 | 18 | 16 |
| | 腎臓障害 | 4 | - | - | 2 | 3 |
| | その他 | 57 | 44 | 55 | 43 | 41 |
| 計 | | 244 | 194 | 186 | 166 | 172 |
| 更 生 医 療 | 肢体不自由 | - | - | - | 1 | 1 |
| | 視覚障害 | - | - | - | - | - |
| | 聴覚・平衡機能障害 | - | - | - | - | - |
| | 音声・言語・そしゃく機能障害 | - | - | 1 | 1 | 1 |
| | 心臓障害 | 153 | 191 | 151 | 154 | 151 |
| | 腎臓障害 | 1,178 | 1,235 | 1,271 | 1,335 | 1,286 |
| | 計 | 1,331 | 1,426 | 1,423 | 1,491 | 1,439 |

(3) 精神通院医療

精神に障害のある人に対しては、障害者総合支援法により、精神通院医療が実施されていますが、その受給者数の推移は次のとおりです。

図表3-3-89 精神通院医療受給者数の推移（各年6月末現在）

単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 精神通院医療受給者 | 6,318 | 6,597 | 6,618 | 6,932 | 7,296 |

(4) 心身障害者医療費助成

身体に障害のある人または知的障害のある人が医療を受けた場合に、その医療費の自己負担額を助成する事業です。助成対象となるのは、65歳未満が身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B（入院のみ）および精神障害者保健福祉手帳1級（令和2年10月より）の所持者もしくはIQ35以下の人（所得制限あり）、65歳以上が身体障害者手帳1～3級、4級の言語障害・音声障害、4級の下肢障害の一部、療育手帳A・B（入院のみ）および精神障害者保健福祉手帳1級（令和2年10月より）の所持者もしくはIQ35以下の人です（所得制限あり）。

図表3-3-90 心身障害者医療費助成事業実施状況

| 区 分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 65歳未満 | 助成対象者（人） | 4,668 | 4,584 | 4,797 | 4,600 | 4,581 |
| | 助成総額（千円） | 678,085 | 602,117 | 663,647 | 661,267 | 656,833 |
| 65歳以上 | 助成対象者（人） | 7,458 | 8,011 | 7,544 | 7,332 | 7,256 |
| | 助成総額（千円） | 703,856 | 775,398 | 695,588 | 716,981 | 683,217 |

（注）「助成対象者」は各年度末人数

(5) 重度身体障害者医療補助具支給

身体に重度の障害のある人に対し、医療補助具（集尿袋、紙オムツ、オムツカップ等）を給付しています。石川県脊髄損傷者協会金沢支部に委託して実施している事業で、平成8年度の中核市移行に伴い、本市に移譲されました。

図表3-3-91 重度身体障害者医療補助具支給状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 給付者数（人） | 32 | 30 | 24 | 28 | 32 |
| 給付総額（千円） | 540 | 540 | 540 | 540 | 540 |

(6) 医療機関

本市には、病院が44か所、一般診療所が411か所、歯科診療所が226か所あり、病床数は総計9,331床です。障害者関連医療機関としては、身体に障害のある人のリハビリテーション等を担当する指定更生医療機関（指定育成医療機関）が26か所、精神科病院が10か所、精神科診療所が19か所あります。

図表3-3-92 医療機関の概要（令和2年3月末現在）

| 区 分 | 病 院 | 一般診療所 | 歯科診療所 |
|---------|-------|-------|-------|
| 施設数（か所） | 44 | 411 | 226 |
| 病床数（床） | 9,331 | 400 | - |

図表3-3-93 障害者関連医療機関の概要（令和2年10月1日現在）

1 指定更生医療機関（指定育成医療機関）

| 医療機関名 | 担当する医療 |
|----------------------|--|
| 独立行政法人国立病院機構金沢医療センター | 耳鼻いんこう科、整形外科、腎臓、腎移植、心臓、脳神経外科、口腔 |
| 金沢大学附属病院 | 眼科、耳鼻いんこう科、整形外科、腎臓、腎移植、心臓、肝臓、肝臓移植、脳神経外科、口腔、小腸、免疫 |
| 金沢子ども医療福祉センター | 整形外科 |
| 石川県立中央病院 | 眼科、整形外科、腎臓、心臓、形成外科、脳神経外科、口腔、免疫 |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院 | 腎臓 |
| 国家公務員等共済組合連合会 北陸病院 | 腎臓、心臓 |
| 石川県済生会金沢病院 | 整形外科、腎臓 |
| 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院 | 腎臓 |
| 浅ノ川総合病院 | 眼科、腎臓 |
| 金沢市立病院 | 眼科、整形外科、腎臓、心臓 |
| 医療法人社団博友会 金沢西病院 | 腎臓 |
| 金沢循環器病院 | 心臓、腎臓 |
| 金沢赤十字病院 | 腎臓、心臓 |
| こしの内科クリニック | 腎臓 |
| 医療法人社団中央会 金沢有松病院 | 腎臓 |
| 西東泌尿器科医院 | 腎臓 |
| パークビル透析クリニック | 腎臓 |
| 社会医療法人財団董仙会恵寿金沢病院 | 免疫 |
| 医療法人社団 和田歯科医院 | 歯科矯正 |
| 医療法人社団 にいざわ歯科医院 | 歯科矯正 |
| 香林歯科矯正歯科 | 歯科矯正 |
| 中川歯科医院 | 歯科矯正 |
| しま矯正歯科 | 歯科矯正 |
| コンダクリニック | 整形外科 |
| マッサン内科・透析クリニック | 腎臓 |
| 西インター内科・透析クリニック | 腎臓 |

2 精神科病院

| 病 院 名 | 病床数 |
|--------------------|-------|
| 金沢大学附属病院 | 46床 |
| 国立病院機構 金沢医療センター | 42 |
| 社会医療法人財団松原愛育会 松原病院 | 425 |
| 医療法人岡部病院 | 294 |
| 医療法人十全病院 | 256 |
| 医療法人かないわ病院 | 186 |
| 結城病院 | 171 |
| 桜ヶ丘病院 | 496 |
| 青和病院 | 130 |
| 医療法人社団医王会 医王ヶ丘病院 | 88 |
| 合 計 | 2,134 |

3 精神科診療所

| 診 療 所 名 | 診 療 所 名 |
|---------------|--------------|
| 岡部診療所 | 北山こころのクリニック |
| かとうクリニック | ひろメンタルクリニック |
| さぶりクリニック | 松下内科胃腸科クリニック |
| Jクリニック | みずのクリニック |
| 心療内科石井クリニック | ミロク町診療所 |
| 中山クリニック | わせだクリニック |
| 金沢こころクリニック | 城北診療所 |
| やすもと医院 | 井上クリニック |
| メンタルクリニックくまぶん | ヴィークリニック |
| 平松医院 | |

4 機能回復・維持訓練

(1) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人（難病患者等を含みます。）や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練等を受けられるサービスです。

なお、自立訓練（機能訓練）は、その標準的な利用期間が原則として、1年6か月間以内と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入居施設を利用してもよいとされています。また、条件次第では1年間の延長も可能です。

図表3-3-94 自立訓練（機能訓練）利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数(人/月) | 13 | 10 | 15 | 18 | 15 |
| 利用延日数(日/月) | 147 | 72 | 151 | 174 | 164 |

(2) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人または精神に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けられるサービスです。

なお、自立訓練（生活訓練）は、その標準的な利用期間が原則として、2年間（長期間入院者等は3年間）以内と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入居施設を利用してもよいとされています。また、条件次第では1年間の延長も可能です。

図表3-3-95 自立訓練（生活訓練）利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数(人/月) | 60 | 56 | 49 | 54 | 65 |
| 利用延日数(日/月) | 648 | 726 | 645 | 670 | 957 |

(3) 精神科デイ・ケア

回復途上にある精神に障害のある人の社会適応を図るため、医療機関において、医学的管理のもとに、専門スタッフによる集団療法、作業療法を行っています。市内の実施医療機関は次のとおりです。

図表3-3-96 精神科デイ・ケア実施施設（令和2年4月1日現在）

| 名 称 | 区 分 | 名 称 | 区 分 |
|-----------|--------|-----------------|-----|
| すみれ台デイケア | デイ・ナイト | デイケアフルフル | デイ |
| デイケア・ピア | デイ・ナイト | ひろメンタルクリニックデイケア | デイ |
| デイケア アムール | デイ・ナイト | ディアーズ | デイ |
| さくらんぼ | デイ・ナイト | | |

(4) 生活介護

生活介護は、常に介護を要する障害のある人（障害支援区分が一定以上である必要があります。）が、主として昼間において、障害者支援施設（入所施設）や通所施設で、入浴、排せつ又は食事の介護を受けられるとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けられるサービスです。このサービスは、施設入居者も利用することができます。

図表3-3-97 生活介護利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人／月） | 889 | 899 | 920 | 962 | 937 |
| 利用延日数（日／月） | 18,228 | 18,600 | 18,855 | 18,958 | 18,744 |

(5) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、平成18年10月から障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施しています。従来の障害者デイサービスや精神障害者地域生活支援センター、小規模作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行していないところが地域活動支援センターに該当します。

図表3-3-98 地域活動支援センター利用状況

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 事業所数（か所） | 19 | 18 | 16 | 16 | 14 |
| 利用者数（人／月） | 471 | 424 | 459 | 468 | 470 |

5 重症心身障害のある人や難病の人への支援

(1) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害のある人であって常に介護を要する人が、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の支援を受けられるサービスです。療養介護は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人および筋ジストロフィー患者が対象でしたが、平成24年度から、児童福祉法等の改正により18歳以上の重症心身障害児施設入所者および18歳以上の児童福祉法に基づく指定医療機関入院者も対象となりました。

図表3-3-99 療養介護利用状況

単位：人／月

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数 | 94 | 93 | 97 | 97 | 94 |

(2) 特定疾患・小児慢性特定疾患患者への公費負担

治療がきわめて困難である特定疾患患者および治療が長期間にわたる小児慢性特定疾患患者は、医療費が高額になることから、その治療にかかる患者の自己負担分の一部または全額を公費負担としています。特定疾患および小児慢性特定疾患の認定患者数の推移は次表のとおりです。

図表3-3-100 特定疾患認定患者数・小児慢性特定疾患認定患者数の推移（年度末現在） 単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 特定疾患認定患者数 | 7 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| 小児慢性特定疾患認定患者数 | 500 | 466 | 449 | 422 | 417 |

(3) 在宅難病患者療養支援事業

在宅難病患者とその家族を対象に療養相談会を実施したり、関係機関と連携し患者の支援に関わる専門員との連絡会を開催しています。また、福祉健康センター窓口において個々の相談や必要に応じて訪問指導を行っています。

図表3-3-101 在宅難病患者療養支援事業相談状況 単位：人

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 相談者数 | 72 | 54 | 83 | 153 | 188 |

X 知 る

1 行政情報

(1) 「身体・知的・精神に障害がある方の便利帳」(サービス案内)の発行

各種障害者手帳や援護機関の紹介をはじめ、生活の保障・暮らしのあらし、税金、住まい、健康と医療などの項目ごとに、様々な福祉サービス等について掲載しています。また、視覚に障害のある人への情報提供の一環として、点字データ化および点字版冊子とCD録音版を隔年で発行しています。

(2) テレビ広報字幕入りビデオ

市政広報テレビ番組に字幕スーパーを入れたビデオの貸し出しを行っています。

(3) 通知書等点訳サービス

市役所障害福祉課内に点字パソコンを設置し、市税や保険料の納入通知書の点訳を行っています。

(4) 聴覚に障害のある人・視覚に障害のある人に配慮した情報提供

○市広報・議会だより

「市広報」の点字版、弱視用拡大版および音声テープと、「議会だより」の点字版を発行しています。また、視覚に障害のある人に、市・県民税特別・普通徴収納税通知のお知らせや、水道・下水道・ガスの検針票の内容の点字文書を送付しています。

図表3-3-102 市広報・議会だより(令和元年度)

| 区 分 | 市 広 報 | | | 議会だより |
|--------|-------|--------|-------|-------|
| | 点 字 版 | 弱視用拡大版 | 音声テープ | 点字版 |
| 年回数(回) | 12 | 52 | 12 | 4 |
| 部 数(部) | 120 | 230 | 60 | 120 |

○市ホームページ

市ホームページでは、平成19年2月から文字の拡大や読み上げを行う閲覧補助ソフトを導入しています。

○マスメディアを利用した情報提供

視覚に障害のある人や聴覚に障害のある人の情報提供に配慮した広報は次のとおりです。

図表3-3-103 マスメディアを利用した情報提供（令和2年度）

| 名 称 | 回 数 等 | 備 考 |
|--|---|---|
| ラジオ広報 「グッディ金沢」 「いいね金沢！耳より情報」 「ちょっときいてたいま！」 「ピープル・アンド・シティ・アイ・ラブ・カナザワ」 | 週1回 毎週金 週4回毎週月～木 週1回 毎週土 週1回 毎週日 | 北陸放送（MRO） ラジオかなざわ ラジオかなざわ エフエム石川 |
| テレビ広報 「いいね金沢」 「みまっし金沢」 「まいどさんの金沢クイズ」 「かなざわジャーナル」 「いいね金沢ケーブルレポート」 | 隔週 土 隔週 土 隔週 土 年2回 日 毎日4～6回 | いずれも手話通訳を入れて放送しています。 北陸放送（MRO） 石川テレビ（ITC） テレビ金沢（KTK） 北陸朝日放送（HAB） 金沢ケーブルテレビネット（KCT） |

2 一般情報

(1) 図書館サービス

- ①玉川図書館では、金沢市内の身体に重度の障害のある人を対象に、図書の郵送貸出を行うとともに、新刊図書の紹介、調べものの手伝いなどを行っています。
- ②泉野図書館では、視覚に障害のある人に、録音図書、点字図書、点字雑誌の郵送貸出を行うとともに、図書・雑誌・新聞等の対面朗読、音訳パソコンサービス、視覚障害者向け広報によるおすすめ図書の紹介、調べものの手伝いなどを行っています。
- ③玉川図書館、泉野図書館、金沢海みらい図書館では、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう工夫されているLLブックや大活字本の貸し出しを行っています。

(2) 障害者録音図書貸出

一般図書を読むことが困難な重度の障害のある人のために、石川県視覚障害者情報文化センター内に録音図書コーナーを設置しています。令和2年3月31日現在の録音図書数はカセットが5,581タイトル、21,643巻、DAISY版録音図書CDが7,508枚です。

令和元年度の貸出件数は、カセット1,014回、CDは27,121回でした。

XI 参加する

1 障害者施策等への市民参加

(1) 金沢市障害者施策推進協議会

障害者計画の推進や必要な見直し、新たな施策の立案を行うため、障害者基本法第36条第4項に規定する審議会その他合議制の機関として、障害のある人およびその関係者を委員として含む金沢市障害者施策推進協議会を設置しています。委員は、「障害のある人及びその家族」「障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する人」「知識経験者」で構成されています。上記以外にも、各年度のテーマに沿った専門委員に加わっていただいています。

また、金沢市障害者施策推進協議会委員を2つに分けたワーキンググループにより、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、障害者施策等の点検・評価を行っています。ワーキンググループは、テーマ別に、第1ワーキング（守られる・住まう・働く・得る・参加する・使う）、第2ワーキング（学ぶ・遊ぶ・つきあう・出かける・すこやかに暮らす・知る）となっています。このほかに、令和2年度は苦情解決等専門委員会、権利擁護推進・差別解消等専門委員会、障害者計画策定専門委員会が設置されています。

図表3-3-104 金沢市障害者施策推進協議会等開催状況

単位：回

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 推進協議会 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 |
| ワーキング | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 専門委員会 | 3 | 3 | 1 | 1 | 6 |

(2) 金沢市障害者自立支援協議会

障害のある人や難病患者などへの支援の体制の整備を図るため、地域の障害のある人や難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関として、障害者総合支援法第89条の3の規定により平成24年11月1日から金沢市自立支援協議会を設置しています。委員は、障害のある人の関係団体、障害のある人やその家族、障害のある人の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務の従事者、知識経験者などで構成されています。

なお、上記以外にも各種の専門部会が設置され、各部会のテーマに沿った専門委員に加わっていただいています。令和2年度は、就労専門部会、地域生活支援拠点等整備検討専門部会、児童専門部会、日常生活用具検討専門部会を設置しています。

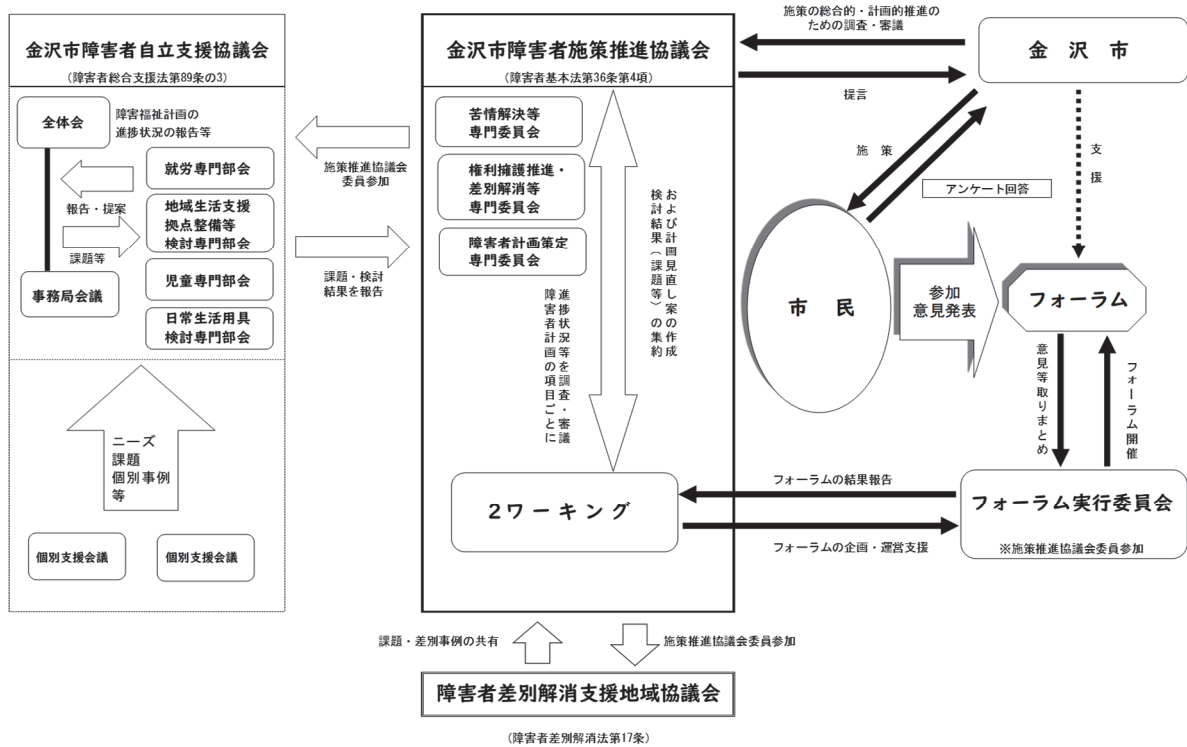
(3) 市民フォーラム

障害者計画の推進にあたり、障害のある人など当事者の声をお聴きするほか、市民が障害に対する理解を深める場として市民フォーラムを開催しています。一般公募した実行委員と金沢市障害者施策推進協議会委員で構成するフォーラム実行委員会により、企画・運営されています。

図表3-3-105 市民フォーラム開催状況

| 年 度 | 開催日時 | 会 場 | テーマ、内容等 | 参加人数 |
|--------|------------------------|-----------|--|------|
| 平成27年度 | 12月23日（水祝） 13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「障害者差別解消法」の施行に向けて ～みんなで考えよう合理的配慮～ | 100人 |
| | 3月6日（日） 13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「障害者差別解消法」の施行を前に ～当事者の声から合理的配慮について学ぼう～ | 100 |
| 平成28年度 | 11月23日（水祝） 13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「よくなったこと教えて、変わらんこと教えて」 ～障害者差別解消法が始まって～ | 110 |
| | 2月26日（日） 13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「災害時、私にできることはなあに？」 | 110 |
| 平成29年度 | 12月10日（日） 13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「使ってますか 相談支援」 ～窓口は？相談体制？ネットワーク～ | 92 |
| | 3月4日（日） 13:30～16:30 | 石川県社会福祉会館 | 「高齢化のこと、話してみませんか」 | 110 |
| 平成30年度 | 11月23日（金祝） 13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「災害にそなえていつ・どこへ・どうする」 ～情報収集・コミュニケーションの大切さ・自分たちでできることを考えよう～ | 90 |
| | 3月2日（土） 13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「障害のある人にとって、金沢は観光しやすいところ？」 | 90 |
| 令和元年度 | 12月1日（日） 13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「一人ひとりが主役！まずは知ろう！！」 「ノーマライゼーションプラン金沢2021に向けて」 | 90 |
| | 2月24日（月祝） 13:00～16:00 | 松ヶ枝福祉館 | 「みんなで未来を計画しよう」～私たちが大切にしたいこと～ | 中止 |

図表3-3-106 令和2年度実施体制図



2 参政権等

(1) 投票所の整備

本市では、投票所の段差解消やスロープの設置を順次進めています。また、投票所への車いすの配備や、高さの低い記載台の設置も行っています。

視覚に障害のある人への対応としては、点字器の配備、点字用投票用紙・点字用氏名等掲示紙の作成、さらに拡大鏡・老眼鏡の配備等を行っています。

さらに、土足のまま投票することができる投票所の拡充に努めています。

(2) 期日前投票所の整備

投票日に投票所に行けない理由のある人は、公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで毎日午前8時30分から午後8時まで、期日前投票ができます。

本市では、市内の福祉健康センターなど市民の利用しやすい施設12か所において、期日前投票所を設けています。

(3) 投票するための情報提供

金沢市では、点字版広報「かなざわ」において、選挙期日のお知らせを行っています。

また、候補者の氏名、経歴等の選挙情報を提供する選挙公報の機能を代替または補完するものとして、点字または音声による「選挙のお知らせ版」により、情報提供を行っています。

(4) 国への要望

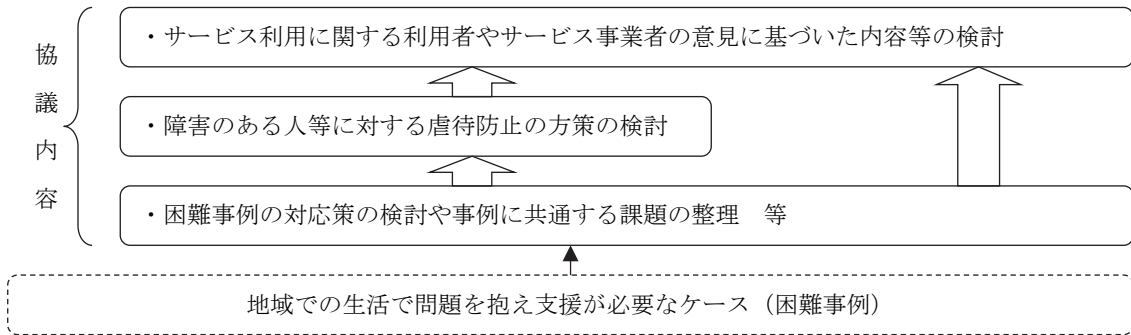
障害のある人の参政権の行使に配慮するため、郵便投票制度の対象者拡大や、政見放送、演説会等における手話通訳、字幕スーパーの導入など、公職選挙法の改正や施策の充実について、国に必要な要望をしていきます。

XII 使 用

1 各種相談

(1) 金沢市障害者自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など、関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障害のある人等を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たす金沢市障害者自立支援協議会を平成24年度に立ち上げ、地域の関係機関の連携強化に努めています。自立支援協議会の委員は、金沢市障害者施策推進協議会委員を中心とし、その協議内容等は次のとおりです。



(2) 金沢市障害者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業所等に対する専門的指導・助言、研修会の企画・開催などを実施しています。また地域生活支援拠点推進事業に従事する地域連携コーディネーターを配置しています。

(3) 巡回専門相談事業

教育プラザでは、保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校等からの申込みに対し、集団活動場面での児童生徒の不応適や発達障害等への支援の充実を図るため、専門的知識・経験を有する巡回専門相談員が巡回を実施し、児童生徒の行動特徴などの把握を行いながら、保育職員や教職員、保護者等への支援を行っています。

図表 3-3-106 巡回専門相談相談員（令和2年度）

| 区 分 | 人 数 |
|--------------|-----|
| 医師 | 1人 |
| 大学教授等 | 9 |
| 臨床心理士、理学療法士等 | 8 |
| 計 | 18 |

図表3-3-108 巡回専門相談等実施状況

単位：件

| 区 分 | 総 数 | 巡回施設の区分 | | | | |
|--------|-----|---------|------|-----|-----|--------------|
| | | 幼稚園 | 保育所等 | 小学校 | 中学校 | 児童館 児童クラブ |
| 平成27年度 | 294 | 19 | 72 | 157 | 24 | 22 |
| 平成28年度 | 307 | 10 | 98 | 158 | 27 | 14 |
| 平成29年度 | 224 | 12 | 86 | 101 | 2 | 23 |
| 平成30年度 | 271 | 19 | 99 | 122 | 7 | 24 |
| 令和元年度 | 266 | 23 | 114 | 104 | 6 | 19 |

(4) 障害者相談支援事業

地域において単身で生活するなどの自立生活を営んでいる身体に障害のある人の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行うものです。この事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の相談支援事業として、金沢健康福祉財団に委託して実施しています。

(5) 知的障害者生活支援事業

地域において単身で生活するなどの自立生活を営んでいる知的障害のある人の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行うものです。この事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の相談支援事業として、「オープンセサミ城南」に委託して実施しています。

(6) 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害のある児（者）、知的障害のある児（者）および身体に障害のある児童の地域における生活を支えるため、巡回相談、訪問による健康診査、各種福祉サービスの提供にかかる援助・調整などを行うものです。この事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の相談支援事業として、「石川療育センター」に委託し実施しています。

(7) 精神に障害のある人の相談支援事業

精神に障害のある人の相談支援については、「地域活動支援センターあるふぁ」（岡部診療所）、「ピアサポートいしびき」（松原病院）が精神保健福祉士などの専門職員を配置し、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援など必要な支援を行っています。

(8) 相談支援機能強化事業

障害者相談支援事業を委託した社会福祉法人等に、相談支援専門員として精神保健福祉士等の資格を持つ専門職員を配置し、相談支援機能強化を図ります。

2 民間の相談員

障害のある人等の福祉の増進を図るため、これらの相談に応じ、必要な指導・援助を行う民間の相談員として、法定化されているものに民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員および精神障害者相談員があります。このほかに、本市においては、障害のある人の家庭訪問をしたり、声かけ、見守り等を行うまちぐるみ福祉活動推進員を置いています。

図表3-3-109 各種相談員数（令和2年4月現在）

単位：人

| 区分 | 民生委員 児童委員 | 身体障害者相談員 | 知的障害者相談員 | 精神障害者相談員 |
|----|--------------|----------|----------|----------|
| 人数 | 1,014 | 29 | 10 | 8 |

3 窓口相談**(1) 福祉と健康の総合窓口の設置**

市役所本庁舎と3か所の福祉健康センターに福祉と健康の総合窓口を開設し、各種相談や主要な福祉サービスの利用申込に対応できるようにしています。

(2) 聴覚障害者窓口相談業務

聴覚に障害のある人の行政に関する相談の処理および窓口サービスの確保のため、手話通訳のできる手話相談員を配置しています。令和元年度は、521件の相談がありました。

(3) 聴覚障害者相談事業補助

聴覚に障害のある人の各種相談に応じ、適切な助言・指導を行うことにより、日常生活の安定を図ることを目的として、金沢市聴力障害者福祉協会事務所において行っています。

(4) 精神保健相談

各福祉健康センターで、精神科医による「こころの健康相談」「アルコール依存相談」の他、心理士による相談などを定期的に行っています。

第 4 部

資 料

1 金沢市障害者施策推進協議会

(1) 金沢市障害者施策推進協議会条例

(平成11年3月18日 条例第6号)

(設置)

第1条 本市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、金沢市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 本市における障害者（法第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）のための施策に関する基本的な計画に関し、法第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市長に意見を述べること。
- (2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 本市における障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく業務の円滑な実施に関する計画に関し、同法第88条第10項の規定に基づき、市長に意見を述べること。
- (5) 本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画に関し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第10項の規定に基づき、市長に意見を述べること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者及びその家族
- (2) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要があると認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第80号、中央省庁等改革のための関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第10条による改正）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年9月21日条例第55号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

[平成17年規則第65号で、平成17年4月18日から施行]

附 則（平成18年3月27日条例第27号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。〔平成23年政令第295号で、平成24年4月1日から施行〕

附 則（平成24年3月26日条例第18号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。〔平成24年政令第144号で、平成24年5月21日から施行〕

附 則（平成25年3月26日条例第2号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第6条による改正(抄)）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第22号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 令和2年度金沢市障害者施策推進協議会委員名簿

| 区 分 | 関係分野 | 氏 名 ・ 所 属 等 | 備 考 |
|--|------------------|--|---------------------------|
| 第1号委員 障害のある人及びその家族 | 身体障害 (肢体不自由) | 田 中 弘 幸 金沢市身体障害者団体連合会副会長 | 自立支援 協議会 委員兼務 |
| | 身体障害 (視覚障害) | 米 田 茂 金沢市視覚障害者協会福祉部長 | 自立支援 協議会 委員兼務 |
| | 身体障害 (聴覚障害) | 吉 岡 真 人 金沢市聴力障害者福祉協会会長 | 自立支援 協議会 委員兼務 |
| | 身体障害 (家族) | 金 子 聡 子 石川県肢体不自由児協会常任理事 | |
| | 知的障害 (家族) | 浅 永 洋 子 金沢手をつなぐ親の会副会長 | 自立支援 協議会 委員兼務 |
| | 精神障害 (家族) | 中 谷 賢 宗 石川県精神障害者家族連合会会長 | |
| 第2号委員 障害のある人の自立及び社会参加に関する事業に従事する者 | 社会福祉施設 代 表 | 小 島 武 金沢市障害児・者福祉施設連絡会代表幹事代理 | |
| | 地域福祉事業 従 事 者 | 岡 田 淳 夫 社会医療法人財団松原愛育会医師 | 自立支援 協議会 委員兼務 |
| | 地域福祉事業 従 事 者 | 中 村 久 司 社会福祉法人こころ理事 ワークプラザますいずみ管理者 | |
| | 地域福祉事業 従 事 者 | 後 出 建 司 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 | |
| 第3号委員 知識経験者 | 社 会 福 祉 | 森 山 治 金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授 | 会長 自立支援 協議会 委員兼務 |
| | 障害児教育 | 吉 村 優 子 金沢大学人間社会研究域学校教育系准教授 | |
| | 精神保健医療 | 岡 宏 金沢市医師会理事 | 自立支援 協議会 委員兼務 |
| | バリアフリー デ ザ イン | 高 多 真 裕 美 社団法人石川県作業療法士会理事 | |
| 専門委員 | 障害者計画策定 | 田 邊 浩 金沢大学人間社会研究域人間科学系教授 | |
| | 障害者計画策定 | 中 本 富 美 独立行政法人国立病院機構医王病院 医療社会事業専門員 | |

(3) 令和2年度ワーキング編成・障害者計画策定専門委員会編成

| 区分 | 調査項目 | 委員氏名 | 適要 |
|--------------|--|---|----------------------------------|
| 1 | 守られる 住まう 働くる 得る 参加する 使う | 田中 弘幸 米田 茂 吉岡 真人 小島 武 中村 久司 後出 建司 森山 治 | (兼任) リーダー |
| 2 | 学ぶ 遊ぶ つきあう 出かける すこやかに暮らす 知る | 吉岡 真人 金子 聡子 浅永 洋子 中谷 賢宗 吉村 優子 岡 宏 高多真裕美 | (兼任) リーダー |
| 障害者計画策定専門委員会 | | 田中 弘幸 米田 茂 吉岡 真人 金子 聡子 浅永 洋子 中谷 賢宗 小島 武 森山 治 吉村 優子 田邊 浩 中本 富美 | 専門委員 専門委員 |

② ノーマライゼーションプラン金沢推進プロジェクト設置要綱

(平成11年6月22日決裁)

最終改正 令和2年4月1日決裁

第1条 本市における障害者計画の推進を図るため、ノーマライゼーションプラン金沢推進プロジェクト・チーム（以下「プロジェクト・チーム」という。）を設置する。

第2条 プロジェクト・チームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ノーマライゼーションプラン金沢の施策化の検討
- (2) ノーマライゼーションプラン金沢の推進状況の把握と評価
- (3) 金沢市障害者施策推進協議会からの提言及び課題の検討
- (4) その他障害者施策に関する事項の調査等

第3条 プロジェクト・チームは、原則として別表に定める課等のグループ長、担当課長補佐（これに相当する補職名を有する職員を含む。）又は主査で組織する。

2 プロジェクト・チームの座長は、障害福祉課長とする。

第4条 プロジェクト・チームの会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、関係課等の職員を会議に加えることができる。

第5条 プロジェクト・チームの庶務は、福祉局障害福祉課において処理する。

第6条 プロジェクト・チームの進行管理は、福祉局障害福祉課が行う。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

別表（第3条関係）

広報広聴課 交通政策課 歩ける環境推進課 人事課 文化政策課 スポーツ振興課 商工業振興課 労働政策課 観光政策課 市民協働推進課 市民課 地域長寿課 生活支援課 介護保険課 障害福祉課 子育て支援課 保育幼稚園課 こども相談センター 幼児教育センター 健康政策課 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター 医療保険課 地域保健課 都市計画課 緑と花の課 市営住宅課 建築指導課 道路建設課 道路管理課 営繕課 危機管理課 学校指導課 生涯学習課 図書館総務課 教育プラザ 消防局予防課 市立病院 選挙管理委員会

3 金沢市障害者自立支援協議会設置要綱

(1) 金沢市障害者自立支援協議会設置要綱

(平成24年11月1日決裁)

改正 平成25年4月1日決裁

(設置)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、金沢市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワークの構築等に向けた協議及び課題の共有に関すること。
- (2) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策の助言に関すること。
- (3) 個別支援会議（個々の障害者の課題の解決やサービスの利用調整のための関係者による会議をいう。）の開催に関すること。
- (4) 地域の障害者の支援体制に係る課題の整理並びに社会資源の開発及び改善に向けた協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の推進に向けて必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者及びその家族
- (2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要があると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局会議)

第8条 協議会に、本会の業務を円滑に行うため、事務局会議を置く。

2 事務局会議は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整等の事務を処理する。

3 事務局会議は、事務局員若干人で組織する。

4 事務局員は、障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、会長が指名する。

5 事務局会議は、会長が招集する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉局障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月28日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 令和2年度金沢市障害者自立支援協議会委員名簿

| 区分 | 関係分野 | 氏名・所属等 | 備考 |
|--|-------------------|---|-----------------------|
| 第1号委員 障害のある人 及びその家族 | 身体障害 (肢体不自由) | 田中弘幸 金沢市身体障害者団体連合会副会長 | 施策推進協議会 委員兼務 |
| | 身体障害 (視覚障害) | 米田茂 金沢市視覚障害者協会福祉部長 | 施策推進協議会 委員兼務 |
| | 身体障害 (聴覚障害) | 吉岡真人 金沢市聴力障害者福祉協会理事 | 施策推進協議会 委員兼務 |
| | 知的障害 (家族) | 浅永洋子 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会副会長 | 施策推進協議会 委員兼務 |
| | 精神障害 (家族) | 佐溝進 石川県精神障害者家族連合会会員 | |
| 第2号委員 福祉事業に従事する者 (サービス事業者の実務者または代表者) | 地域福祉事業 従事者 | 岡田牧子 医療法人社団岡部診療所 地域活動支援センターあるふあ施設長 | |
| | 日中活動系 | 中山肇 特手非営利活動法人リエゾン理事長 | |
| | 訪問系 | 新濃清樹 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会理事 彦三のぞみ苑施設長 | |
| | 居住系 (グループホーム等) | 岡田淳夫 社会医療法人財団松原愛育会医師 グループホーム管理者 | 会長 施策推進協議会 委員兼務 |
| | 施設系 | 城田充 社会福祉法人陽風園 ハビリポート若葉・ハビリポート若竹施設長 | |
| | 相談支援系 | 長谷川剛 社会医療法人財団松原愛育会 生活支援センター雪見橋 オープンセサミ城南支援課長 堂田泰子 社会医療法人財団松原愛育会 ピアサポートいしびき精神保健福祉士 | |
| 第3号委員 知識経験者 | 社会福祉 | 森山治 金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授 | 施策推進協議会 委員兼務 |
| | 精神保健医療 | 岡宏 金沢市医師会理事 | 施策推進協議会 委員兼務 |

4 第5次金沢市障害者計画等策定経緯

| 年月日 | 会議名等 | 内容 |
|-----------------------|--|--|
| 令和元年度 | | |
| 令和元年7月19日 | 第1回金沢市障害者施策推進協議会 | ○次期金沢市障害者計画、金沢市障害福祉計画・金沢市障害児福祉計画策定に向けたアンケート調査（案）について審議 |
| 8月2日 | 第1回アンケート検討専門委員会開催 | ○アンケートの具体的内容の検討 |
| 9月20日 | 第2回アンケート検討専門委員会開催 | ○アンケートの具体的内容の審議 |
| 10月21日 ～ 11月15日 | 金沢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケートの実施 （事業者等は11月30日まで） | 調査票配布 障害のある人 4,108 市民 250 事業者等 300 |
| 令和2年3月24日 | 第2回金沢市障害者施策推進協議会 | ○アンケート調査結果の報告 ○障害者計画策定専門委員会の設置及び策定スケジュール（案）の審議 |
| 令和2年度 | | |
| 令和2年7月3日 | 第1回障害者計画策定専門委員会 | ○ノーマライゼーションプラン金沢2021 骨子（素案）等について検討 |
| 7月17日 | 第1回金沢市障害者施策推進協議会・ 金沢市障害者自立支援協議会合同会議 | ○ノーマライゼーションプラン金沢2021 骨子（素案）等について審議 |
| 9月15日 ～ 10月16日 | 重症心身障害のある方及びご家族の方 との意見交換 | |
| 10月1日 ～ 10月16日 | 第1回市民フォーラム （動画配信とアンケートでの開催） | ○ノーマライゼーションプラン金沢2021 骨子（素案）に対する意見募集 |
| 11月20日 | 第2回障害者計画策定専門委員会 | ○ノーマライゼーションプラン金沢2021 骨子（案）について検討 |
| 12月2日 | 第2回金沢市障害者施策推進協議会・ 金沢市障害者自立支援協議会合同会議 | ○ノーマライゼーションプラン金沢2021 骨子（案）について審議 |
| 12月21日 ～ 1月19日 | ノーマライゼーションプラン金沢20 21骨子（案）のパブリックコメント | |
| 1月13日 | 第1回金沢市障害者自立支援協議会 | ○第6期金沢市障害福祉計画・第2期金沢市障害児福祉計画 骨子（案）について審議 |

| 年月日 | 会議名等 | 内容 |
|---------------------|---|---|
| 1月18日 ～ 2月5日 | 第2回市民フォーラム (動画配信とアンケートでの開催) | ○ノーマライゼーションプラン金沢2021 骨子(案)に対する意見募集 |
| 1月18日 ～ 2月17日 | 第6期金沢市障害福祉計画・第2期金沢 市障害児福祉計画骨子(案)のパブリッ クコメント | |
| 2月10日 | 障害者施策推進協議会ワーキング・障害 者計画策定専門委員会合同会議 | ○ノーマライゼーションプラン金沢2021 各論(生活場面別計画)(案)について検討 |
| 2月24日 | 第3回金沢市障害者施策推進協議会・ 金沢市障害者自立支援協議会合同会議 | ○ノーマライゼーションプラン金沢2021 及び第6期金沢市障害福祉計画・第2期金沢 市障害児福祉計画(案)について最終審議 |
| 3月2日 | 市長への建議 ノーマライゼーションプラン金沢20 21及び第6期金沢市障害福祉計画・第 2期金沢市障害児福祉計画策定 | ○ノーマライゼーションプラン金沢2021 及び第6期金沢市障害福祉計画・第2期金沢 市障害児福祉計画を建議 |



障害者OK



学校教育OK

このマークは本書に掲載しているすべての著作物について付けられたものです。



この本をそのまま読むことが困難な方のために、営利を目的とする場合を除き、「録音図書」「拡大写本」等の読書代替物への媒体変換を行うことは自由です。

ともに創り ともに生きる

ノーマライゼーションプラン金沢2021

発行年月 令和3年(2021年)3月

発行 金沢市
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
電話 076-220-2289 F A X 076-232-0294
E-mail syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

編集 福祉局 障害福祉課



**OUTSIDER
ART
PROJECT**
<http://www.kanazawart.com>



本書は再生紙を使用しています。